

■ 約款のレイアウトについて

「約款」をお読みになる際は、以下を参考にしてください。

1 〈本文〉 この約款の「本文」です。

2 〈補足説明〉 ・「本文」に記載した用語について、説明しています。 (例：* 1、* 2…) ・補足説明の中でさらに補足を加えている場合もあります。 (例：A、B…) ※補足説明も約款の一部ですので、本文とあわせてお読みください。

【記載例】

3 給付金等の支払いについて			
第4条 給付金・祝金の支払い			
1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金または祝金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または祝金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第5条）に該当するときは支払いません。なお、給付金または祝金の支払いに関しては、第1条（保険契約の型）の規定により選択された保険契約の型に定められている給付金・祝金の種類に限ります。			
支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人	
入院給付金 被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院（別表1★）をしたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする入院 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所（別表3★）への入院 (4) 入院日数が1日*4以上の入院	1回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数）	入院給付金受取人	
入院初期重点給付金 被保険者が、保険期間中に入院給付金が支払われる入院（別表1★）をしたとき	1回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数） （注）入院開始から入院日数30日分を限度として入院給付金に加えて支払います。		

第4条 補足説明

* 3 疾病

公的医療保険制度（別表5★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存Aは含みません。なお、責任開始の時*1以後に生じた、不慮の事故（別表2★）以外の外因を直接の原因とする傷害については、疾病のみならず取り扱います。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

★別表1（P.368参照）、別表2（P.368参照）、別表3（P.369参照）、別表4（P.369参照）、別表5（P.369参照）、別表6（P.369参照）、別表7（P.369参照）、別表8（P.369参照）、別表9（P.370参照）、別表10（P.370参照）、別表12（P.371参照）

3 〈脚注〉 「別表」や「ご契約のしおり」などを参照している部分について、その参照先のページを記載しています。 ※脚注は約款ではありません。

※約款中の文言の後ろの条文の番号は、その文言について規定されている箇所を表しています。

【例】免責事由（第5条）

なお、同じ条文中にその文言が2回以上ある場合は、2回目以降の記載は省略します。

利率変動型積立保険普通保険約款目次

この保険の特色	169	11 解約等について	
1 用語の意義について		第24条 保険契約の解約	178
第1条 用語の意義	169	第25条 保険契約の消滅	178
2 保険契約の締結について		第26条 返戻金	178
第2条 保険契約の締結	169	第27条 死亡給付金受取人による保険契約の存続	178
3 保障の開始について		12 死亡給付金受取人および保険契約者について	
第3条 責任開始の時	169	第28条 会社への通知による死亡給付金受取人の変更	179
4 給付金の支払いについて		第29条 遺言による死亡給付金受取人の変更	179
第4条 給付金の支払い	170	第30条 死亡給付金受取人の死亡	179
第5条 免責事由	171	第31条 保険契約者の権利義務の承継	179
5 給付金の支払請求手続について		第32条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者	180
第6条 給付金の支払請求手続	172	13 契約年齢の計算等について	
第7条 給付金の支払時期	173	第33条 契約年齢の計算	180
6 給付金の支払方法の選択について		第34条 契約年齢の誤りの処理	180
第8条 給付金の支払方法の選択	173	第35条 性別の誤りの処理	180
7 保険料の払込みについて		14 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第9条 保険料の払込み	174	第36条 社員配当金の割当ておよび支払い	180
第10条 保険料の払込方法（経路）	174	15 その他	
第11条 不定期払保険料の払込み	174	第37条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	181
8 取消しと無効について		第38条 保険契約者の住所の変更	181
第12条 詐欺による取消し	175	第39条 時効	181
第13条 不法取得目的による無効	175	第40条 管轄裁判所	181
9 告知義務と解除について		第41条 被指定契約としての取扱いに関する特則	181
第14条 告知義務	175	第42条 保険料の払込停止に関する特則	181
第15条 告知義務違反による解除	175	第43条 第1保険期間中の利率変動積立型終身保険契約からこの保険契約に変更する場合の特則	182
第16条 告知義務違反による解除ができないとき	176		
第17条 重大事由による解除	176		
10 契約内容の変更等について			
第18条 保険料の変更	177		
第19条 保険料払込方法の変更	177		
第20条 保険料の払込停止	177		
第21条 保険料の払込みの再開	177		
第22条 保険契約の一部解約	177		
第23条 保険契約の一部解約の取消し	177		
別表1 対象となる不慮の事故	184		
別表2 感染症	184		
別表3 給付金の支払請求に必要な書類	185		

利率変動型積立保険普通保険約款

(実施 2010.4.2 / 改正 2023.4.1)

約
款

利率変動型積立保険普通保険約款

この保険の特色

目的・内容	保険料または不定期払保険料の積立および死亡または災害死亡に対する保障
保険金・給付金の種類	(1) 災害死亡給付金 (2) 死亡給付金
配当タイプ	毎年利差配当
備考	払い込まれた保険料または不定期払保険料を、毎年変更する積立利率に基づいて積み立てます。 なお、積立利率は最低保証利率である0.01%を下回ることはありません。

1 用語の意義について

第1条 用語の意義

この普通保険約款において使用する用語は、次に定めるとおりとします。

用 語	意 義
(1) 積立金	① 将来、給付金等を支払うため、積立利率等に基づいて計算する保険契約に対する責任準備金をいいます。 ② 積立金額は、会社の定める金額を限度とします。積立金額が会社の定める金額を超えるときは、会社の定める金額を超える積立金額を保険契約者に支払います。
(2) 積立利率	① 積立金を計算する際に用いる利率をいい、会社は、毎年変更する予定利率等に基づき4月1日に変更を行います。ただし、変更後の積立利率は、最低保証利率である0.01%を下回ることはありません。 ② 会社は、毎年4月1日における積立利率を会社の定める方法により開示します。
(3) 保険料	保険契約者が、年払、半年払または月払により定期的に払い込む金銭をいいます。
(4) 不定期払保険料	保険契約者が、(3)に定める保険料以外で一時に払い込む金銭をいいます。

2 保険契約の締結について

第2条 保険契約の締結

この保険契約を締結するときは、保険契約者は、この保険契約を保険契約指定特約に定める被指定契約とする指定契約とあわせて締結することを必要とします。

3 保障の開始について

第3条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時

承諾の時期	責任開始の時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第14条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日とし、責任開始の日を含む月の翌月1日を契約成立日★とします。契約年齢(第33条)の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

(1) 会社名
(2) 保険契約者の氏名または名称
(3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
(4) 受取人の氏名または名称
(5) 支払事由
(6) 保険期間
(7) 保険給付の額
(8) 保険料およびその払込方法
(9) 契約成立日
(10) 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

4 給付金の支払いについて

第4条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第5条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
災害死亡給付金	被保険者が、保険期間中に、次のいずれかに該当したとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき (2) 責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表2★）を直接の原因として死亡したとき	被保険者が死亡した日における積立金の1.5倍相当額	死亡給付金受取人
死亡給付金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき。ただし、災害死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金は支払いません。	被保険者が死亡した日における積立金相当額	

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。
- (1) 全般について

項 目	内 容
① 被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

第4条 補足説明

*1 責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。

項 目	内 容
② 被保険者が、責任開始の時*1以後契約成立日（第3条）の前日までの間に災害死亡給付金または死亡給付金の支払事由に該当し、災害死亡給付金または死亡給付金が支払われるとき	会社は、責任開始の日*2を契約成立日とみなして、死亡給付金受取人に災害死亡給付金または死亡給付金を支払います。

(2) 災害死亡給付金について

項 目	内 容
被保険者が、災害死亡給付金の支払事由に該当した場合で、不慮の事故（別表1★）の日または感染症（別表2★）を発病した日*3以後、被保険者が死亡した日までの間に、不定期払保険料の払込み（第11条）、保険料の増額（第18条）またはこの保険契約の一部解約の取消し（第23条）があったとき	次のとおり取り扱います。 ① この不定期払保険料、保険料の増額分または返戻金による積立金額は、災害死亡給付金額の計算の基準となる積立金額には含めません。 ② ①の場合、災害死亡給付金額の計算の基準となる積立金額に含まれなかった積立金額は、災害死亡給付金とともに死亡給付金受取人に支払います。

★別表1（P.184参照）、別表2（P.184参照）

第5条 免責事由

1. 支払事由（第4条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）	
災害死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 死亡給付金受取人の故意または重大な過失 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 (8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱
	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。
(1) 災害死亡給付金について

第4条 補足説明

*2 責任開始の日

第3条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

*3 感染症を発病した日

医師の死亡診断書等により、感染症（別表2★）を発病した日と判断される日をいいます。

第5条 補足説明

*1 責任開始の日

第3条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

項 目	内 容
① 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失によって被保険者を死亡させたとき	故意または重大な過失によって被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
② 「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって災害死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、災害死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。

(2) 死亡給付金について

項 目	内 容
① 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
② 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
③ 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	ア. 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 イ. この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

5 給付金の支払請求手続について

第6条 給付金の支払請求手続

- 給付金の支払事由（第4条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 給付金の支払請求に必要な書類（別表3★）
(2) 次のいずれかの書類 - 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 - 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*1が確認した書類

第6条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第7条 給付金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で給付金を支払います。
2. 会社は、給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 給付金の支払事由（第4条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金支払いの免責事由（第5条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第15条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第17条）、詐欺（第12条）または不法取得目的（第13条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第17条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

- (1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 本条の2. および3.の確認を行うときは、会社は、死亡給付金受取人（死亡給付金受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3.の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

第7条 補足説明***1 (1)から(4)に定める事項の確認**

会社が指定した医師による診断を含みます。

***2 (1)から(4)に定める日数**

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

***3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき**

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

約

款

利率変動型積立保険普通保険約款

6 給付金の支払方法の選択について**第8条 給付金の支払方法の選択**

給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、給

付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

7 保険料の払込みについて

第9条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第3条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	

2. 第2回以後の保険料は、毎回第10条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。
3. 本条の1. および2. の規定により払い込まれた保険料については、払い込まれた日を含む月の翌月1日を基準として積立金の計算を行います。

第10条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- | |
|---|
| (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1 |
| (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法 |
| (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法 |
| (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2 |
| (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法 |
| (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法 |

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第9条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、払込期月の翌月1日以後、未払込保険料を本条の1. -(6)の方法により払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、本条の1. -(1)の方法により払い込むことができます。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第11条 不定期払保険料の払込み

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、不定期払保険料を払い込むことができ

第8条 補足説明

* 1 給付金

給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第9条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第10条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

ます。

2. 本条の1. の規定により払い込まれた不定期払保険料については、払い込まれた日を含む月の翌月1日を基準として積立金の計算を行います。

8 取消しと無効について

第12条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料および不定期払保険料は払い戻しません。

第13条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料および不定期払保険料は払い戻しません。

- | |
|-----------------------|
| (1) 給付金を不法に取得する目的 |
| (2) 他人に給付金を不法に取得させる目的 |

9 告知義務と解除について

第14条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第4条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第15条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第4条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り組みます。

- | |
|----------------------------------|
| (1) 給付金の支払いを行いません。 |
| (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。 |

3. 本条の2. の規定にかかわらず、給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が証明したときは、会社は、給付金の支払いを行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。

- | |
|------------------------------------|
| (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合 |
| (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合 |

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第26条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第16条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第4条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第17条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または死亡給付金受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第4条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由が生じていたときは、その給付金の支払いについて、会社は、次のとおり取り扱います。

第16条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 責任開始の日

第3条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

第17条 補足説明

* 1 給付金

この保険契約の給付金をいいます。

- (1) 給付金*²の支払いを行いません。
- (2) すでに給付金*²を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第15条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第26条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4.の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4.の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

10 契約内容の変更等について

第18条 保険料の変更

保険契約者は、この保険契約の締結後、会社の定める金額の範囲内で、将来に向かって保険料を変更することができます。

第19条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第9条（保険料の払込み）および第10条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第9条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第20条 保険料の払込停止

第9条（保険料の払込み）の規定にかかわらず、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、将来の保険料の払込みを停止することができます。

第21条 保険料の払込みの再開

第20条（保険料の払込停止）に定める保険料の払込みを停止したときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、将来の保険料の払込みを再開することができます。

第22条 保険契約の一部解約

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、将来に向かって、この保険契約を一部解約★することができます。
2. この保険契約の一部解約が行われた場合で、一部解約分に対応する返戻金（第26条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。この場合、第7条（給付金の支払時期）の1.の規定を準用します。

★「一部解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第23条 保険契約の一部解約の取消し

1. 第22条（保険契約の一部解約）の規定によりこの保険契約の一部解約が行われた場合でも、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約の一部解約が行われた日からその日を含めて30日以内であれば、この保険契約の一部解約を将来に向かって取り消すことができます。
2. 本条の1.の場合、保険契約者は、同時に、この保険契約の一部解約により支払

第17条 補足説明

* 2 給付金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

われた返戻金（第26条）の全部に相当する金額を払い込むことを必要とします。

3. 本条の1. および2. に定める保険契約の一部解約の取消しは、前回、この保険契約の一部解約の取消しを行った日からその日を含めて1年間は行うことができません。
4. この保険契約の一部解約が取り消されたときは、一部解約が取り消された部分については、本条の2. に定める払込みがあった日を含む月の翌月1日を基準として積立金の計算を行います。

11 解約等について

第24条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第26条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第25条 保険契約の消滅

1. 次のいずれかに該当したときは、この保険契約は消滅します。

- (1) 解約、解除、取消しまたは無効により、すべての指定契約*1が消滅したとき
 - (2) 保険期間の満了により、すべての指定契約*1が消滅したとき
 - (3) すべての指定契約*1について、保険契約者から保険契約指定特約による取扱いを行わない旨の申し出があったとき
 - (4) すべての指定契約*1が効力を失った場合*2で、かつ、効力を失った日からその日を含めて3年以内にいずれの指定契約*1についても復活の申込みが行われなかったとき
2. 本条の1. にかかわらず、次のいずれもが3年間行われないうち、かつ、その3年間の経過した日の積立金額が3万円未満となったときは、この保険契約は消滅します。ただし、保険料の払込みが免除されている指定契約*1または保険期間と保険料払込期間が異なる指定契約*1のうち保険料払込期間が満了した指定契約*1がある場合を除きます。

- (1) 保険料の払込み（第9条）
 - (2) 不定期払保険料の払込み（第11条）
 - (3) 保険契約の一部解約（第22条）
 - (4) 指定契約*1への保険料の払込み
 - (5) その他契約内容等の変更

3. 本条の1. および2. の規定によってこの保険契約が消滅した場合で、返戻金（第26条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
4. 本条の3. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第26条 返戻金

返戻金額は、保険料を払い込んだ年月数等により計算します。

第27条 死亡給付金受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（一部解約を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か

第25条 補足説明

*1 指定契約

この保険契約を被指定契約とする指定契約をいいます。

*2 指定契約が効力を失った場合

更新後契約の第1回保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれず、更新後契約の効力が生じなかった場合を含みます。

月を経過した日に効力を生じます。

2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に於いて次のすべてを満たす死亡給付金受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金の支払事由（第4条）が生じ、会社が給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

12 死亡給付金受取人および保険契約者について

第28条 会社への通知による死亡給付金受取人の変更

1. 保険契約者は、給付金の支払事由（第4条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の死亡給付金受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡給付金受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第29条 遺言による死亡給付金受取人の変更

1. 第28条（会社への通知による死亡給付金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、給付金の支払事由（第4条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 本条の1. の死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による死亡給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第30条 死亡給付金受取人の死亡

1. 死亡給付金受取人が給付金の支払事由（第4条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。
2. 本条の1. の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の死亡給付金受取人を死亡給付金受取人とします。
3. 本条の1. および2. により死亡給付金受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第31条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第27条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

第32条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 災害死亡給付金および死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。

13 契約年齢の計算等について

第33条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第34条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第33条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第3条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外の場合は、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料および不定期払保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、契約年齢を訂正します。

第35条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、性別を訂正します。

14 社員配当金（保険契約者への配当）について

第36条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。割り当てた社員配当金は、次のとおり取り扱います。

対象となる保険契約	取扱方法
(1) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の第6月目の末に有効である保険契約	社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の初日から第6月目の末まで会社の定める利率による利息をつけて積み立て、その元利金を第6月目の末に積立金に充当します。
(2) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の初日から第6月目の末までの間に消滅する保険契約	① 給付金の支払いにより保険契約が消滅するときは、(1)に準じてそれまでに積み立てられた社員配当金をその給付金の受取人に支払います。 ② ①以外の事由により保険契約が消滅するときは、(1)に準じてそれまでに積み立てられた社員配当金を保険契約者に支払います。
(3) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の初日前に消滅する保険契約	① 給付金の支払いにより保険契約が消滅するときは、給付金とともにその受取人に支払います。 ② ①以外の事由により保険契約が消滅するときは、社員配当準備金に繰り入れます。

2. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第7条（給付金の支払

第33条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

時期)の1.の規定を準用します。

15 その他

第37条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第38条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1.に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル 0120-714-532）となります。

第39条 時効

給付金（第4条）、返戻金（第26条）または社員配当金（第36条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第40条 管轄裁判所

この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または死亡給付金受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

第41条 被指定契約としての取扱いに関する特則

この保険契約は、保険契約指定特約に定める被指定契約として、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) この保険契約の取扱い	普通保険約款に定めるほか、保険契約指定特約に定めるところによります。
(2) 指定契約が更新されること等により指定契約の保険料額が増額となるとき	指定契約の保険料額が増額となる日を含む月以降のこの保険契約の保険料額を増額することがあります。
(3) 被保険者が死亡した時から死亡給付金受取人が災害死亡給付金または死亡給付金を請求するまでの間に、指定契約の保険料がこの保険契約の積立金から払い込まれたとき	支払うべき災害死亡給付金額*1または死亡給付金額から、指定契約の保険料として払い込まれた積立金額を差し引いた金額を死亡給付金受取人に支払います。

第42条 保険料の払込停止に関する特則

1. 保険料の払込方法(回数)（第9条）が年払の場合には、保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の取扱いの範囲内で、第20条（保険料の払込停止）の規

第40条 補足説明

- * 1 死亡給付金受取人
死亡給付金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。
- * 2 同一の都道府県内にある支社
同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第41条 補足説明

- * 1 災害死亡給付金額
第4条（給付金の支払い）の2.-(2)に定める災害死亡給付金額とともに支払われる積立金額を含みます。

約

款

利率変動型積立保険普通保険約款

定を準用して、第2回以後の保険料の払込みを停止することができます。

2. 本条の1. の場合、保険料の払込みの再開については、第21条（保険料の払込みの再開）の規定を準用して取り扱います。

第43条 第1保険期間中の利率変動積立型終身保険契約からこの保険契約に変更する場合の特則

1. 会社は、保険契約者の請求により、会社の取扱いの範囲内で、第1保険期間中の利率変動積立型終身保険契約*1から、保険契約者および被保険者をそれぞれ同一人とするこの保険契約への変更を取り扱います。
2. 本条の1. の変更の際、会社は、被保険者に関する告知（第14条）を求めません。ただし、本条の取扱いと同時にこの保険契約を被指定契約とする指定契約を締結する場合を除きます。
3. 会社が本条の1. の変更を承諾したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（責任開始の時）の規定によりこの保険契約の保障が開始したときに、変更前の利率変動積立型終身保険契約*1は消滅します。
- (2) 変更前の利率変動積立型終身保険契約*1の積立金*2等の金額*3は、(1)の消滅の際にこの保険契約の積立金に充当され、充当された日を含む月の翌月1日を基準としてこの保険契約による積立金の計算を行います。
- (3) 次の規定の適用にあたっては、この保険契約の保険期間は、変更前の利率変動積立型終身保険契約*1から継続したものとして取り扱います。
 - ① 給付金の支払い（第4条）
 - ② 被保険者の自殺による免責（第5条）
 - ③ 詐欺による取消し（第12条）または不法取得目的による無効（第13条）
 - ④ 告知義務違反による解除（第15条・第16条）
- (4) 変更前の利率変動積立型終身保険契約*1に付加されている次の特約は、この保険契約に引き続き付加されます。
 - ① 団体特約
 - ② 集団特約
 - ③ 事業保険特約
 - ④ 保険料口座振替特約
 - ⑤ クレジットカード特約
 - ⑥ 保険契約転換特約
 - ⑦ 保険契約一部転換特約
- (5) 変更前の利率変動積立型終身保険契約*1を保険契約指定特約に定める被指定契約としていた指定契約については、被指定契約をこの保険契約に変更します。この場合、次のとおり取り扱います。
 - ① 第2条（保険契約の締結）の規定は適用しません。
 - ② 指定契約の普通保険約款および付加特約において、被指定契約をこの保険契約に変更するにあたって必要な読み替えを行います。
- (6) 本条の1. の請求後に変更前の利率変動積立型終身保険契約*1の第2回以後の保険料の払込方法に基づき払い込まれた保険料は、会社の取扱いの範囲内で、不定期払保険料としてこの保険契約に払い込まれたものとして取り扱います。
- (7) 本条に特段の定めがないときは、この保険契約および保険契約指定特約の規定を適用します。

第43条 補足説明

*1 第1保険期間中の利率変動積立型終身保険契約

本条において「利率変動積立型終身保険契約」といいます。

*2 利率変動積立型終身保険契約の積立金

保険契約者が変更の請求をした日を含む月の末日まで継続したものとして計算した積立金をいいます。

*3 利率変動積立型終身保険契約の積立金等の金額

次の(1)から(3)の金銭を含みます。

- (1) 消滅時に支払われる配当金
- (2) 利率変動積立型終身保険契約*1の消滅により無配当特定状態給付保険契約が消滅するときは、その責任準備金およびすえ置かれた無事故給付金の元利合計額
- (3) 利率変動積立型終身保険契約*1を保険契約指定特約に定める被指定契約とする指定契約が本条の取扱いと同時に保障内容変更特約に定める取扱いによって変更前契約として消滅するときは、その保障内容変更価格

4. この保険契約の第1回保険料*4の払込みについて、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約の第1回保険料*4を変更前の利率変動積立型終身保険契約*1の積立金*2等の金額*3から払い込むことができます。この場合、保険契約者が変更の請求をした時または会社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時に第1回保険料*4の払込みがあったものとみなします。
- (2) (1)および第3条（責任開始の時）にかかわらず、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、本条の1. の請求後の翌月1日以後に変更前の利率変動積立型終身保険契約*1の第2回以後の保険料の払込方法に基づき払い込まれた保険料をこの保険契約の第1回保険料*4とすることができます。この場合、本条の1. の請求をした日の属する月の翌月1日を契約成立日とし、この保険契約の保障は、その日から開始します。なお、(2)の規定は、本条の取扱いと同時にこの保険契約を被指定契約とする指定契約を締結するときは適用しません。

第43条 補足説明

*4 第1回保険料

第1回保険料相当額を含みます。

約

款

利率変動型積立保険普通保険約款

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表 1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表2 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

別表3 給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 災害死亡給付金の支払い	(1) 災害死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 災害死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 災害死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

5年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款目次

この保険の特色	187	12 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第24条 保険料払込方法の変更	198
第1条 責任開始の時	187	第25条 保険期間の変更	198
2 保険金の支払いについて		第26条 保険契約の更新	199
第2条 保険金の支払い	187	第27条 他の保険契約への加入	200
第3条 免責事由	189	第28条 保険金額の減額	200
3 保険金の支払請求手続について		13 解約等について	
第4条 保険金の支払請求手続	189	第29条 保険契約の解約	200
第5条 保険金の支払時期	190	第30条 返戻金	201
4 保険金の支払方法の選択について		第31条 保険料の未経過分に相当する返還金	201
第6条 保険金の支払方法の選択	191	第32条 保険金の受取人による保険契約の存続	201
5 保険料の払込免除について		14 保険金の受取人および保険契約者について	
第7条 保険料の払込免除	191	第33条 会社への通知による保険金の受取人の変更	201
第8条 保険料の払込免除の免責事由	192	第34条 遺言による保険金の受取人の変更	201
6 保険料の払込免除の請求手続について		第35条 保険金の受取人の死亡	202
第9条 保険料の払込免除の請求手続	192	第36条 保険契約者の権利義務の承継	202
7 保険料の払込みにについて		第37条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者	202
第10条 保険料の払込み	193	15 契約年齢の計算等について	
第11条 保険料の払込方法（経路）	193	第38条 契約年齢の計算	202
第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	193	第39条 契約年齢の誤りの処理	202
第13条 保険料の前納および予納	194	第40条 性別の誤りの処理	203
8 失効、失効取消および復活について		16 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第14条 保険契約の失効	194	第41条 社員配当金の割当ておよび支払い	203
第15条 保険契約の失効取消	194	17 その他	
第16条 保険契約の復活	195	第42条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	204
9 取消しと無効について		第43条 保険契約者の住所の変更	204
第17条 詐欺による取消し	195	第44条 時効	204
第18条 不法取得目的による無効	195	第45条 管轄裁判所	204
10 告知義務と解除について		18 特則について	
第19条 告知義務	196	第46条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則	204
第20条 告知義務違反による解除	196	第47条 団体定期保険契約等からこの保険契約へ加入する場合の特則	204
第21条 告知義務違反による解除ができないとき	196	第48条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	205
第22条 重大事由による解除	197		
11 保険契約者に対する貸付について			
第23条 保険契約者に対する貸付	198		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	206		
別表2 対象となる不慮の事故	207		
別表3 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	208		

5年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款

(実施 1996.10.2 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	(1) 死亡保険金 (2) 高度障害保険金
配当タイプ	5年ごと利差配当

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第19条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第38条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- 会社名
- 保険契約者の氏名または名称
- 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- 受取人の氏名または名称
- 支払事由
- 保険期間
- 保険給付の額
- 保険料およびその払込方法
- 契約成立日
- 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

2 保険金の支払いについて

第2条 保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（保険金を支払う場合）	金 額	受取人
死亡保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき		高度障害保険金受取人

2. 保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 死亡保険金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(2) 高度障害保険金について

項 目	内 容
① 高度障害保険金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者として扱います。
② 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
③ 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
④ 被保険者が、保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、保険期間満了日に高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第26条）されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。 ア. 保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

第2条 補足説明

* 1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、高度障害保険金については、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

* 3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
⑤ 高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるとき	高度障害保険金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、高度障害保険金は支払いません。
⑥ 高度障害保険金を支払ったとき	この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表1 (P.206参照)

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても保険金を支払わない場合）
死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡保険金受取人の故意 (3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第16条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、保険金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡保険金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表1 (P.206参照)

3 保険金の支払請求手続について**第4条 保険金の支払請求手続**

1. 保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみ

第3条 補足説明***1 責任開始の日**

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

やかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

3. この保険契約が次の契約形態の場合で、保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人は保険金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 保険金の支払請求に必要な書類（別表3★）
(2) 次のいずれかの書類
① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表3（P.208参照）

第5条 保険金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で保険金を支払います。
2. 会社は、保険金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 保険金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第20条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第22条）、詐欺（第17条）または不法取得目的（第18条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第22条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

第4条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第5条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

- (1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

★別表3（P.208参照）

4 保険金の支払方法の選択について

第6条 保険金の支払方法の選択

保険金が支払われるときは、保険金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、保険金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第10条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の払込免除による	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。

第5条 補足説明

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

*1 保険金

保険金とともに支払われる金銭を含みます。

第7条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

項 目	内 容
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.206参照）、別表2（P.207参照）

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表1（P.206参照）

6 保険料の払込免除の請求手続について

第9条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（保険金の支払時期）の規定を準用します。

★別表3（P.208参照）

7 保険料の払込みについて

第10条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第11条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第11条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第10条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第10条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第10条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第10条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

第10条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第11条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第12条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第10条）までに、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 保険金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第13条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第10条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金を支払う場合には、その受取人に支払います。
- (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

8 失効、失効取消および復活について

第14条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第30条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第15条 保険契約の失効取消

1. 第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第30条）の支

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第10条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

払いを請求したときは、この取扱いを行いません。

2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に保険金の支払事由（第2条）が生じたとき	保険金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。

第16条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第14条（保険契約の失効）または第23条（保険契約者に対する貸付）の(3)の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第19条）および告知義務違反による解除（第20条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第30条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。また、第23条（保険契約者に対する貸付）の(3)の規定によって効力を失った保険契約を復活させるときは、別に貸付元金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

9 取消しと無効について

第17条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第16条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第16条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 保険金を不法に取得する目的
- (2) 他人に保険金を不法に取得させる目的

第16条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

10 告知義務と解除について

第19条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第16条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第20条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第16条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。(2) すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。(3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。 |
|--|

3. 本条の2. の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合(2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合 |
|---|

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第21条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第20条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第16条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第22条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第21条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第22条 補足説明

* 1 保険金

この保険契約の保険金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

- (1) 保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第20条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4.の規定にかかわらず、本条の1.－(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して本条の2.－(1)または(2)の規定を適用し保険金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の4.の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

11 保険契約者に対する貸付について

第23条 保険契約者に対する貸付

保険契約者は、会社の取扱いの範囲内において、返戻金額*1のうち会社の定める限度内で、貸付を受けることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 貸付金の利息	会社の定める利率で計算します。
(2) 本条の規定による貸付金とその利息との合計額が返戻金額を超えたとき	保険契約者は、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
(3) 会社が(2)の通知を発した日を含む月の翌月末日までに、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額が払い込まれないとき	この保険契約は、会社が(2)の通知を発した日を含む月の翌々月1日から効力を失います。
(4) 貸付金の精算	会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。 ① 保険金が支払われるとき ② 保険金額が減額（第28条）されたとき ③ 保険期間が変更（第25条）されたとき ④ ①以外の事由によってこの保険契約が消滅したとき

第23条 補足説明

* 1 返戻金額

本条の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

12 契約内容の変更および更新等について

第24条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第10条（保険料の払込み）および第11条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第10条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第25条 保険期間の変更

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更することができます。この場合、変更後の保険金額は変更前の保険金額を限度とし

ます。

2. 保険期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
3. 保険期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第26条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第38条）が会社の定める年齢の範囲内であること |
| (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める年齢の範囲内であること |
| (4) 契約成立日（第1条）からその日を含めて、更新後契約の保険期間満了日までの期間が会社の定める期間内であること |

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第10条（保険料の払込み）の1. および第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の保険金額	更新前契約の保険期間満了日の保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)または(4)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第26条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第39条・第40条）に準じて取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(4)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)、(2)、(5)および(6)の規定を準用します。また、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険金（名称の如何を問いません。）の金額および保険期間を指定することを必要とします。

第27条 他の保険契約への加入

1. 保険契約者は、保険期間満了日の1か月前までに申し込んだときは、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。ただし、この保険契約の保険期間満了日の被保険者の年齢（第38条）が70歳を超えるとときは、この取扱いをしません。
2. 他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 加入する他の保険契約の第1回保険料相当額の払込み	第1回保険料相当額は、この保険契約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
(2) 加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第1回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この保険契約の保険期間満了日の翌日とします。
(3) 加入する他の保険契約の保険金額	この保険契約の保険期間満了日の保険金額を限度とします。
(4) 他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。

第28条 保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第29条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

13 解約等について

第29条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第30条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第31条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*¹した場合または保険料の払込みが免除（第7条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*²があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、保険金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 保険金の支払事由（第2条）または免責事由（第3条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第20条）または重大事由（第22条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第28条）または解約（第29条）されたとき

第32条 保険金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に於いて次のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*¹を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由（第2条）が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

14 保険金の受取人および保険契約者について

第33条 会社への通知による保険金の受取人の変更

1. 保険契約者は、保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第34条 遺言による保険金の受取人の変更

1. 第33条（会社への通知による保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約

第31条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第10条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第32条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

者は、保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。

2. 本条の1. の保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第35条 保険金の受取人の死亡

1. 保険金の受取人が保険金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により保険金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第36条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第37条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡保険金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。高度障害保険金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について

第38条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第39条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第38条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

第38条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第40条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第41条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(5)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(5)に該当する保険契約については、(4)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第1条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	① その5年ごと応当日*²から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、その5年ごと応当日*²の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 保険金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第26条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約の社員配当金については、更新後契約においても引き続き積み立て、更新日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	責任準備金に加えて取り扱います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、保険金の支払いにより消滅する保険契約	保険金とともにその受取人に支払います。
(5) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)から(4)以外の事由により消滅する保険契約* ³	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。

第41条 補足説明

- * 1 契約成立日
保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- * 2 契約成立日の5年ごとの応当日
本条の1. において「5年ごと応当日」といいます。
- * 3 消滅する保険契約
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第5条（保険金の支払時期）の1.の規定を準用します。

17 その他

第42条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第43条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1.に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第44条 時効

保険金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第30条）または社員配当金（第41条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第45条 管轄裁判所

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社所在地または保険金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1.の規定を準用します。

18 特則について

第46条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

- (1) 第13条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
- (2) 第24条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第47条 団体定期保険契約等からこの保険契約へ加入する場合の特則

1. 団体定期保険契約等*1の普通保険約款等の規定により、団体定期保険契約等*1からこの保険契約への加入が行われた場合には、会社は、責任開始の時（第1条）からこの保険契約上の責任を開始します。ただし、次の規定の適用にあたっては、この保険契約の保険期間は団体定期保険契約等*1のその被保険者に対する部分から継続したものとして取り扱います。

第45条 補足説明

*1 保険金の受取人

保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第47条 補足説明

*1 団体定期保険契約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 団体定期保険契約
- (2) 総合福祉団体定期保険契約
- (3) 無配当団体定期保険契約
- (4) 無配当総合福祉団体定期保険契約
- (5) 団体定期保険こども特約
- (6) 無配当団体定期保険こども特約

- (1) 高度障害保険金の支払い（第2条）
- (2) 被保険者の自殺による免責（第3条）
- (3) 保険料の払込免除（第7条・第8条）
- (4) 詐欺による取消し（第17条）または不法取得目的による無効（第18条）
- (5) 告知義務違反による解除（第20条・第21条）

2. 本条の1. の規定により団体定期保険契約等*1からこの保険契約への加入が行われた場合で、団体定期保険契約等*1に特約*2が付加されているとき、かつ、この保険契約に会社の定める同種の特約を付加するときは、本条の1. の規定を準用します。

第48条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、高度障害保険金受取人が高度障害保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が高度障害保険金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この保険契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
- ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている死亡保険金受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する死亡保険金受取人が2人以上いるときは、その死亡保険金受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が高度障害保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表3★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② (1)に定める代理人の印鑑証明書
- ③ (1)に定める代理人の住民票
- ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

- (4) (1)の規定により会社が高度障害保険金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 第5条（保険金の支払時期）の4. 中、「保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「保険金の受取人または第48条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人（保険金の受取人等が2人以上いるときは、その代表者）」と読み替えます。
- (6) 第5条（保険金の支払時期）の5. 中、「被保険者または保険金の受取人」とあるのを「被保険者、保険金の受取人または第48条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人」と読み替えます。

第47条 補足説明

*2 特約

次の(1)から(14)をいいます。

- (1) 団体定期保険災害割増特約
- (2) 団体定期保険傷害特約
- (3) 団体定期保険災害保障特約
- (4) 団体定期保険こども災害割増特約
- (5) 団体定期保険こども傷害特約
- (6) 団体定期保険こども災害保障特約
- (7) 総合福祉団体定期保険災害総合保障特約
- (8) 無配当団体定期保険災害割増特約
- (9) 無配当団体定期保険傷害特約
- (10) 無配当団体定期保険災害保障特約
- (11) 無配当団体定期保険こども災害割増特約
- (12) 無配当団体定期保険こども傷害特約
- (13) 無配当団体定期保険こども災害保障特約
- (14) 無配当総合福祉団体定期保険災害総合保障特約

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態となる保険料払込免除の対象となる	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
3. 耳の障害（聴力障害）
 - (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
 - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
 の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。
5. 脊柱の障害
 - (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
6. 上・下肢の障害
 - (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
 - (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
7. 指の障害
 - (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渴
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 死亡保険金の支払い	(1) 死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 高度障害保険金の支払い	(1) 高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法 を認めることがあります。 (2) 保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を 行わせることがあります。 (3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごと利差配当付長期生活保障保険普通保険約款目次

この保険の特色	210	12 契約内容の変更および更新等について	222
1 保障の開始について		第25条 保険料払込方法の変更	222
第1条 責任開始の時	210	第26条 保険期間の変更	222
2 年金支払期間について		第27条 保険契約の更新	222
第2条 年金支払期間の指定	210	第28条 他の保険契約への加入	223
3 年金の支払いについて		第29条 年金支払期間の変更	224
第3条 年金の支払い	211	第30条 第1回年金額の減額	224
第4条 免責事由	213	13 解約等について	224
第5条 年金証書の発行	213	第31条 保険契約の解約	224
4 年金の支払請求手続について		第32条 返戻金	224
第6条 年金の支払請求手続	214	第33条 保険料の未経過分に相当する返還金	225
第7条 年金の支払時期	214	第34条 年金の受取人による保険契約の存続	225
5 一時金の支払方法の選択について		14 年金の受取人および保険契約者について	225
第8条 一時金の支払方法の選択	215	第35条 会社への通知による年金の受取人の変更	225
6 保険料の払込免除について		第36条 遺言による年金の受取人の変更	226
第9条 保険料の払込免除	215	第37条 年金の受取人の死亡	226
第10条 保険料の払込免除の免責事由	216	第38条 保険契約者の権利義務の承継	226
7 保険料の払込免除の請求手続について		第39条 保険契約者の代表者および年金の受取人の代表者	226
第11条 保険料の払込免除の請求手続	217	15 契約年齢の計算等について	226
8 保険料の払込みにについて		第40条 契約年齢の計算	226
第12条 保険料の払込み	217	第41条 契約年齢の誤りの処理	226
第13条 保険料の払込方法（経路）	217	第42条 性別の誤りの処理	227
第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	218	16 社員配当金（保険契約者への配当）について	227
第15条 保険料の前納および予納	218	第43条 社員配当金の割当ておよび支払い	227
9 失効、失効取消および復活について		17 その他	228
第16条 保険契約の失効	219	第44条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	228
第17条 保険契約の失効取消	219	第45条 保険契約者の住所の変更	229
第18条 保険契約の復活	219	第46条 時効	229
10 取消しと無効について		第47条 管轄裁判所	229
第19条 詐欺による取消し	219	18 特則について	229
第20条 不法取得目的による無効	220	第48条 年金の受取人が2人以上いる場合の特則	229
11 告知義務と解除について		第49条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	229
第21条 告知義務	220		
第22条 告知義務違反による解除	220		
第23条 告知義務違反による解除ができないとき	220		
第24条 重大事由による解除	221		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	231		
別表2 対象となる不慮の事故	232		
別表3 年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	233		

5年ごと利差配当付長期生活保障保険普通保険約款

(実施 1999.4.2 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
年金の種類	(1) 死亡年金（確定年金） (2) 高度障害年金（確定年金）
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	年金支払期間は、10年または15年とします。

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第21条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第40条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

2 年金支払期間について

第2条 年金支払期間の指定

保険契約者は、この保険契約締結の際、年金支払期間を10年または15年のいずれかから選択することを必要とします。

3 年金の支払いについて

第3条 年金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、年金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して年金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

年金の種類	支払事由（年金を支払う場合）	金額	受取人
死亡年金	(1) 第1回年金 被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき (2) 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、年金支払期間（第2条）中の年金支払日*2が到来したとき	(1) 第1回年金 第1回年金額	死亡年金受取人
高度障害年金	(1) 第1回年金 被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき (2) 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、年金支払期間中の年金支払日*2が到来したとき	(2) 第2回以後の年金 第1回年金額と同額	高度障害年金受取人

2. 年金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

- (1) 全般について

項目	内容
① 第1回年金を支払う場合の支払事由発生後の保険料	払い込む必要はありません。
② 一時金の支払い	ア. 年金の受取人は、第1回年金の支払事由が生じた場合で、次のすべてを満たすときは、年金の全部または一部の支払いに代えて、会社の定める方法により計算する一時金★（以下「一時金」といいます。）の支払いを請求することができます。 (ア) 第1回年金の支払前であること (イ) 年金の一部の支払いに代えて一時金の支払いを行うときは、年金支払を行う部分の第1回年金額が12万円以上となること イ. ア.により、年金の全部の支払いに代えて一時金を支払ったときは、この保険契約は消滅します。
③ 第1回年金額が12万円未満となるとき	ア. 一時金を保険契約者に支払います。 イ. この保険契約は、第1回年金の支払事由が生じた時に消滅します。
④ 第1回高度障害年金を支払ったとき	その後新たに第1回年金の支払事由が生じても、これによる死亡年金および高度障害年金は支払いません。

第3条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、高度障害年金については、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 年金支払日

年金支払日は、次のとおりとします。

項目	内容
(1) 第1回年金の支払日	第1回年金の支払事由が生じた日
(2) 第2回以後の年金の支払日	(1)に規定する第1回年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年その日の応当日

項 目	内 容
⑤ 年金の受取人が年金支払期間中の最終の年金支払日*2前に死亡したとき	ア. 年金の受取人の相続人に、会社の定める方法により計算する未払いの年金現価*（以下「未払いの年金現価」といいます。）を支払い、この保険契約は消滅します。 イ. 年金の受取人の相続人は、ア. による未払いの年金現価の支払いに代えて、年金の継続支払を請求できます。この場合、次のとおり取り扱います。 （ア） この保険契約は年金支払期間が満了するまで消滅せず、年金支払期間中の年金支払日*2に年金を継続して支払います。 （イ） 年金の継続支払中にこの保険契約の解約（第31条）の請求があった場合には、この保険契約はその時に消滅し、返戻金（第32条）を年金の受取人の相続人に支払います。

(2) 死亡年金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(3) 高度障害年金について

項 目	内 容
① 高度障害年金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*3による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じたものとします。
③ 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*4に、会社が、告知（第21条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
④ 被保険者が、保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、高度障害年金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、保険期間満了日に高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第27条）されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。 ア. 保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

第3条 補足説明

*** 3 責任開始の時以後の原因**
責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

*** 4 この保険契約の締結の際**
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
⑤ 高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡年金の第1回年金または一時金の支払請求を受け、死亡年金または一時金が支払われるとき	高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、高度障害年金は支払いません。

★別表1 (P.231 参照)

★「会社の定める方法により計算する一時金」⇒「金額例表等について (例表1)」(P.1141 参照)

★「会社の定める方法により計算する未払いの年金現価」⇒「金額例表等について (例表2)」(P.1141 参照)

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、年金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても年金を支払わない場合）
死亡年金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡年金受取人の故意 (3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第18条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
高度障害年金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡年金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡年金または高度障害年金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、年金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡年金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表1 (P.231 参照)

第5条 年金証書の発行

会社は、第1回年金を支払う際に、年金証書を年金の受取人に発行します。

第4条 補足説明

*1 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

4 年金の支払請求手続について

第6条 年金の支払請求手続

- 年金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 年金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- 本条の2.の規定にかかわらず、第2回以後の年金について、会社の取扱いの範囲内で、年金支払日（第3条）に年金の受取人からその支払いの請求があったものとして取り扱います。
- 本条の3.の取扱いをするときは、第7条（年金の支払時期）中、「必要書類（別表3★）が会社に到達した日」とあるのを「年金支払日（第3条）」と読み替えます。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、年金もしくは一時金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡年金受取人または高度障害年金受取人は年金または一時金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡年金受取人または高度障害年金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 年金の支払請求に必要な書類（別表3★）
(2) 次のいずれかの書類
① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表3（P.233参照）

第7条 年金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で年金を支払います。
- 会社は、年金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から年金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 年金の支払事由（第3条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 年金支払いの免責事由（第4条）に該当する可能性がある場合	年金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第22条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因

第6条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の5.において「当該団体」といいます。

第7条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

確認が必要な場合	確認事項
(4) この約款に定める重大事由（第24条）、詐欺（第19条）または不法取得目的（第20条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第24条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金の受取人の保険契約締結の目的もしくは年金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金請求時までにおける事実

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、年金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、年金の受取人（年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。

★別表3（P.233参照）

5 一時金の支払方法の選択について

第8条 一時金の支払方法の選択

年金が支払われるときは、年金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、一時金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

6 保険料の払込免除について

第9条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第12条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第10条）に該当するときは免除しません。

第7条 補足説明

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第8条 補足説明

*1 一時金

一時金とともに支払われる金銭を含みます。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第12条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.231参照）、別表2（P.232参照）

第10条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表1（P.231参照）

第9条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

7 保険料の払込免除の請求手続について

第11条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第7条（年金の支払時期）の規定を準用します。

★別表3（P.233参照）

8 保険料の払込みについて

第12条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第13条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第13条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. ー(1)の方法において、払込期月（第12条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第12条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第12条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。

第12条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第13条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

項 目	内 容
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第12条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（年金または一時金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- | |
|----------------------|
| (1) この保険契約が消滅したとき |
| (2) 保険料の払込みが不要となったとき |

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第12条）までに、年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 第1回年金または一時金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第15条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第12条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きします。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きします。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- | |
|--------------------------------------|
| (1) 第1回年金または一時金を支払う場合には、その受取人に支払います。 |
| (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。 |

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

9 失効、失効取消および復活について

第16条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第12条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第32条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第17条 保険契約の失効取消

1. 第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第32条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に年金の支払事由（第3条）が生じたとき	年金または一時金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。

第18条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第21条）および告知義務違反による解除（第22条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第32条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

10 取消しと無効について

第19条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは

第17条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第12条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第12条）の翌日をいいます。

第18条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第12条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

復活（第18条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第20条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第18条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 年金を不法に取得する目的
- (2) 他人に年金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第21条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第18条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第22条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第18条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金または一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに年金または一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、年金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または年金の受取人が証明したときは、会社は、年金もしくは一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または年金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第23条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第22条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第18条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第21条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第21条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第24条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除*1することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡年金の場合は被保険者を除きます。）または年金の受取人が年金*2を詐取する目的もしくは他人に年金*2を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 年金*2の請求に関し、年金*2の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または年金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または年金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除*1することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除*1までの間に、年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その年金もしくは一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第23条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第24条 補足説明

*1 解除

年金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し年金または一時金を支払わないこととするときは、この保険契約のうち支払われない年金または一時金に対応する部分の解除とします。

*2 年金

この保険契約の年金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 年金または一時金*3の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに年金または一時金*3を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除*1の通知については、第22条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除*1された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除*1した場合で、年金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し年金または一時金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない年金または一時金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12 契約内容の変更および更新等について

第25条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第12条（保険料の払込み）および第13条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第12条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第26条 保険期間の変更

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更することができます。この場合、変更後の第1回年金額は変更前の第1回年金額を限度とします。
2. 保険期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
3. 保険期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第27条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第40条）が会社の定める年齢の範囲内であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める年齢の範囲内であること
- (4) 契約成立日（第1条）からその日を含めて、更新後契約の保険期間満了日までの期間が会社の定める期間内であること

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。

第24条 補足説明

*3 年金または一時金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが年金の受取人のみであり、その年金の受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金または一時金のうち、その受取人に支払われるべき年金または一時金をいいます。

第27条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第12条（保険料の払込み）の1. および第14条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の第1回年金額	更新前契約の保険期間満了日の第1回年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の第1回年金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)または(4)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) 更新後契約の年金支払期間	更新前契約の年金支払期間と同一とします。
(6) この保険契約が更新されたとき	① 年金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第9条・第10条）および告知義務違反による解除（第22条・第23条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(7) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第41条・第42条）に準じて取り扱います。
(8) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(6)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(4)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)、(2)、(6)および(7)の規定を準用します。また、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の年金（名称の如何を問いません。）の金額および保険期間を指定することを必要とします。

第28条 他の保険契約への加入

1. 保険契約者は、保険期間満了日の1か月前までに申し込んだときは、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。ただし、この保険契約の保険期間満了日の被保険者の年齢（第

40条) が70歳を超えるとときは、この取扱いをしません。

2. 他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 加入する他の保険契約の第1回保険料相当額の払込み	第1回保険料相当額は、この保険契約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
(2) 加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第1回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この保険契約の保険期間満了日の翌日とします。
(3) 加入する他の保険契約の保険金額	この保険契約の保険期間満了日の一時金額を限度とします。
(4) 他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。

第29条 年金支払期間の変更

第1回年金の支払事由(第3条)が生じたときは、年金の受取人は、その支払前に限り、会社の取扱いの範囲内で、年金支払期間の変更を申し込むことができます。

第30条 第1回年金額の減額

1. 保険契約者は、第1回年金の支払事由(第3条)が生じる前に限り、将来に向かって第1回年金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の第1回年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 第1回年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約(第31条)されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 第1回年金額が減額された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.160参照)。

13 解約等について

第31条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、第1回年金の支払事由(第3条)が生じる前に限り、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金(第32条)があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。
3. 本条の1.に定めるほか、第1回年金の支払後は、年金の受取人は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。この場合、会社は、本条の2.の規定に準じて返戻金を年金の受取人に支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.160参照)。

第32条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知(電気通信回線に

接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。) します。ただし、第1回年金の支払日以後の返戻金額★は、会社の定める方法により計算します。

★「第1回年金の支払日以後の返戻金額」⇒「金額例表等について(例表3)」(P.1141参照)

第33条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第1回年金が支払われた場合または保険料の払込みが免除(第9条)された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、年金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 年金の支払事由(第3条)または免責事由(第4条)に該当したとき(保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。)
- (2) 告知義務違反(第22条)または重大事由(第24条)によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額(第30条)または解約(第31条)されたとき

第34条 年金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約(減額を含みます。本条において以下同じ。)をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次をすべてを満たす年金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、年金の支払事由(第3条)が生じ、会社が年金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 支払うべき第1回年金額が本条の2. の金額以上の場合	支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を年金の受取人に支払います。
(2) 支払うべき第1回年金額が本条の2. の金額を下回る場合	年金の全部の支払いに代えて、一時金の請求があったものとして取り扱います。この場合、支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を年金の受取人に支払います。

14 年金の受取人および保険契約者について

第35条 会社への通知による年金の受取人の変更

1. 保険契約者は、年金の支払事由(第3条)が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、年金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の年金の受取人に年金を支払ったときは、その支払い後に変更後の年金の受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.160参照)。

第33条 補足説明

*1 消滅

保険契約の一部が消滅するとき、その消滅する部分とします。

*2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法(回数)(第12条)が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第34条 補足説明

*1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

第36条 遺言による年金の受取人の変更

1. 第35条（会社への通知による年金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、年金の支払事由（第3条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、年金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の年金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による年金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第37条 年金の受取人の死亡

1. 年金の受取人が年金の支払事由（第3条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を年金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により年金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により年金の受取人となった者のうち生存している他の年金の受取人を年金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により年金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第38条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、第1回年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 第1回年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者のこの保険契約上のすべての権利義務は、年金の受取人に承継されます。
3. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第39条 保険契約者の代表者および年金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡年金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。高度障害年金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について

第40条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第41条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第40条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外の場合は、会社は、この保険契約を取り消すことが

第40条 補足説明

- * 1 契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

できるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

第42条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第43条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 第1回年金の支払以前の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(6)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(5)に該当する保険契約については、(4)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第1条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	① その5年ごと応当日* ² から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、その5年ごと応当日* ² の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 第1回年金または一時金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 一時金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第27条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約の社員配当金については、更新後契約においても引き続き積み立て、更新日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	責任準備金に加えて取り扱います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、一時金の支払いにより消滅する保険契約* ³	一時金とともにその受取人に支払います。

第43条 補足説明

- * 1 契約成立日
保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- * 2 契約成立日の5年ごとの応当日
本条の1. において「5年ごと応当日」といいます。
- * 3 消滅する保険契約
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(5) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)から(4)以外の事由により消滅する保険契約* ³	保険契約者に支払います。
(6) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して第1回年金を支払う保険契約	第1回年金とともにその受取人に支払います。

2. 第1回年金の支払後の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に第1回年金の支払日の5年ごとの応当日* ⁴ が到来する保険契約（(2)に該当する場合を除きます。）	① その5年ごと応当日* ⁴ から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、保険契約が消滅したとき、または年金の受取人から請求があったときに、年金の受取人に支払います。
(2) 次の事業年度中に最終の年金を支払う保険契約	最終の年金とともにその受取人に支払います。
(3) 次の事業年度中に第1回年金の支払日および直前の5年ごと応当日* ⁴ からその日を含めて1年を経過して、年金の受取人の死亡により消滅する保険契約	年金の受取人の相続人に支払います。
(4) 次の事業年度中に第1回年金の支払日および直前の5年ごと応当日* ⁴ からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約	年金の受取人に支払います。

3. 会社は、本条の1. および2. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
4. 保険契約者または年金の受取人からの請求により社員配当金を支払うときは、第7条（年金の支払時期）の1. の規定を準用します。

第43条 補足説明

* 4 第1回年金の支払日の5年ごとの応当日

本条の2. において「5年ごと応当日」といいます。

17 その他

第44条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料

の変更もしません。

第45条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第46条 時効

年金・一時金・支払うべき未払いの年金現価（第3条）、保険料の払込免除（第9条）、返戻金（第32条）または社員配当金（第43条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第47条 管轄裁判所

1. この保険契約における年金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または年金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における一時金・支払うべき未払いの年金現価または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

18 特則について

第48条 年金の受取人が2人以上いる場合の特則

年金の受取人が2人以上いる場合には、第3条（年金の支払い）の2. -(1)-⑤中、「年金の受取人が」とあるのを「年金の受取人の代表者が」と、「年金の受取人の相続人」とあるのをすべて「年金の受取人」とそれぞれ読み替えます。

第49条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 高度障害年金受取人が被保険者の場合で、高度障害年金受取人が高度障害年金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が高度障害年金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この保険契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
- ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている死亡年金受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する死亡年金受取人が2人以上いるときは、その死亡年金受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が高度障害年金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表3★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を

第47条 補足説明

*1 年金の受取人

年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者としてします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社としてします。

除きます。)に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- | |
|----------------------------------|
| ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本 |
| ② (1)に定める代理人の印鑑証明書 |
| ③ (1)に定める代理人の住民票 |
| ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し |

- (4) (1)の規定により会社が高度障害年金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその高度障害年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 第7条（年金の支払時期）の4. 中、「年金の受取人（年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「年金の受取人または第49条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人（年金の受取人等が2人以上いるときは、その代表者）」と読み替えます。
- (6) 第7条（年金の支払時期）の5. 中、「被保険者または年金の受取人」とあるのを「被保険者、年金の受取人または第49条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人」と読み替えます。

★別表3（P.233参照）

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害年金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 死亡年金の支払い	第1回年金の場合 (1) 死亡年金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
	第2回以後の年金の場合 (1) 年金支払請求書 (2) 年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 年金の受取人の印鑑証明書
2. 高度障害年金の支払い	第1回年金の場合 (1) 高度障害年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
	第2回以後の年金の場合 (1) 年金支払請求書 (2) 年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 年金の受取人の印鑑証明書
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 年金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	
(3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごと利差配当付新長期生活保障保険普通保険約款目次

この保険の特色	235	11 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第21条 告知義務	245
第1条 責任開始の時	235	第22条 告知義務違反による解除	245
2 年金支払期間について		第23条 告知義務違反による解除ができないとき	246
第2条 年金支払期間の指定	235	第24条 重大事由による解除	246
3 年金等の支払いについて		12 契約内容の変更等について	
第3条 年金・祝金の支払い	236	第25条 保険料払込方法の変更	247
第4条 免責事由	238	第26条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約への 変更	248
第5条 年金証書の発行	239	第27条 他の保険契約への加入	249
4 年金等の支払請求手続について		第28条 第1回年金額の減額	249
第6条 年金・祝金の支払請求手続	239	13 解約等について	
第7条 年金・祝金の支払時期	239	第29条 保険契約の解約	250
5 一時金の支払方法の選択について		第30条 返戻金	250
第8条 一時金の支払方法の選択	240	第31条 保険料の未経過分に相当する返還金	250
6 保険料の払込免除について		第32条 年金の受取人による保険契約の存続	250
第9条 保険料の払込免除	241	14 年金の受取人および保険契約者について	
第10条 保険料の払込免除の免責事由	241	第33条 会社への通知による年金の受取人の変更	251
7 保険料の払込免除の請求手続について		第34条 遺言による年金の受取人の変更	251
第11条 保険料の払込免除の請求手続	242	第35条 年金の受取人の死亡	251
8 保険料の払込みにについて		第36条 保険契約者の権利義務の承継	252
第12条 保険料の払込み	242	第37条 保険契約者の代表者および年金の受取人の 代表者	252
第13条 保険料の払込方法（経路）	242	15 契約年齢の計算等について	
第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等 が生じた場合の取扱い	243	第38条 契約年齢の計算	252
第15条 保険料の前納および予納	243	第39条 契約年齢の誤りの処理	252
9 失効、失効取消および復活について		第40条 性別の誤りの処理	252
第16条 保険契約の失効	244	16 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第17条 保険契約の失効取消	244	第41条 社員配当金の割当ておよび支払い	252
第18条 保険契約の復活	244	17 その他	
10 取消しと無効について		第42条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	254
第19条 詐欺による取消し	245	第43条 保険契約者の住所の変更	254
第20条 不法取得目的による無効	245	第44条 時効	254
11 告知義務と解除について		第45条 管轄裁判所	255
第21条 告知義務	245	18 特則について	
第22条 告知義務違反による解除	245	第46条 年金の受取人が2人以上いる場合の特則	255
第23条 告知義務違反による解除ができないとき	246		
第24条 重大事由による解除	246		
別表 1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	256		
別表 2 対象となる不慮の事故	257		
別表 3 年金・祝金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	258		

5年ごと利差配当付新長期生活保障保険普通保険約款

(実施 2007.4.2 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
年金等の種類	(1) 死亡年金（確定年金） (2) 高度障害年金（確定年金） (3) 生存祝金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	年金支払期間は、保険契約者が選択した終期までの期間とします。

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第21条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第38条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

2 年金支払期間について

第2条 年金支払期間の指定

1. 保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の取扱いの範囲内で、年金支払期間について、その終期を選択する方法により指定することを必要とします。
2. この保険契約の保険期間および保険料払込期間は、本条の1. の年金支払期間と同一とします。

3 年金等の支払いについて

第3条 年金・祝金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、年金または祝金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して年金または祝金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

年金の種類	支払事由（年金等を支払う場合）	金額	受取人
死亡年金	(1) 第1回年金 被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき (2) 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、年金支払期間（第2条）中の年金支払日*2が到来したとき	(1) 第1回年金 第1回年金額 (2) 第2回以後の年金 第1回年金額と同額	死亡年金受取人
高度障害年金	(1) 第1回年金 被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき (2) 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、年金支払期間中の年金支払日*2が到来したとき	(注) 本条の2. -(1)-①の規定により、最低5回の年金を支払います。	高度障害年金受取人
生存祝金	被保険者が、保険期間満了の時に生存していたとき。ただし、保険期間満了の時までに高度障害年金の支払事由が生じた場合で、高度障害年金が支払われたときは除きます。	第1回年金額の10%	保険契約者

2. 年金または祝金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項目	内容
① 第5回の年金支払日*2がこの保険契約の年金支払期間の終期を超えて到来するとき	第2条（年金支払期間の指定）の規定にかかわらず、第5回の年金を支払うべき日を含む保険年度末までこの保険契約の年金支払期間を延長します。
② 第1回年金を支払う場合の支払事由発生後の保険料	払い込む必要はありません。
③ 一時金の支払い	ア. 年金の受取人は、第1回年金の支払事由が生じた場合で、次のすべてを満たすときは、年金の全部または一部の支払いに代えて、会社の定める方法により計算する一時金★（以下「一時金」といいます。）の支払いを請求することができます。 (ア) 第1回年金の支払前であること (イ) 年金の一部の支払いに代えて一時金の支払いを行うときは、年金支払を行う部分の第1回年金額が12万円以上となること イ. ア. により、年金の全部の支払いに代えて一時金を支払ったときは、この保険契約は消滅します。
④ 第1回年金額が12万円未満となる時	ア. 一時金を保険契約者に支払います。 イ. この保険契約は、第1回年金の支払事由が生じた時に消滅します。

第3条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、高度障害年金については、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 年金支払日

年金支払日は、次のとおりとします。

項目	内容
(1) 第1回年金の支払日	第1回年金の支払事由が生じた日
(2) 第2回以後の年金の支払日	(1)に規定する第1回年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年その日の応当日

項 目	内 容
⑤ 第1回高度障害年金を支払ったとき	その後新たに第1回年金の支払事由が生じて、これによる死亡年金および高度障害年金は支払いません。
⑥ 年金の受取人が年金支払期間中の最終の年金支払日*2前に死亡したとき	ア. 年金の受取人の相続人に、会社の定める方法により計算する未払いの年金現価*（以下「未払いの年金現価」といいます。）を支払い、この保険契約は消滅します。 イ. 年金の受取人の相続人は、ア. による未払いの年金現価の支払いに代えて、年金の継続支払を請求できます。この場合、次のとおり取り扱います。 （ア）この保険契約は年金支払期間が満了するまで消滅せず、年金支払期間中の年金支払日*2に年金を継続して支払います。 （イ）年金の継続支払中にこの保険契約の解約（第29条）の請求があった場合には、この保険契約はその時に消滅し、返戻金（第30条）を年金の受取人の相続人に支払います。

(2) 死亡年金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(3) 高度障害年金について

項 目	内 容
① 高度障害年金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*3による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じたものとします。
③ 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*4に、会社が、告知（第21条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。

第3条 補足説明

*3 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限り、ます。

*4 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
④ 被保険者が、保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、高度障害年金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、保険期間満了日に高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が5年ごと利差配当付普通定期保険契約に変更（第26条）されたときは、変更後契約の普通保険約款の規定を適用します。 ア. 保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと
⑤ 高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡年金の第1回年金または一時金の支払請求を受け、死亡年金または一時金が支払われるとき	高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、高度障害年金は支払いません。

(4) 生存祝金について

項 目	内 容
生存祝金が支払われた後に、その保険期間中に支払事由が生じた死亡年金、高度障害年金または一時金が支払われるとき	死亡年金もしくは高度障害年金の第1回年金額または一時金額から生存祝金額を差し引いて支払います。

★別表1（P.256参照）

★「会社の定める方法により計算する一時金」⇒「金額例表等について（例表1）」（P.1142参照）

★「会社の定める方法により計算する未払いの年金現価」⇒「金額例表等について（例表2）」（P.1143参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、年金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても年金を支払わない場合）
死亡年金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡年金受取人の故意 (3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第18条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
高度障害年金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡年金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。

第4条 補足説明

*1 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

項 目	内 容
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡年金または高度障害年金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、年金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡年金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表1 (P.256参照)

第5条 年金証書の発行

会社は、第1回年金を支払う際に、年金証書を年金の受取人に発行します。

4 年金等の支払請求手続について

第6条 年金・祝金の支払請求手続

- 年金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 年金または祝金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- 本条の2.の規定にかかわらず、第2回以後の年金について、会社の取扱いの範囲内で、年金支払日（第3条）に年金の受取人からその支払いの請求があったものとして取り扱います。
- 本条の3.の取扱いをするときは、第7条（年金・祝金の支払時期）中、「必要書類（別表3）が会社に到達した日」とあるのを「年金支払日（第3条）」と読み替えます。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、年金もしくは一時金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡年金受取人または高度障害年金受取人は年金または一時金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡年金受取人または高度障害年金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 年金の支払請求に必要な書類（別表3★）
(2) 次のいずれかの書類 - 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 - 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表3 (P.258参照)

第7条 年金・祝金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて

第6条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の5.において「当該団体」といいます。

5営業日以内に、会社の本社で年金または祝金を支払います。

2. 会社は、年金または祝金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から年金または祝金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、年金または祝金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 年金または祝金の支払事由（第3条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 年金支払いの免責事由（第4条）に該当する可能性がある場合	年金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第22条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第24条）、詐欺（第19条）または不法取得目的（第20条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第24条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑥までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金の受取人の保険契約締結の目的もしくは年金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1.および2.にかかわらず、年金または祝金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2.および3.の確認を行うときは、会社は、年金または祝金の受取人（年金または祝金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2.および3.の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または祝金を支払いません。

★別表3（P.258参照）

5 一時金の支払方法の選択について

第8条 一時金の支払方法の選択

年金が支払われるときは、年金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、一時金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

第7条 補足説明

- *1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

- *2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

- *3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第8条 補足説明

- *1 一時金

一時金とともに支払われる金銭を含みます。

6 保険料の払込免除について

第9条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第12条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第10条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとしします。
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第12条（保険料の払込み）の1.に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとしします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.256参照）、別表2（P.257参照）

第10条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

第9条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表 1 (P.256 参照)

7 保険料の払込免除の請求手続について

第11条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第7条（年金・祝金の支払時期）の規定を準用します。

★別表 3 (P.258 参照)

8 保険料の払込みについて

第12条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第13条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第13条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

第12条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第13条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

項 目	内 容
(1) 本条の1. - (1)の方法において、払込期月（第12条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第12条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第12条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. - (1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第12条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（年金または一時金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第12条）までに、年金もしくは祝金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 第1回年金または一時金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 生存祝金を支払うとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(3) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第15条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第12条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 第1回年金または一時金を支払う場合には、その受取人に支払います。
(2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

9 失効、失効取消および復活について

第16条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第12条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第30条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第17条 保険契約の失効取消

1. 第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めるときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第30条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に年金または祝金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、年金または祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 延滞保険料払込期間*1中に年金の支払事由（第3条）が生じたとき	年金または一時金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。
(2) 延滞保険料払込期間*1中に生存祝金の支払事由（第3条）が生じたとき	延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第18条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第21条）および告知義務違反による解除（第22条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第

第17条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第12条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第12条）の翌日をいいます。

第18条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第12条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

30条)の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。

2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.160参照)。

10 取消しと無効について

第19条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活(第18条)の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第20条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活(第18条)したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 年金を不法に取得する目的
- (2) 他人に年金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第21条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活(第18条)の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。)で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、年金の支払事由(第3条)または保険料の払込免除事由(第9条)の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第22条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活(第18条)にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第21条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、年金もしくは祝金の支払事由(第3条)または保険料の払込免除事由(第9条)が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

第18条 補足説明

*3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

- (1) 年金、一時金または祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに年金、一時金または祝金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 3. 本条の2. の規定にかかわらず、年金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または年金の受取人が証明したときは、会社は、年金もしくは一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または年金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

- 5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第23条 告知義務違反による解除ができないとき

- 1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第22条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第18条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第21条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第21条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じないで、その期間を経過したとき

- 2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第24条 重大事由による解除

- 1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除*1することができます。

第23条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第24条 補足説明*** 1 解除**

年金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し年金または一時金を支払わないこととするときは、この保険契約のうち支払われない年金または一時金に対応する部分の解除とします。

*** 2 年金**

この保険契約の年金または保険料の払込免除をいいます。

*** 3 年金、一時金**

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが年金の受取人のみであり、その年金の受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金または一時金のうち、その受取人に支払われるべき年金または一時金をいいます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡年金の場合は被保険者を除きます。）または年金の受取人が年金*2を詐取する目的もしくは他人に年金*2を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 年金*2の請求に関し、年金*2の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または年金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または年金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、年金もしくは祝金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除*1することができま
す。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除*1までの間に、年金もしくは祝金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その年金、一時金もしくは祝金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金、一時金*3または祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに年金、一時金*3または祝金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除*1の通知については、第22条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除*1された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除*1した場合で、年金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し年金または一時金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない年金または一時金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12 契約内容の変更等について**第25条 保険料払込方法の変更**

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第12条（保険料の払込み）および第13条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第12条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保

保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第26条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約への変更

- この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を5年ごと利差配当付普通定期保険契約に変更しない旨を会社に通知しない限り、変更の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に5年ごと利差配当付普通定期保険契約に変更されます。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (2) 変更日*1における被保険者の年齢（第38条）が会社の定める年齢の範囲内であること |
| (3) 変更後契約*2の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める年齢の範囲内であること |
| (4) 契約成立日（第1条）からその日を含めて、変更後契約*2の保険期間満了日までの期間が会社の定める期間内であること |

- 5年ごと利差配当付普通定期保険契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数・経路）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数・経路）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第12条（保険料の払込み）の1. および第14条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、変更後契約*2の効力は生じません。
(3) 変更後契約*2の保険金額	変更前契約の保険期間満了日の第1回年金額の5倍に相当する金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の保険金額を変更することができます。
(4) 変更後契約*2の保険期間および保険料払込期間満了日	被保険者の年齢が80歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の保険期間および保険料払込期間を変更することができます。
(5) 変更後契約*2の保険契約者、被保険者、死亡年金受取人および高度障害保険金受取人	それぞれ変更前契約の保険契約者、被保険者、死亡年金受取人および高度障害年金受取人と同一とします。

第26条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。

*2 変更後契約

この保険契約から変更された場合の5年ごと利差配当付普通定期保険契約をいいます。

項 目	内 容
(6) 変更後契約*2に変更されたとき	① 保険金の支払い、保険料の払込免除および告知義務違反による解除に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ② 変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ 生存祝金について、生存祝金の支払事由が生じた日以後、会社は、会社の定める利率による利息をつけてすえ置き、変更後契約*2が消滅したとき、または保険契約者から請求があったときに保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に支払います。 ④ 変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(7) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(8) 変更日*1に会社が5年ごと利差配当付普通定期保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を変更日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(6)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第27条 他の保険契約への加入

- 保険契約者は、保険期間満了日の1か月前までに申し込んだときは、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。ただし、この保険契約の保険期間満了日の被保険者の年齢（第38条）が70歳を超えるとときは、この取扱いをしません。
- 他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 加入する他の保険契約の第1回保険料相当額の払込み	第1回保険料相当額は、この保険契約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
(2) 加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第1回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この保険契約の保険期間満了日の翌日とします。
(3) 加入する他の保険契約の保険金額	この保険契約の保険期間満了日の第1回年金額の5倍に相当する金額を限度とします。
(4) 他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。

第28条 第1回年金額の減額

- 保険契約者は、第1回年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、将来に向かって第1回年金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の第1回年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- 第1回年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第29条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 第1回年金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

13 解約等について

第29条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、第1回年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。
3. 本条の1. に定めるほか、第1回年金の支払後は、年金の受取人は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。この場合、会社は、本条の2. の規定に準じて返戻金を年金の受取人に支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第30条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。ただし、第1回年金の支払日以後の返戻金額★は、会社の定める方法により計算します。

★「第1回年金の支払日以後の返戻金額」⇒「金額例表等について（例表3）」（P.1144参照）

第31条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第1回年金が支払われた場合または保険料の払込みが免除（第9条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、年金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 年金の支払事由（第3条）または免責事由（第4条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第22条）または重大事由（第24条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第28条）または解約（第29条）されたとき

第32条 年金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次を満了する年金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

第31条 補足説明

*1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

*2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第12条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第32条 補足説明

*1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、年金または祝金の支払事由（第3条）が生じ、会社が年金または祝金を支払うべきときは、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
(1) 年金の支払事由が生じたとき	① 支払うべき第1回年金額が本条の2. の金額以上の場合には、支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を年金の受取人に支払います。 ② 支払うべき第1回年金額が本条の2. の金額を下回る場合には、年金の全部の支払いに代えて、一時金の請求があったものとして取り扱います。この場合、支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を年金の受取人に支払います。
(2) 生存祝金の支払事由が生じたとき	支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を生存祝金の受取人に支払います。

14 年金の受取人および保険契約者について

第33条 会社への通知による年金の受取人の変更

1. 保険契約者は、年金の支払事由（第3条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、年金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。なお、生存祝金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の年金の受取人に年金を支払ったときは、その支払い後に変更後の年金の受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第34条 遺言による年金の受取人の変更

1. 第33条（会社への通知による年金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、年金の支払事由（第3条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、年金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。なお、生存祝金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 本条の1. の年金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による年金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第35条 年金の受取人の死亡

1. 年金の受取人が年金の支払事由（第3条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を年金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により年金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により年金の受取人となった者のうち生存している他の年金の受取人を年金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により年金の受取人となった者が2人以上いるときは、そ

の受取割合は均等とします。

第36条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、第1回年金の支払事由（第3条）が生じる前に限り、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 第1回年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者のこの保険契約上のすべての権利義務は、年金の受取人に承継されます。
3. 本条の1.の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第37条 保険契約者の代表者および年金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1.の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡年金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1.および2.に準じて取り扱います。高度障害年金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について

第38条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1.に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第39条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第38条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

第40条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第41条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 第1回年金の支払以前の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(6)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(5)に該当する保険契約については、(4)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、

第38条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約 成立日（第1条）の5 年ごとの応当日*1が到 来する保険契約	① その5年ごと応当日*1から、社員配当金の全額 を会社の定める利率による利息をつけて積み立 てます。ただし、その5年ごと応当日*1の前日 までの保険料がすべて払い込まれている場合に 限ります。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のと おり支払います。 ア. 第1回年金または一時金を支払うときは、 その受取人に支払います。 イ. 一時金の支払以外により保険契約が消滅す るときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険 契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険 期間が満了する保険契 約	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が5年 ごと利差配当付普通定期保険契約に変更（第26条） されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて変更日から積み立てま す。 ② (1)－①の規定により積み立てた変更前契約の社 員配当金については、変更後契約においても引 き続き積み立て、変更日以後、(1)の規定を適用 します。
(3) 次の事業年度中に保険 契約の転換により消滅 する保険契約	責任準備金に加えて取り扱います。
(4) 次の事業年度中に契約 成立日および直前の5 年ごと応当日*1からそ の日を含めて1年を経 過して、一時金の支払 いにより消滅する保険 契約*2	一時金とともにその受取人に支払います。
(5) 次の事業年度中に契約 成立日からその日を含 めて2年および直前の 5年ごと応当日*1から その日を含めて1年を 経過して、(2)から(4)以 外の事由により消滅す る保険契約*2	保険契約者に支払います。
(6) 次の事業年度中に契約 成立日および直前の5 年ごと応当日*1からそ の日を含めて1年を経 過して第1回年金を支 払う保険契約	第1回年金とともにその受取人に支払います。

2. 第1回年金の支払後の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第41条 補足説明*** 1 契約成立日の5年ごとの応当日**

本条の1. において「5年ごと
応当日」といいます。

*** 2 消滅する保険契約**

保険契約の一部が消滅するとき
は、その消滅する部分とします。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に第1回年金の支払日の5年ごとの応当日*3が到来する保険契約（(2)に該当する場合を除きます。）	① その5年ごと応当日*3から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、保険契約が消滅したとき、または年金の受取人から請求があったときに、年金の受取人に支払います。
(2) 次の事業年度中に最終の年金を支払う保険契約	最終の年金とともにその受取人に支払います。
(3) 次の事業年度中に第1回年金の支払日および直前の5年ごと応当日*3からその日を含めて1年を経過して、年金の受取人の死亡により消滅する保険契約	年金の受取人の相続人に支払います。
(4) 次の事業年度中に第1回年金の支払日および直前の5年ごと応当日*3からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約	年金の受取人に支払います。

3. 会社は、本条の1. および2. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
4. 保険契約者または年金の受取人からの請求により社員配当金を支払うときは、第7条（年金・祝金の支払時期）の1. の規定を準用します。

17 その他

第42条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第43条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第44条 時効

年金・一時金・支払うべき未払いの年金現価・祝金（第3条）、保険料の払込免除（第9条）、返戻金（第30条）または社員配当金（第41条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第41条 補足説明

*3 第1回年金の支払日の5年ごとの応当日

本条の2. において「5年ごと応当日」といいます。

第45条 管轄裁判所

1. この保険契約における年金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または年金の受取人*¹の住所地と同一の都道府県内にある支社*²の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における一時金、支払うべき未払いの年金現価、祝金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1.の規定を準用します。

18 特則について

第46条 年金の受取人が2人以上いる場合の特則

年金の受取人が2人以上いる場合には、第3条（年金・祝金の支払い）の2.（1）－⑥中、「年金の受取人が」とあるのを「年金の受取人の代表者が」と、「年金の受取人の相続人」とあるのをすべて「年金の受取人」とそれぞれ読み替えます。

第45条 補足説明

* 1 年金の受取人

年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

約

款

5年ごと利差配当付新長期生活保障保険普通保険約款

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害年金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
- $$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

- 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
- 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
- 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
- 入浴中の溺水
- 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
- 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
- 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
- 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
- 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
- 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 年金・祝金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 死亡年金の支払い	第1回年金の場合 (1) 死亡年金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
	第2回以後の年金の場合 (1) 年金支払請求書 (2) 年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 年金の受取人の印鑑証明書
2. 高度障害年金の支払い	第1回年金の場合 (1) 高度障害年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害年金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
	第2回以後の年金の場合 (1) 年金支払請求書 (2) 年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (3) 年金の受取人の印鑑証明書
3. 生存祝金の支払い	(1) 生存祝金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) 生存祝金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 生存祝金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 年金・祝金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2. および3. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）普通保険約款目次

この保険の特色	260	11 告知義務と解除について	
1 低解約返戻金期間について		第21条 告知義務	270
第1条 低解約返戻金期間	260	第22条 告知義務違反による解除	270
2 保障の開始について		第23条 告知義務違反による解除ができないとき	270
第2条 責任開始の時	260	第24条 重大事由による解除	271
3 保険金の支払いについて		12 保険契約者に対する貸付について	
第3条 保険金の支払い	261	第25条 保険契約者に対する貸付	272
第4条 免責事由	262	13 契約内容の変更について	
4 保険金の支払請求手続について		第26条 保険料払込方法の変更	272
第5条 保険金の支払請求手続	262	第27条 保険料払込期間の変更	272
第6条 保険金の支払時期	263	第28条 払済養老保険または払済終身保険への変更	273
5 保険金の支払方法の選択について		第29条 保険金額の減額	273
第7条 保険金の支払方法の選択	264	14 解約等について	
6 保険料の払込免除について		第30条 保険契約の解約	273
第8条 保険料の払込免除	264	第31条 返戻金	274
第9条 保険料の払込免除の免責事由	265	第32条 保険料の未経過分に相当する返還金	274
7 保険料の払込免除の請求手続について		第33条 保険金の受取人による保険契約の存続	274
第10条 保険料の払込免除の請求手続	265	15 保険金の受取人および保険契約者について	
8 保険料の払込みにについて		第34条 会社への通知による保険金の受取人の変更	274
第11条 保険料の払込み	266	第35条 遺言による保険金の受取人の変更	275
第12条 保険料の払込方法（経路）	266	第36条 保険金の受取人の死亡	275
第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等 が生じた場合の取扱い	266	第37条 保険契約者の権利義務の承継	275
第14条 保険料の前納および予納	267	第38条 保険契約者の代表者および保険金の受取人 の代表者	275
第15条 保険料の振替貸付	267	16 契約年齢の計算等について	
9 失効、失効取消および復活について		第39条 契約年齢の計算	275
第16条 保険契約の失効	268	第40条 契約年齢の誤りの処理	276
第17条 保険契約の失効取消	269	第41条 性別の誤りの処理	276
第18条 保険契約の復活	269	17 社員配当金（保険契約者への配当）について	
10 取消しと無効について		第42条 社員配当金の割当ておよび支払い	276
第19条 詐欺による取消し	269	18 その他	
第20条 不法取得目的による無効	270	第43条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	277
		第44条 保険契約者の住所の変更	277
		第45条 時効	277
		第46条 管轄裁判所	277
		19 特則について	
		第47条 団体定期保険契約等からこの保険契約へ加 入する場合の特則	277
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	279		
別表2 対象となる不慮の事故	280		
別表3 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	281		

5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）普通保険約款

(実施 2010.4.2 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	(1) 死亡保険金 (2) 高度障害保険金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	保険契約者のこの保険契約の継続に資するため、一定期間の返戻金の水準を低く設定し、これを保険料に反映します。

1 低解約返戻金期間について

第1条 低解約返戻金期間

低解約返戻金期間は、返戻金（第31条）の水準を低く設定している期間をいい、保険料払込期間とします。ただし、保険料払込期間が終身の場合には、契約成立日（第2条）から被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日までの期間とします。

2 保障の開始について

第2条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第21条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第39条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

3 保険金の支払いについて

第3条 保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（保険金を支払う場合）	金 額	受取人
死亡保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき		高度障害保険金受取人

2. 保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 死亡保険金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(2) 高度障害保険金について

項 目	内 容
① 高度障害保険金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
③ 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第21条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。

第3条 補足説明

*1 責任開始の時

第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、高度障害保険金については、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
④ 高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるとき	高度障害保険金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、高度障害保険金は支払いません。
⑤ 高度障害保険金を支払ったとき	この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表1 (P.279参照)

第4条 免責事由

- 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても保険金を支払わない場合）
死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡保険金受取人の故意 (3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第18条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

- 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、保険金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡保険金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表1 (P.279参照)

第4条 補足説明

*1 責任開始の日

第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

4 保険金の支払請求手続について

第5条 保険金の支払請求手続

- 保険金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみ

やかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

3. この保険契約が次の契約形態の場合で、保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人は保険金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 保険金の支払請求に必要な書類（別表3★）
(2) 次のいずれかの書類
① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表3（P.281参照）

第6条 保険金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で保険金を支払います。
- 会社は、保険金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 保険金の支払事由（第3条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金支払いの免責事由（第4条）に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第22条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第24条）、詐欺（第19条）または不法取得目的（第20条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第24条（重大事由による解除）の1. - (4) - ①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

第5条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第6条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

- (1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

★別表3（P.281参照）

5 保険金の支払方法の選択について

第7条 保険金の支払方法の選択

保険金が支払われるときは、保険金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、保険金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

6 保険料の払込免除について

第8条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第11条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第9条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の 状態による 払込免除 の保険料の 状態	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。

第6条 補足説明

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第7条 補足説明

*1 保険金

保険金とともに支払われる金銭を含みます。

第8条 補足説明

*1 責任開始の時

第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

項 目	内 容
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第2条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.279参照）、別表2（P.280参照）

第9条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第8条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表1（P.279参照）

7 保険料の払込免除の請求手続について

第10条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第8条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第6条（保険金の支払時期）の規定を準用します。

★別表3（P.281参照）

8 保険料の払込みについて

第11条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第2条）の応当日* ¹ （年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日* ¹ （月単位）までの期間* ²
(2) 半年払	契約成立日の応当日* ¹ （半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日* ¹ （月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第12条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*¹
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*²
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第11条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第11条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第11条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第11条）の契約成立日（第2条）の応当日*¹の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

第11条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*¹が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第12条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

- | |
|----------------------|
| (1) この保険契約が消滅したとき |
| (2) 保険料の払込みが不要となったとき |

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第11条）までに、保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 保険金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第14条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第11条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きします。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きします。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- | |
|------------------------------|
| (1) 保険金を支払う場合には、その受取人に支払います。 |
| (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。 |

第15条 保険料の振替貸付

1. 保険料が払い込まれずに猶予期間（第11条）が満了したときは、あらかじめ保険契約者から反対の申出がない限り、会社は、次の金額を保険契約者に貸し付けて、保険料に充当します。

- | |
|--|
| (1) 年払契約および半年払契約の場合には、保険料に相当する金額 |
| (2) 月払契約の場合には、6か月分の保険料に相当する金額。ただし、本条の2.-(1)の規定により6か月分の保険料に相当する金額の貸付ができないときは、貸付ができる範囲で最も多い月数分の保険料に相当する金額とします。 |

2. 保険料の振替貸付について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 貸付金とその利息との合計額が返戻金額*1を超えるとき	本条の規定による貸付は行いません。

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条 補足説明

* 1 返戻金額

本条の1. に規定する金額を保険料として払い込んだものとみなして第31条（返戻金）の規定により計算し、本条または第25条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

項 目	内 容
(2) 貸付金の利息	① 年払契約の場合 未払込保険料の払込猶予期間満了日（第11条）の翌日以後、年8%以下の会社の定める利率で計算し、未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後1年経過することにより元金に繰り入れられます。 ② 半年払契約の場合 未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後、半年4%以下の会社の定める利率で計算し、未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後半年経過することにより元金に繰り入れられます。 ③ 月払契約の場合 保険料*2の払込期月に対応する払込猶予期間満了日の翌日以後、月8/12%以下の会社の定める利率で計算し、保険料*2の払込期月に対応する払込猶予期間満了日の翌日以後半年経過することにより元金に繰り入れられます。ただし、本条の規定による貸付が行われた後に、新たに本条の規定による貸付が行われる場合で、直前の貸付金の利息を元金に繰り入れる前に新たな貸付金の利息が起算されるときは、直前の貸付金の利息は、新たな貸付金の利息の起算日に元金に繰り入れられます。
(3) 本条の規定による貸付金とその利息との合計額*3が返戻金額を超えたとき	保険契約者は、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
(4) 会社が(3)の通知を発した日を含む月の翌月末日までに、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額が払い込まれないとき	この保険契約は、会社が(3)の通知を発した日を含む月の翌々月1日から効力を失います。
(5) 貸付金の精算	会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。 ① 保険金が支払われるとき ② 保険金額が減額（第29条）されたとき ③ ①以外の事由によってこの保険契約が消滅したとき
(6) 本条の規定による貸付を行わなかったものとするとき	本条の規定による貸付が行われた場合でも、猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月以内に保険契約者から次のいずれかの請求があったときは、本条の規定による貸付を行わなかったものとして、その請求による取扱いを行います。 ① この保険契約の解約（第30条） ② 払済養老保険または払済終身保険への変更（第28条）。ただし、この保険契約が効力を失っている場合（第16条）を除きます。

第15条 補足説明

* 2 保険料

本条の規定による貸付金により充当される最終の月の保険料とします。

* 3 本条の規定による貸付金とその利息との合計額

第25条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含んだ金額とします。

9 失効、失効取消および復活について

第16条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第31条）

があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。

3. 本条の2.の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第17条 保険契約の失効取消

1. 第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*¹中に延滞保険料等*²の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第31条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1.の場合、保険契約者が延滞保険料等*²の払込みをした時に保険契約者から本条の1.の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*¹中に保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*¹中に延滞保険料等*²が払い込まれないときは、会社は、保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料等*²が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*¹中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間* ¹ 中に保険金の支払事由（第3条）が生じたとき	保険金を支払うときは、延滞保険料等* ² を会社の支払うべき金額から差し引きます。

第18条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第16条（保険契約の失効）、第15条（保険料の振替貸付）の2.ー(4)または第25条（保険契約者に対する貸付）の(3)の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*¹からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*²の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第21条）および告知義務違反による解除（第22条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第31条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*²の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復活*²の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*²の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料等*³を払い込むことを必要とします。また、第25条（保険契約者に対する貸付）の(3)の規定によって効力を失った保険契約を復活させるときは、別に貸付元金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、本条の2.の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

10 取消しと無効について

第19条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第18条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第17条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*³からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*³を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*³を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*³を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料等

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*³までに払込期月（第11条）が到来している未払込保険料の合計額とします。なお、第15条（保険料の振替貸付）の1.の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含みます。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

第18条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 3 延滞保険料等

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。なお、第15条（保険料の振替貸付）の1.の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含みます。

第20条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第18条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 保険金を不法に取得する目的
- (2) 他人に保険金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第21条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第18条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第22条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第18条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第31条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第23条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第22条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結、復活（第18条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第21条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第21条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第24条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第23条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 責任開始の日

第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第24条 補足説明

* 1 保険金

この保険契約の保険金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

- (1) 保険金*²の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金*²を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第22条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第31条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4.の規定にかかわらず、本条の1.－(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して本条の2.－(1)または(2)の規定を適用し保険金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の4.の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12 保険契約者に対する貸付について

第25条 保険契約者に対する貸付

保険契約者は、返戻金額*¹のうち会社の定める限度内で、貸付を受けることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 貸付金の利息	会社の定める利率で計算します。
(2) 本条の規定による貸付金とその利息との合計額* ² が返戻金額を超えたとき	保険契約者は、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
(3) 会社が(2)の通知を発した日を含む月の翌月末日までに、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額が払い込まれないとき	この保険契約は、会社が(2)の通知を発した日を含む月の翌々月1日から効力を失います。
(4) 貸付金の精算	会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。 ① 保険金が支払われるとき ② 保険金額が減額（第29条）されたとき ③ ①以外の事由によってこの保険契約が消滅したとき

13 契約内容の変更について

第26条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第11条（保険料の払込み）および第12条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第11条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第27条 保険料払込期間の変更

この保険契約の保険料払込期間の変更は取り扱いません。

第25条 補足説明

* 1 返戻金額

第31条（返戻金）の規定により計算し、第15条（保険料の振替貸付）または本条の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

* 2 本条の規定による貸付金とその利息との合計額

第15条（保険料の振替貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含んだ金額とします。

第28条 払済養老保険または払済終身保険への変更

1. 保険契約者は、将来の保険料の払込みを中止して、この保険契約を払済養老保険（保険料払込期間が終身の場合には払済終身保険）に変更★することができます。ただし、変更後の保険金額が会社の定める金額に満たないときは、この取扱いをしません。
2. 払済養老保険または払済終身保険への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後の保険金額	返戻金額*1によって定めます。
(2) 変更後の保険期間（払済養老保険への変更の場合）	変更前の残余の保険料払込期間とします。
(3) 払済養老保険または払済終身保険に変更されたとき	① 払済養老保険への変更の場合には、保険契約者は、満期保険金受取人を指定することを必要とします。ただし、指定がないときは保険契約者を指定したものとします。 ② 払済養老保険または払済終身保険に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。 ③ 第31条（返戻金）の規定にかかわらず、払済養老保険または払済終身保険に変更後の返戻金額は抑制しません。

★「払済養老保険または払済終身保険への変更の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第29条 保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分に対応する返戻金（第31条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。この場合、第6条（保険金の支払時期）の1.の規定を準用します。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

14 解約等について**第30条 保険契約の解約**

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第31条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第28条 補足説明*** 1 返戻金額**

第31条（返戻金）の規定により計算し、第15条（保険料の振替貸付）または第25条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

第31条 返戻金

1. 返戻金は、保険料を払い込んだ年月数により計算します。なお、低解約返戻金期間中は、返戻金額を抑制します。
2. 本条の1. にかかわらず、保険契約の解約（第30条）等*1の時期が低解約返戻金期間経過後にある場合でも、次のいずれかのときは、返戻金額を抑制します。

- (1) 低解約返戻金期間を保険料払込期間とする場合には、保険料払込期間中の最終の保険料が払い込まれていないとき
 - (2) 低解約返戻金期間を契約成立日（第2条）から被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日までの期間とする場合には、被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）を含む払込期月の保険料が払い込まれていないとき

3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第32条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第8条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、保険金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 保険金の支払事由（第3条）または免責事由（第4条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
 - (2) 告知義務違反（第22条）または重大事由（第24条）によりこの保険契約が解除されたとき
 - (3) 減額（第29条）または解約（第30条）されたとき

第33条 保険金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次を満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由（第3条）が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

15 保険金の受取人および保険契約者について

第34条 会社への通知による保険金の受取人の変更

1. 保険契約者は、保険金の支払事由（第3条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知*により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払つ

第31条 補足説明

* 1 保険契約の解約（第30条）等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 保険契約の解約（第30条）
- (2) 保険契約の失効（第16条）
- (3) 告知義務違反による解除（第22条）
- (4) 重大事由による解除（第24条）
- (5) 払済養老保険または払済終身保険への変更（第28条）
- (6) 保険金額の減額（第29条）

第32条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第11条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第33条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

たときは、その支払い後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第35条 遺言による保険金の受取人の変更

1. 第34条（会社への通知による保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由（第3条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第36条 保険金の受取人の死亡

1. 保険金の受取人が保険金の支払事由（第3条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により保険金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第37条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第38条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡保険金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。高度障害保険金についても同様とします。

16 契約年齢の計算等について

第39条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年末満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第39条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第40条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第39条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第2条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

第41条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

17 社員配当金（保険契約者への配当）について

第42条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(5)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(5)に該当する保険契約については、(4)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第2条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	① その5年ごと応当日* ² から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごと応当日* ² の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 保険金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険金とともにその受取人に支払います。
(3) 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	返戻金に加えて取り扱います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、保険金の支払いにより消滅する保険契約	保険金とともにその受取人に支払います。

第42条 補足説明

* 1 契約成立日

保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条において「5年ごと応当日」といいます。

* 3 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(5) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)から(4)以外の事由により消滅する保険契約* ³	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第6条（保険金の支払時期）の1. の規定を準用します。

18 その他

第43条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第44条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第45条 時効

保険金（第3条）、保険料の払込免除（第8条）、返戻金（第31条）または社員配当金（第42条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第46条 管轄裁判所

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社所在地または保険金の受取人*¹の住所地と同一の都道府県内にある支社*²の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

19 特則について

第47条 団体定期保険契約等からこの保険契約へ加入する場合の特則

1. 団体定期保険契約等*¹の普通保険約款等の規定により、団体定期保険契約等*¹からこの保険契約への加入が行われた場合には、会社は、責任開始の時（第2条）からこの保険契約上の責任を開始します。ただし、次の規定の適用にあたっては、この保険契約の保険期間は団体定期保険契約等*¹のその被保険者に対する部分から継続したものとして取り扱います。

第46条 補足説明

- * 1 保険金の受取人
保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者としてします。
- * 2 同一の都道府県内にある支社
同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社としてします。

第47条 補足説明

- * 1 団体定期保険契約等
次の(1)から(6)をいいます。
- (1) 団体定期保険契約
 - (2) 総合福祉団体定期保険契約
 - (3) 無配当団体定期保険契約
 - (4) 無配当総合福祉団体定期保険契約
 - (5) 団体定期保険こども特約
 - (6) 無配当団体定期保険こども特約
- * 2 特約
次の(1)から(14)をいいます。
- (1) 団体定期保険災害割増特約
 - (2) 団体定期保険傷害特約
 - (3) 団体定期保険災害保障特約
 - (4) 団体定期保険こども災害割増特約
 - (5) 団体定期保険こども傷害特約
 - (6) 団体定期保険こども災害保障特約
 - (7) 総合福祉団体定期保険災害総合保障特約
 - (8) 無配当団体定期保険災害割増特約
 - (9) 無配当団体定期保険傷害特約
 - (10) 無配当団体定期保険災害保障特約
 - (11) 無配当団体定期保険こども災害割増特約
 - (12) 無配当団体定期保険こども傷害特約
 - (13) 無配当団体定期保険こども災害保障特約
 - (14) 無配当総合福祉団体定期保険災害総合保障特約

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 高度障害保険金の支払い（第3条）(2) 被保険者の自殺による免責（第4条）(3) 保険料の払込免除（第8条・第9条）(4) 詐欺による取消し（第19条）または不法取得目的による無効（第20条）(5) 告知義務違反による解除（第22条・第23条） |
|--|

2. 本条の1. の規定により団体定期保険契約等*¹からこの保険契約への加入が行われた場合で、団体定期保険契約等*¹に特約*²が付加されているとき、かつ、この保険契約に会社の定める同種の特約を付加するときは、本条の1. の規定を準用します。

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 死亡保険金の支払い	(1) 死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 高度障害保険金の支払い	(1) 高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごと利差配当付介護終身年金保険(返戻金なし型)(2012)普通保険約款目次

この保険の特色	283	12 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第24条 保険料払込方法の変更	295
第1条 責任開始の時	283	第25条 保険契約の更新	295
2 年金等の支払いについて		第26条 保険期間が終身の保険契約への変更	296
第2条 年金・給付金の支払い	283	第27条 基準介護年金額の減額	298
第3条 免責事由	285	13 解約等について	
3 年金等の支払請求手続について		第28条 保険契約の解約	298
第4条 年金・給付金の支払請求手続	286	第29条 返戻金	298
第5条 年金・給付金の支払時期	286	第30条 保険料の未経過分に相当する返還金	298
4 死亡給付金の支払方法の選択について		第31条 年金または給付金の受取人による保険契約の存続	299
第6条 死亡給付金の支払方法の選択	287	14 年金等の受取人および保険契約者について	
5 保険料の払込免除について		第32条 会社への通知による年金または給付金の受取人の変更	299
第7条 保険料の払込免除	288	第33条 遺言による年金または給付金の受取人の変更	300
第8条 保険料の払込免除の免責事由	289	第34条 年金または給付金の受取人の死亡	300
6 保険料の払込免除の請求手続について		第35条 保険契約者の権利義務の承継	300
第9条 保険料の払込免除の請求手続	289	第36条 保険契約者の代表者および年金または給付金の受取人の代表者	300
7 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		15 契約年齢の計算等について	
第10条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	289	第37条 契約年齢の計算	300
8 保険料の払込みにについて		第38条 契約年齢の誤りの処理	300
第11条 保険料の払込み	290	第39条 性別の誤りの処理	301
第12条 保険料の払込方法(経路)	290	16 社員配当金(保険契約者への配当)について	
第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	290	第40条 社員配当金の割当ておよび支払い	301
第14条 保険料の前納および予納	291	17 その他	
9 失効、失効取消および復活について		第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	303
第15条 保険契約の失効	291	第42条 保険契約者の住所の変更	303
第16条 保険契約の失効取消	291	第43条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	303
第17条 保険契約の復活	292	第44条 時効	303
10 取消しと無効について		第45条 管轄裁判所	303
第18条 詐欺による取消し	292	18 特則について	
第19条 不法取得目的による無効	292	第46条 特別条件を付ける場合の特則	303
11 告知義務と解除について		第47条 被指定契約がある場合の特則	305
第20条 告知義務	293		
第21条 告知義務違反による解除	293		
第22条 告知義務違反による解除ができないとき	293		
第23条 重大事由による解除	294		
別表1 公的介護保険制度	306		
別表2 要介護1以上の状態	306		
別表3 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	306		
別表4 対象となる不慮の事故	307		
別表5 年金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	308		
別表6 感染症	308		

5年ごと利差配当付介護終身年金保険(返戻金なし型)(2012)普通保険約款

(実施 2012.4.2 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	公的介護保険制度における要介護状態に対する保障
年金等の種類	(1) 介護年金 (2) 死亡給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には返戻金があります。

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知(第20条)を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢(第37条)の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- 会社名
- 保険契約者の氏名または名称
- 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- 受取人の氏名または名称
- 支払事由
- 保険期間
- 保険給付の額
- 保険料およびその払込方法
- 契約成立日
- 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています(P.8参照)。

2 年金等の支払いについて

第2条 年金・給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、年金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して年金または給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由(第3条)に該当するときは支払いません。

	支払事由（年金等を支払う場合）	金 額	受取人
介護年金	(1) 第1回介護年金 責任開始の時*1以後保険期間中に、被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、初めて公的介護保険制度(別表1★)に基づく要介護1以上の状態(別表2★)(以下「要介護1以上の状態」といいます。)に該当していると認定されたとき (2) 第2回以後の介護年金 第1回介護年金の支払後、介護年金支払期間*3中の介護年金の支払日*4に、被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、要介護1以上の状態に該当していると認定されているとき (注) 第1回介護年金の支払後、介護年金の支払日*4において、要介護1以上の状態から回復していたときは、介護年金の支払いは中断します。なお、その後の介護年金の支払日*4において、再度、要介護1以上の状態に該当したときは、介護年金の支払いを再開します。	介護年金の支払日*4における公的介護保険制度の要介護区分に応じ、介護年金額は次のとおりとします。 ① 要介護5 基準介護年金額 ② 要介護4 基準介護年金額×5/6 ③ 要介護3 基準介護年金額×4/6 ④ 要介護2 基準介護年金額×3/6 ⑤ 要介護1 基準介護年金額×2/6	介護年金受取人
	次のいずれかのとき (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき ((2)に該当する場合を除きます。) (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。 (2) 被保険者が、介護年金支払期間*3中に死亡したとき	基準介護年金額	死亡給付金受取人

2. 年金等の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
第1回介護年金を支払う場合の支払事由発生後の保険料	終身にわたり払い込む必要はありません。

(2) 介護年金について

項 目	内 容
① 介護年金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活(第17条)が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号
 F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みません。

*3 介護年金支払期間

第1回介護年金を支払う場合の支払事由発生日以後終身にわたる期間をいいます。

*4 介護年金の支払日

介護年金の支払日は、次のとおりとします。

項 目	内 容
(1) 第1回介護年金の支払日	第1回介護年金の支払事由が生じた日
(2) 第2回以後の介護年金の支払日	(1)に規定する第1回介護年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年その日の応当日

項 目	内 容
② 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として要介護1以上の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*5に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
③ 介護年金の支払事由が生じ、支払うべき介護年金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	介護年金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき介護年金を死亡給付金受取人に支払います。

(3) 死亡給付金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

★別表1（P.306参照）、別表2（P.306参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、年金または給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても年金等を支払わない場合）
介護年金	被保険者が、次のいずれかによって要介護1以上の状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 介護年金受取人の故意または重大な過失 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第17条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

第2条 補足説明

* 5 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

第3条 補足説明

* 1 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

項 目	内 容
(1) 介護年金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を要介護1以上の状態に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を要介護1以上の状態に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって介護年金または死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、介護年金または死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*2を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

第3条 補足説明

*2 責任準備金

基準介護年金の金額を限度とします。

3 年金等の支払請求手続について

第4条 年金・給付金の支払請求手続

- 年金または給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 年金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表5★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類	
(1)	死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表5★）
(2)	次のいずれかの書類 - 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 - 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3)	死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表5（P.308参照）

第5条 年金・給付金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で年金または給付金を支払います。
- 会社は、年金または給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から年金または給付金の請求時まで会社に提出された

第4条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、年金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 年金または給付金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 年金または給付金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	年金または給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第21条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第23条）、詐欺（第18条）または不法取得目的（第19条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第23条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは年金・給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金・給付金請求時までににおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、年金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3.の確認を行うときは、会社は、年金または給付金の受取人（年金または給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3.の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または給付金を支払いません。

★別表5（P.308参照）

4 死亡給付金の支払方法の選択について

第6条 死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

第5条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

*1 死亡給付金

死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第11条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表3★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表3★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表3★）になったとき
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表3★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第11条（保険料の払込み）の1.に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第7条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じて保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表3★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表3★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

6 保険料の払込免除の請求手続について

第9条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表5★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（年金・給付金の支払時期）の規定を準用します。

7 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第10条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡した

ことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

8 保険料の払込みについて

第11条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日* ¹ （年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日* ¹ （月単位）までの期間* ²
(2) 半年払	契約成立日の応当日* ¹ （半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日* ¹ （月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第12条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- | |
|---|
| (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法* ¹ |
| (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法 |
| (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法 |
| (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法* ² |
| (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法 |
| (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法 |

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. ー(1)の方法において、払込期月（第11条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第11条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第11条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. ー(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第11条）の契約成立日（第1条）の応当日*¹の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（第1回介護年金を支払うときはその受取人）

第11条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*¹が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第12条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

に払い戻します。

- | |
|----------------------|
| (1) この保険契約が消滅したとき |
| (2) 保険料の払込みが不要となったとき |

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第11条）までに、年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 第1回介護年金または死亡給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第14条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第11条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きします。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きします。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- | |
|----------------------------------|
| (1) 第1回介護年金を支払う場合には、その受取人に支払います。 |
| (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。 |

9 失効、失効取消および復活について

第15条 保険契約の失効

保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第16条 保険契約の失効取消

1. 第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたと

第14条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第16条 補足説明

*1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

*2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第11条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

*3 効力を失った日

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

- きは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
 3. 延滞保険料払込期間*1中に年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、年金もしくは給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
 4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に年金または給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	第1回介護年金または死亡給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第17条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第20条）および告知義務違反による解除（第21条）の規定を適用します。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

10 取消しと無効について

第18条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第17条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第17条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- | |
|--|
| (1) 年金または給付金を不法に取得する目的
(2) 他人に年金または給付金を不法に取得させる目的 |
|--|

第17条 補足説明

*1 効力を失った日

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

*2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

*3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

11 告知義務と解除について

第20条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第17条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第21条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第17条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに年金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしての保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、介護年金受取人または死亡給付金受取人が証明したときは、会社は、年金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者、介護年金受取人または死亡給付金受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第22条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第21条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第17条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に年金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第23条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または年金もしくは給付金の受取人が年金*1を詐取する目的もしくは他人に年金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 年金*1の請求に関し、年金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または年金もしくは給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その年金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第22条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第23条 補足説明

* 1 年金

この保険契約の年金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 年金または給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに年金または給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第21条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4.の規定にかかわらず、本条の1.－(4)の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2.－(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4.の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12 契約内容の変更および更新等について

第24条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第11条（保険料の払込み）および第12条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第11条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第25条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第37条）が79歳以下であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2.の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の基準介護年金額	更新前契約の保険期間満了日の基準介護年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の基準介護年金額を変更して更新することができます。

第23条 補足説明

*2 給付金

本条の1.－(4)のみに該当した場合で、本条の1.－(4)－①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

第25条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(4) 更新後契約の保険期間および保険料払込期間	① 更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② 更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ③ ①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 年金・給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)-①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の基準介護年金額について、更新前契約の保険期間満了日の基準介護年金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第25条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）(2012)契約に変更することができます。

- | |
|--|
| <p>(1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第7条）されていないこと</p> <p>(2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること</p> <p>(3) 変更日*1における被保険者の年齢（第37条）が75歳以下であること</p> |
|--|

2. 保険期間が終身の5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）(2012)契約への変更について、次のとおり取り扱います。

第26条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第11条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第11条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後契約*2の年金または給付金の支払事由（第2条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第7条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。
(3) 変更後契約*2の基準介護年金額	変更前契約の保険期間満了日*3の基準介護年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の基準介護年金額を変更することができます。
(4) 変更後契約*2に変更されたとき	① 変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 年金・給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第1条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第26条 補足説明

* 2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）(2012)契約をいいます。

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

約
款

5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）（2012）普通保険約款

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本

条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の基準介護年金額について、変更前契約の保険期間満了日*3の基準介護年金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 基準介護年金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって基準介護年金額を減額★することができます。ただし、第1回介護年金の支払以後または保険料の払込免除(第7条)以後*1は減額できません。また、会社は、減額後の基準介護年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 基準介護年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約(第28条)されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 基準介護年金額が減額された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.160参照)。

13 解約等について

第28条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。ただし、第1回介護年金の支払以後または保険料の払込免除(第7条)以後*1は解約できません。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金(第29条)があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.160参照)。

第29条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額(基準介護年金額)と同額とします。

- (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
- (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること

3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

第30条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第1回介護年金が支払われた場合または保険料の払込みが免除(第7条)された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、年金または給付金を支払うときはその受取人に支払います。

第27条 補足説明

*1 保険料の払込免除(第7条)以後

保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

第28条 補足説明

*1 保険料の払込免除(第7条)以後

保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

第30条 補足説明

*1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

*2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法(回数)(第11条)が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

- (1) 給付金の支払事由（第2条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第21条）または重大事由（第23条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第27条）または解約（第28条）されたとき

第31条 年金または給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時ににおいて次のすべてを満たす年金または給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、年金または給付金の支払事由（第2条）が生じ、会社が年金または給付金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 介護年金の支払事由が生じたとき	① 支払うべき第1回介護年金の金額が本条の2. の金額以上の場合には、支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を介護年金受取人に支払います。 ② 支払うべき第1回介護年金の金額が本条の2. の金額を下回る場合には、第1回年金の支払事由発生時における責任準備金の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。さらに、その残額があるときは、第2条（年金・給付金の支払い）に定める第1回介護年金額を会社の定める方法により再計算のうえ、支払うべき年金を介護年金受取人に支払います。
(2) 死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を死亡給付金受取人に支払います。

14 年金等の受取人および保険契約者について**第32条 会社への通知による年金または給付金の受取人の変更**

1. 保険契約者は、年金または給付金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、年金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、介護年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の年金または給付金の受取人に年金または給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から年金または給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第33条 遺言による年金または給付金の受取人の変更

1. 第32条（会社への通知による年金または給付金の受取人の変更）の1. に定めるほか、保険契約者は、年金または給付金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、年金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、介護年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の年金または給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による年金または給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第34条 年金または給付金の受取人の死亡

1. 年金または給付金の受取人が年金または給付金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により年金または給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により年金または給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第35条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、第1回介護年金の支払事由（第2条）が生じる前に限り、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 第1回介護年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者のこの保険契約上のすべての権利義務は、介護年金受取人に承継されます。
3. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第36条 保険契約者の代表者および年金または給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。介護年金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について

第37条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第38条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第37条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外の場合は、会社は、この保険契約を取り消すことが

第37条 補足説明

- * 1 契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

できるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

第39条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第40条 社員配当金の割当ておよび支払い

- 第1回介護年金の支払以前の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(5)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第1条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	- その5年ごとに応当日*²から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごとに応当日*²の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 - 第1回介護年金または死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 - 死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 - 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約* ³	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第25条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第26条）されるときは、次のとおり取り扱います。 (1)－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 (1)－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ および直前の5年ごとに応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	- 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 ①以外の場合は、保険契約者に支払います。

第40条 補足説明

* 1 契約成立日

次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
- 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条の1.において「5年ごとに応当日」といいます。

* 3 保険期間が満了する保険契約

第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第37条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

* 4 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約* ⁵	保険契約者に支払います。
(5) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して第1回介護年金を支払う保険契約	第1回介護年金とともにその受取人に支払います。

2. 第1回介護年金の支払後の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(3)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(3)に該当する保険契約については、(2)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に第1回介護年金の支払日の5年ごとの応当日* ⁶ が到来する保険契約	① その5年ごと応当日*⁶から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、介護年金受取人に支払います。 ウ. 介護年金受取人から請求があったときは、介護年金受取人に支払います。
(2) 次の事業年度中に第1回介護年金の支払日および直前の5年ごと応当日* ⁶ からその日を含めて1年を経過して、死亡給付金の支払いにより消滅する保険契約	死亡給付金とともにその受取人に支払います。
(3) 次の事業年度中に第1回介護年金の支払日および直前の5年ごと応当日* ⁶ からその日を含めて1年を経過して、(2)以外の事由により消滅する保険契約	介護年金受取人に支払います。

3. 会社は、本条の1. および2. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
4. 保険契約者または介護年金受取人からの請求により社員配当金を支払うときは、第5条（年金・給付金の支払時期）の1. の規定を準用します。

第40条 補足説明

* 5 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 6 第1回介護年金の支払日の5年ごとの応当日

本条の2. において「5年ごと応当日」といいます。

17 その他

第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第42条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者*1は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所*に通知することを必要とします。
2. 保険契約者*1が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者*1に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第43条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この保険契約の介護年金の支払事由（第2条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

- (1) 法令等の改正による公的介護保険制度等の改正
- (2) 介護に関する技術または環境の変化*2

2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第28条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第44条 時効

年金・給付金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第29条）または社員配当金（第40条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第45条 管轄裁判所

1. この保険契約における介護年金の請求に関する訴訟については、会社の本社所在地または介護年金受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における死亡給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

18 特則について

第46条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、

第42条 補足説明

*1 保険契約者

介護年金支払期間^A中は、介護年金受取人とします。

A：第1回介護年金を支払う場合の支払事由発生日以後終身にわたる期間をいいます。

第43条 補足説明

*1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第1条）の応当日（年単位）をいいます。

*2 介護に関する技術または環境の変化

公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第45条 補足説明

*1 介護年金受取人

介護年金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第46条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 介護年金または死亡給付金の削減支払

① 契約成立日（第1条）から会社の定める削減期間中に被保険者が介護年金または死亡給付金の支払事由（第2条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。

ア. 介護年金を支払うべきときは、介護年金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

イ. 死亡給付金を支払うべきときは、死亡給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

② ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表6★）によって支払事由に該当したときは、介護年金または死亡給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第7条）しません。ただし、感染症（別表6★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

(1) この保険契約が効力を失ったとき（第15条）は、第17条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。

(2) この保険契約の更新（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 介護年金または死亡給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた介護年金または死亡給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身の保険契約への変更（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。

第46条 補足説明

*2 特定高度障害状態

高度障害状態（別表3★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
② 年金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた年金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表3（P.306参照）、別表6（P.308参照）

第47条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約の保険料払込期間中に介護年金が支払われるべきときは、第2条（年金・給付金の支払い）の2. -(2)-③を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
③ 介護年金の支払事由が生じ、支払うべき介護年金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	介護年金受取人が被保険者の場合には、支払うべき介護年金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

- ① 第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1. 中、「保険契約者（第1回介護年金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（第1回介護年金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。
- ② 第40条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(1)-②を次のとおり読み替えます。
 - ② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
- ③ 第40条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(3)の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第46条 補足説明

*3 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）（2012）契約をいいます。

第47条 補足説明

*1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表1 公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法(平成9年12月17日 法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

別表2 要介護1以上の状態

要介護1以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護1から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表3 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの(注1) (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの(注2) (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの(注4) (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの(注6(1)) (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの(注6(1)) (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの(注6(1)) (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの(注6(1))
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの(注1) (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの(注3) (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの(注5) (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの(注6) (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの(注6) (8) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの(注7(1)、(2)、(3)) (9) 10足指を失ったもの(注7(4))

注

1. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
の値が、90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解し得ないもの)で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、

または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表5 年金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 介護年金の支払い	(1) 介護年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度(別表1)に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 介護年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類(第1回介護年金の場合)
2. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第7条(保険料の払込免除)の1.に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故(別表4)であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 年金・給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 1.については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表6 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	

注 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りません。))である感染症をいいます。)は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項(一類感染症)、第3項(二類感染症)、第4項(三類感染症)、第7項第3号(新型コロナウイルス感染症)または第8項(指定感染症)の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）普通保険約款目次

この保険の特色	310	12 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第24条 保険料払込方法の変更	321
第1条 責任開始の時	310	第25条 保険契約の更新	322
2 一時金等の支払いについて		第26条 保険期間が終身の保険契約への変更	323
第2条 一時金・給付金の支払い	310	第27条 介護一時金額の減額	324
第3条 免責事由	311	13 解約等について	
3 一時金等の支払請求手続について		第28条 保険契約の解約	325
第4条 一時金・給付金の支払請求手続	312	第29条 返戻金	325
第5条 一時金・給付金の支払時期	313	第30条 保険料の未経過分に相当する返還金	325
4 一時金等の支払方法の選択について		第31条 一時金または給付金の受取人による保険契約の存続	325
第6条 介護一時金または死亡給付金の支払方法の選択	314	14 一時金等の受取人および保険契約者について	
5 保険料の払込免除について		第32条 会社への通知による一時金または給付金の受取人の変更	326
第7条 保険料の払込免除	314	第33条 遺言による一時金または給付金の受取人の変更	326
第8条 保険料の払込免除の免責事由	315	第34条 一時金または給付金の受取人の死亡	326
6 保険料の払込免除の請求手続について		第35条 保険契約者の権利義務の承継	326
第9条 保険料の払込免除の請求手続	316	第36条 保険契約者の代表者および一時金または給付金の受取人の代表者	326
7 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		15 契約年齢の計算等について	
第10条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	316	第37条 契約年齢の計算	327
8 保険料の払込みにについて		第38条 契約年齢の誤りの処理	327
第11条 保険料の払込み	316	第39条 性別の誤りの処理	327
第12条 保険料の払込方法（経路）	317	16 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	317	第40条 社員配当金の割当ておよび支払い	327
第14条 保険料の前納および予納	318	17 その他	
9 失効、失効取消および復活について		第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	328
第15条 保険契約の失効	318	第42条 保険契約者の住所の変更	328
第16条 保険契約の失効取消	318	第43条 法令等の改正等に伴う支払事由または保険料の払込免除事由の変更	328
第17条 保険契約の復活	319	第44条 時効	329
10 取消しと無効について		第45条 管轄裁判所	329
第18条 詐欺による取消し	319	18 特則について	
第19条 不法取得目的による無効	319	第46条 特別条件を付ける場合の特則	329
11 告知義務と解除について		第47条 被指定契約がある場合の特則	330
第20条 告知義務	319		
第21条 告知義務違反による解除	320		
第22条 告知義務違反による解除ができないとき	320		
第23条 重大事由による解除	320		
別表1 公的介護保険制度	332		
別表2 要介護3以上の状態	332		
別表3 要介護1または2の状態	332		
別表4 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	332		
別表5 対象となる不慮の事故	333		
別表6 一時金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	334		
別表7 感染症	334		

5年ごと利差配当付介護一時金保険(返戻金なし型)(2012)普通保険約款

(実施 2012.4.2 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	公的介護保険制度における要介護状態に対する保障
一時金等の種類	(1) 介護一時金 (2) 死亡給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には返戻金があります。

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知(第20条)を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢(第37条)の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています(P.8参照)。

2 一時金等の支払いについて

第2条 一時金・給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、一時金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して一時金または給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由(第3条)に該当するときは支払いません。

	支払事由（一時金等を支払う場合）	金 額	受取人
介護一時金	責任開始の時*1以後保険期間中に、被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、公的介護保険制度（別表1★）に基づく要介護3以上の状態（別表2★）（以下「要介護3以上の状態」といいます。）に該当していると認定されたとき	介護一時金額	介護一時金受取人
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき （注） 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	介護一時金額の10%	死亡給付金受取人

2. 一時金または給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 介護一時金について

項 目	内 容
① 介護一時金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として要介護3以上の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
③ 介護一時金を支払ったとき	この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
④ 死亡給付金を支払ったとき	その後に介護一時金の支払請求を受けても、介護一時金は支払いません。

(2) 死亡給付金について

項 目	内 容
① 被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。
② 死亡給付金の支払前に介護一時金の支払請求を受け、介護一時金が支払われるとき	死亡給付金は支払いません。

★別表1（P.332参照）、別表2（P.332参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、一時金または給付金を支払いません。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号
F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

	免責事由（支払事由が生じて一時金等を支払わない場合）
介護一時金	被保険者が、次のいずれかによって要介護3以上の状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) この保険契約の復活（第17条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 介護一時金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を要介護3以上の状態に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を要介護3以上の状態に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって介護一時金または死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、介護一時金または死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*1を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

3 一時金等の支払請求手続について

第4条 一時金・給付金の支払請求手続

- 一時金または給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 一時金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

第3条 補足説明

*1 責任準備金

介護一時金額の10%の金額を限度とします。

第4条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

必要書類

- (1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表6★）
- (2) 次のいずれかの書類
 - ① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
 - ② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
- (3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表6（P.334参照）

第5条 一時金・給付金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で一時金または給付金を支払います。
2. 会社は、一時金または給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から一時金または給付金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、一時金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 一時金または給付金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 一時金または給付金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	一時金または給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第21条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第23条）、詐欺（第18条）または不法取得目的（第19条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第23条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは一時金・給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から一時金・給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1.および2.にかかわらず、一時金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

- (1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 本条の2.および3.の確認を行うときは、会社は、一時金または給付金の受取人（一時金または給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2.および3.の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受

第5条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は一時金または給付金を支払いません。

★別表6（P.334参照）

4 一時金等の支払方法の選択について

第6条 介護一時金または死亡給付金の支払方法の選択

介護一時金または死亡給付金が支払われるときは、その受取人は、会社の取扱いの範囲内で、介護一時金または死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

- 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第11条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表4★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4★）になったとき
要介護1または2の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病によって保険料払込期間中に公的介護保険制度（別表1★）に基づく要介護1または2の状態（別表3★）（以下「要介護1または2の状態」といいます。）に該当していると認定されたとき

- 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表4★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表4★）になったとき

第5条 補足説明

- *3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

- *1 介護一時金または死亡給付金

介護一時金または死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第7条 補足説明

- *1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

- *2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りません。

項 目	内 容
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表4★）または「要介護1または2の状態」になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.332参照）、別表3（P.332参照）、別表4（P.332参照）、別表5（P.333参照）

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表4★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表4★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

第7条 補足説明

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
要介護1または2の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって要介護1または2の状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表4 (P.332 参照)

6 保険料の払込免除の請求手続について

第9条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（一時金・給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表6 (P.334 参照)

7 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第10条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

8 保険料の払込みについて

第11条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	

第11条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第12条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- | |
|--|
| (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
(2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
(3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
(4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
(5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
(6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法 |
|--|

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. - (1)の方法において、払込期月（第11条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第11条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第11条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. - (1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第11条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（介護一時金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- | |
|---|
| (1) この保険契約が消滅したとき
(2) 保険料の払込みが不要となったとき |
|---|

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第11条）までに一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

第12条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(1) 一時金または給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第14条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第11条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きします。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きします。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 介護一時金を支払う場合には、その受取人に支払います。
- (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

9 失効、失効取消および復活について

第15条 保険契約の失効

保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第16条 保険契約の失効取消

1. 第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、一時金もしくは給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第16条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第11条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

4. 本条の3.の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に一時金または給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	一時金または給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第17条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第20条）および告知義務違反による解除（第21条）の規定を適用します。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第17条 補足説明

- *1 効力を失った日
猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。
- *2 保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。
- *3 延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

10 取消しと無効について

第18条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第17条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第17条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 一時金または給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に一時金または給付金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第20条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第17条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知すること

を必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第21条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第17条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 一時金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに一時金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、一時金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が証明したときは、会社は、一時金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第22条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第21条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第17条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第23条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第22条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第23条 補足説明*** 1 一時金**

この保険契約の一時金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

*** 2 給付金**

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が一時金*1を詐取する目的もしくは他人に一時金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 一時金*1の請求に関し、一時金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、一時金または給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その一時金または給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 一時金または給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに一時金または給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第21条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12 契約内容の変更および更新等について**第24条 保険料払込方法の変更**

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第11条（保険料の払込み）および第12条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第11条）を月払から年払または半年払に変更すると

きは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第25条 保険契約の更新

- この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること 更新日*1における被保険者の年齢（第37条）が79歳以下であること 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること |
|--|

- この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	- 更新日*1の保険料率が適用されます。 - 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	- 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の介護一時金額	更新前契約の保険期間満了日の介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の介護一時金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間および保険料払込期間	- 更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 - 更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	- 一時金・給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 - 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 - この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第25条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の介護一時金額について、更新前契約の保険期間満了日の介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第25条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）(2012)契約に変更することができます。

- | |
|---------------------------------------|
| (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第7条）されていないこと |
| (2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (3) 変更日*1における被保険者の年齢（第37条）が75歳以下であること |

2. 保険期間が終身の5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）(2012)契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第11条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第11条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後契約*2の一時金または給付金の支払事由（第2条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第7条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。

第26条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

*2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）(2012)契約をいいます。

項 目	内 容
(3) 変更後契約* ² の介護一時金額	変更前契約の保険期間満了日* ³ の介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日* ³ の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約* ² の介護一時金額を変更することができます。
(4) 変更後契約* ² に変更されたとき	① 変更後契約* ² の責任は変更日* ¹ から開始します。 ② 変更前契約は、変更日* ¹ の前日の満了時に消滅します。 ③ 一時金・給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、変更後契約* ² の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日* ¹ の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約* ² に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日* ¹ の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第1条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日* ¹ に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*¹に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の介護一時金額について、変更前契約の保険期間満了日*³の介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 介護一時金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって介護一時金額を減額★することができます。ただし、保険料の払込免除（第7条）以後*¹は減額できません。また、会社は、減額後の介護一時金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 介護一時金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- | |
|--|
| (1) 減額分を解約（第28条）されたものとして取り扱います。
(2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
(3) 介護一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。 |
|--|

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第26条 補足説明

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*¹として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*¹の前日とします。

第27条 補足説明

* 1 保険料の払込免除(第7条)以後

保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

13 解約等について

第28条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。ただし、保険料の払込免除（第7条）以後*1は解約できません。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第29条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（介護一時金額の10%の金額）と同額とします。

- (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
- (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること

3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第30条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第7条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、一時金または給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第21条）または重大事由（第23条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第27条）または解約（第28条）されたとき

第31条 一時金または給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1.の解約が通知された場合でも、その通知の時に次をすべてを満たす一時金または給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1.の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1.の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1.の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2.の規定により効力が生じなくなるまでに、一時金または給付金の支払事由（第2条）が生じ、会社が一時金または給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払います。この場合、

第28条 補足説明

*1 保険料の払込免除（第7条）以後

保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

第30条 補足説明

*1 消滅

保険契約の一部が消滅するとき、その消滅する部分とします。

*2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第11条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第31条 補足説明

*1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、一時金または給付金の受取人に支払います。

14 一時金等の受取人および保険契約者について

第32条 会社への通知による一時金または給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、一時金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、介護一時金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金または給付金の支払事由（第2条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社へ到達する前に変更前の受取人に一時金または給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から一時金または給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第33条 遺言による一時金または給付金の受取人の変更

1. 第32条（会社への通知による一時金または給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、一時金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、介護一時金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金または給付金の支払事由（第2条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の一時金または給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による一時金または給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第34条 一時金または給付金の受取人の死亡

1. 一時金または給付金の受取人が一時金または給付金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により一時金または給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により一時金または給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第35条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第36条 保険契約者の代表者および一時金または給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。介護一時金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について

第37条 契約年齢の計算

- 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
- 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第38条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第37条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または一時金額を調整して処理します。

第39条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または一時金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第40条 社員配当金の割当ておよび支払い

- 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割り当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日*1（第1条）の5年ごとの応当日*2が到来する保険契約	① その5年ごと応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごと応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 一時金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 一時金または給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。

第37条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第40条 補足説明

*1 契約成立日

次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
- 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

*2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条の1. において「5年ごと応当日」といいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約*3	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新(第25条)されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更(第26条)されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)ー①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ② (1)ー①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に契約成立日*4および直前の5年ごと応当日*2からその日を含めて1年を経過して、一時金または給付金の支払いにより消滅する保険契約	一時金または給付金とともにその受取人に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日*4からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日*2からその日を含めて1年を経過して、(2)および(3)以外の事由により消滅する保険契約*5	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第5条（一時金・給付金の支払時期）の1. の規定を準用します。

17 その他

第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第42条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第43条 法令等の改正等に伴う支払事由または保険料の払込免除事由の変更

1. 会社は、この保険契約の介護一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由

第40条 補足説明

* 3 保険期間が満了する保険契約

第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第40条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

* 4 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (2) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 5 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

第43条 補足説明

* 1 変更日

支払事由または保険料の払込免除事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第1条）の応当日（年単位）をいいます。

を変更することがあります。

- (1) 法令等の改正による公的介護保険制度等の改正
- (2) 介護に関する技術または環境の変化*2

2. この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由の変更を承諾する方法
- (2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第28条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第44条 時効

一時金・給付金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第29条）または社員配当金（第40条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第45条 管轄裁判所

1. この保険契約における介護一時金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または介護一時金受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における死亡給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

18 特則について

第46条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

- (1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

- (2) 一時金の削減支払

契約成立日（第1条）から会社の定める削減期間中に被保険者が一時金の支払事由（第2条）に該当し、一時金を支払うべきときは、一時金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表7★）によって支払事由に該当したときは、一時金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- (3) 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第7条）しません。ただし、感染症（別表7★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

第43条 補足説明

*2 介護に関する技術または環境の変化

公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第45条 補足説明

*1 介護一時金受取人

介護一時金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第46条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

*2 特定高度障害状態

高度障害状態（別表4★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

- (1) この保険契約が効力を失ったとき（第15条）は、第17条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。
- (2) この保険契約の更新（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（保険契約の更新）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（保険契約の更新）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた一時金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態* ² についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の保険契約への変更（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約* ³ には変更前契約に適用されていた一時金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態* ² についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約* ³ には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約* ³ には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態* ² についての不担保の条件は適用されません。

- (4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表4（P.332参照）、別表7（P.334参照）

第47条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*¹がある場合で、この保険契約と被指定契約*¹の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約の保険料払込期間中に介護一時金が支払われるべきときは、次のとおり取り扱います。

第46条 補足説明

*3 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）契約をいいます。

第47条 補足説明

*1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

項 目	内 容
介護一時金の支払事由が生じ、支払うべき介護一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	介護一時金受取人が被保険者の場合には、支払うべき介護一時金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

(2) この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

- ① 第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1. 中、「保険契約者（介護一時金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（介護一時金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。
- ② 第40条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(1)-②を次のとおり読み替えます。
 - ② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
- ③ 第40条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(3)の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

別表1 公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法(平成9年12月17日 法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

別表2 要介護3以上の状態

要介護3以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護3から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表3 要介護1または2の状態

要介護1または2の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護1または要介護2の状態をいいます。

別表4 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの(注1) (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの(注2) (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの(注4) (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの(注6(1)) (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの(注6(1)) (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの(注6(1)) (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの(注6(1))
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの(注1) (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの(注3) (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの(注5) (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの(注6) (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの(注6) (8) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの(注7(1)、(2)、(3)) (9) 10足指を失ったもの(注7(4))

注

1. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
の値が、90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解し得ないもの)で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場

合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表5 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表6 一時金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 介護一時金の支払い	(1) 介護一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度(別表1)に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 介護一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 介護一時金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第7条(保険料の払込免除)の1.に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故(別表5)であることを証明する書類、第7条(保険料の払込免除)の1.に定める要介護1または2の状態による保険料の払込免除についてはさらに、被保険者が公的介護保険制度(別表1)に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 一時金・給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 1.については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表7 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りです。)	

注 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りです。))である感染症をいいます。)は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項(一類感染症)、第3項(二類感染症)、第4項(三類感染症)、第7項第3号(新型コロナウイルス感染症)または第8項(指定感染症)の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

5年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険（返戻金なし型）普通保険約款目次

この保険の特色	336	12 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第24条 保険料払込方法の変更	348
第1条 責任開始の時	336	第25条 保険契約の更新	349
2 年金等の支払いについて		第26条 保険期間が終身の保険契約への変更	350
第2条 年金・給付金の支払い	336	第27条 認知症介護年金額の減額	351
第3条 免責事由	338	13 解約等について	
3 年金等の支払請求手続について		第28条 保険契約の解約	352
第4条 年金・給付金の支払請求手続	339	第29条 返戻金	352
第5条 年金・給付金の支払時期	339	第30条 保険料の未経過分に相当する返還金	352
4 死亡給付金の支払方法の選択について		第31条 年金または給付金の受取人による保険契約の存続	352
第6条 死亡給付金の支払方法の選択	340	14 年金等の受取人および保険契約者について	
5 保険料の払込免除について		第32条 会社への通知による年金または給付金の受取人の変更	353
第7条 保険料の払込免除	341	第33条 遺言による年金または給付金の受取人の変更	353
第8条 保険料の払込免除の免責事由	342	第34条 年金または給付金の受取人の死亡	353
6 保険料の払込免除の請求手続について		第35条 保険契約者の権利義務の承継	354
第9条 保険料の払込免除の請求手続	343	第36条 保険契約者の代表者および年金または給付金の受取人の代表者	354
7 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		15 契約年齢の計算等について	
第10条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	343	第37条 契約年齢の計算	354
8 保険料の払込みにについて		第38条 契約年齢の誤りの処理	354
第11条 保険料の払込み	343	第39条 性別の誤りの処理	354
第12条 保険料の払込方法（経路）	343	16 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	344	第40条 社員配当金の割当ておよび支払い	354
第14条 保険料の前納および予納	344	17 その他	
9 失効、失効取消および復活について		第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	356
第15条 保険契約の失効	345	第42条 保険契約者の住所の変更	356
第16条 保険契約の失効取消	345	第43条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	356
第17条 保険契約の復活	345	第44条 時効	357
10 取消しと無効について		第45条 管轄裁判所	357
第18条 詐欺による取消し	346	18 特則について	
第19条 不法取得目的による無効	346	第46条 特別条件を付ける場合の特則	357
11 告知義務と解除について		第47条 被指定契約がある場合の特則	358
第20条 告知義務	346		
第21条 告知義務違反による解除	346		
第22条 告知義務違反による解除ができないとき	347		
第23条 重大事由による解除	347		
別表1 特定認知症	360		
別表2 公的介護保険制度	360		
別表3 要介護1以上の状態	360		
別表4 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	361		
別表5 対象となる不慮の事故	362		
別表6 年金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	362		
別表7 感染症	363		

5年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険(返戻金なし型)普通保険約款

(実施 2016.4.4 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	所定の認知症による公的介護保険制度における要介護状態に対する保障
年金等の種類	(1) 認知症介護年金 (2) 死亡給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知(第20条)を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢(第37条)の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています(P.8参照)。

2 年金等の支払いについて

第2条 年金・給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、年金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して年金または給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由(第3条)に該当するときは支払いません。

	支払事由（年金等を支払う場合）	金 額	受取人
認知症介護年金	(1) 第1回認知症介護年金 責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たしたとき ① 被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、特定認知症（別表1★）（以下「特定認知症」といいます。）に該当していること ② 被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、公的介護保険制度（別表2★）に基づく要介護1以上の状態（別表3★）（以下「要介護1以上の状態」といいます。）に該当していると認定されたこと (2) 第2回以後の認知症介護年金 第1回認知症介護年金の支払後、認知症介護年金支払期間*3中の認知症介護年金の支払日*4に、被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、第1回認知症介護年金の支払事由に規定する状態に該当しているとき （注）第1回認知症介護年金の支払後、認知症介護年金の支払日*4において、第1回認知症介護年金の支払事由に規定する状態から回復していたときは、認知症介護年金の支払いは中断します。なお、その後の認知症介護年金の支払日*4において、再度、第1回認知症介護年金の支払事由に規定する状態に該当したときは、認知症介護年金の支払いを再開します。	認知症介護年金額	認知症介護年金受取人
死亡給付金	次のいずれかのとき (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき（(2)に該当する場合を除きます。） （注）保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。 (2) 被保険者が、認知症介護年金支払期間*3中に死亡したとき	認知症介護年金額	死亡給付金受取人

2. 年金等の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
第1回認知症介護年金を支払う場合の支払事由発生後の保険料	終身にわたり払い込む必要はありません。

(2) 認知症介護年金について

項 目	内 容
① 認知症介護年金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者となります。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

*3 認知症介護年金支払期間

第1回認知症介護年金を支払う場合の支払事由発生日以後終身にわたる期間をいいます。

*4 認知症介護年金の支払日

認知症介護年金の支払日は、次のとおりとします。

項 目	内 容
(1) 第1回認知症介護年金の支払日	第1回認知症介護年金の支払事由が生じた日
(2) 第2回以後の認知症介護年金の支払日	(1)に規定する第1回認知症介護年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年その日の応当日

項 目	内 容
② 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として、認知症介護年金の支払事由に規定する状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*5に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
③ 認知症介護年金の支払事由が生じ、支払うべき認知症介護年金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	認知症介護年金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき認知症介護年金を死亡給付金受取人に支払います。

(3) 死亡給付金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

★別表1（P.360参照）、別表2（P.360参照）、別表3（P.360参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、年金または給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても年金等を支払わない場合）
認知症介護年金	被保険者が、次のいずれかによって認知症介護年金の支払事由に規定する状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 認知症介護年金受取人の故意または重大な過失 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第17条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

第2条 補足説明

* 5 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

第3条 補足説明

* 1 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

項 目	内 容
(1) 認知症介護年金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を認知症介護年金の支払事由に規定する状態に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を認知症介護年金の支払事由に規定する状態に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって認知症介護年金または死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、認知症介護年金または死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*2を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

3 年金等の支払請求手続について

第4条 年金・給付金の支払請求手続

- 年金または給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 年金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表6★）
(2) 次のいずれかの書類 - 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 - 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表6（P.362参照）

第5条 年金・給付金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で年金または給付金を支払います。

第3条 補足説明

*2 責任準備金

認知症介護年金の金額を限度とします。

第4条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

2. 会社は、年金または給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から年金または給付金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認^{*1}を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、年金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 年金または給付金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 年金または給付金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	年金または給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第21条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第23条）、詐欺（第18条）または不法取得目的（第19条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第23条（重大事由による解除）の1.－(4)－①から⑥までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは年金・給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金・給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、年金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数^{*2}を経過する日とします。

(1) 本条の2.－(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2.－(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2.－(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2.－(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2.－(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3.の確認を行うときは、会社は、年金または給付金の受取人（年金または給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3.の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^{*3}は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または給付金を支払いません。

★別表6（P.362参照）

4 死亡給付金の支払方法の選択について

第6条 死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡給付金^{*1}について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

第5条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

*1 死亡給付金

死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第11条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表4★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4★）になったとき
要介護1以上の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病によって保険料払込期間中に要介護1以上の状態に該当していると認定されたとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表4★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表4★）になったとき
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表4★）になったときまたは「要介護1以上の状態」になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。

第7条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表4（P.361参照）、別表5（P.362参照）

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表4★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表4★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
要介護1以上の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって要介護1以上の状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表4（P.361参照）

6 保険料の払込免除の請求手続について

第9条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（年金・給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表6（P.362参照）

7 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第10条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

8 保険料の払込みについて

第11条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第12条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

第11条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第12条 補足説明

*1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

*2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

項 目	内 容
(1) 本条の1. ー(1)の方法において、払込期月（第11条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第11条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第11条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. ー(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第11条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（第1回認知症介護年金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第11条）までに、年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 第1回認知症介護年金または死亡給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第14条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第11条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。

第13条 補足説明

- * 1 契約成立日の応当日**
 保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第14条 補足説明

- * 1 契約成立日の応当日（年単位）**
 保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 第1回認知症介護年金を支払う場合には、その受取人に支払います。
(2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

9 失効、失効取消および復活について

第15条 保険契約の失効

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第16条 保険契約の失効取消

- 第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めるときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
- 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
- 延滞保険料払込期間*1中に給付金もしくは祝金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、給付金もしくは祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第17条 保険契約の復活

- 保険契約者は、第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第20条）および告知義務違反による解除（第21条）の規定を適用します。
- 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
- この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
- この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

第16条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第11条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

第17条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

10 取消しと無効について

第18条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第17条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第17条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 年金または給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に年金または給付金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第20条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第17条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第21条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第17条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 年金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
 - (2) すでに年金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。
3. 本条の2. の規定にかかわらず、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、認知症介護年金受取人または死亡給付金受取人が証明したときは、会社は、年金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者、認知症介護年金受取人または死亡給付金受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第22条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第21条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第17条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に年金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第23条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第22条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または年金もしくは給付金の受取人が年金*1を詐取する目的もしくは他人に年金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 年金*1の請求に関し、年金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または年金もしくは給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その年金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金または給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに年金または給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第21条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

第23条 補足説明

* 1 年金

この保険契約の年金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 給付金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

12 契約内容の変更および更新等について

第24条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第11条（保険料の払込み）および第12条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第11条）を月払から年払または半年払に変更すると

きは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第25条 保険契約の更新

- この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- 更新日*1における被保険者の年齢（第37条）が79歳以下であること
- 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

- この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	- 更新日*1の保険料率が適用されます。 - 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	- 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の認知症介護年金額	更新前契約の保険期間満了日の認知症介護年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の認知症介護年金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間および保険料払込期間	- 更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 - 更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	- 年金・給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 - 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 - この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第25条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の認知症介護年金額について、更新前契約の保険期間満了日の認知症介護年金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるとときは、その限度額と同額とします。

第26条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第25条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の5年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険（返戻金なし型）契約に変更することができます。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第7条）されていないこと
(2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
(3) 変更日*1における被保険者の年齢（第37条）が75歳以下であること |
|---|

2. 保険期間が終身の5年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険（返戻金なし型）契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第11条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第11条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後契約*2の年金または給付金の支払事由（第2条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第7条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。

第26条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるとときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

*2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険（返戻金なし型）契約をいいます。

項 目	内 容
(3) 変更後契約* ² の認知症介護年金額	変更前契約の保険期間満了日* ³ の認知症介護年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日* ³ の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約* ² の認知症介護年金額を変更することができます。
(4) 変更後契約* ² に変更されたとき	① 変更後契約* ² の責任は変更日* ¹ から開始します。 ② 変更前契約は、変更日* ¹ の前日の満了時に消滅します。 ③ 年金・給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、変更後契約* ² の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日* ¹ の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約* ² に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日* ¹ の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第1条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日* ¹ に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*¹に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の認知症介護年金額について、変更前契約の保険期間満了日*³の認知症介護年金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えときは、その限度額と同額とします。

第27条 認知症介護年金額の減額

- 保険契約者は、将来に向かって認知症介護年金額を減額★することができる。ただし、第1回認知症介護年金の支払以後または保険料の払込免除（第7条）以後*¹は減額できません。また、会社は、減額後の認知症介護年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- 認知症介護年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第28条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 認知症介護年金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第26条 補足説明

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*¹として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*¹の前日とします。

第27条 補足説明

* 1 保険料の払込免除(第7条)以後

保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

13 解約等について

第28条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。ただし、第1回認知症介護年金の支払以後または保険料の払込免除(第7条)以後*1は解約できません。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金(第29条)があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.160参照)。

第29条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額(認知症介護年金額)と同額とします。

- (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
 - (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること
3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

第30条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第1回認知症介護年金が支払われた場合または保険料の払込みが免除(第7条)された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、年金または給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 給付金の支払事由(第2条)に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき(保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。)
 - (2) 告知義務違反(第21条)または重大事由(第23条)によりこの保険契約が解除されたとき
 - (3) 減額(第27条)または解約(第28条)されたとき

第31条 年金または給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約(減額を含みます。本条において以下同じ。)をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1.の解約が通知された場合でも、その通知の時に次を満了する年金または給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1.の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1.の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1.の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2.の規定により効力が生じなくなるまでに、年金または給付金の支払事由(第2条)が生じ、会社が年金または給付金を支払うべきときは、次のとおり

第28条 補足説明

*1 保険料の払込免除(第7条)以後

保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

第30条 補足説明

*1 消滅

保険契約の一部が消滅するとき、その消滅する部分とします。

*2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法(回数)(第11条)が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第31条 補足説明

*1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたのであれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

取り扱います。

項 目	内 容
(1) 認知症介護年金の支払事由が生じたとき	① 支払うべき第1回認知症介護年金の金額が本条の2. の金額以上の場合には、支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を認知症介護年金受取人に支払います。 ② 支払うべき第1回認知症介護年金の金額が本条の2. の金額を下回る場合には、第1回年金の支払事由発生時における責任準備金の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。さらに、その残額があるときは、第2条（年金・給付金の支払い）に定める第1回認知症介護年金額を会社の定める方法により再計算のうえ、支払うべき年金を認知症介護年金受取人に支払います。
(2) 死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を死亡給付金受取人に支払います。

14 年金等の受取人および保険契約者について

第32条 会社への通知による年金または給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、年金または給付金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、年金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、認知症介護年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の年金または給付金の受取人に年金または給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から年金または給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第33条 遺言による年金または給付金の受取人の変更

1. 第32条（会社への通知による年金または給付金の受取人の変更）の1. に定めるほか、保険契約者は、年金または給付金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、年金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、認知症介護年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の年金または給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による年金または給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第34条 年金または給付金の受取人の死亡

1. 年金または給付金の受取人が年金または給付金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により年金または給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により年金または給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第35条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、第1回認知症介護年金の支払事由（第2条）が生じる前に限り、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 第1回認知症介護年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者のこの保険契約上のすべての権利義務は、認知症介護年金受取人に承継されます。
3. 本条の1.の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第36条 保険契約者の代表者および年金または給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1.の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1.および2.に準じて取り扱います。認知症介護年金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について

第37条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1.に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第38条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第37条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または認知症介護年金額を調整して処理します。

第39条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または認知症介護年金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第40条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 第1回認知症介護年金の支払以前の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(5)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第37条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第1条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	① その5年ごとに応当日*²から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中においては、その5年ごとに応当日*²の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 第1回認知症介護年金または死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約* ³	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第25条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第26条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ および直前の5年ごとに応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	① 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 ② ①以外の場合は、保険契約者に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ からその日を含めて2年および直前の5年ごとに応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約* ⁵	保険契約者に支払います。
(5) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ および直前の5年ごとに応当日* ² からその日を含めて1年を経過して第1回認知症介護年金を支払う保険契約	第1回認知症介護年金とともにその受取人に支払います。

2. 第1回認知症介護年金の支払後の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(3)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(3)に該当する保険契約については、(2)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第40条 補足説明

* 1 契約成立日

次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
- 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条の1. において「5年ごとに応当日」といいます。

* 3 保険期間が満了する保険契約

第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第37条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

* 4 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 5 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に第1回認知症介護年金の支払日の5年ごとの応当日*6が到来する保険契約	① その5年ごと応当日*6から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、認知症介護年金受取人に支払います。 ウ. 認知症介護年金受取人から請求があったときは、認知症介護年金受取人に支払います。
(2) 次の事業年度中に第1回認知症介護年金の支払日および直前の5年ごと応当日*6からその日を含めて1年を経過して、死亡給付金の支払いにより消滅する保険契約	死亡給付金とともにその受取人に支払います。
(3) 次の事業年度中に第1回認知症介護年金の支払日および直前の5年ごと応当日*6からその日を含めて1年を経過して、(2)以外の事由により消滅する保険契約	認知症介護年金受取人に支払います。

3. 会社は、本条の1. および2. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
4. 保険契約者または認知症介護年金受取人からの請求により社員配当金を支払うときは、第5条（年金・給付金の支払時期）の1. の規定を準用します。

17 その他

第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第42条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者*1は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所*に通知することを必要とします。
2. 保険契約者*1が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者*1に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第43条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この保険契約の認知症介護年金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由を変更することがあります。

第40条 補足説明

*6 第1回認知症介護年金の支払日の5年ごとの応当日

本条の2. において「5年ごと応当日」といいます。

第42条 補足説明

*1 保険契約者

認知症介護年金支払期間^A中は、認知症介護年金受取人としてします。

A：第1回認知症介護年金を支払う場合の支払事由発生日以後終身にわたる期間をいいます。

第43条 補足説明

*1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第1条）の応当日（年単位）をいいます。

- (1) 法令等の改正による公的介護保険制度等の改正
(2) 介護に関する技術または環境の変化*2

2. この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由の変更を承諾する方法
(2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第28条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. - (1)の方法を指定されたものとみなします。

第44条 時効

年金・給付金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第29条）または社員配当金（第40条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第45条 管轄裁判所

1. この保険契約における認知症介護年金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または認知症介護年金受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における死亡給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

18 特則について

第46条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
- (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
- (2) 認知症介護年金または死亡給付金の削減支払
- ① 契約成立日（第1条）から会社の定める削減期間中に被保険者が認知症介護年金または死亡給付金の支払事由（第2条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。
- ア. 認知症介護年金を支払うべきときは、認知症介護年金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
- イ. 死亡給付金を支払うべきときは、死亡給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
- ② ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表7★）によって支払事由に該当したときは、認知症介護年金または死亡給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- (3) 特定高度障害状態についての不担保
疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第7条）しません。ただし、

第43条 補足説明

*2 介護に関する技術または環境の変化

公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第45条 補足説明

*1 認知症介護年金受取人

認知症介護年金受取人が2人以上いるときは、その代表者としてします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第46条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

*2 特定高度障害状態

高度障害状態（別表4★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

感染症（別表7★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。
- (1) この保険契約が効力を失ったとき（第15条）は、第17条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。
- (2) この保険契約の更新（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 認知症介護年金または死亡給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた認知症介護年金または死亡給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の保険契約への変更（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 認知症介護年金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた認知症介護年金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

- (4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表4（P.361参照）、別表7（P.363参照）

第47条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約の保険料払込期間中に認知症介護年金が支払われるべきときは、第2条（年金・給付金の支払い）の2. -(2)-③を次のとおり読み替えます。

第46条 補足説明

*3 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険（返戻金なし型）契約をいいます。

第47条 補足説明

*1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

項 目	内 容
③ 認知症介護年金の支払事由が生じ、支払うべき認知症介護年金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	認知症介護年金受取人が被保険者の場合には、支払うべき認知症介護年金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

(2) この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

- ① 第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1. 中、「保険契約者（第1回認知症介護年金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（第1回認知症介護年金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。
- ② 第40条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(1)-②を次のとおり読み替えます。
 - ② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
- ③ 第40条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(3)の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

別表1 特定認知症

特定認知症とは、次のすべてに該当している場合をいいます。

1. 器質性認知症と診断確定されていること（注）
2. 「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（平成5年10月26日 老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）」に基づく対象者の認知症の程度が「Ⅲ」、「Ⅳ」または「Ⅴ」のいずれかであると医師の資格をもつ者によって判定されていること

注

1. 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(1)、(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者によって診断確定された場合をいいます。

- (1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

なお、器質性認知症の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- ① 画像所見による診断確定
- ② 画像検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

2. 1. の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

- (1) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
他に分類されるその他の疾患の認知症（F02）のうち、	
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症（外傷性脳損傷を原因とした認知症を含む。）	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）のうち、	
せん妄、認知症に重なったもの	F 05.1
アルコール使用＜飲酒＞による精神および行動の障害（F10）のうち、	
残遺性および遅発性の精神障害（アルコール性認知症に限る。）	F 10.7

2003 年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に器質性認知症に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

別表2 公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表3 要介護1以上の状態

要介護1以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護1から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表4 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表5 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

- 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
- 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
- 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
- 入浴中の溺水
- 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
- 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
- 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
- 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
- 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
- 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電	

別表6 年金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 認知症介護年金の支払い	(1) 認知症介護年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度（別表2）に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 認知症介護年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 認知症介護年金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類（第1回認知症介護年金の場合）

項 目	必要書類
2. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第7条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表5）であることを証明する書類、第7条（保険料の払込免除）の1. に定める要介護1以上の状態による保険料の払込免除についてはさらに、被保険者が公的介護保険制度（別表2）に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 年金・給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 1. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表7 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

5年ごと利差配当付認知症介護一時金保険(返戻金なし型)普通保険約款目次

この保険の特色	365	12 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第24条 保険料払込方法の変更	376
第1条 責任開始の時	365	第25条 保険契約の更新	377
2 一時金等の支払いについて		第26条 保険期間が終身の保険契約への変更	378
第2条 一時金・給付金の支払い	365	第27条 認知症介護一時金額の減額	379
第3条 免責事由	367	13 解約等について	
3 一時金等の支払請求手続について		第28条 保険契約の解約	380
第4条 一時金・給付金の支払請求手続	367	第29条 返戻金	380
第5条 一時金・給付金の支払時期	368	第30条 保険料の未経過分に相当する返還金	380
4 一時金等の支払方法の選択について		第31条 一時金または給付金の受取人による保険契約の存続	380
第6条 認知症介護一時金または死亡給付金の支払方法の選択	369	14 一時金等の受取人および保険契約者について	
5 保険料の払込免除について		第32条 会社への通知による一時金または給付金の受取人の変更	381
第7条 保険料の払込免除	369	第33条 遺言による一時金または給付金の受取人の変更	381
第8条 保険料の払込免除の免責事由	370	第34条 一時金または給付金の受取人の死亡	381
6 保険料の払込免除の請求手続について		第35条 保険契約者の権利義務の承継	381
第9条 保険料の払込免除の請求手続	371	第36条 保険契約者の代表者および一時金または給付金の受取人の代表者	381
7 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		15 契約年齢の計算等について	
第10条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	371	第37条 契約年齢の計算	382
8 保険料の払込みにについて		第38条 契約年齢の誤りの処理	382
第11条 保険料の払込み	371	第39条 性別の誤りの処理	382
第12条 保険料の払込方法(経路)	372	16 社員配当金(保険契約者への配当)について	
第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	372	第40条 社員配当金の割当ておよび支払い	382
第14条 保険料の前納および予納	373	17 その他	
9 失効、失効取消および復活について		第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	383
第15条 保険契約の失効	373	第42条 保険契約者の住所の変更	383
第16条 保険契約の失効取消	373	第43条 法令等の改正等に伴う支払事由または保険料の払込免除事由の変更	383
第17条 保険契約の復活	374	第44条 時効	384
10 取消しと無効について		第45条 管轄裁判所	384
第18条 詐欺による取消し	374	18 特則について	
第19条 不法取得目的による無効	374	第46条 特別条件を付ける場合の特則	384
11 告知義務と解除について		第47条 被指定契約がある場合の特則	385
第20条 告知義務	374		
第21条 告知義務違反による解除	375		
第22条 告知義務違反による解除ができないとき	375		
第23条 重大事由による解除	375		
別表1 特定認知症	387		
別表2 公的介護保険制度	387		
別表3 要介護1以上の状態	387		
別表4 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	388		
別表5 対象となる不慮の事故	389		
別表6 一時金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	389		
別表7 感染症	390		

5年ごと利差配当付認知症介護一時金保険(返戻金なし型)普通保険約款

(実施 2016.4.4 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	所定の認知症による公的介護保険制度における要介護状態に対する保障
一時金等の種類	(1) 認知症介護一時金 (2) 死亡給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知(第20条)を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢(第37条)の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- 会社名
- 保険契約者の氏名または名称
- 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- 受取人の氏名または名称
- 支払事由
- 保険期間
- 保険給付の額
- 保険料およびその払込方法
- 契約成立日
- 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています(P.8参照)。

2 一時金等の支払いについて

第2条 一時金・給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、一時金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して一時金または給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由(第3条)に該当するときは支払いません。

	支払事由（一時金等を支払う場合）	金 額	受取人
認知症介護一時金	責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たしたとき (1) 被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、特定認知症（別表1★）（以下「特定認知症」といいます。）に該当していること (2) 被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、公的介護保険制度（別表2★）に基づく要介護1以上の状態（別表3★）（以下「要介護1以上の状態」といいます。）に該当していると認定されたこと	認知症介護一時金額	認知症介護一時金受取人
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	認知症介護一時金額の10%	死亡給付金受取人

2. 一時金または給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 認知症介護一時金について

項 目	内 容
① 認知症介護一時金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として、認知症介護一時金の支払事由に規定する状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
③ 認知症介護一時金を支払ったとき	この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
④ 死亡給付金を支払ったとき	その後に認知症介護一時金の支払請求を受けても、認知症介護一時金は支払いません。

(2) 死亡給付金について

項 目	内 容
① 被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。
② 死亡給付金の支払前に認知症介護一時金の支払請求を受け、認知症介護一時金が支払われるとき	死亡給付金は支払いません。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みません。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

★別表1（P.387参照）、別表2（P.387参照）、別表3（P.387参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、一時金または給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じて一時金等を支払わない場合）	
認知症介護一時金	被保険者が、次のいずれかによって認知症介護一時金の支払事由に規定する状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) この保険契約の復活（第17条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって認知症介護一時金または死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、認知症介護一時金または死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*1を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

3 一時金等の支払請求手続について

第4条 一時金・給付金の支払請求手続

1. 一時金または給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 一時金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

第3条 補足説明

* 1 責任準備金

認知症介護一時金額の10%の金額を限度とします。

第4条 補足説明

* 1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

* 2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

必要書類
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表6★）
(2) 次のいずれかの書類 ① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 ② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表6（P.389参照）

第5条 一時金・給付金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で一時金または給付金を支払います。
2. 会社は、一時金または給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から一時金または給付金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、一時金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 一時金または給付金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 一時金または給付金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	一時金または給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第21条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第23条）、詐欺（第18条）または不法取得目的（第19条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第23条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは一時金・給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から一時金・給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、一時金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3.の確認を行うときは、会社は、一時金または給付金の受取人（一時金または給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3.の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受

第5条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は一時金または給付金を支払いません。

★別表6（P.389参照）

4 一時金等の支払方法の選択について

第6条 認知症介護一時金または死亡給付金の支払方法の選択

認知症介護一時金または死亡給付金が支払われるときは、その受取人は、会社の取扱いの範囲内で、認知症介護一時金または死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第11条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表4★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4★）になったとき
要介護1以上の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病によって保険料払込期間中に要介護1以上の状態に該当していると認定されたとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表4★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表4★）になったとき

第5条 補足説明

- *3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

- *1 認知症介護一時金または死亡給付金

認知症介護一時金または死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第7条 補足説明

- *1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

- *2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

項 目	内 容
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表4★）または「要介護1以上の状態」になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第7条 補足説明

- * 3 この保険契約の締結の際**
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

★別表4（P.388参照）、別表5（P.389参照）

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表4★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表4★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
要介護1以上の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって要介護1以上の状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表4（P.388参照）

6 保険料の払込免除の請求手続について

第9条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（一時金・給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表6（P.389参照）

7 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第10条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

8 保険料の払込みについて

第11条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	

第11条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第12条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- | |
|--|
| (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
(2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
(3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
(4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
(5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
(6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法 |
|--|

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第11条）中に保険料が払い込まなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第11条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第11条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第11条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（認知症介護一時金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- | |
|---|
| (1) この保険契約が消滅したとき
(2) 保険料の払込みが不要となったとき |
|---|

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第11条）までに一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

第12条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(1) 一時金または給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第14条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第11条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- | |
|-----------------------------------|
| (1) 認知症介護一時金を支払う場合には、その受取人に支払います。 |
| (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。 |

9 失効、失効取消および復活について**第15条 保険契約の失効**

保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第16条 保険契約の失効取消

1. 第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、一時金もしくは給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。

第14条 補足説明*** 1 契約成立日の応当日（年単位）**

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第16条 補足説明*** 1 延滞保険料払込期間**

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

*** 2 延滞保険料**

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第11条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

*** 3 効力を失った日**

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

4. 本条の3.の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に一時金または給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	一時金または給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第17条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第20条）および告知義務違反による解除（第21条）の規定を適用します。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第17条 補足説明

- * 1 効力を失った日**
猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。
- * 2 保険契約の復活**
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。
- * 3 延滞保険料**
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

10 取消しと無効について

第18条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第17条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第17条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 一時金または給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に一時金または給付金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第20条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第17条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重

要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第21条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第17条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 一時金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに一時金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、一時金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が証明したときは、会社は、一時金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第22条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第21条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第17条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第23条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第22条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が一時金*1を詐取する目的もしくは他人に一時金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 一時金*1の請求に関し、一時金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、一時金または給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その一時金または給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 一時金または給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに一時金または給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第21条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

第23条 補足説明

* 1 一時金

この保険契約の一時金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 給付金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

12 契約内容の変更および更新等について

第24条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第11条（保険料の払込み）および第12条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第11条）を月払から年払または半年払に変更すると

きは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第25条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第37条）が79歳以下であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の認知症介護一時金額	更新前契約の保険期間満了日の認知症介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の認知症介護一時金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間および保険料払込期間	① 更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② 更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ③ ①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 一時金・給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第25条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の認知症介護一時金額について、更新前契約の保険期間満了日の認知症介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第25条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の5年ごと利差配当付認知症介護一時金保険（返戻金なし型）契約に変更することができます。

- | |
|---------------------------------------|
| (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第7条）されていないこと |
| (2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (3) 変更日*1における被保険者の年齢（第37条）が75歳以下であること |

2. 保険期間が終身の5年ごと利差配当付認知症介護一時金保険（返戻金なし型）契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第11条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第11条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後契約*2の一時金または給付金の支払事由（第2条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第7条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。

第26条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

*2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付認知症介護一時金保険（返戻金なし型）契約をいいます。

項 目	内 容
(3) 変更後契約* ² の認知症介護一時金額	変更前契約の保険期間満了日* ³ の認知症介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日* ³ の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約* ² の認知症介護一時金額を変更することができます。
(4) 変更後契約* ² に変更されたとき	① 変更後契約* ² の責任は変更日* ¹ から開始します。 ② 変更前契約は、変更日* ¹ の前日の満了時に消滅します。 ③ 一時金・給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、変更後契約* ² の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日* ¹ の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約* ² に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日* ¹ の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第1条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日* ¹ に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*¹に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の認知症介護一時金額について、変更前契約の保険期間満了日*³の認知症介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 認知症介護一時金額の減額

- 保険契約者は、将来に向かって認知症介護一時金額を減額★することができます。ただし、保険料の払込免除（第7条）以後*¹は減額できません。また、会社は、減額後の認知症介護一時金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- 認知症介護一時金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第28条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 認知症介護一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第26条 補足説明

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*¹として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*¹の前日とします。

第27条 補足説明

* 1 保険料の払込免除(第7条)以後

保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

13 解約等について

第28条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。ただし、保険料の払込免除（第7条）以後*1は解約できません。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第29条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（認知症介護一時金額の10%の金額）と同額とします。

- (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
- (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること

3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第30条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第7条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、一時金または給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第21条）または重大事由（第23条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第27条）または解約（第28条）されたとき

第31条 一時金または給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1.の解約が通知された場合でも、その通知の時に次をすべてを満たす一時金または給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1.の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1.の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1.の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2.の規定により効力が生じなくなるまでに、一時金または給付金の支払事由（第2条）が生じ、会社が一時金または給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払います。この場合、

第28条 補足説明

*1 保険料の払込免除（第7条）以後

保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

第30条 補足説明

*1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

*2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第11条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第31条 補足説明

*1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、一時金または給付金の受取人に支払います。

14 一時金等の受取人および保険契約者について

第32条 会社への通知による一時金または給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、一時金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、認知症介護一時金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金または給付金の支払事由（第2条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社へ到達する前に変更前の受取人に一時金または給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から一時金または給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第33条 遺言による一時金または給付金の受取人の変更

1. 第32条（会社への通知による一時金または給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、一時金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、認知症介護一時金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金または給付金の支払事由（第2条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の一時金または給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による一時金または給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第34条 一時金または給付金の受取人の死亡

1. 一時金または給付金の受取人が一時金または給付金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により一時金または給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により一時金または給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第35条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第36条 保険契約者の代表者および一時金または給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。認知症介護一時金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について

第37条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第38条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第37条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または認知症介護一時金額を調整して処理します。

第39条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または認知症介護一時金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第40条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日*1（第1条）の5年ごとの応当日*2が到来する保険契約	① その5年ごとに応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごとに応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 一時金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 一時金または給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。

第37条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第40条 補足説明

* 1 契約成立日

次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
- (2) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (3) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条の1. において「5年ごとに応当日」といいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約* ³	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第25条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第26条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、一時金または給付金の支払いにより消滅する保険契約	一時金または給付金とともにその受取人に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)および(3)以外の事由により消滅する保険契約* ⁵	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第5条（一時金・給付金の支払時期）の1. の規定を準用します。

17 その他

第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第42条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第43条 法令等の改正等に伴う支払事由または保険料の払込免除事由の変更

1. 会社は、この保険契約の認知症介護一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*¹から将来に向かって、この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由を変更することがあります。

第40条 補足説明

* 3 保険期間が満了する保険契約

第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第40条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

* 4 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (2) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 5 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

第43条 補足説明

* 1 変更日

支払事由または保険料の払込免除事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第1条）の応当日（年単位）をいいます。

- (1) 法令等の改正による公的介護保険制度等の改正
- (2) 介護に関する技術または環境の変化*2

2. この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由の変更を承諾する方法
- (2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第28条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第44条 時効

一時金・給付金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第29条）または社員配当金（第40条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第45条 管轄裁判所

1. この保険契約における認知症介護一時金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または認知症介護一時金受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における死亡給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

18 特則について

第46条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - (2) 認知症介護一時金の削減支払
契約成立日（第1条）から会社の定める削減期間中に被保険者が認知症介護一時金の支払事由（第2条）に該当し、認知症介護一時金を支払うべきときは、認知症介護一時金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表7★）によって支払事由に該当したときは、認知症介護一時金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- (3) 特定高度障害状態についての不担保
疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第7条）しません。ただし、感染症（別表7★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。
2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。
 - (1) この保険契約が効力を失ったとき（第15条）は、第17条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後

第43条 補足説明

*2 介護に関する技術または環境の変化

公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第45条 補足説明

*1 認知症介護一時金受取人

認知症介護一時金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第46条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

*2 特定高度障害状態

高度障害状態（別表4★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

は、この保険契約の復活は取り扱いません。

(2) この保険契約の更新（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（保険契約の更新）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 認知症介護一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（保険契約の更新）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた認知症介護一時金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身の保険契約への変更（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 認知症介護一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた認知症介護一時金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表4（P.388参照）、別表7（P.390参照）

第47条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおりに取り扱います。

(1) この保険契約の保険料払込期間中に認知症介護一時金が支払われるべきときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
認知症介護一時金の支払事由が生じ、支払うべき認知症介護一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	認知症介護一時金受取人が被保険者の場合には、支払うべき認知症介護一時金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第46条 補足説明

* 3 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付認知症介護一時金保険（返戻金なし型）契約をいいます。

第47条 補足説明

* 1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

- (2) この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。
- ① 第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1. 中、「保険契約者（認知症介護一時金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（認知症介護一時金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。
 - ② 第40条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(1)-②を次のとおり読み替えます。
 - ② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
 - ③ 第40条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(3)の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

別表1 特定認知症

特定認知症とは、次のすべてに該当している場合をいいます。

1. 器質性認知症と診断確定されていること（注）
2. 「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（平成5年10月26日 老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）」に基づく対象者の認知症の程度が「Ⅲ」、「Ⅳ」または「Ⅴ」のいずれかであると医師の資格をもつ者によって判定されていること

注

1. 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(1)、(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者によって診断確定された場合をいいます。

- (1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

なお、器質性認知症の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- ① 画像所見による診断確定
- ② 画像検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

2. 1. の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

- (1) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
他に分類されるその他の疾患の認知症（F02）のうち、	
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症（外傷性脳損傷を原因とした認知症を含む。）	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）のうち、	
せん妄、認知症に重なったもの	F 05.1
アルコール使用＜飲酒＞による精神および行動の障害（F10）のうち、	
残遺性および遅発性の精神病的障害（アルコール性認知症に限る。）	F 10.7

2003 年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に器質性認知症に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

別表2 公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表3 要介護1以上の状態

要介護1以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護1から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表4 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表5 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

- 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
- 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
- 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
- 入浴中の溺水
- 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
- 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
- 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
- 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
- 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境の原因による騒音暴露および振動によるもの
- 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表6 一時金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 認知症介護一時金の支払い	(1) 認知症介護一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度（別表2）に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 認知症介護一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 認知症介護一時金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類

項 目	必要書類
2. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第7条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表5）であることを証明する書類、第7条（保険料の払込免除）の1. に定める要介護1以上の状態による保険料の払込免除についてはさらに、被保険者が公的介護保険制度（別表2）に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 一時金・給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 1. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表7 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

5年ごと利差配当付軽度介護定期保険普通保険約款目次

この保険の特色	392	11 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第23条 保険料払込方法の変更	403
第1条 責任開始の時	392	第24条 保険契約の更新	404
2 保険金の支払いについて		第25条 保険期間が終身の保険契約への変更	405
第2条 保険金の支払い	392	第26条 保険金額の減額	406
第3条 免責事由	394	12 解約等について	
3 保険金の支払請求手続について		第27条 保険契約の解約	406
第4条 保険金の支払請求手続	395	第28条 返戻金	407
第5条 保険金の支払時期	396	第29条 保険料の未経過分に相当する返還金	407
4 保険金の支払方法の選択について		第30条 保険金の受取人による保険契約の存続	407
第6条 保険金の支払方法の選択	397	13 保険金の受取人および保険契約者について	
5 保険料の払込免除について		第31条 会社への通知による保険金の受取人の変更	407
第7条 保険料の払込免除	397	第32条 遺言による保険金の受取人の変更	408
第8条 保険料の払込免除の免責事由	397	第33条 保険金の受取人の死亡	408
6 保険料の払込免除の請求手続について		第34条 保険契約者の権利義務の承継	408
第9条 保険料の払込免除の請求手続	398	第35条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者	408
7 保険料の払込みにについて		14 契約年齢の計算等について	
第10条 保険料の払込み	398	第36条 契約年齢の計算	408
第11条 保険料の払込方法（経路）	399	第37条 契約年齢の誤りの処理	408
第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	399	第38条 性別の誤りの処理	409
第13条 保険料の前納および予納	399	15 社員配当金（保険契約者への配当）について	
8 失効、失効取消および復活について		第39条 社員配当金の割当ておよび支払い	409
第14条 保険契約の失効	400	16 その他	
第15条 保険契約の失効取消	400	第40条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	410
第16条 保険契約の復活	400	第41条 保険契約者の住所の変更	410
9 取消しと無効について		第42条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	410
第17条 詐欺による取消し	401	第43条 時効	410
第18条 不法取得目的による無効	401	第44条 管轄裁判所	411
10 告知義務と解除について			
第19条 告知義務	401		
第20条 告知義務違反による解除	401		
第21条 告知義務違反による解除ができないとき	402		
第22条 重大事由による解除	402		
別表 1 公的介護保険制度	412		
別表 2 要支援2以上の状態	412		
別表 3 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	412		
別表 4 対象となる不慮の事故	413		
別表 5 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	414		

5年ごと利差配当付軽度介護定期保険普通保険約款

(実施 2018.10.2 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	公的介護保険制度における要支援2以上の状態、死亡、所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	(1) 軽度介護保険金 (2) 死亡保険金 (3) 高度障害保険金
配当タイプ	5年ごと利差配当

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第19条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第36条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

2 保険金の支払いについて

第2条 保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（保険金を支払う場合）	金 額	受取人
軽度介護保険金	責任開始の時*1以後保険期間中に、被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、公的介護保険制度（別表1★）に基づく要支援2または要介護の状態（以下「要支援2以上の状態」といいます。）（別表2★）に該当していると認定されたとき	保険金額	軽度受取人 介護保険金
死亡保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき		死亡受取人 保険金
高度障害保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表3★）になったとき		高度受取人 障害保険金

2. 保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項目	内 容
① 軽度介護保険金または高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるとき	軽度介護保険金または高度障害保険金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、軽度介護保険金または高度障害保険金は支払いません。
② 軽度介護保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるとき	軽度介護保険金の支払事由が生じないで高度障害保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、軽度介護保険金は支払いません。
③ 軽度介護保険金または高度障害保険金を支払ったとき	ア. この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。 イ. その後に軽度介護保険金または高度障害保険金の支払請求を受けても、軽度介護保険金または高度障害保険金は支払いません。

(2) 軽度介護保険金について

項 目	内 容
① 軽度介護保険金受取人	高度障害保険金受取人と同一とします。
② 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として要支援2以上の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。

第2条 補足説明

* 1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

(3) 死亡保険金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(4) 高度障害保険金について

項 目	内 容
① 高度障害保険金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*4による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3*）になったときは、高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
③ 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表3*）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
④ 被保険者が、保険期間満了日に「高度障害状態（別表3*）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、保険期間満了日に高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第24条）されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。 ア. 保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

★別表1（P.412参照）、別表2（P.412参照）、別表3（P.412参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても保険金を支払わない場合）
軽度介護保険金	被保険者が、次のいずれかによって要支援2以上の状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡保険金受取人の故意 (3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第16条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱

第2条 補足説明

- * 4 責任開始の時以後の原因
責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

第3条 補足説明

- * 1 責任開始の日
第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

免責事由（支払事由が生じても保険金を支払わない場合）	
高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表3★）になったとき
	(1) 保険契約者の故意
	(2) 被保険者の故意
	(3) 被保険者の自殺行為
	(4) 被保険者の犯罪行為
	(5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 軽度介護保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を要支援2以上の状態に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を要支援2以上の状態に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、保険金の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡保険金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表3（P.412参照）

3 保険金の支払請求手続について

第4条 保険金の支払請求手続

- 保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表5★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人は保険金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

第4条 補足説明

- *1 死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。
- *2 官公署・会社・工場・組合等の団体
団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

必要書類
(1) 保険金の支払請求に必要な書類（別表 5 ★）
(2) 次のいずれかの書類 ① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 ② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表 5（P.414 参照）

第 5 条 保険金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表 5 ★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて 5 営業日以内に、会社の本社で保険金を支払います。
2. 会社は、保険金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の 1. の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表 5 ★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて 45 日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 保険金の支払事由（第 2 条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金支払いの免責事由（第 3 条）に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第 20 条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第 22 条）、詐欺（第 17 条）または不法取得目的（第 18 条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第 22 条（重大事由による解除）の 1. - (4) - ①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3. 本条の 2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の 1. および 2. にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表 5 ★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の 2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180 日
(2) 本条の 2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180 日
(3) 本条の 2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の 2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180 日
(4) 本条の 2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180 日

4. 本条の 2. および 3. の確認を行うときは、会社は、保険金の受取人（保険金の受取人が 2 人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の 2. および 3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

第 5 条 補足説明

* 1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

* 2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180 日とします。

* 3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

4 保険金の支払方法の選択について

第6条 保険金の支払方法の選択

保険金が支払われるときは、その受取人は、会社の取扱いの範囲内で、保険金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第10条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表3★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表3★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとしします。
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第10条（保険料の払込み）の1.に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとしします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第6条 補足説明

*1 保険金

保険金とともに支払われる金銭を含みます。

第7条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表3★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表3（P.412参照）

6 保険料の払込免除の請求手続について

第9条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表5★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（保険金の支払時期）の規定を準用します。

★別表5（P.414参照）

7 保険料の払込みについて

第10条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第11条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第10条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第11条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- | |
|--|
| (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
(2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
(3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
(4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
(5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
(6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法 |
|--|

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. ー(1)の方法において、払込期月（第10条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第10条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第10条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. ー(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第10条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- | |
|---|
| (1) この保険契約が消滅したとき
(2) 保険料の払込みが不要となったとき |
|---|

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第10条）までに保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 保険金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第13条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第10条）を年払に変更することを必要とします。

第11条 補足説明*** 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法**

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

*** 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法**

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第12条 補足説明*** 1 契約成立日の応当日**

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きします。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きします。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金を支払う場合には、その受取人に支払います。
(2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

8 失効、失効取消および復活について

第14条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第28条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第15条 保険契約の失効取消

1. 第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めるときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第28条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1に保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
3. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に保険金の支払事由（第2条）が生じたとき	保険金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。

第16条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第10条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

第16条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第19条）および告知義務違反による解除（第20条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第28条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。

2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

9 取消しと無効について

第17条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第16条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第16条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 保険金を不法に取得する目的
- (2) 他人に保険金を不法に取得させる目的

10 告知義務と解除について

第19条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第16条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第20条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第16条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

第16条 補足説明

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

- (1) 保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 3. 本条の2.の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

- 5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第21条 告知義務違反による解除ができないとき

- 1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第20条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第16条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

- 2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第22条 重大事由による解除

- 1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第21条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第22条 補足説明*** 1 保険金**

この保険契約の保険金または保険料の払込免除をいいます。

*** 2 保険金**

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第20条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

11 契約内容の変更および更新等について**第23条 保険料払込方法の変更**

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第10条（保険料の払込み）および第11条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第10条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保

険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第24条 保険契約の更新

- この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること 更新日*1における被保険者の年齢（第36条）が79歳以下であること 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること |
|--|

- この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	- 更新日*1の保険料率が適用されます。 - 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	- 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第10条（保険料の払込み）の1. および第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の保険金額	更新前契約の保険期間満了日の保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間および保険料払込期間	- 更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 - 更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	- 保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 - 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 - この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第37条・第38条）に準じて取り扱います。

第24条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の保険金額について、更新前契約の保険期間満了日の保険金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第24条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を5年ごと利差配当付軽度介護終身保険（低解約返戻金型）契約に変更★することができます。

- | |
|---------------------------------------|
| (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第7条）されていないこと |
| (2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (3) 変更日*1における被保険者の年齢（第36条）が75歳以下であること |

2. 5年ごと利差配当付軽度介護終身保険（低解約返戻金型）契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第10条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第10条（保険料の払込み）の1. および第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第10条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後契約*2の保険金の支払事由（第2条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第7条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。
(3) 変更後契約*2の保険金額	変更前契約の保険期間満了日*3の保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の保険金額を変更することができます。

第25条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

* 2 変更後契約

5年ごと利差配当付軽度介護終身保険（低解約返戻金型）契約をいいます。

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(4) 変更後契約*2に変更されたとき	① 変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第1条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第37条・第38条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日*1に会社に変更後契約*2の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の保険金額について、変更前契約の保険期間満了日*3の保険金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

★「5年ごと利差配当付軽度介護終身保険（低解約返戻金型）への変更の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第26条 保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分に対応する返戻金（第28条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。この場合、第5条（保険金の支払時期）の1. の規定を準用します。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

12 解約等について

第27条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。

2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第28条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第29条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第7条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、保険金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 保険金の支払事由（第2条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第20条）または重大事由（第22条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第26条）または解約（第27条）されたとき

第30条 保険金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時ににおいて次のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由（第2条）が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

13 保険金の受取人および保険契約者について

第31条 会社への通知による保険金の受取人の変更

1. 保険契約者は、保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限り、軽度介護保険金受取人は、高度障害保険金受取人と同一とします。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第29条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するとき
は、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第10条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第30条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

第32条 遺言による保険金の受取人の変更

1. 第31条（会社への通知による保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限り、軽度介護保険金受取人は、高度障害保険金受取人と同一とします。
2. 本条の1. の保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第33条 保険金の受取人の死亡

1. 保険金の受取人が保険金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第34条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第35条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡保険金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。軽度介護保険金および高度障害保険金についても同様とします。

14 契約年齢の計算等について

第36条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第37条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第36条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の

第36条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

締結を取り扱う年齢の範囲外の場合は、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

第38条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

15 社員配当金（保険契約者への配当）について

第39条 社員配当金の割当ておよび支払い

- 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(5)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(5)に該当する保険契約については、(4)に該当する保険契約に対して割り当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第1条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	- その5年ごと応当日*²から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごと応当日*²の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 - 保険金を支払うときは、その受取人に支払います。 - 保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 - 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約* ³	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第24条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第25条）されるときは、次のとおり取り扱います。 (1)－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 (1)－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	返戻金に加えて取り扱います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、保険金の支払いにより消滅する保険契約	保険金とともにその受取人に支払います。

第39条 補足説明

* 1 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

本条の1. において「5年ごと応当日」といいます。

* 3 保険期間が満了する保険契約

第25条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第36条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

* 4 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(5) 次の事業年度中に契約成立日*4からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日*2からその日を含めて1年を経過して、(2)から(4)以外の事由により消滅する保険契約*5	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第5条（保険金の支払時期）の1. の規定を準用します。

16 その他

第40条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第41条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル 0120-714-532）となります。

第42条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この保険契約の軽度介護保険金の支払事由（第2条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

- | |
|---------------------------|
| (1) 法令等の改正による公的介護保険制度等の改正 |
| (2) 介護に関する技術または環境の変化*2 |

2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- | |
|----------------------------------|
| (1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法 |
| (2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第27条）する方法 |

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第43条 時効

保険金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第28条）または社員配当金（第39条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第39条 補足説明

*5 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

第42条 補足説明

*1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第1条）の応当日（年単位）をいいます。

*2 介護に関する技術または環境の変化

公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第44条 管轄裁判所

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人*¹の住所地と同一の都道府県内にある支社*²の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1.の規定を準用します。

第44条 補足説明

* 1 保険金の受取人

保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

別表1 公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表2 要支援2以上の状態

要支援2以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項または第2条第1項第2号に定める要介護1から要介護5までのいずれかまたは要支援2の状態をいいます。

別表3 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

- 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
- 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
- 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
- 入浴中の溺水
- 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
- 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
- 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
- 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
- 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
- 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表5 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 軽度介護保険金の支払い	(1) 軽度介護保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度（別表1）に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 軽度介護保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 軽度介護保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 死亡保険金の支払い	(1) 死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 高度障害保険金の支払い	(1) 高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表4）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 1. および3. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごと利差配当付軽度介護終身保険（低解約返戻金型）普通保険約款目次

この保険の特色	416	12 保険契約者に対する貸付について	
		第25条 保険契約者に対する貸付	429
1 低解約返戻金期間について		13 契約内容の変更について	
第1条 低解約返戻金期間	416	第26条 保険料払込方法の変更	429
2 保障の開始について		第27条 保険料払込期間の変更	429
第2条 責任開始の時	416	第28条 払済軽度介護終身保険への変更	430
3 保険金の支払いについて		第29条 保険金額の減額	430
第3条 保険金の支払い	417	14 解約等について	
第4条 免責事由	418	第30条 保険契約の解約	430
4 保険金の支払請求手続について		第31条 返戻金	430
第5条 保険金の支払請求手続	419	第32条 保険料の未経過分に相当する返還金	431
第6条 保険金の支払時期	420	第33条 保険金の受取人による保険契約の存続	431
5 保険金の支払方法の選択について		15 保険金の受取人および保険契約者について	
第7条 保険金の支払方法の選択	421	第34条 会社への通知による保険金の受取人の変更	431
6 保険料の払込免除について		第35条 遺言による保険金の受取人の変更	432
第8条 保険料の払込免除	421	第36条 保険金の受取人の死亡	432
第9条 保険料の払込免除の免責事由	422	第37条 保険契約者の権利義務の承継	432
7 保険料の払込免除の請求手続について		第38条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者	432
第10条 保険料の払込免除の請求手続	422	16 契約年齢の計算等について	
8 保険料の払込みにについて		第39条 契約年齢の計算	432
第11条 保険料の払込み	423	第40条 契約年齢の誤りの処理	432
第12条 保険料の払込方法（経路）	423	第41条 性別の誤りの処理	433
第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	423	17 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第14条 保険料の前納および予納	424	第42条 社員配当金の割当ておよび支払い	433
第15条 保険料の振替貸付	424	18 その他	
9 失効、失効取消および復活について		第43条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	434
第16条 保険契約の失効	425	第44条 保険契約者の住所の変更	434
第17条 保険契約の失効取消	426	第45条 法令等の改正等に伴う支払事由または保険料の払込免除事由の変更	434
第18条 保険契約の復活	426	第46条 時効	434
10 取消しと無効について		第47条 管轄裁判所	434
第19条 詐欺による取消し	426		
第20条 不法取得目的による無効	427		
11 告知義務と解除について			
第21条 告知義務	427		
第22条 告知義務違反による解除	427		
第23条 告知義務違反による解除ができないとき	427		
第24条 重大事由による解除	428		
別表1 公的介護保険制度	435		
別表2 要支援2以上の状態	435		
別表3 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	435		
別表4 対象となる不慮の事故	436		
別表5 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	437		

5年ごと利差配当付軽度介護終身保険（低解約返戻金型）普通保険約款

（実施 2018.10.2 / 改正 2024.4.1）

この保険の特色	
目的・内容	公的介護保険制度における要支援2以上の状態、死亡、所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	(1) 軽度介護保険金 (2) 死亡保険金 (3) 高度障害保険金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	保険契約者のこの保険契約の継続に資するため、一定期間の返戻金の水準を低く設定し、これを保険料に反映します。

1 低解約返戻金期間について

第1条 低解約返戻金期間

低解約返戻金期間は、返戻金（第31条）の水準を低く設定している期間をいい、保険料払込期間とします。ただし、保険料払込期間が終身の場合には、契約成立日（第2条）から被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日までの期間とします。

2 保障の開始について

第2条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第21条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第39条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- | |
|---|
| (1) 会社名
(2) 保険契約者の氏名または名称
(3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
(4) 受取人の氏名または名称
(5) 支払事由
(6) 保険期間
(7) 保険給付の額
(8) 保険料およびその払込方法
(9) 契約成立日
(10) 保険証券を作成した年月日 |
|---|

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

3 保険金の支払いについて

第3条 保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（保険金を支払う場合）	金 額	受取人
軽度介護保険金	責任開始の時*1以後保険期間中に、被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、公的介護保険制度（別表1★）に基づく要支援2または要介護の状態（以下「要支援2以上の状態」といいます。）（別表2★）に該当していると認定されたとき	保険金額	軽度介護保険金受取人
死亡保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき		死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表3★）になったとき		高度障害保険金受取人

2. 保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 軽度介護保険金または高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるとき	軽度介護保険金または高度障害保険金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものと取り扱い、軽度介護保険金または高度障害保険金は支払いません。
② 軽度介護保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるとき	軽度介護保険金の支払事由が生じないで高度障害保険金の支払事由が生じたものと取り扱い、軽度介護保険金は支払いません。
③ 軽度介護保険金または高度障害保険金を支払ったとき	ア. この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。 イ. その後に軽度介護保険金または高度障害保険金の支払請求を受けても、軽度介護保険金または高度障害保険金は支払いません。

(2) 軽度介護保険金について

項 目	内 容
① 軽度介護保険金受取人	高度障害保険金受取人と同一とします。

第3条 補足説明

*1 責任開始の時

第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みません。

項 目	内 容
② 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として要支援2以上の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第21条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。

(3) 死亡保険金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(4) 高度障害保険金について

項 目	内 容
① 高度障害保険金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*4による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3★）になったときは、高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
③ 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表3★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第21条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。

★別表1（P.435参照）、別表2（P.435参照）、別表3（P.435参照）

第4条 免責事由

- 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金を支払いません。

第3条 補足説明

* 3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 4 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りません。

免責事由（支払事由が生じても保険金を支払わない場合）	
軽度介護保険金	被保険者が、次のいずれかによって要支援2以上の状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡保険金受取人の故意 (3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第18条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表3★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 軽度介護保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を要支援2以上の状態に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を要支援2以上の状態に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、保険金の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡保険金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表3（P.435参照）

4 保険金の支払請求手続について

第5条 保険金の支払請求手続

- 保険金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表5★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人は保険金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要としま

第4条 補足説明

*1 責任開始の日

第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

第5条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

す。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 保険金の支払請求に必要な書類（別表5★）
(2) 次のいずれかの書類
① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表5（P.437参照）

第6条 保険金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で保険金を支払います。
2. 会社は、保険金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 保険金の支払事由（第3条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金支払いの免責事由（第4条）に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第22条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第24条）、詐欺（第19条）または不法取得目的（第20条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第24条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1.および2.にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表5★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

第5条 補足説明

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第6条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

- (1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

★別表5（P.437参照）

5 保険金の支払方法の選択について

第7条 保険金の支払方法の選択

保険金が支払われるときは、その受取人は、会社の取扱いの範囲内で、保険金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

6 保険料の払込免除について

第8条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第11条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第9条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表3★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表3★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとしします。

第6条 補足説明

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第7条 補足説明

*1 保険金

保険金とともに支払われる金銭を含みます。

第8条 補足説明

*1 責任開始の時

第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

項 目	内 容
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第2条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表3（P.435参照）、別表4（P.436参照）

第9条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第8条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じて保険料の払込みを免除しない場合)
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表3★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表3（P.435参照）

7 保険料の払込免除の請求手続について

第10条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第8条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表5★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第6条（保険金の支払時期）の規定を準用します。

★別表5（P.437参照）

8 保険料の払込みについて

第11条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第2条）の応当日* ¹ （年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日* ¹ （月単位）までの期間* ²
(2) 半年払	契約成立日の応当日* ¹ （半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日* ¹ （月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第12条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*¹
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*²
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第11条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第11条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第11条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第11条）の契約成立日（第2条）の応当日*¹の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

第11条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*¹が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第12条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第11条）までに保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 保険金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第14条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第11条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きします。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きします。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金を支払う場合には、その受取人に支払います。
- (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

第15条 保険料の振替貸付

1. 保険料が払い込まれずに猶予期間（第11条）が満了したときは、あらかじめ保険契約者から反対の申出がない限り、会社は、次の金額を保険契約者に貸し付けて、保険料に充当します。

- (1) 年払契約および半年払契約の場合には、保険料に相当する金額
- (2) 月払契約の場合には、6か月分の保険料に相当する金額。ただし、本条の2.-(1)の規定により6か月分の保険料に相当する金額の貸付ができないときは、貸付ができる範囲で最も多い月数分の保険料に相当する金額とします。

2. 保険料の振替貸付について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 貸付金とその利息との合計額が返戻金額*1を超えるとき	本条の規定による貸付は行いません。

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条 補足説明

* 1 返戻金額

本条の1. に規定する金額を保険料として払い込んだものとみなして第31条（返戻金）の規定により計算し、本条または第25条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

項 目	内 容
(2) 貸付金の利息	① 年払契約の場合 未払込保険料の払込猶予期間満了日（第11条）の翌日以後、年8%以下の会社の定める利率で計算し、未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後1年経過することにより元金に繰り入れられます。 ② 半年払契約の場合 未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後、半年4%以下の会社の定める利率で計算し、未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後半年経過することにより元金に繰り入れられます。 ③ 月払契約の場合 保険料*2の払込期月に対応する払込猶予期間満了日の翌日以後、月8/12%以下の会社の定める利率で計算し、保険料*2の払込期月に対応する払込猶予期間満了日の翌日以後半年経過することにより元金に繰り入れられます。ただし、本条の規定による貸付が行われた後に、新たに本条の規定による貸付が行われる場合で、直前の貸付金の利息を元金に繰り入れる前に新たな貸付金の利息が起算されるときは、直前の貸付金の利息は、新たな貸付金の利息の起算日に元金に繰り入れられます。
(3) 本条の規定による貸付金とその利息との合計額*3が返戻金額を超えたとき	保険契約者は、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
(4) 会社が(3)の通知を発した日を含む月の翌月末日までに、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額が払い込まれないとき	この保険契約は、会社が(3)の通知を発した日を含む月の翌々月1日から効力を失います。
(5) 貸付金の精算	会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。 ① 保険金が支払われるとき ② 保険金額が減額（第29条）されたとき ③ ①以外の事由によってこの保険契約が消滅したとき
(6) 本条の規定による貸付を行わなかったものとするとき	本条の規定による貸付が行われた場合でも、猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月以内に保険契約者から次のいずれかの請求があったときは、本条の規定による貸付を行わなかったものとして、その請求による取扱いを行います。 ① この保険契約の解約（第30条） ② 払済軽度介護終身保険への変更（第28条）。ただし、この保険契約が効力を失っている場合（第16条）を除きます。

第15条 補足説明

* 2 保険料

本条の規定による貸付金により充当される最終の月の保険料とします。

* 3 本条の規定による貸付金とその利息との合計額

第25条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含んだ金額とします。

9 失効、失効取消および復活について

第16条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第31条）

があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。

3. 本条の2.の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第17条 保険契約の失効取消

1. 第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*¹中に延滞保険料等*²の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第31条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1.の場合、保険契約者が延滞保険料等*²の払込みをした時に保険契約者から本条の1.の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*¹中に保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*¹中に延滞保険料等*²が払い込まれないときは、会社は、保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料等*²が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*¹中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間* ¹ 中に保険金の支払事由（第3条）が生じたとき	保険金を支払うときは、延滞保険料等* ² を会社の支払うべき金額から差し引きます。

第18条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第16条（保険契約の失効）、第15条（保険料の振替貸付）の2.-(4)または第25条（保険契約者に対する貸付）の(3)の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*¹からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*²の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第21条）および告知義務違反による解除（第22条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第31条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*²の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復活*²の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*²の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料等*³を払い込むことを必要とします。また、第25条（保険契約者に対する貸付）の(3)の規定によって効力を失った保険契約を復活させるときは、別に貸付元金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、本条の2.の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

10 取消しと無効について

第19条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第18条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第17条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*³からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*³を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*³を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*³を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料等

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*³までに払込期月（第11条）が到来している未払込保険料の合計額とします。なお、第15条（保険料の振替貸付）の1.の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含みます。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

第18条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 3 延滞保険料等

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。なお、第15条（保険料の振替貸付）の1.の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含みます。

第20条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第18条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 保険金を不法に取得する目的
- (2) 他人に保険金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について**第21条 告知義務**

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第18条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第22条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第18条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じた後も、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第31条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第23条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第22条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第18条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第21条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第21条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第24条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第23条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 責任開始の日

第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第24条 補足説明

* 1 保険金

この保険契約の保険金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 保険金*²の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金*²を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第22条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第31条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4.の規定にかかわらず、本条の1.－(4)の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して本条の2.－(1)または(2)の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の4.の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12 保険契約者に対する貸付について

第25条 保険契約者に対する貸付

保険契約者は、返戻金額*¹のうち会社の定める限度内で、貸付を受けることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 貸付金の利息	会社の定める利率で計算します。
(2) 本条の規定による貸付金とその利息との合計額* ² が返戻金額を超えたとき	保険契約者は、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
(3) 会社が(2)の通知を発した日を含む月の翌月末日までに、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額が払い込まれないとき	この保険契約は、会社が(2)の通知を発した日を含む月の翌々月1日から効力を失います。
(4) 貸付金の精算	会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。 ① 保険金が支払われるとき ② 保険金額が減額（第29条）されたとき ③ ①以外の事由によってこの保険契約が消滅したとき

13 契約内容の変更について

第26条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第11条（保険料の払込み）および第12条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第11条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第27条 保険料払込期間の変更

この保険契約の保険料払込期間の変更は取り扱いません。

第24条 補足説明

* 2 保険金

本条の1.－(4)のみに該当した場合で、本条の1.－(4)－①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

第25条 補足説明

* 1 返戻金額

第31条（返戻金）の規定により計算し、第15条（保険料の振替貸付）または本条の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

* 2 本条の規定による貸付金とその利息との合計額

第15条（保険料の振替貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含んだ金額とします。

第28条 払済軽度介護終身保険への変更

1. 保険契約者は、将来の保険料の払込みを中止して、この保険契約を払済軽度介護終身保険に変更することができます。ただし、変更後の保険金額が会社の定める金額に満たないときは、この取扱いをしません。
2. 払済軽度介護終身保険への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後の保険金額	返戻金額*1によって定めます。
(2) 払済軽度介護終身保険に変更されたとき	① 払済軽度介護終身保険に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。 ② 第31条（返戻金）の規定にかかわらず、払済軽度介護終身保険に変更後の返戻金額は抑制しません。

第29条 保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分に対応する返戻金（第31条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。この場合、第6条（保険金の支払時期）の1. の規定を準用します。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

14 解約等について

第30条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第31条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第31条 返戻金

1. 返戻金は、保険料を払い込んだ年月数により計算します。なお、低解約返戻金期間中の返戻金額は、返戻金を抑制しない場合の金額に低解約返戻金割合*1を乗じた金額とします。
2. 本条の1. にかかわらず、保険契約の解約（第30条）等*2の時期が低解約返戻金期間経過後にある場合でも、次のいずれかのときは、返戻金額は、返戻金を抑制しない場合の金額に低解約返戻金割合*1を乗じた金額とします。

第28条 補足説明

* 1 返戻金額

第31条（返戻金）の規定により計算し、第15条（保険料の振替貸付）または第25条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

第31条 補足説明

* 1 低解約返戻金割合

低解約返戻金期間中の返戻金の支払割合をいい、70%とします。

* 2 保険契約の解約（第30条）等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 保険契約の解約（第30条）
- (2) 保険契約の失効（第16条）
- (3) 告知義務違反による解除（第22条）
- (4) 重大事由による解除（第24条）
- (5) 払済軽度介護終身保険への変更（第28条）
- (6) 保険金額の減額（第29条）

- (1) 低解約返戻金期間を保険料払込期間とする場合には、保険料払込期間中の最終の保険料が払い込まれていないとき
- (2) 低解約返戻金期間を契約成立日（第2条）から被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日までの期間とする場合には、被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）を含む払込期月の保険料が払い込まれていないとき

3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第32条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第8条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、保険金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 保険金の支払事由（第3条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第22条）または重大事由（第24条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第29条）または解約（第30条）されたとき

第33条 保険金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に於いて次のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由（第3条）が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

15 保険金の受取人および保険契約者について

第34条 会社への通知による保険金の受取人の変更

1. 保険契約者は、保険金の支払事由（第3条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限り、軽度介護保険金受取人は、高度障害保険金受取人と同一とします。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第32条 補足説明

*1 消滅

保険契約の一部が消滅するとき、その消滅する部分とします。

*2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第11条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第33条 補足説明

*1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

第35条 遺言による保険金の受取人の変更

1. 第34条（会社への通知による保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限り、軽度介護保険金受取人は、高度障害保険金受取人と同一とします。
2. 本条の1. の保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第36条 保険金の受取人の死亡

1. 保険金の受取人が保険金の支払事由（第3条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第37条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第38条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡保険金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。軽度介護保険金および高度障害保険金についても同様とします。

16 契約年齢の計算等について

第39条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第40条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第39条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第2条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を

第39条 補足説明

- *1 契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

第41条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

17 社員配当金（保険契約者への配当）について

第42条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第2条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	① その5年ごと応当日* ² から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごと応当日* ² の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 保険金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	返戻金に加えて取り扱います。
(3) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、保険金の支払いにより消滅する保険契約	保険金とともにその受取人に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約* ³	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第6条（保険金の支払時期）の1. の規定を準用します。

第42条 補足説明

* 1 契約成立日

保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条の1. において「5年ごと応当日」といいます。

* 3 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

18 その他

第43条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第44条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第45条 法令等の改正等に伴う支払事由または保険料の払込免除事由の変更

1. 会社は、この保険契約の軽度介護保険金の支払事由（第3条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

- | |
|---|
| (1) 法令等の改正による公的介護保険制度等の改正
(2) 介護に関する技術または環境の変化*2 |
|---|

2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
(2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第30条）する方法 |
|---|

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第46条 時効

保険金（第3条）、保険料の払込免除（第8条）、返戻金（第31条）または社員配当金（第42条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第47条 管轄裁判所

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社所在地または保険金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

第45条 補足説明

*1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第2条）の応当日（年単位）をいいます。

*2 介護に関する技術または環境の変化

公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第47条 補足説明

*1 保険金の受取人

保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者としてします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

別表1 公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表2 要支援2以上の状態

要支援2以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項または第2条第1項第2号に定める要介護1から要介護5までのいずれかまたは要支援2の状態をいいます。

別表3 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表5 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 軽度介護保険金の支払い	(1) 軽度介護保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度（別表1）に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 軽度介護保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 軽度介護保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 死亡保険金の支払い	(1) 死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 高度障害保険金の支払い	(1) 高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表4）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 1. および3. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）普通保険約款目次

この保険の特色	439	13 告知義務と解除について	
1 保険契約の型・入院給付金の支払限度の型について		第23条 告知義務	455
第1条 保険契約の型	439	第24条 告知義務違反による解除	455
第2条 入院給付金の支払限度の型	439	第25条 告知義務違反による解除ができないとき	456
2 保障の開始について		第26条 重大事由による解除	456
第3条 責任開始の時	440	14 契約内容の変更および更新等について	
3 給付金等の支払いについて		第27条 保険料払込方法の変更	457
第4条 給付金・祝金の支払い	440	第28条 保険契約の更新	458
第5条 免責事由	447	第29条 保険期間が終身の保険契約への変更	459
4 給付金等の支払請求手続について		第30条 入院給付金日額の減額	460
第6条 給付金・祝金の支払請求手続	448	15 解約等について	
第7条 給付金・祝金の支払時期	449	第31条 保険契約の解約	461
5 死亡給付金の支払方法の選択について		第32条 返戻金	461
第8条 死亡給付金の支払方法の選択	449	第33条 保険料の未経過分に相当する返還金	461
6 健康祝金のすえ置き支払について		第34条 給付金の受取人による保険契約の存続	461
第9条 健康祝金のすえ置き支払	450	16 給付金の受取人および保険契約者について	
7 保険料の払込免除について		第35条 会社への通知による給付金の受取人の変更	462
第10条 保険料の払込免除	450	第36条 遺言による給付金の受取人の変更	462
第11条 保険料の払込免除の免責事由	451	第37条 給付金の受取人の死亡	462
8 保険料の払込免除の請求手続について		第38条 保険契約者の権利義務の承継	463
第12条 保険料の払込免除の請求手続	452	第39条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者	463
9 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		17 契約年齢の計算等について	
第13条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	452	第40条 契約年齢の計算	463
10 保険料の払込みにについて		第41条 契約年齢の誤りの処理	463
第14条 保険料の払込み	452	第42条 性別の誤りの処理	463
第15条 保険料の払込方法（経路）	452	18 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第16条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	453	第43条 社員配当金の割当ておよび支払い	463
第17条 保険料の前納および予納	453	19 その他	
11 失効、失効取消および復活について		第44条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	464
第18条 保険契約の失効	454	第45条 保険契約者の住所の変更	464
第19条 保険契約の失効取消	454	第46条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	465
第20条 保険契約の復活	454	第47条 時効	465
12 取消しと無効について		第48条 管轄裁判所	465
第21条 詐欺による取消し	455	20 特則について	
第22条 不法取得目的による無効	455	第49条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則	465

別表1 入院給付金および入院初期重点給付金の支払対象となる入院	468
別表2 対象となる不慮の事故	468
別表3 病院または診療所	469
別表4 手術給付金の支払対象となる「手術」	469
別表5 公的医療保険制度	469
別表6 医科診療報酬点数表	469
別表7 歯科診療報酬点数表	469
別表8 先進医療	469
別表9 開頭脳手術、開胸心臓手術、がん組織摘出手術の定義	470
別表10 放射線治療給付金の支払対象となる診療行為	470
別表11 1. 支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物	470
2. がんの定義	471
3. がんの診断確定	471
4. 新生物の形態の性状コード	471
別表12 特定検査給付金の支払対象となる特定検査	471
別表13 給付金・祝金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	472
別表14 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	473
別表15 感染症	474
別表16 特定部位および指定疾病一覧表	475

5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）普通保険約款

（実施 2010.4.2 / 改正 2024.4.1）

約
款

5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）普通保険約款

この保険の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の入院や手術等に対する保障
給付金等の種類	(1) 入院給付金 (2) 入院初期重点給付金（保険契約の型がⅡ型・Ⅳ型の場合に限ります。） (3) 手術給付金 (4) 放射線治療給付金 (5) 特定検査給付金 (6) 死亡給付金（保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。） (7) 健康祝金（保険契約の型がⅢ型・Ⅳ型の場合に限ります。）
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1 保険契約の型・入院給付金の支払限度の型について

第1条 保険契約の型

1. 保険契約の型は、給付金・祝金の組合せにより、次のⅠ型からⅣ型の4つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の取扱いの範囲内で、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

保険契約の型 給付金・祝金	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型
入院給付金	○	○	○	○
入院初期重点給付金	—	○	—	○
手術給付金	○	○	○	○
放射線治療給付金	○	○	○	○
特定検査給付金	○	○	○	○
死亡給付金	○	○	○	○
健康祝金	—	—	○	○

（注）○：当該給付金・祝金が組み込まれていることを表します。
ただし、死亡給付金については、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。

2. 本条の1. により選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。

第2条 入院給付金の支払限度の型

1. 入院給付金の支払限度の型は、1回の入院についての支払限度日数により、次の60日型、90日型、120日型または360日型の4つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の取扱いの範囲内で、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

支払限度の型	1回の入院についての支払限度日数
60日型	60日
90日型	90日
120日型	120日
360日型	360日

2. 本条の1. により選択された入院給付金の支払限度の型の変更は取り扱いません。

2 保障の開始について

第3条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第23条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第40条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- | |
|---|
| (1) 会社名
(2) 保険契約者の氏名または名称
(3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
(4) 受取人の氏名または名称
(5) 支払事由
(6) 保険期間
(7) 保険給付の額
(8) 保険料およびその払込方法
(9) 契約成立日
(10) 保険証券を作成した年月日 |
|---|

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

3 給付金等の支払いについて

第4条 給付金・祝金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金または祝金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または祝金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第5条）に該当するときは支払いません。なお、給付金または祝金の支払いに関しては、第1条（保険契約の型）の規定により選択された保険契約の型に定められている給付金・祝金の種類に限ります。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
入院給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院（別表1★）をしたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする入院 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所（別表3★）への入院 (4) 入院日数が1日*4以上の入院	1回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数）	入院給付金受取人

第4条 補足説明

*1 責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第20条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 傷害

責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）を直接の原因とする傷害をいいます。

*3 疾病

公的医療保険制度（別表5★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Aは含みません。なお、責任開始の時*1以後に生じた「不慮の事故（別表2★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱いします。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

*4 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
入院初期重点給付金	被保険者が、保険期間中に入院給付金が支払われる入院（別表 1 ★）をしたとき	1 回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数） （注） 入院開始から入院日数 30 日分を限度として入院給付金に加えて支払います。	
手術給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす手術（別表 4 ★）を受けたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする手術 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする手術 (3) 病院または診療所（別表 3 ★）における手術 (4) 次のいずれかに該当する手術 ① 公的医療保険制度（別表 5 ★）に基づく医科診療報酬点数表（別表 6 ★）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている手術*5 ただし、次に定める手術は除きます。 ア. 創傷処理（創傷処理に伴う縫合術を含みます。） イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨、軟骨、関節のいずれかに対する整復術、整復固定術、授動術のうち非観血的または徒手なもの オ. 外耳道異物除去術または鼻内異物摘出術 カ. 皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術 キ. 会陰（陰門）切開および縫合術（分娩時）または胎児外回転術 ク. 抜歯手術 ② 先進医療（別表 8 ★）に該当する手術*6 ③ 上記①および②のうち、開頭脳手術、開胸心臓手術またはがん組織摘出手術（別表 9 ★）に該当する手術	手術 1 回につき、次のいずれかの金額 (1) 入院中に受けた手術 （入院給付金日額） × 20 (2) 入院中以外に受けた手術 （入院給付金日額） × 5 手術 1 回につき、上記(1)または(2)の金額に次の金額を加算します。 （入院給付金日額） × 20	入院給付金受取人

第 4 条 補足説明

* 5 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術

公的医療保険制度（別表 5 ★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表 7 ★）に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。

* 6 先進医療に該当する手術

放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。

約
款

5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）普通保険約款

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
手術給付金	(注) 医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術は、本条の2. -(3)-③の規定により、14日に1回の給付を限度とします。		
放射線治療給付金	被保険者が、保険期間中に、次のすべてを満たす診療行為（別表10★）（以下「放射線治療」といいます。）を受けたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする診療行為 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする診療行為 (3) 病院または診療所（別表3★）における診療行為 (4) 次のいずれかに該当する診療行為 ① 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為*7 ② 先進医療（別表8★）に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 ③ 上記①および②のうち、脳に対する定位放射線照射または脳に対する粒子線照射による診療行為	放射線治療1回につき、 （入院給付金日額） × 20 放射線治療1回につき、上記の金額に次の金額を加算します。 （入院給付金日額） × 20	入院給付金受取人
	(注) 本条の2. -(4)-②および本条の2. -(4)-③の規定により、「放射線照射*8」、「温熱療法」または「脳に対する定位放射線照射および脳に対する粒子線照射」による診療行為それぞれにつき、60日に1回の給付を限度とします。		
特定検査給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす特定検査を受けたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする特定検査 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする特定検査 (3) 病院または診療所（別表3★）における特定検査 (4) 別表12★に定める特定検査	特定検査1回につき、 （入院給付金日額） × 5	
	(注) 別表12★の規定により、60日に1回の給付を限度とします。		
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	（入院給付金日額） × 10	死亡給付金受取人

第4条 補足説明

* 7 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為

公的医療保険制度（別表5★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表7★）に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

* 8 放射線照射

放射線治療給付金の支払事由の(4)-③に該当する放射線治療を除きます。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
健康祝金	被保険者が、次のいずれかの「健康祝金判定期間」の満了時に生存し、かつ、その「健康祝金判定期間」中に5日以上の継続した入院に対する入院給付金が支払われなかったとき		保険契約者
	「健康祝金判定期間」 (1) 保険期間*9中の契約成立日*10（第3条）の5年ごとの応当日*11の前日を終期とする5年間 (2) 保険期間*9中の最終の5年ごとと応当日*11から保険期間*9満了の時点までの期間*12 (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、(2)は適用しません。	(入院給付金日額) × 5	

2. 給付金または祝金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者となります。
② 入院給付金等*13の支払事由が生じ、支払うべき入院給付金等*13がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	入院給付金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき入院給付金等*13を死亡給付金受取人に支払います。

(2) 入院給付金および入院初期重点給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により入院をしたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*14からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この保険契約の締結の際*15に、会社が、告知（第23条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。
② 被保険者が、保険期間中に入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。 (注) この規定は、手術給付金、放射線治療給付金、特定検査給付金および死亡給付金の支払いに関しては適用しません。

第4条 補足説明

* 9 保険期間

保険期間が終身の保険契約の場合で、保険期間と保険料払込期間が異なるときは、保険料払込期間とします。

* 10 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約が更新（第28条）されたときは、更新日とします。
- (2) 保険期間が終身の保険契約に変更（第29条）されたときは、変更日とします。

* 11 契約成立日の5年ごとの応当日

本条において「5年ごと応当日」といいます。

* 12 保険期間中の最終の5年ごとと応当日から保険期間満了の時点までの期間

保険期間*9が5年未満の場合には、契約成立日*10から保険期間*9満了の時点までの期間とします。

* 13 入院給付金等

次の(1)から(5)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 入院初期重点給付金
- (3) 手術給付金
- (4) 放射線治療給付金
- (5) 特定検査給付金

* 14 責任開始の日

第3条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 15 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
③ 被保険者が、同一の傷害* ² または同一の疾病* ¹⁶ を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したとき	「入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④ 被保険者が、同一の傷害* ² または同一の疾病* ¹⁶ を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 入院給付金の支払限度日数	ア. 保険契約者が選択した入院給付金の支払限度の型（第2条）に応じ、1回の入院について60日、90日、120日または360日とします。 イ. 通算して1,000日とします。
⑥ 入院初期重点給付金の支払限度日数	ア. 1回の入院について30日とします。 イ. 通算して240日とします。
⑦ 入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、その入院開始の直接の原因となった「傷害* ² または疾病* ³ 」以外に異なる「傷害* ² または疾病* ³ 」が生じていたとき	入院開始の直接の原因となった「傷害* ² または疾病* ³ 」により継続して入院したものみなします。 （注） 特定部位・指定疾病についての不担保の特別条件（第50条）が適用されたことによって入院給付金または入院初期重点給付金が支払われない入院の開始時に異なる「傷害* ² または疾病* ³ 」を併発していたとき、または入院中に異なる「傷害* ² または疾病* ³ 」を併発したときは、併発した「傷害* ² または疾病* ³ 」の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その「傷害* ² または疾病* ³ 」の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
⑧ 入院給付金の支払事由に該当する入院中に、その入院開始の直接の原因となった「傷害* ² または疾病* ³ 」以外に異なる「傷害* ² または疾病* ³ 」が生じたとき	
⑨ 入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金日額が減額（第30条）されたとき	入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する入院給付金または入院初期重点給付金の支払金額は、減額後の入院給付金日額に基づいて計算します。
⑩ 入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する入院給付金または入院初期重点給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。

第4条 補足説明

* 16 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*³をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

(3) 手術給付金および特定検査給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により手術または特定検査を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*14からその日を含めて2年を経過した後手術または特定検査を受けた場合 イ. この保険契約の締結の際*15に、会社が、告知(第23条)等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。
② 被保険者が、同時期に2種類以上の手術給付金または特定検査給付金の支払事由に該当する手術*17または特定検査を受けたとき	ア. いずれか1種類の手術*17または特定検査についてのみ手術給付金または特定検査給付金を支払います。 イ. ア. の場合、それぞれの手術*17または特定検査の種類に応じた手術給付金または特定検査給付金の金額のうち、もっとも高い金額を支払います。 (注) この規定は、医科診療報酬点数表(手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り)において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に対する手術給付金の支払いに関しては適用しません。

第4条 補足説明

*17 手術

医科診療報酬点数表(手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り)において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術を除きます。

項 目	内 容
③ 被保険者が、手術給付金の支払事由の(4)－①に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術*18に該当するとき	ア. 一連の手術のうち最初の手術を受けた日からその日を含めて14日間を同一手術期間とします。 イ. 同一手術期間経過後に一連の手術*18を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて14日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術*18を受けた場合についても同様とします。 ウ. 同一手術期間中、最初に受けた手術に対し、本条の1. の規定に基づき手術給付金を支払い、同一手術期間中は1回の給付を限度とします。 エ. 同一手術期間中、最初に受けた手術よりも手術給付金の倍率の高い手術を受けたときは、ウ. にかかわらず、倍率の高い手術のうち最初に受けた手術について、同一手術期間中最初に受けた手術に対する手術給付金の給付倍率を差し引いた給付倍率に基づいて計算した金額を支払います。 オ. 同一手術期間中に、入院給付金日額が減額（第30条）された場合で、減額された日以後同一手術期間中に受けた手術に対してエ. により手術給付金が支払われるときは、減額後の入院給付金日額に基づいて計算した金額を支払います。 カ. 同一手術期間中に、入院給付金受取人が変更された場合で、変更日以後同一手術期間中に受けた手術に対してエ. により手術給付金が支払われるときは、変更後の入院給付金受取人に支払います。

(4) 放射線治療給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により放射線治療を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*14からその日を含めて2年を経過した後に放射線治療を受けた場合 イ. この保険契約の締結の際*15に、会社が、告知（第23条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。
② 被保険者が、放射線治療給付金の支払事由の(4)－①および②に該当する放射線治療*19を複数回受けたとき	ア. 最初の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日間ごとを同一放射線治療期間とします。なお、同一放射線治療期間の計算にあたっては、放射線照射による診療行為および温熱療法による診療行為は、それぞれ別に計算します。 イ. 同一放射線治療期間中に受けた放射線治療については、1回の給付を限度とします。

第4条 補足説明

* 18 医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術

本条の2. -(3)-③において「一連の手術」といいます。

* 19 放射線治療給付金の支払事由の(4)－①および②に該当する放射線治療

放射線治療給付金の支払事由の(4)－③に該当する放射線治療を除きます。

項 目	内 容
③ 被保険者が、放射線治療給付金の支払事由の(4)－③に該当する放射線治療を複数回受けたとき	ア. 最初の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日間ごとを同一放射線治療期間とします。 イ. 同一放射線治療期間中に受けた放射線治療については、1回の給付を限度とします。

(5) 死亡給付金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(6) 健康祝金について

項 目	内 容
① 被保険者が、同一の傷害*2または同一の疾病*16を直接の原因として、入院給付金が支払われる入院を2回以上したとき	その2回以上の入院について、(2)－③または④により、入院給付金の支払いにあたって1回の入院とみなすときは、継続した1回の入院とみなします。
② 被保険者が、「健康祝金判定期間」の満了時を含んで入院給付金が支払われる入院を継続したとき	「健康祝金判定期間」の満了後の入院についても、その入院を開始した日を含む「健康祝金判定期間」中の入院とみなします。
③ 健康祝金が支払われた後に、その「健康祝金判定期間」中に支払事由が生じた5日以上の継続した入院に対する入院給付金が支払われるとき	ア. 入院給付金*20の合計額から健康祝金額を差し引いて支払います。 イ. 入院給付金*20の合計額が健康祝金額に不足するときは、保険契約者は、その不足する金額を会社に返還することを必要とします。

★別表1（P.468参照）、別表2（P.468参照）、別表3（P.469参照）、別表4（P.469参照）、別表5（P.469参照）、別表6（P.469参照）、別表7（P.469参照）、別表8（P.469参照）、別表9（P.470参照）、別表10（P.470参照）、別表12（P.471参照）

第5条 免責事由

1. 支払事由（第4条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）
入院給付金・放射線治療給付金・入院初期重点給付金・特定検査給付金・手術給付金・	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

第4条 補足説明

* 20 入院給付金

同時に支払われる他の給付金を含みます。

第5条 補足説明

* 1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

	免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) この保険契約の復活（第20条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって入院給付金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、入院給付金等*2の金額の一部または全部を支払います。
(2) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*3を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

4 給付金等の支払請求手続について

第6条 給付金・祝金の支払請求手続

- 給付金の支払事由（第4条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 給付金または祝金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表13★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表13★）
(2) 次のいずれかの書類 - 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 - 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

第5条 補足説明

*2 入院給付金等

次の(1)から(5)をいいます。

- 入院給付金
- 入院初期重点給付金
- 手術給付金
- 放射線治療給付金
- 特定検査給付金

*3 責任準備金

入院給付金日額の10倍の金額を限度とします。

第6条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第7条 給付金・祝金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表13★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で給付金または祝金を支払います。
2. 会社は、給付金または祝金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から給付金または祝金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、給付金または祝金を支払うべき期限は、必要書類（別表13★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 給付金または祝金の支払事由（第4条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金支払いの免責事由（第5条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第24条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第26条）、詐欺（第21条）または不法取得目的（第22条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第26条（重大事由による解除）の1. -(4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、給付金または祝金を支払うべき期限は、必要書類（別表13★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3.の確認を行うときは、会社は、給付金または祝金の受取人（給付金または祝金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3.の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金または祝金を支払いません。

第7条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

5 死亡給付金の支払方法の選択について

第8条 死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、

死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

6 健康祝金のすえ置き支払について

第9条 健康祝金のすえ置き支払

- 健康祝金の支払事由（第4条）が生じた日以後、会社は、健康祝金を会社の定める利率による利息をつけてすえ置きます。
- すえ置いた健康祝金は、次のとおり支払います。

項 目	内 容
(1) 死亡給付金を支払うとき	死亡給付金受取人に支払います。
(2) 死亡給付金の支払以外によりこの保険契約が消滅するとき	保険契約者に支払います。
(3) 保険契約者から請求があったとき	

7 保険料の払込免除について

第10条 保険料の払込免除

- 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第14条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第11条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表14★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表14★）になったとき

- 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表14★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表14★）になったとき

第8条 補足説明

* 1 死亡給付金

死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第10条 補足説明

* 1 責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第20条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

項 目	内 容
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表14★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第23条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第14条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第3条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表2（P.468参照）、別表14（P.473参照）

第11条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第10条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表14★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表14★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

第10条 補足説明

* 3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表14 (P.473参照)

8 保険料の払込免除の請求手続について

第12条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第10条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表13★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第7条（給付金・祝金の支払時期）の規定を準用します。

★別表13 (P.472参照)

9 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第13条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

10 保険料の払込みについて

第14条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第3条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第15条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第15条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

第14条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第14条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第14条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第14条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第16条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第14条）の契約成立日（第3条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第14条）までに、給付金もしくは祝金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 健康祝金を支払うとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(3) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第17条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のと

第15条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第16条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

おり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第14条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。

11 失効、失効取消および復活について

第18条 保険契約の失効

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第14条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第19条 保険契約の失効取消

- 第18条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めるときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
- 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
- 延滞保険料払込期間*1中に給付金もしくは祝金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、給付金もしくは祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第4条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 延滞保険料払込期間*1中に健康祝金の支払事由（第4条）が生じたとき	延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第20条 保険契約の復活

- 保険契約者は、第18条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必

第17条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第19条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第14条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第14条）の翌日をいいます。

第20条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第14条）の翌日をいいます。

要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第23条）および告知義務違反による解除（第24条）の規定を適用します。

2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

12 取消しと無効について

第21条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第20条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第22条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第20条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に給付金を不法に取得させる目的

13 告知義務と解除について

第23条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第20条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第24条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第20条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第23条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金もしくは祝金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

第20条 補足説明

*2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

*3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

- (1) 給付金または祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金または祝金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 3. 本条の2.の規定にかかわらず、給付金もしくは祝金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金もしくは祝金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

- 5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第25条 告知義務違反による解除ができないとき

- 1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第24条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第20条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第23条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第23条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じないで、その期間を経過したとき

- 2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第23条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第26条 重大事由による解除

- 1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第25条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第3条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第26条 補足説明*** 1 給付金**

この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

*** 2 給付金**

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金もしくは祝金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金もしくは祝金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金もしくは祝金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金*2または祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金*2または祝金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第24条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

14 契約内容の変更および更新等について**第27条 保険料払込方法の変更**

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第14条（保険料の払込み）および第15条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第14条）を月払から年払または半年払に変更すると

きは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第28条 保険契約の更新

- この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること 更新日*1における被保険者の年齢（第40条）が79歳以下であること 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること |
|--|

- この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	- 更新日*1の保険料率が適用されます。 - 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	- 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第14条（保険料の払込み）の1. および第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の入院給付金日額	更新前契約の保険期間満了日の入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の入院給付金日額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	- 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. ー(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	- 給付金の支払い（第4条・第5条）、保険料の払込免除（第10条・第11条）および告知義務違反による解除（第24条・第25条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 (注) 更新後契約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 - 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 - この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第28条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第3条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第41条・第42条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の入院給付金日額について、更新前契約の保険期間満了日の入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第29条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第28条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約に変更することができます。

- | |
|---------------------------------------|
| (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第10条）されていないこと |
| (2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (3) 変更日*1における被保険者の年齢（第40条）が75歳以下であること |

2. 保険期間が終身の5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第14条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第14条（保険料の払込み）の1. および第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第14条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後契約*2の給付金の支払事由（第4条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第10条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。

第29条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

*2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約をいいます。

項 目	内 容
(3) 変更後契約* ² の入院給付金日額	変更前契約の保険期間満了日* ³ の入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日* ³ の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約* ² の入院給付金日額を変更することができます。
(4) 変更後契約* ² に変更されたとき	① 変更後契約* ² の責任は変更日* ¹ から開始します。 ② 変更前契約は、変更日* ¹ の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第4条・第5条）、保険料の払込免除（第10条・第11条）および告知義務違反による解除（第24条・第25条）に関する規定について、変更後契約* ² の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後契約* ² の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更前契約にすえ置かれた健康祝金があるときは、第9条（健康祝金のすえ置き支払）の2.の規定にかかわらず、変更後契約* ² においても引き続きすえ置きます。 ⑤ 変更日* ¹ の普通保険約款が適用されます。 ⑥ 変更後契約* ² に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日* ¹ の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第3条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第41条・第42条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日* ¹ に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*¹に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の入院給付金日額について、変更前契約の保険期間満了日*³の入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第30条 入院給付金日額の減額

- 保険契約者は、将来に向かって入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- 入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- | |
|---|
| (1) 減額分を解約（第31条）されたものとして取り扱います。
(2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
(3) 入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。 |
|---|

第29条 補足説明

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*¹として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*¹の前日とします。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

15 解約等について

第31条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第32条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（入院給付金日額の10倍の金額）と同額とします。

- (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
 - (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること
3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第33条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第10条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 給付金の支払事由（第4条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
 - (2) 告知義務違反（第24条）または重大事由（第26条）によりこの保険契約が解除されたとき
 - (3) 減額（第30条）または解約（第31条）されたとき

第34条 給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1.の解約が通知された場合でも、その通知の時に次を満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1.の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、本条の1.の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1.の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2.の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金または祝金の支払事

第33条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第14条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第34条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

由（第4条）が生じ、会社が給付金または祝金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 給付金の支払事由が生じ、給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるとき	支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を給付金の受取人に支払います。
(2) 祝金の支払事由が生じたとき	① 支払うべき金額が本条の2. の金額以上の場合には、支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を祝金の受取人に支払います。 ② 支払うべき金額が本条の2. の金額を下回る場合には、支払うべき金額を債権者等に支払います。さらに、本条の1. により解約の効力が生じたときは、返戻金額を限度に、「本条の2. の金額から債権者等に支払った金額を差し引いた金額」を債権者等に支払い、その残額を保険契約者に支払います。

16 給付金の受取人および保険契約者について

第35条 会社への通知による給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第4条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。なお、健康祝金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第36条 遺言による給付金の受取人の変更

1. 第35条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第4条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。なお、健康祝金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 本条の1. の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第37条 給付金の受取人の死亡

1. 給付金の受取人が給付金の支払事由（第4条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により給付金の受取人となった者

のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。

3. 本条の1. および2. により給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第38条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第39条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。入院給付金等*1についても同様とします。

第39条 補足説明

*1 入院給付金等

次の(1)から(5)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 入院初期重点給付金
- (3) 手術給付金
- (4) 放射線治療給付金
- (5) 特定検査給付金

17 契約年齢の計算等について

第40条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第40条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第41条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第40条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第3条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第42条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

18 社員配当金（保険契約者への配当）について

第43条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割り当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第3条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	① その5年ごとに応当日*²から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごとに応当日*²の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約* ³	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第28条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第29条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ および直前の5年ごとに応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	① 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 ② ①以外の場合は、保険契約者に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ からその日を含めて2年および直前の5年ごとに応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約* ⁵	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第7条（給付金・祝金の支払時期）の1. の規定を準用します。

19 その他

第44条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第45条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。

第43条 補足説明

* 1 契約成立日

次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
- (2) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (3) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条において「5年ごとに応当日」といいます。

* 3 保険期間が満了する保険契約

第29条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第40条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

* 4 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (2) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 5 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第46条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この保険契約の給付金の支払事由（第4条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

- (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
- (2) 医療技術または医療環境の変化*2

2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第31条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第47条 時効

給付金・祝金（第4条）、保険料の払込免除（第10条）、返戻金（第32条）または社員配当金（第43条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第48条 管轄裁判所

1. この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における祝金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

20 特則について

第49条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

- (1) 第17条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
- (2) 第27条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第50条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(4)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むこ

第46条 補足説明

*1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第3条）の応当日（年単位）をいいます。

*2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第48条 補足説明

*1 給付金の受取人

給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者としてします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第50条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

とを必要とします。

(2) 給付金の削減支払

- ① 契約成立日（第3条）から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第4条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。
- ア. 入院給付金・入院初期重点給付金を支払うべきときは、入院日各日について入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。
- イ. 手術給付金等*2を支払うべきときは、手術給付金等*2の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
- ② ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表15★）によって支払事由に該当したときは、給付金の削減支払の対象とはなりません。

削減期間	保険年度					
	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	
1年	5.0割					
2年	3.0割	6.0割				
3年	2.5割	5.0割	7.5割			
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割		
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割	

(3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表16★）のうち、この保険契約の締結の際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときまたは手術、放射線治療もしくは特定検査を受けたときは、これに対応する入院給付金等*3は支払いません。ただし、災害または感染症（別表15★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

(4) 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*4になったときは、保険料の払込みを免除（第10条）しません。ただし、感染症（別表15★）によって特定高度障害状態*4になったときは、保険料の払込みを免除します。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約が効力を失ったとき（第18条）は、第20条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。
- (2) この保険契約の更新（第28条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第28条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第28条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保または特定高度障害状態*4についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*4についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*4についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の保険契約への変更（第29条）について、次のとおり取り

第50条 補足説明

*2 手術給付金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 手術給付金
(2) 放射線治療給付金
(3) 特定検査給付金

*3 入院給付金等

次の(1)から(5)をいいます。

- (1) 入院給付金
(2) 入院初期重点給付金
(3) 手術給付金
(4) 放射線治療給付金
(5) 特定検査給付金

*4 特定高度障害状態

高度障害状態（別表14★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第29条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第29条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約*5には変更前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保または特定高度障害状態*4についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*5には変更前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*4についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*5には変更前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*4についての不担保の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表14（P.473参照）、別表15（P.474参照）、別表16（P.475参照）

第51条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約の保険料払込期間中に入院給付金等*2が支払われるべきときは、第4条（給付金・祝金の支払い）の2.-(1)-②を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
② 入院給付金等*2の支払事由が生じ、支払うべき入院給付金等*2がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき入院給付金等*2を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

- ① 第9条（健康祝金のすえ置き支払）の2.の規定にかかわらず、すえ置かれた健康祝金は被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
- ② 第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1.中、「保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（給付金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。
- ③ 第43条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1.-(1)-②を次のとおり読み替えます。
- ② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
- ④ 第43条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1.-(3)の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第50条 補足説明

* 5 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約をいいます。

第51条 補足説明

* 1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

* 2 入院給付金等

次の(1)から(5)をいいます。

- (1) 入院給付金
(2) 入院初期重点給付金
(3) 手術給付金
(4) 放射線治療給付金
(5) 特定検査給付金

別表1 入院給付金および入院初期重点給付金の支払対象となる入院

入院給付金および入院初期重点給付金の支払対象となる「入院」とは、医師（注1）による治療（注2）が必要であり、かつ自宅等での治療（注2）が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、常に医師（注1）の管理下において治療（注2）に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。なお、次の(1)から(3)などは入院給付金および入院初期重点給付金の支払対象となる入院には該当しません。

- (1) 美容整形のための入院
- (2) 正常分娩のための入院
- (3) 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院

注

1. 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
2. 柔道整復師による施術を含みます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（入院給付金および入院初期重点給付金の支払いについては、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。）
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

別表4 手術給付金の支払対象となる「手術」

手術給付金の支払対象となる「手術」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的として、器具を用い生体に切開、切除、摘出、除去およびそれに準ずる操作を加えることをいいます。なお、次の(1)から(8)などは手術給付金の支払対象となる手術には該当しません。

- | |
|---|
| (1) 処置（持続的胸腔ドレナージ、経皮的エタノール注入療法など）、検査、神経ブロック |
| (2) 診断・検査（生検・腹腔鏡検査・臓器穿刺など）のための手術（注） |
| (3) 美容整形上の手術 |
| (4) 不妊を目的とする手術 |
| (5) 正常分娩における手術 |
| (6) 人工妊娠中絶手術（注） |
| (7) 歯科治療に伴う歯科手術（歯肉切除手術、インプラントなど）（注） |
| (8) 屈折異常に対する視力矯正手術 |

注

医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）で手術料が算定される場合には、手術給付金の支払対象となる手術に該当します。

別表5 公的医療保険制度

次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表6 医科診療報酬点数表

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表7 歯科診療報酬点数表

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表8 先進医療

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。なお、診断、測定、試験、解析、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与などは含みません。

別表9 開頭脳手術、開胸心臓手術、がん組織摘出手術の定義

手術名	手術の定義
開頭脳手術	脳に対する治療を直接の目的とした、開頭（穿頭を含みます。）を伴う手術（注）をいいます。なお、経鼻的下垂体腫瘍摘出術および経耳的聴神経腫瘍摘出術は、開頭脳手術とみなして取り扱います。 注 生検、試験開頭術および血管カテーテルによる手術は除きます。
開胸心臓手術	心臓または大動脈（冠動脈・大静脈・肺動脈・肺静脈を含みます。）に対する治療を直接の目的とした開胸（開心を含みます。）を伴う手術（注）をいいます。なお、開胸心臓マッサージおよび開胸心臓ドレナージは、開胸心臓手術とみなして取り扱います。 注 生検、試験開胸術および血管カテーテルによる手術は除きます。
がん組織摘出手術	器具を用い生体に切開・切除を加えて、がん（別表11）組織を体外に摘出・摘除（注1）（蒸散・凝固・融解・焼灼は含みません。）する手術（注2）をいいます。 注1 摘出・摘除した組織に、がん（別表11）細胞が含まれていることを必要とします。 注2 生検および経口的、経鼻的、経耳的、経尿道的、経肛門的もしくは経腔的に行われるファイバースコープによる手術または血管カテーテルによる手術は除きます。

別表10 放射線治療給付金の支払対象となる診療行為

放射線治療給付金の支払対象となる「診療行為」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的とする放射線照射または温熱療法による診療行為をいいます。なお、次の(1)から(5)などは放射線治療給付金の支払対象となる診療行為には該当しません。

- (1) 処置（光線療法・皮膚レーザー照射療法など）
- (2) 検査（エックス線診断など）
- (3) 血液照射
- (4) 放射性化合物の投与による照射（内用療法など）（注）
- (5) 歯科治療に伴う放射線照射（注）

注

医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りです。）で放射線治療料が算定される場合には、放射線治療給付金の支払対象となる診療行為に該当します。

別表11

1. 支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物

支払対象となる「悪性新生物および上皮内新生物」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細胞組織および細胞組織球系の疾患（D76）のうち、	
ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

2. がんの定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. がんの診断確定

がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
- (2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表12 特定検査給付金の支払対象となる特定検査

特定検査給付金の支払対象となる「特定検査」とは、治療を直接の目的として行われる次の検査をいいます。ただし、すでに特定検査給付金の支払事由に該当しているときは、特定検査給付金が支払われることとなった最終の検査日からその日を含めて60日経過後に受けた特定検査であることを必要とします。

- (1) 脳動脈（内頸動脈、椎骨動脈を含みます。）に対する血管カテーテル検査
- (2) 心臓（冠動脈、肺動脈を含みます。）に対する血管カテーテル検査
- (3) 腹腔鏡検査
- (4) 胸腔鏡検査
- (5) 縦隔鏡検査

別表13 給付金・祝金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 入院給付金の支払い	(1) 入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表2）を原因とするときは、不慮の事故（別表2）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 入院初期重点給付金の支払い	(1) 入院初期重点給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院初期重点給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院初期重点給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表2）を原因とするときは、不慮の事故（別表2）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 手術給付金の支払い	(1) 手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 放射線治療給付金の支払い	(1) 放射線治療給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 放射線治療給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 放射線治療給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
5. 特定検査給付金の支払い	(1) 特定検査給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による特定検査を受けた病院または診療所の医師の検査証明書 (3) 特定検査給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 特定検査給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
6. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
7. 健康祝金の支払い	(1) 健康祝金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) 健康祝金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 健康祝金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
8. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第10条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金・祝金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 7. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表14 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表15 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

別表16 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。） 55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。） 56. 脊椎部（当該神経を含む。） 57. 上肢（肩関節部を含む。） 58. 下肢（股関節部を含む。） 59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。） 60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。） 61. 末梢動脈疾患

約

款

5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）普通保険約款

別

表

5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）普通保険約款目次

この保険の特色	477	12 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第24条 保険料払込方法の変更	492
第1条 責任開始の時	477	第25条 保険契約の更新	493
2 給付金の支払いについて		第26条 保険期間が終身の保険契約への変更	494
第2条 給付金の支払い	477	第27条 入院給付金日額の減額	495
第3条 免責事由	483	13 解約等について	
3 給付金の支払請求手続について		第28条 保険契約の解約	495
第4条 給付金の支払請求手続	484	第29条 返戻金	496
第5条 給付金の支払時期	484	第30条 保険料の未経過分に相当する返還金	496
4 死亡給付金の支払方法の選択について		第31条 給付金の受取人による保険契約の存続	496
第6条 死亡給付金の支払方法の選択	485	14 給付金の受取人および保険契約者について	
5 保険料の払込免除について		第32条 会社への通知による給付金の受取人の変更	496
第7条 保険料の払込免除	485	第33条 遺言による給付金の受取人の変更	497
第8条 保険料の払込免除の免責事由	486	第34条 給付金の受取人の死亡	497
6 保険料の払込免除の請求手続について		第35条 保険契約者の権利義務の承継	497
第9条 保険料の払込免除の請求手続	487	第36条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者	497
7 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		15 契約年齢の計算等について	
第10条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	487	第37条 契約年齢の計算	497
8 保険料の払込みにについて		第38条 契約年齢の誤りの処理	498
第11条 保険料の払込み	487	第39条 性別の誤りの処理	498
第12条 保険料の払込方法（経路）	488	16 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	488	第40条 社員配当金の割当ておよび支払い	498
第14条 保険料の前納および予納	489	17 その他	
9 失効、失効取消および復活について		第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	499
第15条 保険契約の失効	489	第42条 保険契約者の住所の変更	499
第16条 保険契約の失効取消	489	第43条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	499
第17条 保険契約の復活	490	第44条 時効	500
10 取消しと無効について		第45条 管轄裁判所	500
第18条 詐欺による取消し	490	18 特則について	
第19条 不法取得目的による無効	490	第46条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則	500
11 告知義務と解除について		第47条 特別条件を付ける場合の特則	500
第20条 告知義務	490	第48条 被指定契約がある場合の特則	502
第21条 告知義務違反による解除	491		
第22条 告知義務違反による解除ができないとき	491		
第23条 重大事由による解除	491		
別表1 入院給付金の支払対象となる入院	503		
別表2 対象となる不慮の事故	503		
別表3 病院または診療所	503		
別表4 手術給付金の支払対象となる「手術」	504		
別表5 公的医療保険制度	504		
別表6 医科診療報酬点数表	504		
別表7 歯科診療報酬点数表	504		
別表8 先進医療	504		
別表9 放射線治療給付金の支払対象となる診療行為	504		
別表10 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	505		
別表11 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	506		
別表12 感染症	507		
別表13 特定部位および指定疾病一覧表	508		

5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）普通保険約款

（実施 2011.8.2 / 改正 2024.4.1）

この保険の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の入院や手術等に対する保障
給付金の種類	(1) 入院給付金 (2) 手術給付金 (3) 放射線治療給付金 (4) 死亡給付金（保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限りです。）
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第20条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第37条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

2 給付金の支払いについて

第2条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責

約
款

5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）普通保険約款

事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
入院給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院（別表1★）をしたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする入院 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所（別表3★）への入院 (4) 入院日数が1日*4以上の入院	1回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数）	入院給付金受取人
	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす手術（別表4★）を受けたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする手術 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする手術 (3) 病院または診療所（別表3★）における手術 (4) 次のいずれかに該当する手術 ① 公的医療保険制度（別表5★）に基づく医科診療報酬点数表（別表6★）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている手術*5 ただし、次に定める手術は除きます。 ア. 創傷処理（創傷処理に伴う縫合術を含みます。） イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨、軟骨、関節のいずれかに対する整復術、整復固定術、授動術のうち非観血的または徒手的なもの オ. 外耳道異物除去術または鼻内異物摘出術 カ. 皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術 キ. 会陰（陰門）切開および縫合術（分娩時）または胎児外回転術 ク. 抜歯手術 ② 先進医療（別表8★）に該当する手術*6 (注) 医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術は、本条の2. -(3)-③の規定により、14日に1回の給付を限度とします。	手術1回につき、次のいずれかの金額 (1) 入院中に受けた手術 （入院給付金日額） × 10 (2) 入院中以外に受けた手術 （入院給付金日額）	

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 傷害

責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）を直接の原因とする傷害をいいます。

*3 疾病

公的医療保険制度（別表5★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Aは含みません。なお、責任開始の時*1以後に生じた「不慮の事故（別表2★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

*4 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

*5 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術

公的医療保険制度（別表5★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表7★）に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。

*6 先進医療に該当する手術

放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
放射線治療給付金	被保険者が、保険期間中に、次のすべてを満たす診療行為（別表9★）（以下「放射線治療」といいます。）を受けたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする診療行為 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする診療行為 (3) 病院または診療所（別表3★）における診療行為 (4) 次のいずれかに該当する診療行為 ① 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為*7 ② 先進医療（別表8★）に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (注) 本条の2. 一(4)－②の規定により、「放射線照射」または「温熱療法」による診療行為それぞれにつき、60日に1回の給付を限度とします。	放射線治療1回につき、 (入院給付金日額) × 10	入院給付金受取人
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	(入院給付金日額) × 10	死亡給付金受取人

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 入院給付金等*8の支払事由が生じ、支払うべき入院給付金等*8がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	入院給付金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき入院給付金等*8を死亡給付金受取人に支払います。

第2条 補足説明

***7 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為**

公的医療保険制度（別表5★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表7★）に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りま。）においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

***8 入院給付金等**

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 手術給付金
- (3) 放射線治療給付金

(2) 入院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により入院をしたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*9からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この保険契約の締結の際*10に、会社が、告知(第20条)等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。
② 被保険者が、保険期間中に入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。 (注) この規定は、手術給付金、放射線治療給付金および死亡給付金の支払いに関しては適用しません。
③ 被保険者が、同一の傷害*2または同一の疾病*11を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したとき	「入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④ 被保険者が、同一の傷害*2または同一の疾病*11を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 入院給付金の支払限度日数	ア. 1回の入院について60日とします。 イ. 通算して1,000日とします。

第2条 補足説明

* 9 責任開始の日

第1条(責任開始の時)に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 10 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 11 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*3をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

項 目	内 容
⑥ 入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*2または疾病*3」以外に異なる「傷害*2または疾病*3」が生じていたとき	入院開始の直接の原因となった「傷害*2または疾病*3」により継続して入院したものとみなします。 (注) 特定部位・指定疾病についての不担保の特別条件（第47条）が適用されたことによって入院給付金が支払われない入院の開始時に異なる「傷害*2または疾病*3」を併発していたとき、または入院中に異なる「傷害*2または疾病*3」を併発したときは、併発した「傷害*2または疾病*3」の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その「傷害*2または疾病*3」の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
⑦ 入院給付金の支払事由に該当する入院中に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*2または疾病*3」以外に異なる「傷害*2または疾病*3」が生じたとき	
⑧ 入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金日額が減額（第27条）されたとき	入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する入院給付金の支払金額は、減額後の入院給付金日額に基づいて計算します。
⑨ 入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する入院給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。

(3) 手術給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*9からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けた場合 イ. この保険契約の締結の際*10に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。
② 被保険者が、同時期に2種類以上の手術給付金の支払事由に該当する手術*12を受けたとき	ア. いずれか1種類の手術*12についてのみ手術給付金を支払います。 イ. ア. の場合、それぞれの手術*12の種類に応じた手術給付金の金額のうち、もっとも高い金額を支払います。 (注) この規定は、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に対する手術給付金の支払いに関しては適用しません。

第2条 補足説明

* 12 手術

医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術を除きます。

項 目	内 容
③ 被保険者が、手術給付金の支払事由の(4)－①に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術*13に該当するとき	ア. 一連の手術*13のうち最初の手術を受けた日からその日を含めて14日間を同一手術期間とします。 イ. 同一手術期間経過後に一連の手術*13を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて14日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術*13を受けた場合についても同様とします。 ウ. 同一手術期間中、最初に受けた手術に対し、本条の1.の規定に基づき手術給付金を支払い、同一手術期間中は1回の給付を限度とします。 エ. 同一手術期間中、最初に受けた手術よりも手術給付金の倍率の高い手術を受けたときは、ウ.にかかわらず、倍率の高い手術のうち最初に受けた手術について、同一手術期間中最初に受けた手術に対する手術給付金の給付倍率を差し引いた給付倍率に基づいて計算した金額を支払います。 オ. 同一手術期間中に、入院給付金日額が減額（第27条）された場合で、減額された日以後同一手術期間中に受けた手術に対してエ.により手術給付金が支払われるときは、減額後の入院給付金日額に基づいて計算した金額を支払います。 カ. 同一手術期間中に、入院給付金受取人が変更された場合で、変更日以後同一手術期間中に受けた手術に対してエ.により手術給付金が支払われるときは、変更後の入院給付金受取人に支払います。

(4) 放射線治療給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により放射線治療を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*9からその日を含めて2年を経過した後に放射線治療を受けた場合 イ. この保険契約の締結の際*10に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。
② 被保険者が、放射線治療を複数回受けたとき	ア. 最初の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日間ごとを同一放射線治療期間とします。なお、同一放射線治療期間の計算にあたっては、放射線照射による診療行為および温熱療法による診療行為は、それぞれ別に計算します。 イ. 同一放射線治療期間中に受けた放射線治療については、1回の給付を限度とします。

第2条 補足説明

* 13 医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術

本条の2.-(3)-③において「一連の手術」といいます。

(5) 死亡給付金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

★別表1 (P.503参照)、別表2 (P.503参照)、別表3 (P.503参照)、別表4 (P.504参照)、別表5 (P.504参照)、別表6 (P.504参照)、別表7 (P.504参照)、別表8 (P.504参照)、別表9 (P.504参照)

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）
入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) この保険契約の復活（第17条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって入院給付金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、入院給付金等*2の金額の一部または全部を支払います。
(2) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*3を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

第3条 補足説明

*1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

*2 入院給付金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 手術給付金
- (3) 放射線治療給付金

*3 責任準備金

入院給付金日額の10倍の金額を限度とします。

3 給付金の支払請求手続について

第4条 給付金の支払請求手続

1. 給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表10★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表10★）
(2) 次のいずれかの書類
① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表10（P.505参照）

第5条 給付金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表10★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で給付金を支払います。
2. 会社は、給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表10★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 給付金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第21条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第23条）、詐欺（第18条）または不法取得目的（第19条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第23条（重大事由による解除）の1. - (4) - ①から⑥までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1.および2.にかかわらず、給付金を支払うべき期

第4条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第5条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

限は、必要書類（別表10★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

- (1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

★別表10（P.505参照）

4 死亡給付金の支払方法の選択について

第6条 死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第11条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表11★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表11★）になったとき

第5条 補足説明

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

*1 死亡給付金

死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第7条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表11★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表11★）になったとき
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表11★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表2（P.503参照）、別表11（P.506参照）

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表11★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

第7条 補足説明

*2 責任開始の時以後の原因
責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

*3 この保険契約の締結の際
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表11★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表11（P.506参照）

6 保険料の払込免除の請求手続について

第9条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表10★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表10（P.505参照）

7 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第10条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

8 保険料の払込みについて

第11条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日(第1条)の応当日* ¹ (年単位)を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日* ¹ (月単位)までの期間* ²
(2) 半年払	契約成立日の応当日* ¹ (半年単位)を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日* ¹ (月単位)を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第12条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*¹
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*²
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第11条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第11条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第11条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第11条）の契約成立日（第1条）の応当日*¹の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*¹以後猶予期間満了日（第11条）までに、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

第11条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*¹が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第12条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(1) 給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第14条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第11条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。

9 失効、失効取消および復活について

第15条 保険契約の失効

保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第16条 保険契約の失効取消

1. 第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第16条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第11条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に 給付金の支払事由（第2条） が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支 払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支 払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足 するときは、会社は、支払事由の発生により支払う べき金額を支払いません。

第17条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第20条）および告知義務違反による解除（第21条）の規定を適用します。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第17条 補足説明

- *1 効力を失った日**
猶予期間満了日（第11条）の翌日をいいます。
- *2 保険契約の復活**
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。
- *3 延滞保険料**
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

10 取消しと無効について

第18条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第17条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第17条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に給付金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第20条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第17条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第21条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第17条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第22条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第21条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第17条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第23条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第22条 補足説明***1 保険媒介者**

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

***2 責任開始の日**

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第21条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

第23条 補足説明

* 1 給付金

この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 給付金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

12 契約内容の変更および更新等について

第24条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第11条（保険料の払込み）および第12条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第11条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保

険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第25条 保険契約の更新

- この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第37条）が79歳以下であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

- この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	- 更新日*1の保険料率が適用されます。 - 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	- 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の入院給付金日額	更新前契約の保険期間満了日の入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の入院給付金日額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	- 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	- 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後契約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 - 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 - この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第1条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。

第25条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の入院給付金日額について、更新前契約の保険期間満了日の入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第25条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）契約に変更することができます。

- (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第7条）されていないこと
(2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
(3) 変更日*1における被保険者の年齢（第37条）が75歳以下であること

2. 保険期間が終身の5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第11条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第11条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後契約*2の給付金の支払事由（第2条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第7条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。
(3) 変更後契約*2の入院給付金日額	変更前契約の保険期間満了日*3の入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の入院給付金日額を変更することができます。

第26条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

* 2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）契約をいいます。

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(4) 変更後契約*2に変更されたとき	① 変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後契約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第1条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の入院給付金日額について、変更前契約の保険期間満了日*3の入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第28条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

13 解約等について

第28条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、

この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第29条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（入院給付金日額の10倍の金額）と同額とします。

- (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
 - (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること

3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第30条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第7条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 給付金の支払事由（第2条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
 - (2) 告知義務違反（第21条）または重大事由（第23条）によりこの保険契約が解除されたとき
 - (3) 減額（第27条）または解約（第28条）されたとき

第31条 給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1.の解約が通知された場合でも、その通知の時に次をすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1.の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社 にその旨を通知したときは、本条の1.の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1.の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2.の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金の支払事由（第2条）が生じ、会社が給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金の受取人に支払います。

14 給付金の受取人および保険契約者について

第32条 会社への通知による給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付

第30条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第11条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第31条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第2条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。

2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受け、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第33条 遺言による給付金の受取人の変更

1. 第32条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第2条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第34条 給付金の受取人の死亡

1. 給付金の受取人が給付金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第35条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第36条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。入院給付金等*1についても同様とします。

第36条 補足説明

* 1 入院給付金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 手術給付金
- (3) 放射線治療給付金

15 契約年齢の計算等について

第37条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下の

ものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。

2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第38条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第37条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第39条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第40条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日*1（第1条）の5年ごとの応当日*2が到来する保険契約	① その5年ごと応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごと応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約*3	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第25条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第26条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、(1)の規定を適用します。

第37条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第40条 補足説明

* 1 契約成立日

次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
- (2) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (3) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条において「5年ごと応当日」といいます。

* 3 保険期間が満了する保険契約

第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第37条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(3) 次の事業年度中に契約成立日*4および直前の5年ごと応当日*2からその日を含めて1年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	① 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 ② ①以外の場合は、保険契約者に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日*4からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日*2からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約*5	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第5条（給付金の支払時期）の1. の規定を準用します。

17 その他

第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第42条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所*に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第43条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この保険契約の給付金の支払事由（第2条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

- | |
|---|
| (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
(2) 医療技術または医療環境の変化*2 |
|---|

2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
(2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第28条）する方法 |
|---|

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者によ

第40条 補足説明

* 4 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (2) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 5 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

第43条 補足説明

* 1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第1条）の応当日（年単位）をいいます。

* 2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

り本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第44条 時効

給付金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第29条）または社員配当金（第40条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第45条 管轄裁判所

- この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人*¹の住所地と同一の都道府県内にある支社*²の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
- この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1.の規定を準用します。

18 特則について

第46条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

- 第14条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
- 第24条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第47条 特別条件を付ける場合の特則

- 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*¹には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(4)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - 給付金の削減支払
 - 契約成立日（第1条）から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第2条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。
 - 入院給付金を支払うべきときは、入院日各日について入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。
 - 手術給付金または放射線治療給付金を支払うべきときは、手術給付金または放射線治療給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
 - ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表12★）によって支払事由に該当したときは、給付金の削減支払の対象とはなりません。
 - 特定部位または指定疾病についての不担保
身体の特定位位および指定疾病（別表13★）のうち、この保険契約の締結の際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときまたは手術もしくは放射線治療を受けたときは、これに対応する入院給付金等*²は支払いません。ただし、災害

保険年度 削減期間	第1年度				
	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

第45条 補足説明

* 1 給付金の受取人

給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者としてします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社としてします。

第47条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

* 2 入院給付金等

次の(1)から(3)をいいます。

- 入院給付金
- 手術給付金
- 放射線治療給付金

または感染症（別表12★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

(4) 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*3になったときは、保険料の払込みを免除（第7条）しません。ただし、感染症（別表12★）によって特定高度障害状態*3になったときは、保険料の払込みを免除します。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

(1) この保険契約が効力を失ったとき（第15条）は、第17条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。

(2) この保険契約の更新（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保または特定高度障害状態*3についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*3についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*3についての不担保の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身の保険契約への変更（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約*4には変更前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保または特定高度障害状態*3についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*4には変更前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*3についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*4には変更前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*3についての不担保の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

第47条 補足説明

* 3 特定高度障害状態

高度障害状態（別表11★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

* 4 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付医療保険Ⅰ（返戻金なし型）（2011）契約をいいます。

第 48 条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約の保険料払込期間中に入院給付金等*2が支払われるべきときは、第 2 条（給付金の支払い）の 2. -(1)-②を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
② 入院給付金等*2の支払事由が生じ、支払うべき入院給付金等*2がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき入院給付金等*2を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

- ① 第 13 条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の 1. 中、「保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（給付金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。
- ② 第 40 条（社員配当金の割当ておよび支払い）の 1. -(1)-②を次のとおり読み替えます。
 - ② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
- ③ 第 40 条（社員配当金の割当ておよび支払い）の 1. -(3)の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第 48 条 補足説明

* 1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

* 2 入院給付金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 手術給付金
- (3) 放射線治療給付金

別表1 入院給付金の支払対象となる入院

入院給付金の支払対象となる「入院」とは、医師（注1）による治療（注2）が必要であり、かつ自宅等での治療（注2）が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、常に医師（注1）の管理下において治療（注2）に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。なお、次の(1)から(3)などは入院給付金の支払対象となる入院には該当しません。

- (1) 美容整形のための入院
- (2) 正常分娩のための入院
- (3) 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院

注

1. 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
2. 柔道整復師による施術を含みます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（入院給付金の支払いについては、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。）
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

別表4 手術給付金の支払対象となる「手術」

手術給付金の支払対象となる「手術」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的として、器具を用い生体に切開、切除、摘出、除去およびそれに準ずる操作を加えることをいいます。なお、次の(1)から(8)などは手術給付金の支払対象となる手術には該当しません。

- | |
|--|
| (1) 処置（持続的胸腔ドレナージ、経皮的エタノール注入療法など）、検査、神経ブロック
(2) 診断・検査（生検・腹腔鏡検査・臓器穿刺など）のための手術（注）
(3) 美容整形上の手術
(4) 不妊を目的とする手術
(5) 正常分娩における手術
(6) 人工妊娠中絶手術（注）
(7) 歯科治療に伴う歯科手術（歯肉切除手術、インプラントなど）（注）
(8) 屈折異常に対する視力矯正手術 |
|--|

注

医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りです。）で手術料が算定される場合には、手術給付金の支払対象となる手術に該当します。

別表5 公的医療保険制度

次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表6 医科診療報酬点数表

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表7 歯科診療報酬点数表

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表8 先進医療

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。なお、診断、測定、試験、解析、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与などは含みません。

別表9 放射線治療給付金の支払対象となる診療行為

放射線治療給付金の支払対象となる「診療行為」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的とする放射線照射または温熱療法による診療行為をいいます。なお、次の(1)から(5)などは放射線治療給付金の支払対象となる診療行為には該当しません。

- | |
|--|
| (1) 処置（光線療法・皮膚レーザー照射療法など）
(2) 検査（エックス線診断など）
(3) 血液照射
(4) 放射性化合物の投与による照射（内用療法など）（注）
(5) 歯科治療に伴う放射線照射（注） |
|--|

注

医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りです。）で放射線治療料が算定される場合には、放射線治療給付金の支払対象となる診療行為に該当します。

別表10 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 入院給付金の支払い	(1) 入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表2）を原因とするときは、不慮の事故（別表2）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 手術給付金の支払い	(1) 手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 放射線治療給付金の支払い	(1) 放射線治療給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の医師の放射線治療証明書 (3) 放射線治療給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 放射線治療給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
5. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第7条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

約
款

5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2011）普通保険約款

別
表

別表11 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
- $$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
- の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表12 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

別表13 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。） 55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。） 56. 脊椎部（当該神経を含む。） 57. 上肢（肩関節部を含む。） 58. 下肢（股関節部を含む。） 59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。） 60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。） 61. 末梢動脈疾患

5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）普通保険約款目次

この保険の特色	510	13 取消しと無効について	
1 保険契約の型について		第22条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効	521
第1条 保険契約の型	510	第23条 詐欺による取消し	522
2 保障の開始について		第24条 不法取得目的による無効	522
第2条 保険期間開始の時	510	14 告知義務と解除について	
第3条 責任開始の時	511	第25条 告知義務	522
3 がんの定義および診断確定について		第26条 告知義務違反による解除	522
第4条 がんの定義および診断確定	511	第27条 告知義務違反による解除ができないとき	523
4 給付金等の支払いについて		第28条 重大事由による解除	523
第5条 給付金・支援金の支払い	511	15 契約内容の変更および更新等について	
第6条 死亡給付金の免責事由	513	第29条 保険料払込方法の変更	524
5 給付金等の支払請求手続について		第30条 保険契約の更新	525
第7条 給付金・支援金の支払請求手続	514	第31条 保険期間が終身の保険契約への変更	526
第8条 給付金・支援金の支払時期	515	第32条 がん入院給付金日額の減額	527
6 死亡給付金の支払方法の選択について		16 解約等について	
第9条 死亡給付金の支払方法の選択	516	第33条 保険契約の解約	527
7 がん健康支援金のすえ置き支払について		第34条 返戻金	528
第10条 がん健康支援金のすえ置き支払	516	第35条 保険料の未経過分に相当する返還金	528
8 保険料の払込免除について		第36条 給付金の受取人による保険契約の存続	528
第11条 保険料の払込免除	516	17 給付金の受取人および保険契約者について	
第12条 保険料の払込免除の免責事由	517	第37条 会社への通知による給付金の受取人の変更	529
9 保険料の払込免除の請求手続について		第38条 遺言による給付金の受取人の変更	529
第13条 保険料の払込免除の請求手続	518	第39条 給付金の受取人の死亡	529
10 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		第40条 保険契約者の権利義務の承継	529
第14条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	518	第41条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者	530
11 保険料の払込みにについて		18 契約年齢の計算等について	
第15条 保険料の払込み	518	第42条 契約年齢の計算	530
第16条 保険料の払込方法（経路）	519	第43条 契約年齢の誤りの処理	530
第17条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	519	第44条 性別の誤りの処理	530
第18条 保険料の前納および予納	520	19 社員配当金（保険契約者への配当）について	
12 失効、失効取消および復活について		第45条 社員配当金の割当ておよび支払い	530
第19条 保険契約の失効	520	20 その他	
第20条 保険契約の失効取消	520	第46条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	531
第21条 保険契約の復活	521	第47条 保険契約者の住所の変更	531
		第48条 時効	532
		第49条 管轄裁判所	532
		21 特則について	
		第50条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則	532
		第51条 特別条件を付ける場合の特則	532
		第52条 被指定契約がある場合の特則	533
別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物	534		
別表2 新生物の形態の性状コード	534		
別表3 給付金・支援金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	535		
別表4 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	535		
別表5 対象となる不慮の事故	537		
別表6 感染症	537		

5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）普通保険約款

（実施 2015.4.2 / 改正 2024.4.1）

この保険の特色	
目的・内容	がんによる所定の入院に対する保障
給付金等の種類	(1) がん入院給付金 (2) 死亡給付金（保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限りします。） (3) がん健康支援金（保険契約の型がⅡ型の場合に限りします。）
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1 保険契約の型について

第1条 保険契約の型

1. 保険契約の型は、給付金・支援金の組合せにより、次のⅠ型およびⅡ型の2つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

保険契約の型 給付金・支援金	Ⅰ型	Ⅱ型
がん入院給付金	○	○
死亡給付金	○	○
がん健康支援金	—	○

（注）○：当該給付金・支援金が組み込まれていることを表します。

ただし、死亡給付金については、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限りします。

2. 本条の1. により選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。

2 保障の開始について

第2条 保険期間開始の時

1. この保険契約の保険期間開始の時は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第25条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する保険期間開始の時を含む日を保険期間開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第42条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

第3条 責任開始の時

この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

給付の種類	責任開始の時
(1) がん入院給付金	保険期間開始の日（第2条）からその日を含めて90日を経過した日の翌日*1
(2) 保険料の払込免除	保険期間開始の時*2（第2条）

3 がんの定義および診断確定について

第4条 がんの定義および診断確定

1. この保険契約において「がん」とは、「悪性新生物および上皮内新生物」（別表1★）のうち、新生物の形態の性状コード（別表2★）が悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
2. がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 病理組織学的所見*1による診断確定
- (2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

★別表1（P.534参照）、別表2（P.534参照）

4 給付金等の支払いについて

第5条 給付金・支援金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金または支援金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または支援金をその受取人に支払います。ただし、死亡給付金については、免責事由（第6条）に該当するときは支払いません。なお、給付金または支援金の支払いに関しては、第1条（保険契約の型）の規定により選択された保険契約の型に定められている給付金・支援金の種類に限ります。

第3条 補足説明

- *1 保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
「がん給付の責任開始の時」といいます。
- *2 保険期間開始の時
「保険料の払込免除の責任開始の時」といいます。

第4条 補足説明

- *1 病理組織学的所見
生検を含みます。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
がん入院給付金	がん給付の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、がん給付の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たす入院*2をしたとき (1) がん給付の責任開始の時*1以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院 (2) 病院または診療所*3への入院 (3) 入院日数が1日*4以上の入院	1回の入院につき、 (がん入院給付金日額) × (入院日数)	入院給付金受取人
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	(がん入院給付金日額) × 10	死亡給付金受取人
がん健康支援金	被保険者が、次のいずれかの「がん健康支援金判定期間」の満了時に生存し、かつ、その「がん健康支援金判定期間」中に5日以上継続した入院に対するがん入院給付金が支払われなかったとき 「がん健康支援金判定期間」 (1) 保険期間*5中の契約成立日*6（第2条）の5年ごとの応当日*7の前日を終期とする5年間 (2) 保険期間*5中の最終の5年ごと応当日*7から保険期間*5満了の時点までの期間*8 (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、(2)は適用しません。	(がん入院給付金日額) × 5	保険契約者

2. 給付金または支援金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者となります。
② がん入院給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん入院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	入院給付金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべきがん入院給付金を死亡給付金受取人に支払います。

(2) がん入院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、保険期間中にがん入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。

第5条 補足説明

* 1 がん給付の責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、がん入院給付金について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この保険契約の復活（第21条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

* 2 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

* 3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

* 4 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

* 5 保険期間

保険期間が終身の保険契約の場合で、保険期間と保険料払込期間が異なるときは、保険料払込期間とします。

* 6 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約が更新（第30条）されたときは、更新日とします。
- (2) 保険期間が終身の保険契約に変更（第31条）されたときは、変更日とします。

* 7 契約成立日の5年ごとの応当日

本条において「5年ごと応当日」といいます。

項 目	内 容
② 被保険者が、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱いします。 ア. 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱いします。
③ 被保険者が、がん入院給付金の支払事由に該当する入院中に、「がん以外の疾病または傷害」の治療を開始し入院を継続したとき	その「がん以外の疾病または傷害」の治療を開始した日以後の入院日数のうち、がんの治療を目的とした入院日数については、がんの治療を直接の目的とした入院日数に含めます。
④ 被保険者が、「がん以外の疾病または傷害」による入院中に、がんと診断確定されたとき	そのがんの診断確定日以前の入院日数のうち、がんの治療を目的とした入院日数については、がんの治療を直接の目的とした入院日数に含めます。
⑤ がん入院給付金が支払われるべき入院中に、がん入院給付金日額が減額（第32条）されたとき	がん入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対するがん入院給付金の支払金額は、減額後のがん入院給付金日額に基づいて計算します。
⑥ がん入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対するがん入院給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。

(3) 死亡給付金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱いします。

(4) がん健康支援金について

項 目	内 容
① 被保険者が、がん入院給付金が支払われる入院を2回以上したとき	その2回以上の入院について、(2)－②により、がん入院給付金の支払いにあたって1回の入院とみなすときは、継続した1回の入院とみなします。
② 被保険者が、「がん健康支援金判定期間」の満了時を含んでがん入院給付金が支払われる入院を継続したとき	「がん健康支援金判定期間」の満了後の入院についても、その入院を開始した日を含む「がん健康支援金判定期間」中の入院とみなします。
③ がん健康支援金が支払われた後に、その「がん健康支援金判定期間」中に支払事由が生じた5日以上継続した入院に対するがん入院給付金が支払われるとき	ア. がん入院給付金の合計額からがん健康支援金額を差し引いて支払います。 イ. がん入院給付金の合計額ががん健康支援金額に不足するときは、保険契約者は、その不足する金額を会社に返還することを必要とします。

* 8 保険期間中の最終の5年ごと
と応当日から保険期間満了
の時までの期間

保険期間*⁵が5年未満の場合には、契約成立日*⁶から保険期間*⁵満了の時までの期間とします。

第6条 死亡給付金の免責事由

1. 死亡給付金の支払事由（第5条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じて死亡給付金を支払わない場合）
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) この保険契約の復活（第21条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*1を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

5 給付金等の支払請求手続について

第7条 給付金・支援金の支払請求手続

- 給付金の支払事由（第5条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 給付金または支援金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表3★）
(2) 次のいずれかの書類
① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表3（P.535参照）

第6条 補足説明

*1 責任準備金

がん入院給付金日額の10倍の金額を限度とします。

第7条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第8条 給付金・支援金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で給付金または支援金を支払います。
2. 会社は、給付金または支援金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から給付金または支援金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、給付金または支援金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 給付金または支援金の支払事由（第5条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金支払いの免責事由（第6条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第26条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第28条）、詐欺（第23条）または不法取得目的（第24条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第28条（重大事由による解除）の1. - (4) - ①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、給付金または支援金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3.の確認を行うときは、会社は、給付金または支援金の受取人（給付金または支援金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3.の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金または支援金を支払いません。

★別表3（P.535参照）

第8条 補足説明

- *1 (1)から(4)に定める事項の確認**
会社が指定した医師による診断を含みます。
- *2 (1)から(4)に定める日数**
(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。
- *3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき**
会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

6 死亡給付金の支払方法の選択について

第9条 死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

7 がん健康支援金のすえ置き支払について

第10条 がん健康支援金のすえ置き支払

- がん健康支援金の支払事由（第5条）が生じた日以後、会社は、がん健康支援金を会社の定める利率による利息をつけてすえ置きます。
- すえ置いたがん健康支援金は、次のとおり支払います。

項 目	内 容
(1) 死亡給付金を支払うとき	死亡給付金受取人に支払います。
(2) 死亡給付金の支払以外によりこの保険契約が消滅するとき	保険契約者に支払います。
(3) 保険契約者から請求があったとき	

8 保険料の払込免除について

第11条 保険料の払込免除

- 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第15条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第12条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表4★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4★）になったとき

- 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

第9条 補足説明

*1 死亡給付金

死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第11条 補足説明

*1 保険料の払込免除の責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、保険料の払込免除について会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第21条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

項 目	内 容
(1) 保険料の払込免除の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表4★）になったとき ② その障害状態に、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表4★）になったとき
(2) 被保険者が、保険料の払込免除の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表4★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第25条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の保険料の払込免除の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第15条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第2条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表4（P.535参照）、別表5（P.537参照）

第12条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第11条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表4★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

第11条 補足説明

*2 保険料の払込免除の責任開始の時以後の原因

保険料の払込免除の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表4★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表4（P.535参照）

9 保険料の払込免除の請求手続について

第13条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第11条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第8条（給付金・支援金の支払時期）の規定を準用します。

★別表3（P.535参照）

10 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第14条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

11 保険料の払込みについて

第15条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第2条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第16条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第16条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第15条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第15条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第15条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第17条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第15条）の契約成立日（第2条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第15条）までに、給付金もしくは支援金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

第15条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第16条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第17条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(1) 給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) がん健康支援金を支払うとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(3) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第18条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第15条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。

12 失効、失効取消および復活について

第19条 保険契約の失効

保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第15条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第20条 保険契約の失効取消

1. 第19条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に給付金もしくは支援金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、給付金もしくは支援金の支払い

第18条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第20条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第15条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第15条）の翌日をいいます。

も保険料の払込免除も行いません。

4. 本条の3.の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第5条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 延滞保険料払込期間*1中にがん健康支援金の支払事由（第5条）が生じたとき	延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第21条 保険契約の復活

- 保険契約者は、第19条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第25条）および告知義務違反による解除（第26条）の規定を適用します。
- 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
- この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
- この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

13 取消しと無効について

第22条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効

- 被保険者がこの保険契約締結の際の告知（第25条）の時前または告知の時からがん給付の責任開始の時*1前にかんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれにいても、この保険契約は無効とします。
- 本条の1.の場合には、それまでに会社に払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	- その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 - その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。なお、返戻金（第34条）がある場合には、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第21条 補足説明

- *1 効力を失った日
猶予期間満了日（第15条）の翌日をいいます。
- *2 保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。
- *3 延滞保険料
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

第22条 補足説明

- *1 がん給付の責任開始の時
第3条（責任開始の時）の規定により、がん入院給付金について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

項 目	内 容
(2) 告知の時前にがん診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からがん給付の責任開始の時*1の前日までにかん診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2. の規定は、この保険契約の復活（第21条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれた保険料は、その復活の時から無効とする時までの保険料*2とします。
4. 本条の3. の場合、この保険契約はその復活が行われずに、解約（第33条）されたものとして取り扱います。
5. 本条の規定にかかわらず、第26条（告知義務違反による解除）または第28条（重大事由による解除）に定めるこの保険契約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの保険契約を解除することができます。

第23条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第21条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第24条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第21条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- | |
|-----------------------|
| (1) 給付金を不法に取得する目的 |
| (2) 他人に給付金を不法に取得させる目的 |

14 告知義務と解除について

第25条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第21条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第26条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第21条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第25条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金もしくは支援金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

第22条 補足説明

* 2 その復活の時から無効とする時までの保険料

その復活の延滞保険料を含みます。

- (1) 給付金または支援金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金または支援金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、給付金もしくは支援金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金もしくは支援金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第34条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第27条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第26条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第21条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第25条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第25条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 保険期間開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第25条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第28条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第27条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 保険期間開始の日

第2条（保険期間開始の時）に規定する保険期間開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金もしくは支援金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金もしくは支援金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金もしくは支援金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金*2または支援金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金*2または支援金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第26条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第34条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

第28条 補足説明

* 1 給付金

この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 給付金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

15 契約内容の変更および更新等について

第29条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第15条（保険料の払込み）および第16条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第15条）を月払から年払または半年払に変更すると

きは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第30条 保険契約の更新

- この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社へ通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第42条）が79歳以下であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

- この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	- 更新日*1の保険料率が適用されます。 - 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	- 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第15条（保険料の払込み）の1. および第17条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約のがん入院給付金日額	更新前契約の保険期間満了日のがん入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約のがん入院給付金日額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	- 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	- 給付金の支払い（第5条）、保険料の払込免除（第11条・第12条）および告知義務違反による解除（第26条・第27条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 - 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 - この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第43条・第44条）に準じて取り扱います。

第30条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後のがん入院給付金日額について、更新前契約の保険期間満了日のがん入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第31条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第30条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約に変更することができます。

- (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第11条）されていないこと
(2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
(3) 変更日*1における被保険者の年齢（第42条）が75歳以下であること

2. 保険期間が終身の5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第15条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第15条（保険料の払込み）の1. および第17条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第15条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後契約*2の給付金の支払事由（第5条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第11条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。
(3) 変更後契約*2のがん入院給付金日額	変更前契約の保険期間満了日*3のがん入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2のがん入院給付金日額を変更することができます。

第31条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

* 2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約をいいます。

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(4) 変更後契約*2に変更されたとき	① 変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第5条)、保険料の払込免除(第11条・第12条)および告知義務違反による解除(第26条・第27条)に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更前契約にすえ置かれたがん健康支援金があるときは、第10条（がん健康支援金のすえ置き支払）の2.の規定にかかわらず、変更後契約*2においても引き続きすえ置きます。 ⑤ 変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑥ 変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第2条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第43条・第44条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後のがん入院給付金日額について、変更前契約の保険期間満了日*3のがん入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第32条 がん入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって、がん入院給付金日額を減額★することが出来ます。ただし、会社は、減額後のがん入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. がん入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第33条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) がん入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

16 解約等について

第33条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第34条）があるときは、会社は、

この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第34条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（がん入院給付金日額の10倍の金額）と同額とします。

- | |
|--|
| (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること |
| (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること |

3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第35条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第22条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効）の2. -(1)-②に該当した場合または保険料の払込みが免除（第11条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- | |
|--|
| (1) 給付金の支払事由（第5条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。） |
| (2) 告知義務違反（第26条）または重大事由（第28条）によりこの保険契約が解除されたとき |
| (3) 減額（第32条）または解約（第33条）されたとき |

第36条 給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1.の解約が通知された場合でも、その通知の時に次をすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1.の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1.の解約はその効力を生じません。

- | |
|------------------------------------|
| (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること |
| (2) 保険契約者と異なる者であること |

3. 本条の1.の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2.の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金の支払事由（第5条）が生じ、会社が給付金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 給付金の支払事由が生じ、給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなる時	支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払い、その残額を給付金の受取人に支払います。

第35条 補足説明

*1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

*2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第15条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第36条 補足説明

*1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

項目	内容
(2) 支援金の支払事由が生じたとき	① 支払うべき金額が本条の2. の金額以上の場合には、支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を支援金の受取人に支払います。 ② 支払うべき金額が本条の2. の金額を下回る場合には、支払うべき金額を債権者等に支払います。さらに、本条の1. により解約の効力が生じたときは、返戻金額を限度に、「本条の2. の金額から債権者等に支払った金額を差し引いた金額」を債権者等に支払い、その残額を保険契約者に支払います。

17 給付金の受取人および保険契約者について

第37条 会社への通知による給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第5条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。なお、がん健康支援金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第38条 遺言による給付金の受取人の変更

1. 第37条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第5条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。なお、がん健康支援金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 本条の1. の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第39条 給付金の受取人の死亡

1. 給付金の受取人が給付金の支払事由（第5条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第40条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 本条の1.の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第41条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1.の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。がん入院給付金についても同様とします。

18 契約年齢の計算等について

第42条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1.に規定する契約年齢に契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第43条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第42条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第2条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第44条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

19 社員配当金（保険契約者への配当）について

第45条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第42条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第2条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	① その5年ごと応当日*²から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごと応当日*²の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約* ³	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第30条）される時、または保険期間が終身の保険契約に変更（第31条）される時は、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	① 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 ② ①以外の場合は、保険契約者に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ⁴ からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約* ⁵	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第8条（給付金・支援金の支払時期）の1. の規定を準用します。

20 その他

第46条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第47条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。

第45条 補足説明

* 1 契約成立日

次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
- (2) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (3) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条において「5年ごと応当日」といいます。

* 3 保険期間が満了する保険契約

第31条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第42条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

* 4 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (2) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 5 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル 0120-714-532）となります。

第48条 時効

給付金・支援金（第5条）、保険料の払込免除（第11条）、返戻金（第34条）または社員配当金（第45条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第49条 管轄裁判所

1. この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社所在地または給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における支援金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

21 特則について

第50条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

- (1) 第18条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
- (2) 第29条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第51条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、特定高度障害状態についての不担保の特別条件を付けることがあります。この場合、疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第11条）しません。ただし、感染症（別表6★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。
2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。
 - (1) この保険契約が効力を失ったとき（第19条）は、第21条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。
 - (2) この保険契約が更新（第30条）されるときは、次のとおり取り扱います。

- ① 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。
- ② 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

- (3) この保険契約が保険期間が終身の保険契約に変更（第31条）されるときは、次のとおり取り扱います。

第49条 補足説明

* 1 給付金の受取人

給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第51条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

* 2 特定高度障害状態

高度障害状態（別表4★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

- ① 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。
- ② 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

★別表4（P.535参照）、別表6（P.537参照）

第52条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約の保険料払込期間中にがん入院給付金が支払われるべきときは、第5条（給付金・支援金の支払い）の2. -(1)-②を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
② がん入院給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん入院給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべきがん入院給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

- ① 第10条（がん健康支援金のすえ置き支払）の2. の規定にかかわらず、すえ置かれたがん健康支援金は被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
- ② 第17条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1. 中、「保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（給付金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。
- ③ 第45条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(1)-②を次のとおり読み替えます。
 - ② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
- ④ 第45条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(3)の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第51条 補足説明

*3 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約をいいます。

第52条 補足説明

*1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

約
款

5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）普通保険約款

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち、	
ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

別表2 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 給付金・支援金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. がん入院給付金の支払い	(1) がん入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) がん入院給付金の受取人の戸籍抄本 (5) がん入院給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. がん健康支援金の支払い	(1) がん健康支援金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) がん健康支援金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) がん健康支援金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第11条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表5）であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類

(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。

(2) 給付金・支援金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。

(3) 3. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。

別表4 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

(4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表5 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表6 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。））である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）普通保険約款目次

この保険の特色	539	12 告知義務と解除について	
1 生活習慣病入院給付金の支払限度の型・7大疾病給付金の給付倍率について		第25条 告知義務	556
第1条 生活習慣病入院給付金の支払限度の型	539	第26条 告知義務違反による解除	557
第2条 7大疾病給付金の給付倍率	539	第27条 告知義務違反による解除ができないとき	557
2 保障の開始について		第28条 重大事由による解除	557
第3条 保険期間開始の時	539	13 契約内容の変更および更新等について	
第4条 責任開始の時	540	第29条 保険料払込方法の変更	558
3 給付金の支払いについて		第30条 保険契約の更新	559
第5条 給付金の支払い	541	第31条 保険期間が終身の保険契約への変更	560
第6条 死亡給付金の免責事由	548	第32条 生活習慣病入院給付金日額の減額	561
4 給付金の支払請求手続について		14 解約等について	
第7条 給付金の支払請求手続	548	第33条 保険契約の解約	562
第8条 給付金の支払時期	549	第34条 返戻金	562
5 死亡給付金の支払方法の選択について		第35条 保険料の未経過分に相当する返還金	562
第9条 死亡給付金の支払方法の選択	549	第36条 給付金の受取人による保険契約の存続	562
6 保険料の払込免除について		15 給付金の受取人および保険契約者について	
第10条 保険料の払込免除	550	第37条 会社への通知による給付金の受取人の変更	563
第11条 保険料の払込免除の免責事由	551	第38条 遺言による給付金の受取人の変更	563
7 保険料の払込免除の請求手続について		第39条 給付金の受取人の死亡	563
第12条 保険料の払込免除の請求手続	551	第40条 保険契約者の権利義務の承継	563
8 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		第41条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者	563
第13条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	552	16 契約年齢の計算等について	
9 保険料の払込みにについて		第42条 契約年齢の計算	564
第14条 保険料の払込み	552	第43条 契約年齢の誤りの処理	564
第15条 保険料の払込方法（経路）	552	第44条 性別の誤りの処理	564
第16条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	553	17 その他	
第17条 保険料の前納および予納	553	第45条 社員配当金	564
10 失効、失効取消および復活について		第46条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	564
第18条 保険契約の失効	554	第47条 保険契約者の住所の変更	564
第19条 保険契約の失効取消	554	第48条 時効	564
第20条 保険契約の復活	554	第49条 管轄裁判所	565
11 取消しと無効について		18 特則について	
第21条 がん給付の責任開始の時のがん診断確定による無効	554	第50条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則	565
第22条 がん給付の責任開始の時のがん診断確定の場合の特別取扱い	555	第51条 特別条件を付ける場合の特則	565
第23条 詐欺による取消し	556	第52条 被指定契約がある場合の特則	566
第24条 不法取得目的による無効	556	第53条 7大疾病給付金の給付倍率が0倍の場合の特則	567
		第54条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	567
別表1	1. 生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物		569
	2. がんの定義		569
	3. がんの診断確定		569
	4. 新生物の形態の性状コード		569
別表2	生活習慣病入院給付金の支払対象となる「がん以外の生活習慣病」		570
別表3	1. 7大疾病給付金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」		570
	2. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義		571
別表4	1. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤、食道静脈瘤、大動脈瘤等についての7大疾病給付金の支払対象となる手術		571
	2. 糖尿病性網膜症についての7大疾病給付金の支払対象となる手術		571
	3. 視力の測定		571
	4. 糖尿病性壊疽についての7大疾病給付金の支払対象となる切断術		571
別表5	同一種類の臓器		572
別表6	給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類		572
別表7	対象となる高度障害状態および身体障害の状態		573
別表8	対象となる不慮の事故		575
別表9	感染症		575

無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）普通保険約款

（実施 2005.4.1 / 改正 2024.4.1）

この保険の特色	
目的・内容	7つの生活習慣病による所定の入院や7大疾病による所定の状態・手術に対する保障
給付金の種類	(1) 生活習慣病入院給付金 (2) 7大疾病給付金 (3) 死亡給付金（保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。）
配当タイプ	無配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1 生活習慣病入院給付金の支払限度の型・7大疾病給付金の給付倍率について

第1条 生活習慣病入院給付金の支払限度の型

1. 生活習慣病入院給付金の支払限度の型は、1回の入院についての支払限度日数により、次の120日型または360日型の2つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

支払限度の型	1回の入院についての支払限度日数
120日型	120日
360日型	360日

2. 本条の1. により選択された生活習慣病入院給付金の支払限度の型の変更は取り扱いません。

第2条 7大疾病給付金の給付倍率

1. 7大疾病給付金の給付倍率は、次の7つの倍率があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の取扱いの範囲内で、いずれか1つの倍率を選択することを必要とします。7大疾病給付金の金額は生活習慣病入院給付金日額に選択された給付倍率を乗じた金額とします。

給付倍率	7大疾病給付金の金額
1,000倍	(生活習慣病入院給付金日額) × 1,000
500倍	(生活習慣病入院給付金日額) × 500
400倍	(生活習慣病入院給付金日額) × 400
300倍	(生活習慣病入院給付金日額) × 300
200倍	(生活習慣病入院給付金日額) × 200
100倍	(生活習慣病入院給付金日額) × 100
0倍	7大疾病給付金はありません。

2. 本条の1. により選択された7大疾病給付金の給付倍率の変更は取り扱いません。

2 保障の開始について

第3条 保険期間開始の時

1. この保険契約の保険期間開始の時は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時

承諾の時期	保険期間開始の時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第25条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する保険期間開始の時を含む日を保険期間開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第42条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

(1) 会社名
(2) 保険契約者の氏名または名称
(3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
(4) 受取人の氏名または名称
(5) 支払事由
(6) 保険期間
(7) 保険給付の額
(8) 保険料およびその払込方法
(9) 契約成立日
(10) 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

第4条 責任開始の時

この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

給付の種類	責任開始の時
(1) 次の給付（以下「がん給付」といいます。） ① 別表1★に定めるがん（以下「がん」といいます。）を直接の原因とする生活習慣病入院給付金 ② がんを直接の原因とする7大疾病給付金	保険期間開始の日（第3条）からその日を含めて90日を経過した日の翌日*1
(2) 次の給付（以下「がん給付以外の給付」といいます。） ① 別表2★に定めるがん以外の生活習慣病（以下「がん以外の生活習慣病」といいます。）を直接の原因とする生活習慣病入院給付金 ② 別表3★に定めるがん以外の7大疾病（以下「がん以外の7大疾病」といいます。）を直接の原因とする7大疾病給付金 ③ 保険料の払込免除	保険期間開始の時*2（第3条）

★別表1（P.569参照）、別表2（P.570参照）、別表3（P.570参照）

第4条 補足説明

*1 保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
「がん給付の責任開始の時」といいます。

*2 保険期間開始の時
「がん給付以外の給付の責任開始の時」といいます。

3 給付金の支払いについて

第5条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、死亡給付金については、免責事由（第6条）に該当するときは支払いません。なお、7大疾病給付金の給付倍率（第2条）が0倍の場合には、7大疾病給付金の支払いはありません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
生活習慣病入院給付金	被保険者が、次のいずれかに該当したとき		
	(1) がん 「がん給付」の責任開始の時*1前にがんと診断確定（別表1★に定めるところによります。以下同じ。）されたことのない被保険者が、「がん給付」の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たす入院*2をしたとき ① 「がん給付」の責任開始の時*1以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院 ② 病院または診療所*3への入院 ③ 入院日数が1日*4以上の入院 (2) がん以外の生活習慣病 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後保険期間中に、次のすべてを満たす入院*2をしたとき ① 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後に発病した「がん以外の生活習慣病」の治療を直接の目的とする入院 ② 病院または診療所*3への入院 ③ 入院日数が1日*4以上の入院	1回の入院につき、 （生活習慣病入院給付金日額） × （入院日数）	入院給付金受取人

第5条 補足説明

*1 「がん給付」の責任開始の時

第4条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この保険契約の復活（第20条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

*2 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

*3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

*4 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

*5 「がん給付以外の給付」の責任開始の時

第4条（責任開始の時）の規定により、「がん給付以外の給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活が行われた場合には、最終の復活の時とします。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
7 大疾病給付金	被保険者が、次のいずれかに該当したとき		
	(1) がん 「がん給付」の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、「がん給付」の責任開始の時*1以後保険期間中にがんと診断確定されたとき (2) 急性心筋梗塞または拡張型心筋症 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ① 急性心筋梗塞（別表3★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日、労働の制限を必要とする状態*6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的として手術（別表4★）もしくは心移植手術を受けたとき ② 拡張型心筋症（別表3★）（以下「拡張型心筋症」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日、労働の制限を必要とする状態*6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的として手術（別表4★）もしくは心移植手術を受けたとき	1回につき、 （生活習慣病入院給付金日額） × 保険契約者が選択した 給付倍率（第2条）	入院給付金受取人

第5条 補足説明

* 6 労働の制限を必要とする状態

軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるがそれ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
7 大疾病給付金	(3) 脳卒中または脳動脈瘤 「がん給付以外の給付」の責任開始の時* ⁵ 以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ① 脳卒中（別表3★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日、他覚的な神経学的後遺症* ⁷ が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき ② 脳動脈瘤（別表3★）（以下「脳動脈瘤」といいます。）が生じ、それが破裂したと医師によって診断されたとき、または脳動脈瘤が生じ、その治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき	1 回につき、 （生活習慣病入院給付金日額） × 保険契約者が選択した 給付倍率（第2条）	入院給付金受取人
	(4) 慢性腎不全 「がん給付以外の給付」の責任開始の時* ⁵ 以後保険期間中に、慢性腎不全（別表3★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① その疾病により永続的な人工透析療法* ⁸ を開始したとき ② その疾病の治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき		
	(5) 肝硬変 「がん給付以外の給付」の責任開始の時* ⁵ 以後保険期間中に、肝硬変（別表3★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① その疾病により生じた食道静脈瘤（別表3★）（以下「食道静脈瘤」といいます。）が破裂したと医師によって診断されたとき、またはその疾病により生じた食道静脈瘤の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき ② その疾病の治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき		

第5条 補足説明

* 7 他覚的な神経学的後遺症

医師が症状を裏付けることができる言語障害、運動失調、麻痺等をいいます。

* 8 人工透析療法

血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
7 大疾病給付金	(6) 糖尿病 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*⁵以後保険期間中に、糖尿病（別表3★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① その疾病により糖尿病性網膜症（別表3★）（以下「糖尿病性網膜症」といいます。）を発病し、その治療を直接の目的として手術（別表4★）を初めて受けたとき（糖尿病性網膜症により、別表4★に定める視力の測定方法に基づく両眼の視力の和が初めて0.08以下となり、回復の見込みがないと医師によって診断されたときは、手術（別表4★）を初めて受けたものとみなします。） ② その疾病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽（別表3★）（以下「糖尿病性壊疽」といいます。）の治療を直接の目的として、1手の1手指以上または1足の1足指以上について切断術（別表4★）を受けたとき	1回につき、 （生活習慣病入院給付金日額） × 保険契約者が選択した 給付倍率（第2条）	入院給付金受取人
	(7) 高血圧性疾患 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*⁵以後保険期間中に、高血圧性疾患（別表3★）を発病した場合で、その疾病により生じた大動脈瘤（別表3★）もしくは解離性大動脈瘤（別表3★）（以下、「大動脈瘤等」といいます。）が破裂したと医師によって診断されたとき、またはその疾病により生じた大動脈瘤等の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき		
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき （注） 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	（生活習慣病入院給付金日額） × 10	死亡給付金受取人

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金の支払事由が生じ、支払うべき生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	入院給付金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金を死亡給付金受取人に支払います。

(2) 生活習慣病入院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時* ⁵ 前に生じた「がん以外の生活習慣病」を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時* ⁵ 以後の「がん以外の生活習慣病」によるものとみなします。 ア. 「がん給付以外の給付」の責任開始の日* ⁹ からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この保険契約の締結の際* ¹⁰ に、会社が、告知(第25条)等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時* ⁵ 以後の「がん以外の生活習慣病」によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時* ⁵ 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時* ⁵ 以後の「がん以外の生活習慣病」によるものとみなしません。
② 被保険者が、保険期間中に生活習慣病入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。 (注) この規定は、7大疾病給付金の支払いに関しては適用しません。
③ 被保険者が、同一の生活習慣病* ¹¹ を直接の原因として、生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したとき	「生活習慣病入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「生活習慣病入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④ 被保険者が、同一の生活習慣病* ¹¹ を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 生活習慣病入院給付金の支払限度日数	ア. 保険契約者が選択した生活習慣病入院給付金の支払限度の型(第1条)に応じ、1回の入院について120日または360日とします。 イ. 通算して1,000日とします。
⑥ 被保険者が、異なる生活習慣病* ¹² を直接の原因として2回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の1. の規定を適用します。

第5条 補足説明

* 9 「がん給付以外の給付」の責任開始の日

第4条(責任開始の時)に規定する「がん給付以外の給付」についての責任開始の時を含む日をいいます。なお、この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 10 この保険契約の締結の際
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 11 同一の生活習慣病
医学上密接な関係にある一連の生活習慣病*¹²をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の生活習慣病*¹²として取り扱います。

* 12 生活習慣病
「がん」および「がん以外の生活習慣病」をいいます。

項 目	内 容
⑦ 被保険者が、生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、異なる生活習慣病*12を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった生活習慣病*12により継続して入院したものとみなします。
⑧ 被保険者が、生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院中に、異なる生活習慣病*12を併発したとき	
⑨ 被保険者が、「がん以外の疾病または傷害」による入院中に、がんを診断確定されたとき	そのがんの診断確定日以前の入院日数のうち、がんの治療を目的とした入院日数については、がんの治療を直接の目的とした入院日数に含めます。
⑩ 生活習慣病*12以外の事由を直接の原因とする入院中に、生活習慣病*12の治療を目的とする入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもって生活習慣病*12の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
⑪ 継続した入院中に、生活習慣病*12の治療を目的とする入院の期間が断続してあるとき	その生活習慣病*12の治療を目的とする断続した入院は、継続した入院とみなします。
⑫ 生活習慣病入院給付金が支払われるべき入院中に、生活習慣病入院給付金日額が減額（第32条）されたとき	生活習慣病入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する生活習慣病入院給付金の支払金額は、減額後の生活習慣病入院給付金日額に基づいて計算します。
⑬ 生活習慣病入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する生活習慣病入院給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。

(3) 7大疾病給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、保険期間中に急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中を発病した場合で、7大疾病給付金の支払事由に規定する被保険者の状態がその疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日継続する前に保険期間が満了したとき	保険期間満了日からその日を含めて60日以内に急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中による7大疾病給付金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したときは、保険期間満了日に7大疾病給付金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第30条）されたときまたは保険期間が終身の保険契約に変更（第31条）されたときは、更新後契約または変更後契約の普通保険約款の規定を適用します。
② 被保険者が、同時に7大疾病給付金の支払事由に複数該当したとき	7大疾病給付金を重複しては支払いません。

第5条 補足説明

* 13 新たながん

原発病巣、再発・転移病巣の如何を問いません。

項 目	内 容
③ 被保険者が、7大疾病給付金が支払われた最終の支払事由該日からその日を含めて2年以内に新たに7大疾病給付金の支払事由に該当したとき	新たに該当した支払事由に対する7大疾病給付金は支払いません。
④ 被保険者が、7大疾病給付金が支払われた「最終の支払事由該日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」以後、新たに7大疾病給付金の支払事由に該当したとき	新たに該当した支払事由に対する7大疾病給付金を支払います。ただし、次のいずれかの場合には、それぞれ次の要件を満たすことを必要とします。 ア. がんの場合 新たながん*13の診断確定であること イ. 急性心筋梗塞または脳卒中の場合 それぞれ急性心筋梗塞または脳卒中を新たに発病していること ウ. 脳動脈瘤、食道静脈瘤、糖尿病性壊疽または大動脈瘤等の場合 それぞれ脳動脈瘤、食道静脈瘤、糖尿病性壊疽または大動脈瘤等が新たに生じていること
⑤ 7大疾病給付金の支払事由中、拡張型心筋症、人工透析療法*8の開始または糖尿病性網膜症による7大疾病給付金の支払限度	保険期間を通じて1回とします。
⑥ 被保険者が、7大疾病給付金が支払われた「最終の支払事由該日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」にがんの治療を直接の目的とする継続入院中のとき	その日に新たながん*13と診断確定されたものとみなして、7大疾病給付金を支払います。
⑦ 被保険者が、7大疾病給付金が支払われた「最終の支払事由該日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的として入院したとき	新たながん*13の診断確定がない場合でも、その入院の開始日に新たながん*13と診断確定されたものとみなして、7大疾病給付金を支払います。
⑧ 被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5前に発病した「がん以外の7大疾病」を原因として、7大疾病給付金の支払事由に該当したとき	この保険契約の締結の際に会社の承諾した範囲内で7大疾病給付金を支払います。ただし、告知義務違反（第26条）があったときは、この限りではありません。

(4) 死亡給付金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

★別表1（P.569参照）、別表3（P.570参照）、別表4（P.571参照）

第6条 死亡給付金の免責事由

1. 死亡給付金の支払事由（第5条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じて死亡給付金を支払わない場合）
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき
	(1) 保険契約者の故意
	(2) 死亡給付金受取人の故意
	(3) この保険契約の復活（第20条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺
	(4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱いいます。

項 目	内 容
(1) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*1を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は被保険者が死亡した時に消滅します。

4 給付金の支払請求手続について

第7条 給付金の支払請求手続

1. 給付金の支払事由（第5条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類	
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表6★）	
(2) 次のいずれかの書類	
① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書	
② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類	
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類	

第6条 補足説明

*1 責任準備金

生活習慣病入院給付金日額の10倍の金額を限度とします。

第7条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第8条 給付金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で給付金を支払います。
2. 会社は、給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 給付金の支払事由（第5条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金支払いの免責事由（第6条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第26条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第28条）、詐欺（第23条）または不法取得目的（第24条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第28条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3.の確認を行うときは、会社は、給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3.の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

第8条 補足説明***1 (1)から(4)に定める事項の確認**

会社が指定した医師による診断を含みます。

***2 (1)から(4)に定める日数**

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

***3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき**

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

5 死亡給付金の支払方法の選択について**第9条 死亡給付金の支払方法の選択**

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、

死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

6 保険料の払込免除について

第10条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第14条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第11条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表7★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表8★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表7★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表7★）になったとき ② その障害状態に、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表8★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表7★）になったとき
(2) 被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表7★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第25条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。

第9条 補足説明

* 1 死亡給付金

死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第10条 補足説明

* 1 「がん給付以外の給付」の責任開始の時

第4条（責任開始の時）の規定により、「がん給付以外の給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第20条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 「がん給付以外の給付」の責任開始の時以後の原因

「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

* 3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第14条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第3条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表7（P.573参照）、別表8（P.575参照）

第11条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第10条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表7★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表7★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表7（P.573参照）

7 保険料の払込免除の請求手続について

第12条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第10条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第8条（給付金の支払時期）

の規定を準用します。

★別表6（P.572参照）

8 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第13条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

9 保険料の払込みについて

第14条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第3条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第15条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第15条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. ー(1)の方法において、払込期月（第14条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第14条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第14条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第15条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

項 目	内 容
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第16条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第14条）の契約成立日（第3条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- | |
|----------------------|
| (1) この保険契約が消滅したとき |
| (2) 保険料の払込みが不要となったとき |

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第14条）までに、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第17条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第14条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。

第16条 補足説明*** 1 契約成立日の応当日**

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第17条 補足説明*** 1 契約成立日の応当日（年単位）**

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

10 失効、失効取消および復活について

第18条 保険契約の失効

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第14条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第19条 保険契約の失効取消

- 第18条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
- 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
- 延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第5条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第20条 保険契約の復活

- 保険契約者は、第18条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第25条）および告知義務違反による解除（第26条）の規定を適用します。
- 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
- この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
- この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

11 取消しと無効について

第21条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効

- 被保険者がこの保険契約締結の際の告知（第25条）の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前にかんがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この保険契約は無効とします。
- 本条の1. の場合には、それまでに会社に払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。

第19条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第14条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第14条）の翌日をいいます。

第20条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第14条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

第21条 補足説明

* 1 「がん給付」の責任開始の時

第4条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

項 目	内 容
(1) 告知の時に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。なお、返戻金(第34条)がある場合には、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
(2) 告知の時にがんを診断確定されたことのない被保険者が、告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1の前日までにがんを診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2. の規定は、この保険契約の復活（第20条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれた保険料は、その復活の時から無効とする時までの保険料*2とします。
4. 本条の3. の場合、この保険契約はその復活が行われずに、解約（第33条）されたものとして取り扱います。
5. 本条の規定にかかわらず、第26条（告知義務違反による解除）または第28条（重大事由による解除）に定めるこの保険契約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの保険契約を解除することができます。

第22条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定の場合の特別取扱い

1. 第21条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効）の規定にかかわらず、次のすべてに該当する場合で、保険契約者から請求があったときは、本条の2. に規定する特別取扱いを適用し、この保険契約を無効としません。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者が、保険契約締結の際の告知（第25条）の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前にがんを診断確定されていたとき (2) 告知の時に被保険者ががんを診断確定されていた事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったとき |
|--|

2. 特別取扱いの内容は、次のとおりとします。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 第5条（給付金の支払い）に規定する生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金の支払事由中、「がん給付の責任開始の時前にがんを診断確定されたことがないこと」を必要とする旨の規定は適用しません。 (2) 第5条（給付金の支払い）の規定にかかわらず、がん不担保期間*2中に診断確定されたがんについては、生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金を支払いません。 (3) 第5条（給付金の支払い）の規定にかかわらず、この保険契約締結の際の告知の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前に診断確定されていたがんが生じた臓器と同一種類の臓器（別表5★）に生じたがんについては、がん不担保期間*2経過後でも生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金を支払いません。 |
|---|

3. 本条の2. に規定する特別取扱いが適用されたこの保険契約について、次のとおり取り扱います。
 - (1) 第5条（給付金の支払い）の2. -(2)-⑦および⑧の内容を次のとおり読み替えます。

第21条 補足説明

*2 その復活の時から無効とする時までの保険料

その復活の延滞保険料を含みます。

第22条 補足説明

*1 「がん給付」の責任開始の時

第4条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

*2 がん不担保期間

保険期間開始の日からその日を含めて5年を経過する日までの期間をいいます。

内 容
ア. 入院開始の直接の原因となった生活習慣病*3により継続して入院したものとみなします。
イ. ア. にかかわらず、次のすべてに該当するときは、異なる生活習慣病の併発日に異なる生活習慣病を直接の原因として入院を開始したものとします。
（ア） その入院開始の直接の原因となった生活習慣病ががんの場合
（イ） 併発した異なる生活習慣病が「がん以外の生活習慣病」の場合
（ウ） 第22条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定の場合の特別取扱い）に規定する特別取扱いの適用により、（ア）のがんを直接の原因とする生活習慣病入院給付金が支払われない場合

(2) この保険契約が更新（第30条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第31条）されるときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
本条の2. ー(2)の特別取扱い	① 更新日または変更日の前日までにがん不担保期間*2が満了しているとき 更新後契約または変更後契約*4には本条の2. ー(2)の特別取扱いは適用されません。 ② 更新日または変更日の前日までにがん不担保期間*2が満了していないとき 更新後契約または変更後契約*4に残余のがん不担保期間*2が引き継がれ、本条の2. ー(2)の特別取扱いが引き続き適用されます。
本条の2. ー(3)の特別取扱い	更新後契約または変更後契約*4には本条の2. ー(3)の特別取扱いが引き続き適用されます。

4. 本条の1. から3. の規定は、この保険契約の復活（第20条）の場合に準用します。

★別表5（P.572参照）

第23条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第20条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第24条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第20条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に給付金を不法に取得させる目的

12 告知義務と解除について

第25条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第20条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第10条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に

第22条 補足説明

* 3 生活習慣病

「がん」および「がん以外の生活習慣病」をいいます。

* 4 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約をいいます。

口頭により告知することを必要とします。

第26条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第20条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第25条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第34条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第27条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第26条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第20条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第25条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第25条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 保険期間開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第25条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第28条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第27条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 保険期間開始の日

第3条（保険期間開始の時）に規定する保険期間開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第26条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第34条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

13 契約内容の変更および更新等について

第29条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第14条（保険料の払込み）および第15条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第14条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保

第28条 補足説明

* 1 給付金

この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 給付金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第30条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第42条）が79歳以下であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第14条（保険料の払込み）の1. および第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の生活習慣病入院給付金日額	更新前契約の保険期間満了日の生活習慣病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の生活習慣病入院給付金日額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第5条)、保険料の払込免除(第10条・第11条)、告知義務違反による解除(第26条・第27条)および7大疾病給付金の給付倍率が0倍の場合の特則(第53条)に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 (注) 更新後契約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第30条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第3条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第43条・第44条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の生活習慣病入院給付金日額について、更新前契約の保険期間満了日の生活習慣病入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第31条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第30条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に変更することができます。

- | |
|---------------------------------------|
| (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第10条）されていないこと |
| (2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (3) 変更日*1における被保険者の年齢（第42条）が75歳以下であること |

2. 保険期間が終身の無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第14条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第14条（保険料の払込み）の1. および第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第14条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後契約*2の給付金の支払事由（第5条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第10条） ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。

第31条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

* 2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約をいいます。

項 目	内 容
(3) 変更後契約* ² の生活習慣病入院給付金日額	変更前契約の保険期間満了日* ³ の生活習慣病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日* ³ の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約* ² の生活習慣病入院給付金日額を変更することができます。
(4) 変更後契約* ² に変更されたとき	① 変更後契約* ² の責任は変更日* ¹ から開始します。 ② 変更前契約は、変更日* ¹ の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第5条)、保険料の払込免除(第10条・第11条)、告知義務違反による解除(第26条・第27条)および7大疾病給付金の給付倍率が0倍の場合の特則(第53条)に関する規定について、変更後契約* ² の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 (注) 変更後契約* ² の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日* ¹ の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約* ² に変更された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日* ¹ の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日(第3条)の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理(第43条・第44条)に準じて取り扱います。
(6) 変更日* ¹ に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*¹に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の生活習慣病入院給付金日額について、変更前契約の保険期間満了日*³の生活習慣病入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第32条 生活習慣病入院給付金日額の減額

- 保険契約者は、将来に向かって生活習慣病入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の生活習慣病入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- 生活習慣病入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- 減額分を解約(第33条)されたものとして取り扱います。
- 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- 生活習慣病入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

第31条 補足説明

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日(年単位)を変更日*¹として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*¹の前日とします。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

14 解約等について

第33条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第34条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第34条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（生活習慣病入院給付金日額の10倍の金額）と同額とします。

- (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
 - (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること
3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第35条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第21条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効）の2.-(1)-(2)に該当した場合または保険料の払込みが免除（第10条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 給付金の支払事由（第5条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
 - (2) 告知義務違反（第26条）または重大事由（第28条）によりこの保険契約が解除されたとき
 - (3) 減額（第32条）または解約（第33条）されたとき

第36条 給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1.の解約が通知された場合でも、その通知の時に次をすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1.の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1.の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1.の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは

第35条 補足説明

*1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

*2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第14条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第36条 補足説明

*1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

本条の2.の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金の支払事由（第5条）が生じ、会社が給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金の受取人に支払います。

15 給付金の受取人および保険契約者について

第37条 会社への通知による給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第5条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。
2. 本条の1.の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第38条 遺言による給付金の受取人の変更

1. 第37条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第5条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。
2. 本条の1.の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1.および2.による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第39条 給付金の受取人の死亡

1. 給付金の受取人が給付金の支払事由（第5条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
2. 本条の1.の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1.の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
3. 本条の1.および2.により給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第40条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1.の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第41条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1.の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社

が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金についても同様とします。

16 契約年齢の計算等について

第42条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第43条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第42条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第3条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第44条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

17 その他

第45条 社員配当金

この保険契約に対する社員配当金はありません。

第46条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第47条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第48条 時効

給付金（第5条）、保険料の払込免除（第10条）または返戻金（第34条）を請

第42条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第49条 管轄裁判所

- この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
- この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1.の規定を準用します。

18 特則について

第50条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

- 第17条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
- 第29条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第51条 特別条件を付ける場合の特則

- 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - 給付金の削減支払
契約成立日（第3条）から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第5条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。
 - 生活習慣病入院給付金を支払うべきときは、入院日各日について生活習慣病入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。
 - 7大疾病給付金を支払うべきときは、7大疾病給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- 特定高度障害状態についての不担保
疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第10条）しません。ただし、感染症（別表9★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。
- 本条の1.の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。
 - この保険契約が効力を失ったとき（第18条）は、第20条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。
 - この保険契約の更新（第30条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第30条（保険契約の更新）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。

第49条 補足説明

*1 給付金の受取人

給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第51条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

*2 特定高度障害状態

高度障害状態（別表7★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第30条（保険契約の更新）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身の保険契約への変更（第31条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第31条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第31条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表7（P.573参照）、別表9（P.575参照）

第52条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約の保険料払込期間中に生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金が支払われるべきときは、第5条（給付金の支払い）の2. - (1) - ②を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
② 生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金の支払事由が生じ、支払うべき生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金を被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

第51条 補足説明

* 3 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約をいいます。

第52条 補足説明

* 1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

- (2) この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1. 中、「保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人（給付金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。

第53条 7大疾病給付金の給付倍率が0倍の場合の特則

第2条（7大疾病給付金の給付倍率）の規定により選択された7大疾病給付金の給付倍率が0倍の場合で、保険料払込期間中に生活習慣病入院給付金の支払日数が通算して1,000日に達したときは、この保険契約は消滅します。

第54条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(9)のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 入院給付金受取人が被保険者の場合で、入院給付金受取人が生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が入院給付金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- | |
|--|
| ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者 |
| ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 |

- (2) (1)の規定により、指定代理請求人が生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表6★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- | |
|-------------------------------|
| ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 |
| ② 指定代理請求人の印鑑証明書 |
| ③ 指定代理請求人の住民票 |
| ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し |

- (3) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(1)に規定する者に限ります。
- (4) (3)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
- (5) (1)の規定により会社が生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (6) 第8条（給付金の支払時期）の4. 中、「給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）または指定代理請求人」と読み替えます。
- (7) 第8条（給付金の支払時期）の5. 中、「被保険者または給付金の受取人」とあるのを「被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。
- (8) 第26条（告知義務違反による解除）の3. 中、「被保険者または給付金の受取人」とあるのを「被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人」と読

み替えます。

- (9) 第26条（告知義務違反による解除）の4. 中、「被保険者または給付金の受取人」とあるのを「被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。

★別表6（P.572参照）

別表1

1. 生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物

生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち、	
ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

2. がんの定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. がんの診断確定

がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
- (2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表2 生活習慣病入院給付金の支払対象となる「がん以外の生活習慣病」

生活習慣病入院給付金の支払対象となる「がん以外の生活習慣病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
(1) 心・血管疾患	慢性リウマチ性心疾患	I 05- I 09
	虚血性心疾患	I 20- I 25
	肺性心疾患および肺循環疾患	I 26- I 28
	その他の型の心疾患	I 30- I 52
	循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I 97）のうち、 心（臓）切開後症候群	I 97.0
	心臓手術に続発するその他の機能障害	I 97.1
(2) 脳血管疾患	脳血管疾患	I 60- I 69
(3) 腎疾患	糸球体疾患	N00-N08
	腎不全	N17-N19
(4) 肝疾患	ウイルス肝炎	B15-B19
	肝疾患	K70-K77
	食道静脈瘤	I 85
	その他の部位の静脈瘤（I 86）のうち、 胃静脈瘤	I 86.4
(5) 糖尿病	糖尿病	E10-E14
(6) 高血圧性疾患	高血圧性疾患	I 10- I 15
	大動脈瘤および解離	I 71

別表3

1. 7大疾病給付金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」

7大疾病給付金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。ただし、「(1) 急性心筋梗塞、拡張型心筋症」および「(2) 脳卒中、脳動脈瘤」については、2. によって定義づけられる疾病であることを必要とします。

疾病名		分類項目	基本分類コード
(1)	急性心筋梗塞	虚血性心疾患（ I 20- I 25）のうち、 急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞	I 21 I 22
	拡張型心筋症	心筋症（ I 42）のうち、 拡張型心筋症	I 42.0
(2)	脳卒中	脳血管疾患（ I 60- I 69）のうち、 くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	I 60 I 61 I 63
	脳動脈瘤	その他の脳血管疾患（ I 67）のうち、 脳動脈壁の解離、非＜未＞破裂性 脳動脈瘤、非＜未＞破裂性	I 67.0 I 67.1
(3)	慢性腎不全	高血圧性腎疾患（ I 12）のうち、 腎不全を伴う高血圧性腎疾患 慢性腎不全	I 12.0 N18

疾病名		分類項目	基本分類コード
(4)	肝硬変	アルコール性肝疾患（K70）のうち、 アルコール性肝硬変	K70.3
		肝線維症および肝硬変（K74）のうち、 原発性胆汁性肝硬変	K74.3
		続発性胆汁性肝硬変	K74.4
		胆汁性肝硬変、詳細不明	K74.5
	食道静脈瘤	食道静脈瘤	I 85
	胃静脈瘤	その他の部位の静脈瘤（I 86）のうち、 胃静脈瘤	I 86.4
(5)	糖尿病	糖尿病	E10-E14
	糖尿病性網膜症	糖尿病（E10-E14）のうち、 眼合併症を伴うもの	E10.3、E11.3、E12.3、E13.3、 E14.3
	糖尿病性壊疽	糖尿病（E10-E14）のうち、 末梢循環合併症を伴うもの	E10.5、E11.5、E12.5、E13.5、 E14.5
(6)	高血圧性疾患	高血圧性疾患	I 10- I 15
	大動脈瘤、 解離性大動脈瘤	大動脈瘤および解離	I 71

2. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（典型的な胸部痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすことを必要とします。）
拡張型心筋症	心臓の内腔が著しく大きくなり、心臓の収縮力が低下し、重症のうっ血性心不全や治療に抵抗性の不整脈が起こる疾病（他の心疾患との鑑別のために冠動脈造影および心筋生検が施行されていることを必要とします。）
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病（画像診断所見により、脳内に器質的な病変あるいは損傷が認められることを必要とします。）
脳動脈瘤	脳の血管壁の一部に欠損、断裂もしくは解離が生じ、脳動脈が瘤状、嚢状または紡錘状に拡張した疾病（画像診断所見により、器質的な病変が認められることを必要とします。）

別表 4

- 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤、食道静脈瘤、大動脈瘤等についての7大疾病給付金の支払対象となる手術
開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。
- 糖尿病性網膜症についての7大疾病給付金の支払対象となる手術
網膜または硝子体に対する手術をいいます。
- 視力の測定
視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- 糖尿病性壊疽についての7大疾病給付金の支払対象となる切断術
手指については、末節の2分の1以上の切断術、足指については、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の指は遠位指節間関節以上の切断術をいいます。

別表5 同一種類の臓器

下表の1. ～ 19.、29. および32. ～ 41. に属する臓器は、それぞれ臓器名が異なる場合または臓器が複数ある場合であっても、これを同一種類の臓器として取り扱います。

同一種類の臓器
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼・結膜・涙器・眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睪丸・副睪丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮（胎盤を含む。）・卵巣・卵管 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 32. 食道 33. 胸腺・心臓・縦隔 34. 骨・関節・関節軟骨 35. 造血組織・リンパ組織（血液・骨髄・脾臓・リンパ節を含む。） 36. 末梢神経・自律神経系 37. 後腹膜・腹膜 38. 結合組織・皮下組織・軟部組織（血管・軟骨・筋・リンパ管を含む。） 39. 髄膜・脳・脳神経・脊髄 40. 副腎 41. 1. ～ 19.、29. および32. ～ 40. 以外の臓器（ただし、臓器名が同一のものに限る。）

別表6 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 生活習慣病入院給付金の支払い	(1) 生活習慣病入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書、がんを原因とするときはさらに、病理組織検査報告書 (3) 生活習慣病入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 生活習慣病入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 7大疾病給付金の支払い	(1) 7大疾病給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、がんを原因とするときはさらに、病理組織検査報告書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 7大疾病給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 7大疾病給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類

項 目	必要書類
4. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第10条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表8）であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表7 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$
 の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表8 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表9 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当こども医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）普通保険約款目次

この保険の特色	577	11 契約内容の変更等について	
1 保障の開始について		第23条 保険料払込方法の変更	591
第1条 責任開始の時	577	第24条 5年ごと利差配当付医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）契約への変更	591
2 給付金の支払いについて		第25条 入院給付金日額の減額	593
第2条 給付金の支払い	577	12 解約等について	
第3条 免責事由	583	第26条 保険契約の解約	593
3 給付金の支払請求手続について		第27条 返戻金	593
第4条 給付金の支払請求手続	583	第28条 保険料の未経過分に相当する返還金	593
第5条 給付金の支払時期	583	第29条 給付金の受取人による保険契約の存続	593
4 保険料の払込免除について		13 給付金の受取人および保険契約者について	
第6条 保険料の払込免除	584	第30条 会社への通知による給付金の受取人の変更	594
第7条 保険料の払込免除の免責事由	585	第31条 遺言による給付金の受取人の変更	594
5 保険料の払込免除の請求手続について		第32条 給付金の受取人の死亡	594
第8条 保険料の払込免除の請求手続	586	第33条 保険契約者の権利義務の承継	594
6 被保険者の死亡について		第34条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者	594
第9条 被保険者の死亡	586	14 契約年齢の計算等について	
7 保険料の払込みにについて		第35条 契約年齢の計算	595
第10条 保険料の払込み	586	第36条 契約年齢の誤りの処理	595
第11条 保険料の払込方法（経路）	587	第37条 性別の誤りの処理	595
第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	587	15 その他	
第13条 保険料の前納および予納	588	第38条 社員配当金	595
8 失効、失効取消および復活について		第39条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	595
第14条 保険契約の失効	588	第40条 保険契約者の住所の変更	595
第15条 保険契約の失効取消	588	第41条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	595
第16条 保険契約の復活	589	第42条 時効	596
9 取消しと無効について		第43条 管轄裁判所	596
第17条 詐欺による取消し	589	16 特則について	
第18条 不法取得目的による無効	589	第44条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則	596
10 告知義務と解除について		第45条 被指定契約がある場合の特則	596
第19条 告知義務	589	第46条 2件以上加入する場合の特則	596
第20条 告知義務違反による解除	590		
第21条 告知義務違反による解除ができないとき	590		
第22条 重大事由による解除	590		
別表1 入院給付金の支払対象となる入院	598		
別表2 対象となる不慮の事故	598		
別表3 病院または診療所	598		
別表4 手術給付金の支払対象となる「手術」	599		
別表5 公的医療保険制度	599		
別表6 医科診療報酬点数表	599		
別表7 歯科診療報酬点数表	599		
別表8 先進医療	599		
別表9 放射線治療給付金の支払対象となる診療行為	599		
別表10 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	600		
別表11 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	600		

無配当こども医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）普通保険約款

（実施 2011.8.2 / 改正 2024.4.1）

約
款

無配当こども医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）普通保険約款

この保険の特色

目的・内容	病気・けがによる所定の入院や手術等に対する保障
給付金の種類	(1) 入院給付金 (2) 手術給付金 (3) 放射線治療給付金
配当タイプ	無配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第19条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第35条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

2 給付金の支払いについて

第2条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
入院給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院（別表 1 ★）をしたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする入院 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所（別表 3 ★）への入院 (4) 入院日数が 1 日*4以上の入院	1 回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数）	
手術給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす手術（別表 4 ★）を受けたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする手術 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする手術 (3) 病院または診療所（別表 3 ★）における手術 (4) 次のいずれかに該当する手術 ① 公的医療保険制度（別表 5 ★）に基づく医科診療報酬点数表（別表 6 ★）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている手術*5 ただし、次に定める手術は除きます。 ア. 創傷処理（創傷処理に伴う縫合術を含みます。） イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨、軟骨、関節のいずれかに対する整復術、整復固定術、授動術のうち非観血的または徒手なもの オ. 外耳道異物除去術または鼻内異物摘出術 カ. 皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術 キ. 会陰（陰門）切開および縫合術（分娩時）または胎児外回転術 ク. 抜歯手術 ② 先進医療（別表 8 ★）に該当する手術*6	手術 1 回につき、次のいずれかの金額 (1) 入院中に受けた手術 （入院給付金日額） × 10 (2) 入院中以外に受けた手術 （入院給付金日額） × 5	入院給付金受取人
	(注) 医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が 1 回のみ算定されるものとして定められている手術は、本条の 2. -(3)-③の規定により、14 日に 1 回の給付を限度とします。		

第 2 条 補足説明

* 1 責任開始の時

第 1 条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第 16 条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 傷害

責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表 2 ★）を直接の原因とする傷害をいいます。

* 3 疾病

公的医療保険制度（別表 5 ★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Aは含みません。なお、責任開始の時*1以後に生じた「不慮の事故（別表 2 ★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中の分類番号 F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2 に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 4 入院日数が 1 日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

* 5 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術

公的医療保険制度（別表 5 ★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表 7 ★）に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りません。）においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。

* 6 先進医療に該当する手術

放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。

支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
放射線治療給付金 被保険者が、保険期間中に、次のすべてを満たす診療行為（別表 9 ★）（以下「放射線治療」といいます。）を受けたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする診療行為 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする診療行為 (3) 病院または診療所（別表 3 ★）における診療行為 (4) 次のいずれかに該当する診療行為 ① 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為*7 ② 先進医療（別表 8 ★）に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (注) 本条の 2. -(4)-②の規定により、「放射線照射」または「温熱療法」による診療行為それぞれにつき、60日に1回の給付を限度とします。	放射線治療 1 回につき、 （入院給付金日額） × 10	入院給付金受取人

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者となります。

(2) 入院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により入院をしたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*8からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この保険契約の締結の際*9に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。
② 被保険者が、保険期間中に入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。 (注) この規定は、手術給付金および放射線治療給付金の支払いに関しては適用しません。

第2条 補足説明

*** 7 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為**

公的医療保険制度（別表 5 ★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表 7 ★）に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

*** 8 責任開始の日**

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

*** 9 この保険契約の締結の際**

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
③ 被保険者が、同一の傷害* ² または同一の疾病* ¹⁰ を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したとき	「入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④ 被保険者が、同一の傷害* ² または同一の疾病* ¹⁰ を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 入院給付金の支払限度日数	ア. 1回の入院について60日とします。 イ. 通算して1,000日とします。
⑥ 入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、その入院開始の直接の原因となった「傷害* ² または疾病* ³ 」以外に異なる「傷害* ² または疾病* ³ 」が生じていたとき	入院開始の直接の原因となった傷害* ² または疾病* ³ により継続して入院したものとみなします。
⑦ 入院給付金の支払事由に該当する入院中に、その入院開始の直接の原因となった「傷害* ² または疾病* ³ 」以外に異なる「傷害* ² または疾病* ³ 」が生じたとき	
⑧ 入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金日額が減額（第25条）されたとき	入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する入院給付金の支払金額は、減額後の入院給付金日額に基づいて計算します。
⑨ 入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する入院給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。

第2条 補足説明

* 10 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*³をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

(3) 手術給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*8からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けた場合 イ. この保険契約の締結の際*9に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。
② 被保険者が、同時期に2種類以上の手術給付金の支払事由に該当する手術*11を受けたとき	ア. いずれか1種類の手術*11についてのみ手術給付金を支払います。 イ. ア. の場合、それぞれの手術*11の種類に応じた手術給付金の金額のうち、もっとも高い金額を支払います。 （注） この規定は、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に対する手術給付金の支払いに関しては適用しません。

第2条 補足説明

* 11 手術

医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術を除きます。

項 目	内 容
③ 被保険者が、手術給付金の支払事由の(4)－①に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術*12に該当するとき	ア. 一連の手術*12のうち最初の手術を受けた日からその日を含めて14日間を同一手術期間とします。 イ. 同一手術期間経過後に一連の手術*12を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて14日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術*12を受けた場合についても同様とします。 ウ. 同一手術期間中、最初に受けた手術に対し、本条の1.の規定に基づき手術給付金を支払い、同一手術期間中は1回の給付を限度とします。 エ. 同一手術期間中、最初に受けた手術よりも手術給付金の倍率の高い手術を受けたときは、ウ.にかかわらず、倍率の高い手術のうち最初に受けた手術について、同一手術期間中最初に受けた手術に対する手術給付金の給付倍率を差し引いた給付倍率に基づいて計算した金額を支払います。 オ. 同一手術期間中に、入院給付金日額が減額（第25条）された場合で、減額された日以後同一手術期間中に受けた手術に対してエ.により手術給付金が支払われるときは、減額後の入院給付金日額に基づいて計算した金額を支払います。 カ. 同一手術期間中に、入院給付金受取人が変更された場合で、変更日以後同一手術期間中に受けた手術に対してエ.により手術給付金が支払われるときは、変更後の入院給付金受取人に支払います。

(4) 放射線治療給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により放射線治療を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*8からその日を含めて2年を経過した後に放射線治療を受けた場合 イ. この保険契約の締結の際*9に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。
② 被保険者が、放射線治療を複数回受けたとき	ア. 最初の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日間ごとを同一放射線治療期間とします。なお、同一放射線治療期間の計算にあたっては、放射線照射による診療行為および温熱療法による診療行為は、それぞれ別に計算します。 イ. 同一放射線治療期間中に受けた放射線治療については、1回の給付を限度とします。

第2条 補足説明

* 12 医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術

本条の2.-(3)-③において「一連の手術」といいます。

★別表 1 (P.598 参照)、別表 2 (P.598 参照)、別表 3 (P.598 参照)、別表 4 (P.599 参照)、別表 5 (P.599 参照)、別表 6 (P.599 参照)、別表 7 (P.599 参照)、別表 8 (P.599 参照)、別表 9 (P.599 参照)

第 3 条 免責事由

1. 支払事由（第 2 条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）
入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。）
	(9) 地震、噴火または津波
	(10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって入院給付金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、入院給付金等*2の金額の一部または全部を支払います。

3 給付金の支払請求手続について

第 4 条 給付金の支払請求手続

1. 給付金の支払事由（第 2 条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表 10★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表 10 (P.600 参照)

第 5 条 給付金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表 10★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて 5 営業日以内に、会社の本社で給付金を支払います。
2. 会社は、給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の 1. の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表 10★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて 45 日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 給付金の支払事由（第 2 条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金支払いの免責事由（第 3 条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因

第 3 条 補足説明

* 1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

* 2 入院給付金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 手術給付金
- (3) 放射線治療給付金

第 5 条 補足説明

* 1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

確認が必要な場合	確認事項
(3) 告知義務違反（第20条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第22条）、詐欺（第17条）または不法取得目的（第18条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第22条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表10★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

★別表10（P.600参照）

4 保険料の払込免除について

第6条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第10条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第7条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表11★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表11★）になったとき

第5条 補足説明

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表11★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表11★）になったとき
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表11★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表2（P.598参照）、別表11（P.600参照）

第7条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第6条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表11★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

第6条 補足説明

*2 責任開始の時以後の原因
責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

*3 この保険契約の締結の際
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

約
款
無配当（とも医療保険）（返戻金なし型）（2011）普通保険約款

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
身体障害の状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表11★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表11 (P.600参照)

5 保険料の払込免除の請求手続について

第8条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第6条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表10★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表10 (P.600参照)

6 被保険者の死亡について

第9条 被保険者の死亡

1. 被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1. の場合、保険契約者は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

7 保険料の払込みについて

第10条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第11条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第11条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- | |
|---|
| (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1 |
| (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法 |
| (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法 |
| (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2 |
| (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法 |
| (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法 |

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第10条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第10条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第10条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第10条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- | |
|----------------------|
| (1) この保険契約が消滅したとき |
| (2) 保険料の払込みが不要となったとき |

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第10条）までに、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

第10条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第11条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第12条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(1) 給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第13条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第10条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きします。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きします。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。

8 失効、失効取消および復活について

第14条 保険契約の失効

保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第15条 保険契約の失効取消

1. 第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第10条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます

項 目	内 容
延滞保険料払込期間* ¹ 中に給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料* ² を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料* ² に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第16条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*¹からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*²の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第19条）および告知義務違反による解除（第20条）の規定を適用します。
2. 会社がこの保険契約の復活*²の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*²の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*³を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*³の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第16条 補足説明

- * 1 効力を失った日**
猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。
- * 2 保険契約の復活**
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。
- * 3 延滞保険料**
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

9 取消しと無効について

第17条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第16条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第16条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に給付金を不法に取得させる目的

10 告知義務と解除について

第19条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第16条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第20条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第16条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第21条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第20条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第16条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第22条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第21条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第22条 補足説明*** 1 給付金**

この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第20条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

11 契約内容の変更等について**第23条 保険料払込方法の変更**

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第10条（保険料の払込み）および第11条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第10条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第24条 5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）契約への変更

1. この保険契約の最終の保険料が払い込まれているときは、保険契約者が保険期間

満了日の2週間前までにこの保険契約を5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）契約に変更しない旨を会社に通知しない限り、変更の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）契約に変更されます。

2. 5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数・経路）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数・経路）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第10条（保険料の払込み）の1. および第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、変更後契約*2の効力は生じません。
(3) 変更後契約*2の入院給付金日額	変更前契約の保険期間満了日の入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の入院給付金日額を変更することができます。
(4) 変更後契約*2の保険期間	変更前契約の保険期間と同一とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の保険期間を変更することができます。
(5) 変更後契約*2の保険契約者、被保険者および入院給付金受取人	それぞれ変更前契約の保険契約者、被保険者および入院給付金受取人と同一とします。
(6) 変更後契約*2に変更されたとき	① 給付金の支払い、保険料の払込免除および告知義務違反による解除に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後契約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ 変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(7) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(8) 変更日*1に会社が5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を変更日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(6)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、この保険契約の最終の保険料が払い込まれているときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更する

第24条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後契約

この保険契約から変更された場合の5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）契約をいいます。

ことができます。この場合、本条の2. の(1)から(7)の規定を準用します。ただし、変更後の入院給付金日額について、変更前契約の保険期間満了日の入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条 入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第26条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

12 解約等について

第26条 保険契約の解約

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求★することができます。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第27条 返戻金

この保険契約には返戻金はありません。

第28条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第6条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。

- (1) 被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第20条）または重大事由（第22条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第25条）または解約（第26条）されたとき

第29条 給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次をすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

第28条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するとき、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第10条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第29条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

13 給付金の受取人および保険契約者について

第30条 会社への通知による給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第2条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第31条 遺言による給付金の受取人の変更

1. 第30条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第2条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第32条 給付金の受取人の死亡

1. 給付金の受取人が給付金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第33条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第34条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

第34条 補足説明

- ＊1 入院給付金等
次の(1)から(3)をいいます。
- (1) 入院給付金
 - (2) 手術給付金
 - (3) 放射線治療給付金

3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 入院給付金等*1について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。

14 契約年齢の計算等について

第35条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第36条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第35条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、契約年齢を訂正します。

第37条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、性別を訂正します。

15 その他

第38条 社員配当金

この保険契約に対する社員配当金はありません。

第39条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第40条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所*に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第41条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この保険契約の給付金の支払事由（第2条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

- | |
|---------------------------|
| (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正 |
| (2) 医療技術または医療環境の変化*2 |

第35条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第41条 補足説明

*1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第1条）の応当日（年単位）をいいます。

*2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第26条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第42条 時効

給付金（第2条）または保険料の払込免除（第6条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第43条 管轄裁判所

1. この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

16 特則について

第44条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

- (1) 第13条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
- (2) 第23条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第45条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 入院給付金等*2が支払われるべきときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
入院給付金等*2の支払事由が生じ、支払うべき入院給付金等*2がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき入院給付金等*2を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 被保険者が死亡したときは、第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1. 中、「保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（給付金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。

第46条 2件以上加入する場合の特則

1. 会社は、会社の取扱いの範囲内で、5年ごと利差配当付医療保険Ⅱ（返戻金なし型）(2011)契約と組み合わせて加入するこの保険契約について、次のとおり取り扱います。

第43条 補足説明

* 1 給付金の受取人

給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者としてします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社としてします。

第45条 補足説明

* 1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

* 2 入院給付金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 手術給付金
- (3) 放射線治療給付金

- (1) この保険契約締結の際、同一の5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）（2011）契約と組み合わせて加入した他の無配当こども医療保険L（返戻金なし型）（2011）契約*1があるときは、保険契約者の申出によりこの特則を適用します。この場合、この保険契約には会社の定める保険料率を適用します。
- (2) 他の無配当こども医療保険L（返戻金なし型）（2011）契約*1がない場合で、この保険契約と他の無配当こども医療保険L（返戻金なし型）（2011）契約*1を同時に締結するときは、(1)に準じて取り扱います。この場合、いずれか1件の保険契約にはこの特則を適用しません。

2. この保険契約の保険期間中、この特則は消滅しません。また、この特則の取消しはできません。

第46条 補足説明

*** 1 他^①の無配当こども医療保険L（返戻金なし型）（2011）契約**

既に消滅している場合を含みます。

別表1 入院給付金の支払対象となる入院

入院給付金の支払対象となる「入院」とは、医師（注1）による治療（注2）が必要であり、かつ自宅等での治療（注2）が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、常に医師（注1）の管理下において治療（注2）に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。なお、次の(1)から(3)などは入院給付金の支払対象となる入院には該当しません。

- (1) 美容整形のための入院
- (2) 正常分娩のための入院
- (3) 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院

注

1. 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
2. 柔道整復師による施術を含みます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（入院給付金の支払いについては、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。）
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

別表4 手術給付金の支払対象となる「手術」

手術給付金の支払対象となる「手術」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的として、器具を用い生体に切開、切除、摘出、除去およびそれに準ずる操作を加えることをいいます。なお、次の(1)から(8)などは手術給付金の支払対象となる手術には該当しません。

- | |
|---|
| (1) 処置（持続的胸腔ドレナージ、経皮的エタノール注入療法など）、検査、神経ブロック |
| (2) 診断・検査（生検・腹腔鏡検査・臓器穿刺など）のための手術（注） |
| (3) 美容整形上の手術 |
| (4) 不妊を目的とする手術 |
| (5) 正常分娩における手術 |
| (6) 人工妊娠中絶手術（注） |
| (7) 歯科治療に伴う歯科手術（歯肉切除手術、インプラントなど）（注） |
| (8) 屈折異常に対する視力矯正手術 |

注

医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りです。）で手術料が算定される場合には、手術給付金の支払対象となる手術に該当します。

別表5 公的医療保険制度

次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表6 医科診療報酬点数表

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表7 歯科診療報酬点数表

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表8 先進医療

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。なお、診断、測定、試験、解析、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与などは含みません。

別表9 放射線治療給付金の支払対象となる診療行為

放射線治療給付金の支払対象となる「診療行為」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的とする放射線照射または温熱療法による診療行為をいいます。なお、次の(1)から(5)などは放射線治療給付金の支払対象となる診療行為には該当しません。

- | |
|-------------------------------|
| (1) 処置（光線療法・皮膚レーザー照射療法など） |
| (2) 検査（エックス線診断など） |
| (3) 血液照射 |
| (4) 放射性化合物の投与による照射（内用療法など）（注） |
| (5) 歯科治療に伴う放射線照射（注） |

注

医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りです。）で放射線治療料が算定される場合には、放射線治療給付金の支払対象となる診療行為に該当します。

別表10 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 入院給付金の支払い	(1) 入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表2）を原因とするときは、不慮の事故（別表2）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 手術給付金の支払い	(1) 手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 放射線治療給付金の支払い	(1) 放射線治療給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の医師の放射線治療証明書 (3) 放射線治療給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 放射線治療給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第6条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表11 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復

の見込みのない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

(4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

5年ごと利差配当付継続入院時収入保障保険普通保険約款目次

この保険の特色	603	11 契約内容の変更について	
1 保障の開始について		第23条 保険料払込方法の変更	614
第1条 責任開始の時	603	第24条 保険契約の更新	615
2 給付金の支払いについて		第25条 収入保障給付金月額の減額	616
第2条 収入保障給付金の支払い	603	12 解約等について	
第3条 免責事由	605	第26条 保険契約の解約	616
3 給付金の支払請求手続について		第27条 保険契約の消滅	616
第4条 収入保障給付金の支払請求手続	606	第28条 返戻金	617
第5条 収入保障給付金の支払時期	606	第29条 保険料の未経過分に相当する返還金	617
4 保険料の払込免除について		第30条 収入保障給付金の受取人による保険契約の 存続	617
第6条 保険料の払込免除	607	13 収入保障給付金の受取人および保険契約者について	
第7条 保険料の払込免除の免責事由	608	第31条 会社への通知による収入保障給付金の受取 人の変更	617
5 保険料の払込免除の請求手続について		第32条 遺言による収入保障給付金の受取人の変更	617
第8条 保険料の払込免除の請求手続	608	第33条 収入保障給付金の受取人の死亡	618
6 被保険者の死亡について		第34条 保険契約者の権利義務の承継	618
第9条 被保険者の死亡	609	第35条 保険契約者の代表者および収入保障給付金 の受取人の代表者	618
7 保険料の払込みにについて		14 契約年齢の計算等について	
第10条 保険料の払込み	609	第36条 契約年齢の計算	618
第11条 保険料の払込方法（経路）	609	第37条 契約年齢の誤りの処理	618
第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等 が生じた場合の取扱い	610	第38条 性別の誤りの処理	618
第13条 保険料の前納および予納	610	15 社員配当金（保険契約者への配当）について	
8 失効、失効取消および復活について		第39条 社員配当金の割当ておよび支払い	619
第14条 保険契約の失効	611	16 その他	
第15条 保険契約の失効取消	611	第40条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	620
第16条 保険契約の復活	611	第41条 保険契約者の住所の変更	620
9 取消しと無効について		第42条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	620
第17条 詐欺による取消し	612	第43条 時効	620
第18条 不法取得目的による無効	612	第44条 管轄裁判所	620
10 告知義務と解除について		17 特則について	
第19条 告知義務	612	第45条 特別条件を付ける場合の特則	620
第20条 告知義務違反による解除	612	第46条 被指定契約がある場合の特則	622
第21条 告知義務違反による解除ができないとき	613		
第22条 重大事由による解除	613		
別表 1 収入保障給付金の支払対象となる入院	623		
別表 2 対象となる不慮の事故	623		
別表 3 病院または診療所	623		
別表 4 公的医療保険制度	624		
別表 5 対象となる「所定の3大疾病」	624		
別表 6 収入保障給付金等の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	625		
別表 7 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	626		
別表 8 感染症	627		
別表 9 特定部位および指定疾病一覧表	628		

5年ごと利差配当付継続入院時収入保障保険普通保険約款

(実施 2022.10.3 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の入院に対する保障
給付金の種類	収入保障給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第19条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第36条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- 会社名
- 保険契約者の氏名または名称
- 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- 受取人の氏名または名称
- 支払事由
- 保険期間
- 保険給付の額
- 保険料およびその払込方法
- 契約成立日
- 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

2 給付金の支払いについて

第2条 収入保障給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、収入保障給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して収入保障給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（収入保障給付金を支払う場合）	金 額	受取人
収入保障給付金	被保険者が、保険期間中に次に定めるいずれかを満たす入院（別表1★）をしたとき (1) 継続した入院 次のすべてを満たす入院を30日以上継続したとき ① 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする入院 ② ①の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする入院 ③ 病院または診療所（別表3★）への入院 (2) 「所定の3大疾病」（別表5★）による継続した入院（別表1★） 次のすべてを満たす入院を14日以上継続したとき ① 責任開始の時*1以後に発病した「所定の3大疾病」（別表5★）を直接の原因とする入院 ② ①の「所定の3大疾病」（別表5★）の治療を直接の目的とする入院 ③ 病院または診療所（別表3★）への入院	収入保障給付金月額 × 6	収入保障給付金受取人

2. 収入保障給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 収入保障給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により入院をしたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3または「所定の3大疾病」（別表5★）によるものとみなします。 ① 責任開始の日*4からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 ② この保険契約の締結の際*6に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3または「所定の3大疾病」（別表5★）によるものとみなしません。 ③ その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3または「所定の3大疾病」（別表5★）によるものとみなしません。
(3) 被保険者が、転入院または再入院したとき	転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、入院日数が継続したものとみなします。
(4) 被保険者が、給付金支払期間*5中に、収入保障給付金の支払事由に該当したとき	収入保障給付金は支払いません。

第2条 補足説明

* 1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 傷害

責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）を直接の原因とする傷害をいいます。

* 3 疾病

公的医療保険制度（別表4★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Aは含みません。なお、責任開始の時*1以後に生じた「不慮の事故（別表2★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 4 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 5 給付金支払期間

収入保障給付金が支払われる場合において、収入保障給付金の支払事由該当日を1度目の基準日とし、その毎月の応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。）を2度目以後の基準日とした場合における、1度目の基準日からその日を含めて6度目の基準日までの期間をいいます。

* 6 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
(5) 被保険者が、給付金支払期間*5満了日以前に、収入保障給付金の支払事由に定める入院を開始し、給付金支払期間*5満了日の翌日以後に収入保障給付金の支払事由に該当したとき	収入保障給付金は支払いません。ただし、その入院について、給付金支払期間*5満了日の翌日から起算して、収入保障給付金の支払事由に定める入院日数を満たしたときは、収入保障給付金を支払います。
(6) この保険契約が更新されなかった場合で、保険期間の満了日に、被保険者が入院中であるものの、その入院が収入保障給付金の支払事由に定める入院日数を満たしていないとき	その後もその入院が継続し、収入保障給付金の支払事由に定める入院日数を満たしたときは、保険期間満了日に支払事由に該当したものとみなします。この場合、1回の給付を限度とします。
(7) 収入保障給付金の支払限度	保険期間を通じて10回とします。
(8) 被保険者が、同時に収入保障給付金の支払事由に複数該当したとき	収入保障給付金を重複しては支払いません。

★別表1（P.623参照）、別表2（P.623参照）、別表3（P.623参照）、別表4（P.624参照）、別表5（P.624参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、収入保障給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても収入保障給付金を支払わない場合）
収入保障給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって収入保障給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、収入保障給付金の金額の一部または全部を支払います。

第3条 補足説明

*1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

3 給付金の支払請求手続について

第4条 収入保障給付金の支払請求手続

1. 収入保障給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 収入保障給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表6（P.625参照）

第5条 収入保障給付金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で収入保障給付金を支払います。
2. 会社は、収入保障給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から収入保障給付金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、収入保障給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 収入保障給付金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 収入保障給付金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	収入保障給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第20条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第22条）、詐欺（第17条）または不法取得目的（第18条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第22条（重大事由による解除）の1. - (4) - ①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは収入保障給付金受取人の保険契約締結の目的、収入保障給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から収入保障給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、収入保障給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3.の確認を行うときは、会社は、収入保障給付金の受取人（収入保障給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3.の確認に際し、保険契約者、被保険者または収入保障給付

第5条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*³は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は収入保障給付金を支払いません。

★別表6（P.625参照）

4 保険料の払込免除について

第6条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第10条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第7条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時* ¹ 以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表7★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時* ¹ 以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表7★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時* ¹ 前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時* ¹ 以後の原因* ² による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表7★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時* ¹ 以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表7★）になったとき
(2) 被保険者が、責任開始の時* ¹ 前に生じた原因により高度障害状態（別表7★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時* ¹ 以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際* ³ に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時* ¹ 以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時* ¹ 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時* ¹ 以後の疾病によるものとみなしません。

第5条 補足説明

- * 3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

- * 1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

- * 2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*¹前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

- * 3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表2（P.623参照）、別表7（P.626参照）

第7条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第6条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表7★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表7★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表7（P.626参照）

5 保険料の払込免除の請求手続について

第8条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第6条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（収入保障給付金の支

払時期)の規定を準用します。

★別表6 (P.625 参照)

6 被保険者の死亡について

第9条 被保険者の死亡

1. 被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 被保険者の生死が不明のときで、会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。
3. 本条の1. の場合、会社は、被保険者が死亡した日における責任準備金を、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。
4. 本条の1. の場合、保険契約者は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、必要書類(別表6★)を会社に提出することを必要とします。

★別表6 (P.625 参照)

7 保険料の払込みにについて

第10条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法(回数)は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日(第1条)の応当日*1(年単位)を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1(月単位)までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1(半年単位)を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日*1(月単位)を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第11条(保険料の払込方法(経路))の1. に定める払込方法(経路)に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第11条 保険料の払込方法(経路)

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法(経路)を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法(経路)について、次のとおり取り扱います。

第10条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*2 翌々月の契約成立日の応当日(月単位)までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第11条 補足説明

*1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

*2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

項 目	内 容
(1) 本条の1. - (1)の方法において、払込期月（第10条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第10条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第10条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. - (1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

- 保険料が払込期月（第10条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（収入保障給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

- 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第10条）までに、収入保障給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 収入保障給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第13条 保険料の前納および予納

- 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第10条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。

第12条 補足説明

- * 1 契約成立日の応当日**
 保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第13条 補足説明

- * 1 契約成立日の応当日（年単位）**
 保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

項 目	内 容
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 収入保障給付金を支払う場合には、その受取人に支払います。
(2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

8 失効、失効取消および復活について

第14条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第28条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第15条 保険契約の失効取消

1. 第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約の効力を失った後、保険契約者が返戻金（第28条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に収入保障給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 延滞保険料払込期間*1中に収入保障給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	収入保障給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 延滞保険料払込期間*1中に、第9条（被保険者の死亡）の規定によりこの保険契約が消滅するとき	被保険者が死亡した日における責任準備金を保険契約者に支払います。

第16条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要

第15条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第10条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

第16条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第19条）および告知義務違反による解除（第20条）の規定を適用します。ただし、この保険契約の効力を失った後、保険契約者が返戻金（第28条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。

2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第16条 補足説明

*2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

*3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

9 取消しと無効について

第17条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第16条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第16条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 収入保障給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に収入保障給付金を不法に取得させる目的

10 告知義務と解除について

第19条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第16条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、収入保障給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第20条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第16条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、収入保障給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 収入保障給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに収入保障給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、収入保障給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、収入保障給付金受取人が証明したときは、会社は、収入保障給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または収入保障給付金受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第21条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第20条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第16条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に収入保障給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第22条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第21条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第20条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

第22条 補足説明

* 1 給付金

この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 給付金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

11 契約内容の変更について

第23条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第10条（保険料の払込み）および第11条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第10条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保

保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第24条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第36条）が79歳以下であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第10条（保険料の払込み）の1. および第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の収入保障給付金月額	更新前契約の保険期間満了日の収入保障給付金月額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の収入保障給付金月額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 収入保障給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第6条・第7条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後契約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第1条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第37条・第38条）に準じて取り扱います。

第24条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の収入保障給付金月額について、更新前契約の保険期間満了日の収入保障給付金月額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条 収入保障給付金月額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって収入保障給付金月額を減額★することができます。また、会社は、減額後の収入保障給付金月額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 収入保障給付金月額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第26条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 収入保障給付金月額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

12 解約等について

第26条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第27条 保険契約の消滅

1. 次のいずれかに該当したときは、この保険契約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡（第9条）したとき
- (2) 解約（第26条）されたとき
- (3) 告知義務違反（第20条）または重大事由（第22条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (4) 収入保障給付金の支払回数が通算して10回に達したとき
- (5) 収入保障給付金の支払事由に該当し、その収入保障給付金の支払いにより生じる給付金支払期間*1中に保険期間が満了する場合（次の①または②に該当した場合に限る）において、収入保障給付金が支払われたとき
 - ① この保険契約の更新（第24条）が取扱われない場合
 - ② 第45条（特別条件を付ける場合の特則）の2. - (2)に定めるこの保険契約の更新が取扱われない場合

第27条 補足説明

*1 給付金支払期間

収入保障給付金が支払われる場合において、収入保障給付金の支払事由が該当日を1度目の基準日とし、その毎月の応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。）を2度目以後の基準日とした場合における、1度目の基準日からその日を含めて6度目の基準日までの期間をいいます。

2. 本条の1. - (4)または(5)に該当した場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。ただし、収入保障給付金を支払うときはその受取人に支払います。

第28条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第29条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が第27条（保険契約の消滅）で規定するいずれかに該当して消滅*¹した場合、または保険料の払込みが免除（第6条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*²があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、収入保障給付金を支払うときはその受取人に支払います。

第30条 収入保障給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次をすべてを満たす収入保障給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*¹を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、収入保障給付金の支払事由（第2条）が生じ、会社が収入保障給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、収入保障給付金の受取人に支払います。

13 収入保障給付金の受取人および保険契約者について

第31条 会社への通知による収入保障給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、収入保障給付金の受取人を変更することができます。ただし、収入保障給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、収入保障給付金の支払事由（第2条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、収入保障給付金受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の収入保障給付金の受取人に収入保障給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から収入保障給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第32条 遺言による収入保障給付金の受取人の変更

1. 第31条（会社への通知による収入保障給付金の受取人の変更）の1. に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、収入保障給付金の受取人を変更

第29条 補足説明

- * 1 消滅
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

- * 2 保険料の未経過分に相当する返還金
保険料の払込方法（回数）（第10条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第30条 補足説明

- * 1 会社が債権者等に支払うべき金額
その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

することができます。ただし、収入保障給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。

2. 本条の1. の収入保障給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による収入保障給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第33条 収入保障給付金の受取人の死亡

1. 収入保障給付金の受取人が収入保障給付金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により収入保障給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により収入保障給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第34条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第35条 保険契約者の代表者および収入保障給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 収入保障給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。

14 契約年齢の計算等について

第36条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第37条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第36条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または収入保障給付金月額を調整して処理します。

第38条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法

第36条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または収入保障給付金月額を調整して処理します。

15 社員配当金（保険契約者への配当）について

第39条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割り当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第1条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	① その5年ごと応当日* ² から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、その5年ごと応当日* ² の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。ただし、第27条（保険契約の消滅）の1. -(4)または(5)により保険契約が消滅するときは、収入保障給付金受取人に支払います。 イ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第24条）されるときは次のとおり取り扱います。 ① (1)-①の規定に準じて更新日から積み立てます。 ② (1)-①の規定により積み立てた更新前契約の社員配当金については、更新後契約においても引き続き積み立て、更新日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	保険契約者に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約* ³	保険契約者に支払います。ただし、第27条（保険契約の消滅）の1. -(4)または(5)により保険契約が消滅するときは、収入保障給付金受取人に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者または収入保障給付金受取人からの請求により社員配当金を支払うときは、第5条（収入保障給付金の支払時期）の1. の規定を準用します。

第39条 補足説明

- *1 契約成立日
保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- *2 契約成立日の5年ごとの応当日
本条の1. において「5年ごと応当日」といいます。
- *3 消滅する保険契約
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

16 その他

第40条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第41条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル 0120-714-532）となります。

第42条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この保険契約の収入保障給付金の支払事由（第2条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

- | |
|---|
| (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
(2) 医療技術または医療環境の変化*2 |
|---|

2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
(2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第26条）する方法 |
|---|

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第43条 時効

収入保障給付金（第2条）、保険料の払込免除（第6条）、返戻金（第28条）または社員配当金（第39条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第44条 管轄裁判所

1. この保険契約における収入保障給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または収入保障給付金受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

17 特則について

第45条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、

第42条 補足説明

*1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第1条）の応当日（年単位）をいいます。

*2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第44条 補足説明

*1 収入保障給付金受取人

収入保障給付金受取人が2人以上いるときは、その代表者としてします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第45条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(4)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 収入保障給付金の削減支払

契約成立日（第1条）から会社の定める削減期間中に被保険者が収入保障給付金の支払事由（第2条）に該当し、収入保障給付金を支払うべきときは、収入保障給付金月額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表8★）によって支払事由に該当したときは、収入保障給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定部位または指定疾病についての不担保

① 身体の特定部位および指定疾病（別表9★）のうち、この保険契約の締結の際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときは、支払事由に該当した場合でも、これに対応する収入保障給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表8★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

② 特定部位または指定疾病についての不担保期間の満了日を含んで、この保険契約の締結の際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的とする入院を継続したとき、その満了日の翌日から起算して、第2条の規定を適用します。

(4) 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第6条）しません。ただし、感染症（別表8★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(2)のとおり取り扱います。

(1) この保険契約が効力を失ったとき（第14条）は、第16条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。

(2) この保険契約の更新（第24条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第24条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第24条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた収入保障給付金の削減支払の条件は適用されません。

第45条 補足説明

*2 特定高度障害状態

高度障害状態（別表7★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
③ 特定部位または指定疾病についての不担保または特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

★別表7（P.626参照）、別表8（P.627参照）、別表9（P.628参照）

第46条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

(1) 収入保障給付金の支払いに関して次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
収入保障給付金の支払事由が生じ、支払うべき収入保障給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	収入保障給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき収入保障給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

(2) 被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

- ① 第9条（被保険者の死亡）の3. および4. 中、「保険契約者」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人」と読み替えます。
- ② 第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1. 中、「保険契約者（収入保障給付金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（収入保障給付金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。
- ③ 第39条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(1)-②を次のとおり読み替えます。
 - ② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
- ④ 第39条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(3)の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第46条 補足説明

* 1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表1 収入保障給付金の支払対象となる入院

収入保障給付金の支払対象となる「入院」とは、医師（注1）による治療（注2）が必要であり、かつ自宅等での治療（注2）が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、常に医師（注1）の管理下において治療（注2）に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。なお、次の(1)から(3)などは収入保障給付金の支払対象となる入院には該当しません。

- (1) 美容整形のための入院
- (2) 正常分娩のための入院
- (3) 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院

注

1. 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
2. 柔道整復師による施術を含みます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。）
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

別表4 公的医療保険制度

次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表5 対象となる「所定の3大疾病」

対象となる「所定の3大疾病」とは、表1および表2に定めるものとします。

表1

1. 悪性新生物および上皮内新生物

収入保障給付金の「所定の3大疾病」により支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00-C14
消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15-C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30-C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40-C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43-C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45-C49
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60-C63
腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64-C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69-C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73-C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76-C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
上皮内新生物＜腫瘍＞	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、	
慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髓線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5
子宮頸（部）の異形成（N87）のうち、	
高度子宮頸（部）の異形成、他に分類されないもの（CIN 3の診断に限る。）	N87.2
腔のその他の非炎症性障害（N89）のうち、	
高度腔異形成、他に分類されないもの（VAIN 3の診断に限る。）	N89.2
外陰及び会陰のその他の非炎症性障害（N90）のうち、	
高度外陰異形成、他に分類されないもの（VIN 3の診断に限る。）	N90.2

2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定

がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
- (2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類腫瘍学（NCC監修）第3.1版（2018年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号	
／2	……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3	……悪性、原発部位
／6	……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

注 子宮頸部、膣、および外陰の高度異形成は、「がん」に含めます。

表2

1. 対象となる急性心筋梗塞・脳卒中

対象となる急性心筋梗塞・脳卒中とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。ただし、2. によって定義づけられる疾病であることを必要とします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I 20- I 25）のうち、	
	急性心筋梗塞	I 21
	再発性心筋梗塞	I 22
	陳旧性心筋梗塞	I 25.2
脳卒中	脳血管疾患（I 60- I 69）のうち、	
	くも膜下出血	I 60
	脳内出血	I 61
	脳梗塞	I 63

2. 急性心筋梗塞・脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（典型的な胸部痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすことを必要とします。）
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病（画像診断所見により、脳内に器質的な病変あるいは損傷が認められることを必要とします。）

別表6 収入保障給付金等の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 収入保障給付金の支払い	(1) 収入保障給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書、がんを原因とするときはさらに、病理組織検査報告書 (3) 収入保障給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 収入保障給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表2）を原因とするときは、不慮の事故（別表2）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 被保険者死亡時の責任準備金の支払い	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 保険契約者の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 保険契約者の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類

項 目	必要書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第6条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 収入保障給付金・被保険者死亡時の責任準備金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表7 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回

旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表8 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

別表9 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。） 55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。） 56. 脊椎部（当該神経を含む。） 57. 上肢（肩関節部を含む。） 58. 下肢（股関節部を含む。） 59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。） 60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。） 61. 末梢動脈疾患

5年ごと利差配当付収入サポート保険普通保険約款目次

この保険の特色	630	11 契約内容の変更について	
1 保障の開始について		第23条 保険料払込方法の変更	643
第1条 責任開始の時	630	第24条 第1回収入サポート年金額の減額	643
2 年金等の支払いについて		12 解約等について	
第2条 年金、給付金または祝金の支払い	630	第25条 保険契約の解約	643
第3条 免責事由	633	第26条 返戻金	644
3 年金等の支払請求手続について		第27条 保険料の未経過分に相当する返還金	644
第4条 年金、給付金または祝金の支払請求手続	634	第28条 年金または給付金の受取人による保険契約の存続	644
第5条 年金、給付金または祝金の支払時期	634	13 年金等の受取人および保険契約者について	
4 死亡給付金の支払方法の選択について		第29条 会社への通知による年金または給付金の受取人の変更	645
第6条 死亡給付金の支払方法の選択	635	第30条 遺言による年金または給付金の受取人の変更	645
5 保険料の払込免除について		第31条 年金または給付金の受取人の死亡	645
第7条 保険料の払込免除	636	第32条 保険契約者の権利義務の承継	645
第8条 保険料の払込免除の免責事由	637	第33条 保険契約者の代表者および年金または給付金の受取人の代表者	646
6 保険料の払込免除の請求手続について		14 契約年齢の計算等について	
第9条 保険料の払込免除の請求手続	637	第34条 契約年齢の計算	646
7 保険料の払込みにについて		第35条 契約年齢の誤りの処理	646
第10条 保険料の払込み	638	第36条 性別の誤りの処理	646
第11条 保険料の払込方法（経路）	638	15 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	638	第37条 社員配当金の割当ておよび支払い	646
第13条 保険料の前納および予納	639	16 その他	
8 失効、失効取消および復活について		第38条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	648
第14条 保険契約の失効	639	第39条 保険契約者の住所の変更	648
第15条 保険契約の失効取消	640	第40条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	648
第16条 保険契約の復活	640	第41条 時効	649
9 取消しと無効について		第42条 管轄裁判所	649
第17条 詐欺による取消し	640	17 特則について	
第18条 不法取得目的による無効	641	第43条 特別条件を付ける場合の特則	649
10 告知義務と解除について		第44条 被指定契約がある場合の特則	650
第19条 告知義務	641		
第20条 告知義務違反による解除	641		
第21条 告知義務違反による解除ができないとき	641		
第22条 重大事由による解除	642		
別表1 公的介護保険制度	651		
別表2 要介護1以上の状態	651		
別表3 年金・給付金・祝金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	651		
別表4 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	651		
別表5 対象となる不慮の事故	653		
別表6 感染症	653		
別表7 特定部位および指定疾病一覧表	654		

5年ごと利差配当付収入サポート保険普通保険約款

(実施 2017.4.3 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	「身体障害者手帳の1級、2級または3級の障害状態」または「公的介護保険制度における要介護状態」に対する保障
年金等の種類	(1) 収入サポート年金 (2) 死亡給付金 (3) 満了祝金
配当タイプ	5年ごと利差配当

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第19条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第34条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

2 年金等の支払いについて

第2条 年金、給付金または祝金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、年金、給付金または祝金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して年金、給付金または祝金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（年金等を支払う場合）	金 額	受取人
収入サポート年金	(1) 第1回収入サポート年金 責任開始の時*1以後保険期間中に、被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、次に定めるいずれかに該当したとき ① 身体障害者手帳の1級、2級または3級の障害状態 身体障害者福祉法（昭和24年 法律第283号。以下同じ。）に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害状態に該当し、その障害に対して障害の級別が1級、2級または3級の身体障害者手帳を交付されたとき (注) 被保険者が、責任開始の時以後の傷害または疾病を原因として、身体障害者福祉法に定める2つ以上の障害（以下、「複数障害」といいます。）に重複して該当したことにより、その複数障害につき、同法にもとづき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、1級、2級または3級の身体障害者手帳を交付されたときを含みます。 ② 要介護状態 公的介護保険制度（別表1★）に基づく要介護1以上の状態（別表2★）に該当していると認定されたとき (2) 第2回以後の収入サポート年金 第1回収入サポート年金の支払後、収入サポート年金支払期間*3中の収入サポート年金の支払日*4に、被保険者が、生存していたとき	(1) 第1回収入サポート年金 第1回収入サポート年金額 (2) 第2回以後の収入サポート年金 第1回収入サポート年金額と同額	収入サポート年金受取人
死亡給付金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき。ただし、保険期間中に収入サポート年金の支払事由が生じた場合で、収入サポート年金が支払われたときは除きます。	第1回収入サポート年金額	受取人 死亡給付金
満了祝い金	被保険者が、保険期間満了の時に生存していたとき。ただし、保険期間満了の時までに収入サポート年金の支払事由が生じた場合で、収入サポート年金が支払われたときは除きます。	第1回収入サポート年金額の10%	保険契約者

2. 年金等の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 第1回収入サポート年金を支払う場合の支払事由発生後の保険料	払い込む必要はありません。
② 第1回収入サポート年金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡給付金の支払請求を受け、死亡給付金が支払われることとなるとき	第1回収入サポート年金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、収入サポート年金は支払いません。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みません。

*3 収入サポート年金支払期間

第1回収入サポート年金の支払事由発生日以後、この保険契約の締結の際に指定した保険期間の終期までの期間をいいます。

*4 収入サポート年金の支払日

収入サポート年金の支払日は、次のとおりとします。

項 目	内 容
(1) 第1回収入サポート年金の支払日	第1回収入サポート年金の支払事由が生じた日
(2) 第2回以後の収入サポート年金の支払日	(1)に規定する第1回収入サポート年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年その日の応当日

項 目	内 容
③ 被保険者が収入サポート年金支払期間中*3に死亡したとき	この保険契約は消滅します。

(2) 収入サポート年金について

項 目	内 容
① 第5回の収入サポート年金支払日*4がこの保険契約の収入サポート年金支払期間*3を超えて到来するとき	第5回の収入サポート年金支払日*4まで収入サポート年金支払期間*3を延長します。 (注) 収入サポート年金は被保険者が収入サポート年金支払日*3に生存しているときに支払います。
② 収入サポート年金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
③ 責任開始の時*1前にすでに身体障害者福祉法に定める4級以下の障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の傷害または疾病（責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のないものに限ります。）を原因とする障害が新たに加わって、身体障害者手帳の1級、2級または3級の障害状態になったときは、第1回収入サポート年金の支払事由が生じたものとします。
④ 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として第1回収入サポート年金の支払事由に規定する状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際*5に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
⑤ 第1回収入サポート年金を支払ったとき	その後に第1回収入サポート年金の支払請求を受けても、これによる収入サポート年金は支払いません。
⑥ 保険期間が満了したことにより消滅した場合で、被保険者が、保険期間中に第1回収入サポート年金の支払事由に規定する身体障害者手帳の1級、2級または3級の障害状態の障害が固定または確定したと医師によって診断され、この保険契約の保険期間満了の日の翌日からその日を含めて3年以内に身体障害者福祉法にもとづく、1級、2級または3級の身体障害者手帳の交付があったとき	その身体障害者手帳の交付がこの保険契約の保険期間満了の日にあったものとみなします。

第2条 補足説明

- *5 この保険契約の締結の際
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

(3) 死亡給付金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(4) 満了祝金について

項 目	内 容
満了祝金が支払われた後に、その保険期間中に支払事由が生じた収入サポート年金または死亡給付金が支払われるとき	第1回収入サポート年金額または死亡給付金額から満了祝金額を差し引いて支払います。

★別表1（P.651参照）、別表2（P.651参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、年金または給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても年金等を支払わない場合）	
（身体障害者手帳の1級、2級または3級の障害状態） 収入サポート年金	被保険者が、次のいずれかによって収入サポート年金の支払事由に規定する身体障害者手帳の1級、2級または3級の障害状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
収入サポート年金 （要介護状態）	被保険者が、次のいずれかによって収入サポート年金の支払事由に規定する要介護状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第16条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。

第3条 補足説明

* 1 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

項 目	内 容
(2) 「地震、噴火または津波」によって第1回収入サポート年金（身体障害者手帳の1級、2級または3級の障害状態）の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、第1回収入サポート年金（身体障害者手帳の1級、2級または3級の障害状態）の金額の一部または全部を支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって第1回収入サポート年金または死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、第1回収入サポート年金または死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*2を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

第3条 補足説明

* 2 責任準備金

第1回収入サポート年金の金額を限度とします。

3 年金等の支払請求手続について

第4条 年金、給付金または祝金の支払請求手続

- 年金または給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 年金、給付金または祝金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表3★）
(2) 次のいずれかの書類 - 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 - 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表3（P.651参照）

第5条 年金、給付金または祝金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で年金、給付金または祝金を支払います。
- 会社は、年金、給付金または祝金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から年金、給付金または祝金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、年金、給付

第4条 補足説明

* 1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

* 2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第5条 補足説明

* 1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

金または祝金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 年金、給付金または祝金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 年金または給付金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	年金または給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第20条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第22条）、詐欺（第17条）または不法取得目的（第18条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第22条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは年金・給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金・給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、年金、給付金または祝金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、年金、給付金または祝金の受取人（年金、給付金または祝金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。

5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金、給付金もしくは祝金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金、給付金または祝金を支払いません。

★別表3（P.651参照）

4 死亡給付金の支払方法の選択について

第6条 死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

第5条 補足説明

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

*1 死亡給付金

死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第10条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表4★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表4★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表4★）になったとき
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表4★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第10条（保険料の払込み）の1.に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第7条 補足説明

*1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限りします。

*3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じて保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表4★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による 保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表4★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

6 保険料の払込免除の請求手続について

第9条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（年金、給付金または祝金の支払時期）の規定を準用します。

7 保険料の払込みについて

第10条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日* ¹ （年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日* ¹ （月単位）までの期間* ²
(2) 半年払	契約成立日の応当日* ¹ （半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日* ¹ （月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第11条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第11条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*¹
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*²
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第10条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第10条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第10条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第10条）の契約成立日（第1条）の応当日*¹の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（第1回収入サポート年金または死亡給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

第10条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*¹が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第11条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第12条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

- (1) この保険契約が消滅したとき
(2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第10条）までに、年金、給付金もしくは祝金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 第1回収入サポート年金または死亡給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 満了祝金を支払うとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(3) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第13条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第10条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 第1回収入サポート年金を支払う場合には、その受取人に支払います。
(2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

8 失効、失効取消および復活について

第14条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第26条）

があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。

3. 本条の2.の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第15条 保険契約の失効取消

1. 第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第26条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1.の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1.の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に年金、給付金もしくは祝金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、年金、給付金もしくは祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 年金または給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	年金または給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 満了祝金の支払事由（第2条）が生じたとき	延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第16条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第19条）および告知義務違反による解除（第20条）の規定を適用します。ただし、この保険契約の効力を失った後、保険契約者が返戻金（第26条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

9 取消しと無効について

第17条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第16条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消す

第15条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第10条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

第16条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

ことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第16条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 年金または給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に年金または給付金を不法に取得させる目的

10 告知義務と解除について

第19条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第16条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第20条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第16条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、年金、給付金もしくは祝金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金、給付金または祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに年金、給付金または祝金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、収入サポート年金受取人または死亡給付金受取人が証明したときは、会社は、年金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者、収入サポート年金受取人または死亡給付金受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第26条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第21条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第20条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第16条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第22条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除*1することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または年金もしくは給付金の受取人が年金*2を詐取する目的もしくは他人に年金*2を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 年金*2の請求に関し、年金*2の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または年金もしくは給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、年金、給付金もしくは祝金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除*1することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除*1までの間に、年金、給付金もしくは祝金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その年金、給付金もしくは祝金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第21条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第22条 補足説明

* 1 解除

給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないこととするときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分の解除とします。

* 2 年金

この保険契約の年金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 年金、給付金*³または祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに年金、給付金*³または祝金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除*¹の通知については、第20条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除*¹された場合で、返戻金（第26条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4.の規定にかかわらず、本条の1. - (4)の規定によって保険契約を解除*¹した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. - (1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4.の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

11 契約内容の変更について

第23条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第10条（保険料の払込み）および第11条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第10条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第24条 第1回収入サポート年金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって第1回収入サポート年金額を減額★することができます。ただし、第1回収入サポート年金の支払以後は減額できません。また、会社は、減額後の第1回収入サポート年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 第1回収入サポート年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第25条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 第1回収入サポート年金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

12 解約等について

第25条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。ただし、第1回収入サポート年金の支払以後は解約できません。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第26条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第22条 補足説明

* 3 給付金

本条の1. - (4)のみに該当した場合で、本条の1. - (4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

第26条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第27条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第1回収入サポート年金が支払われた場合または保険料の払込みが免除（第7条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、年金または給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 給付金の支払事由（第2条）または免責事由（第3条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第20条）または重大事由（第22条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第24条）または解約（第25条）されたとき

第28条 年金または給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次のおべてを満たす年金または給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、年金、給付金または祝金の支払事由（第2条）が生じ、会社が年金、給付金または祝金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 収入サポート年金の支払事由が生じたとき	① 支払うべき第1回収入サポート年金の金額が本条の2. の金額以上の場合には、支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を収入サポート年金受取人に支払います。 ② 支払うべき第1回収入サポート年金の金額が本条の2. の金額を下回る場合には、第1回収入サポート年金の支払事由発生時における責任準備金の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。さらに、その残額があるときは、第2条（年金、給付金または祝金の支払い）に定める第1回収入サポート年金額を会社の定める方法により再計算のうえ、支払うべき年金を収入サポート年金受取人に支払います。
(2) 死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を死亡給付金受取人に支払います。

第27条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第10条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第28条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

項 目	内 容
(3) 満了祝金の支払事由が生じたとき	支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払い、その残額を満了祝金の受取人に支払います。

13 年金等の受取人および保険契約者について

第29条 会社への通知による年金または給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、年金または給付金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、年金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、収入サポート年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。なお、満了祝金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の年金または給付金の受取人に年金または給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から年金または給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第30条 遺言による年金または給付金の受取人の変更

1. 第29条（会社への通知による年金または給付金の受取人の変更）の1. に定めるほか、保険契約者は、年金または給付金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、年金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、収入サポート年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。なお、満了祝金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2. 本条の1. の年金または給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による年金または給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第31条 年金または給付金の受取人の死亡

1. 年金または給付金の受取人が年金または給付金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により年金または給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により年金または給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第32条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、第1回収入サポート年金の支払事由（第2条）が生じる前に限り、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 第1回収入サポート年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者のこの保険契約上のすべての権利義務は、収入サポート年金受取人に承継されます。
3. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第33条 保険契約者の代表者および年金または給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。収入サポート年金についても同様とします。

14 契約年齢の計算等について

第34条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第35条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第34条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

第36条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

15 社員配当金（保険契約者への配当）について

第37条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 第1回収入サポート年金の支払以前の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(5)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当ててことがあります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第34条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日（第1条）の5年ごとの応当日*1が到来する保険契約	① その5年ごとに応当日*1から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にある場合は、その5年ごとに応当日の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限ります。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 第1回収入サポート年金または死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険契約者に支払います。
(3) 次の事業年度中に契約成立日および直前の5年ごとに応当日*1からその日を含めて1年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	① 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 ② ①以外の場合は、保険契約者に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日からその日を含めて2年および直前の5年ごとに応当日*1からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約*2	保険契約者に支払います。
(5) 次の事業年度中に契約成立日および直前の5年ごとに応当日*1からその日を含めて1年を経過して第1回収入サポート年金を支払う保険契約	第1回収入サポート年金とともにその受取人に支払います。

2. 第1回収入サポート年金の支払後の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に第1回収入サポート年金の支払日の5年ごとの応当日*3が到来する保険契約	① その5年ごとに応当日*3から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、収入サポート年金受取人に支払います。 イ. 収入サポート年金受取人から請求があったときは、収入サポート年金受取人に支払います。

第37条 補足説明

*1 契約成立日の5年ごとの応当日

本条の1. において「5年ごと応当日」といいます。

*2 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

*3 第1回収入サポート年金の支払日の5年ごとの応当日

本条の2. において「5年ごと応当日」といいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(2) 次の事業年度中に最終の年金を支払う保険契約	最終の年金とともにその受取人に支払います。
(3) 次の事業年度中に第1回収入サポート年金の支払日および直前の5年ごと応当日* ³ からその日を含めて1年を経過して、収入サポート年金の受取人の死亡により消滅する保険契約	① 収入サポート年金受取人が保険契約者のときは、収入サポート年金受取人に支払います。 ② 収入サポート年金受取人被保険者のときは、収入サポート年金受取人の相続人に支払います。
(4) 次の事業年度中に第1回収入サポート年金の支払日および直前の5年ごと応当日* ³ からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約	収入サポート年金受取人に支払います。

3. 会社は、本条の1. および2. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
4. 保険契約者または収入サポート年金受取人からの請求により社員配当金を支払うときは、第5条（年金、給付金または祝金の支払時期）の1. の規定を準用します。

16 その他

第38条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第39条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者*¹は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所*に通知することを必要とします。
2. 保険契約者*¹が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者*¹に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第40条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この保険契約の収入サポート年金の支払事由（第2条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*¹から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

- | |
|---|
| (1) 身体障害者福祉法* ² または法令等の改正による公的介護保険制度等の改正 |
| (2) 医療または介護に関する技術または環境の変化* ³ |

2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*¹の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*¹の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法 |
| (2) 変更日* ¹ の前日にこの保険契約を解約（第25条）する方法 |

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*¹が到来したときは、保険契約者によ

第39条 補足説明

*1 保険契約者

収入サポート年金支払期間^A中は、収入サポート年金受取人とします。

A：第1回収入サポート年金の支払事由発生日以後、この保険契約の締結の際に指定した保険期間の終期までの期間をいいます。

第40条 補足説明

*1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第1条）の応当日（年単位）をいいます。

*2 身体障害者福祉法

身体障害者福祉法施行令および身体障害者福祉法施行規則等を含みます。

*3 医療または介護に関する技術または環境の変化

公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、医療または介護に関する社会環境の変化等をいいます。

り本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第41条 時効

年金、給付金または祝金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第26条）または社員配当金（第37条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第42条 管轄裁判所

- この保険契約における収入サポート年金の請求に関する訴訟については、会社の本社所在地または収入サポート年金受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
- この保険契約における死亡給付金、祝金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

17 特則について

第43条 特別条件を付ける場合の特則

- 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(4)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - 収入サポート年金または死亡給付金の削減支払
 - 契約成立日（第1条）から会社の定める削減期間中に被保険者が第1回収入サポート年金または死亡給付金の支払事由（第2条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。
 - 第1回収入サポート年金を支払うべきときは、第1回収入サポート年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回収入サポート年金額として支払います。
 - 死亡給付金を支払うべきときは、死亡給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
 - ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表6★）によって支払事由に該当したときは、第1回収入サポート年金または死亡給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- 特定部位または指定疾病についての不担保
身体の特定位位および指定疾病（別表7★）のうち、この保険契約の締結の際に会社が指定した部位または疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が収入サポート年金の支払事由に規定する状態に該当したときは、これに対応する収入サポート年金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表6★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。
- 特定高度障害状態についての不担保
疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第7条）しません。ただし、感染症（別表6★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。

第42条 補足説明

*1 収入サポート年金受取人
収入サポート年金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*2 同一の都道府県内にある支社
同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第43条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合
保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

*2 特定高度障害状態
高度障害状態（別表4★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたこの保険契約が効力を失ったとき（第14条）は、第16条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。

★別表4（P.651参照）、別表6（P.653参照）、別表7（P.654参照）

第44条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

(1) 収入サポート年金の支払いに関して次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
収入サポート年金の支払事由が生じ、支払うべき収入サポート年金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	収入サポート年金受取人が被保険者の場合には、支払うべき収入サポート年金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

(2) 第1回収入サポート年金の支払後に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

- ① 第37条（社員配当金の割当ておよび支払い）の2. -(1)-②を次のとおり読み替えます。
 - ② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
- ② 第37条（社員配当金の割当ておよび支払い）の2. -(3)の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第44条 補足説明

*** 1 被指定契約**

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表1 公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法(平成9年12月17日 法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

別表2 要介護1以上の状態

要介護1以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護1から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表3 年金・給付金・祝金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 収入サポート年金の支払い	(1) 収入サポート年金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 身体障害者手帳の1級、2級または3級の障害状態による収入サポート年金を請求するときは、被保険者の身体障害者手帳の写し (4) 要介護状態による収入サポート年金を請求するときは、被保険者が公的介護保険制度(別表1)に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (5) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (6) 収入サポート年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (7) 収入サポート年金の受取人の印鑑証明書 (8) 最終の保険料の払込みを証明する書類(第1回収入サポート年金の場合)
2. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 満了祝金	(1) 満了祝金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) 満了祝金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 満了祝金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第7条(保険料の払込免除)の1.に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故(別表4)であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 年金・給付金・祝金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 1.については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表4 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。
	(1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの(注1)
	(2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの(注2)
	(3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの(注4)
	(4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの(注6(1))
	(5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの(注6(1))
	(6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの(注6(1)) (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの(注6(1))

身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。
	(1) 1 眼の視力を全く永久に失ったもの（注 1）
	(2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注 3）
	(3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注 5）
	(4) 1 上肢を手関節以上で失ったもの
	(5) 1 下肢を足関節以上で失ったもの
	(6) 1 上肢の用または 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの（注 6）
	(7) 1 下肢の用または 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの（注 6）
	(8) 1 手の第 1 指（母指）および第 2 指（示指）を含んで 4 手指を失ったかまたは 10 手指の用を全く永久に失ったもの（注 7(1)、(2)、(3)）
	(9) 10 足指を失ったもの（注 7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の 3 つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の 4 種のうち、3 種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和 57 年 8 月 14 日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500、1,000、2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a、b、c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90 デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の 3 種の運動の他動運動範囲のうち 2 種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の 2 分の 1 以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2 種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の 2 分の 1 以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ 3 大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5 手指をもって 1 手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第 1 指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の 2 分の 1 以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第 1 指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の 2 分の 1 以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第 1 指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第 1 指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の 2 分の 1 以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表5 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表6 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

別表7 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。） 55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。） 56. 脊椎部（当該神経を含む。） 57. 上肢（肩関節部を含む。） 58. 下肢（股関節部を含む。） 59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。） 60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。） 61. 末梢動脈疾患

5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）普通保険約款目次

この保険の特色	656	11 告知義務と解除について	665
1 用語の意義について		第21条 告知義務	665
第1条 用語の意義	656	第22条 告知義務違反による解除	665
2 保障の開始について		第23条 告知義務違反による解除ができないとき	665
第2条 責任開始の時	656	第24条 重大事由による解除	666
3 保険金の支払いについて		12 契約内容の変更等について	
第3条 死亡保険金の支払い	657	第25条 保険料払込方法の変更	667
第4条 免責事由	657	第26条 保険期間の変更	667
第5条 災害死亡の場合の取扱い	657	第27条 保険契約の更新	667
4 保険金の支払請求手続について		第28条 死亡保険金額の減額	667
第6条 死亡保険金の支払請求手続	658	13 解約等について	
第7条 死亡保険金の支払時期	659	第29条 保険契約の解約	667
5 保険金の支払方法の選択について		第30条 返戻金	668
第8条 死亡保険金の支払方法の選択	660	第31条 保険料の未経過分に相当する返還金	668
6 保険料の払込免除について		第32条 死亡保険金の受取人による保険契約の存続	668
第9条 保険料の払込免除	660	14 保険金の受取人および保険契約者について	
第10条 保険料の払込免除の免責事由	661	第33条 会社への通知による死亡保険金の受取人の 変更	668
7 保険料の払込免除の請求手続について		第34条 遺言による死亡保険金の受取人の変更	669
第11条 保険料の払込免除の請求手続	661	第35条 死亡保険金の受取人の死亡	669
8 保険料の払込みにについて		第36条 保険契約者の権利義務の承継	669
第12条 保険料の払込み	662	第37条 保険契約者の代表者および死亡保険金の受 取人の代表者	669
第13条 保険料の払込方法（経路）	662	15 契約年齢の計算等について	
第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等 が生じた場合の取扱い	663	第38条 契約年齢の計算	669
第15条 保険料の前納および予納	663	第39条 契約年齢の誤りの処理	669
9 失効、失効取消および復活について		第40条 性別の誤りの処理	670
第16条 保険契約の失効	663	16 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第17条 保険契約の失効取消	664	第41条 社員配当金の割当ておよび支払い	670
第18条 保険契約の復活	664	17 その他	
10 取消しと無効について		第42条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	671
第19条 詐欺による取消し	664	第43条 保険契約者の住所の変更	671
第20条 不法取得目的による無効	664	第44条 時効	671
		第45条 管轄裁判所	671
		18 特則について	
		第46条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約 の場合の特則	671
別表1 対象となる不慮の事故	672		
別表2 感染症	672		
別表3 死亡保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	673		
別表4 保険料払込免除の対象となる高度障害状態および身体障害の状態	673		

5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）普通保険約款

(実施 2014.10.2 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色

目的・内容	死亡に対する保障
保険金の種類	死亡保険金
配当タイプ	5年ごと利差配当

1 用語の意義について

第1条 用語の意義

この普通保険約款において使用する用語は、次に定めるとおりとします。

用語	意義
保険年度	第2条の2. に規定する責任開始の日から契約成立日の1年後の応当日の前日までの期間を第1保険年度とし、以後、契約成立日の応当日（年単位）*1ごとに1年を加えて計算します。

第1条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

2 保障の開始について

第2条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第21条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第38条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

3 保険金の支払いについて

第3条 死亡保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、死亡保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して死亡保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（死亡保険金を支払う場合）	金 額	受取人
死亡保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	死亡保険金の支払事由が生じた保険年度に応じ、死亡保険金の金額は、次のとおりとします。	死亡保険金受取人
		第1保険年度	
		第2保険年度以後	
		死亡保険金額 × 50%	死亡保険金額

2. 死亡保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、死亡保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても死亡保険金を支払わない場合）
死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき
	(1) 保険契約者の故意
	(2) 死亡保険金受取人の故意
	(3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺
	(4) この保険契約の復活（第18条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺
	(5) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡保険金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡保険金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

第5条 災害死亡の場合の取扱い

1. 被保険者が、第1保険年度中に、次のいずれかの事由に該当したときは、第3条（死亡保険金の支払い）の1.の規定にかかわらず、死亡保険金の金額について、

第3条 補足説明

*1 責任開始の時

第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。

第4条 補足説明

*1 責任開始の日

第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

50%の削減支払を行いません。

- (1) 責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害*2を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき
- (2) 責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表2★）を直接の原因として死亡したとき

2. 次のいずれかにより本条の1. -(1)または(2)の事由に該当したときは、会社は、本条の1. は適用しません。

- (1) 保険契約者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の故意または重大な過失
- (3) 死亡保険金受取人の故意または重大な過失
- (4) 被保険者の犯罪行為
- (5) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
- (8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (9) 地震、噴火または津波
- (10) 戦争その他の変乱

3. 本条の2. に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させたとき	故意または重大な過失により被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額の部分については、次のとおり取り扱います。なお、残額については、50%の削減支払を行わずにその他の受取人に支払います。 ① 死亡保険金受取人が故意により被保険者を死亡させた場合は、第4条（免責事由）の2. -(1)および(3)の規定を適用します。 ② 死亡保険金受取人が重大な過失により被保険者を死亡させた場合は、第3条（死亡保険金の支払い）の1. の規定により算出した金額を支払います。
(2) 「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって死亡保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡保険金の金額の一部または全部を支払います。

★別表1（P.672参照）、別表2（P.672参照）

4 保険金の支払請求手続について

第6条 死亡保険金の支払請求手続

1. 死亡保険金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 死亡保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡保険金受取人は死亡保険金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

第5条 補足説明

*1 責任開始の時

第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。

*2 傷害

責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）を直接の原因とする傷害をいいます。

第6条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡保険金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 死亡保険金の支払請求に必要な書類（別表3★）
(2) 次のいずれかの書類
① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表3（P.673参照）

第7条 死亡保険金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で死亡保険金を支払います。
2. 会社は、死亡保険金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から死亡保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 死亡保険金の支払事由（第3条）または第5条（災害死亡の場合の取扱い）の1.－(1)または(2)に定める事由発生の有無の確認が必要な場合	死亡保険金の支払事由または第5条（災害死亡の場合の取扱い）の1.－(1)または(2)に定める事由に該当する事実の有無
(2) 死亡保険金支払いの免責事由（第4条）または第5条（災害死亡の場合の取扱い）の2.に定める事由に該当する可能性がある場合	死亡保険金の支払事由または第5条（災害死亡の場合の取扱い）の2.に定める事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第22条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第24条）、詐欺（第19条）または不法取得目的（第20条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第24条（重大事由による解除）の1.－(4)－①から⑥までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは死亡保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡保険金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1.および2.にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

第6条 補足説明

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第7条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

- (1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、死亡保険金の受取人（死亡保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡保険金を支払いません。

★別表3（P.673参照）

5 保険金の支払方法の選択について

第8条 死亡保険金の支払方法の選択

死亡保険金が支払われるときは、死亡保険金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡保険金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

6 保険料の払込免除について

第9条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第12条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第10条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に高度障害状態（別表4★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4★）になったとき

第7条 補足説明

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第8条 補足説明

*1 死亡保険金

死亡保険金とともに支払われる金銭を含みます。

第9条 補足説明

*1 責任開始の時

第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（別表4★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表4★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第12条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第2条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.672参照）、別表4（P.673参照）

第10条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態または身体障害の状態に よる保険料の払込免除	保険料の払込免除事由が、次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

7 保険料の払込免除の請求手続について

第11条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、

すみやかに会社に通知することを必要とします。

2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第7条（死亡保険金の支払時期）の規定を準用します。

★別表3（P.673参照）

8 保険料の払込みについて

第12条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第2条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第13条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第13条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第12条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第12条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第12条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第12条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第13条 補足説明

*1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

*2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第12条）の契約成立日（第2条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（死亡保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- | |
|----------------------|
| (1) この保険契約が消滅したとき |
| (2) 保険料の払込みが不要となったとき |

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第12条）までに、死亡保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡保険金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第15条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第12条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- | |
|--------------------------------|
| (1) 死亡保険金を支払う場合には、その受取人に支払います。 |
| (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。 |

第14条 補足説明*** 1 契約成立日の応当日**

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条 補足説明*** 1 契約成立日の応当日（年単位）**

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

9 失効、失効取消および復活について**第16条 保険契約の失効**

1. 保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第12条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第30条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第17条 保険契約の失効取消

1. 第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第30条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に死亡保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に死亡保険金の支払事由（第3条）が生じたとき	死亡保険金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。

第18条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3か月以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第21条）および告知義務違反による解除（第22条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第30条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

10 取消しと無効について

第19条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第18条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第20条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第18条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第17条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第12条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第12条）の翌日をいいます。

第18条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第12条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

* 3 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

- (1) 死亡保険金を不法に取得する目的
- (2) 他人に死亡保険金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第21条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第18条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、死亡保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。

第22条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第18条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、死亡保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 死亡保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに死亡保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、死亡保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人が証明したときは、会社は、死亡保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または死亡保険金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第23条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第22条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第18条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第21条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第21条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に死亡保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第24条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または死亡保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、死亡保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、死亡保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その死亡保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第23条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 責任開始の日

第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第24条 補足説明

* 1 保険金

この保険契約の死亡保険金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 死亡保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに死亡保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第22条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4.の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については本条の4.の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12 契約内容の変更等について

第25条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第12条（保険料の払込み）および第13条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第12条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第26条 保険期間の変更

この保険契約の保険期間の変更は取り扱いません。

第27条 保険契約の更新

この保険契約の更新は取り扱いません。

第28条 死亡保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって死亡保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の死亡保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 死亡保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第29条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 死亡保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

13 解約等について

第29条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、

第24条 補足説明

*2 死亡保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが死亡保険金の受取人のみであり、その死亡保険金の受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。

この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第30条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第31条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第9条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡保険金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 死亡保険金の支払事由（第3条）または免責事由（第4条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第22条）または重大事由（第24条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第28条）または解約（第29条）されたとき

第32条 死亡保険金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に於いて次のすべてを満たす死亡保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金の支払事由（第3条）が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金の受取人に支払います。

14 保険金の受取人および保険契約者について

第33条 会社への通知による死亡保険金の受取人の変更

1. 保険契約者は、死亡保険金の支払事由（第3条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、死亡保険金の受取人を変更することができます。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金の受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金の受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第31条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第12条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第32条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第34条 遺言による死亡保険金の受取人の変更

1. 第33条（会社への通知による死亡保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由（第3条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金の受取人を変更することができます。
2. 本条の1. の死亡保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による死亡保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第35条 死亡保険金の受取人の死亡

1. 死亡保険金の受取人が死亡保険金の支払事由（第3条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により死亡保険金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により死亡保険金の受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金の受取人を死亡保険金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により死亡保険金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第36条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第37条 保険契約者の代表者および死亡保険金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡保険金の受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。

15 契約年齢の計算等について

第38条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第39条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第38条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第2条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外の場合は、会社は、この保険契約を取り消すことが

第38条 補足説明

- *1 契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

できるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または死亡保険金額を調整して処理します。

第40条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または死亡保険金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第41条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(5)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(5)に該当する保険契約については、(4)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日（第2条）の5年ごとの応当日*1が到来する保険契約	① その5年ごと応当日*1から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、その5年ごと応当日*1の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限ります。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 死亡保険金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 死亡保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険契約者に支払います。
(3) 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	責任準備金に加えて取り扱います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日および直前の5年ごと応当日*1からその日を含めて1年を経過して、死亡保険金の支払いにより消滅する保険契約	死亡保険金とともにその受取人に支払います。
(5) 次の事業年度中に契約成立日からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日*1からその日を含めて1年を経過して、(2)から(4)以外の事由により消滅する保険契約*2	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第7条（死亡保険金の支払時期）の1. の規定を準用します。

第41条 補足説明

* 1 契約成立日の5年ごとの応当日

本条の1. において「5年ごと応当日」といいます。

* 2 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

17 その他

第42条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第43条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第44条 時効

死亡保険金（第3条）、保険料の払込免除（第9条）、返戻金（第30条）または社員配当金（第41条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第45条 管轄裁判所

1. この保険契約における死亡保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または死亡保険金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

18 特則について

第46条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

- (1) 第15条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
- (2) 第25条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第45条 補足説明

* 1 死亡保険金の受取人

死亡保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表2 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

別表3 死亡保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 死亡保険金の支払い	(1) 死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 不慮の事故（別表1）を原因とするときは、不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 死亡保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表4 保険料払込免除の対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては股関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）普通保険約款目次

この保険の特色	676	12 告知義務と解除について	686
1 用語の意義について		第23条 告知義務	686
第1条 用語の意義	676	第24条 告知義務違反による解除	686
2 低解約返戻金期間について		第25条 告知義務違反による解除ができないとき	687
第2条 低解約返戻金期間	676	第26条 重大事由による解除	687
3 保障の開始について		13 保険契約者に対する貸付について	688
第3条 責任開始の時	676	第27条 保険契約者に対する貸付	688
4 保険金の支払いについて		14 契約内容の変更について	
第4条 死亡保険金の支払い	677	第28条 保険料払込方法の変更	689
第5条 免責事由	677	第29条 保険料払込期間の変更	689
第6条 災害死亡の場合の取扱い	678	第30条 払済引受基準緩和型終身保険への変更	689
5 保険金の支払請求手続について		第31条 死亡保険金額の減額	689
第7条 死亡保険金の支払請求手続	679	15 解約等について	
第8条 死亡保険金の支払時期	679	第32条 保険契約の解約	690
6 保険金の支払方法の選択について		第33条 返戻金	690
第9条 死亡保険金の支払方法の選択	680	第34条 保険料の未経過分に相当する返還金	690
7 保険料の払込免除について		第35条 死亡保険金の受取人による保険契約の存続	691
第10条 保険料の払込免除	680	16 保険金の受取人および保険契約者について	
第11条 保険料の払込免除の免責事由	681	第36条 会社への通知による死亡保険金の受取人の 変更	691
8 保険料の払込免除の請求手続について		第37条 遺言による死亡保険金の受取人の変更	691
第12条 保険料の払込免除の請求手続	682	第38条 死亡保険金の受取人の死亡	691
9 保険料の払込みにについて		第39条 保険契約者の権利義務の承継	691
第13条 保険料の払込み	682	第40条 保険契約者の代表者および死亡保険金の受 取人の代表者	692
第14条 保険料の払込方法（経路）	682	17 契約年齢の計算等について	
第15条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等 が生じた場合の取扱い	683	第41条 契約年齢の計算	692
第16条 保険料の前納および予納	683	第42条 契約年齢の誤りの処理	692
第17条 保険料の振替貸付	684	第43条 性別の誤りの処理	692
10 失効、失効取消および復活について		18 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第18条 保険契約の失効	685	第44条 社員配当金の割当ておよび支払い	692
第19条 保険契約の失効取消	685	19 その他	
第20条 保険契約の復活	685	第45条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	693
11 取消しと無効について		第46条 保険契約者の住所の変更	693
第21条 詐欺による取消し	686	第47条 時効	694
第22条 不法取得目的による無効	686	第48条 管轄裁判所	694
別表1 対象となる不慮の事故	695		
別表2 感染症	695		
別表3 死亡保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	696		
別表4 保険料払込免除の対象となる高度障害状態および身体障害の状態	696		

5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）普通保険約款

(実施 2014.10.2 / 改正 2024.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	死亡に対する保障
保険金の種類	死亡保険金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	保険契約者のこの保険契約の継続に資するため、一定期間の返戻金の水準を低く設定し、これを保険料に反映します。

1 用語の意義について

第1条 用語の意義

この普通保険約款において使用する用語は、次に定めるとおりとします。

用語	意義
保険年度	第3条の2. に規定する責任開始の日から契約成立日の1年後の応当日の前日までの期間を第1保険年度とし、以後、契約成立日の応当日（年単位）*1ごとに1年を加えて計算します。

第1条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

2 低解約返戻金期間について

第2条 低解約返戻金期間

低解約返戻金期間は、返戻金（第33条）の水準を低く設定している期間をいい、保険料払込期間とします。ただし、保険料払込期間が終身の場合には、契約成立日（第3条）から被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日までの期間とします。

3 保障の開始について

第3条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第23条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第41条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

4 保険金の支払いについて

第4条 死亡保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、死亡保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して死亡保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第5条）に該当するときは支払いません。

支払事由(死亡保険金を支払う場合)		金 額	受取人				
死亡保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	死亡保険金の支払事由が生じた保険年度に応じ、死亡保険金の金額は、次のとおりとします。	死亡保険金受取人				
		<table><tr><th>第1 保険年度</th><th>第2 保険年度以後</th></tr><tr><td>死亡保険金額 × 50%</td><td>死亡保険金額</td></tr></table>		第1 保険年度	第2 保険年度以後	死亡保険金額 × 50%	死亡保険金額
		第1 保険年度		第2 保険年度以後			
死亡保険金額 × 50%	死亡保険金額						

2. 死亡保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱いします。

第5条 免責事由

1. 支払事由（第4条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、死亡保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても死亡保険金を支払わない場合）
死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき
	(1) 保険契約者の故意
	(2) 死亡保険金受取人の故意
	(3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺
	(4) この保険契約の復活（第20条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺
	(5) 戦争その他の変乱

第4条 補足説明

*1 責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。

第5条 補足説明

*1 責任開始の日

第3条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡保険金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡保険金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

第6条 災害死亡の場合の取扱い

1. 被保険者が、第1保険年度中に、次のいずれかの事由に該当したときは、第4条（死亡保険金の支払い）の1.の規定にかかわらず、死亡保険金の金額について、50%の削減支払を行います。

- (1) 責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害*2を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき
(2) 責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表2★）を直接の原因として死亡したとき

2. 次のいずれかにより本条の1. -(1)または(2)の事由に該当したときは、会社は、本条の1. は適用しません。

- (1) 保険契約者の故意または重大な過失
(2) 被保険者の故意または重大な過失
(3) 死亡保険金受取人の故意または重大な過失
(4) 被保険者の犯罪行為
(5) 被保険者の精神障害を原因とする事故
(6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
(7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
(8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
(9) 地震、噴火または津波
(10) 戦争その他の変乱

3. 本条の2. に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させたとき	故意または重大な過失により被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額の部分については、次のとおり取り扱います。なお、残額については、50%の削減支払を行わずにその他の受取人に支払います。 ① 死亡保険金受取人が故意により被保険者を死亡させた場合は、第5条（免責事由）の2. -(1)および(3)の規定を適用します。 ② 死亡保険金受取人が重大な過失により被保険者を死亡させた場合は、第4条（死亡保険金の支払い）の1.の規定により算出した金額を支払います。

第6条 補足説明

*1 責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。

*2 傷害

責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）を直接の原因とする傷害をいいます。

項 目	内 容
(2) 「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって死亡保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡保険金の金額の一部または全部を支払います。

★別表1（P.695参照）、別表2（P.695参照）

5 保険金の支払請求手続について

第7条 死亡保険金の支払請求手続

1. 死亡保険金の支払事由（第4条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 死亡保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡保険金受取人は死亡保険金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡保険金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 死亡保険金の支払請求に必要な書類（別表3★）
(2) 次のいずれかの書類 ① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 ② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表3（P.696参照）

第8条 死亡保険金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で死亡保険金を支払います。
2. 会社は、死亡保険金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から死亡保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 死亡保険金の支払事由（第4条）または第6条（災害死亡の場合の取扱い）の1.－(1)または(2)に定める事由発生の有無の確認が必要な場合	死亡保険金の支払事由または第6条（災害死亡の場合の取扱い）の1.－(1)または(2)に定める事由に該当する事実の有無

第7条 補足説明

- *1 死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。
- *2 官公署・会社・工場・組合等の団体
団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第8条 補足説明

- *1 (1)から(4)に定める事項の確認
会社が指定した医師による診断を含みます。

確認が必要な場合	確認事項
(2) 死亡保険金支払いの免責事由（第5条）または第6条（災害死亡の場合の取扱い）の2. に定める事由に該当する可能性がある場合	死亡保険金の支払事由または第6条（災害死亡の場合の取扱い）の2. に定める事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第24条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第26条）、詐欺（第21条）または不法取得目的（第22条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第26条（重大事由による解除）の1. - (4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは死亡保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡保険金請求時までにおける事実

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、死亡保険金の受取人（死亡保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡保険金を支払いません。

★別表3（P.696参照）

6 保険金の支払方法の選択について

第9条 死亡保険金の支払方法の選択

死亡保険金が支払われるときは、死亡保険金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡保険金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

7 保険料の払込免除について

第10条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第13条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第11条）に該当するときは免除しません。

第8条 補足説明

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第9条 補足説明

*1 死亡保険金

死亡保険金とともに支払われる金銭を含みます。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に高度障害状態（別表4★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（別表4★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表4★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第13条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第3条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.695参照）、別表4（P.696参照）

第11条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第10条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
高度障害状態または身体障害の状態による保険料の払込免除	保険料の払込免除事由が、次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

第10条 補足説明

*1 責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第20条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

8 保険料の払込免除の請求手続について

第12条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第10条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第8条（死亡保険金の支払時期）の規定を準用します。

★別表3（P.696参照）

9 保険料の払込みについて

第13条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第3条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第14条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第14条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第14条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第13条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第13条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第13条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第15条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第13条）の契約成立日（第3条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（死亡保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
(2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第13条）までに、死亡保険金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 死亡保険金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第16条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第13条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割引きます。

第15条 補足説明*** 1 契約成立日の応当日**

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第16条 補足説明*** 1 契約成立日の応当日（年単位）**

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 死亡保険金を支払う場合には、その受取人に支払います。
(2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

第17条 保険料の振替貸付

1. 保険料が払い込まれずに猶予期間（第13条）が満了したときは、あらかじめ保険契約者から反対の申出がない限り、会社は、次の金額を保険契約者に貸し付けて、保険料に充当します。

- (1) 年払契約および半年払契約の場合には、保険料に相当する金額
(2) 月払契約の場合には、6か月分の保険料に相当する金額。ただし、本条の2. - (1)の規定により6か月分の保険料に相当する金額の貸付ができないときは、貸付ができる範囲で最も多い月数分の保険料に相当する金額とします。

2. 保険料の振替貸付について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 貸付金とその利息との合計額が返戻金額*1を超えるとき	本条の規定による貸付は行いません。
(2) 貸付金の利息	① 年払契約の場合 未払込保険料の払込猶予期間満了日（第13条）の翌日以後、年8%以下の会社の定める利率で計算し、未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後1年経過するごとに元金に繰り入れます。 ② 半年払契約の場合 未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後、半年4%以下の会社の定める利率で計算し、未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後半年経過するごとに元金に繰り入れます。 ③ 月払契約の場合 保険料*2の払込期月に対応する払込猶予期間満了日の翌日以後、月8/12%以下の会社の定める利率で計算し、保険料*2の払込期月に対応する払込猶予期間満了日の翌日以後半年経過するごとに元金に繰り入れます。ただし、本条の規定による貸付が行われた後に、新たに本条の規定による貸付が行われる場合で、直前の貸付金の利息を元金に繰り入れる前に新たな貸付金の利息が起算されるときは、直前の貸付金の利息は、新たな貸付金の利息の起算日に元金に繰り入れます。
(3) 本条の規定による貸付金とその利息との合計額*3が返戻金額を超えたとき	保険契約者は、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
(4) 会社が(3)の通知を発した日を含む月の翌月末日までに、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額が払い込まれないとき	この保険契約は、会社が(3)の通知を発した日を含む月の翌々月1日から効力を失います。

第17条 補足説明

* 1 返戻金額

本条の1. に規定する金額を保険料として払い込んだものとみなして第33条（返戻金）の規定により計算し、本条または第27条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

* 2 保険料

本条の規定による貸付金により充当される最終の月の保険料とします。

* 3 本条の規定による貸付金とその利息との合計額

第27条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含んだ金額とします。

項 目	内 容
(5) 貸付金の精算	会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。 ① 死亡保険金が支払われるとき ② 死亡保険金額が減額（第31条）されたとき ③ ①以外の事由によってこの保険契約が消滅したとき
(6) 本条の規定による貸付を行わなかったものとするとき	本条の規定による貸付が行われた場合でも、猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月以内に保険契約者から次のいずれかの請求があったときは、本条の規定による貸付を行わなかったものとして、その請求による取扱いを行います。 ① この保険契約の解約（第32条） ② 払済引受基準緩和型終身保険への変更（第30条）。ただし、この保険契約が効力を失っている場合（第18条）を除きます。

10 失効、失効取消および復活について

第18条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第13条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第33条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第19条 保険契約の失効取消

1. 第18条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料等*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第33条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料等*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に死亡保険金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料等*2が払い込まれないときは、会社は、保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料等*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に死亡保険金の支払事由（第4条）が生じたとき	死亡保険金を支払うときは、延滞保険料等*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。

第20条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第18条（保険契約の失効）、第17条（保険料の振替貸付）の2. - (4) または第27条（保険契約者に対する貸付）の(3)の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3か月以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができま

第19条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料等

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第10条）が到来している未払込保険料の合計額とします。なお、第17条（保険料の振替貸付）の1. の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含みます。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

第20条 補足説明

* 1 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

* 2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

す。この場合、告知義務（第23条）および告知義務違反による解除（第24条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第33条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。

2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料等*3を払い込むことを必要とします。また、第27条（保険契約者に対する貸付）の(3)の規定によって効力を失った保険契約を復活させるときは、別に貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、本条の2. の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第20条 補足説明

*3 延滞保険料等

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。なお、第17条（保険料の振替貸付）の1. の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含みます。

11 取消しと無効について

第21条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第20条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第22条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第20条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 死亡保険金を不法に取得する目的
- (2) 他人に死亡保険金を不法に取得させる目的

12 告知義務と解除について

第23条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第20条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、死亡保険金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。

第24条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第20条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第23条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、死亡保険金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 死亡保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに死亡保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、死亡保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人が証明したときは、会社は、死亡保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または死亡保険金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第33条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第25条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第24条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結、復活（第20条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第23条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第23条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に死亡保険金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第23条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第26条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第25条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第3条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

- (1) 保険契約者または死亡保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、死亡保険金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、死亡保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その死亡保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 死亡保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに死亡保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第24条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第33条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

13 保険契約者に対する貸付について

第27条 保険契約者に対する貸付

保険契約者は、返戻金額*1のうち会社の定める限度内で、貸付を受けることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 貸付金の利息	会社の定める利率で計算します。

第26条 補足説明

* 1 保険金

この保険契約の死亡保険金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 死亡保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが死亡保険金の受取人のみであり、その死亡保険金の受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。

第27条 補足説明

* 1 返戻金額

第33条（返戻金）の規定により計算し、第17条（保険料の振替貸付）または本条の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

項 目	内 容
(2) 本条の規定による貸付金とその利息との合計額*2が返戻金額を超えたとき	保険契約者は、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
(3) 会社が(2)の通知を発した日を含む月の翌月末日までに、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額が払い込まれないとき	この保険契約は、会社が(2)の通知を発した日を含む月の翌々月1日から効力を失います。
(4) 貸付金の精算	会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。 ① 死亡保険金が支払われるとき ② 死亡保険金額が減額（第31条）されたとき ③ ①以外の事由によってこの保険契約が消滅したとき

第27条 補足説明*** 2 本条の規定による貸付金とその利息との合計額**

第17条（保険料の振替貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含んだ金額とします。

14 契約内容の変更について**第28条 保険料払込方法の変更**

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第13条（保険料の払込み）および第14条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第13条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第29条 保険料払込期間の変更

この保険契約の保険料払込期間の変更は取り扱いません。

第30条 払済引受基準緩和型終身保険への変更

1. 保険契約者は、将来の保険料の払込みを中止して、この保険契約を払済引受基準緩和型終身保険に変更★することができます。ただし、変更後の死亡保険金額が会社の定める金額に満たないときは、この取扱いをしません。
2. 払済引受基準緩和型終身保険への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後の死亡保険金額	返戻金額*1によって定めます。
(2) 払済引受基準緩和型終身保険に変更されたとき	① 払済引受基準緩和型終身保険に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。 ② 第33条（返戻金）の規定にかかわらず、払済引受基準緩和型終身保険に変更後の返戻金額は抑制しません。

★「払済引受基準緩和型終身保険への変更の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第31条 死亡保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって死亡保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の死亡保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱い

第30条 補足説明*** 1 返戻金額**

第33条（返戻金）の規定により計算し、第17条（保険料の振替貸付）または第27条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

ません。

2. 死亡保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分に対応する返戻金（第33条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。この場合、第8条（死亡保険金の支払時期）の1.の規定を準用します。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 死亡保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

15 解約等について

第32条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第33条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第33条 返戻金

1. 返戻金は、保険料を払い込んだ年月数により計算します。なお、低解約返戻金期間中の返戻金額は、返戻金を抑制しない場合の金額に低解約返戻金割合*1を乗じた金額とします。
2. 本条の1.にかかわらず、保険契約の解約（第32条）等*2の時期が低解約返戻金期間経過後にある場合でも、次のいずれかのときは、返戻金額は、返戻金を抑制しない場合の金額に低解約返戻金割合*1を乗じた金額とします。

- (1) 低解約返戻金期間を保険料払込期間とする場合には、保険料払込期間中の最終の保険料が払い込まれていないとき
- (2) 低解約返戻金期間を契約成立日（第3条）から被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日までの期間とする場合には、被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）を含む払込期月の保険料が払い込まれていないとき

3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第34条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第10条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡保険金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 死亡保険金の支払事由（第4条）または免責事由（第5条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第24条）または重大事由（第26条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第31条）または解約（第32条）されたとき

第33条 補足説明

* 1 低解約返戻金割合

低解約返戻金期間中の返戻金の支払割合をいい、70%とします。

* 2 保険契約の解約（第32条）等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 保険契約の解約（第32条）
- (2) 保険契約の失効（第19条）
- (3) 告知義務違反による解除（第24条）
- (4) 重大事由による解除（第26条）
- (5) 払済引受基準緩和型終身保険への変更（第30条）
- (6) 死亡保険金額の減額（第31条）

第34条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するとき、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第13条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第35条 死亡保険金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次を満たす死亡保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金の支払事由（第4条）が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金の受取人に支払います。

16 保険金の受取人および保険契約者について**第36条 会社への通知による死亡保険金の受取人の変更**

1. 保険契約者は、死亡保険金の支払事由（第4条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、死亡保険金の受取人を変更することができます。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金の受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金の受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第37条 遺言による死亡保険金の受取人の変更

1. 第36条（会社への通知による死亡保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由（第4条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金の受取人を変更することができます。
2. 本条の1. の死亡保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による死亡保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第38条 死亡保険金の受取人の死亡

1. 死亡保険金の受取人が死亡保険金の支払事由（第4条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により死亡保険金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により死亡保険金の受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金の受取人を死亡保険金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により死亡保険金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第39条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三

第35条 補足説明***1 会社が債権者等に支払うべき金額**

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

者に承継させることができます。

2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第40条 保険契約者の代表者および死亡保険金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡保険金の受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。

17 契約年齢の計算等について

第41条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第42条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第41条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第3条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または死亡保険金額を調整して処理します。

第43条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または死亡保険金額を調整して処理します。

18 社員配当金（保険契約者への配当）について

第44条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第41条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ （第3条）の5年ごとの応当日* ² が到来する保険契約	① その5年ごとに応当日* ² から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にある場合は、その5年ごとに応当日* ² の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限ります。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 死亡保険金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 死亡保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	返戻金に加えて取り扱います。
(3) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ および直前の5年ごとに応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、死亡保険金の支払いにより消滅する保険契約	死亡保険金とともにその受取人に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日* ¹ からその日を含めて2年および直前の5年ごとに応当日* ² からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約* ³	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第8条（死亡保険金の支払時期）の1. の規定を準用します。

19 その他

第45条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第46条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第44条 補足説明

* 1 契約成立日

保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条において「5年ごとに応当日」といいます。

* 3 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

第47条 時効

死亡保険金（第4条）、保険料の払込免除（第10条）、返戻金（第33条）または社員配当金（第44条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第48条 管轄裁判所

1. この保険契約における死亡保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または死亡保険金の受取人*¹の住所地と同一の都道府県内にある支社*²の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1.の規定を準用します。

第48条 補足説明

* 1 死亡保険金の受取人

死亡保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表2 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

別表3 死亡保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 死亡保険金の支払い	(1) 死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 不慮の事故（別表1）を原因とするときは、不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 死亡保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表4 保険料払込免除の対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

(4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）普通保険約款目次

この保険の特色	699	13 告知義務と解除について	715
1 用語の意義について		第22条 告知義務	715
第1条 用語の意義	699	第23条 告知義務違反による解除	716
2 保険契約の型について		第24条 告知義務違反による解除ができないとき	716
第2条 保険契約の型	699	第25条 重大事由による解除	716
3 保障の開始について		14 契約内容の変更および更新等について	717
第3条 責任開始の時	699	第26条 保険料払込方法の変更	717
4 給付金の支払いについて		第27条 保険契約の更新	718
第4条 給付金の支払い	700	第28条 保険期間が終身の保険契約への変更	719
第5条 免責事由	708	第29条 入院給付金日額の減額	720
5 給付金の支払請求手続について		15 解約等について	720
第6条 給付金の支払請求手続	709	第30条 保険契約の解約	720
第7条 給付金の支払時期	710	第31条 返戻金	721
6 死亡給付金の支払方法の選択について		第32条 保険料の未経過分に相当する返還金	721
第8条 死亡給付金の支払方法の選択	711	第33条 給付金の受取人による保険契約の存続	721
7 保険料の払込免除について		16 給付金の受取人および保険契約者について	721
第9条 保険料の払込免除	711	第34条 会社への通知による給付金の受取人の変更	721
第10条 保険料の払込免除の免責事由	712	第35条 遺言による給付金の受取人の変更	722
8 保険料の払込免除の請求手続について		第36条 給付金の受取人の死亡	722
第11条 保険料の払込免除の請求手続	712	第37条 保険契約者の権利義務の承継	722
9 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		第38条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者	722
第12条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	712	17 契約年齢の計算等について	722
10 保険料の払込みにについて		第39条 契約年齢の計算	722
第13条 保険料の払込み	713	第40条 契約年齢の誤りの処理	723
第14条 保険料の払込方法（経路）	713	第41条 性別の誤りの処理	723
第15条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	713	18 社員配当金（保険契約者への配当）について	723
第16条 保険料の前納および予納	714	第42条 社員配当金の割当ておよび支払い	723
11 失効、失効取消および復活について		19 その他	724
第17条 保険契約の失効	714	第43条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	724
第18条 保険契約の失効取消	714	第44条 保険契約者の住所の変更	724
第19条 保険契約の復活	715	第45条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	724
12 取消しと無効について		第46条 時効	725
第20条 詐欺による取消し	715	第47条 管轄裁判所	725
第21条 不法取得目的による無効	715	20 特則について	725
		第48条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則	725
		第49条 被指定契約がある場合の特則	725
別表1 入院給付金の支払対象となる入院	727		
別表2 対象となる不慮の事故	727		
別表3 病院または診療所	727		
別表4 手術給付金の支払対象となる「手術」	728		
別表5 公的医療保険制度	728		
別表6 医科診療報酬点数表	728		
別表7 歯科診療報酬点数表	728		
別表8 先進医療	728		
別表9 非電離放射線の定義	728		
別表10 放射線治療給付金の支払対象となる診療行為	728		
別表11 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	729		
別表12 対象となる高度障害状態および身体障害の状態	730		

5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）普通保険約款

（実施 2012.10.2 / 改正 2024.4.1）

この保険の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の入院や手術等に対する保障
給付金の種類	(1) 入院給付金 (2) 入院準備費用給付金（保険契約の型がB型の場合に限ります。） (3) 手術給付金 (4) 放射線治療給付金 (5) 死亡給付金（保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。）
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1 用語の意義について

第1条 用語の意義

この普通保険約款において使用する用語は、次に定めるとおりとします。

用語	意義
保険年度	第3条の2. に規定する責任開始の日から契約成立日の1年後の応当日の前日までの期間を第1保険年度とし、以後、契約成立日の応当日（年単位）*1ごとに1年を加えて計算します。

第1条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

2 保険契約の型について

第2条 保険契約の型

- 保険契約の型は、給付金の組合せにより、次のA型およびB型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の取扱いの範囲内で、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

保険契約の型	A型	B型
給付金		
入院給付金	○	○
入院準備費用給付金	—	○
手術給付金	○	○
放射線治療給付金	○	○
死亡給付金	○	○

（注）○：当該給付金が組み込まれていることを表します。

ただし、死亡給付金については、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。

- 本条の1. により選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。

3 保障の開始について

第3条 責任開始の時

- この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第22条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第39条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- | |
|----------------------------------|
| (1) 会社名 |
| (2) 保険契約者の氏名または名称 |
| (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項 |
| (4) 受取人の氏名または名称 |
| (5) 支払事由 |
| (6) 保険期間 |
| (7) 保険給付の額 |
| (8) 保険料およびその払込方法 |
| (9) 契約成立日 |
| (10) 保険証券を作成した年月日 |

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

4 給付金の支払いについて

第4条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第5条）に該当するときは支払いません。

支払事由（給付金を支払う場合）		金 額		受取人
入院給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院（別表 1 ★）をしたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする入院 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所（別表 3 ★）への入院 (4) 入院日数が 1 日*4以上の入院	入院給付金の支払事由が生じた保険年度に応じ、入院給付金の金額は、1 回の入院につき、次のとおりとします。		入院給付金受取人
	第 1 保険年度 (入院給付金 日額) × (入院日数) × 50% ただし、責任開始の時*1以後に生じた傷害*2を直接の原因とする場合には、50%の削減支払を行います。	第 2 保険年度以後 (入院給付金 日額) × (入院日数)		
入院準備費用給付金	被保険者が、保険期間中に、入院給付金が支払われる入院を開始したとき	入院準備費用給付金の支払事由が生じた保険年度に応じ、入院準備費用給付金の金額は、1 回の入院につき、次のとおりとします。		入院給付金受取人
	第 1 保険年度 (入院給付金 日額) × 10 × 50% ただし、責任開始の時*1以後に生じた傷害*2を直接の原因とする場合には、50%の削減支払を行います。	第 2 保険年度以後 (入院給付金 日額) × 10		

第4条 補足説明

*1 責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第19条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 傷害

責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）を直接の原因とする傷害をいいます。

*3 疾病

公的医療保険制度（別表5★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Aは含みません。なお、責任開始の時*1以後に生じた「不慮の事故（別表2★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

*4 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

支払事由（給付金を支払う場合）		金 額		受取人
手術給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす手術（別表４★）を受けたとき	手術給付金の支払事由が生じた保険年度に応じ、手術給付金の金額は、手術１回につき、次のとおりとします。		
	(1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする手術	第１保険年度	第２保険年度以後	
	(2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする手術	次のいずれかの金額	次のいずれかの金額	
	(3) 病院または診療所（別表３★）における手術	(1)入院中に受けた手術（入院給付金日額）	(1)入院中に受けた手術（入院給付金日額）	
	(4) 次のいずれかに該当する手術	×	×	
	① 公的医療保険制度（別表５★）に基づく医科診療報酬点数表（別表６★）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている手術*5	10	10	
	ただし、次に定める手術は除きます。	×	(2)入院中以外に受けた手術（入院給付金日額）	
	ア. 創傷処理（創傷処理に伴う縫合術を含みます。）	50%	×	
	イ. 皮膚切開術	(2)入院中以外に受けた手術（入院給付金日額）	×	
	ウ. デブリードマン	（入院給付金日額）	5	
エ. 骨、軟骨、関節のいずれかに対する整復術、整復固定術、授動術のうち非観血的または徒手的なもの	×		入院給付金受取人	
オ. 外耳道異物除去術または鼻内異物摘出術	5			
カ. 皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術	×			
キ. 会陰（陰門）切開および縫合術（分娩時）または胎児外回転術	50%			
ク. 抜歯手術	ただし、責任開始の時*1以後に生じた傷害*2を直接の原因とする場合には、50%の削減支払を行います。			
② 先進医療（別表８★）に該当する手術*6				
(注) 医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術および同一の先進医療（別表８★）に該当する手術*6は、本条の２．－(4)－③および④の規定により、14日（別表９★に定める非電離放射線による療法の場合には60日）に１回の給付を限度とします。				

第４条 補足説明

* ５ 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術

公的医療保険制度（別表５★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表７★）に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。

* ６ 先進医療に該当する手術

放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。

支払事由（給付金を支払う場合）		金 額		受取人
放射線治療給付金	被保険者が、保険期間中に、次のすべてを満たす診療行為（別表10★）（以下「放射線治療」といいます。）を受けたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする診療行為 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする診療行為 (3) 病院または診療所（別表3★）における診療行為 (4) 次のいずれかに該当する診療行為 ① 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為*7 ② 先進医療（別表8★）に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為	放射線治療給付金の支払事由が生じた保険年度に応じ、放射線治療給付金の金額は、放射線治療1回につき、次のとおりとします。		入院給付金受取人
	第1保険年度	第2保険年度以後		
	(入院給付金日額) × 10 × 50% ただし、責任開始の時*1以後に生じた傷害*2を直接の原因とする場合には、50%の削減支払を行います。	(入院給付金日額) × 10		
(注) 本条の2. -(5)-②の規定により、「放射線照射」または「温熱療法」による診療行為それぞれにつき、60日に1回の給付を限度とします。				
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	(入院給付金日額) × 10		死亡給付金受取人

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 入院給付金等*8の支払事由が生じ、支払うべき入院給付金等*8がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	入院給付金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき入院給付金等*8を死亡給付金受取人に支払います。

第4条 補足説明

*7 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為

公的医療保険制度（別表5★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表7★）に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りま。）においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

*8 入院給付金等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 入院準備費用給付金
- (3) 手術給付金
- (4) 放射線治療給付金

(2) 入院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により入院をしたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*9からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この保険契約の締結の際*10に、会社が、告知(第22条)等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 エ. 責任開始の時*1以後に、その原因による症状が悪化したことまたはその原因と医学上密接な関係にある疾病*3を発病したことなどにより、責任開始の時*1前を含めて初めてその入院が必要であると医師に診断された場合。ただし、告知義務違反(第23条)があったときは、この限りではありません。
② 被保険者が、保険期間中に入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。 (注) この規定は、入院準備費用給付金、手術給付金、放射線治療給付金および死亡給付金の支払いに関しては適用しません。
③ 被保険者が、同一の傷害*2または同一の疾病*11を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したとき	「入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④ 被保険者が、同一の傷害*2または同一の疾病*11を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 入院給付金の支払限度日数	ア. 1回の入院について60日とします。 イ. 通算して1,000日とします。

第4条 補足説明

* 9 責任開始の日

第3条(責任開始の時)に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 10 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 11 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*3をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

項 目	内 容
⑥ 入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*2または疾病*3」以外に異なる「傷害*2または疾病*3」が生じていたとき	入院開始の直接の原因となった傷害*2または疾病*3により継続して入院したものとみなします。 なお、第1保険年度中は次のとおり取り扱います。 ア. 傷害*2により継続して入院したものとみなされる場合であっても、疾病*3の治療のみを直接の目的とする入院日に対する入院給付金の支払いについては、50%の削減支払を行います。 イ. 疾病*3により継続して入院したものとみなされる場合であっても、傷害*2の治療を直接の目的とする入院日に対する入院給付金の支払いについては、50%の削減支払を行いません。
⑦ 入院給付金の支払事由に該当する入院中に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*2または疾病*3」以外に異なる「傷害*2または疾病*3」が生じたとき	
⑧ 入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金日額が減額（第29条）されたとき	入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する入院給付金の支払金額は、減額後の入院給付金日額に基づいて計算します。
⑨ 入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する入院給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。
⑩ 被保険者が、第1保険年度中に入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が第2保険年度以後も継続したとき	第2保険年度以後の入院日に対する入院給付金の支払いについては、50%の削減支払を行いません。

(3) 入院準備費用給付金について

項 目	内 容
入院準備費用給付金の支払 限度	ア. 1回の入院について1回とします。 イ. 通算して30回とします。

(4) 手術給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*9からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けた場合 イ. この保険契約の締結の際*10に、会社が、告知(第22条)等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 エ. 責任開始の時*1以後に、その原因による症状が悪化したことまたはその原因と医学上密接な関係にある疾病*3を発病したことなどにより、責任開始の時*1前を含めて初めてその手術が必要であると医師に診断された場合。ただし、告知義務違反(第23条)があったときは、この限りではありません。
② 被保険者が、同時期に2種類以上の手術給付金の支払事由に該当する手術*12を受けたとき	ア. いずれか1種類の手術*12についてのみ手術給付金を支払います。 イ. ア. の場合、それぞれの手術*12の種類に応じた手術給付金の金額のうち、もっとも高い金額を支払います。 (注) この規定は、医科診療報酬点数表(手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り)において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術および先進医療(別表8★)に該当する手術*6に対する手術給付金の支払いに関しては適用しません。

第4条 補足説明

*12 手術

医科診療報酬点数表(手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り)において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術および先進医療(別表8★)に該当する手術*6を除きます。

項 目	内 容
③ 被保険者が、手術給付金の支払事由の(4)－①に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りです。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術*13に該当するとき	ア. 一連の手術*13のうち最初の手術を受けた日からその日を含めて14日間（別表9★に定める非電離放射線による療法の場合には60日間）を同一手術期間とします。 イ. 同一手術期間経過後に一連の手術*13を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて14日間（別表9★に定める非電離放射線による療法の場合には60日間）を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術*13を受けた場合についても同様とします。 ウ. 同一手術期間中、最初に受けた手術に対し、本条の1.の規定に基づき手術給付金を支払い、同一手術期間中は1回の給付を限度とします。 エ. 同一手術期間中、最初に受けた手術よりも手術給付金の倍率の高い手術を受けたときは、ウ.にかかわらず、倍率の高い手術のうち最初に受けた手術について、同一手術期間中最初に受けた手術に対する手術給付金の給付倍率を差し引いた給付倍率に基づいて計算した金額を支払います。 オ. 同一手術期間中に、入院給付金日額が減額（第29条）された場合で、減額された日以後同一手術期間中に受けた手術に対してエ.により手術給付金が支払われるときは、減額後の入院給付金日額に基づいて計算した金額を支払います。 カ. 同一手術期間中に、入院給付金受取人が変更された場合で、変更日以後同一手術期間中に受けた手術に対してエ.により手術給付金が支払われるときは、変更後の入院給付金受取人に支払います。
④ 被保険者が、同一の先進医療（別表8★）に該当する手術*6を複数回受けたとき	それらの手術については、一連の手術*13とみなして③の規定を適用します。

第4条 補足説明

* 13 医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りです。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術

本条の2. -(4)－③および④において「一連の手術」といいます。

(5) 放射線治療給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により放射線治療を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*9からその日を含めて2年を経過した後に放射線治療を受けた場合 イ. この保険契約の締結の際*10に、会社が、告知(第22条)等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 エ. 責任開始の時*1以後に、その原因による症状が悪化したことまたはその原因と医学上密接な関係にある疾病*3を発病したことなどにより、責任開始の時*1前を含めて初めてその放射線治療が必要であると医師に診断された場合。ただし、告知義務違反(第23条)があったときは、この限りではありません。
② 被保険者が、放射線治療を複数回受けたとき	ア. 最初の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日間ごとを同一放射線治療期間とします。なお、同一放射線治療期間の計算にあたっては、放射線照射による診療行為および温熱療法による診療行為は、それぞれ別に計算します。 イ. 同一放射線治療期間中に受けた放射線治療については、1回の給付を限度とします。

(6) 死亡給付金について

項 目	内 容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

★別表1 (P.727参照)、別表2 (P.727参照)、別表3 (P.727参照)、別表4 (P.728参照)、別表5 (P.728参照)、別表6 (P.728参照)、別表7 (P.728参照)、別表8 (P.728参照)、別表9 (P.728参照)、別表10 (P.728参照)

第5条 免責事由

- 支払事由(第4条)が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）	
入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金・入院準備費用給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱
	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) この保険契約の復活（第19条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱いいます。

項 目	内 容
(1) 「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって入院給付金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、入院給付金等*2の金額の一部または全部を支払います。
(2) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*3を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

5 給付金の支払請求手続について

第6条 給付金の支払請求手続

- 給付金の支払事由（第4条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表11★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

第5条 補足説明

* 1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

* 2 入院給付金等

次の(1)から(4)をいいます。

- 入院給付金
- 入院準備費用給付金
- 手術給付金
- 放射線治療給付金

* 3 責任準備金

入院給付金日額の10倍の金額を限度とします。

第6条 補足説明

* 1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類	
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表11★）	
(2) 次のいずれかの書類	
① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書	
② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類	
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類	

★別表11（P.729参照）

第7条 給付金の支払時期

1. 会社は、必要書類（別表11★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で給付金を支払います。
2. 会社は、給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表11★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 給付金の支払事由（第4条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金支払いの免責事由（第5条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第23条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第25条）、詐欺（第20条）または不法取得目的（第21条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第25条（重大事由による解除）の1. - (4) - ①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3. 本条の2.の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2.にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表11★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3.の確認を行うときは、会社は、給付金の受取人（給付金の

第6条 補足説明

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第7条 補足説明

*1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。

5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

★別表11（P.729参照）

6 死亡給付金の支払方法の選択について

第8条 死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

7 保険料の払込免除について

第9条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第13条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第10条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に高度障害状態（別表12★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表12★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（別表12★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表12★）になったとき

第7条 補足説明

- *3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第8条 補足説明

- *1 死亡給付金
死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第9条 補足説明

- *1 責任開始の時
第3条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第19条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

項 目	内 容
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第13条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第3条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表2（P.727参照）、別表12（P.730参照）

第10条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高度障害状態または身体障害の状態による保険料の払込免除	保険料の払込免除事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

8 保険料の払込免除の請求手続について

第11条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表11★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第7条（給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表11（P.729参照）

9 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第12条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。

2. 本条の1. の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

10 保険料の払込みについて

第13条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第3条）の応当日* ¹ （年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日* ¹ （月単位）までの期間* ²
(2) 半年払	契約成立日の応当日* ¹ （半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日* ¹ （月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第14条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第14条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*¹
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*²
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第13条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第13条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第13条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第15条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第13条）の契約成立日（第3条）の応当日*¹の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*¹が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第14条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第15条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

払い込まれた保険料を保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- | |
|----------------------|
| (1) この保険契約が消滅したとき |
| (2) 保険料の払込みが不要となったとき |

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第13条）までに、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第16条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第13条）を年払に変更することを必要とします。

項 目	内 容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きします。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きします。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。

11 失効、失効取消および復活について

第17条 保険契約の失効

保険料が払い込まなかったときは、この保険契約は、第13条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第18条 保険契約の失効取消

1. 第17条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料*2の払込みをした時に保険契約者

第16条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第18条 補足説明

* 1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第13条）が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 効力を失った日

猶予期間満了日（第13条）の翌日をいいます。

から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。

3. 延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料*2が払い込まれないときは、会社は、給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*1中に給付金の支払事由（第4条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第19条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第17条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3か月以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第22条）および告知義務違反による解除（第23条）の規定を適用します。
2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料*3を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料*3の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第19条 補足説明

- * 1 効力を失った日**
猶予期間満了日（第13条）の翌日をいいます。
- * 2 保険契約の復活**
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。
- * 3 延滞保険料**
本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。

12 取消しと無効について

第20条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第19条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第21条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第19条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に給付金を不法に取得させる目的

13 告知義務と解除について

第22条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第19条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）

で求めることができます。

2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。

第23条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第19条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第31条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第24条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第23条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第19条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第22条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第22条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第22条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第25条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第24条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 責任開始の日

第3条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第25条 補足説明*** 1 給付金**

この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

*** 2 給付金**

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第23条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第31条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

14 契約内容の変更および更新等について**第26条 保険料払込方法の変更**

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第13条（保険料の払込み）および第14条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第13条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保

険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第27条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- | |
|---|
| (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第39条）が79歳以下であること |
| (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること |

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第13条（保険料の払込み）の1. および第15条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の入院給付金日額	更新前契約の保険期間満了日の入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の入院給付金日額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第4条・第5条）、保険料の払込免除（第9条・第10条）および告知義務違反による解除（第23条・第24条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後契約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第3条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第40条・第41条）に準じて取り扱います。

第27条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項 目	内 容
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の入院給付金日額について、更新前契約の保険期間満了日の入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第28条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第27条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約に変更することができます。

- | |
|---------------------------------------|
| (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第9条）されていないこと |
| (2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること |
| (3) 変更日*1における被保険者の年齢（第39条）が75歳以下であること |

2. 保険期間が終身の5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後契約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第13条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第13条（保険料の払込み）の1. および第15条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第13条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後契約*2の給付金の支払事由（第4条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第9条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。
(3) 変更後契約*2の入院給付金日額	変更前契約の保険期間満了日*3の入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の入院給付金日額を変更することができます。

第28条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

*2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約をいいます。

*3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(4) 変更後契約*2に変更されたとき	① 変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第4条・第5条）、保険料の払込免除（第9条・第10条）および告知義務違反による解除（第23条・第24条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後契約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第3条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第40条・第41条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の入院給付金日額について、変更前契約の保険期間満了日*3の入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第29条 入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第30条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

15 解約等について

第30条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第31条）があるときは、会社は、

この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第31条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（入院給付金日額の10倍の金額）と同額とします。

- (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
 - (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること

3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第32条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第9条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 給付金の支払事由（第4条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
 - (2) 告知義務違反（第23条）または重大事由（第25条）によりこの保険契約が解除されたとき
 - (3) 減額（第29条）または解約（第30条）されたとき

第33条 給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1.の解約が通知された場合でも、その通知の時に次をすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1.の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にもその旨を通知したときは、本条の1.の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1.の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2.の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金の支払事由（第4条）が生じ、会社が給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2.の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金の受取人に支払います。

16 給付金の受取人および保険契約者について

第34条 会社への通知による給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付

第32条 補足説明

*1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

*2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第13条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第33条 補足説明

*1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第4条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。

2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受け、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第35条 遺言による給付金の受取人の変更

1. 第34条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第4条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第36条 給付金の受取人の死亡

1. 給付金の受取人が給付金の支払事由（第4条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第37条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第38条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。入院給付金等*1についても同様とします。

第38条 補足説明

* 1 入院給付金等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 入院準備費用給付金
- (3) 手術給付金
- (4) 放射線治療給付金

17 契約年齢の計算等について

第39条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下の

ものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。

2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第40条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第39条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第3条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第41条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

18 社員配当金（保険契約者への配当）について

第42条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てる場合があります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日*1（第3条）の5年ごとの応当日*2が到来する保険契約	① その5年ごと応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごと応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。

第39条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第42条 補足説明

* 1 契約成立日

次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
- (2) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (3) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条において「5年ごと応当日」といいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約*3	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第27条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第28条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に契約成立日*4および直前の5年ごと応当日*2からその日を含めて1年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	① 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 ② ①以外の場合は、保険契約者に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日*4からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日*2からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約*5	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、社員配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第7条（給付金の支払時期）の1. の規定を準用します。

19 その他

第43条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第44条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第45条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この保険契約の給付金の支払事由（第4条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

第41条 補足説明

*3 保険期間が満了する保険契約

第28条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第39条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

*4 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (2) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

*5 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

第45条 補足説明

*1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第3条）の応当日（年単位）をいいます。

- (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
- (2) 医療技術または医療環境の変化*2

2. この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第30条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. ー(1)の方法を指定されたものとみなします。

第46条 時効

給付金（第4条）、保険料の払込免除（第9条）、返戻金（第31条）または社員配当金（第42条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第47条 管轄裁判所

1. この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

20 特則について

第48条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

- (1) 第16条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
- (2) 第26条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第49条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約の保険料払込期間中に入院給付金等*2が支払われるべきときは、第4条（給付金の支払い）の2. ー(1)ー②を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
② 入院給付金等*2の支払事由が生じ、支払うべき入院給付金等*2がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき入院給付金等*2を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

- ① 第15条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1. 中、「保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（給付金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。
- ② 第42条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. ー(1)ー②を次のと

第45条 補足説明

*2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第47条 補足説明

*1 給付金の受取人

給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者としてします。

*2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第49条 補足説明

*1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

*2 入院給付金等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 入院給付金
- (2) 入院準備費用給付金
- (3) 手術給付金
- (4) 放射線治療給付金

おり読み替えます。

② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

③ 第42条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. ー(3)の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

別表1 入院給付金の支払対象となる入院

入院給付金の支払対象となる「入院」とは、医師（注1）による治療（注2）が必要であり、かつ自宅等での治療（注2）が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、常に医師（注1）の管理下において治療（注2）に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。なお、次の(1)から(3)などは入院給付金の支払対象となる入院には該当しません。

- (1) 美容整形のための入院
- (2) 正常分娩のための入院
- (3) 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院

注

1. 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
2. 柔道整復師による施術を含みます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（入院給付金および入院準備費用給付金の支払いについては、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。）
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

別表4 手術給付金の支払対象となる「手術」

手術給付金の支払対象となる「手術」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的として、器具を用い生体に切開、切除、摘出、除去およびそれに準ずる操作を加えることをいいます。なお、次の(1)から(8)などは手術給付金の支払対象となる手術には該当しません。

- | |
|---|
| (1) 処置（持続的胸腔ドレナージ、経皮的エタノール注入療法など）、検査、神経ブロック |
| (2) 診断・検査（生検・腹腔鏡検査・臓器穿刺など）のための手術（注） |
| (3) 美容整形上の手術 |
| (4) 不妊を目的とする手術 |
| (5) 正常分娩における手術 |
| (6) 人工妊娠中絶手術（注） |
| (7) 歯科治療に伴う歯科手術（歯肉切除手術、インプラントなど）（注） |
| (8) 屈折異常に対する視力矯正手術 |

注

医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りです。）で手術料が算定される場合には、手術給付金の支払対象となる手術に該当します。

別表5 公的医療保険制度

次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表6 医科診療報酬点数表

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表7 歯科診療報酬点数表

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表8 先進医療

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。ただし、平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、医科診療報酬点数表（別表6）に手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療は除きます。なお、診断、測定、試験、解析、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与などは含みません。

別表9 非電離放射線の定義

非電離放射線とは、物質を電離する能力をもたない電磁波（マイクロ波、ラジオ波、可視光線など）および超音波をいいます。

別表10 放射線治療給付金の支払対象となる診療行為

放射線治療給付金の支払対象となる「診療行為」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的とする放射線照射または温熱療法による診療行為をいいます。なお、次の(1)から(5)などは放射線治療給付金の支払対象となる診療行為には該当しません。

- | |
|-------------------------------|
| (1) 処置（光線療法・皮膚レーザー照射療法など） |
| (2) 検査（エックス線診断など） |
| (3) 血液照射 |
| (4) 放射性化合物の投与による照射（内用療法など）（注） |
| (5) 歯科治療に伴う放射線照射（注） |

注

医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りです。）で放射線治療料が算定される場合には、放射線治療給付金の支払対象となる診療行為に該当します。

別表11 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 入院給付金の支払い	(1) 入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表2）を原因とするときは、不慮の事故（別表2）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 入院準備費用給付金の支払い	(1) 入院準備費用給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院準備費用給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院準備費用給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表2）を原因とするときは、不慮の事故（別表2）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 手術給付金の支払い	(1) 手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 放射線治療給付金の支払い	(1) 放射線治療給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の医師の放射線治療証明書 (3) 放射線治療給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 放射線治療給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
5. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
6. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表12 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

無配当災害割増特約目次

この特約の特色	733	11 解約等について	
1 保障の開始について		第21条 特約の解約	743
第1条 特約の責任開始の時	733	第22条 特約の消滅	743
2 保険金の支払いについて		第23条 返戻金	743
第2条 災害保険金の支払い	733	12 被保険者の変更について	
第3条 免責事由	734	第24条 特約の被保険者の変更	744
3 保険金の支払請求手続について		13 その他	
第4条 災害保険金の支払請求手続	735	第25条 社員配当金	744
4 保険料の払込免除について		第26条 管轄裁判所	744
第5条 特約の保険料の払込免除	735	第27条 普通保険約款の規定の準用	744
5 保険期間および保険料払込期間について		14 特則について	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	736	第28条 5年ごと利差配当付普通終身保険契約等に 付加する場合の特則	744
6 保険料の払込みについて		第29条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約 または長期生活保障保険契約に付加する場 合の特則	745
第7条 特約の保険料の払込み	736	第30条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	745
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	736	第31条 個人年金保険契約または新個人年金保険契 約に付加する場合の特則	745
第9条 特約の保険料の振替貸付	736	第32条 変額保険（終身型）契約または変額保険 （有期型）契約に付加する場合の特則	746
7 失効、失効取消および復活について		第33条 主契約の更新または変更の際にこの特約を 付加する場合の特則	746
第10条 特約の失効	737	第34条 主契約が更新または変更される場合の特則	746
第11条 特約の失効取消	737	第35条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約 または年金移行特約を付加する場合の特則	747
第12条 特約の復活	737	第36条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等に ついて他の保険契約への加入を取り扱う場 合の特則	747
8 告知義務と解除について		第37条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契 約に付加する場合の特則	748
第13条 告知義務	737	第38条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契 約に指定代理請求特約または指定代理請求 特約（2016）が付加されていない場合の 特則	748
第14条 告知義務違反による解除	738		
第15条 告知義務違反による解除ができないとき	738		
第16条 重大事由による解除	738		
9 内容の変更および更新について			
第17条 特約の更新	739		
第18条 災害保険金額の増額	742		
第19条 災害保険金額の減額	742		
10 復旧について			
第20条 特約の復旧	743		
別表 1 対象となる不慮の事故	749		
別表 2 対象となる高度障害状態	750		
別表 3 災害保険金の支払請求に必要な書類	750		
別表 4 感染症	751		

無配当災害割増特約

(実施 1996.10.2 / 改正 2024.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	不慮の事故もしくは所定の感染症による死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	災害保険金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金の支払いについて

第2条 災害保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、災害保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して災害保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（災害保険金を支払う場合）	金 額	受取人
災害保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき (2) この特約の責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表4★）を直接の原因として死亡したとき	災害保険金額	主契約の死亡保険金受取人
	被保険者が、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（別表2★）になったとき (2) この特約の責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表4★）を直接の原因として高度障害状態（別表2★）になったとき		主契約の高度障害保険金受取人

第2条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2. 災害保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、災害保険金の支払事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（別表2★）になったとき ② その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表4★）を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態（別表2★）になったとき
(2) 被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表2★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、災害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に災害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第17条・第34条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ① この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと ② その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと。ただし、不慮の事故（別表1★）による傷害を原因とするときは、その事故の日からその日を含めて180日以内であることを必要とします。
(3) 「高度障害状態（別表2★）による災害保険金」の支払事由が生じた場合で、その支払前に「死亡による災害保険金」の支払請求を受け、「死亡による災害保険金」が支払われるとき	「高度障害状態（別表2★）による災害保険金」の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものと取り扱い、「高度障害状態（別表2★）による災害保険金」は支払いません。
(4) 災害保険金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表1（P.749参照）、別表2（P.750参照）、別表4（P.751参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、災害保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても災害保険金を支払わない場合）
災害保険金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 災害保険金の受取人の故意または重大な過失 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 災害保険金の受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を災害保険金の支払事由に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を災害保険金の支払事由に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって災害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、災害保険金の金額の一部または全部を支払います。

3 保険金の支払請求手続について

第4条 災害保険金の支払請求手続

1. 災害保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者、被保険者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 災害保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. この特約が次の契約形態の場合で、災害保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、災害保険金の受取人は、災害保険金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
災害保険金の受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 災害保険金の支払請求に必要な書類（別表3★）
(2) 次のいずれかの書類 ① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 ② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表3（P.750参照）

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除き、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

第4条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

特

約

無配当災害割増特約

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3. 第7条（特約の保険料の払込み）の2. および3. の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2. の規定を準用します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除き、この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

3. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の2. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第21条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による災害保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第9条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

第7条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の2. において「払込期間満了後保険料」といいます。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消^{*1}の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料^{*2}を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料^{*2}が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消^{*1}の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間^{*3}中にこの特約による災害保険金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料^{*2}が延滞保険料払込期間^{*3}中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料^{*2}が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間^{*3}中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間 ^{*3} 中に災害保険金の支払事由（第2条）が生じたとき	災害保険金を支払うときは、延滞保険料 ^{*2} を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料 ^{*2} に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活^{*1}の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活^{*1}の申込みがあったものとしてします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活^{*1}を承諾したときは、普通保険約款の復活^{*1}の規定を準用して、この特約の復活^{*1}の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第20条）、災害保険金額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、災害保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期日が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第20条）、災害保険金額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（災害保険金額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。
2. 会社は、災害保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 災害保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに災害保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、災害保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または災害保険金の受取人が証明したときは、会社は、災害保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または災害保険金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第20条）、災害保険金額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に災害保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の変更の日とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡による災害保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、災害保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、災害保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その災害保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 災害保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに災害保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更および更新について

第17条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。
3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第16条 補足説明

* 1 保険金

この特約の保険金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 災害保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが災害保険金の受取人のみであり、その災害保険金の受取人が災害保険金の一部の受取人であるときは、災害保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害保険金をいいます。

第17条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

項 目	内 容
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 （ア）主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 （イ）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア. (1)－②にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 （ア）会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 （イ）（ア）にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④ ①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項 目	内 容
(3) 更新後特約の災害保険金額	更新前特約の保険期間満了日の災害保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1. 一(2)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
(5) この特約が更新されたとき	① 保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）および告知義務違反による解除（第14条・第15条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)－②の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第18条 災害保険金額の増額

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て災害保険金額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の災害保険金額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。
2. 災害保険金額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（災害保険金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。
- (2) 災害保険金額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第19条 災害保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって災害保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の災害保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 災害保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第21条）されたものとして取り扱います。
- (2) 災害保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

10 復旧について

第20条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（災害保険金の支払い）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
- (2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第21条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第22条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ってこの特約の災害保険金を支払わないときは、消滅しません。
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第23条 返戻金

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にある場合またはこの特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支

第22条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約

* 2 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約
- (7) 個人年金保険介護年金特約

払います。

- ① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
- ② 解除または解約（第21条）されたとき
- ③ 第22条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

- (2) 本条の(1)の規定にかかわらず、第16条（重大事由による解除）の1. - (4)の規定によってこの特約を解除した場合で、災害保険金の一部の受取人に対して第16条（重大事由による解除）の2. - (1)または(2)の規定を適用し災害保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない災害保険金に対応する部分については本条の(1)の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
- (3) 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
- (4) この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 被保険者の変更について

第24条 特約の被保険者の変更

- 1. 主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約または生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者の変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者の変更されたものとします。
- 2. この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（災害保険金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
- (2) この特約の被保険者の変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 その他

第25条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第26条 管轄裁判所

この特約における災害保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第27条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

14 特則について

第28条 5年ごと利差配当付普通終身保険契約等に付加する場合の特則

- 1. この特約を5年ごと利差配当付普通終身保険契約等*1に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
- 2. この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満

第28条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付普通終身保険契約等

次の(1)から(8)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通終身保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約
- (3) 生存給付金付終身保険契約
- (4) 有期払込高保障終身保険契約
- (5) 有期払込普通終身保険契約
- (6) 普通終身保険契約
- (7) 有期払込終身保険契約
- (8) 特別終身年金保険契約

了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第5条（特約の保険料の払込免除）の3.の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第29条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第2条（災害保険金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) 第22条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (4) 第23条（返戻金）の(1)中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第30条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第2条（災害保険金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第1被保険者」と読み替えます。
- (3) この特約の保険期間の終期は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、第1被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
- (4) 第22条（特約の消滅）および第23条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
- (5) この特約の災害保険金を主契約の保険金または見舞金とともに支払うときは、この特約の災害保険金の受取人は次のとおりとします。
 - ① 主契約の死亡保険金とともに支払うときは、主契約の死亡保険金受取人
 - ② 主契約の死亡見舞金とともに支払うときは、第2被保険者
 - ③ 主契約の高度障害保険金とともに支払うときは、第1被保険者
 - ④ 主契約の高度障害見舞金とともに支払うときは、第1被保険者
- (6) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第31条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。
- (2) 第2条（災害保険金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) この特約の保険期間の終期は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
- (4) 第22条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (5) 第23条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (6) 主契約が年金支払開始日の前日に2つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。

2. この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の1. に規定するほか、第23条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第32条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

1. この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第22条（特約の消滅）および第23条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
- (2) この特約については特別勘定による運用は行いません。

2. この特約を変額保険（終身型）契約に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

第33条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第34条 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとしします。
- (2) 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	更新日の保険料率が適用されます。

第33条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(2) 更新後特約の災害保険金額	更新前特約の保険期間満了日の災害保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害保険金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第35条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
- (2) (1)の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
- ① この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
 - ② 保険契約者に支払うべき金額があるときは、5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第1回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の1.の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第36条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による災害保険金額がこの特約による災害保険金額以下であること

2. 本条の1.の取扱いが行われたときは、災害保険金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第36条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付逡減定期保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約
- (5) 普通定期保険契約
- (6) 長期生活保障保険契約

第37条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（災害保険金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第22条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (3) 第23条（返戻金）の(1)中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第38条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 「高度障害状態（別表2★）による災害保険金」の受取人が被保険者の場合で、その災害保険金の受取人がその災害保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の者がその災害保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
- ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている「死亡による災害保険金」の受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する「死亡による災害保険金」の受取人が2人以上いるときは、その災害保険金の受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が災害保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表3★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② (1)に定める代理人の印鑑証明書
- ③ (1)に定める代理人の住民票
- ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

- (4) (1)の規定により、会社が災害保険金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその災害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 災害保険金を支払うための確認に際し、(1)に定める代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は災害保険金を支払いません。

第38条 補足説明

***1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき**

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

★別表2（P.750参照）、別表3（P.750参照）

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表2 対象となる高度障害状態

災害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。
	(1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1）
	(2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2）
	(3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注3）
	(4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注4）
	(5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注4）
	(6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注4）
	(7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注4）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

別表3 災害保険金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
災害保険金の支払い	死亡保険金、高度障害保険金、死亡年金、高度障害年金、死亡給付金または高度障害給付金の支払請求に必要とする書類のほか、次の書類の提出を必要とします。 (1) 災害保険金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表4 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

特
約

無
配
当
災
害
割
増
特
約

別
表

無配当傷害特約目次

この特約の特色	753	11 復旧について	
1 保障の開始について		第21条 特約の復旧	763
第1条 特約の責任開始の時	753	12 解約等について	
2 被保険者および特約の型について		第22条 特約の解約	763
第2条 この特約の被保険者および特約の型	753	第23条 特約の消滅	763
3 保険金等の支払いについて		第24条 返戻金	763
第3条 保険金・給付金の支払い	753	13 被保険者の変更について	
第4条 免責事由	755	第25条 特約の被保険者の変更	764
4 保険金等の支払請求手続について		14 その他	
第5条 保険金・給付金の支払請求手続	755	第26条 社員配当金	764
5 保険料の払込免除について		第27条 管轄裁判所	764
第6条 特約の保険料の払込免除	756	第28条 普通保険約款の規定の準用	764
6 保険期間および保険料払込期間について		15 特則について	
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	756	第29条 5年ごと利差配当付普通終身保険契約等に 付加する場合の特則	765
7 保険料の払込みについて		第30条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約 または長期生活保障保険契約に付加する場 合の特則	765
第8条 特約の保険料の払込み	756	第31条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	765
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	757	第32条 個人年金保険契約または新個人年金保険契 約に付加する場合の特則	766
第10条 特約の保険料の振替貸付	757	第33条 変額保険（終身型）契約または変額保険 （有期型）契約に付加する場合の特則	767
8 失効、失効取消および復活について		第34条 主契約の更新または変更の際にこの特約を 付加する場合の特則	767
第11条 特約の失効	757	第35条 主契約が更新または変更される場合の特則	767
第12条 特約の失効取消	757	第36条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約 または年金移行特約を付加する場合の特則	768
第13条 特約の復活	758	第37条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等に ついて他の保険契約への加入を取り扱う場 合の特則	768
9 告知義務と解除について		第38条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契 約に付加する場合の特則	768
第14条 告知義務	758	第39条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契 約に指定代理請求特約または指定代理請求 特約（2016）が付加されていない場合の 特則	768
第15条 告知義務違反による解除	758	第40条 更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、 「本人・妻型」または「本人・子型」の場 合の特則	769
第16条 告知義務違反による解除ができないとき	759		
第17条 重大事由による解除	759		
10 内容の変更および更新について			
第18条 特約の更新	760		
第19条 災害保険金額の増額	762		
第20条 災害保険金額の減額	762		
別表 1 対象となる不慮の事故	772		
別表 2 給付割合表	773		
別表 3 身体の同一部位	775		
別表 4 保険金・給付金の支払請求に必要な書類	775		
別表 5 感染症	776		

無配当傷害特約

(実施 1996.10.2 / 改正 2024.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	不慮の事故もしくは所定の感染症による死亡または不慮の事故による所定の身体障害の状態に対する保障
保険金等の種類	(1) 災害保険金 (2) 障害給付金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第14条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 被保険者および特約の型について

第2条 この特約の被保険者および特約の型

この特約の被保険者は、主契約の被保険者とし、この特約の型は、「本人型」とします。

3 保険金等の支払いについて

第3条 保険金・給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金または給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（保険金等を支払う場合）	金 額	受取人
災害保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき (2) この特約の責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表5★）を直接の原因として死亡したとき	災害保険金額	主契約の死亡保険金受取人
障害給付金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に給付割合表（別表2★）に定めるいずれかの身体障害の状態になったとき	(1) 身体障害の状態が給付割合表（別表2★）の1種目のみに該当するとき 災害保険金額に給付割合表（別表2★）のその該当する種目に対応する給付割合を乗じた金額 (2) 身体障害の状態が給付割合表（別表2★）の2種目以上に該当するとき その該当する各種目*2ごとに(1)の規定を適用して得られる金額の合計額	主契約の高度障害保険金受取人

2. 保険金または給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 災害保険金について

項 目	内 容
災害保険金を支払う場合で、その災害保険金と同一の不慮の事故（別表1★）による障害給付金をすでに支払っているか、または支払請求があるもまだ支払っていないとき	災害保険金額にその該当する給付割合（別表2★）を乗じた金額の合計額を災害保険金から差し引きます。

(2) 障害給付金について

項 目	内 容
① すでに給付割合表（別表2★）に該当する身体障害が生じていた場合で、それと同一部位（別表3★）に新たに身体障害が生じたとき	次のア. の給付割合からイ. の給付割合を差し引いた割合を給付割合として、障害給付金の金額を算定します。 ア. すでにあった身体障害*3を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合 イ. すでにあった身体障害*3の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合
② 被保険者が、この特約の保険期間満了日に「給付割合表（別表2★）に定める身体障害の状態のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、障害給付金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に障害給付金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第18条・第35条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア. この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと。ただし、その原因となった不慮の事故（別表1★）の日からその日を含めて180日以内であることを必要とします。

第3条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 その該当する各種目

身体の同一部位（別表3★）に生じた2種目以上の障害については、その最も上位の種目のみとします。

* 3 すでにあった身体障害

「この特約の責任開始の時*1前に生じていた身体障害」および「この特約の責任開始の時*1前の原因によりこの特約の責任開始の時*1以後に生じた身体障害」を含みます。

項 目	内 容
③ 障害給付金の支払限度	給付割合を通算して10割とします。
④ 災害保険金を支払ったとき	その後に災害保険金と同一の不慮の事故（別表1★）による障害給付金の支払請求を受けても、その障害給付金は支払いません。
⑤ 障害給付金の支払事由が生じ、支払うべき障害給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき障害給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

★別表1（P.772参照）、別表2（P.773参照）、別表3（P.775参照）、別表5（P.776参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金または給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても保険金等を支払わない場合）	
災害保険金・障害給付金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 災害保険金に関しては、災害保険金の受取人の故意または重大な過失
	(4) 被保険者の犯罪行為
	(5) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(9) 地震、噴火または津波
	(10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 災害保険金の受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を災害保険金の支払事由に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を災害保険金の支払事由に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって災害保険金または障害給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、災害保険金または障害給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 保険金等の支払請求手続について

第5条 保険金・給付金の支払請求手続

1. 保険金または給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者、被保険者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表

- 4★) をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. この特約が次の契約形態の場合で、保険金もしくは給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、災害保険金または障害給付金の受取人は、保険金または給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
災害保険金または障害給付金の受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 保険金または給付金の支払請求に必要な書類（別表4★）
(2) 次のいずれかの書類
① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表4（P.775参照）

第5条 補足説明

*1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

*2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

- この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除き、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
- この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
- 第8条（特約の保険料の払込み）の2. および3. の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2. の規定を準用します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

- この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除き、この特約の保険料

は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。

2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

3. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の2. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第22条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による保険金または給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金または給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

8 失効、失効取消および復活について

第11条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。

第8条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の2. において「払込期間満了後保険料」といいます。

第12条 補足説明

* 1 失効取消

特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。なお、延滞保険料とともに払い込むべき保険料があるときはこれを含みます。

3. 延滞保険料払込期間*³中にこの特約による保険金または給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*²が延滞保険料払込期間*³中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*²が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*³中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間* ³ 中に保険金または給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	保険金または給付金を支払うときは、延滞保険料* ² を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料* ² に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第13条 特約の復活

1. 主契約の復活*¹の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*¹の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*¹を承諾したときは、普通保険約款の復活*¹の規定を準用して、この特約の復活*¹の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第14条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第21条）、災害保険金額の増額（第19条）または被保険者の変更（第25条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第15条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第21条）、災害保険金額の増額（第19条）または被保険者の変更（第25条）にあたって保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（災害保険金額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。
2. 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または災害保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

第12条 補足説明

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第13条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または災害保険金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
(2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第16条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結、復活（第13条）、復旧（第21条）、災害保険金額の増額（第19条）または被保険者の変更（第25条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
(2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
(3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
(4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
(5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に保険金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. ー(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第17条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第16条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の変更の日とします。

- (1) 保険契約者、被保険者（災害保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金*2または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金*2または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第15条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更および更新について

第18条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があったときに限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。

第17条 補足説明

* 1 保険金

この特約の保険金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

第18条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア. 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 （ア）主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 （イ）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③ この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア. (1)－②にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 （ア）会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 （イ）（ア）にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④ ①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項 目	内 容
(3) 更新後特約の災害保険金額	更新前特約の保険期間満了日の災害保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1. -(2)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
(5) この特約が更新されたとき	① 保険金・給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）および告知義務違反による解除（第15条・第16条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)－②の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第19条 災害保険金額の増額

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て災害保険金額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の災害保険金額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。
2. 災害保険金額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。
- (2) 災害保険金額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第20条 災害保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって災害保険金額を減額★することができます。ただし、

会社は、減額後の災害保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2. 災害保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第22条）されたものとして取り扱います。
- (2) 災害保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

11 復旧について

第21条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
- (2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 解約等について

第22条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第23条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ってこの特約の障害給付金を支払わないときは、消滅しません。
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) この特約による障害給付金の支払割合が通算して10割となったとき
- (5) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第24条 返戻金

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にある場合またはこの特約

第23条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約

* 2 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約
- (7) 個人年金保険介護年金特約

特

約

無
配
当
傷
害
特
約

の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- ① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第11条）
② 解除または解約（第22条）されたとき
③ 第23条（特約の消滅）の(2)または(4)の規定により消滅したとき

- (2) 本条の(1)の規定にかかわらず、第17条（重大事由による解除）の1. - (4)の規定によってこの特約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第17条（重大事由による解除）の2. - (1)または(2)の規定を適用し保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の(1)の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
- (3) 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
- (4) この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 被保険者の変更について

第25条 特約の被保険者の変更

1. 主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約または生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者に変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者に変更されたものとします。
2. この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
- (2) この特約の被保険者に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

14 その他

第26条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第27条 管轄裁判所

この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第28条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15 特則について

第29条 5年ごと利差配当付普通終身保険契約等に付加する場合の特則

- この特約を5年ごと利差配当付普通終身保険契約等*1に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
- この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第6条（特約の保険料の払込免除）の3.の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第30条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- 第3条（保険金・給付金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- 第3条（保険金・給付金の支払い）の2. -(2)-⑤中、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第1回年金または一時金」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- 第23条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- 第24条（返戻金）の(1)中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第31条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次の(1)から(8)のとおり取り扱います。

- この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。ただし、第40条（更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）にあつては「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第1被保険者」と読み替えます。
- 第3条（保険金・給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第1被保険者」と読み替えます。
- 第3条（保険金・給付金の支払い）の2. -(2)-⑤を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
⑤ 障害給付金の支払事由が生じ、支払うべき障害給付金がある場合で、その支払前に第1被保険者の死亡による主契約の死亡見舞金または死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の死亡見舞金または死亡保険金が支払われるときは、支払うべき障害給付金をそれぞれ第2被保険者または死亡保険金受取人に支払います。

- この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、第1被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

第29条 補足説明

*1 5年ごと利差配当付普通終身保険契約等

次の(1)から(8)をいいます。

- 5年ごと利差配当付普通終身保険契約
- 5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約
- 生存給付金付終身保険契約
- 有期払込高保障終身保険契約
- 有期払込普通終身保険契約
- 普通終身保険契約
- 有期払込終身保険契約
- 特別終身年金保険契約

特
約

無
配
当
傷
害
特
約

- (5) 第23条（特約の消滅）および第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
- (6) 第40条（更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の適用により第2被保険者がこの特約の被保険者となっているときは、第14条（告知義務）の1.の規定にかかわらず、妻に関する告知は第2被保険者が行うことを必要とします。この場合、第15条（告知義務違反による解除）および第16条（告知義務違反による解除ができないとき）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者または第2被保険者」と読み替えます。
- (7) 第1被保険者についてこの特約の災害保険金を主契約の保険金または見舞金とともに支払うときは、この特約の災害保険金の受取人は次のとおりとします。

① 主契約の死亡保険金とともに支払うときは、主契約の死亡保険金受取人
② 主契約の死亡見舞金とともに支払うときは、第2被保険者
③ 主契約の高度障害保険金とともに支払うときは、第1被保険者
④ 主契約の高度障害見舞金とともに支払うときは、第1被保険者

- (8) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第32条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次の(1)から(7)のとおり取り扱います。
 - (1) 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。
 - (2) 第3条（保険金・給付金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
 - (3) 第3条（保険金・給付金の支払い）の2. -(2)-⑤を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
⑤ 障害給付金の支払事由が生じ、支払うべき障害給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき障害給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

- (4) この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
 - (5) 第23条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
 - (6) 第24条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
 - (7) 主契約が年金支払開始日の前日に2つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。
2. この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の1. に規定するほか、第24条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第33条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

- この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- 第23条（特約の消滅）および第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
 - この特約については特別勘定による運用は行いません。
- この特約を変額保険（終身型）契約に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

第34条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第35条 主契約が更新または変更される場合の特則

- 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとして扱います。
 - 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	更新日の保険料率が適用されます。
(2) 更新後特約の災害保険金額	更新前特約の保険期間満了日の災害保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害保険金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 保険金・給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第23条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第34条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第36条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
- (2) (1)の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
 - ② 保険契約者に支払うべき金額があるときは、5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第1回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の1.の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第37条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による災害保険金額がこの特約による災害保険金額以下であること

2. 本条の1.の取扱いが行われたときは、保険金および給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。
(注) 付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第38条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の1.中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第3条（保険金・給付金の支払い）の2.-(2)-⑤中、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第1回年金または一時金」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) 第23条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (4) 第24条（返戻金）の(1)中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第39条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理

第37条 補足説明

*1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付逡減定期保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約
- (5) 普通定期保険契約
- (6) 長期生活保障保険契約

請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 被保険者が給付割合表（別表2★）に定める第1級の身体障害の状態に該当したことにより障害給付金を請求する際に、障害給付金の受取人が被保険者の場合で、障害給付金の受取人が障害給付金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が障害給付金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
- ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人、死亡給付金受取人または死亡年金受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する主契約の死亡保険金受取人、死亡給付金受取人または死亡年金受取人が2人以上いるときは、その死亡保険金受取人、死亡給付金受取人または死亡年金受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が障害給付金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表4★）（受取人の戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② (1)に定める代理人の印鑑証明書
- ③ (1)に定める代理人の住民票
- ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

- (4) (1)の規定により会社が障害給付金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその障害給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 保険金または給付金を支払うための確認に際し、(1)に定める代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。

★別表2（P.773参照）、別表4（P.775参照）

第40条 更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則

1. この特約が更新後特約の場合で、更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」のときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。
- (1) この特約の被保険者としてすることができる者は、主契約の被保険者に加え、次のとおりとします。

妻	主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）
子	主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（以下「子」といいます。）

- (2) この特約の型および被保険者の範囲は、第2条（この特約の被保険者および特約の型）の規定にかかわらず、次のいずれかのうち、更新前特約と同一とします。

特約の型	被保険者の範囲
本人・妻子型	主契約の被保険者、妻および子
本人・妻型	主契約の被保険者および妻
本人・子型	主契約の被保険者および子

- (3) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当し

第39条 補足説明

*1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第40条 補足説明

*1 責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）

この特約の復活（第13条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

た者はその日から、被保険者になります。

- (4) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当しなくなった者はその日から、また、子については満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えた者はその日から、被保険者ではなくなります。

2. 本条の1. の規定を適用するときは、被保険者である妻および子の保険金または給付金の支払いに関して、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 「責任開始の時」とあるのをすべて「責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）*1」と読み替えます。
- ② 「災害保険金額」とあるのをすべて「災害保険金額×0.6」と読み替えます。
- ③ 「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害保険金受取人」と読み替えます。ただし、主契約が個人年金保険契約または新個人年金保険契約の場合には、「主契約の死亡給付金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と、主契約が5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約の場合には、「主契約の死亡年金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。

- (2) 第4条（免責事由）の1. の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① (2)中、「被保険者」とあるのを「主契約の被保険者または支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。
- ② (4)から(8)中、「被保険者」とあるのをすべて「支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。

3. 本条の1. の規定を適用するときは、この特約の型について、次の(1)および(2)のとおり変更を取り扱います。

- (1) 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、「本人・妻子型」、「本人・妻型」もしくは「本人・子型」から「本人型」へ、または「本人・妻子型」から「本人・妻型」もしくは「本人・子型」へこの特約の型を変更することができます。ただし、この特約の保険料の払込みが免除される場合には、保険料の払込免除事由（第6条）が生じた時以後、この特約の型の変更はできません。

- (2) 特約の型の変更が行われたときは、次のとおり取り扱います。

- ① 保険料払込期間中にあっては、将来に向かって、この特約の保険料を変更します。
- ② 会社が承諾した日から変更の効力が生じ、その日を変更の日とします。
- ③ この特約の型の変更により被保険者でなくなる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、この特約が次のいずれかに該当するときは、会社は、変更前の返戻金額から変更後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
- ア. この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にあるとき
- イ. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
- ④ この特約の型が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

4. この特約が5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約とともに主契約に付加され、この特約の型が「本人・妻子型」または「本人・妻型」の場合で、この特約の被保険者であった妻が戸籍上の異動により本条の1. -(1)の条件を満たさなくなったことまたは主契約の被保険者が死亡したことによって被保険者でなくなったときは、この特約の被保険者であった妻は、5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約の規定に基づき他の保険契約への加入が行われる際に、会社の取扱いの範囲内で、妻の被保険者選択を受けなくて、妻を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、妻について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) この特約による保険金および給付金の支払事由（本条の2.）が生じていないこと
- (3) この特約の被保険者でなくなった日から1か月を経過していないこと
- (4) 付加後の特約の災害保険金額がこの特約の災害保険金額の6割以下であること

5. 更新前特約の規定によるこの特約の復活、復旧、災害保険金額の増額または特約の型の変更の際に告知義務違反があったときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定を準用して、会社は、この特約または新たに被保険者として加えられた部分を解除することができます。
6. 第3条（保険金・給付金の支払い）の2. - (2) - ⑤、第6条（特約の保険料の払込免除）および第23条（特約の消滅）の規定を除き、この特約の被保険者である妻および子について、本条に別段の定めのないときは、この特約中、本条を除く部分の規定を準用します。ただし、第5条（保険金・給付金の支払請求手続）の2. および3. については、必要書類（別表4★）を次の(1)および(2)のとおり読み替えて準用します。
 - (1) 「1. 災害保険金の支払い」の必要書類を次のとおり読み替えます。

- (1) 災害保険金支払請求書
- (2) 不慮の事故（別表1★）であることを証明する書類
- (3) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または検案書
- (4) 主契約の被保険者の戸籍謄本および災害保険金の受取人の戸籍抄本
- (5) 災害保険金の受取人の印鑑証明書
- (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類

- (2) 「2. 障害給付金の支払い」の必要書類中、「(4)障害給付金の受取人の戸籍抄本」とあるのを「(4)主契約の被保険者の戸籍謄本および障害給付金の受取人の戸籍抄本」と読み替えます。

★別表1（P.772参照）、別表4（P.775参照）

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表2 給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注3） 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注4） 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注1） 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注7(1)） 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注7(1)） 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注7(1)） 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注7(1)）	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの（注7(1)） 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの（注9） 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注5）	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注3） 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注7） 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注7） 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの（注9(1)(2)） 16. 10足指を失ったもの（注10(1)） 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注8(1)(2)）	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの（注3(3)） 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの（注4(2)(4)） 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの（注2） 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの（注7(2)） 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの（注7(2)） 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの（注9(1)(2)） 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの（注9(1)(3)） 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの（注10(2)） 27. 1足の5足指を失ったもの（注10(1)）	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注7(3)） 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注7(3)） 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの（注9(1)(2)） 31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの（注9(1)(3)） 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの（注10(2)） 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの（注5(1)(3)） 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの（注5(1)(2)） 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの（注6） 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの（注8(3)）	1.5割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注7(3)） 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注7(3)） 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの（注9(1)(3)） 41. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの（注9(1)(2)） 42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの（注10(1)） 43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの（注10(2)）	1割

特約

無配当傷害特約

別表

注

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込みがない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込みがない場合をいいます。

5. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の
$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

6. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込みのない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、関節に付随した筋力に障害がある場合には、関節の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3) 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

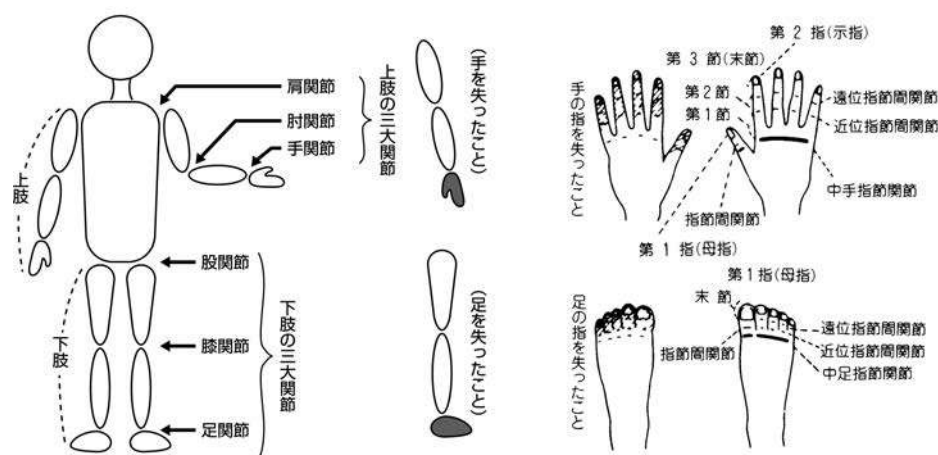
9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

10. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込みのない場合をいいます。

傷害の図解



別表3 身体の同一部位

- (1) 1上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- (2) 1下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 〔別表2〕の第1級の4.、5.、6. もしくは7.、第2級の8.、9. もしくは10.、第3級の16. または第4級の26. の障害に該当するときは、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

別表4 保険金・給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 災害保険金の支払い	死亡保険金、死亡年金または死亡給付金の支払請求に必要とする書類のほか、次の書類の提出を必要とします。 (1) 災害保険金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類
2. 障害給付金の支払い	(1) 障害給付金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 障害給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 障害給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金・給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表5 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

5年ごと利差配当付初期介護一時金特約（返戻金なし型）目次

この特約の特色	778	9 内容の変更について	
1 保障の開始について		第16条 初期介護一時金額の減額	783
第1条 特約の責任開始の時	778	10 解約等について	
2 一時金の支払いについて		第17条 特約の解約	784
第2条 初期介護一時金の支払い	778	第18条 特約の消滅	784
第3条 免責事由	779	第19条 返戻金	784
3 一時金の支払請求手続について		11 その他	
第4条 初期介護一時金の支払請求手続	780	第20条 社員配当金の割当ておよび支払い	784
4 保険料の払込免除について		第21条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	784
第5条 特約の保険料の払込免除	780	第22条 管轄裁判所	784
5 保険期間および保険料払込期間について		第23条 普通保険約款の規定の準用	785
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	780	12 特則について	
6 保険料の払込みについて		第24条 特別条件を付ける場合の特則	785
第7条 特約の保険料の払込み	780	第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険 契約への変更の際にこの特約を付加する場 合の特則	786
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	780	第26条 主契約が更新される場合の特則	786
7 失効、失効取消および復活について		第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更 される場合の特則	786
第9条 特約の失効	781	第28条 主契約に被指定契約がある場合の特則	787
第10条 特約の失効取消	781		
第11条 特約の復活	781		
8 告知義務と解除について			
第12条 告知義務	781		
第13条 告知義務違反による解除	781		
第14条 告知義務違反による解除ができないとき	782		
第15条 重大事由による解除	782		
別表 1 公的介護保険制度	788		
別表 2 要介護 1 以上の状態	788		
別表 3 初期介護一時金の支払請求に必要な書類	788		
別表 4 感染症	788		

5年ごと利差配当付初期介護一時金特約（返戻金なし型）

（実施 2024.4.2）

この特約の特色	
目的・内容	公的介護保険制度における要介護状態に対する保障
一時金の種類	初期介護一時金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）（2012）契約または5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には、返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 一時金の支払いについて

第2条 初期介護一時金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、初期介護一時金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して初期介護一時金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（初期介護一時金を支払う場合）	金 額	受取人
初期介護一時金	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、公的介護保険制度（別表1★）に基づく要介護1以上の状態（別表2★）（以下「要介護1以上の状態」といいます。）に該当していると認定されたとき	初期介護一時金額	主契約の介護年金受取人 または介護一時金受取人

第2条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みません。

2. 初期介護一時金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始の時* ¹ 前に生じた傷害または疾病* ² を原因として要介護1以上の状態に該当したとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時* ¹ 以後の疾病* ² によるものとみなします。 ① この特約の付加の際* ³ に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時* ¹ 以後の疾病* ² によるものとみなしません。 ② その原因について、この特約の責任開始の時* ¹ 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時* ¹ 以後の疾病* ² によるものとみなしません。
(2) 初期介護一時金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
(3) 初期介護一時金の支払事由が生じ、支払うべき初期介護一時金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の介護年金受取人または介護一時金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき初期介護一時金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1（P.788参照）、別表2（P.788参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、初期介護一時金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても初期介護一時金を支払わない場合）
初期介護一時金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 初期介護一時金の受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を要介護1以上の状態に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を要介護1以上の状態に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって初期介護一時金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、初期介護一時金の金額の一部または全部を支払います。

第2条 補足説明

* 3 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

3 一時金の支払請求手続について

第4条 初期介護一時金の支払請求手続

1. 初期介護一時金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 初期介護一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表3（P.788参照）

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第17条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約による初期介護一時金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 初期介護一時金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による初期介護一時金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に初期介護一時金の支払事由（第2条）が生じたとき	初期介護一時金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、初期介護一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、初期介護一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期日が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

5条)が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。
この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 初期介護一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに初期介護一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 3. 本条の2.の規定にかかわらず、初期介護一時金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、初期介護一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

- 1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日*1からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に初期介護一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

- 2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

- 1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第14条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第15条 補足説明

* 1 一時金

この特約の一時金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 保険契約者または被保険者が一時金*1を詐取する目的もしくは他人に一時金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 一時金*1の請求に関し、一時金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる一時金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、初期介護一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、初期介護一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その初期介護一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 初期介護一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに初期介護一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第16条 初期介護一時金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、初期介護一時金額を減額★することができません。ただし、会社は、減額後の初期介護一時金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 初期介護一時金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第17条）されたものとして取り扱います。
- (2) 初期介護一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

10 解約等について

第17条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第18条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約の初期介護一時金を支払ったとき

第19条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

11 その他

第20条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第21条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この特約の初期介護一時金の支払事由（第2条）にかかわる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この特約の支払事由を変更することがあります。

- (1) 法令等の改正による公的介護保険制度等の改正
- (2) 介護に関する技術または環境の変化*2

2. この特約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この特約の支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 変更日*1の前日にこの特約を解約（第17条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第22条 管轄裁判所

この特約における初期介護一時金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条 補足説明

* 1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する主契約の契約成立日の応当日（年単位）をいいます。

* 2 介護に関する技術または環境の変化

公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第24条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)および(2)のうち1つまたは2つの特別条件を付けることがあります。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 初期介護一時金の削減支払

この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が初期介護一時金の支払事由（第2条）に該当し、初期介護一時金を支払うべきときは、初期介護一時金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表4★）によって支払事由に該当したときは、初期介護一時金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第9条）は、第11条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

- (2) この特約の更新（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 初期介護一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた初期介護一時金の削減支払の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の特約への変更（第27条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 初期介護一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた初期介護一時金の削減支払の条件は適用されません。

第24条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の5年ごと利差配当付初期介護一時金特約（返戻金なし型）をいいます。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表4 (P.788参照)

第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第26条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の初期介護一時金額	更新前特約の保険期間満了日の初期介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の初期介護一時金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 一時金の支払い(第2条・第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第13条・第14条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱いします。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱いします。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の初期介護一時金額について、更新前特約の保険期間満了日の初期介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の5年ごと利差配当付初期介護一時金特約(返戻金なし型)に変更されます。
- 保険期間が終身の5年ごと利差配当付初期介護一時金特約(返戻金なし型)への変更について、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。

第25条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第27条 補足説明

*1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の5年ごと利差配当付初期介護一時金特約(返戻金なし型)をいいます。

項 目	内 容
(2) 変更後特約* ² の初期介護一時金額	変更前特約の保険期間満了日* ³ の初期介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日* ³ の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約* ² の初期介護一時金額を変更することができます。
(3) 変更後特約* ² に変更されたとき	① 変更後特約* ² の責任は変更日* ¹ から開始します。 ② 変更前特約は、変更日* ¹ の前日の満了時に消滅します。 ③ 一時金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）に関する規定について、変更後特約* ² の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日* ¹ の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約* ² に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日* ¹ に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*¹に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の初期介護一時金額について、変更前特約の保険期間満了日*³の初期介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第28条 主契約に被指定契約がある場合の特則

主契約に被指定契約*¹がある場合で、主契約と被指定契約*¹の被保険者が同一のとき、かつ、初期介護一時金が支払われるべきときは、第2条（初期介護一時金の支払い）の2. ー(3)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(3) 初期介護一時金の支払事由が生じ、支払うべき初期介護一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の介護年金受取人または介護一時金受取人が被保険者の場合には、支払うべき初期介護一時金を被指定契約* ¹ の死亡給付金受取人に支払います。

第27条 補足説明

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*¹として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*¹の前日とします。

第28条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表1 公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表2 要介護1以上の状態

要介護1以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護1から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表3 初期介護一時金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
初期介護一時金の支払い	(1) 初期介護一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度（別表1）に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 初期介護一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 初期介護一時金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 一時金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表4 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）目次

この特約の特色	790	9 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第14条 告知義務	794
第1条 特約の保険期間開始の時	790	第15条 告知義務違反による解除	794
第2条 特約の責任開始の時	790	第16条 告知義務違反による解除ができないとき	794
2 給付金の支払いについて		第17条 重大事由による解除	795
第3条 軽度認知障害給付金の支払い	790	10 内容の変更について	
第4条 免責事由	791	第18条 軽度認知障害給付金額の減額	796
3 給付金の支払請求手続について		11 解約等について	
第5条 軽度認知障害給付金の支払請求手続	792	第19条 特約の解約	796
4 保険料の払込免除について		第20条 特約の消滅	796
第6条 特約の保険料の払込免除	792	第21条 返戻金	796
5 保険期間および保険料払込期間について		12 その他	
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	792	第22条 社員配当金	796
6 保険料の払込みにについて		第23条 管轄裁判所	796
第8条 特約の保険料の払込み	792	第24条 普通保険約款の規定の準用	797
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	792	13 特則について	
7 失効、失効取消および復活について		第25条 特別条件を付ける場合の特則	797
第10条 特約の失効	793	第26条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	798
第11条 特約の失効取消	793	第27条 主契約が更新される場合の特則	798
第12条 特約の復活	793	第28条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	798
8 告知の時からこの特約の責任開始時前の取扱いについて		第29条 主契約に被指定契約がある場合の特則	799
第13条 告知の時からこの特約の責任開始時前に軽度認知障害または器質性認知症と診断確定された場合の取扱い	793		
別表1 軽度認知障害	800		
別表2 器質性認知症	800		
別表3 軽度認知障害給付金の支払いの請求に必要な書類	801		

無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）

（実施 2020.4.2 / 改正 2023.4.3）

この特約の特色	
目的・内容	所定の軽度認知障害または所定の器質性認知症の診断確定に対する保障
給付金の種類	軽度認知障害給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付認知症介護一時金保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約に返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の保険期間開始の時

1. この特約の保険期間開始の時は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第14条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する保険期間開始の時を含む日をこの特約の保険期間開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第2条 特約の責任開始の時

この特約の責任開始の時は保険期間開始の日（第1条）からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

2 給付金の支払いについて

第3条 軽度認知障害給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、軽度認知障害給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して軽度認知障害給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（軽度認知障害給付金を支払う場合）	金 額	受取人
軽度認知障害給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、次のいずれかに該当したとき (1) この特約の保険期間開始の時以後に生じた傷害または疾病*1により、この特約の責任開始の時*2以後に軽度認知障害（別表1★）と診断確定されたとき (2) この特約の保険期間開始の時以後に生じた傷害または疾病*1により、この特約の責任開始の時*2以後に器質性認知症（別表2★）と診断確定されたとき	軽度認知障害給付金額	主契約の認知症介護一時金受取人 または認知症介護一時金受取人

2. 軽度認知障害給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の保険期間開始の時前に生じた傷害または疾病を原因として軽度認知障害給付金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかの場合には、この特約の保険期間開始の時以後の疾病*1によるものとみなします。 ① この特約の付加の際*3に、会社が、告知（第14条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の保険期間開始の時以後の疾病*1によるものとみなしません。 ② その原因について、この特約の保険期間開始の時前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の保険期間開始の時以後の疾病*1によるものとみなしません。
(2) 軽度認知障害給付金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
(3) 軽度認知障害給付金の支払事由が生じ、支払うべき軽度認知障害給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の認知症介護年金受取人または認知症介護一時金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき軽度認知障害給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1（P.800参照）、別表2（P.800参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、軽度認知障害給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても軽度認知障害給付金を支払わない場合）
軽度認知障害給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

第3条 補足説明

*1 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

*2 特約の責任開始の時

第2条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

*3 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

特約

無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「戦争その他の変乱」によって軽度認知障害給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、軽度認知障害給付金の金額の一部または全部を支払います。

3 給付金の支払請求手続について

第5条 軽度認知障害給付金の支払請求手続

1. 軽度認知障害給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 軽度認知障害給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表3（P.801参照）

4 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内とします。

6 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第19条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで に支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当

日以後猶予期間満了日まで、この特約による軽度認知障害給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 軽度認知障害給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日まで払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による軽度認知障害給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に軽度認知障害給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	軽度認知障害給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知の時からこの特約の責任開始時前の取扱いについて

第13条 告知の時からこの特約の責任開始時前に軽度認知障害または器質性認知症と診断確定された場合の取扱い

1. 被保険者がこの特約の締結の際の告知（第14条）の時からこの特約の責任開始の時*1前に軽度認知障害または器質性認知症と診断確定された場合には、この特約を無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は払い戻します。
2. 本条の1.の規定は、この特約の復活（第12条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれた保険料は、その復活の時から無効とする時までの

第11条 補足説明

*1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

*2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日まで払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

*3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条 補足説明

*1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第13条 補足説明

*1 この特約の責任開始の時

第2条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

この特約の保険料*2とします。

3. 本条の2. の場合、この特約はその復活が行われずに、解約（第19条）されたものとして取り扱います。
4. 本条の規定にかかわらず、第15条（告知義務違反による解除）または第17条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの特約を解除することができます。
5. 本条の適用があるときは、第20条（特約の消滅）および第21条（返戻金）の規定は適用しません。

9 告知義務と解除について

第14条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第12条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、軽度認知障害給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第15条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第12条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、軽度認知障害給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 軽度認知障害給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに軽度認知障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、軽度認知障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、軽度認知障害給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第16条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

第13条 補足説明

- * 2 その復活の時から無効とするまでのこの特約の保険料
その復活の延滞保険料を含みます。

- (1) この特約の締結または復活（第12条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の保険期間開始の日*2からその日を含めて2年以内に軽度認知障害給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第17条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、軽度認知障害給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、軽度認知障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その軽度認知障害給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 軽度認知障害給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに軽度認知障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第15条（告知義務違反による解除）の4.

第16条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の保険期間開始の日

第1条（特約の保険期間開始の時）に規定するこの特約の保険期間開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第17条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更について

第18条 軽度認知障害給付金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって軽度認知障害給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の軽度認知障害給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 軽度認知障害給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第19条）されたものとして取り扱います。
- (2) 軽度認知障害給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

11 解約等について

第19条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第20条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約の軽度認知障害給付金を支払ったとき

第21条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でもこの特約の責任準備金は支払いません。

12 その他

第22条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第23条 管轄裁判所

この特約における軽度認知障害給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第25条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)および(2)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 軽度認知障害給付金の削減支払

この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が軽度認知障害給付金の支払事由（第3条）に該当し、軽度認知障害給付金を支払うべきときは、軽度認知障害給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害によって支払事由に該当したときは、軽度認知障害給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第10条）は、第12条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

- (2) この特約の更新（第27条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第27条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 軽度認知障害給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第27条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた軽度認知障害給付金の削減支払の条件は適用されません。

- (3) 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるとき（第28条）は、この特約について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合のこの特約の取扱い
① 割増保険料の払込み	第28条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。

第25条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

付けられた特別条件	主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合のこの特約の取扱い
② 軽度認知障害給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第28条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特約）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた軽度認知障害給付金の削減支払の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

第26条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

第1条（特約の保険期間開始の時）および第2条（特約の責任開始の時）の規定を準用します。

第27条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の軽度認知障害給付金額	更新前特約の保険期間満了日の軽度認知障害給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の軽度認知障害給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の軽度認知障害給付金額について、更新前特約の保険期間満了日の軽度認知障害給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えときは、その限度額と同額とします。

第28条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に、主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内の保険期間および保険料払込期間の無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）に変更されます。

第25条 補足説明

* 2 変更後特約

主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内の保険期間および保険料払込期間の特約に変更された場合の無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）をいいます。

第28条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

2. 本条の1. に定める無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の軽度認知障害給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3の軽度認知障害給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の軽度認知障害給付金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の軽度認知障害給付金額について、変更前特約の保険期間満了日の軽度認知障害給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第29条 主契約に被指定契約がある場合の特則

主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、軽度認知障害給付金が支払われるべきときは、第3条（軽度認知障害給付金の支払い）の2. 一(3)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(3) 軽度認知障害給付金の支払事由が生じ、支払うべき軽度認知障害給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の認知症介護年金受取人または認知症介護一時金受取人が被保険者の場合には、支払うべき軽度認知障害給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第28条 補足説明

***2 変更後特約**

主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内の保険期間および保険料払込期間の特約に変更された場合の無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）をいいます。

***3 保険期間満了日**

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱い範囲内の保険期間および保険料払込期間の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

第29条 補足説明

***1 被指定契約**

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

特

約

無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）

別表1 軽度認知障害

「軽度認知障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
脳の損傷および機能不全ならびに身体疾患によるその他の明示された精神障害（F 06）うち、軽症認知障害（外傷性脳損傷を原因とした軽症認知障害および物質・医薬品を原因とした軽症認知障害を含む。）	F 06.7

2013年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に軽度認知障害に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

別表2 器質性認知症

1. 「器質性認知症と診断確定されたとき」とは、次の(1)、(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者によって診断確定された場合をいいます。

- (1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

なお、器質性認知症の診断確定は、次のいずれかによるものとする必要があります。

① 画像所見による診断確定
② 画像検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

2. 1. の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

(1) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
他に分類されるその他の疾患の認知症（F 02）のうち、	
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症（外傷性脳損傷を原因とした認知症を含む。）	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）のうち、	
せん妄、認知症に重なったもの	F 05.1
アルコール使用＜飲酒＞による精神および行動の障害（F10）のうち、	
残遺性および遅発性の精神病性障害（アルコール性認知症に限る。）	F 10.7
神経系のその他の変性疾患、他の分類されないもの（G 31）のうち、	
限局性脳萎縮症（前頭側頭型認知症（F T D）に限る。）	G 31.0
神経性のその他の明示された変性疾患（レヴィ小体型認知症に限る。）	G 31.8

2013年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に器質性認知症に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

別表3 軽度認知障害給付金の支払いの請求に必要な書類

項 目	必要書類
軽度認知障害給付金の支払い	(1) 軽度認知障害給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 軽度認知障害給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 軽度認知障害給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

特

約

無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）

別

表

無配当入院サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色	803	9 内容の変更について	
		第16条 入院準備費用給付金額の減額	808
1 保障の開始について		10 解約等について	
第1条 特約の責任開始の時	803	第17条 特約の解約	809
2 給付金の支払いについて		第18条 特約の消滅	809
第2条 入院準備費用給付金の支払い	803	第19条 返戻金	809
第3条 免責事由	804	11 その他	
3 給付金の支払請求手続について		第20条 社員配当金	809
第4条 入院準備費用給付金の支払請求手続	805	第21条 管轄裁判所	809
4 保険料の払込免除について		第22条 普通保険約款の規定の準用	809
第5条 特約の保険料の払込免除	805	12 特則について	
5 保険期間および保険料払込期間について		第23条 特別条件を付ける場合の特則	809
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	805	第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険 契約への変更の際にこの特約を付加する場 合の特則	811
6 保険料の払込みについて		第25条 主契約が更新される場合の特則	811
第7条 特約の保険料の払込み	805	第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更 される場合の特則	812
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	806	第27条 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金な し型）契約等に付加する場合の特則	812
7 失効、失効取消および復活について		第28条 5年ごと利差配当付新医療保険契約に付加 する場合の特則	813
第9条 特約の失効	806	第29条 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返 戻金なし型）契約に付加する場合の特則	813
第10条 特約の失効取消	806		
第11条 特約の復活	806		
8 告知義務と解除について			
第12条 告知義務	806		
第13条 告知義務違反による解除	807		
第14条 告知義務違反による解除ができないとき	807		
第15条 重大事由による解除	807		
別表1 入院準備費用給付金の支払請求に必要な書類	816		
別表2 特定部位および指定疾病一覧表	816		
別表3 感染症	817		

無配当入院サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2009.4.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の入院に対する保障
給付金の種類	入院準備費用給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付新医療保険契約、5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約、5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約、無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 給付金の支払いについて

第2条 入院準備費用給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、入院準備費用給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して入院準備費用給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（入院準備費用給付金を支払う場合）	金 額	受取人
入院準備費用給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた原因により主契約の入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したとき	1回の入院につき、入院準備費用給付金額	主契約の受取人 入院給付金

第2条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2. 入院準備費用給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因による入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 ② この特約の付加の際*3に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ③ その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(2) 入院準備費用給付金の支払限度	① 主契約の普通保険約款に規定する1回の入院について1回とします。 ② 通算して30回とします。
(3) 入院準備費用給付金の支払事由が生じ、支払うべき入院準備費用給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき入院準備費用給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、入院準備費用給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても入院準備費用給付金を支払わない場合）
支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

第2条 補足説明

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 3 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

第3条 補足説明

* 1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって入院準備費用給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、入院準備費用給付金の金額の一部または全部を支払います。

3 給付金の支払請求手続について

第4条 入院準備費用給付金の支払請求手続

1. 入院準備費用給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 入院準備費用給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表1★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. 本条の2. の規定にかかわらず、入院準備費用給付金の支払事由が生じ、かつ、主契約の入院給付金の請求があったときは、入院準備費用給付金についてその受取人から請求があったものとして取り扱います。

★別表1（P.816参照）

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第17条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による入院準備費用給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 入院準備費用給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による入院準備費用給付金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に入院準備費用給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	入院準備費用給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

めることができます。

2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、入院準備費用給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、入院準備費用給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 入院準備費用給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに入院準備費用給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、入院準備費用給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、入院準備費用給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に入院準備費用給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第14条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第15条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、入院準備費用給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、入院準備費用給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その入院準備費用給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 入院準備費用給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに入院準備費用給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第16条 入院準備費用給付金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって入院準備費用給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の入院準備費用給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 入院準備費用給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第17条）されたものとして取り扱います。
- (2) 入院準備費用給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

10 解約等について

第17条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第18条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約の入院給付金の支払日数が通算して1,000日に達したとき
- (4) この特約による入院準備費用給付金の支払回数が通算して30回に達したとき

第19条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

11 その他

第20条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第21条 管轄裁判所

この特約における入院準備費用給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第23条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - (2) 入院準備費用給付金の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が入院準備費用給付金の支払事由（第2条）に該当し、入院準備費用給付金を支払うべきとき

第23条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

は、入院準備費用給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表3★）によって支払事由に該当したときは、入院準備費用給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定期間および指定疾病（別表2★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときは、これに対応する入院準備費用給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表3★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

(1) この特約が効力を失ったとき（第9条）は、第11条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

(2) この特約の更新（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 入院準備費用給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた入院準備費用給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身の特約への変更（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 入院準備費用給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた入院準備費用給付金の削減支払の条件は適用されません。

第23条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当入院サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表2 (P.816参照)、別表3 (P.817参照)

第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第25条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の入院準備費用給付金額	更新前特約の保険期間満了日の入院準備費用給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の入院準備費用給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第2条・第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第13条・第14条)、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)および特約の消滅(第18条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の入院準備費用給付金額について、更新前特約の保険期間満了日の入院準備費用給付金額と同額とした

第24条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

特約

無配当入院サポート特約(医療保険)(返戻金なし型)

場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

1. 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当入院サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
2. 保険期間が終身の無配当入院サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の入院準備費用給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3の入院準備費用給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の入院準備費用給付金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までを支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第18条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の入院準備費用給付金額について、変更前特約の保険期間満了日*3の入院準備費用給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約等に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約等*1に付加するときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約*2がある場合で、主契約と被指定契約*2の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に入院準備費用給付金が支払われるべ

第26条 補足説明

*1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当入院サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

*3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

第27条 補足説明

*1 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約
- (2) 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約
- (3) 5年ごと利差配当付医療保険 L（返戻金なし型）（2011）契約

*2 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

きときは、第2条（入院準備費用給付金の支払い）の2. - (3)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(3) 入院準備費用給付金の支払事由が生じ、支払うべき入院準備費用給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき入院準備費用給付金を被指定契約*2の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

(2) 第18条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。

(1) 被保険者が死亡したとき

第28条 5年ごと利差配当付新医療保険契約に付加する場合の特則

5年ごと利差配当付新医療保険契約の保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。

第29条 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則

この特約を無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加するときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。

(1) 第1条（特約の責任開始の時）の1. - (1)中、「主契約の責任開始の時」とあるのを「主契約の保険期間開始の時」と読み替えます。

(2) 第2条（入院準備費用給付金の支払い）を次のとおり読み替えます。

第2条 入院準備費用給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、入院準備費用給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して入院準備費用給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由 (入院準備費用給付金を支払う場合)	金 額	受取人
入院準備費用給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院*1を開始したとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因とする入院 (2) (1)の傷害*3または疾病*4の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所*5への入院 (4) 入院日数が1日*6以上の入院	1回の入院につき、入院準備費用給付金額	主契約の入院給付金受取人

2. 入院準備費用給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

第29条 補足説明

*1 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*5に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

*2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*3 傷害

この特約の責任開始の時*2以後に生じた主契約に定める不慮の事故を直接の原因とする傷害をいいます。

*4 疾病

公的医療保険制度^Aによる療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Bは含みません。なお、この特約の責任開始の時*2以後に生じた「主契約に定める不慮の事故以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

B：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた原因による入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなします。 ① この特約の責任開始の日*7からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 ② この特約の付加の際*8に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。 ③ その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。
(2) 被保険者が、同一の傷害*3または同一の疾病*9を直接の原因として、入院準備費用給付金の支払事由に定める入院を2回以上したとき	「入院準備費用給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ① 180日以下 「入院準備費用給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 ② 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
(3) 被保険者が、同一の傷害*3または同一の疾病*9を直接の原因として、転入院または再入院したとき	保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。
(4) 入院準備費用給付金の支払限度	① 1回の入院について1回とします。 ② 通算して30回とします。

* 5 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所^A
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

* 6 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

* 7 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 8 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 9 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*4をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

項 目	内 容
(5) 入院準備費用給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*3または疾病*4」以外に異なる「傷害*3または疾病*4」が生じていたとき	入院開始の直接の原因となった傷害*3または疾病*4により継続して入院したものとみなします。
(6) 入院準備費用給付金の支払事由に該当する入院中に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*3または疾病*4」以外に異なる「傷害*3または疾病*4」が生じたとき	
(7) 入院準備費用給付金の支払事由が生じ、支払うべき入院準備費用給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき入院準備費用給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

- (3) 第4条（入院準備費用給付金の支払請求手続）の3. 中、「主契約の入院給付金」とあるのを「主契約の生活習慣病入院給付金」と読み替えます。

- (4) 第18条（特約の消滅）を次のとおり読み替えます。

第18条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- | |
|---|
| (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
(2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
(3) この特約による入院準備費用給付金の支払回数が通算して30回に達したとき |
|---|

- (5) 主契約の普通保険約款に定めるがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効に関する規定により主契約が無効となるときは、この特約も無効とし、主契約の保険料を保険契約者に払い戻すときは、会社は、この特約の保険料についても主契約に準じて取り扱います。

別表1 入院準備費用給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
入院準備費用給付金の支払い	(1) 入院準備費用給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院準備費用給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院準備費用給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 主契約の普通保険約款に定める不慮の事故を原因とするときは、不慮の事故であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表2 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病

特定部位および指定疾病

53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病
54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）
55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
56. 脊椎部（当該神経を含む。）
57. 上肢（肩関節部を含む。）
58. 下肢（股関節部を含む。）
59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
61. 末梢動脈疾患

別表3 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

特約

無配当入院サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）

別

表

無配当通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色	819	9 内容の変更について	
		第16条 通院給付金日額の減額	827
1 保障の開始について		10 解約等について	
第1条 特約の責任開始の時	819	第17条 特約の解約	827
2 給付金等の支払いについて		第18条 特約の消滅	827
第2条 給付金・一時金の支払い	819	第19条 返戻金	827
第3条 免責事由	823	11 その他	
3 給付金等の支払請求手続について		第20条 社員配当金	827
第4条 給付金・一時金の支払請求手続	823	第21条 管轄裁判所	828
4 保険料の払込免除について		第22条 普通保険約款の規定の準用	828
第5条 特約の保険料の払込免除	823	12 特則について	
5 保険期間および保険料払込期間について		第23条 特別条件を付ける場合の特則	828
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	824	第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険 契約への変更の際にこの特約を付加する場 合の特則	829
6 保険料の払込みについて		第25条 主契約が更新される場合の特則	829
第7条 特約の保険料の払込み	824	第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更 される場合の特則	830
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	824	第27条 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし 型）（2010）契約等に付加する場合の特則	831
7 失効、失効取消および復活について			
第9条 特約の失効	824		
第10条 特約の失効取消	824		
第11条 特約の復活	825		
8 告知義務と解除について			
第12条 告知義務	825		
第13条 告知義務違反による解除	825		
第14条 告知義務違反による解除ができないとき	826		
第15条 重大事由による解除	826		
別表1 対象となる不慮の事故	833		
別表2 給付金または一時金の支払請求に必要な書類	834		
別表3 特定部位および指定疾病一覧表	835		
別表4 感染症	836		

無配当通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2018.4.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	通院に対する保障
給付金の種類	(1) 通院給付金 (2) 通院一時金 (3) 通院手術一時金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付医療保険契約（返戻金なし型）（2010）または5年ごと利差配当付医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 給付金等の支払いについて

第2条 給付金・一時金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金または一時金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または一時金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
通院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす通院*1をしたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因として主契約の入院給付金の支払事由に該当する入院をし、その入院の直接の原因となった傷害*3または疾病*4の治療を直接の目的とする通院 (2) 病院または診療所*5への通院 (3) (1)に定める入院の退院日*6の翌日以後180日の期間（以下「通院期間*7」といいます。）内における通院	1回の入院の通院につき、 （通院給付金日額） × （通院日数）	主契約の入院給付金受取人
通院一時金	被保険者が、この特約の保険期間中に通院給付金が支払われる通院*1を開始したとき	1回の通院期間*7につき、 （通院給付金日額）× 5	
通院手術一時金	被保険者が、この特約の保険期間中に主契約の手術給付金の支払事由に該当する手術を入院中以外に受けたとき	手術1回につき、 （通院給付金日額）× 5	

2. 給付金または一時金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 通院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた原因により入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*8からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この特約の付加の際*9に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。
② 被保険者が、この特約の保険期間満了日を含む通院期間中に通院をしたとき	その通院期間中の通院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。

第2条 補足説明

* 1 通院

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所*5において、医師^Aによる治療^Bを入院によらないで受けることをいいます（往診を含みます）。ただし、平常の生活もしくはは業務に従事することに支障がない程度に治った時以降の通院、または通院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的と認められない通院を除きます。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

* 2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 傷害

特約の責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表1★）を直接の原因とする傷害をいいます。

* 4 疾病

公的医療保険制度^Aによる療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Bは含みません。なお、この特約の責任開始の時*2以後に生じた「不慮の事故（別表1★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

B：平成6年10月12日総務庁

項 目	内 容
③ 被保険者が、この特約の保険期間中に本条の1. - (1)に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約またはこの特約の保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院の退院後の通院期間中の通院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。
④ 通院給付金の支払限度日数	ア. 1回の入院の通院* ¹⁰ について、45日とします。 イ. 通算して1,095日とします。
⑤ 被保険者が、本条の1. - (1)に規定する入院の開始時に、異なる傷害* ³ または疾病* ⁴ を併発していたとき	その異なる傷害* ³ または疾病* ⁴ について、入院の必要性がある場合* ¹¹ には、その異なる傷害* ³ または疾病* ⁴ の治療を直接の目的とする通院も通院給付金の支払事由に定める通院に含めます。
⑥ 被保険者が、本条の1. - (1)に規定する入院中に、異なる傷害* ³ または疾病* ⁴ を併発したとき	
⑦ 被保険者が、主契約の入院給付金が支払われる入院日に通院給付金の支払事由に該当する通院をしたとき	その入院日の通院に対する通院給付金は支払いません。
⑧ 被保険者が、同一の日に2回以上の通院をしたとき	1回の通院をしたものとみなします。この場合、2つ以上の原因により通院したときは、最も早く生じた通院の原因* ¹² により通院したものとして取り扱います。
⑨ 被保険者が、2つ以上の事由の治療を目的とする1回の通院をしたとき	
⑩ 通院給付金が支払われるべき通院期間中に、通院給付金日額が減額（第16条）されたとき	通院給付金日額が減額された日以後の通院日に対する通院給付金の支払金額は、減額後の通院給付金日額に基づいて計算します。
⑪ 通院給付金が支払われるべき通院期間中に、通院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の通院日に対する通院給付金は、変更後の受取人に支払います。
⑫ 通院給付金の支払事由が生じ、支払うべき通院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき通院給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

(2) 通院一時金について

項 目	内 容
① 通院一時金の支払限度	ア. 1回の通院期間* ⁷ について1回とします。 イ. 通算して30回とします。

告示第75号に定められた分類項目中の分類番号 F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みません。

* 5 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所^A
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

* 6 退院日

被保険者が、本条の1. - (1)に規定する入院を2回以上した場合で、主契約の普通保険約款の規定により1回の入院とみなされるときは、最終の入院^Aの退院日を本条の1. - (3)の退院日とみなします。

A：主契約の入院給付金の支払日数が、主契約の普通保険約款に定める1回の入院についての支払限度日数に達したときは、その支払限度日数に達した日を含んだ入院をいいます。

* 7 通院期間

被保険者が、本条の1. - (1)に規定する入院を2回以上した場合で、主契約の普通保険約款の規定により1回の入院とみなされるときは、最初の入院の退院日後、最終の入院^Aの入院日までの期間についても通院期間とみなし、それらの通院期間と最終の入院^Aの退院日*⁶の翌日以後180日の期間を1回の通院期間とします。

A：主契約の入院給付金の支払日数が、主契約の普通保険約款に定める1回の入院についての支払限度日数に達したときは、その支払限度日数に達した日を含んだ入院をいいます。

項 目	内 容
② 通院一時金の支払事由が生じ、支払うべき通院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき通院一時金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

(3) 通院手術一時金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時 ^{*2} 前に生じた原因により手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時 ^{*2} 以後の疾病 ^{*4} によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日 ^{*8} からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けた場合 イ. この特約の付加の際 ^{*9} に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時 ^{*2} 以後の疾病 ^{*4} によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時 ^{*2} 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時 ^{*2} 以後の疾病 ^{*4} によるものとみなしません。
② 被保険者が、同時期に2種類以上の主契約の手術給付金の支払事由に該当する手術 ^{*13} を入院中以外に受けたとき	いずれか1種類の手術 ^{*13} について通院手術一時金を支払います。 （注） この規定は、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に対する通院手術一時金の支払いに関しては適用しません。
③ 被保険者が、通院手術一時金の支払事由に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するとき	ア. 主契約に定める同一手術期間中、最初に受けた手術に対し、本条の1. の規定に基づき通院手術一時金を支払い、同一手術期間中は1回の給付を限度とします。

*** 8 特約の責任開始の日**

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

*** 9 この特約の付加の際**

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

*** 10 1回の入院の通院**

主契約の普通保険約款の規定により1回の入院とみなされる入院の通院を含みます。

*** 11 入院の必要性がある場合**

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所^{*5}に入り、常に医師^Aの管理下において治療^Bに専念する場合をいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な場合に限りです。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

*** 12 最も早く生じた通院の原因**

本条の1. -(1)に規定する入院を開始した日に原因が生じたものとして判定します。

*** 13 手術**

主契約に定める医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術を除きます。

項 目	内 容
④ 通院手術一時金の支払事由が生じ、支払うべき通院手術一時金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき通院手術一時金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1 (P.833参照)

第3条 免責事由

- 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、通院給付金、通院一時金または通院手術一時金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても通院給付金を支払わない場合）
通院給付金・通院一時金・通院手術一時金	支払事由が次のいずれかによるとき - 保険契約者の故意または重大な過失 - 被保険者の故意または重大な過失 - 被保険者の犯罪行為 - 被保険者の精神障害を原因とする事故 - 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 - 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 - 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 - 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） - 地震、噴火または津波 - 戦争その他の変乱

- 免責事由に関して、次のとおり取り扱いいます。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって通院給付金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、通院給付金等の金額の一部または全部を支払います。

3 給付金等の支払請求手続について

第4条 給付金・一時金の支払請求手続

- 給付金または一時金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 給付金または一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2 (P.834参照)

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

- 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

第3条 補足説明

*1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

*2 通院給付金等

次の(1)から(3)をいいます。

- 通院給付金
- 通院一時金
- 通院手術一時金

特
約

無配当通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）

2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第17条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による給付金または一時金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または一時金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による給付金または一時金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払い

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

ません。

4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に給付金または一時金の支払事由（第2条）が生じたとき	給付金または一時金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金、一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金、一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金または一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、給付金、一時金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金、一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

特
約

無配当通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金、一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金、一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金、一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金、一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第14条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第15条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金、一時金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 給付金または一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金または一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第16条 通院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、通院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の通院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 通院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第17条）されたものとして取り扱います。
- (2) 通院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

10 解約等について

第17条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第18条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

第19条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でもこの特約の責任準備金は支払いません。

11 その他

第20条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第21条 管轄裁判所

この特約における給付金、一時金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第23条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 通院給付金等の削減支払

この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金または一時金の支払事由（第2条）に該当し、給付金または一時金を支払うべきときは、通院日各日について給付金日額または一時金額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表4★）によって支払事由に該当したときは、給付金または一時金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表3★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が通院したときまたは手術を受けたときは、これに対応する給付金または一時金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表4★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

(1) この特約が効力を失ったとき（第9条）は、第11条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

(2) この特約の更新（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金または一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた通院給付金の削減支払の条件は適用されません。

第23条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の特約への変更（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金または一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第26条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた給付金または一時金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表3（P.835参照）、別表4（P.836参照）

第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第25条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の通院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の通院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の通院給付金日額を変更して更新することができます。

第23条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

第24条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金または一時金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第18条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の通院給付金日額について、更新前特約の保険期間満了日の通院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の通院給付金日額	変更前特約の保険期間満了日*3の通院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の通院給付金日額を変更することができます。

第26条 補足説明

*1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当通院保障特約（返戻金なし型）をいいます。

*3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を「変更日*1」として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金または一時金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第18条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の通院給付金日額について、変更前特約の保険期間満了日*3の通院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）(2010)契約等に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）(2010)契約または5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）(2011)契約に付加するときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に通院給付金が支払われるべきときは、第2条（給付金・一時金の支払い）の2. -(1)－⑫を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
⑫ 通院給付金の支払事由が生じ、支払うべき通院給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき通院給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に通院一時金が支払われるべきときは、第2条（給付金・一時金の支払い）の2. -(2)－②を次のとおり読み替えます。

第27条 補足説明

*1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

項 目	内 容
② 通院一時金の支払事由が生じ、支払うべき通院一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき通院一時金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (3) 被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に通院手術一時金が支払われるべきときは、第2条（給付金・一時金の支払い）の2. -(3)-④を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
④ 通院手術一時金の支払事由が生じ、支払うべき通院手術一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき通院手術一時金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (4) 第18条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
(1) 被保険者が死亡したとき

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表2 給付金または一時金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
通院給付金の支払い	(1) 通院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (3) 通院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 通院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故(別表1)を原因とするときは、不慮の事故であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
通院一時金の支払い	(1) 通院一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (3) 通院一時金の受取人の戸籍抄本 (4) 通院一時金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故(別表1)を原因とするときは、不慮の事故であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
通院手術一時金の支払い	(1) 通院手術一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 通院手術一時金の受取人の戸籍抄本 (4) 通院手術一時金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金または一時金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表3 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睪丸・副睪丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病 54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。） 55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。） 56. 脊椎部（当該神経を含む。） 57. 上肢（肩関節部を含む。） 58. 下肢（股関節部を含む。） 59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。） 60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。） 61. 末梢動脈疾患

特約

無配当通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）

別表

別表4 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色	838	9 更新等について	
1 保障の開始について		第16条 特約の更新	844
第1条 特約の責任開始の時	838	第17条 保険期間が終身の特約への変更	845
2 給付金等の支払いについて		10 解約等について	
第2条 給付金・見舞金の支払い	838	第18条 特約の解約	846
第3条 免責事由	840	第19条 特約の消滅	846
3 給付金等の支払請求手続について		第20条 返戻金	846
第4条 給付金・見舞金の支払請求手続	840	11 その他	
4 保険料の払込免除について		第21条 社員配当金	847
第5条 特約の保険料の払込免除	840	第22条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	847
5 保険期間および保険料払込期間について		第23条 管轄裁判所	847
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	841	第24条 普通保険約款の規定の準用	847
6 保険料の払込みについて		12 特則について	
第7条 特約の保険料の払込み	841	第25条 特別条件を付ける場合の特則	847
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	841	第26条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	849
7 失効、失効取消および復活について		第27条 主契約が更新される場合の特則	849
第9条 特約の失効	841	第28条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	850
第10条 特約の失効取消	841	第29条 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等に付加する場合の特則	851
第11条 特約の復活	842	第30条 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則	851
8 告知義務と解除について		第31条 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等に付加する場合の特則	851
第12条 告知義務	842	第32条 特約の付加の申込みをした日が2020年10月1日以前の場合の特則	852
第13条 告知義務違反による解除	842		
第14条 告知義務違反による解除ができないとき	842		
第15条 重大事由による解除	843		
別表1 公的医療保険制度	853		
別表2 先進医療	853		
別表3 対象となる不慮の事故	853		
別表4 給付金・見舞金の支払請求に必要な書類	854		
別表5 特定部位および指定疾病一覧表	854		
別表6 感染症	855		

無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2012.4.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	先進医療による療養に対する保障
給付金等の種類	(1) 先進医療給付金 (2) 先進医療見舞金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約、無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約、5年ごと利差配当付医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）契約、無配当こども医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）契約、5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約、無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 給付金等の支払いについて

第2条 給付金・見舞金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金または見舞金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または見舞金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

第2条 補足説明

* 1 療養

次の(1)から(3)のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 診察
- (2) 薬剤または治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療

* 2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
先進医療給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、次のすべてを満たす療養*1を受けたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因とする療養 (2) 公的医療保険制度（別表1★）における先進医療（別表2★）（以下、「先進医療」といいます。）による療養*5	1回の療養につき、先進医療の技術にかかる費用*6と同額	主契約の入院給付金受取人
先進医療見舞金	被保険者が、この特約の保険期間中に先進医療給付金が支払われる療養*1を受けたとき	1回の療養につき、先進医療給付金の支払金額の10%相当額	

2. 給付金または見舞金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた原因による療養を受けたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*7からその日を含めて2年を経過した後に療養を受けた場合 イ. この特約の付加の際*8に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。
(2) 被保険者が、同一の傷害*3または同一の疾病*9を直接の原因として、同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養*10として受けたとき	一連の療養*10として受けた同一の先進医療による複数回の療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養*10を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。 (注) 一連の療養*10として受けた先進医療の技術にかかる費用*6の総額を、本条の1. に定める先進医療の技術にかかる費用*6とします。
(3) 先進医療給付金の支払限度	通算して2,000万円とします。
(4) 先進医療給付金または先進医療見舞金の支払事由が生じ、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

第2条 補足説明

*3 傷害

この特約の責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表3★）を直接の原因とする傷害をいいます。

*4 疾病

公的医療保険制度（別表1★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Aは含みません。なお、この特約の責任開始の時*2以後に生じた「不慮の事故（別表3★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

*5 先進医療による療養

次の(1)または(2)のいずれかに該当する療養は除きます。

- 先進医療の技術にかかる費用*6が「0」となる療養
- 「先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準」において、歯科^Aのみで実施することが定められている先進医療による療養

A：歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科をいいます。

*6 先進医療の技術にかかる費用

被保険者が受けた先進医療に対する被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいい、次の(1)から(5)の費用などは含みません。

- 公的医療保険制度（別表1★）の法律に基づき保険給付の対象となる費用（自己負担分を含みます。）
- 先進医療以外の評価療養のための費用
- 選定療養のための費用
- 食事療養のための費用
- 生活療養のための費用

★別表1（P.853参照）、別表2（P.853参照）、別表3（P.853参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金または見舞金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じて給付金等を支払わない場合）
先進医療給付金・先進医療見舞金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。）
	(9) 地震、噴火または津波
	(10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって先進医療給付金または先進医療見舞金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、先進医療給付金または先進医療見舞金の金額の一部または全部を支払います。

3 給付金等の支払請求手続について

第4条 給付金・見舞金の支払請求手続

1. 給付金または見舞金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 給付金または見舞金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表4（P.854参照）

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱いします。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとする。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

*7 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

*8 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

*9 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*4をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

*10 一連の療養

療養開始にあたっての医師による療養に関する計画に基づく一連の療養をいいます。なお、療養開始後に新たに行われることとなった療養は、一連の療養には含みません。

第3条 補足説明

*1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで に支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約による給付金または見舞金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または見舞金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日まで払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による給付金または見舞金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間* ³ 中に 給付金または見舞金の支払 事由（第2条）が生じたとき	給付金または見舞金を支払うときは、延滞保険料* ² を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社 の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料* ² に 不足するときは、会社は、支払事由の発生により支 払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*¹の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*¹の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*¹を承諾したときは、普通保険約款の復活*¹の規定を準用して、この特約の復活*¹の取扱いをします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金もしくは見舞金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金もしくは見舞金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または見舞金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金または見舞金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、給付金もしくは見舞金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金もしくは見舞金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金もしくは見舞金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金もしくは見舞金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金もしくは見舞金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金もしくは見舞金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または見舞金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金または見舞金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4.

第14条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第15条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金もしくは見舞金または保険料の払込免除をいいます。

9 更新等について

第16条 特約の更新

- この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) 主契約が更新および終身変更されないこと
- (2) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (3) 特約更新日*1における被保険者の年齢が79歳以下であること
- (4) この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間の満了日*2前にあること

- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。
(3) 更新後特約の保険期間	10年とします。ただし、更新後特約の保険期間が主契約の保険料払込期間の満了日*2を超えるときは、主契約の保険料払込期間の満了日*2まで保険期間を短縮します。
(4) この特約が更新されたとき	① 給付金・見舞金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。

第16条 補足説明

*1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

*2 主契約の保険料払込期間の満了日

主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(6) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(4)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(4)のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。

第17条 保険期間が終身の特約への変更

1. 第16条（特約の更新）の規定にかかわらず、次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間満了日の翌日*1に、この特約を保険期間が終身の無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更することができます。

- | |
|---|
| (1) この特約の保険料の払込みが免除（第5条）されていないこと
(2) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
(3) 主契約の保険期間が終身であること
(4) 特約変更日*1における被保険者の年齢が75歳であること |
|---|

2. 保険期間が終身の無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、変更前特約と同一とします。
(2) 変更後特約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*2の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後特約*2の給付金の支払事由（第2条） イ. 変更後特約*2の保険料の払込免除事由（第5条） ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。

第17条 補足説明

*1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約変更日」といいます。なお、変更前特約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を「特約変更日」とします。

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

項 目	内 容
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は特約変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金・見舞金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 特約変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(5) 特約変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(4)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、特約変更日*1に、保険期間が終身の会社の定める同種の特約に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(4)の規定を準用します。

10 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき (3) この特約による先進医療給付金の支払金額が通算して2,000万円に達したとき |
|---|

第20条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。

2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

11 その他

第21条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第22条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この特約の給付金または見舞金の支払事由（第2条）にかかわる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この特約の支払事由を変更することがあります。

- | |
|---------------------------|
| (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正 |
| (2) 医療技術または医療環境の変化*2 |

2. この特約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- | |
|----------------------------------|
| (1) この特約の支払事由の変更を承諾する方法 |
| (2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第18条）する方法 |

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. - (1)の方法を指定されたものとみなします。

第23条 管轄裁判所

この特約における給付金もしくは見舞金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第25条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

- (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
- (2) 給付金または見舞金の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金または見舞金の支払事由（第2条）に該当し、給付金または見舞金を支払うべきときは、給付金または見舞金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表6★）によって支払事由に該当したときは、給付金または見舞金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			

第22条 補足説明

* 1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する主契約の契約成立日の応当日（年単位）をいいます。

* 2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第25条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表5★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が療養を受けたときは、これに対応する給付金または見舞金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表6★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

(1) この特約が効力を失ったとき（第9条）は、第11条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

(2) この特約の更新（第16条・第27条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第16条（特約の更新）の1. および第27条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金または見舞金の削減支払	ア. 削減期間中は、第16条（特約の更新）の1. および第27条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた給付金または見舞金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身等の特約への変更（第17条・第28条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身等の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第17条（保険期間が終身の特約への変更）の1. および第28条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金または見舞金の削減支払	ア. 削減期間中は、第17条（保険期間が終身の特約への変更）の1. および第28条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた給付金または見舞金の削減支払の条件は適用されません。

第25条 補足説明

***2 変更後特約**

次のいずれかの特約をいいます。

- (1) 保険期間が終身の特約に変更された無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）
- (2) 保険期間が10年または第28条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定により10年未満となる特約に変更された無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

付けられた特別条件	保険期間が終身等の特約への変更の取扱い
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表5（P.854参照）、別表6（P.855参照）

第26条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第27条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の保険期間	10年とします。ただし、更新後特約の保険期間が主契約の保険料払込期間の満了日*1を超えるときは、主契約の保険料払込期間の満了日*1まで保険期間を短縮します。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金・見舞金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。

第26条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第27条 の補足説明

*1 主契約の保険料払込期間の満了日

主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるとときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

特約

無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

第28条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

1. 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) 被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）に主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
 - (2) 被保険者の年齢が75歳未満となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）に主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約は、変更日*1に保険期間が10年の無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
 - ② ①の規定にかかわらず、保険期間を10年とした場合に主契約の保険料払込期間の満了日*2を超えるとときは、変更日*1に主契約の保険料払込期間の満了日*2を終期とする無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
2. 本条の1. の場合、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*3の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*3に変更されたとき	① 変更後特約*3の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金・見舞金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、変更後特約*3の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*3の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*3に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(3) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(2)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、次のとおり変更することができます。この場合、本条の2. の(1)および(2)の規定を準用します。
 - (1) 被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）に主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、変更日*1に保険期間が終身の会社の定める同種の特約に変更することができます。
 - (2) 被保険者の年齢が75歳未満となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）に主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約は、変更日*1に保険期間が10年の会社の定める同種の特約に変更することができます。
 - ② ①の規定にかかわらず、保険期間を10年とした場合に主契約の保険料

第28条 補足説明*** 1 主契約の変更日**

本条において「変更日」といいます。

*** 2 主契約の保険料払込期間の満了日**

主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

*** 3 変更後特約**

次のいずれかの特約をいいます。

- (1) 保険期間が終身の特約に変更された無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）
- (2) 保険期間が10年または本条の1. の規定により10年未満となる特約に変更された無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

払込期間の満了日*2を超えるときは、変更日*1に主契約の保険料払込期間の満了日*2を終期とする会社の定める同種の特約に変更することができます。

第29条 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等*1に付加するときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約*2がある場合で、主契約と被指定契約*2の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に給付金または見舞金が支払われるべきときは、第2条（給付金・見舞金の支払い）の2. -(4)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(4) 先進医療給付金または先進医療見舞金の支払事由が生じ、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金を被指定契約*2の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 第19条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
(1) 被保険者が死亡したとき

第30条 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則

この特約を無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加するときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の責任開始の時）の1. -(1)中、「主契約の責任開始の時」とあるのを「主契約の保険期間開始の時」と読み替えます。
(2) 主契約の普通保険約款に定めるがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効に関する規定により主契約が無効となるときは、この特約も無効とし、主契約の保険料を保険契約者に払い戻すときは、会社は、この特約の保険料についても主契約に準じて取り扱います。

第31条 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等*1に付加するときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の責任開始の時）の1. -(1)中、「主契約の責任開始の時」とあるのを「主契約の保険期間開始の時」と読み替えます。
(2) 被指定契約*2がある場合で、主契約と被指定契約*2の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に給付金または見舞金が支払われるべきときは、第2条（給付金・見舞金の支払い）の2. -(4)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(4) 先進医療給付金または先進医療見舞金の支払事由が生じ、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金を被指定契約*2の死亡給付金受取人に支払います。

- (3) 第19条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。

第29条 補足説明

*1 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約
(2) 5年ごと利差配当付医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）契約
(3) 無配当こども医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）契約

*2 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

第31条 補足説明

*1 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
(2) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
(3) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約

*2 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (4) 主契約の普通保険約款に定めるがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効に関する規定により主契約が無効となるときは、この特約も無効とし、主契約の保険料を保険契約者に払い戻すときは、会社は、この特約の保険料についても主契約に準じて取り扱います。

第32条 特約の付加の申込みをした日が2020年10月1日以前の場合の特則

1. この特則は、特約の付加の申込みをした日が2020年10月1日以前の特約（2020年10月2日以後に更新または変更される場合を含みます）に適用します。
2. この特則により、第6条、第25条および第28条の規定を次のとおり読み替えます。
 - (1) 第6条中、「主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内とします。」とあるのを「主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。」と読み替えます。
 - (2) 第25条の2. - (2)中、「この特約の更新（第16条・第27条）」および「第16条（特約の更新）の1. および第27条（主契約が更新される場合の特則）の1.」とあるのをそれぞれ「この特約の更新（第27条）」および「第27条（主契約が更新される場合の特則）の1.」と読み替えます。
 - (3) 第25条の2. - (3)中、「保険期間が終身等の特約への変更（第17条・第28条）」および「第17条（保険期間が終身の特約への変更）の1. および第28条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.」とあるのをそれぞれ「保険期間が終身の特約への変更（第28条）」および「第28条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.」と読み替えます。
 - (4) 第28条の1. を次のとおり読み替えます。
 1. 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
 - (5) 第28条の3. を次のとおり読み替えます。
 3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の会社の定める同種の特約に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)および(2)の規定を準用します。
3. 第16条（特約の更新）、第17条（保険期間が終身の特約への変更）および第27条（主契約が更新される場合の特則）の2. - (2)は適用しません。

第32条 補足説明

*** 1 主契約の変更日**

本条において「変更日」といいます。

別表1 公的医療保険制度

次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表2 先進医療

療養を受けた時点において、別表1の法律に定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表4 給付金・見舞金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
先進医療給付金の支払い	(1) 先進医療給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による療養を受けた病院または診療所の医師の診断書 (3) 先進医療の技術にかかる費用の支出を証明する書類 (4) 先進医療給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 先進医療給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 不慮の事故（別表3）を原因とするときは、不慮の事故（別表3）であることを証明する書類 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
先進医療見舞金の支払い	(1) 先進医療見舞金支払請求書 (2) 会社所定の様式による療養を受けた病院または診療所の医師の診断書 (3) 先進医療の技術にかかる費用の支出を証明する書類 (4) 先進医療見舞金の受取人の戸籍抄本 (5) 先進医療見舞金の受取人の印鑑証明書 (6) 不慮の事故（別表3）を原因とするときは、不慮の事故（別表3）であることを証明する書類 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金・見舞金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表5 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。）

特定部位および指定疾病

43. 上顎骨・下顎骨・顎関節
44. 甲状腺・副甲状腺
45. 食道・胃・十二指腸
46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。）
47. 肝臓（肝内胆管を含む。）
48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。）
49. 脾臓
50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道
51. 睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。）
52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病
53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病
54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）
55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
56. 脊椎部（当該神経を含む。）
57. 上肢（肩関節部を含む。）
58. 下肢（股関節部を含む。）
59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
61. 末梢動脈疾患

別表6 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

無配当特定損傷特約（医療保険）目次

この特約の特色	857	9 内容の変更について	
1 保障の開始について		第16条 特定損傷給付金額の減額	862
第1条 特約の責任開始の時	857	10 解約等について	
2 給付金の支払いについて		第17条 特約の解約	862
第2条 特定損傷給付金の支払い	857	第18条 特約の消滅	862
第3条 免責事由	858	第19条 返戻金	862
3 給付金の支払請求手続について		11 その他	
第4条 特定損傷給付金の支払請求手続	858	第20条 社員配当金	863
4 保険料の払込免除について		第21条 管轄裁判所	863
第5条 特約の保険料の払込免除	858	第22条 普通保険約款の規定の準用	863
5 保険期間および保険料払込期間について		12 特則について	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	859	第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険 契約への変更の際にこの特約を付加する場 合の特則	863
6 保険料の払込みについて		第24条 主契約が更新される場合の特則	863
第7条 特約の保険料の払込み	859	第25条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更 される場合の特則	864
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	859	第26条 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金な し型）契約または5年ごと利差配当付医療 保険（返戻金なし型）（2010）契約に付加 する場合の特則	865
7 失効、失効取消および復活について			
第9条 特約の失効	859		
第10条 特約の失効取消	859		
第11条 特約の復活	860		
8 告知義務と解除について			
第12条 告知義務	860		
第13条 告知義務違反による解除	860		
第14条 告知義務違反による解除ができないとき	861		
第15条 重大事由による解除	861		
別表1 対象となる不慮の事故	866		
別表2 特定損傷給付金の支払請求に必要な書類	866		

無配当特定損傷特約（医療保険）

（実施 2001.1.4 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色

目的・内容	不慮の事故による骨折、関節脱臼または腱の断裂の治療に対する保障
給付金の種類	特定損傷給付金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 給付金の支払いについて

第2条 特定損傷給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特定損傷給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（特定損傷給付金を支払う場合）	金 額	受取人
特定損傷給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす治療*1を受けたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表1★）による特定損傷*3に対して受けた治療 (2) (1)に定める不慮の事故（別表1★）の日からその日を含めて180日以内に受けた治療 (3) 病院または診療所*4における治療	特定損傷給付金額	主契約の入院 給付金受取人

2. 特定損傷給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 特定損傷給付金の支払限度	① 同一の不慮の事故（別表1★）について1回とします。 ② 通算して10回とします。

第2条 補足説明

*1 治療

医師^Aによる治療^Bをいいます。

A：四肢における骨折または脱臼に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

*2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*3 特定損傷

特定損傷とは、次の(1)から(3)のいずれかをいいます。

- (1) 骨折
骨の構造上の連続性が完全

特約

無配当特定損傷特約（医療保険）

項 目	内 容
(2) 特定損傷給付金の支払事由が生じ、支払うべき特定損傷給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき特定損傷給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1 (P.866参照)

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、特定損傷給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じて特定損傷給付金を支払わない場合）
特定損傷給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって特定損傷給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特定損傷給付金の金額の一部または全部を支払います。

3 給付金の支払請求手続について

第4条 特定損傷給付金の支払請求手続

1. 特定損傷給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2 (P.866参照)

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。

- (2) 関節脱臼
関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
- (3) 腱の断裂
腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

* 4 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所^A
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折または脱臼に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。ただし、主契約の保険期間中または保険料払込期間中に被保険者の年齢が60歳となるときは、60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第17条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特定損傷給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 特定損傷給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特定損傷給付金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

- まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の2. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に特定損傷給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	特定損傷給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

- 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
- 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第11条 補足説明

*1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第12条 告知義務

- 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、特定損傷給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

- この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
- 会社は、特定損傷給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 特定損傷給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特定損傷給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 本条の2. の規定にかかわらず、特定損傷給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、特定損傷給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に特定損傷給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. 一(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、特定損傷給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特定損傷給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特定損傷給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第14条 補足説明*** 1 保険媒介者**

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*** 2 特約の責任開始の日**

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第15条 補足説明*** 1 給付金**

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 特定損傷給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特定損傷給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第16条 特定損傷給付金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって特定損傷給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特定損傷給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 特定損傷給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第17条）されたものとして取り扱います。
- (2) 特定損傷給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

10 解約等について

第17条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第18条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約による特定損傷給付金の支払回数が通算して10回に達したとき

第19条 返戻金

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にあるときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- ① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
- ② 解除または解約（第17条）されたとき
- ③ 第18条（特約の消滅）の(2)または(3)の規定により消滅したとき

- (2) この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 その他

第20条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第21条 管轄裁判所

この特約における特定損傷給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第24条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	更新日の保険料率が適用されます。
(2) 更新後特約の特定損傷給付金額	更新前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特定損傷給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第18条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。

第23条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更新日とします。

項 目	内 容
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の特定損傷給付金額について、更新前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

1. 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、この特約の保険期間の終期が被保険者の年齢が60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日である場合を除き、主契約の変更日*1に、保険期間の終期を被保険者の年齢が60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする無配当特定損傷特約（医療保険）に変更されます。
2. 本条の1. に定める無配当特定損傷特約（医療保険）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	変更日*1の保険料率が適用されます。
(2) 変更後特約*2の特定損傷給付金額	変更前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の特定損傷給付金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第18条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるとき

第25条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間の終期を被保険者の年齢が60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする特約に変更された場合の無配当特定損傷特約（医療保険）をいいます。

は、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間の終期が被保険者の年齢が60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日である場合を除き、変更日*1に、保険期間の終期を被保険者の年齢が60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の特定損傷給付金額について、変更前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約に付加するときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に特定損傷給付金が支払われるべきときは、第2条（特定損傷給付金の支払い）の2. ー(2)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(2) 特定損傷給付金の支払事由が生じ、支払うべき特定損傷給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき特定損傷給付金を被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 第18条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。

(1) 被保険者が死亡したとき

- (3) 第19条（返戻金）を次のとおり読み替えます。

第19条（返戻金）

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にあるときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の保険料払込期間満了後の保険期間中に、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- ① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）

② 解除または解約（第17条）されたとき

③ 第18条（特約の消滅）の(2)または(3)の規定により消滅したとき

- (2) この特約の返戻金額は、この特約の付加の際に保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。本条において以下同じ。）します。ただし、主契約の返戻金額を通知するときは、これとあわせて通知します。

第26条 補足説明

*** 1 被指定契約**

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表2 特定損傷給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
特定損傷給付金の支払い	(1) 特定損傷給付金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 特定損傷給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 特定損傷給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

無配当特定損傷特約Ⅱ型（医療保険）目次

この特約の特色	868	9 無配当特定損傷特約（医療保険）への変更について	
1 保障の開始について		第16条 無配当特定損傷特約（医療保険）への変更	873
第1条 特約の責任開始の時	868	第17条 無配当特定損傷特約（医療保険）への申出による変更	874
2 給付金の支払いについて		10 内容の変更について	
第2条 特定損傷給付金の支払い	868	第18条 特定損傷給付金額の減額	875
第3条 免責事由	869	11 解約等について	
3 給付金の支払請求手続について		第19条 特約の解約	876
第4条 特定損傷給付金の支払請求手続	869	第20条 特約の消滅	876
4 保険料の払込免除について		第21条 返戻金	876
第5条 特約の保険料の払込免除	869	12 その他	
5 保険期間および保険料払込期間について		第22条 社員配当金	876
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	870	第23条 管轄裁判所	876
6 保険料の払込みについて		第24条 普通保険約款の規定の準用	876
第7条 特約の保険料の払込み	870	13 特則について	
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	870	第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	877
7 失効、失効取消および復活について		第26条 主契約が更新される場合の特則	877
第9条 特約の失効	870	第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	878
第10条 特約の失効取消	870	第28条 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約に付加する場合の特則	878
第11条 特約の復活	871	第29条 無配当こども医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）契約に付加する場合の特則	879
8 告知義務と解除について			
第12条 告知義務	871		
第13条 告知義務違反による解除	871		
第14条 告知義務違反による解除ができないとき	872		
第15条 重大事由による解除	872		
別表1 対象となる不慮の事故	880		
別表2 特定損傷給付金の支払請求に必要な書類	880		

無配当特定損傷特約Ⅱ型（医療保険）

（実施 2001.4.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色

目的・内容	不慮の事故による骨折、関節脱臼、腱の断裂または熱傷の治療に対する保障
給付金の種類	特定損傷給付金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 給付金の支払いについて

第2条 特定損傷給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特定損傷給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（特定損傷給付金を支払う場合）	金 額	受取人
特定損傷給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす治療 ^{*1} を受けたとき (1) この特約の責任開始の時 ^{*2} 以後に生じた不慮の事故（別表1★）による特定損傷 ^{*3} に対して受けた治療 (2) (1)に定める不慮の事故（別表1★）の日からその日を含めて180日以内に受けた治療 (3) 病院または診療所 ^{*4} における治療	特定損傷給付金額	主契約の入院給付金受取人

2. 特定損傷給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 特定損傷給付金の支払限度	① 同一の不慮の事故（別表1★）について1回とします。 ② 通算して10回とします。

第2条 補足説明

* 1 治療

医師^Aによる治療^Bをいいます。

A：四肢における骨折または脱臼に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

* 2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 特定損傷

特定損傷とは、次の(1)から(4)のいずれかをいいます。

- (1) 骨折
骨の構造上の連続性が完全

項 目	内 容
(2) 特定損傷給付金の支払事由が生じ、支払うべき特定損傷給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき特定損傷給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1 (P.880参照)

第3条 免責事由

- 支払事由(第2条)が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、特定損傷給付金を支払いません。

	免責事由(支払事由が生じて特定損傷給付金を支払わない場合)
特定損傷給付金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 地震、噴火または津波
	(9) 戦争その他の変乱

- 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって特定損傷給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特定損傷給付金の金額の一部または全部を支払います。

3 給付金の支払請求手続について

第4条 特定損傷給付金の支払請求手続

- 特定損傷給付金の支払事由(第2条)が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類(別表2★)をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2 (P.880参照)

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

- 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
- この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。

- 関節脱臼
関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
- 腱の断裂
腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。
- 熱傷
直径2cm以上のⅡ度深達性熱傷またはⅢ度熱傷の状態をいいます。この場合、Ⅱ度深達性熱傷とは、真皮層の深部まで障害された状態をいい、Ⅲ度熱傷とは、皮膚全層ならびに皮下組織まで障害された状態をいいます。

* 4 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または診療所^A
- (1)と同等の日本国外にある医療施設

^A：四肢における骨折または脱臼に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。ただし、主契約の保険期間中または保険料払込期間中に被保険者の年齢が30歳となるときは、30歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第19条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特定損傷給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 特定損傷給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による特定損傷給付金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

- まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*²が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*³中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間* ³ 中に特定損傷給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	特定損傷給付金を支払うときは、延滞保険料* ² を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料* ² に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

- 主契約の復活*¹の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*¹の申込みがあったものとしします。
- 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*¹を承諾したときは、普通保険約款の復活*¹の規定を準用して、この特約の復活*¹の取扱いをします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第12条 告知義務

- 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、特定損傷給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

- この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
- 会社は、特定損傷給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- 特定損傷給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- すでに特定損傷給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 本条の2. の規定にかかわらず、特定損傷給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、特定損傷給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に特定損傷給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、特定損傷給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特定損傷給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特定損傷給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第14条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第15条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 特定損傷給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに特定損傷給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

9 無配当特定損傷特約（医療保険）への変更について

第16条 無配当特定損傷特約（医療保険）への変更

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を無配当特定損傷特約（医療保険）に変更しない旨を会社に通知しない限り、変更の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に無配当特定損傷特約（医療保険）に変更されます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が、主契約の保険期間満了日前にあり、かつ、被保険者の年齢が30歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日であること

2. 無配当特定損傷特約（医療保険）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）は、変更前特約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後特約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、変更後特約*2の効力は生じません。
(3) 変更後特約*2の特定損傷給付金額	変更前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の特定損傷給付金額を変更することができます。
(4) 変更後特約*2の保険期間	① 変更前特約の保険期間と同一とします。ただし、変更前特約の保険期間と同一とすると変更後特約*2に定める保険期間の限度を超えときは、その限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、変更後特約*2は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更されることがあります。

第16条 補足説明

*1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約変更日」といいます。

*2 変更後特約

この特約から変更された場合の無配当特定損傷特約（医療保険）をいいます。

特

約

無配当特定損傷特約Ⅱ型（医療保険）

項 目	内 容
(5) この特約が変更後特約*2に変更されたとき	① 給付金の支払い、保険料の払込免除、告知義務違反による解除および特約の消滅に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 特約変更日*1の特約が適用されます。 ③ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約変更日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)および(2)を満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、特約変更日*1に、この特約を会社の定める同種の特約に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。

第17条 無配当特定損傷特約（医療保険）への申出による変更

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間満了日の翌日*1に、この特約を無配当特定損傷特約（医療保険）に変更することができます。

- (1) この特約の保険料の払込みが免除（第5条）されていないこと
(2) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
(3) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2. 無配当特定損傷特約（医療保険）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*3の保険料	① 特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更後特約*3の特定損傷給付金額によって定めます。 ③ 変更後特約*3の保険料の払込方法（回数）は、変更前特約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

第17条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約変更日」といいます。

* 2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が30歳となるときは、30歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

* 3 変更後特約

この特約から変更された場合の無配当特定損傷特約（医療保険）をいいます。

項 目	内 容
(2) 変更後特約* ³ の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、特約変更日*¹を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*¹以後変更後特約*³の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*³に変更されなかったものとします。 ア. 変更後特約*³の給付金の支払事由 イ. 変更後特約*³の保険料の払込免除事由 ウ. 主契約の給付金の支払事由 エ. 主契約に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*³に変更されなかったものとします。
(3) 変更後特約* ³ の特定損傷給付金額	変更前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額を限度とします。
(4) この特約が変更後特約* ³ に変更されたとき	① 給付金の支払い、保険料の払込免除、告知義務違反による解除および特約の消滅に関する規定について、変更後特約*³の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*³の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 特約変更日*¹の特約が適用されます。 ③ 変更後特約*³に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、特約変更日*¹に、この特約を会社の定める同種の特約に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(4)の規定を準用します。

10 内容の変更について

第18条 特定損傷給付金額の減額

- 保険契約者は、将来に向かって特定損傷給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特定損傷給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- 特定損傷給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第19条）されたものとして取り扱います。
- (2) 特定損傷給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

11 解約等について

第19条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第20条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約による特定損傷給付金の支払回数が通算して10回に達したとき

第21条 返戻金

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にあるときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- ① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
- ② 解除または解約（第19条）されたとき
- ③ 第20条（特約の消滅）の(2)または(3)の規定により消滅したとき

- (2) この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 その他

第22条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第23条 管轄裁判所

この特約における特定損傷給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第26条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨または第16条（無配当特定損傷特約（医療保険）への変更）に定める変更後特約*1に変更しない旨を会社に通知しない限り、更新または変更の申出があったものとして、この特約も同時に更新または変更されます。ただし、保険契約者は、第17条（無配当特定損傷特約（医療保険）への変更）の規定により、更新日に、この特約を無配当特定損傷特約（医療保険）に申出により変更することができます。
- この特約の更新または変更後特約*1への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約または変更後特約*1の保険料	更新日または第16条（無配当特定損傷特約（医療保険）への変更）に定める特約変更日*2の保険料率が適用されます。
(2) 更新後特約または変更後特約*1の特定損傷給付金額	更新前特約または変更前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約または変更前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約または変更後特約*1の特定損傷給付金額を変更して更新または変更することができます。
(3) この特約が更新または変更後特約*1に変更されたとき	① 給付金の支払い、保険料の払込免除、告知義務違反による解除、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱いおよび特約の消滅に関する規定について、更新後特約または変更後特約*1の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約または変更後特約*1の給付限度の判定にあたっては、更新前または変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日または特約変更日*2の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約または変更後特約*1の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新または変更の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の特定損傷給付金額について、更新前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第26条 補足説明

*1 第16条（無配当特定損傷特約（医療保険）への変更）に定める変更後特約

本条において「変更後特約」といいます。

*2 第16条（無配当特定損傷特約（医療保険）への変更）に定める特約変更日

本条において「特約変更日」といいます。

第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

1. 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、この特約の保険期間の終期が被保険者の年齢が30歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日である場合を除き、主契約の変更日*1に、保険期間の終期を被保険者の年齢が30歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする無配当特定損傷特約Ⅱ型（医療保険）に変更されます。
2. 本条の1. に定める無配当特定損傷特約Ⅱ型（医療保険）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	変更日*1の保険料率が適用されます。
(2) 変更後特約*2の特定損傷給付金額	変更前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の特定損傷給付金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第20条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間の終期が被保険者の年齢が30歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日である場合を除き、変更日*1に、保険期間の終期を被保険者の年齢が30歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の特定損傷給付金額について、変更前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第28条 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約に付加するときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

第27条 補足説明*** 1 主契約の変更日**

本条において「変更日」といいます。

*** 2 変更後特約**

保険期間の終期を被保険者の年齢が30歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする特約に変更された場合の無配当特定損傷特約Ⅱ型（医療保険）をいいます。

- (1) 被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に特定損傷給付金が支払われるべきときは、第2条（特定損傷給付金の支払い）の2. - (2)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(2) 特定損傷給付金の支払事由が生じ、支払うべき特定損傷給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき特定損傷給付金を被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 第20条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。

(1) 被保険者が死亡したとき

- (3) 第21条（返戻金）を次のとおり読み替えます。

第21条（返戻金）

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にあるときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の保険料払込期間満了後の保険期間中に、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- ① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
- ② 解除または解約（第19条）されたとき
- ③ 第20条（特約の消滅）の(2)または(3)の規定により消滅したとき

- (2) この特約の返戻金額は、この特約の付加の際に保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。本条において以下同じ。）します。ただし、主契約の返戻金額を通知するときは、これとあわせて通知します。

第29条 無配当こども医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）契約に付加する場合の特則

この特約を無配当こども医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）契約に付加するときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、第2条（特定損傷給付金の支払い）の2. - (2)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(2) 特定損傷給付金の支払事由が生じ、支払うべき特定損傷給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき特定損傷給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 第20条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。

(1) 被保険者が死亡したとき

- (3) 第25条（主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則）および第26条（主契約が更新される場合の特則）中、「主契約の更新」とあるのをすべて「主契約の変更」と、「主契約が更新」とあるのをすべて「主契約が変更」とそれぞれ読み替えます。

第28条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

第29条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用 語	定 義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表2 特定損傷給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
特定損傷給付金の支払い	(1) 特定損傷給付金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 特定損傷給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 特定損傷給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

5年ごと利差配当付がん治療給付特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色	882	10 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第13条 告知義務	886
第1条 特約の責任開始の時	882	第14条 告知義務違反による解除	886
2 がんの定義および診断確定について		第15条 告知義務違反による解除ができないとき	886
第2条 がんの定義および診断確定	882	第16条 重大事由による解除	887
3 給付金の支払いについて		11 内容の変更について	
第3条 がん治療給付金の支払い	882	第17条 がん治療給付金額の減額	888
4 給付金の支払請求手続について		12 解約等について	
第4条 がん治療給付金の支払請求手続	883	第18条 特約の解約	888
5 保険料の払込免除について		第19条 特約の消滅	888
第5条 特約の保険料の払込免除	884	第20条 返戻金	888
6 保険期間および保険料払込期間について		13 その他	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	884	第21条 社員配当金の割当ておよび支払い	888
7 保険料の払込みについて		第22条 管轄裁判所	889
第7条 特約の保険料の払込み	884	第23条 普通保険約款の規定の準用	889
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	884	第24条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	889
8 失効、失効取消および復活について		14 特則について	
第9条 特約の失効	884	第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	889
第10条 特約の失効取消	885	第26条 主契約が更新される場合の特則	889
第11条 特約の復活	885	第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	890
9 無効について		第28条 主契約に被指定契約がある場合の特則	891
第12条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効	885		
別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物	892		
別表2 新生物の形態の性状コード	892		
別表3 がん治療給付金の支払対象となる「入院」	892		
別表4 病院または診療所	892		
別表5 がん治療給付金の支払対象となる「手術」	893		
別表6 がん治療給付金の支払対象となる「放射線治療」	893		
別表7 がん治療給付金の支払対象となる「抗がん剤治療」	893		
別表8 公的医療保険制度	893		
別表9 医科診療報酬点数表	893		
別表10 歯科診療報酬点数表	893		
別表11 がん治療給付金の支払請求に必要な書類	894		

5年ごと利差配当付がん治療給付特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2015.4.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	がんによる所定の入院、手術、放射線治療、抗がん剤治療に対する保障
給付金の種類	がん治療給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時からその日を含めて90日を経過した日の翌日
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時からその日を含めて90日を経過した日の翌日 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時からその日を含めて90日を経過した日の翌日

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をおこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 がんの定義および診断確定について

第2条 がんの定義および診断確定

1. この特約において「がん」とは、「悪性新生物および上皮内新生物」（別表1★）のうち、新生物の形態の性状コード（別表2★）が悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
2. がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- | |
|---|
| (1) 病理組織学的所見*1による診断確定
(2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定 |
|---|

★別表1（P.892参照）、別表2（P.892参照）

第2条 補足説明

- *1 病理組織学的所見
生検を含みます。

3 給付金の支払いについて

第3条 がん治療給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、がん治療給付金の支払事由が

生じたときは、その支払事由に対応してがん治療給付金をその受取人に支払います。

	支払事由（がん治療給付金を支払う場合）	金 額	受取人
がん治療給付金	この特約の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に診断確定されたがんの治療を直接の目的として、以下のいずれかの治療を受けたとき (1) 入院日数が1日*2以上の入院（別表3★） (2) 別表5★に定める手術 (3) 別表6★に定める放射線治療 (4) 別表7★に定める抗がん剤治療	がん治療給付金が支払われる治療を受けた日*3の属する月ごとに、 がん治療給付金月額	主契約の入院給付金受取人

2. がん治療給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者ががん治療給付金の支払事由に該当する治療を受けた日*3が、同一の月に2日以上あるとき	その月の最初の治療を受けた日*3に支払事由が生じたものとみなして取り扱います。
(2) 被保険者が、本条の1. - (1)から(4)のうち、同時に複数の治療を受けたとき	がん治療給付金を重複して支払いません。
(3) がん治療給付金の支払限度	支払月数を通算して120か月を限度とします。
(4) がん治療給付金が支払われる治療を受けた日*3の属する月中にがん治療給付金額が減額されたとき	その治療を受けた日*3現在のがん治療給付金額とします。
(5) がん治療給付金が支払われる治療を受けた日*3の属する月中に主契約の入院給付金受取人が変更されたとき	その治療を受けた日*3現在の主契約の入院給付金受取人に支払います。
(6) がん治療給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん治療給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべきがん治療給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表3（P.892参照）、別表5（P.893参照）、別表6（P.893参照）、別表7（P.893参照）

4 給付金の支払請求手続について

第4条 がん治療給付金の支払請求手続

- がん治療給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- がん治療給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表11★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

第3条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

* 2 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

* 3 治療を受けた日

次の(1)から(4)をいいます。

- 入院のときは、入院日各日
- 手術のときは、手術日
- 放射線治療のときは、放射線照射日
- 抗がん剤治療のときは、医師が注射による抗がん剤の投与を行った日または医師が抗がん剤の処方を行った日（医師の処方せんの交付により支給を受けた抗がん剤による治療については、その投薬期間にかかわらず、その処方せんの交付の日とします。）

特約

5年ごと利差配当付がん治療給付特約（医療保険）（返戻金なし型）

5 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

7 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで に支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約によるがん治療給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) がん治療給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
 - (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日まで払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約によるがん治療給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中にがん治療給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	がん治療給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしてします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 無効について**第12条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効**

1. 被保険者がこの特約の締結の際の告知（第13条）の時前または告知の時からこの特約の責任開始の時*1前にかんがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この特約は無効とします。
2. 本条の1. の場合には、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
(2) 告知の時前にがんを診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からこの特約の責任開始の時*1の前日までにかんがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2. の規定は、この特約の復活（第11条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は、その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料*2とします。
4. 本条の3. の場合、この特約はその復活が行われずに、解約（第18条）された

第10条 補足説明*** 1 失効取消**

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

*** 2 延滞保険料**

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

*** 3 延滞保険料払込期間**

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明*** 1 復活**

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第12条 補足説明*** 1 特約の責任開始の時**

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

*** 2 その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料**

その復活の延滞保険料を含みます。

ものとして取り扱います。

5. 本条の規定にかかわらず、第14条（告知義務違反による解除）または第16条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの特約を解除することができます。
6. 本条の適用があるときは、第19条（特約の消滅）および第20条（返戻金）の規定は適用しません。

10 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、がん治療給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、がん治療給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) がん治療給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。(2) すでにがん治療給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。(3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。 |
|--|

3. 本条の2. の規定にかかわらず、がん治療給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、がん治療給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合(2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合 |
|---|

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 次のいずれかの時（復活の場合は、復活の時）からその日を含めて2年以内にがん治療給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき
 - ① この特約を主契約の締結の際に付加した場合には、主契約の保険期間開始の時
 - ② この特約を主契約の締結後に付加した場合には、次のいずれか遅い時
 - ア. 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時
 - イ. この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、がん治療給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、がん治療給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、そのがん治療給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第16条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) がん治療給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでにがん治療給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

11 内容の変更について

第17条 がん治療給付金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってがん治療給付金額を減額★することが出来ます。ただし、会社は、減額後のがん治療給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. がん治療給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱います。
- (2) がん治療給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

12 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することが出来ます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約によるがん治療給付金の支払月数が通算して120か月に達したとき

第20条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

13 その他

第21条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第22条 管轄裁判所

この特約におけるがん治療給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

第24条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この特約の給付金の支払事由（第3条）にかかわる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この特約の支払事由を変更することがあります。

- | |
|---------------------------|
| (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正 |
| (2) 医療技術または医療環境の変化*2 |

2. この特約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- | |
|--------------------------------|
| (1) この特約の支払事由の変更を承諾する方法 |
| (2) 変更日*1の前日にこの特約を解約（第18条）する方法 |

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

14 特則について**第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則**

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を開始します。

第26条 主契約が更新される場合の特則

1. 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約のがん治療給付金額	更新前特約の保険期間満了日のがん治療給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約のがん治療給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第14条・第15条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。

第24条 補足説明*** 1 変更日**

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する主契約の契約成立日の応当日（年単位）をいいます。

*** 2 医療技術または医療環境の変化**

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第25条 補足説明*** 1 この特約の第1回保険料を受け取った時**

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項 目	内 容
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後のがん治療給付金額について、更新前特約の保険期間満了日のがん治療給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の5年ごと利差配当付がん治療給付特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
- 保険期間が終身の5年ごと利差配当付がん治療給付特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2のがん治療給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3のがん治療給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2のがん治療給付金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第14条・第15条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後のがん治療給付金額について、変更前特約の保険期間満了日*3のがん治療給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の5年ごと利差配当付がん治療給付特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

第28条 主契約に被指定契約がある場合の特則

この特約の主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中にがん治療給付金が支払われるべきときは、第3条（がん治療給付金の支払い）の2. 一(6)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(6) がん治療給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん治療給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべきがん治療給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第28条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

特

約

5年ごと利差配当付がん治療給付特約（医療保険）（返戻金なし型）

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち、	
ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

別表2 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 がん治療給付金の支払対象となる「入院」

がん治療給付金の支払対象となる「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表4）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

別表4 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

別表5 がん治療給付金の支払対象となる「手術」

がん治療給付金の支払対象となる「手術」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表4）に入り、医師の管理下において、がんの治療を直接の目的として、器具を用い生体に切開、切除、摘出、除去およびそれに準ずる操作を加えることをいいます。なお、次の(1)から(5)などは、がん治療給付金の支払対象となる「手術」には該当しません。

- | |
|---|
| (1) 処置（持続性胸腔ドレナージ、経皮的エタノール注入療法など）、検査、神経ブロック
(2) 診断・検査（生検・腹腔鏡検査・臓器穿刺など）のための手術（注）
(3) 美容整形上の手術
(4) 歯科治療に伴う歯科手術（歯肉切除手術、インプラントなど）（注）
(5) 屈折異常に対する視力矯正手術 |
|---|

注

公的医療保険制度（別表8）に基づく医科診療報酬点数表（別表9）で手術料が算定される場合には、がん治療給付金の支払対象となる手術に該当します。

別表6 がん治療給付金の支払対象となる「放射線治療」

がん治療給付金の支払対象となる「放射線治療」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表4）に入り、医師の管理下において、がんの治療を直接の目的として行われる放射線照射または温熱療法をいいます。なお、次の(1)から(4)などは、がん治療給付金の支払対象となる「放射線治療」には該当しません。

- | |
|---|
| (1) 処置（光線療法・皮膚レーザー照射療法など）
(2) 検査（エックス線診断など）
(3) 血液照射
(4) 歯科治療に伴う放射線照射（注） |
|---|

注

公的医療保険制度（別表8）に基づく医科診療報酬点数表（別表9）で放射線治療料が算定される場合には、がん治療給付金の支払対象となる放射線治療に該当します。

別表7 がん治療給付金の支払対象となる「抗がん剤治療」

がん治療給付金の支払対象となる「抗がん剤治療」とは、医師による治療が必要であり、医師の管理下で行われる次のすべてを満たす治療をいいます。

- (1) 次のすべてを満たす医薬品の投与または処方
 - ① 投与または処方を受けた時点において、被保険者が診断確定された「がん（別表1）」に対する効能または効果が厚生労働大臣により認められた医薬品
 - ② がん細胞の消滅、破壊または発育もしくは増殖の抑制を目的として使用された医薬品
- (2) (1)の投与または処方について、公的医療保険制度（別表8）に基づく医科診療報酬点数表（別表9）または歯科診療報酬点数表（別表10）で薬剤料または処方せん料が算定されていること（医科診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表または厚生労働大臣が定める診断群分類点数表により算定される診療報酬に、薬剤料または処方せん料に相当する費用が含まれる場合を含みます。）

注

処方は、処方せんの交付を受け、その処方せんに基づく医薬品の支給を受けている場合に限ります。

別表8 公的医療保険制度

次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表9 医科診療報酬点数表

手術、放射線治療または抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表10 歯科診療報酬点数表

抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表11 がん治療給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
がん治療給付金の支払い	(1) がん治療給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による治療を受けた病院または診療所の医師の治療証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) 保険医療機関または保険薬局が発行する診療明細書（調剤明細書を含みます。） (5) がん治療給付金の受取人の戸籍抄本 (6) がん治療給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

無配当がん自由診療特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色	896	10 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第14条 告知義務	900
第1条 特約の保険期間開始の時	896	第15条 告知義務違反による解除	900
第2条 特約の責任開始の時	896	第16条 告知義務違反による解除ができないとき	901
2 がんの定義および診断確定について		第17条 重大事由による解除	901
第3条 がんの定義および診断確定	896	11 更新等について	
3 給付金の支払いについて		第18条 特約の更新	902
第4条 がん自由診療給付金の支払い	897	第19条 保険期間が終身の特約への変更	903
4 給付金の支払請求手続について		12 内容の変更について	
第5条 がん自由診療給付金の支払請求手続	898	第20条 がん自由診療給付金額の減額	905
5 保険料の払込免除について		13 解約等について	
第6条 特約の保険料の払込免除	898	第21条 特約の解約	905
6 保険期間および保険料払込期間について		第22条 特約の消滅	905
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	898	第23条 返戻金	905
7 保険料の払込みにについて		14 その他	
第8条 特約の保険料の払込み	898	第24条 社員配当金	905
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	898	第25条 管轄裁判所	905
8 失効、失効取消および復活について		第26条 普通保険約款の規定の準用	905
第10条 特約の失効	899	第27条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	906
第11条 特約の失効取消	899	15 特則について	
第12条 特約の復活	899	第28条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	906
9 無効について		第29条 主契約が更新される場合の特則	906
第13条 この特約の責任開始の時のがん診断確定による無効	899	第30条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	907
		第31条 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等に付加する場合の特則	908
		第32条 主契約に被指定契約がある場合の特則	908
別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物	909		
別表2 新生物の形態の性状コード	909		
別表3 がん自由診療給付金の支払対象となる「自由診療抗がん剤治療」	910		
別表4 日本国内の病院または診療所	910		
別表5 欧米で承認された医薬品	910		
別表6 公的医療保険制度	910		
別表7 患者申出療養	910		
別表8 医科診療報酬点数表	910		
別表9 歯科診療報酬点数表	910		
別表10 先進医療	911		
別表11 がん自由診療給付金の支払請求に必要な書類	911		

無配当がん自由診療特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2025.4.2）

この特約の特色	
目的・内容	がんの治療を目的とした所定の自由診療による抗がん剤治療に対する保障
給付金の種類	がん自由診療給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約、5年ごと利差配当付医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）契約、5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約または無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の保険期間開始の時

1. この特約の保険期間開始の時は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第14条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する保険期間開始の時を含む日をこの特約の保険期間開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第2条 特約の責任開始の時

1. この特約の責任開始の時は、この特約の保険期間開始の日（第1条）からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。
2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

2 がんの定義および診断確定について

第3条 がんの定義および診断確定

1. この特約において「がん」とは、「悪性新生物および上皮内新生物」（別表1★）のうち、新生物の形態の性状コード（別表2★）が悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
2. がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 病理組織学的所見*1による診断確定
- (2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

第3条 補足説明

- *1 病理組織学的所見
生検を含みます。

★別表1（P.909参照）、別表2（P.909参照）

3 給付金の支払いについて

第4条 がん自由診療給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、がん自由診療給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応してがん自由診療給付金をその受取人に支払います。

	支払事由（がん自由診療給付金を支払う場合）	金 額	受取人
がん自由診療給付金	この特約の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に診断確定されたがんの治療を直接の目的として、別表3★に定める自由診療抗がん剤治療（以下「自由診療抗がん剤治療」といいます。）を受けたとき	がん自由診療給付金が支払われる治療を受けた日*2の属する月ごとに、がん自由診療給付金月額	主契約の入院給付金受取人

2. がん自由診療給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者ががん自由診療給付金の支払事由に該当する治療を受けた日*2が、同一の月に2日以上あるとき	その月の最初の治療を受けた日*2に支払事由が生じたものとみなして取り扱います。
(2) 被保険者が、同時に複数の自由診療抗がん剤治療を受けたとき	がん自由診療給付金を重複して支払いません。
(3) がん自由診療給付金の支払限度	支払月数を通算して30か月を限度とします。
(4) がん自由診療給付金が支払われる治療を受けた日*2の属する月中にがん自由診療給付金額が減額されたとき	その治療を受けた日*2現在のがん自由診療給付金額とします。
(5) がん自由診療給付金が支払われる治療を受けた日*2の属する月中に主契約の入院給付金受取人が変更されたとき	その治療を受けた日*2現在の主契約の入院給付金受取人に支払います。
(6) がん自由診療給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん自由診療給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべきがん自由診療給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表3（P.910参照）

第4条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第2条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

*2 治療を受けた日

医師が注射による抗がん剤の投与を行った日または医師が抗がん剤の処方を行った日（医師の処方せんの交付により支給を受けた抗がん剤による治療については、その投薬期間にかかわらず、その処方せんの交付の日とします。）をいいます。

特約

無配当がん自由診療特約（医療保険）（返戻金なし型）

4 給付金の支払請求手続について

第5条 がん自由診療給付金の支払請求手続

1. がん自由診療給付金の支払事由（第4条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. がん自由診療給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表11★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表11（P.911参照）

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内とします。

7 保険料の払込みにについて

第8条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第21条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約によるがん自由診療給付金の支払事由（第4条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) がん自由診療給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めるときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約によるがん自由診療給付金の支払事由（第4条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中にがん自由診療給付金の支払事由（第4条）が生じたとき	がん自由診療給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 無効について

第13条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効

1. 被保険者がこの特約の締結の際の告知（第14条）の時前または告知の時からこの特約の責任開始の時*1前にかんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この特約は無効とします。
2. 本条の1. の場合には、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期日が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第13条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第2条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

項 目	内 容
(2) 告知の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からこの特約の責任開始の時*1の前日までにかんがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2. の規定は、この特約の復活（第12条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は、その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料*2とします。
4. 本条の3. の場合、この特約はその復活が行われずに、解約（第21条）されたものとして取り扱います。
5. 本条の規定にかかわらず、第15条（告知義務違反による解除）または第17条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの特約を解除することができます。
6. 本条の適用があるときは、第22条（特約の消滅）および第23条（返戻金）の規定は適用しません。

10 告知義務と解除について

第14条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第12条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、がん自由診療給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第15条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第12条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、がん自由診療給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) がん自由診療給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでにがん自由診療給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、がん自由診療給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、がん自由診療給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第13条 補足説明

- * 2 その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料
その復活の延滞保険料を含みます。

第16条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第12条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の保険期間開始の日*2からその日を含めて2年以内にがん自由診療給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. ー(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第17条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、がん自由診療給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、がん自由診療給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、そのがん自由診療給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第16条 補足説明*** 1 保険媒介者**

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*** 2 特約の保険期間開始の日**

第1条（特約の保険期間開始の時）に規定するこの特約の保険期間開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第17条 補足説明*** 1 給付金**

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) がん自由診療給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでにがん自由診療給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第15条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

11 更新等について

第18条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) 主契約が更新および終身変更されないこと
- (2) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (3) 特約更新日*1における被保険者の年齢が79歳以下であること
- (4) この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間の満了日*2前にあること

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。
(3) 更新後特約のがん自由診療給付金額	更新前特約の保険期間満了日のがん自由診療給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約のがん自由診療給付金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後特約の保険期間	主契約の保険料払込期間の満了日*2を限度とし、会社の取扱いの範囲内とします。

第18条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険料払込期間の満了日

主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(5) この特約が更新されたとき	① がん自由診療給付金の支払い（第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および特約の消滅（第22条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(4)のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後のがん自由診療給付金額について、更新前特約の保険期間満了日のがん自由診療給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えときは、その限度額と同額とします。

第19条 保険期間が終身の特約への変更

1. 第18条（特約の更新）の規定にかかわらず、次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間満了日の翌日*1に、この特約を保険期間が終身の無配当がん自由診療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更することができます。

- | |
|--|
| <p>(1) この特約の保険料の払込みが免除（第6条）されていないこと</p> <p>(2) この特約の最終の保険料が払い込まれていること</p> <p>(3) 主契約の保険期間が終身であること</p> <p>(4) 特約変更日*1における被保険者の年齢が75歳であること</p> |
|--|

2. 保険期間が終身の無配当がん自由診療特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、変更前特約と同一とします。

第19条 補足説明

*1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約変更日」といいます。なお、変更前特約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を「特約変更日」とします。

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当がん自由診療特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

項 目	内 容
(2) 変更後特約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*2の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後特約*2のがん自由診療給付金の支払事由（第4条） イ. 変更後特約*2の保険料の払込免除事由（第6条） ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。
(3) 変更後特約*2のがん自由診療給付金額	変更前特約の保険期間満了日のがん自由診療給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2のがん自由診療給付金額を変更することができます。
(4) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は特約変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ がん自由診療給付金の支払い（第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）および特約の消滅（第22条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものと取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられ画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 特約変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(6) 特約変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものと取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(4)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、特約変更日*1に、保険期間が終身の会社の定める同種の特約に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後のがん自由診療給付金額について、変更前特約の保険期間満了日のがん自由診療給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

12 内容の変更について

第20条 がん自由診療給付金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってがん自由診療給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後のがん自由診療給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. がん自由診療給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第21条）されたものとして取り扱います。
- (2) がん自由診療給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

13 解約等について

第21条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第22条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約によるがん自由診療給付金の支払月数が通算して30か月に達したとき

第23条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

14 その他

第24条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第25条 管轄裁判所

この特約におけるがん自由診療給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第26条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

第27条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この特約の給付金の支払事由（第4条）にかかわる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この特約の支払事由を変更することがあります。

- (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
- (2) 医療技術または医療環境の変化*2

2. この特約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この特約の支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 変更日*1の前日にこの特約を解約（第21条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

15 特則について

第28条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を開始します。

第29条 主契約が更新される場合の特則

1. 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の保険期間	主契約の保険料払込期間の満了日*1を限度とし、会社の取扱の範囲内とします。
(3) 更新後特約のがん自由診療給付金額	更新前特約の保険期間満了日のがん自由診療給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約のがん自由診療給付金額を変更して更新することができます。
(4) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第4条)、保険料の払込免除(第6条)、告知義務違反による解除(第15条・第16条)、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第9条)および特約の消滅(第22条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。

第27条 補足説明

* 1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する主契約の契約成立日の応当日（年単位）をいいます。

* 2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第28条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第29条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間の満了日

主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(5) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(4)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(4)の規定を準用します。ただし、更新後のがん自由診療給付金額について、更新前特約の保険期間満了日のがん自由診療給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第30条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

1. 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）に主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるとき	この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当がん自由診療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
(2) 被保険者の年齢が75歳未満となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）に主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるとき	この特約は、変更日*1に保険期間を主契約の保険料払込期間の満了日*2を限度とし、会社の取扱いの範囲内とする無配当がん自由診療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。

2. 本条の1. の変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*3の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*3のがん自由診療給付金額	変更前特約の保険期間満了日*4のがん自由診療給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*4の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*3のがん自由診療給付金額を変更することができます。

第30条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 主契約の保険料払込期間の満了日

主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

* 3 変更後特約

本条の1. に定める保険期間の特約に変更された場合の無配当がん自由診療特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

* 4 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(3) 変更後特約*3に変更されたとき	① 変更後特約*3の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第4条)、保険料の払込免除(第6条)、告知義務違反による解除(第15条・第16条)、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第9条)および特約の消滅(第22条)に関する規定について、変更後特約*3の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 変更後特約*3の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*3に変更された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後のがん自由診療給付金額について、変更前特約の保険期間満了日*4のがん自由診療給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるとときは、その限度額と同額とします。

第31条 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等*1に付加するときは、第1条の1. -(1)中、「主契約の保険期間開始の時」とあるのを「主契約の責任開始の時」と読み替えます。

第32条 主契約に被指定契約がある場合の特則

この特約の主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中にがん自由診療給付金が支払われるべきときは、第4条（がん自由診療給付金の支払い）の2. -(6)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(6) がん自由診療給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん自由診療給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべきがん自由診療給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第31条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等

次の(1)または(2)をいいます。

- 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約
- 5年ごと利差配当付医療保険 L（返戻金なし型）（2011）契約

第32条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成27年2月13日総務庁告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00-C14
消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15-C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30-C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40-C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43-C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45-C49
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60-C63
腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64-C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69-C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73-C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76-C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
上皮内新生物＜腫瘍＞	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、	
慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髓線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5
子宮頸（部）の異形成（N87）のうち、	
高度子宮頸（部）の異形成、他に分類されないもの（CIN 3の診断に限る。）	N87.2
腔のその他の非炎症性障害（N89）のうち、	
高度陰嚢異形成、他に分類されないもの（VAIN 3の診断に限る。）	N89.2
外陰及び会陰のその他の非炎症性障害（N90）のうち、	
高度外陰異形成、他に分類されないもの（VIN 3の診断に限る。）	N90.2

別表2 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版（2018年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

注 子宮頸部、陰、および外陰の高度異形成は、「がん」に含めます。

別表3 がん自由診療給付金の支払対象となる「自由診療抗がん剤治療」

がん自由診療給付金の支払対象となる「自由診療抗がん剤治療」とは、医師による治療が必要であり、日本国内の病院または診療所（別表4）への入院または通院（往診を含みます）によって、医師の管理下で行われる次のすべてを満たす治療をいいます。

(1) 次のすべてを満たす医薬品の投与または処方

- ① がん細胞の消滅、破壊または発育もしくは増殖の抑制を目的として使用された医薬品
- ② 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち下記に分類される医薬品。ただし、下記に分類されない医薬品でも、下記に分類される医薬品と同等の効能または効果を有する場合で、当社が認めるときは、下記に分類される医薬品として取り扱います。

解剖治療化学分類法による医薬品分類
L01. 抗悪性腫瘍薬
L02. 内分泌療法
L03. 免疫賦活薬
L04. 免疫抑制薬
V10. 治療用放射性医薬品

- ③ 投与または処方（注）を受けた時点において、以下のいずれかに該当する医薬品

ア. 「欧米で承認された医薬品」（別表5）のうち、当該承認において被保険者が診断確定された「がん（別表1）」に対する効能または効果が認められた医薬品

イ. 患者申出療養（別表7）による療養として使用された医薬品

(2) (1)の投与または処方について、次のいずれにも該当しないこと

- ① 投与または処方を受けた時点において、被保険者が診断確定された「がん（別表1）」に対する効能または効果が厚生労働大臣により認められた医薬品の投与または処方
- ② 公的医療保険制度（別表6）に基づく医科診療報酬点数表（別表8）または歯科診療報酬点数表（別表9）で薬剤料または処方せん料が算定されている投与または処方（医科診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表または厚生労働大臣が定める診断群分類点数表により算定される診療報酬に、薬剤料または処方せん料に相当する費用が含まれる場合を含みます。）
- ③ 先進医療（別表10）による療養として実施された投与または処方

注 処方、処方せんの交付を受け、その処方せんに基づく医薬品の支給を受けている場合に限りま。

別表4 日本国内の病院または診療所

医療法に定める日本国内にある病院または診療所に限ります。

別表5 欧米で承認された医薬品

「欧米で承認された医薬品」とは、次のいずれかに該当する医薬品をいいます。

- (1) 米国食品医薬品局（FDA）がNew Molecular Entity（NME）Drug and New Biologic Approvals（新規分子化合物・新規生物学的製剤承認）または New Molecular Entity and Therapeutic Biological Product Approvals（新規分子化合物・新規バイオ医薬品承認）の各年のリストに掲載した医薬品
- (2) 欧州医薬品庁（EMA）がNew Active Substance（NAS、新規活性物質）として承認した医薬品

別表6 公的医療保険制度

次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表7 患者申出療養

別表6の法律に基づき、厚生労働大臣が定める患者申出療養（厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行われるものに限りま。）のことをいいます。

別表8 医科診療報酬点数表

抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表9 歯科診療報酬点数表

抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表10 先進医療

療養を受けた時点において、別表6の法律に定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

別表11 がん自由診療給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
がん自由診療給付金の支払い	(1) がん自由診療給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による治療を受けた病院または診療所の医師の治療証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) 保険医療機関または保険薬局が発行する診療明細書（調剤明細書を含みます。） (5) がん自由診療給付金の受取人の戸籍抄本 (6) がん自由診療給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

特
約
無配当がん自由診療特約（医療保険）（返戻金なし型）

別
表

5年ごと利差配当付新がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色	913	10 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第13条 告知義務	917
第1条 特約の責任開始の時	913	第14条 告知義務違反による解除	917
2 がんの定義および診断確定について		第15条 告知義務違反による解除ができないとき	917
第2条 がんの定義および診断確定	913	第16条 重大事由による解除	918
3 給付金の支払いについて		11 内容の変更について	
第3条 がん診断給付金の支払い	913	第17条 がん診断給付金額の減額	919
4 給付金の支払請求手続について		12 解約等について	
第4条 がん診断給付金の支払請求手続	914	第18条 特約の解約	919
5 保険料の払込免除について		第19条 特約の消滅	919
第5条 特約の保険料の払込免除	915	第20条 返戻金	919
6 保険期間および保険料払込期間について		13 その他	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	915	第21条 社員配当金の割当ておよび支払い	920
7 保険料の払込みについて		第22条 管轄裁判所	920
第7条 特約の保険料の払込み	915	第23条 普通保険約款の規定の準用	920
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	915	14 特則について	
8 失効、失効取消および復活について		第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	920
第9条 特約の失効	915	第25条 主契約が更新される場合の特則	920
第10条 特約の失効取消	916	第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	921
第11条 特約の復活	916	第27条 主契約に被指定契約がある場合の特則	921
9 無効について			
第12条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効	916		
別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物	923		
別表2 新生物の形態の性状コード	923		
別表3 がん診断給付金の支払請求に必要な書類	923		

5年ごと利差配当付新がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2019.10.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	がんの診断確定に対する保障
給付金の種類	がん診断給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時からその日を含めて90日を経過した日の翌日
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時からその日を含めて90日を経過した日の翌日 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時からその日を含めて90日を経過した日の翌日

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 がんの定義および診断確定について

第2条 がんの定義および診断確定

1. この特約において「がん」とは、「悪性新生物および上皮内新生物」（別表1★）のうち、新生物の形態の性状コード（別表2★）が悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
2. がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 病理組織学的所見*1による診断確定
(2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

★別表1（P.923参照）、別表2（P.923参照）

3 給付金の支払いについて

第3条 がん診断給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、がん診断給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応してがん診断給付金をその受取人に支払います。

第2条 補足説明

- *1 病理組織学的所見
生検を含みます。

特
約

5年ごと利差配当付新がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）

	支払事由（がん診断給付金を支払う場合）	金 額	受取人
がん診断給付金	この特約の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中にがんと診断確定されたとき	がん診断給付金額	主契約の入院給付金受取人

2. がん診断給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、同時に複数のがんと診断確定されたとき	がん診断給付金を重複しては支払いしません。
(2) 被保険者が、がん診断給付金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年以内に新たながん*2と診断確定されたとき	そのがんの診断確定に対するがん診断給付金は支払いしません。
(3) 被保険者が、がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、新たながん*2と診断確定されたとき	そのがんの診断確定に対するがん診断給付金を支払います。
(4) 被保険者が、がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」にがんの治療を直接の目的とする継続入院*3中のとき	その日に新たながん*2と診断確定されたものとみなして、がん診断給付金を支払います。
(5) 被保険者が、がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的として入院*3したとき	新たながん*2の診断確定がない場合でも、その入院*3の開始日に新たながん*2と診断確定されたものとみなして、がん診断給付金を支払います。
(6) がん診断給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん診断給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべきがん診断給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

第3条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

* 2 新たながん

原発病巣、再発・転移病巣の如何を問いません。

* 3 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*4に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

* 4 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

4 給付金の支払請求手続について

第4条 がん診断給付金の支払請求手続

1. がん診断給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

2. がん診断給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表3（P.923参照）

5 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

7 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約によるがん診断給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) がん診断給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約によるがん診断給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中にがん診断給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	がん診断給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 無効について

第12条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効

1. 被保険者がこの特約の締結の際の告知（第13条）の時前または告知の時からこの特約の責任開始の時*1前にかんがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この特約は無効とします。
2. 本条の1.の場合には、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
(2) 告知の時前にがんを診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からこの特約の責任開始の時*1の前日までにかんがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2.の規定は、この特約の復活（第11条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は、その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料*2とします。
4. 本条の3.の場合、この特約はその復活が行われずに、解約（第18条）された

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期日が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第12条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

* 2 その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料

その復活の延滞保険料を含みます。

ものとして取り扱います。

5. 本条の規定にかかわらず、第14条（告知義務違反による解除）または第16条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの特約を解除することができます。
6. 本条の適用があるときは、第19条（特約の消滅）および第20条（返戻金）の規定は適用しません。

10 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、がん診断給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、がん診断給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) がん診断給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでにがん診断給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、がん診断給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、がん診断給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 次のいずれかの時（復活の場合は、復活の時）からその日を含めて2年以内にがん診断給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき
 - ① この特約を主契約の締結の際に付加した場合には、主契約の保険期間開始の時
 - ② この特約を主契約の締結後に付加した場合には、次のいずれか遅い時
 - ア. 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時
 - イ. この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、がん診断給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、がん診断給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、そのがん診断給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱いします。

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第16条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) がん診断給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでにがん診断給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

11 内容の変更について

第17条 がん診断給付金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってがん診断給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後のがん診断給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. がん診断給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱います。
- (2) がん診断給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

12 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 普通保険約款に定める主契約の更新または終身変更が取扱われない場合で、この特約の保険期間満了日の1年以内にがん診断給付金が支払われたとき

第20条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

13 その他

第21条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第22条 管轄裁判所

この特約におけるがん診断給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

14 特則について

第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を開始します。

第25条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約のがん診断給付金額	更新前特約の保険期間満了日のがん診断給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約のがん診断給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第14条・第15条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後のがん診断給付金額について、更新前特約の保険期間満了日のがん診断給付金額と同額とした場合に、

第24条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更新日とします。

会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の5年ごと利差配当付新がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
- 保険期間が終身の5年ごと利差配当付新がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2のがん診断給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3のがん診断給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2のがん診断給付金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第14条・第15条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後のがん診断給付金額について、変更前特約の保険期間満了日*3のがん診断給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 主契約に被指定契約がある場合の特則

この特約の主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中にがん診断給付金が支払われるべきときは、第3条（がん診断給付金の支払い）の2. 一(6)を次のとおり読み替えます。

第26条 補足説明

*1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の5年ごと利差配当付新がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

*3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

特
約

5年ごと利差配当付新がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）

第27条 補足説明

*1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

項 目	内 容
(6) がん診断給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん診断給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべきがん診断給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5

別表2 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版（2018年改訂版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 がん診断給付金の支払請求に必要な書類

項目	必要書類
がん診断給付金の支払い	(1) がん診断給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 病理組織検査報告書 (5) がん診断給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) がん診断給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

5年ごと利差配当付新女性がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色	925	10 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第13条 告知義務	929
第1条 特約の責任開始の時	925	第14条 告知義務違反による解除	929
2 がんの定義および診断確定について		第15条 告知義務違反による解除ができないとき	930
第2条 がんの定義および診断確定	925	第16条 重大事由による解除	930
3 給付金の支払いについて		11 内容の変更について	
第3条 女性がん診断給付金の支払い	925	第17条 女性がん診断給付金額の減額	931
4 給付金の支払請求手続について		12 解約等について	
第4条 女性がん診断給付金の支払請求手続	927	第18条 特約の解約	931
5 保険料の払込免除について		第19条 特約の消滅	931
第5条 特約の保険料の払込免除	927	第20条 返戻金	931
6 保険期間および保険料払込期間について		13 その他	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	927	第21条 社員配当金の割当ておよび支払い	932
7 保険料の払込みについて		第22条 管轄裁判所	932
第7条 特約の保険料の払込み	927	第23条 普通保険約款の規定の準用	932
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	927	14 特則について	
8 失効、失効取消および復活について		第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	932
第9条 特約の失効	928	第25条 主契約が更新される場合の特則	932
第10条 特約の失効取消	928	第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	933
第11条 特約の復活	928	第27条 主契約に被指定契約がある場合の特則	933
9 無効について			
第12条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効	928		
別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物	935		
別表2 新生物の形態の性状コード	935		
別表3 女性特定がん	935		
別表4 女性がん診断給付金の支払請求に必要な書類	936		

5年ごと利差配当付新女性がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2019.10.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	女性特定がんの診断確定に対する保障
給付金の種類	女性がん診断給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この特約は、女性を被保険者とする5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時からその日を含めて90日を経過した日の翌日
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時からその日を含めて90日を経過した日の翌日 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時からその日を含めて90日を経過した日の翌日

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をおこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 がんの定義および診断確定について

第2条 がんの定義および診断確定

1. この特約において「がん」とは、「悪性新生物および上皮内新生物」（別表1★）のうち、新生物の形態の性状コード（別表2★）が悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
2. がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 病理組織学的所見*1による診断確定
(2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

★別表1（P.935参照）、別表2（P.935参照）

3 給付金の支払いについて

第3条 女性がん診断給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、女性がん診断給付金の支払事

特約

5年ごと利差配当付新女性がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）

第2条 補足説明

- *1 病理組織学的所見
生検を含みます。

由が生じたときは、その支払事由に対応して女性がん診断給付金をその受取人に支払います。

	支払事由（女性がん診断給付金を支払う場合）	金 額	受取人
女性がん診断給付金	この特約の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に女性特定がん（別表3★）と診断確定されたとき	女性がん診断給付金額	主契約の入院給付金受取人

2. 女性がん診断給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、同時に複数の女性特定がん（別表3★）と診断確定されたとき	女性がん診断給付金を重複しては支払いません。
(2) 被保険者が、女性がん診断給付金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年以内に新たな女性特定がん（別表3★）と診断確定されたとき	その女性特定がんの診断確定に対する女性がん診断給付金は支払いません。
(3) 被保険者が、女性がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、新たな女性特定がん（別表3★）と診断確定されたとき	その女性特定がんの診断確定に対する女性がん診断給付金を支払います。
(4) 被保険者が、女性がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」に女性特定がん（別表3★）の治療を直接の目的とする継続入院*2中のとき	その日に新たな女性特定がんと診断確定されたものとみなして、女性がん診断給付金を支払います。
(5) 被保険者が、女性がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、女性特定がん（別表3★）の治療を直接の目的として入院*2したとき	新たな女性特定がんの診断確定がない場合でも、その入院*2の開始日に新たな女性特定がんと診断確定されたものとみなして、女性がん診断給付金を支払います。
(6) 女性がん診断給付金の支払事由が生じ、支払うべき女性がん診断給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき女性がん診断給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

第3条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

* 2 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

* 3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

★別表3（P.935参照）

4 給付金の支払請求手続について

第4条 女性がん診断給付金の支払請求手続

1. 女性がん診断給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 女性がん診断給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表4（P.936参照）

5 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

7 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による女性がん診断給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 女性がん診断給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*¹の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*²を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*²が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*¹の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*³中にこの特約による女性がん診断給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*²が延滞保険料払込期間*³中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*²が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*³中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間* ³ 中に女性がん診断給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	女性がん診断給付金を支払うときは、延滞保険料* ² を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料* ² に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*¹の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*¹の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*¹を承諾したときは、普通保険約款の復活*¹の規定を準用して、この特約の復活*¹の取扱いをします。

9 無効について

第12条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効

1. 被保険者がこの特約の締結の際の告知（第13条）の時前または告知の時からこの特約の責任開始の時*¹前にかんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この特約は無効とします。
2. 本条の1. の場合には、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期日が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第12条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

項 目	内 容
(2) 告知の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からこの特約の責任開始の時*1の前日までにかんがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2. の規定は、この特約の復活（第11条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は、その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料*2とします。
4. 本条の3. の場合、この特約はその復活が行われずに、解約（第18条）されたものとして取り扱います。
5. 本条の規定にかかわらず、第14条（告知義務違反による解除）または第16条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの特約を解除することができます。
6. 本条の適用があるときは、第19条（特約の消滅）および第20条（返戻金）の規定は適用しません。

10 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、女性がん診断給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、女性がん診断給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 女性がん診断給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに女性がん診断給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、女性がん診断給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、女性がん診断給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第12条 補足説明

- *2 その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料
その復活の延滞保険料を含みます。

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 次のいずれかの時（復活の場合は、復活の時）からその日を含めて2年以内に女性がん診断給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき
 - ① この特約を主契約の締結の際に付加した場合には、主契約の保険期間開始の時
 - ② この特約を主契約の締結後に付加した場合には、次のいずれか遅い時
ア. 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時
イ. この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、女性がん診断給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、女性

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第16条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

がん診断給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その女性がん診断給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 女性がん診断給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに女性がん診断給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

11 内容の変更について

第17条 女性がん診断給付金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって女性がん診断給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の女性がん診断給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 女性がん診断給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱います。
- (2) 女性がん診断給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

12 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 普通保険約款に定める主契約の更新または終身変更が取扱われない場合で、この特約の保険期間満了日の1年以内に女性がん診断給付金が支払われたとき

第20条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

13 その他

第21条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第22条 管轄裁判所

この特約における女性がん診断給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

14 特則について

第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を開始します。

第25条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の女性がん診断給付金額	更新前特約の保険期間満了日の女性がん診断給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の女性がん診断給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第14条・第15条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の女性がん診断給付金額について、更新前特約の保険期間満了日の女性がん診断給付金額と同額とした

第24条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更新日とします。

場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の5年ごと利差配当付新女性がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
- 保険期間が終身の5年ごと利差配当付新女性がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の女性がん診断給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3の女性がん診断給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の女性がん診断給付金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第14条・第15条)および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の女性がん診断給付金額について、変更前特約の保険期間満了日*3の女性がん診断給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 主契約に被指定契約がある場合の特則

この特約の主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に女性がん診断給付金が支払われるべきときは、第3条（女性がん診断給付金の支払い）の2. ー(6)を次のとおり読み替えます。

第26条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の5年ごと利差配当付新女性がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

特
約

5年ごと利差配当付新女性がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）

第27条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

項 目	内 容
(6) 女性がん診断給付金の支払事由が生じ、支払うべき女性がん診断給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき女性がん診断給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髓線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5

別表2 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版（2018年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 女性特定がん

特定部位（甲状腺、上皮小体（副甲状腺）、乳房、子宮、卵巣、卵管、外陰部、膣および胎盤をいいます。別表3において以下同じ。）に生じたがんをいいます。

（注）転移性がんについては、転移病巣が特定部位に生じたことを必要とします。

別表4 女性がん診断給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
女性がん診断給付金の支払い	(1) 女性がん診断給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 病理組織検査報告書 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 女性がん診断給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 女性がん診断給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

無配当投薬治療支援特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色	938	10 内容の変更および更新について	
1 特約の型について		第16条 特約の更新	944
第1条 特約の型	938	第17条 重症化予防給付金額の減額	946
2 保障の開始について		11 解約等について	
第2条 特約の責任開始の時	938	第18条 特約の解約	946
3 給付金の支払いについて		第19条 特約の消滅	946
第3条 給付金の支払い	938	第20条 返戻金	946
4 給付金の支払請求手続について		12 その他	
第4条 給付金の支払請求手続	941	第21条 社員配当金	947
5 保険料の払込免除について		第22条 管轄裁判所	947
第5条 特約の保険料の払込免除	941	第23条 普通保険約款の規定の準用	947
6 保険期間および保険料払込期間について		第24条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	947
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	941	13 特則について	
7 保険料の払込みについて		第25条 特別条件を付ける場合の特則	947
第7条 特約の保険料の払込み	941	第26条 主契約の更新または保険期間が終身の保険 契約への変更の際にこの特約を付加する場 合の特則	949
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	941	第27条 主契約が更新される場合の特則	949
8 失効、失効取消および復活について		第28条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更 される場合の特則	949
第9条 特約の失効	942	第29条 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契 約に付加する場合の特則	950
第10条 特約の失効取消	942		
第11条 特約の復活	942		
9 告知義務と解除について			
第12条 告知義務	942		
第13条 告知義務違反による解除	943		
第14条 告知義務違反による解除ができないとき	943		
第15条 重大事由による解除	943		
別表1 重症化予防給付金の支払対象となる疾病	952		
別表2 重症化予防給付金の支払対象となる「投薬治療」	953		
別表3 病院または診療所	953		
別表4 公的医療保険制度	953		
別表5 医科診療報酬点数表	953		
別表6 歯科診療報酬点数表	953		
別表7 投薬治療による治療開始給付金の支払対象となる疾病	953		
別表8 治療開始給付金の支払対象となる「投薬治療」	954		
別表9 給付金の支払請求に必要な書類	954		
別表10 特定部位および指定疾病一覧表	954		

無配当投薬治療支援特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2021.10.4 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	生活習慣病の投薬治療に対する保障
給付金の種類	(1) 重症化予防給付金 (2) 治療開始給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 特約の型について

第1条 特約の型

1. 特約の型は、給付金の組合せにより、次のⅠ型およびⅡ型の2つの型があります。保険契約者は、この特約の付加の際、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

給付金 \ 特約の型	Ⅰ型	Ⅱ型
重症化予防給付金	○	○
治療開始給付金	○	—

（注）○：当該給付金が組み込まれていることを表します。

2. 本条の1. により選択された特約の型の変更は取り扱いません。ただし、Ⅰ型の場合で、更新前特約*1の保険期間満了日までに治療開始給付金の支払いがあった場合には、特約の型をⅡ型に変更した上で、特約の更新（第16条・第27条）および特約の変更（第28条）を取り扱います。

第1条 補足説明

*1 更新前特約

本条において、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合（第28条）の変更新前特約を含みます。

2 保障の開始について

第2条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3 給付金の支払いについて

第3条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたと

きは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。なお、給付金の支払いに関しては、第1条（特約の型）の規定により選択された特約の型に定められている給付金の種類に限ります。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金 額	受取人
重症化予防給付金	(1) 1回目の重症化予防給付金 被保険者が、次のいずれかに該当したとき ① この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、血栓症（別表1★）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として、別表2★に定める投薬治療を受けたとき ② この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、糖尿病・妊娠糖尿病（別表1★）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として、別表2★に定める投薬治療を受けたとき (2) 2回目以後の重症化予防給付金 重症化予防給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日*2」を含む月の1日以後保険期間中に、被保険者が、本条の1. -(1)-①または②のいずれかに該当したとき	重症化予防給付金額	主契約の入院給付金受取人
治療開始給付金	被保険者が、次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、高血圧性疾患（別表7★）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として別表8★に定める投薬治療を受けたとき (2) この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、脂質異常症（別表7★）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として別表8★に定める投薬治療を受けたとき (3) この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、糖尿病・妊娠糖尿病（別表7★）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として別表8★に定める投薬治療を受けたとき (4) この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に、重症化予防給付金の支払事由に該当したとき (5) この特約の保険期間中に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた原因により主契約のがん以外の生活習慣病による生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したとき	重症化予防給付金額の10%	

第3条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第2条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日

最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日がない月の場合には、その月の末日とします。

特約

無配当投薬治療支援特約（医療保険）（返戻金なし型）

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により入院したとき、または投薬治療を受けたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*3からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この特約の責任開始の日*3からその日を含めて2年を経過した後に別表2★または別表8★に定める投薬治療を受けた場合 ウ. この特約の付加の際*4に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 エ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
② 給付金の支払事由が生じ、支払うべき給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

(2) 重症化予防給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、同一の月に2回以上の投薬治療（別表2★）を受けたとき	この特約の責任開始の時*1以後保険期間中、その月の最初の投薬治療を受けた日*5の投薬治療により判定します。 最初の投薬治療を受けた日*5の投薬治療が支払事由に該当する場合は最初に投薬治療を受けた日*5を支払事由該当日とします。
② 被保険者が、同時に重症化予防給付金の支払事由に複数該当したとき	重症化予防給付金は重複して支払いません。
③ 重症化予防給付金の支払限度	保険期間を通じて5回とします。

(3) 治療開始給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、別表7★に定める疾病の治療を直接の目的として、同一の月に2回以上の投薬治療（別表8★）を受けたとき	この特約の責任開始の時*1以後保険期間中、その月の最初の投薬治療を受けた日*5の投薬治療により判定します。 最初の投薬治療を受けた日*5の投薬治療が支払事由に該当する場合は最初の投薬治療を受けた日*5を支払事由該当日とします。
② 治療開始給付金の支払限度	保険期間を通じて1回とします。

第3条 補足説明

* 3 特約の責任開始の日

第2条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 4 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 5 投薬治療を受けた日

医師が投薬治療（別表2★・別表8★）の支払対象となる薬剤の投与を行った日または医師が投薬治療（別表2★・別表8★）の支払対象となる薬剤の処方を行った日（医師の処方箋の交付により支給を受けた投薬治療については、その投薬期間にかかわらず、その処方箋の交付の日とします。）をいいます。

4 給付金の支払請求手続について

第4条 給付金の支払請求手続

1. 給付金の支払事由(第3条)が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類(別表9★)をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表9 (P.954参照)

5 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内とします。

7 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条(特約の保険期間および保険料払込期間)の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約(第18条)されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで に支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約による給付金の支払事由(第3条)が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしてします。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第13条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第14条 補足説明***1 保険媒介者**

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

***2 特約の責任開始の日**

第2条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更および更新について

第16条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) 主契約が更新および終身変更されないこと
- (2) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (3) 特約更新日*1における被保険者の年齢が79歳以下であること
- (4) この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間の満了日*2前にあること

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第15条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

第16条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険料払込期間の満了日

主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。
(3) 更新後特約の重症化予防給付金額	更新前特約の保険期間満了日の重症化予防給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の重症化予防給付金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後特約の保険期間	主契約の保険料払込期間の満了日*2を限度とし、会社の取扱いの範囲内とします。
(5) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 更新後特約の特約の型	I型の場合で、更新前特約の保険期間満了日までに治療開始給付金の支払いがあった場合には、第1条（特約の型）の2.の規定に準じて、更新後特約をII型に変更して更新します。
(8) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(4)のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(7)の規定を準用します。ただし、更新後の重症化予防給付金額について、更新前特約の保険期間満了日の重症化予防給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第17条 重症化予防給付金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって重症化予防給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の重症化予防給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 重症化予防給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱います。
- (2) 重症化予防給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

11 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約による重症化予防給付金の支払回数が通算して5回に達したとき
- (4) 次の①から③のうち1つ以上に該当した場合で、この特約の保険期間満了日の1年以内にこの特約による重症化予防給付金の支払事由が生じて、重症化予防給付金が支払われたとき。ただし、この特約の責任開始の時を含む日を契約成立日としている契約*1については、契約成立日の応当日（年単位）を含む月に重症化予防給付金の支払事由が生じて、重症化予防給付金が支払われたときは除きます。
 - ① この特約の保険期間満了日と主契約の保険期間満了日が同一で、普通保険約款に定める主契約の更新または終身変更が取扱われない場合
 - ② 次のいずれかの場合
 - ア. この特約の保険期間満了日が被保険者が80歳となる主契約の契約成立応当日（年単位）の前日の場合
 - イ. 主契約が保険期間が終身の保険契約で、この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日の場合
 - ③ 第25条（特別条件を付ける場合の特則）の2. - (2)および(3)に定めるこの特約の更新または変更が取扱われない場合

第19条 補足説明

*1 この特約の責任開始の時を含む日を契約成立日としている契約

契約成立日が各月の1日の場合を除きます。

第20条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

12 その他

第21条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第22条 管轄裁判所

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

第24条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この特約の給付金の支払事由（第3条）にかかわる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この特約の支払事由を変更することがあります。

- (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
- (2) 医療技術または医療環境の変化*2

2. この特約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- (1) この特約の支払事由の変更を承諾する方法
- (2) 変更日*1の前日にこの特約を解約（第18条）する方法

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

13 特則について

第25条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

- (1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

- (2) 給付金の削減支払

この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第3条）に該当し、給付金を支払うべきときは、給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- (3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表10★）のうち、この特約を主契約に

第24条 補足説明

* 1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する主契約の契約成立日の応当日（年単位）をいいます。

* 2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第25条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときまたは別表 2 ★もしくは別表 8 ★に定める投薬治療を受けたときは、これに対応する給付金は支払いません。

2. 本条の 1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。
- (1) この特約が効力を失ったとき（第 9 条）は、第 11 条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて 2 年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。
- (2) この特約の更新（第 16 条・第 27 条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第 16 条（特約の更新）の 1. および第 27 条（主契約が更新される場合の特則）の 1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第 16 条（特約の更新）の 1. および第 27 条（主契約が更新される場合の特則）の 1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の取扱い（第 28 条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の取扱い
① 割増保険料の払込み	第 28 条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の 1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第 28 条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の 1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

第 25 条 補足説明

* 2 変更後特約

第 28 条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の 2. -(2)に定める保険期間の特約に変更された場合の無配当投薬治療支援特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

★別表 2（P.953 参照）、別表 8（P.954 参照）、別表 10（P.954 参照）

第26条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第27条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の保険期間	主契約の保険料払込期間の満了日*1を限度とし、会社の取扱いの範囲内とします。
(3) 更新後特約の重症化予防給付金額	更新前特約の保険期間満了日の重症化予防給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の重症化予防給付金額を変更して更新することができます。
(4) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第13条・第14条)、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)および特約の消滅(第19条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(5) 更新後特約の特約の型	I型の場合で、更新前特約の保険期間満了日までに治療開始給付金の支払いがあった場合には、第1条(特約の型)の2.の規定に準じて、更新後特約をII型に変更して更新します。
(6) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(4)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1.に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2.の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、更新後の重症化予防給付金額について、更新前特約の保険期間満了日の重症化予防給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えときは、その限度額と同額とします。

第28条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に本条の2.－(2)に定める保険期間の無配当投薬治療支援特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
- 本条の1.の場合、次のとおり取り扱います。

第26条 補足説明***1 この特約の第1回保険料を受け取った時**

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第27条 補足説明***1 主契約の保険料払込期間の満了日**

主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

第28条 補足説明***1 主契約の変更日**

本条において「変更日」といいます。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の保険期間	主契約の保険料払込期間の満了日*3を限度とし、会社の取扱いの範囲内とします。
(3) 変更後特約*2の重症化予防給付金額	変更前特約の保険期間満了日*4の重症化予防給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*4の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の重症化予防給付金額を変更することができます。
(4) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第3条)、保険料の払込免除(第5条)、告知義務違反による解除(第13条・第14条)、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで支払事由が生じた場合の取扱い(第8条)および特約の消滅(第19条)に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更後特約*2の特約の型	I型の場合で、変更前特約の保険期間満了日まで治療開始給付金の支払いがあった場合には、第1条(特約の型)の2.の規定に準じて、変更後特約*2をII型に変更します。
(6) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(4)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の重症化予防給付金額について、変更前特約の保険期間満了日*4の重症化予防給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第29条 無配当生活習慣病保険(返戻金なし型)契約に付加する場合の特則

この特約を無配当生活習慣病保険(返戻金なし型)契約に付加するときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に給付金が支払われるべきときは、第3条(給付金の支払い)の2. -(1)－②を次のとおり読み替えます。

第28条 補足説明

* 2 変更後特約

本条の2. -(2)に定める保険期間の特約に変更された場合の無配当投薬治療支援特約(医療保険)(返戻金なし型)をいいます。

* 3 主契約の保険料払込期間の満了日

主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日(年単位)の前日とします。

* 4 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日(年単位)を変更日*1として、本条の2. -(2)に定める保険期間の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

第29条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

項 目	内 容
② 給付金の支払事由が生じ、支払うべき給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 主契約の普通保険約款に定めるがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効に関する規定により主契約が無効となるときは、この特約も無効とし、主契約の保険料を保険契約者に払い戻すときは、会社は、この特約の保険料についても主契約に準じて取り扱います。

特

約

無配当投薬治療支援特約（医療保険）（返戻金なし型）

別表1 重症化予防給付金の支払対象となる疾病

重症化予防給付金の支払対象となる疾病とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

疾病名		分類項目	基本分類コード
(1)	血栓症	播種性血管内凝固症候群〔脱線維素症候群〕（妊娠、分娩及び産じょく・褥に合併する播種性血管内凝固症候群〔脱線維素症候群〕を含む）	D 65
		その他の凝固障害（D 68）のうち、 その他の明示された凝固障害（トルソー症候群に限る）	D 68.8
		紫斑病及びその他の出血性病態（D 69）のうち、 続発性血小板減少症	D 69.5
		頭蓋内及び脊椎管内の静脈炎及び血栓（性）静脈炎	G 08
		一過性脳虚血発作及び関連症候群	G 45
		その他の脊髄疾患（G 95）のうち、 血管性ミエロパチ<シ>ー	G 95.1
		網膜血管閉塞症	H 34
		慢性リウマチ性心疾患	I 05- I 09
		高血圧性心疾患	I 11
		高血圧性腎疾患	I 12
		高血圧性心腎疾患	I 13
		虚血性心疾患	I 20- I 25
		肺性心疾患及び肺循環器疾患（妊娠、分娩及び産じょく・褥に合併する肺塞栓症（I 26）を含む）	I 26- I 28
		その他の型の心疾患（妊娠、分娩及び産じょく・褥に合併するその他の不整脈（I 49）および心不全（I 50）を含む）	I 30- I 52
		脳血管疾患	I 60- I 69
		動脈、細動脈及び毛細血管の疾患（妊娠、分娩及び産じょく・褥に合併する動脈の塞栓症及び血栓症（I 74）を含む）	I 70- I 79
		静脈炎及び血栓（性）静脈炎（妊娠、分娩及び産じょく・褥に合併する静脈炎及び血栓（性）静脈炎を含む）	I 80
		門脈血栓症	I 81
		その他の静脈の塞栓症及び血栓症（妊娠、分娩及び産じょく・褥に合併するその他の静脈の塞栓症及び血栓症を含む）	I 82
		静脈のその他の障害	I 87
		循環器系の処置後障害、他に分類されないもの	I 97
		腸の血行障害（K 55）のうち、 腸の急性血行障害	K 55.0
		腸の慢性血行障害	K 55.1
		その他の炎症性肝疾患（K 75）のうち、 門脈の静脈炎	K 75.1
		その他の肝疾患（K 76）のうち、 その他の明示された肝疾患（類洞閉塞症候群または肝中心静脈閉塞症に限る）	K 76.8
		腎及び尿管のその他の障害、他に分類されないもの（N 28）のうち、 腎虚血及び腎梗塞	N 28.0
(2)	糖尿病・妊娠糖尿病	糖尿病	E 10- E 14
		妊娠中の糖尿病	O 24

別表2 重症化予防給付金の支払対象となる「投薬治療」

重症化予防給付金の支払対象となる「投薬治療」とは、医師による治療が必要であり、病院または診療所（別表3）において、医師の管理下で行われる次の治療をいいます。

疾病名		投薬治療の定義
(1)	血栓症	① 次のすべてを満たす医薬品の投与または処方 ア. 投与または処方を受けた時点において、被保険者が発病した「血栓症（別表1）」に対する効能または効果が厚生労働大臣により認められた医薬品 イ. 血栓形成の阻止または形成された血栓の溶解・進展防止を目的として使用された医薬品（ただし、手術（心臓手術を除く）、処置、検査の際の血液凝固を防止することを目的として使用された医薬品を除きます。） ウ. 血栓形成の阻止または形成された血栓の溶解・進展防止を示す有効成分に、アスピリン以外を含む医薬品 ② ①の投与または処方について、公的医療保険制度（別表4）に基づく医科診療報酬点数表（別表5）または歯科診療報酬点数表（別表6）で薬剤料または処方箋料が算定されていること（医科診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表または厚生労働大臣が定める診断群分類点数表により算定される診療報酬に、薬剤料または処方箋料に相当する費用が含まれる場合を含みます。）
(2)	糖尿病・妊娠糖尿病	① 次のすべてを満たす医薬品の投与または処方 ア. 投与または処方を受けた時点において、被保険者が発病した「糖尿病・妊娠糖尿病（別表1）」に対する効能または効果が厚生労働大臣により認められた医薬品 イ. インスリンの補充またはインスリン分泌の改善・促進を目的として使用された医薬品 ウ. 有効成分としてインスリンを含む医薬品 ② ①の投与または処方について、公的医療保険制度（別表4）に基づく医科診療報酬点数表（別表5）または歯科診療報酬点数表（別表6）で薬剤料または処方箋料が算定されていること（医科診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表または厚生労働大臣が定める診断群分類点数表により算定される診療報酬に、薬剤料または処方箋料に相当する費用が含まれる場合を含みます。）

注 処方、処方箋の交付を受け、その処方箋に基づく医薬品の支給を受けている場合に限りします。

別表3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

別表4 公的医療保険制度

次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表5 医科診療報酬点数表

投薬治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表6 歯科診療報酬点数表

投薬治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表7 投薬治療による治療開始給付金の支払対象となる疾病

治療開始給付金の支払対象となる疾病とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

	疾病名	分類項目	基本分類コード
(1)	高血圧性疾患	本態性（原発性＜一次性＞）高血圧（症） 高血圧性心疾患 高血圧性腎疾患 高血圧性心腎疾患 二次性＜続発性＞高血圧（症） 大動脈瘤及び解離	I 10 I 11 I 12 I 13 I 15 I 71
(2)	脂質異常症	リポタンパク＜蛋白＞代謝障害及びその他の脂血症	E 78
(3)	糖尿病・妊娠糖尿病	糖尿病 妊娠中の糖尿病	E 10- E 14 O 24

別表8 治療開始給付金の支払対象となる「投薬治療」

治療開始給付金の支払対象となる「投薬治療」とは、医師による治療が必要であり、病院または診療所（別表3）において、医師の管理下で行われる公的医療保険制度（別表4）に基づく医科診療報酬点数表（別表5）または歯科診療報酬点数表（別表6）で薬剤料または処方箋料が算定される医薬品の投与または処方をいいます（医科診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表または厚生労働大臣が定める診断群分類点数表により算定される診療報酬に、薬剤料または処方箋料に相当する費用が含まれる場合を含みます。）。

注 処方、処方箋の交付を受け、その処方箋に基づく医薬品の支給を受けている場合に限りします。

別表9 給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
重症化予防給付金の支払い	(1) 重症化予防給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による証明書 (3) 重症化予防給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 重症化予防給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
治療開始給付金の支払い	(1) 治療開始給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による証明書 (3) 治療開始給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 治療開始給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表10 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睪丸・副睪丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。）

特定部位および指定疾病

21. 胸椎部（当該神経を含む。）
22. 腰椎部（当該神経を含む。）
23. 右上肢（右肩関節部を含む。）
24. 左上肢（左肩関節部を含む。）
25. 右下肢（右股関節部を含む。）
26. 左下肢（左股関節部を含む。）
27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
28. 鎖骨
29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。）
30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）
31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。）
32. 食道
42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。）
43. 上顎骨・下顎骨・顎関節
44. 甲状腺・副甲状腺
45. 食道・胃・十二指腸
46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。）
47. 肝臓（肝内胆管を含む。）
48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。）
49. 脾臓
50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道
51. 睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。）
52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病
53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病
54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）
55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
56. 脊椎部（当該神経を含む。）
57. 上肢（肩関節部を含む。）
58. 下肢（股関節部を含む。）
59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
61. 末梢動脈疾患

特
約

無配当投薬治療支援特約（医療保険）（返戻金なし型）

別
表

無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型） 目次

この特約の特色	957	9 内容の変更について	
1 保障の開始について		第15条 初期生活習慣病入院一時金額の減額	962
第1条 特約の責任開始の時	957	10 解約等について	
2 一時金の支払いについて		第16条 特約の解約	963
第2条 初期生活習慣病入院一時金の支払い	957	第17条 特約の消滅	963
3 一時金の支払請求手続について		第18条 返戻金	963
第3条 初期生活習慣病入院一時金の支払請求手続	959	11 その他	
4 保険料の払込免除について		第19条 社員配当金	963
第4条 特約の保険料の払込免除	959	第20条 管轄裁判所	963
5 保険期間および保険料払込期間について		第21条 普通保険約款の規定の準用	963
第5条 特約の保険期間および保険料払込期間	959	12 特則について	
6 保険料の払込みにについて		第22条 特別条件を付ける場合の特則	963
第6条 特約の保険料の払込み	959	第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険 契約への変更の際にこの特約を付加する場 合の特則	965
第7条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	960	第24条 主契約が更新される場合の特則	965
7 失効、失効取消および復活について		第25条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更 される場合の特則	966
第8条 特約の失効	960	第26条 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契 約に付加する場合の特則	966
第9条 特約の失効取消	960		
第10条 特約の復活	960		
8 告知義務と解除について			
第11条 告知義務	960		
第12条 告知義務違反による解除	961		
第13条 告知義務違反による解除ができないとき	961		
第14条 重大事由による解除	961		
別表 1 初期生活習慣病入院一時金の支払対象となる「初期生活習慣病」	968		
別表 2 初期生活習慣病入院一時金の支払請求に必要な書類	969		
別表 3 特定部位および指定疾病一覧表	969		

無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2014.4.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	初期生活習慣病による所定の入院に対する保障
給付金の種類	初期生活習慣病入院一時金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第11条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 一時金の支払いについて

第2条 初期生活習慣病入院一時金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、初期生活習慣病入院一時金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して初期生活習慣病入院一時金をその受取人に支払います。

	支払事由 (初期生活習慣病入院一時金を支払う場合)	金 額	受取人
初期生活習慣病入院一時金	被保険者が、この特約の保険期間中に、次のすべてを満たす入院*1を開始したとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に発病した初期生活習慣病（別表1★）（以下「初期生活習慣病」といいます。）を直接の原因とする入院 (2) (1)の初期生活習慣病の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所*3への入院 (4) 入院日数が1日*4以上の入院	1回の入院につき、初期生活習慣病入院一時金額	主契約の入院給付金受取人

2. 初期生活習慣病入院一時金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

第2条 補足説明

* 1 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

* 2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第10条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
(2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

* 4 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

特
約

無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた原因による入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなします。 ① この特約の責任開始の日*5からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 ② この特約の付加の際*6に、会社が、告知（第11条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。 ③ その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。
(2) 被保険者が、同一の初期生活習慣病*7を直接の原因として、初期生活習慣病入院一時金の支払事由に該当する入院を2回以上したとき	「初期生活習慣病入院一時金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ① 180日以下 「初期生活習慣病入院一時金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 ② 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
(3) 初期生活習慣病入院一時金の支払限度	① 1回の入院について1回とします。 ② 通算して30回とします。
(4) 被保険者が、異なる初期生活習慣病を直接の原因として2回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の1. の規定を適用します。
(5) 被保険者が、初期生活習慣病入院一時金の支払事由に該当する入院の開始時に、異なる初期生活習慣病を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった初期生活習慣病により継続して入院したものとみなします。 (注) 特定部位・指定疾病についての不担保の特別条件（第22条）が適用されたことによって初期生活習慣病入院一時金が支払われない入院の開始時に異なる初期生活習慣病を併発していたとき、または入院中に異なる初期生活習慣病を併発したときは、併発した初期生活習慣病の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その初期生活習慣病の治療を目的とする入院を開始したものと取り扱います。
(6) 被保険者が、初期生活習慣病入院一時金の支払事由に該当する入院中に、異なる初期生活習慣病を併発したとき	
(7) 初期生活習慣病以外の事由を直接の原因とする入院中に、初期生活習慣病の治療を目的とする入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもって初期生活習慣病の治療を目的とする入院を開始したものと取り扱います。
(8) 継続した入院中に、初期生活習慣病の治療を目的とする入院の期間が断続してあるとき	その初期生活習慣病の治療を目的とする断続した入院は、継続した入院とみなします。

第2条 補足説明

* 5 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 6 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 7 同一の初期生活習慣病

医学上密接な関係にある一連の初期生活習慣病をいいます。「胆石性膵炎と胆石症」、「腎結石と尿管結石」または「胃潰瘍と十二指腸潰瘍」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の初期生活習慣病として取り扱います。

項 目	内 容
(9) 初期生活習慣病入院一時金の支払事由が生じ、支払うべき初期生活習慣病入院一時金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき初期生活習慣病入院一時金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1（P.968参照）

3 一時金の支払請求手続について

第3条 初期生活習慣病入院一時金の支払請求手続

1. 初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 初期生活習慣病入院一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2（P.969参照）

4 保険料の払込免除について

第4条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第5条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第6条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第5条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第16条）されたものとします。

第7条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 初期生活習慣病入院一時金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第8条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第9条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）が生じたとき	初期生活習慣病入院一時金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第11条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第10条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の

第9条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第10条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第12条 告知義務違反による解除

- この特約の締結または復活（第10条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
- 会社は、初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- 初期生活習慣病入院一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- すでに初期生活習慣病入院一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 本条の2.の規定にかかわらず、初期生活習慣病入院一時金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、初期生活習慣病入院一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第13条 告知義務違反による解除ができないとき

- 会社は、次のいずれかに該当するときは、第12条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- この特約の締結または復活（第10条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じないで、その期間を経過したとき

- 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第14条 重大事由による解除

- 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第13条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第14条 補足説明

* 1 一時金

この特約の一時金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 保険契約者または被保険者が一時金*1を詐取する目的もしくは他人に一時金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 一時金*1の請求に関し、一時金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、初期生活習慣病入院一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その初期生活習慣病入院一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 初期生活習慣病入院一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに初期生活習慣病入院一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第12条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第15条 初期生活習慣病入院一時金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって初期生活習慣病入院一時金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の初期生活習慣病入院一時金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 初期生活習慣病入院一時金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第16条）されたものとして取り扱います。
- (2) 初期生活習慣病入院一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

10 解約等について

第16条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第17条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約による初期生活習慣病入院一時金の支払回数が通算して30回に達したとき

第18条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

11 その他

第19条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第20条 管轄裁判所

この特約における初期生活習慣病入院一時金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第22条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - (2) 初期生活習慣病入院一時金の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）に該当し、初期生活習慣病入院一時金を支払うべきときは、初期生活習慣病入院一時金額に次の表の割合を乗じた金額

第22条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

を支払います。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- (3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表3★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときは、これに対応する初期生活習慣病入院一時金は支払いません。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第8条）は、第10条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

- (2) この特約の更新（第24条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第24条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 初期生活習慣病入院一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第24条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた初期生活習慣病入院一時金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の特約への変更（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 初期生活習慣病入院一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた初期生活習慣病入院一時金の削減支払の条件は適用されません。

第22条 補足説明

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表3 (P.969参照)

第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第24条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の初期生活習慣病入院一時金額	更新前特約の保険期間満了日の初期生活習慣病入院一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の初期生活習慣病入院一時金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 初期生活習慣病入院一時金の支払い(第2条)、保険料の払込免除(第4条)、告知義務違反による解除(第12条・第13条)、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第7条)および特約の消滅(第17条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の初期生活習慣病入院

第23条 補足説明

*1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

特約

無配当初期生活習慣病入院一時金特約(医療保険)(返戻金なし型)

一時金額について、更新前特約の保険期間満了日の初期生活習慣病入院一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	- 変更日*1の保険料率が適用されます。 - 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の初期生活習慣病入院一時金額	変更前特約の保険期間満了日*3の初期生活習慣病入院一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の初期生活習慣病入院一時金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	- 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 - 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 - 給付金の支払い(第2条)、保険料の払込免除(第4条)、告知義務違反による解除(第12条・第13条)、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第7条)および特約の消滅(第17条)に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 - 変更日*1の特約が適用されます。 - 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	- この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の初期生活習慣病入院一時金額について、変更前特約の保険期間満了日*3の初期生活習慣病入院一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則

この特約を無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加するときは、次の

第25条 補足説明

*1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

*3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に初期生活習慣病入院一時金が支払われるべきときは、第2条（初期生活習慣病入院一時金の支払い）の2. - (9)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(9) 初期生活習慣病入院一時金の支払事由が生じ、支払うべき初期生活習慣病入院一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき初期生活習慣病入院一時金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 主契約の普通保険約款に定めるがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効に関する規定により主契約が無効となるときは、この特約も無効とし、主契約の保険料を保険契約者に払い戻すときは、会社は、この特約の保険料についても主契約に準じて取り扱います。

第26条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

特

約

無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

別表1 初期生活習慣病入院一時金の支払対象となる「初期生活習慣病」

初期生活習慣病入院一時金の支払対象となる「初期生活習慣病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

傷病名		分類項目	基本分類コード
(1)	膵疾患	急性膵炎 その他の膵疾患 他に分類される疾患における胆のう〈嚢〉、胆道および膵の障害（K87）のうち、 他に分類される疾患における膵の障害	K85 K86 K87.1
		胆石症 胆のう〈嚢〉炎 胆のう〈嚢〉のその他の疾患 胆道のその他の疾患 他に分類される疾患における胆のう〈嚢〉、胆道および膵の障害（K87）のうち、 他に分類される疾患における胆のう〈嚢〉および胆道の障害 消化器系の処置後障害、他に分類されないもの（K91）のうち、 胆のう〈嚢〉摘出〈除〉後症候群	K80 K81 K82 K83 K87.0 K91.5
(3)	脾疾患	脾疾患	D73
(4)	消化管潰瘍	食道のその他の疾患（K22）のうち、 食道潰瘍 胃潰瘍 十二指腸潰瘍 部位不明の消化性潰瘍 胃空腸潰瘍 クローン＜Crohn＞病〔限局性腸炎〕 潰瘍性大腸炎 肛門および直腸のその他の疾患（K62）のうち、 肛門および直腸の潰瘍（ただし、肛門は除く。） 腸のその他の疾患（K63）のうち、 腸潰瘍	K22.1 K25 K26 K27 K28 K50 K51 K62.6 K63.3
		痛風 他に分類されるその他の疾患における関節障害（M14）のうち、 酵素欠損およびその他の遺伝性障害による痛風性関節障害 プリンおよびピリミジン代謝障害	M10 M14.0 E79
(6)	尿路結石	腎結石および尿管結石 下部尿路結石 他に分類される疾患における尿路結石	N20 N21 N22
		一過性脳虚血発作 一過性脳虚血発作および関連症候群	G45
(7)	特定動脈疾患	末梢動脈疾患	
		アテローム〈じゅく〈粥〉状〉硬化（症）（I 70）のうち、 （四）肢の動脈のアテローム〈じゅく〈粥〉状〉硬化（症）（閉塞性動脈硬化症に限る。） 全身性および詳細不明のアテローム〈じゅく〈粥〉状〉硬化（症）（閉塞性動脈硬化症に限る。） 大動脈瘤および解離 その他の動脈瘤 その他の末梢血管疾患（I 73）のうち、 閉塞性血栓性血管炎〔ビュルガー＜バージャー＞＜Buerger＞病〕 動脈の塞栓症および血栓症 動脈および細動脈のその他の障害 腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの（N28）のうち、 腎虚血および腎梗塞 腸の血行障害（K55）のうち、 腸の急性血行障害 腸の慢性血行障害	 I 70.2 I 70.9 I 71 I 72 I 73.1 I 74 I 77 N28.0 K55.0 K55.1

別表2 初期生活習慣病入院一時金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
初期生活習慣病入院一時金の支払い	(1) 初期生活習慣病入院一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 初期生活習慣病入院一時金の受取人の戸籍抄本 (4) 初期生活習慣病入院一時金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 一時金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表3 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道 42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。） 43. 上顎骨・下顎骨・顎関節 44. 甲状腺・副甲状腺 45. 食道・胃・十二指腸 46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。） 47. 肝臓（肝内胆管を含む。） 48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。） 49. 脾臓 50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道 51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。） 52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病 53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病

特定部位および指定疾病

54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）
55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
56. 脊椎部（当該神経を含む。）
57. 上肢（肩関節部を含む。）
58. 下肢（股関節部を含む。）
59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
61. 末梢動脈疾患

無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色	972	9 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第14条 告知義務	979
第1条 特約の保険期間開始の時	972	第15条 告知義務違反による解除	979
第2条 特約の責任開始の時	972	第16条 告知義務違反による解除ができないとき	980
2 一時金の支払いについて		第17条 重大事由による解除	980
第3条 7大疾病一時金の支払い	972	10 内容の変更について	
3 7大疾病一時金の支払請求手続について		第18条 7大疾病一時金額の減額	981
第4条 7大疾病一時金の支払請求手続	976	11 解約等について	
4 保険料の払込免除について		第19条 特約の解約	981
第5条 特約の保険料の払込免除	976	第20条 特約の消滅	981
5 保険期間および保険料払込期間について		第21条 返戻金	981
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	976	12 その他	
6 保険料の払込みにについて		第22条 社員配当金	982
第7条 特約の保険料の払込み	976	第23条 管轄裁判所	982
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	977	第24条 普通保険約款の規定の準用	982
7 失効、失効取消および復活について		13 特則について	
第9条 特約の失効	977	第25条 特別条件を付ける場合の特則	982
第10条 特約の失効取消	977	第26条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	983
第11条 特約の復活	977	第27条 主契約が更新される場合の特則	983
8 無効について		第28条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	984
第12条 この特約のがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効	978	第29条 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等に付加する場合の特則	984
第13条 この特約のがん給付の責任開始の時前のがん診断確定の場合の特別取扱い	978	第30条 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則	985
別表1		1. 7大疾病一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物	986
		2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義	986
		3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定	986
		4. 新生物の形態の性状コード	986
別表2		1. 7大疾病一時金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」	987
		2. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義	988
別表3		入院日数が1日以上入院	988
別表4		1. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、狭心症、脳卒中、脳動脈瘤、食道静脈瘤等、大動脈瘤等についての7大疾病一時金の支払対象となる手術	988
		2. 糖尿病性網膜症についての7大疾病一時金の支払対象となる手術	988
		3. 糖尿病性壊疽についての7大疾病一時金の支払対象となる切断術	988
別表5		7大疾病一時金の支払請求に必要な書類	988
別表6		同一種類の臓器	989

無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2019.10.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	7大疾病による所定の入院・状態・手術に対する保障
給付金の種類	7大疾病一時金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約、5年ごと利差配当付医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）契約または無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の保険期間開始の時

1. この特約の保険期間開始の時は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第14条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する保険期間開始の時を含む日をこの特約の保険期間開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第2条 特約の責任開始の時

この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

給付の種類	責任開始の時
(1) 別表1★に定めるがん（以下「がん」といいます。）を直接の原因とする7大疾病一時金（以下「がん給付」といいます。）	保険期間開始の日（第1条）からその日を含めて90日を経過した日の翌日*1
(2) 別表2★に定めるがん以外の7大疾病（以下「がん以外の7大疾病」といいます。）を直接の原因とする7大疾病一時金（以下「がん給付以外の給付」といいます。）	保険期間開始の時*2（第1条）

★別表1（P.986参照）、別表2（P.987参照）

2 一時金の支払いについて

第3条 7大疾病一時金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、7大疾病一時金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して7大疾病一時金をその受取人に支払います。

第2条 補足説明

- *1 保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
「がん給付の責任開始の時」といいます。
- *2 保険期間開始の時
「がん給付以外の給付の責任開始の時」といいます。

支払事由（7大疾病一時金を支払う場合）	金 額	受取人
被保険者が、次のいずれかに該当したとき (1) がん この特約の「がん給付」の責任開始の時*1前にがんと診断確定（別表1★に定めるところによります。以下同じ。）されたことのない被保険者が、この特約の「がん給付」の責任開始の時*1以後保険期間中にがんと診断確定されたとき (2) 急性心筋梗塞、拡張型心筋症または狭心症 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ① 急性心筋梗塞（別表2★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上入院（別表3★）を開始したとき、もしくは手術（別表4★）を受けたとき ② 拡張型心筋症（別表2★）（以下「拡張型心筋症」といいます。）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上入院（別表3★）を開始したとき、もしくは手術（別表4★）を受けたとき ③ 狭心症（別表2★）（以下「狭心症」といいます。）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき (3) 脳卒中または脳動脈瘤 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ① 脳卒中（別表2★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上入院（別表3★）を開始したとき、もしくは手術（別表4★）を受けたとき ② 脳動脈瘤（別表2★）（以下「脳動脈瘤」といいます。）が生じ、それが破裂したと医師によって診断されたとき、または脳動脈瘤が生じ、その治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき (4) 慢性腎不全 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2以後保険期間中に、慢性腎不全（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① 慢性腎臓病のステージ4またはステージ5（別表2★）（以下「慢性腎臓病」といいます。）と医師によって診断されたとき ② その疾病の治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき	7大疾病一時金額	主契約の入院給付金受取人

第3条 補足説明

*1 この特約の「がん給付」の責任開始の時

第2条（特約の責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの特約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

*2 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時

第2条（特約の責任開始の時）の規定により、「がん給付以外の給付」について会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

特
約

無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

	支払事由（7大疾病一時金を支払う場合）	金 額	受取人
7大疾病一時金	(5) 肝硬変 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2以後保険期間中に、肝硬変（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① 肝硬変（別表2★）と医師によって診断されたとき ② その疾病により生じた食道静脈瘤もしくは胃静脈瘤（別表2★）（以下「食道静脈瘤等」といいます。）が破裂したと医師によって診断されたとき、またはその疾病により生じた食道静脈瘤等の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき ③ その疾病の治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき	7大疾病一時金額	主契約の入院給付金受取人
	(6) 糖尿病 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2以後保険期間中に、糖尿病（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① 糖尿病性網膜症（別表2★）と医師によって診断されたとき ② その疾病により糖尿病性網膜症または糖尿病性壊疽（別表2★）（以下「糖尿病合併症」といいます。）を発病し、その治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき		
	(7) 高血圧性疾患 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2以後保険期間中に、高血圧性疾患（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① その疾病により生じた大動脈瘤（別表2★）もしくは解離性大動脈瘤（別表2★）（以下、「大動脈瘤等」といいます。）と医師によって診断されたとき ② その疾病により生じた大動脈瘤等が破裂したと医師によって診断されたとき ③ その疾病により生じた大動脈瘤等の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき		

2. 7大疾病一時金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
① 被保険者が、その他の疾病または傷害の治療を直接の原因とする入院中に、急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中の治療を開始したとき	急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中の治療を開始した日に、急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中の治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなします。
② 被保険者が、同時に7大疾病一時金の支払事由に複数該当したとき	7大疾病一時金を重複しては支払いません。

項 目	内 容
③ 被保険者が、7大疾病一時金が支払われた最終の支払事由該日からその日を含めて1年以内に新たに7大疾病一時金の支払事由に該当したとき	新たに該当した支払事由に対する7大疾病一時金は支払いません。
④ 被保険者が、7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、新たに7大疾病一時金の支払事由に該当したとき	新たに該当した支払事由に対する7大疾病一時金を支払います。ただし、次のいずれかの場合には、それぞれ次の要件を満たすことを必要とします。 ア. がんの場合 新たながん*3の診断確定であること イ. 急性心筋梗塞、狭心症または脳卒中の場合 それぞれ急性心筋梗塞、狭心症または脳卒中を新たに発病していること ウ. 脳動脈瘤、食道静脈瘤等、糖尿病性壊疽または大動脈瘤等の場合 それぞれ脳動脈瘤、食道静脈瘤等、糖尿病性壊疽または大動脈瘤等が新たに生じていること
⑤ 以下の支払事由に該当した場合の7大疾病一時金の支払限度 ア. 医師の診断による慢性腎臓病 イ. 医師の診断による肝硬変 ウ. 医師の診断による糖尿病性網膜症 エ. 医師の診断による大動脈瘤等 オ. 拡張型心筋症	保険期間を通じてそれぞれ1回とします。
⑥ 被保険者が、7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」にがんの治療を直接の目的とする継続入院中のとき	その日に新たながん*3と診断確定されたものとみなして、7大疾病一時金を支払います。
⑦ 被保険者が、7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的として入院したとき	新たながん*3の診断確定がない場合でも、その入院の開始日に新たながん*3と診断確定されたものとみなして、7大疾病一時金を支払います。
⑧ 被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2前に発病した「がん以外の7大疾病」を原因として、7大疾病一時金の支払事由に該当したとき	この特約の付加の際*4に会社の承諾した範囲内で7大疾病一時金を支払います。ただし、告知義務違反（第15条）があったときは、この限りではありません。

第3条 補足説明

*3 新たながん

原発病巣、再発・転移病巣の如何を問いません。

*4 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項 目	内 容
⑨ 7 大疾病一時金の支払事由が生じ、支払うべき7 大疾病一時金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき7 大疾病一時金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表 1 (P.986 参照)、別表 2 (P.987 参照)、別表 3 (P.988 参照)、別表 4 (P.988 参照)

3 7 大疾病一時金の支払請求手続について

第4条 7 大疾病一時金の支払請求手続

1. 7 大疾病一時金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 7 大疾病一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表 5 ★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. 本条の 2. の規定にかかわらず、7 大疾病一時金の支払事由が生じ、かつ、主契約の入院給付金の請求があったときは、7 大疾病一時金についてその受取人から請求があったものとして取り扱います。

★別表 5 (P.988 参照)

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。

2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第19条）されたものとして扱います。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで に支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約による7大疾病一時金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 7大疾病一時金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日まで払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による7大疾病一時金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に7大疾病一時金の支払事由（第3条）が生じたとき	7大疾病一時金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。
2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 無効について

第12条 この特約のがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効

1. 被保険者がこの特約の締結の際の告知（第14条）の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前にかんがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この特約は無効とします。
2. 本条の1. の場合には、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
(2) 告知の時前にがんを診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からこの特約の「がん給付」の責任開始の時*1の前日までにがんを診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2. の規定は、この特約の復活（第11条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれた保険料は、その復活の時から無効とする時までの保険料*2とします。
4. 本条の3. の場合、この特約はその復活が行われずに、解約（第19条）されたものとして取り扱います。
5. 本条の規定にかかわらず、第15条（告知義務違反による解除）または第17条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの特約を解除することができます。
6. 本条の適用があるときは、第20条（特約の消滅）の規定は適用しません。

第13条 この特約のがん給付の責任開始の時前のがん診断確定の場合の特別取扱い

1. 第12条（この特約のがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効）の規定にかかわらず、次のすべてに該当する場合で、保険契約者から請求があったときは、本条の2. に規定する特別取扱いを適用し、この特約を無効としません。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者が、この特約の締結の際の告知（第14条）の時前または告知の時からこの特約の「がん給付」の責任開始の時*1前にかんがんと診断確定されていたとき (2) 告知の時前に被保険者ががんを診断確定されていた事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったとき |
|---|

2. 特別取扱いの内容は、次のとおりとします。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 第3条（7大疾病一時金の支払い）に規定する7大疾病一時金の支払事由中、「がん給付の責任開始の時前にがんを診断確定されることがないこと」を必要とする旨の規定は適用しません。 (2) 第3条（7大疾病一時金の支払い）の規定にかかわらず、がん不担保期間*2中に診断確定されたがんについては、7大疾病一時金を支払いません。 (3) 第3条（7大疾病一時金の支払い）の規定にかかわらず、この特約の締結の際の告知の時前または告知の時からこの特約の「がん給付」の責任開始の時*1前に診断確定されていたがんが生じた臓器と同一種類の臓器（別表6★）に生じたがんについては、がん不担保期間*2経過後でも7大疾病一時金を支払いません。 |
|--|

第12条 補足説明

*1 この特約の「がん給付」の責任開始の時

第2条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの特約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

*2 その復活の時から無効とする時までの保険料

その復活の延滞保険料を含みません。

第13条 補足説明

*1 この特約の「がん給付」の責任開始の時

第2条（特約の責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの特約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

*2 がん不担保期間

この特約の保険期間開始の日からその日を含めて5年を経過する日までの期間をいいます。

3. 本条の2. に規定する特別取扱いが適用されたこの特約が更新（第27条）されるとき、または保険期間が終身の無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更（第28条）されるときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
本条の2. - (2)の特別取扱い	① 更新日または変更日の前日までにがん不担保期間 ^{*2} が満了しているとき 更新後特約または変更後特約 ^{*3} には本条の2. - (2)の特別取扱いは適用されません。 ② 更新日または変更日の前日までにがん不担保期間 ^{*2} が満了していないとき 更新後特約または変更後特約 ^{*3} に残余のがん不担保期間 ^{*2} が引き継がれ、本条の2. - (2)の特別取扱いが引き続き適用されます。
本条の2. - (3)の特別取扱い	更新後特約または変更後特約 ^{*3} には本条の2. - (3)の特別取扱いが引き続き適用されます。

4. 本条の1. から3. の規定は、この特約の復活（第11条）の場合に準用します。
5. 保険契約者から主契約の「がん給付」の責任開始の時^{*4}前のがん診断確定の場合の特別取扱いの請求があったときは、この特約の「がん給付」の責任開始の時^{*1}前のがん診断確定の場合の特別取扱いの請求があったものとみなします。

★別表6（P.989参照）

9 告知義務と解除について

第14条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、7大疾病一時金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第15条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、7大疾病一時金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 7大疾病一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに7大疾病一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、7大疾病一時金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、7大疾病一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

第13条 補足説明

* 3 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

* 4 主契約の「がん給付」の責任開始の時

普通保険約款の規定により、「がん給付」について会社がこの主契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第16条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
 - (5) この特約の保険期間開始の日*2からその日を含めて2年以内に7大疾病一時金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき
2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第17条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が一時金*1を詐取する目的もしくは他人に一時金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) 一時金*1の請求に関し、一時金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき
2. 会社は、7大疾病一時金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、7大疾病一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その7大

第16条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の保険期間開始の日

第1条（特約の保険期間開始の時）に規定するこの特約の保険期間開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第17条 補足説明

*1 一時金

この特約の7大疾病一時金または保険料の払込免除をいいます。

疾病一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 7大疾病一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに7大疾病一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第15条（告知義務違反による解除）の4.の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更について

第18条 7大疾病一時金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって7大疾病一時金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の7大疾病一時金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 7大疾病一時金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第19条）されたものとして取り扱います。
- (2) 7大疾病一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

11 解約等について

第19条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第20条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 次の①および②のうち1つ以上に該当した場合で、この特約の保険期間満了日の1年以内に7大疾病一時金が支払われたとき
 - ① 普通保険約款に定める主契約の更新または終身変更が取扱われない場合
 - ② 第25条（特別条件を付ける場合の特則）の2. (2)および(3)に定めるこの特約の更新または終身変更が取扱われない場合

第21条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

12 その他

第22条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第23条 管轄裁判所

この特約における7大疾病一時金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第25条 特別条件を付ける場合の特則

- この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)および(2)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - 7大疾病一時金の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が7大疾病一時金の支払事由（第3条）に該当し、7大疾病一時金を支払うべきときは、7大疾病一時金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- 本条の1.の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。
 - この特約が効力を失ったとき（第9条）は、第11条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。
 - この特約の更新（第27条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第27条（主契約が更新される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 7大疾病一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第27条（主契約が更新される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた7大疾病一時金の削減支払の条件は適用されません。

- 保険期間が終身の特約への変更（第28条）について、次のとおり取り扱います。

第25条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第28条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 7大疾病一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第28条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた7大疾病一時金の削減支払の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

第26条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

第1条（特約の保険期間開始の時）および第2条（特約の責任開始の時）の規定を準用します。

第27条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の7大疾病一時金額	更新前特約の保険期間満了日の7大疾病一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の7大疾病一時金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 7大疾病一時金の支払い（第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第20条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の7大疾病一時金額について、更新前特約の保険期間満了日の7大疾病一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条 補足説明

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

第28条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

1. 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
2. 保険期間が終身の無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の7大疾病一時金額	変更前特約の保険期間満了日*3の7大疾病一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の7大疾病一時金額を変更することができます。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 7大疾病一時金の支払い（第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第15条・第16条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第20条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の7大疾病一時金額について、変更前特約の保険期間満了日*3の7大疾病一時金額と同額とした場合には、会社の定める限度額を超えときは、その限度額と同額とします。

第29条 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等*1に付加するときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 第1条の1. ー(1)中、「主契約の保険期間開始の時」とあるのを「主契約の責任開始の時」と読み替えます。
- (2) 被指定契約*2がある場合で、主契約と被指定契約*2の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に7大疾病一時金が支払われるべきときは、第3条（7大疾病一時金の支払い）の2. ⑨を次のとおり読み替えま

第28条 補足説明*** 1 主契約の変更日**

本条において「変更日」といいます。

*** 2 変更後特約**

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

*** 3 保険期間満了日**

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

第29条 補足説明*** 1 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等**

次の(1)または(2)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約
- (2) 5年ごと利差配当付医療保険 L（返戻金なし型）（2011）契約

*** 2 被指定契約**

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

す。

項 目	内 容
⑨ 7 大疾病一時金の支払事由が生じ、支払うべき7大疾病一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき7大疾病一時金を被指定契約*2の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

第30条 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則

この特約を無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加するときは、次の(1)から(2)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に7大疾病一時金が支払われるべきときは、第3条（7大疾病一時金の支払い）の2. ⑨を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
⑨ 7 大疾病一時金の支払事由が生じ、支払うべき7大疾病一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき7大疾病一時金を被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 主契約の普通保険約款に定めるがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効に関する規定により主契約が無効となるときは、この特約も無効とし、主契約の保険料を保険契約者に払い戻すときは、会社は、この特約の保険料についても主契約に準じて取り扱います。

第30条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

特
約

無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

別表1

1. 7大疾病一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物

7大疾病一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明の その他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5

2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定

悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- | |
|---|
| (1) 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
(2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定 |
|---|

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類腫瘍学（NCC監修）第3.1版（2018年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性 ／3……悪性、原発部位 ／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表2

1. 7大疾病一時金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」

7大疾病一時金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。ただし、「(1) 急性心筋梗塞、拡張型心筋症」および「(2) 脳卒中、脳動脈瘤」については、2. によって定義づけられる疾病であることを必要とします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
(1)	狭心症 虚血性心疾患（I 20- I 25）のうち、 狭心症 アテローム硬化性心血管疾患と記載されたもの アテローム硬化性心疾患 陳旧性心筋梗塞 無痛性心筋虚血 その他の型の慢性虚血性心疾患 慢性虚血性心疾患、詳細不明	I 20 I 25.0 I 25.1 I 25.2 I 25.6 I 25.8 I 25.9
	急性心筋梗塞 虚血性心疾患（I 20- I 25）のうち、 急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞	I 21 I 22
	拡張型心筋症 心筋症（I 42）のうち、 拡張型心筋症	I 42.0
(2)	脳卒中 脳血管疾患（I 60- I 69）のうち、 くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	I 60 I 61 I 63
	脳動脈瘤 その他の脳血管疾患（I 67）のうち、 脳動脈壁の解離、非＜未＞破裂性 脳動脈瘤、非＜未＞破裂性 頸動脈瘤および解離（頭蓋内に限る。） その他の脳実質外動脈（脳底動脈、頸動脈、椎骨動脈）の動脈瘤および解離（頭蓋内に限る。） 椎骨動脈の動脈瘤および解離（頭蓋内に限る。）	I 67.0 I 67.1 I 72.0 I 72.5 I 72.6
(3)	慢性腎不全 高血圧性腎疾患（I 12）のうち、 腎不全を伴う高血圧性腎疾患 慢性腎臓病	I 12.0 N18
	慢性腎臓病 慢性腎臓病、ステージ4 慢性腎臓病、ステージ5	N18.4 N18.5
(4)	肝硬変 アルコール性肝疾患（K70）のうち、 アルコール性肝硬変 肝線維症および肝硬変（K74）のうち、 原発性胆汁性肝硬変 続発性胆汁性肝硬変 胆汁性肝硬変、詳細不明 その他および詳細不明の肝硬変	K70.3 K74.3 K74.4 K74.5 K74.6
	食道静脈瘤 食道静脈瘤	I 85
	胃静脈瘤 その他の部位の静脈瘤（I 86）のうち、 胃静脈瘤	I 86.4
(5)	糖尿病 糖尿病	E10-E14
	糖尿病性網膜症 糖尿病（E10-E14）のうち、 眼合併症を伴うもの（網膜または硝子体に限る。）	E10.3、E11.3、E12.3、E13.3、 E14.3
	糖尿病性壊疽 糖尿病（E10-E14）のうち、 末梢循環合併症を伴うもの	E10.5、E11.5、E12.5、E13.5、 E14.5
(6)	高血圧性疾患 高血圧性疾患	I 10- I 15
	大動脈瘤、 解離性大動脈瘤 大動脈瘤および解離	I 71

特約

無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

別

表

2. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（典型的な胸部痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすことを必要とします。）
拡張型心筋症	心臓の内腔が著しく大きくなり、心臓の収縮力が低下し、重症のうっ血性心不全や治療に抵抗性の不整脈が起こる疾病（他の心疾患との鑑別のために冠動脈造影および心筋生検が施行されていることを必要とします。）
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病（画像診断所見により、脳内に器質的な病変あるいは損傷が認められることを必要とします。）
脳動脈瘤	脳の血管壁の一部に欠損、断裂もしくは解離が生じ、脳動脈が瘤状、嚢状または紡錘状に拡張した疾病（画像診断所見により、器質的な病変が認められることを必要とします。）

別表3 入院日数が1日以上入院

次の1. から3. のすべてを満たすことを必要とします。

1. 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3－2.）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

2. 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

3. 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

別表4

1. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、狭心症、脳卒中、脳動脈瘤、食道静脈瘤等、大動脈瘤等についての7大疾病一時金の支払対象となる手術
開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。
2. 糖尿病性網膜症についての7大疾病一時金の支払対象となる手術
網膜または硝子体に対する手術をいいます。
3. 糖尿病性壊疽についての7大疾病一時金の支払対象となる切断術
手指については、末節の2分の1以上の切断術、足指については、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の指は遠位指節間関節以上の切断術をいいます。

別表5 7大疾病一時金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
7大疾病一時金の支払い	(1) 7大疾病一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、がんを原因とするときはさらに、病理組織検査報告書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 7大疾病一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 7大疾病一時金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 一時金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表6 同一種類の臓器

下表の1. ～ 19.、29. および32. ～ 41. に属する臓器は、それぞれ臓器名が異なる場合または臓器が複数ある場合であっても、これを同一種類の臓器として取り扱います。

同一種類の臓器
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睪丸・副睪丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮（胎盤を含む。）・卵巢・卵管 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 32. 食道 33. 胸腺・心臓・縦隔 34. 骨・関節・関節軟骨 35. 造血組織・リンパ組織（血液・骨髓・脾臓・リンパ節を含む。） 36. 末梢神経・自律神経系 37. 後腹膜・腹膜 38. 結合組織・皮下組織・軟部組織（血管・軟骨・筋・リンパ管を含む。） 39. 髄膜・脳・脳神経・脊髄 40. 副腎 41. 1. ～ 19.、29. および32. ～ 40. 以外の臓器（ただし、臓器名が同一のものに限る。）

特
約

無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

別
表

無配当メンタル疾患特約目次

この特約の特色	991	8 告知義務と解除について	
1 保障の開始について		第12条 告知義務	995
第1条 特約の責任開始の時	991	第13条 告知義務違反による解除	995
2 給付金の支払いについて		第14条 告知義務違反による解除ができないとき	995
第2条 メンタル疾患給付金の支払い	991	第15条 重大事由による解除	996
第3条 免責事由	993	9 内容の変更について	
3 給付金の支払請求手続について		第16条 メンタル疾患給付金額の減額	997
第4条 メンタル疾患給付金の支払請求手続	993	10 解約等について	
4 保険料の払込免除について		第17条 特約の解約	997
第5条 特約の保険料の払込免除	993	第18条 特約の消滅	997
5 保険期間および保険料払込期間について		第19条 返戻金	997
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	994	11 その他	
6 保険料の払込みについて		第20条 社員配当金	998
第7条 特約の保険料の払込み	994	第21条 管轄裁判所	998
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	994	第22条 普通保険約款の規定の準用	998
7 失効、失効取消および復活について		12 特則について	
第9条 特約の失効	994	第23条 特別条件を付ける場合の特則	998
第10条 特約の失効取消	994	第24条 主契約に被指定契約がある場合の特則	998
第11条 特約の復活	995		
別表1 メンタル疾患	999		
別表2 メンタル疾患給付金の支払いの請求に必要な書類	999		

無配当メンタル疾患特約

(実施 2017.4.3 / 改正 2023.4.1)

この特約の特色	
目的・内容	所定のメンタル疾患に対する保障
給付金の種類	メンタル疾患給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付収入サポート保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 給付金の支払いについて

第2条 メンタル疾患給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、メンタル疾患給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応してメンタル疾患給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（メンタル疾患給付金を支払う場合）	金 額	受取人
メンタル疾患給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、次のすべてを満たす入院*1を60日継続したとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に生じたメンタル疾患（別表1★）を直接の原因とする入院 (2) (1)のメンタル疾患（別表1★）の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所*3への入院	メンタル疾患給付金額	主契約の収入サポート年金受取人

第2条 補足説明

*1 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

*2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
(2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

2. メンタル疾患給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始の時* ² 前に生じたメンタル疾患（別表1★）を原因としてメンタル疾患給付金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後のメンタル疾患（別表1★）によるものとみなします。 ① この特約の責任開始の日* ⁴ からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 ② この特約の付加の際* ⁵ に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後のメンタル疾患（別表1★）によるものとみなしません。 ③ その原因について、この特約の責任開始の時* ² 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時* ² 以後のメンタル疾患（別表1★）によるものとみなしません。
(2) 被保険者が、この特約の保険期間中にメンタル疾患給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由が生じた日を含んで継続したとき ① この特約の保険期間が満了したとき ② 第18条（特約の消滅）の1. - (2)の規定により、この特約が消滅したとき	その継続した入院について、保険期間中の入院とみなします。
(3) 被保険者が、メンタル疾患（別表1★）により、転入院または再入院したとき	転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、継続した入院とみなします。
(4) メンタル疾患（別表1★）以外の事由を直接の原因とする入院中に、メンタル疾患（別表1★）の治療を目的とする入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもってメンタル疾患（別表1★）の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
(5) メンタル疾患給付金の支払事由が生じ、支払うべきメンタル疾患給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の収入サポート年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべきメンタル疾患給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

第2条 補足説明

* 4 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 5 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

★別表1（P.999参照）

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、メンタル疾患給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じてメンタル疾患給付金を支払わない場合）	
メンタル疾患給付金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。）
	(9) 地震、噴火または津波
	(10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱いします。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によってメンタル疾患給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、メンタル疾患給付金の金額の一部または全部を支払います。

3 給付金の支払請求手続について

第4条 メンタル疾患給付金の支払請求手続

1. メンタル疾患給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. メンタル疾患給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2（P.999参照）

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱いします。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第3条 補足説明

*1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第17条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで に支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約によるメンタル疾患給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) メンタル疾患給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日まで払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*¹の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*²を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*²が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*¹の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*³中にこの特約によるメンタル疾患給付金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*²が延滞保険料払込期間*³中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*²が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*³中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間* ³ 中にメンタル疾患給付金の支払事由（第2条）が生じたとき	メンタル疾患給付金を支払うときは、延滞保険料* ² を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料* ² に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

- 主契約の復活*¹の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*¹の申込みがあったものとしします。
- 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*¹を承諾したときは、普通保険約款の復活*¹の規定を準用して、この特約の復活*¹の取扱いをします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第12条 告知義務

- 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、メンタル疾患給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

- この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
- 会社は、メンタル疾患給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) メンタル疾患給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでにメンタル疾患給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 本条の2.の規定にかかわらず、メンタル疾患給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、メンタル疾患給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

- 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内にメンタル疾患給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、メンタル疾患給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、メンタル疾患給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、そのメンタル疾患給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) メンタル疾患給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでにメンタル疾患給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4.

第14条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第15条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第16条 メンタル疾患給付金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かってメンタル疾患給付金額を減額★することができ
ます。ただし、会社は、減額後のメンタル疾患給付金額が会社の定める限度を下回
る減額は取り扱いません。
2. メンタル疾患給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第17条）されたものとして取り扱います。
- (2) メンタル疾患給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に
接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供
を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲
載しています（P.160参照）。

10 解約等について

第17条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することがで
きます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続
している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みま
す。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲
載しています（P.160参照）。

第18条 特約の消滅

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) この特約のメンタル疾患給付金を支払ったとき
- (2) 主契約の第1回収入サポート年金または死亡給付金を支払ったとき*1
- (3) 主契約の死亡給付金の免責事由に該当したとき
- (4) 主契約が被保険者の死亡以外の事由によって消滅したとき

2. 本条の1. -(2)に該当したときは、会社は、この特約の責任準備金をその受取人
に支払います。
3. 本条の1. -(3)に該当し、保険契約者に責任準備金が支払われるときは、会社は、
この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。

第19条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支
払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
- (2) 解除または解約（第17条）されたとき
- (3) 第18条（特約の消滅）の1. -(4)の規定により消滅したとき

2. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通
信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による
提供を含みます。）します。

第18条 補足説明

- * 1 主契約の第1回収入サポー
ト年金または死亡給付金を
支払ったとき

主契約の第1回収入サポート年
金または死亡給付金の支払事由
が生じた時にさかのぼって、こ
の特約は消滅します。

特

約

無
配
当
メ
ン
タ
ル
疾
患
特
約

11 その他

第20条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第21条 管轄裁判所

この特約におけるメンタル疾患給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第23条 特別条件を付ける場合の特則

- この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)および(2)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - メンタル疾患給付金の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者がメンタル疾患給付金の支払事由（第2条）に該当し、メンタル疾患給付金を支払うべきときは、メンタル疾患給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害によって支払事由に該当したときは、メンタル疾患給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- 本条の1. の特別条件が付けられたこの特約が効力を失ったとき（第9条）は、第11条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

第24条 主契約に被指定契約がある場合の特則

主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、メンタル疾患給付金が支払われるべきときは、第2条（メンタル疾患給付金の支払い）の2. -(5)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(5) メンタル疾患給付金の支払事由が生じ、支払うべきメンタル疾患給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の収入サポート年金受取人が被保険者の場合には、支払うべきメンタル疾患給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第23条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

第24条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表1 メンタル疾患

「メンタル疾患」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

メンタル疾患の種類	分類項目	基本分類コード
精神および行動の障害	◎症状性を含む器質性精神障害（F00-F09）中の	
	○器質性健忘症候群、アルコールその他の精神作用物質によらないもの	F04
	○せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中の	
	・せん妄、認知症に重ならないもの	F05.0
	・その他のせん妄	F05.8
	・せん妄、詳細不明	F05.9
	○脳の損傷および機能不全ならびに身体疾患によるその他の精神障害	F06
	○脳の疾患、損傷および機能不全による人格および行動の障害	F07
	○詳細不明の器質性または症状性精神障害	F09
	◎精神作用物質使用による精神および行動の障害（F10－F19）中の	
	○アルコール使用＜飲酒＞による精神障害および行動の障害	F10
	○カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害（F15）中の	
	・カフェインによる精神および行動の障害	F15.0a、F15.1a、 F15.3a、F15.4a、 F15.5a、F15.6a、 F15.7a、F15.8a、 F15.9a
	○タバコ使用＜喫煙＞による精神障害および行動の障害	F17
	◎統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	F20－F29
	◎気分〔感情〕障害	F30－F39
	◎神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F40－F48
	◎生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群（F50－F59）中の	
	○摂食障害	F50
	○非器質性睡眠障害	F51
	○産じょく〔褥〕に関連した精神および行動の障害、他に分類されないもの	F53
	○他に分類される障害または疾病に関連する心理的または行動的要因	F54
	○生理的障害および身体的要因に関連した詳細不明の行動症候群	F59
	◎成人の人格および行動の障害	F60－F69
	◎詳細不明の精神障害（心因〔性〕反応およびICU症候群に限る。）	F99

特
約

無
配
当
メン
タル
疾患
特
約

別表2 メンタル疾患給付金の支払いの請求に必要な書類

項 目	必要書類
メンタル疾患給付金の支払い	(1) メンタル疾患給付金支払請求書
	(2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書
	(3) メンタル疾患給付金の受取人の戸籍抄本
	(4) メンタル疾患給付金の受取人の印鑑証明書
	(5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別
表

無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色	1001	9 告知義務と解除について	
1 用語の意義について		第13条 告知義務	1007
第1条 用語の意義	1001	第14条 告知義務違反による解除	1007
2 保障の開始について		第15条 告知義務違反による解除ができないとき	1007
第2条 特約の責任開始の時	1001	第16条 重大事由による解除	1008
3 給付金等の支払いについて		10 内容の変更について	
第3条 給付金・一時金の支払い	1002	第17条 通院給付金日額の減額	1008
第4条 免責事由	1004	11 解約等について	
4 給付金等の支払請求手続について		第18条 特約の解約	1009
第5条 給付金・一時金の支払請求手続	1005	第19条 特約の消滅	1009
5 保険料の払込免除について		第20条 返戻金	1009
第6条 特約の保険料の払込免除	1005	12 その他	
6 保険期間および保険料払込期間について		第21条 社員配当金	1009
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	1005	第22条 管轄裁判所	1009
7 保険料の払込みについて		第23条 普通保険約款の規定の準用	1009
第8条 特約の保険料の払込み	1006	13 特則について	
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	1006	第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	1009
8 失効、失効取消および復活について		第25条 主契約が更新される場合の特則	1010
第10条 特約の失効	1006	第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	1010
第11条 特約の失効取消	1006	第27条 主契約に被指定契約がある場合の特則	1011
第12条 特約の復活	1006		
別表1 対象となる不慮の事故	1012		
別表2 給付金または一時金の支払請求に必要な書類	1012		

無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2020.10.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	通院に対する保障
給付金の種類	(1) 通院給付金 (2) 通院一時金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険契約（返戻金なし型）（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 用語の意義について

第1条 用語の意義

この特約において使用する用語は、次に定めるとおりとします。

用 語	意 義
特約の付加日	次のいずれかの日をいいます。 (1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合は、主契約の契約成立日。 (2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合は、この特約の責任開始の時以後はじめて到来する主契約の契約成立日の応当日（月単位）。
特約の付加日の応当日（年単位）	この特約の保険期間中にむかえる毎年の特約の付加日に対応する日をいいます。
保険年度	第2条の2. に規定する特約の責任開始の日から特約の付加日の1年後の応当日の前日までの期間を第1保険年度とし、以後、特約の付加日の応当日（年単位）ごとに1年を加えて計算します。

2 保障の開始について

第2条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

- 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
- 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

特約

無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）

3 給付金等の支払いについて

第3条 給付金・一時金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金または一時金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または一時金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

支払事由（給付金等を支払う場合）		金 額		受取人
通院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす通院*1をしたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因として主契約の入院給付金の支払事由に該当する入院をし、その入院の直接の原因となった傷害*3または疾病*4の治療を直接の目的とする通院 (2) 病院または診療所*5への通院 (3) (1)に定める入院の退院日*6の翌日以後180日の期間（以下「通院期間*7」といいます。）内における通院	通院給付金の支払事由が生じた保険年度に応じ、通院給付金の金額は、1回の入院の通院につき、次のとおりとします。		主契約の入院給付金受取人
	第1保険年度 (通院給付金日額) × (通院日数) × 50% ただし、責任開始の時*2以後に生じた傷害*3を直接の原因とする場合には、50%の削減支払を行います。	第2保険年度以後 (通院給付金日額) × (通院日数)		
通院一時金	被保険者が、この特約の保険期間中に通院給付金が支払われる通院*1を開始したとき	通院一時金の支払事由が生じた保険年度に応じ、通院一時金の金額は、1回の通院期間につき、次のとおりとします。		
	第1保険年度 (通院給付金日額) × 5 × 50% ただし、責任開始の時*2以後に生じた傷害*3を直接の原因とする場合には、50%の削減支払を行います。	第2保険年度以後 (通院給付金日額) × 5		

第3条 補足説明

*1 通院

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所*5において、医師^Aによる治療^Bを入院によらないで受けることをいいます（往診を含みます）。ただし、平常の生活もしくは業務に従事することに支障がない程度に治った時以降の通院、または通院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的と認められない通院を除きます。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

*2 特約の責任開始の時

第2条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*3 傷害

特約の責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表1★）を直接の原因とする傷害をいいます。

*4 疾病

公的医療保険制度^Aによる療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Bは含みません。なお、この特約の責任開始の時*2以後に生じた「不慮の事故（別表1★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱いいます。

A：次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

B：平成6年10月12日総務庁

2. 給付金または一時金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
通院給付金または通院一時金の支払事由が生じ、支払うべき通院給付金または通院一時金がある場合で、その支払い前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき通院給付金または通院一時金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

(2) 通院給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた原因により入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*8からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この特約の付加の際*9に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。 エ. 責任開始の時*2以後に、その原因による症状が悪化したことまたはその原因と医学上密接な関係にある疾病*4を発病したことなどにより、責任開始の時*2前を含めて初めてその入院が必要であると医師に診断された場合。ただし、告知義務違反（第14条）があったときは、この限りではありません。
② 被保険者が、この特約の保険期間満了日を含む通院期間中に通院をしたとき	その通院期間中の通院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。
③ 被保険者が、この特約の保険期間中に本条の1. -(1)に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約またはこの特約の保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院の退院後の通院期間中の通院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。
④ 通院給付金の支払限度日数	ア. 1回の入院の通院*10について、45日とします。 イ. 通算して1,095日とします。

告示第75号に定められた分類項目中の分類番号 F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みません。

* 5 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所^A
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

* 6 退院日

被保険者が、本条の1. -(1)に規定する入院を2回以上した場合で、主契約の普通保険約款の規定により1回の入院とみなされるときは、最終の入院^Aの退院日を本条の1. -(3)の退院日とみなします。

A：主契約の入院給付金の支払日数が、主契約の普通保険約款に定める1回の入院についての支払限度日数に達したときは、その支払限度日数に達した日を含んだ入院をいいます。

* 7 通院期間

被保険者が、本条の1. -(1)に規定する入院を2回以上した場合で、主契約の普通保険約款の規定により1回の入院とみなされるときは、最初の入院の退院日後、最終の入院^Aの入院日までの期間についても通院期間とみなし、それらの通院期間と最終の入院^Aの退院日*6の翌日以後180日の期間を1回の通院期間とします。

A：主契約の入院給付金の支払日数が、主契約の普通保険約款に定める1回の入院についての支払限度日数に達したときは、その支払限度日数に達した日を含んだ入院をいいます。

項 目	内 容
⑤ 被保険者が、本条の1. －(1)に規定する入院の 開始時に、異なる傷 害*3または疾病*4を併 発していたとき	その異なる傷害*3または疾病*4について、入院の 必要性がある場合*11には、その異なる傷害*3また は疾病*4の治療を直接の目的とする通院も通院給 付金の支払事由に定める通院に含めます。 なお、第1保険年度中は次のとおり取り扱います。
⑥ 被保険者が、本条の1. －(1)に規定する入院中 に、異なる傷害*3また は疾病*4を併発したと き	ア. 傷害*3による入院の必要性があり、その傷 害*3の治療を直接の目的とする通院日に対す る通院給付金の支払金額については、50%の 削減を行いません。 イ. 疾病*4による入院の必要性があり、その疾 病*4の治療を直接の目的とする通院日に対す る通院給付金の支払金額については、50%の 削減を行います。
⑦ 被保険者が、主契約の 入院給付金が支払われ る入院日に通院給付金 の支払事由に該当する 通院をしたとき	その入院日の通院に対する通院給付金は支払いませ ん。
⑧ 被保険者が、同一の日 に2回以上の通院をし たとき	1回の通院をしたものとみなします。この場合、2 つ以上の原因により通院したときは、最も早く生じ た通院の原因*12により通院したものとして取り扱 います。
⑨ 被保険者が、2つ以上 の事由の治療を目的と する1回の通院をした とき	
⑩ 通院給付金が支払われ るべき通院期間中に、 通院給付金日額が減額 (第17条)されたとき	通院給付金日額が減額された日以後の通院日に対す る通院給付金の支払金額は、減額後の通院給付金日 額に基づいて計算します。
⑪ 通院給付金が支払われ るべき通院期間中に、 通院給付金の受取人が 変更されたとき	変更日以後の通院日に対する通院給付金は、変更後 の受取人に支払います。
⑫ 被保険者が、第1保険 年度中に通院給付金の 支払事由に定める通院 を開始した場合で、そ の通院が第2保険年度 以後も継続したとき	第2保険年度以後の通院日に対する通院給付金の支 払については、50%の削減を行いません。

(3) 通院一時金について

項 目	内 容
通院一時金の支払限度	ア. 1回の通院期間*7について1回とします。 イ. 通算して30回とします。

★別表1 (P.1012参照)

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、通院給付金または通院一時金を支払いません。

* 8 特約の責任開始の日

第2条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 9 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 10 1回の入院の通院

主契約の普通保険約款の規定により1回の入院とみなされる入院の通院を含みます。

* 11 入院の必要性がある場合

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所*5に入り、常に医師^Aの管理下において治療^Bに専念する場合をいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な場合に限りま。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

* 12 最も早く生じた通院の原因

本条の1.－(1)に規定する入院を開始した日に原因が生じたものとして判定します。

免責事由（支払事由が生じても給付金等を支払わない場合）	
通院給付金・通院一時金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。）
	(9) 地震、噴火または津波
	(10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって通院給付金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、通院給付金等*2の金額の一部または全部を支払います。

4 給付金等の支払請求手続について

第5条 給付金・一時金の支払請求手続

1. 給付金または一時金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 給付金または一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2（P.1012参照）

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

第4条 補足説明

* 1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

* 2 通院給付金等

次の(1)および(2)をいいます。

- (1) 通院給付金
- (2) 通院一時金

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとしします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで、この特約による給付金または一時金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または一時金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による給付金または一時金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に給付金または一時金の支払事由（第3条）が生じたとき	給付金または一時金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしします。

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第12条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金、一時金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第12条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金、一時金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金または一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、給付金、一時金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金、一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第12条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金、一時金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第2条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金、一時金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金、一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金、一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金または一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更について

第17条 通院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、通院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の通院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 通院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

第16条 補足説明

*1 給付金

この特約の給付金、一時金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱います。
- (2) 通院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

11 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約による通院給付金の支払日数が通算して1,095日に達したとき

第20条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でもこの特約の責任準備金は支払いません。

12 その他

第21条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第22条 管轄裁判所

この特約における給付金、一時金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加し

て締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第25条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の通院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の通院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の通院給付金日額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金または一時金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の通院給付金日額について、更新前特約の保険期間満了日の通院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の通院給付金日額	変更前特約の保険期間満了日*3の通院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の通院給付金日額を変更することができます。

第24条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第26条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金または一時金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の通院給付金日額について、変更前特約の保険期間満了日*3の通院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 主契約に被指定契約がある場合の特則

この特約の主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に通院給付金または通院一時金が支払われるべきときは、第3条2. -(1)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
通院給付金または通院一時金の支払事由が生じ、支払うべき通院給付金または通院一時金がある場合で、その支払い前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき通院給付金または通院一時金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第27条 補足説明

*1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表2 給付金または一時金の支払請求に必要な書類

項目	必要書類
通院給付金の支払い	(1) 通院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (3) 通院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 通院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表1）を原因とするときは、不慮の事故であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
通院一時金の支払い	(1) 通院一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (3) 通院一時金の受取人の戸籍抄本 (4) 通院一時金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表1）を原因とするときは、不慮の事故であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金または一時金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

無配当引受基準緩和型手術サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色	1014	9 告知義務と解除について	
1 用語の意義について		第13条 告知義務	1021
第1条 用語の意義	1014	第14条 告知義務違反による解除	1021
2 保障の開始について		第15条 告知義務違反による解除ができないとき	1021
第2条 特約の責任開始の時	1014	第16条 重大事由による解除	1022
3 給付金の支払いについて		10 内容の変更について	
第3条 給付金の支払い	1015	第17条 特約基準給付金額の減額	1022
第4条 免責事由	1018	11 解約等について	
4 給付金の支払請求手続について		第18条 特約の解約	1023
第5条 給付金の支払請求手続	1019	第19条 特約の消滅	1023
5 保険料の払込免除について		第20条 返戻金	1023
第6条 特約の保険料の払込免除	1019	12 その他	
6 保険期間および保険料払込期間について		第21条 社員配当金	1023
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	1019	第22条 管轄裁判所	1023
7 保険料の払込みにについて		第23条 普通保険約款の規定の準用	1023
第8条 特約の保険料の払込み	1020	13 特則について	
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	1020	第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	1023
8 失効、失効取消および復活について		第25条 主契約が更新される場合の特則	1024
第10条 特約の失効	1020	第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	1024
第11条 特約の失効取消	1020	第27条 主契約に被指定契約がある場合の特則	1025
第12条 特約の復活	1020		
別表1 手術加算給付金の支払対象となる「手術」	1026		
別表2 対象となる不慮の事故	1026		
別表3 病院または診療所	1026		
別表4 入院	1027		
別表5 公的医療保険制度	1027		
別表6 医科診療報酬点数表	1027		
別表7 歯科診療報酬点数表	1027		
別表8 先進医療	1027		
別表9 非電離放射線の定義	1027		
別表10 放射線治療給付金の支払対象となる診療行為	1027		
別表11 給付金の支払請求に必要な書類	1028		

無配当引受基準緩和型手術サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2020.10.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	入院中の所定の手術・放射線治療に対する保障
給付金の種類	(1) 手術加算給付金 (2) 放射線治療加算給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 用語の意義について

第1条 用語の意義

この特約において使用する用語は、次に定めるとおりとします。

用語	意義
特約の付加日	次のいずれかの日をいいます。 (1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合は、主契約の契約成立日。 (2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合は、この特約の責任開始の時以後はじめて到来する主契約の契約成立日の応当日（月単位）。
特約の付加日の応当日（年単位）	この特約の保険期間中にむかえる毎年の特約の付加日に対応する日をいいます。
保険年度	第2条の2. に規定する特約の責任開始の日から特約の付加日の1年後の応当日の前日までの期間を第1保険年度とし、以後、特約の付加日の応当日（年単位）ごとに1年を加えて計算します。

2 保障の開始について

第2条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3 給付金の支払いについて

第3条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

支払事由（給付金を支払う場合）		金 額	受取人				
手術加算給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす手術（別表1★）を受けたとき (1) この特約の責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする手術 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする手術 (3) 病院または診療所（別表3★）における手術 (4) 入院日数が1日*4以上の入院（別表4★）中に受けた手術 (5) 次のいずれかに該当する手術 ① 公的医療保険制度（別表5★）に基づく医科診療報酬点数表（別表6★）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている手術*5 ただし、次に定める手術は除きます。 ア. 創傷処理（創傷処理に伴う縫合術を含みます。） イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨、軟骨、関節のいずれかに対する整復術、整復固定術、授動術のうち非観血的または徒手的なもの オ. 外耳道異物除去術または鼻内異物摘出術 カ. 皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術 キ. 会陰（陰門）切開および縫合術（分娩時）または胎児外回転術 ク. 抜歯手術 ② 先進医療（別表8★）に該当する手術*6	手術加算給付金の支払事由が生じた保険年度に応じ、手術加算給付金の金額は、手術1回につき、次のとおりとします。 <table><tr><th>第1保険年度</th><th>第2保険年度以後</th></tr><tr><td>（特約基準給付金額） × 50% ただし、責任開始の時*1以後に生じた傷害*2を直接の原因とする場合には、50%の削減支払を行います。</td><td>（特約基準給付金額）</td></tr></table>	第1保険年度	第2保険年度以後	（特約基準給付金額） × 50% ただし、責任開始の時*1以後に生じた傷害*2を直接の原因とする場合には、50%の削減支払を行います。	（特約基準給付金額）	主契約の入院給付金受取人
	第1保険年度	第2保険年度以後					
（特約基準給付金額） × 50% ただし、責任開始の時*1以後に生じた傷害*2を直接の原因とする場合には、50%の削減支払を行います。	（特約基準給付金額）						
(注) 医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術および同一の先進医療（別表8★）に該当する手術*6は、本条の2. -(2)-③および④の規定により、14日（別表9★に定める非電離放射線による療法の場合には60日）に1回の給付を限度とします。							

手術加算給付金

第3条 補足説明

*1 特約の責任開始の時

第2条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*2 傷害

責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）を直接の原因とする傷害をいいます。

*3 疾病

公的医療保険制度（別表5★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Aは含みません。なお、責任開始の時*1以後に生じた「不慮の事故（別表2★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

^A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

*4 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

*5 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術

公的医療保険制度（別表5★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表7★）に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。

*6 先進医療に該当する手術

放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。

特約

無配当引受基準緩和型手術サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）

支払事由（給付金を支払う場合）		金 額		受取人
放射線治療加算給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、次のすべてを満たす診療行為（別表10★）（以下「放射線治療」といいます。）を受けたとき	放射線治療加算給付金の支払事由が生じた保険年度に応じ、放射線治療加算給付金の金額は、放射線治療1回につき、次のとおりとします。		
	(1) この特約の責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする診療行為			
	(2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする診療行為			
(3) 病院または診療所（別表3★）における診療行為				主契約の入院給付金受取人
(4) 次のいずれかに該当する診療行為				
① 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為*7				
② 先進医療（別表8★）に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為				
(注) 本条の2. -(3)-②の規定により、「放射線照射」または「温熱療法」による診療行為それぞれにつき、60日に1回の給付を限度とします。				

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項 目	内 容
手術加算給付金または放射線治療加算給付金の支払事由が生じ、支払うべき手術加算給付金または放射線治療加算給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき手術加算給付金または放射線治療加算給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

第3条 補足説明

*7 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為

公的医療保険制度（別表5★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表7★）に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

(2) 手術加算給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*8からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けた場合 イ. この特約の締結の際*9に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 エ. この特約の責任開始の時*1以後に、その原因による症状が悪化したことまたはその原因と医学上密接な関係にある疾病*3を発病したことなどにより、この特約の責任開始の時*1前を含めて初めてその手術が必要であると医師に診断された場合。ただし、告知義務違反（第13条）があったときは、この限りではありません。
② 被保険者が、同時期に2種類以上の手術加算給付金の支払事由に該当する手術*10を受けたとき	いずれか1種類の手術*10についてのみ手術加算給付金を支払います。 （注） この規定は医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りま）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術および先進医療（別表8★）に該当する手術*6に対する手術加算給付金の支払いに関しては適用しません。
③ 被保険者が、手術加算給付金の支払事由(5)－①に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が主契約に定める医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りま）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術*11に該当するとき	ア. 一連の手術*11のうち最初の手術を受けた日からその日を含めて14日間（別表9★に定める非電離放射線による療法の場合には60日間）を同一手術期間とします。 イ. 同一手術期間経過後に一連の手術*11を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて14日間（別表9★に定める非電離放射線による療法の場合には60日間）を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術*11を受けた場合についても同様とします。 ウ. 同一手術期間中、最初に受けた手術に対し、本条の1.の規定に基づき手術加算給付金を支払い、同一手術期間中は1回の給付を限度とします。
④ 被保険者が、同一の先進医療（別表8★）に該当する手術*6を複数回受けたとき	それらの手術については、一連の手術*11とみなして③の規定を適用します。

第3条 補足説明

* 8 特約の責任開始の日

第2条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 9 この特約の締結の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 10 手術

主契約に定める医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りま）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術を除きます。

* 11 医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限りま）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術

本条の2. -(2)-③および④において「一連の手術」といいます。

(3) 放射線給付金について

項 目	内 容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により放射線治療を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*8からその日を含めて2年を経過した後に放射線治療を受けた場合 イ. この特約の締結の際*9に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 エ. この特約責任開始の時*1以後に、その原因による症状が悪化したことまたはその原因と医学上密接な関係にある疾病*3を発病したことなどにより、この特約の責任開始の時*1前を含めて初めてその放射線治療が必要であると医師に診断された場合。ただし、告知義務違反（第14条）があったときは、この限りではありません。
② 被保険者が、放射線治療を複数回受けたとき	ア. 最初の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日間ごとを同一放射線治療期間とします。なお、同一放射線治療期間の計算にあたっては、放射線照射による診療行為および温熱療法による診療行為は、それぞれ別に計算します。 イ. 同一放射線治療期間中に受けた放射線治療については、1回の給付を限度とします。

★別表1（P.1026 参照）、別表2（P.1026 参照）、別表3（P.1026 参照）、別表4（P.1027 参照）、別表5（P.1027 参照）、別表6（P.1027 参照）、別表7（P.1027 参照）、別表8（P.1027 参照）、別表9（P.1027 参照）、別表10（P.1027 参照）

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）	
手術加算給付金・放射線治療加算給付金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意または重大な過失
	(2) 被保険者の故意または重大な過失
	(3) 被保険者の犯罪行為
	(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故
	(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	(8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。）
	(9) 地震、噴火または津波
	(10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 給付金の支払請求手続について

第5条 給付金の支払請求手続

- 給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表11★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- 本条の2.の規定にかかわらず、給付金の支払事由が生じ、かつ、主契約の給付金の請求があったときは、その受取人から請求があったものとして取り扱います。

★別表11（P.1028参照）

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

- 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
- この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保

第4条 補足説明

*1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとして扱います。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効、失効取消および復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の失効取消

1. 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
3. 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による給付金の支払事由（第3条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
4. 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に給付金の支払事由（第3条）が生じたとき	給付金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同

第11条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。なお、延滞保険料とともに払い込むべき保険料があるときはこれを含みます。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

時に復活*1の申込みがあったものとしします。

2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活(第12条)の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。)で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由(第3条)または保険料の払込免除事由(第6条)の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活(第12条)にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由(第3条)または保険料の払込免除事由(第6条)が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条(告知義務違反による解除)の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活(第12条)の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条(告知義務)の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条(告知義務)の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由(第3条)または保険料の払込免除事由(第6条)が生じないで、その期間を経過したとき

第15条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 特約の責任開始の日

第2条(特約の責任開始の時)に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更について

第17条 特約基準給付金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって特約基準給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特約基準給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 特約基準給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

第16条 補足説明

*1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱います。
- (2) 特約基準給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

11 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

第20条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でもこの特約の責任準備金は支払いません。

12 その他

第21条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第22条 管轄裁判所

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこ

第24条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

の特約上の責任を開始します。

第25条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の特約基準給付金額	更新前特約の保険期間満了日の特約基準給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約基準給付金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の特約基準給付金額について、更新前特約の保険期間満了日の特約基準給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当引受基準緩和型手術サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当引受基準緩和型手術サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*2の特約基準給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3の特約基準給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の特約基準給付金額を変更することができます。

第26条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当引受基準緩和型手術サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項 目	内 容
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い(第3条・第4条)、保険料の払込免除(第6条)、告知義務違反による解除(第14条・第15条)、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第9条)および特約の消滅(第19条)に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。この場合、保険証券は発行しません。
(4) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の女性入院給付金日額について、変更前特約の保険期間満了日*3の特約基準給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 主契約に被指定契約がある場合の特則

この特約の主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に手術加算給付金または放射線治療加算給付金が支払われるべきときは、第3条(給付金の支払い)の2.－(1)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
手術加算給付金または放射線治療加算給付金の支払事由が生じ、支払うべき手術加算給付金または放射線治療加算給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき手術加算給付金または放射線治療加算給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第27条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表1 手術加算給付金の支払対象となる「手術」

手術加算給付金の支払対象となる「手術」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的として、器具を用い生体に切開、切除、摘出、除去およびそれに準ずる操作を加えることをいいます。なお、次の(1)から(8)などは手術加算給付金の支払対象となる手術には該当しません。

- | |
|---|
| (1) 処置（持続的胸腔ドレナージ、経皮的エタノール注入療法など）、検査、神経ブロック |
| (2) 診断・検査（生検・腹腔鏡検査・臓器穿刺など）のための手術（注） |
| (3) 美容整形上の手術 |
| (4) 不妊を目的とする手術 |
| (5) 正常分娩における手術 |
| (6) 人工妊娠中絶手術（注） |
| (7) 歯科治療に伴う歯科手術（歯肉切除手術、インプラントなど）（注） |
| (8) 屈折異常に対する視力矯正手術 |

注

医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限り、）で手術料が算定される場合には、手術加算給付金の支払対象となる手術に該当します。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

- | |
|--|
| 次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。 <ul style="list-style-type: none">・交通事故・火災・転倒・墜落・海・川での溺水・落雷・感電 |
|--|

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

別表4 入院

「入院」とは、医師（注1）による治療（注2）が必要であり、かつ自宅等での治療（注2）が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、常に医師（注1）の管理下において治療（注2）に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。なお、次の(1)から(3)などは入院には該当しません。

- | |
|--|
| (1) 美容整形のための入院
(2) 正常分娩のための入院
(3) 治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院 |
|--|

注

1. 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
2. 柔道整復師による施術を含みます。

別表5 公的医療保険制度

次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表6 医科診療報酬点数表

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表7 歯科診療報酬点数表

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表8 先進医療

平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。ただし、平成22年4月1日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、医科診療報酬点数表（別表6）に手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療は除きます。なお、診断、測定、試験、解析、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与などは含みません。

別表9 非電離放射線の定義

非電離放射線とは、物質を電離する能力をもたない電磁波（マイクロ波、ラジオ波、可視光線など）および超音波をいいます。

別表10 放射線治療給付金の支払対象となる診療行為

放射線治療給付金の支払対象となる「診療行為」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的とする放射線照射または温熱療法による診療行為をいいます。なお、次の(1)から(5)などは放射線治療加算給付金の支払対象となる診療行為には該当しません。

- | |
|--|
| (1) 処置（光線療法・皮膚レーザー照射療法など）
(2) 検査（エックス線診断など）
(3) 血液照射
(4) 放射性化合物の投与による照射（内用療法など）（注）
(5) 歯科治療に伴う放射線照射（注） |
|--|

注

医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）で放射線治療料が算定される場合には、放射線治療加算給付金の支払対象となる診療行為に該当します

別表11 給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 手術加算給付金の支払い	(1) 手術加算給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 手術加算給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 手術加算給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 放射線治療加算給付金の支払い	(1) 放射線治療加算給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の医師の放射線治療証明書 (3) 放射線治療加算給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 放射線治療加算給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色	1030	9 更新等について	1035
1 保障の開始について		第16条 特約の更新	1035
第1条 特約の責任開始の時	1030	第17条 保険期間が終身の特約への変更	1037
2 給付金等の支払いについて		10 解約等について	
第2条 給付金・見舞金の支払い	1030	第18条 特約の解約	1038
第3条 免責事由	1031	第19条 特約の消滅	1038
3 給付金等の支払請求手続について		第20条 返戻金	1038
第4条 給付金・見舞金の支払請求手続	1032	11 その他	
4 保険料の払込免除について		第21条 社員配当金	1038
第5条 特約の保険料の払込免除	1032	第22条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	1038
5 保険期間および保険料払込期間について		第23条 管轄裁判所	1039
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	1032	第24条 普通保険約款の規定の準用	1039
6 保険料の払込みについて		12 特則について	
第7条 特約の保険料の払込み	1033	第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	1039
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	1033	第26条 主契約が更新される場合の特則	1039
7 失効、失効取消および復活について		第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	1040
第9条 特約の失効	1033	第28条 5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則	1041
第10条 特約の失効取消	1033	第29条 特約の付加の申込みをした日が2020年10月1日以前の場合の特則	1041
第11条 特約の復活	1033		
8 告知義務と解除について			
第12条 告知義務	1034		
第13条 告知義務違反による解除	1034		
第14条 告知義務違反による解除ができないとき	1034		
第15条 重大事由による解除	1035		
別表1 公的医療保険制度	1043		
別表2 先進医療	1043		
別表3 対象となる不慮の事故	1043		
別表4 給付金・見舞金の支払請求に必要な書類	1044		

無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施 2012.10.2 / 改正 2023.4.1）

この特約の特色	
目的・内容	先進医療による療養に対する保障
給付金等の種類	(1) 先進医療給付金 (2) 先進医療見舞金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 給付金等の支払いについて

第2条 給付金・見舞金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金または見舞金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または見舞金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金 額	受取人
先進医療給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、次のすべてを満たす療養*1を受けたとき (1) この特約の責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因とする療養 (2) 公的医療保険制度（別表1★）における先進医療（別表2★）（以下、「先進医療」といいます。）による療養*5	1回の療養につき、先進医療の技術にかかる費用*6と同額	主契約の入院給付金受取人
先進医療見舞金	被保険者が、この特約の保険期間中に先進医療給付金が支払われる療養*1を受けたとき	1回の療養につき、先進医療給付金の支払金額の10%相当額	

2. 給付金または見舞金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

第2条 補足説明

*1 療養

次の(1)から(3)のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 診察
(2) 薬剤または治療材料の支給
(3) 処置、手術その他の治療

*2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*3 傷害

この特約の責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表3★）を直接の原因とする傷害をいいます。

*4 疾病

公的医療保険制度（別表1★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Aは含みません。なお、この特約の責任開始の時*2以後に生じた「不慮の事故（別表3★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みません。

項 目	内 容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた原因による療養を受けたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*7からその日を含めて2年を経過した後に療養を受けた場合 イ. この特約の付加の際*8に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。 エ. この特約の責任開始の時*2以後に、その原因による症状が悪化したことまたはその原因と医学上密接な関係にある疾病*4を発病したことなどにより、責任開始の時*2前を含めて初めてその療養が必要であると医師に診断された場合。ただし、告知義務違反（第13条）があったときは、この限りではありません。
(2) 被保険者が、同一の傷害*3または同一の疾病*9を直接の原因として、同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養*10として受けたとき	一連の療養*10として受けた同一の先進医療による複数回の療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養*10を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。 （注）一連の療養*10として受けた先進医療の技術にかかる費用*6の総額を、本条の1. に定める先進医療の技術にかかる費用*6とします。
(3) 先進医療給付金の支払限度	通算して2,000万円とします。
(4) 先進医療給付金または先進医療見舞金の支払事由が生じ、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1（P.1043参照）、別表2（P.1043参照）、別表3（P.1043参照）

第3条 免責事由

- 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金または見舞金を支払いません。

*5 先進医療による療養

次の(1)または(2)のいずれかに該当する療養は除きます。

- 先進医療の技術にかかる費用*6が「0」となる療養
- 「先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準」において、歯科^Aのみで実施することが定められている先進医療による療養

A：歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科をいいます。

*6 先進医療の技術にかかる費用

被保険者が受けた先進医療に対する被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいい、次の(1)から(5)の費用などは含みません。

- 公的医療保険制度（別表1★）の法律に基づき保険給付の対象となる費用（自己負担分を含みます。）
- 先進医療以外の評価療養のための費用
- 選定療養のための費用
- 食事療養のための費用
- 生活療養のための費用

*7 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

*8 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

*9 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*4をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

*10 一連の療養

療養開始にあたっての医師による療養に関する計画に基づく一連の療養をいいます。なお、療養開始後に新たに行われることとなった療養は、一連の療養には含みません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金等を支払わない場合）
先進医療給付金・先進医療見舞金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって先進医療給付金または先進医療見舞金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、先進医療給付金または先進医療見舞金の金額の一部または全部を支払います。

3 給付金等の支払請求手続について

第4条 給付金・見舞金の支払請求手続

1. 給付金または見舞金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 給付金または見舞金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表4（P.1044参照）

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとしします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内とします。

第3条 補足説明

* 1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

- この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
- 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとして扱います。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による給付金または見舞金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または見舞金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効、失効取消および復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の失効取消

- 保険契約者は、主契約の普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約の延滞保険料を払い込むときは、同時にこの特約についても延滞保険料*2を払い込むことを必要とします。
- 本条の1.の規定によりこの特約の延滞保険料*2が払い込まれた場合で、会社が認めたときは、会社は、普通保険約款の失効取消*1の規定を準用して、この特約の効力が失われなかったものとして取り扱います。
- 延滞保険料払込期間*3中にこの特約による給付金または見舞金の支払事由（第2条）が生じた場合で、この特約の延滞保険料*2が延滞保険料払込期間*3中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
- 本条の3.の規定にかかわらず、主契約の保険契約者と被保険者が同一人である場合で、この特約の延滞保険料*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*3中に主契約の被保険者が死亡したときは、この特約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
延滞保険料払込期間*3中に給付金または見舞金の支払事由（第2条）が生じたとき	給付金または見舞金を支払うときは、延滞保険料*2を支払うべき金額から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき延滞保険料*2に不足するときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 特約の復活

- 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとして扱います。

第10条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

* 2 延滞保険料

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、特約が効力を失った日までに払込期月が到来している未払込保険料の合計額とします。

* 3 延滞保険料払込期間

特約が効力を失った日からその日を含めて、特約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、特約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

2. 会社は、本条の1.の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金もしくは見舞金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金もしくは見舞金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または見舞金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金または見舞金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2.の規定にかかわらず、給付金もしくは見舞金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金もしくは見舞金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

- (1) この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金もしくは見舞金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき

第14条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、給付金もしくは見舞金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金もしくは見舞金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金もしくは見舞金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金または見舞金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金または見舞金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 更新等について

第16条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

第15条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金もしくは見舞金または保険料の払込免除をいいます。

第16条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

- (1) 主契約が更新および終身変更されないこと
- (2) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (3) 特約更新日*1における被保険者の年齢が79歳以下であること
- (4) この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間の満了日*2前にあること

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。
(3) 更新後特約の保険期間	10年とします。ただし、更新後特約の保険期間が主契約の保険料払込期間の満了日*2を超えるときは、主契約の保険料払込期間の満了日*2まで保険期間を短縮します。
(4) この特約が更新されたとき	① 給付金・見舞金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(6) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(4)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(4)のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。

第16条 補足説明

*2 主契約の保険料払込期間の満了日

主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

第17条 保険期間が終身の特約への変更

1. 第16条（特約の更新）の規定にかかわらず、次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間満了日の翌日*1に、この特約を保険期間が終身の無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更することができます。

- | |
|---|
| (1) この特約の保険料の払込みが免除（第5条）されていないこと
(2) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
(3) 主契約の保険期間が終身であること
(4) 特約変更日*1における被保険者の年齢が75歳であること |
|---|

2. 保険期間が終身の無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*2の保険料	① 特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、変更前特約と同一とします。
(2) 変更後特約*2の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*2の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。 ア. 変更後特約*2の給付金の支払事由（第2条） イ. 変更後特約*2の保険料の払込免除事由（第5条） ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。
(3) 変更後特約*2に変更されたとき	① 変更後特約*2の責任は特約変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金・見舞金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第17条 補足説明

*1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約変更日」といいます。なお、変更前特約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を「特約変更日」とします。

*2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

特
約

無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

項 目	内 容
(4) 特約変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(5) 特約変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(4)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、特約変更日*1に、保険期間が終身の会社の定める同種の特約に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(4)の規定を準用します。

10 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約による先進医療給付金の支払金額が通算して2,000万円に達したとき

第20条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

11 その他

第21条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第22条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この特約の給付金または見舞金の支払事由（第2条）にかかわる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この特約の支払事由を変更することがあります。
 - (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
 - (2) 医療技術または医療環境の変化*2

第22条 補足説明

* 1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する主契約の契約成立日の応当日（年単位）をいいます。

* 2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

2. この特約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

- | |
|---|
| (1) この特約の支払事由の変更を承諾する方法
(2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第18条）する方法 |
|---|

4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3. ー(1)の方法を指定されたものとみなします。

第23条 管轄裁判所

この特約における給付金もしくは見舞金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第24条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第26条 主契約が更新される場合の特則

1. 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の保険期間	10年とします。ただし、更新後特約の保険期間が主契約の保険料払込期間の満了日*1を超えるときは、主契約の保険料払込期間の満了日*1まで保険期間を短縮します。
(3) この特約が更新されたとき	① 給付金・見舞金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。

第25条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第26条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間の満了日

主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。

第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

1. 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合、次のとおり取り扱います。
- (1) 被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）に主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
 - (2) 被保険者の年齢が75歳未満となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）に主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約は、変更日*1に保険期間が10年の無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
 - ② ①の規定にかかわらず、保険期間を10年とした場合に主契約の保険料払込期間の満了日*2を超えるときは、変更日*1に主契約の保険料払込期間の満了日*2を終期とする無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
2. 本条の1. の場合、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 変更後特約*3の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約*3に変更されたとき	① 変更後特約*3の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金・見舞金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、変更後特約*3の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*3の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*3に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第27条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 主契約の保険料払込期間の満了日

主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

* 3 変更後特約

次のいずれかの特約をいいます。

- (1) 保険期間が終身の特約に変更された無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）
- (2) 保険期間が10年または本条の1. の規定により10年未満となる特約に変更された無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

項 目	内 容
(3) 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(2)－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、次のとおり変更することができます。この場合、本条の2. の(1)および(2)の規定を準用します。

- (1) 被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）に主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、変更日*1に保険期間が終身の会社の定める同種の特約に変更することができます。
- (2) 被保険者の年齢が75歳未満となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）に主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約は、変更日*1に保険期間が10年の会社の定める同種の特約に変更することができます。
 - ② ①の規定にかかわらず、保険期間を10年とした場合に主契約の保険料払込期間の満了日*2を超えるときは、変更日*1に主契約の保険料払込期間の満了日*2を終期とする会社の定める同種の特約に変更することができます。

第28条 5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約に付加するときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に給付金または見舞金が支払われるべきときは、第2条（給付金・見舞金の支払い）の2. ー(4)を次のとおり読み替えます。

項 目	内 容
(4) 先進医療給付金または先進医療見舞金の支払事由が生じ、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 第19条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。

- (1) 被保険者が死亡したとき

第29条 特約の付加の申込みをした日が2020年10月1日以前の場合の特則

1. この特則は、特約の付加の申込みをした日が2020年10月1日以前の特約（2020年10月2日以後に更新または変更される場合を含みます）に適用します。
2. この特則により、第6条および第27条の規定を次のとおり読み替えます。
 - (1) 第6条中、「主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内とします。」とあるのを「主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。」と読み替えます。
 - (2) 第27条の1. を次のとおり読み替えます。
 1. 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
 - (3) 第27条の3. を次のとおり読み替えます。

第28条 補足説明

*1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

第29条 補足説明

*1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の会社の定める同種の特約に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)および(2)の規定を準用します。
3. 第16条（特約の更新）、第17条（保険期間が終身の特約への変更）および第26条（主契約が更新される場合の特則）の2. -(2)は適用しません。

別表1 公的医療保険制度

次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表2 先進医療

療養を受けた時点において、別表1の法律に定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表4 給付金・見舞金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
先進医療給付金の支払い	(1) 先進医療給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による療養を受けた病院または診療所の医師の診断書 (3) 先進医療の技術にかかる費用の支出を証明する書類 (4) 先進医療給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 先進医療給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 不慮の事故（別表3）を原因とするときは、不慮の事故（別表3）であることを証明する書類 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
先進医療見舞金の支払い	(1) 先進医療見舞金支払請求書 (2) 会社所定の様式による療養を受けた病院または診療所の医師の診断書 (3) 先進医療の技術にかかる費用の支出を証明する書類 (4) 先進医療見舞金の受取人の戸籍抄本 (5) 先進医療見舞金の受取人の印鑑証明書 (6) 不慮の事故（別表3）を原因とするときは、不慮の事故（別表3）であることを証明する書類 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 給付金・見舞金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

保険契約者代理特約目次

第1条	特約の付加……………	1061	第10条	生存給付金付定期保険契約または5年ごと 利差配当付生存給付金付定期保険契約に付 加する場合の特則……………	1064
第2条	保険契約者代理人による手続き……………	1061	第11条	新こども保険契約に付加する場合の特則……………	1064
第3条	保険契約者代理人の変更および指定の取消 し……………	1062	第12条	長期生活保障保険契約または5年ごと利差 配当付長期生活保障保険契約に付加する場 合の特則……………	1064
第4条	告知義務違反による解除に関する取扱い……………	1063	第13条	この特約が付加された主契約に長期生活保 障特約または5年ごと利差配当付長期生活 保障特約が付加されている場合の特則……………	1064
第5条	重大事由による解除……………	1063			
第6条	告知義務違反または重大事由による解除の 通知……………	1063			
第7条	この特約の消滅……………	1063			
第8条	普通保険約款の規定の準用……………	1063			
第9条	連生終身保険契約に付加する場合の特則……………	1064			
別表	保険契約者代理人が代理手続きを行う際に必要な書類……………	1065			

保険契約者代理特約

(実施 2021.4.2 / 改正 2025.4.2)

第1条 特約の付加

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者（年金開始日以後の保険契約にこの特約を付加するときは年金受取人とします。以下同じ。）の申出により、主契約の締結の際または主契約の締結後、会社が承諾したときに主契約に付加します。
- この特約を付加するときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、保険契約者代理人を1人指定することを必要とします。
- この特約の効力は、次のいずれかの日から開始します。

付加の時期	この特約の効力が開始する日
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	次のいずれか早い日 ① 主契約の責任開始の日 ② 主契約の保険期間開始の日*1
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した日

- 主契約の締結後にこの特約を付加したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第2条 保険契約者代理人による手続き

- 保険契約者に次のいずれかの事情があるため、保険契約者が自ら本条の2. に定める手続きを行うことができないと会社が認めたときは、保険契約者代理人が保険契約者に代わって以後の手続きを行うことができます。

- | |
|--|
| (1) 傷害または疾病により、本条の2. に定める手続きを行う意思表示ができないこと |
| (2) その他(1)に準じた状態であること |

- 保険契約者代理人が行うことができる手続き（以下「代理手続き」といいます。）は、次のものとします。
 - 主契約の普通保険約款および特約に定める保険契約者が行うことができる手続きとします。この場合、保険契約者代理人は、保険契約者と保険金等*1の受取人が同一人である場合における保険金等*1の受取人が行うことができる手続き*2については会社の取扱いの範囲内で行うことができるものとします。
 - (1)にかかわらず、次の手続きは代理手続きの対象外とします。

- | |
|---|
| ① 保険金等*1の受取人の変更手続き |
| ② 保険契約者の変更手続き |
| ③ 告知を要する手続き |
| ④ 保険契約者代理人の変更手続き |
| ⑤ 保険契約者、被保険者および保険金等*1の受取人が同一人である場合で、被保険者が行うことができる保険金等*1の請求手続き |

- 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に、会社は、被保険者および保険金等*1の受取人、またはその一方から同意を求めることがあります。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に、保険契約者代理人から申出があり、会社が認めたときは、会社はこの特約が付加されている保険契約に関する情報について、会社の取扱いの範囲内で、保険契約者代理人に対して開示することができます。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行う場合には、保険契約者代理人は代理手続きを行う時において、次のいずれかに該当することを必要とします。

第1条 補足説明

*1 主契約の保険期間開始の日の(1)から(3)の締結の際にこの特約を付加したときは、この特約の効力は保険期間開始の日から開始します。

- 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- 無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）D契約

第2条 補足説明

*1 保険金等

この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとします。

- 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が受け取ることとなる次の給付（給付とともに支払われる金銭を含みます。）
 - 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - 社員配当金
 - すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- 保険料の払込免除

*2 保険契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における保険金等の受取人が行うことができる手続き

以下の手続きは、この特約が付加された主契約に指定代理請求人が指定されていないときに限ります。

- 年金支払開始日前の保険契約で、保険契約者、被保険者および年金受取人が同一人の場合の保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）の請求手続き。
- 年金支払開始日以後の保険契約で、被保険者と年金受

- (1) 次の範囲内の者
 - ① 保険契約者の戸籍上の配偶者
 - ② 保険契約者の直系血族
 - ③ 保険契約者の3親等内の血族
 - ④ 保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族
- (2) 次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために保険契約者代理人が代理手続きを行うべき適当な理由があると会社が認める者
 - ① 保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている(1)以外の範囲の者
 - ② 保険契約者との財産管理契約により財産管理を行っている者

6. 本条の1. にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、保険契約者代理人は代理手続きを行うことができません。

- (1) 保険契約者について、法令に定める代理人に、保険契約の手続きに関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき
- (2) 保険契約者代理人が故意に保険金等*1の支払事由*3を生じさせたとき
- (3) 保険契約者代理人が故意に保険契約者を本条の1. -(1)または(2)の状態に該当させたとき

7. 保険契約者代理人は、代理手続きを行う際に、次のすべての書類を提出することを必要とします。

- (1) 保険契約者が自ら本条の2. に定める手続きを行うことができない事情があることを証明する書類
- (2) 別表★に定める必要書類

8. 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に、本条の6. に該当する可能性がある場合は、普通保険約款および特約に定める保険金等*1を支払うための確認の取扱いに準じて取り扱います。この場合、会社は、その旨を保険契約者代理人に通知します。

9. 本条の8. の取扱いに際し、保険契約者代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*4は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等*1の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。

10. 本条の1. から9. の規定により、会社が保険金等*1を保険契約者代理人に支払ったときは、その後重複してその保険金等*1の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

11. 保険契約者が本条の1. に定める状態に該当した後、保険契約者から申出があり、保険契約者が本条の1. に定める状態にないことを会社が認めたときは、それ以後再度本条の1. に定める状態に該当するまでは、保険契約者代理人は本条にもとづく代理手続きを行うことはできません。

★別表 (P.1065参照)

取人が同一人の場合の保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）の請求手続き。（ただし、主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険または利率変動型終身保険がある場合を除きます。）

* 3 保険金等の支払事由

保険料の払込免除事由を含みます。

* 4 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第3条 保険契約者代理人の変更および指定の取消し

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更すること、または保険契約者代理人の指定を取り消すことができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者代理人の変更等を行うときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
3. 本条の1. および2. の規定による保険契約者代理人の変更等を行った後は、変更等を行う前に手続き可能な代理手続きがあっても、変更等を行う前の保険契約者代理人は代理手続きを行うことはできません。

第4条 告知義務違反による解除に関する取扱い

主契約または付加特約に定める告知義務違反による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除する場合でも、保険金等*1の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、保険金等*1の受取人または保険契約者代理人が証明したときは、会社は、保険金等*1の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

第5条 重大事由による解除

1. 会社は、保険契約者代理人が、次のいずれかに該当するときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者代理人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者代理人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 重大事由による解除の通知については、第6条（告知義務違反または重大事由による解除の通知）の規定を準用して取り扱います。

第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知

主契約または付加特約に定める告知義務違反または重大事由による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。ただし、次の場合には、被保険者、保険金等*1の受取人、または保険契約者代理人に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

- (1) 保険契約者またはその居所もしくは住所が不明の場合
- (2) (1)の他、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第7条 この特約の消滅

1. 次のいずれかのときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者が死亡したとき
- (2) 保険契約者が変更されたとき
- (3) 第3条（保険契約者代理人の変更および指定の取消し）の規定により保険契約者代理人の指定を取り消したとき
- (4) その他の法令に定める代理権の消滅事由に該当したとき

2. 本条の1. の(4)に該当した場合には、すみやかに会社へ通知することを必要とします。

第8条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

第4条 補足説明

* 1 保険金等

この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとしします。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が受け取ることとなる次の給付（給付とともに支払われる金銭を含みます。）
 - ① 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - ② 社員配当金
 - ③ すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- (2) 保険料の払込免除

第6条 補足説明

* 1 保険金等

この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとしします。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が受け取ることとなる次の給付（給付とともに支払われる金銭を含みます。）
 - ① 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - ② 社員配当金
 - ③ すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- (2) 保険料の払込免除

第9条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
 - (2) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。
2. 本条の1. にかかわらず、第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払った時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第2被保険者」と読み替えます。

第10条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、被保険者が変更されたときは、保険契約者代理人の指定は取り消され、この特約は消滅します。

- (1) 生存給付金付定期保険契約
 - (2) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約

第11条 新こども保険契約に付加する場合の特則

この特約を新こども保険契約に付加するときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の付加）の規定にかかわらず、保険契約者代理人は保険契約者の死亡時以後の教育資金受取人とします。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、第1条（特約の付加）の2. の規定により保険契約者代理人を指定することを必要とします。
- (2) 第3条（保険契約者代理人の変更および指定の取消し）の1. 中、「被保険者の同意と会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更すること、または保険契約者代理人の指定を取り消すことができます」とあるのを「保険契約者代理人の指定を取り消すことができます」と読み替えます。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合を除きます。
- (3) 普通保険約款の規定により保険契約者の権利義務が承継されたときは、この特約は消滅します。

第12条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障保険契約
 - (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約

第13条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された主契約に次の特約が付加されている場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障特約
 - (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約

別表 保険契約者代理人が代理手続きを行う際に必要な書類

項 目	必要書類
代理手続き	(1) 普通保険約款および各特約に定める手続き等の請求書類 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 保険契約者と保険契約者代理人との戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 保険契約者代理人の印鑑証明書 (5) 保険契約者代理人の住民票 (6) 保険契約者または保険契約者代理人の健康保険被保険者証の写し (7) 保険契約者代理人が保険契約者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証明する書類 (8) 最終の保険料の払込みを証明する書類 (9) 保険契約者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記がないことを証明する書類 (10) 保険契約者代理人が代理手続きを行う目的等を確認する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 保険金等の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

特

約

保険契約者代理特約

別

表

リビング・ニース特約目次

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時.....1046

2 保険金の支払いについて

第2条 特約保険金の支払い.....1046

第3条 免責事由.....1047

3 保険料の払込みについて

第4条 特約の保険料の払込み.....1048

第5条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日まで支払事由が生じた場合の取扱い.....1048

4 失効、失効取消および復活について

第6条 特約の失効.....1048

第7条 特約の失効取消.....1048

第8条 特約の復活.....1048

5 復旧について

第9条 特約の復旧.....1048

6 解約等について

第10条 特約の解約.....1049

第11条 特約の消滅.....1049

第12条 返戻金.....1049

7 特約保険金受取人について

第13条 会社への通知による特約保険金受取人の変更.....1049

第14条 遺言による特約保険金受取人の変更.....1049

第15条 特約保険金受取人の死亡.....1050

8 社員配当金について

第16条 社員配当金の特別取扱い.....1050

9 その他

第17条 管轄裁判所.....1050

第18条 普通保険約款の規定の準用.....1050

10 特則について

第19条 主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則.....1050

第20条 保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則.....1050

第21条 主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則.....1051

第22条 主契約に災害入院特約（06）等が付加されている場合の特則.....1051

第23条 保険契約の保険料が前納または予納されている場合の特則.....1051

第24条 主契約が更新または変更される場合の特則.....1051

第25条 連生終身保険契約に付加する場合の特則.....1051

第26条 特定疾病保障終身保険契約または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則.....1052

第27条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則.....1052

第28条 就業不能保障保険に付加する場合の特則.....1052

第29条 主契約に中途一時払特約が付加されている場合の特則.....1053

第30条 長期生活保障保険契約等に付加する場合の特則.....1053

第31条 介護・特定疾病終身保険契約または5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則.....1053

第32条 5年ごと利差配当付逦減定期保険契約に付加する場合の特則.....1054

第33条 5年ごと利差配当付介護終身年金保険契約に付加する場合の特則.....1054

第34条 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約に付加する場合の特則.....1054

第35条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則.....1055

第36条 5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約または5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）契約に付加する場合の特則.....1056

第37条 5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険契約に付加する場合の特則.....1057

第38条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則.....1058

別表 特約保険金の支払請求に必要な書類.....1059

リビング・ニーズ特約

(実施 1994.4.2 / 改正 2023.4.1)

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	会社が承諾した日

2. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金の支払いについて

第2条 特約保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じ、その支払請求があったときは、その支払事由に対応して特約保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由 (特約保険金を支払う場合)	金 額	受取人
特約保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき*1	主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める特約保険金額の限度内★で特約保険金受取人が特約保険金の請求時に指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める方法により計算する次の金額を差し引いた金額 (1) 必要書類（別表★）が会社に到着した日（以下「特約保険金の請求日」といいます。）から6か月間の指定保険金額に対応する利息 (2) 特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する保険料相当額	特約保険金受取人

第2条 補足説明

* 1 被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき

この判断は、医師の診断に基づき、特約保険金の請求時における被保険者の状態について会社が判断するものとします。また、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。

- (1) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、特約保険金の請求時には余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合
- (2) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、特約保険金の請求日の前に被保険者が死亡した場合

2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 特約保険金の支払い	次のとおり取り扱います。 ① 必要書類（別表★）が会社に到着しない限り、特約保険金を支払いません。 ② 特約保険金の請求日が主契約の保険期間満了の時*2前1年以内であるときは、特約保険金を支払いません。
(2) 特約保険金受取人	被保険者または保険契約者とし、主契約の高度障害保険金受取人と同一とします。ただし、保険契約者とするときは、保険契約者は、被保険者の同意を得ることを必要とします。
(3) 主契約の死亡保険金額の全部または一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われたとき	① 主契約は、指定保険金額の部分について、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。 ② ①の場合、主契約の消滅した部分は、主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。 ③ ①の場合、普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、会社は、特約保険金を支払ったことにより消滅した部分については、普通保険約款に定める保険金を支払いません。 ④ 特約保険金を支払ったことにより、主契約の一部が消滅したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
(4) 特約保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、その支払請求があったとき	特約保険金の支払事由は生じないで普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
(5) 普通保険約款に規定する貸付金があるとき	支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。

★別表（P.1059参照）

★「会社の定める特約保険金額の限度内」⇒「ご契約のしおり」の「リビング・ニーズ特約による保険金のお支払いについて」に掲載しています（P.116参照）。

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じて特約保険金を支払わない場合）
特約保険金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 指定代理請求人の故意 (4) 被保険者の自殺行為 (5) 被保険者の犯罪行為 (6) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

第2条 補足説明

*2 主契約の保険期間満了の時
次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- 普通保険約款の規定により更新される場合には、更新後契約の保険期間満了の時とします。
- 普通保険約款の規定により変更される場合には、変更後契約の保険期間満了の時とします。

項 目	内 容
「戦争その他の変乱」によって特約保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約保険金の金額の一部または全部を支払います。

3 保険料の払込みについて

第4条 特約の保険料の払込み

この特約は、保険料の払込みを必要としません。

第5条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

主契約および主契約に付加されている特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から主契約および主契約に付加されている特約の未払込保険料を差し引きます。

4 失効、失効取消および復活について

第6条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第7条 特約の失効取消

1. 普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約が効力を失わなかったものとして取り扱われるときは、この特約についても効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 主契約の延滞保険料払込期間中にこの特約による保険金の支払事由（第2条）が生じた場合で、主契約の延滞保険料等が主契約の延滞保険料払込期間中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により、支払うべき金額を支払いません。

第8条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

5 復旧について

第9条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第7条 補足説明

* 1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

第8条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

6 解約等について

第10条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第11条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が延長保険に変更されたとき
- (4) 主契約に年金移行特約等*1が付加されている場合で、主契約の全部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されたとき
- (5) 主契約の高度障害保険金受取人が特約保険金受取人以外の者に変更されたとき

第12条 返戻金

この特約には返戻金はありません。

7 特約保険金受取人について

第13条 会社への通知による特約保険金受取人の変更

1. 保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人と主契約の高度障害保険金受取人は同一とします。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の特約保険金受取人に特約保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の特約保険金受取人から、特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第14条 遺言による特約保険金受取人の変更

1. 第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人と主契約の高度障害保険金受取人は同一とします。
2. 本条の1. の特約保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による特約保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第11条 補足説明

*1 年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 年金移行特約
- (2) 夫婦年金移行特約
- (3) 介護保障移行特約
- (4) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (5) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (6) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約

特

約

リビング・ニース特約

第15条 特約保険金受取人の死亡

1. 特約保険金受取人が特約保険金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特約保険金受取人とします。
2. 本条の1. の規定により特約保険金受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により特約保険金受取人となった者のうち生存している他の特約保険金受取人を特約保険金受取人とします。
3. 本条の1. および2. により特約保険金受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

8 社員配当金について

第16条 社員配当金の特別取扱い

1. 会社は、特約保険金を支払うときは、普通保険約款および主契約に付加されている特約の社員配当金の支払いに関する規定により、指定保険金額の部分に対応する社員配当金を支払います。この場合、支払うべき社員配当金は、特約保険金とともにその受取人に支払います。
2. 会社は、特約保険金を支払うときは、社員配当金を一時払保険料とする生存保険について、次のとおり取り扱います。

- (1) 生存保険は、指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合で消滅するものとします。この場合、会社は、消滅した部分に対応する返戻金を支払いません。
- (2) (1)の場合、特約保険金の支払後における主契約の社員配当金は、利息をつけて積み立てる方法により取り扱います。

3. 会社は、特約保険金を支払うときは、社員配当金により増額された保険金額のうち、指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合に相当する金額を、特約保険金の請求日から6か月間のその部分に対応する利息を差し引いて、特約保険金とともにその受取人に支払います。

9 その他

第17条 管轄裁判所

この特約における特約保険金の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第18条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

10 特則について

第19条 主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則

主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合で、その保険期間中に特約保険金を支払うときは、買増保険の死亡保険金額のうち、指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合に相当する金額を、特約保険金とともにその受取人に支払います。

第20条 保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された保険契約に特別条件特約が付加され、保険金の削減支払の条件が適用されている場合で、保険金の削減期間中に特約保険金の請求があったときは、会社は、第2条（特約保険金の支払い）の1. の保険金額に特約保険金の請求日における特別条件特約に定める所定の割合を乗じた金額を支払います。

第21条 補足説明

* 1 定期保険特約等

次の(1)から(21)をいいます。

- (1) 定期保険特約
- (2) 生存給付金付定期保険特約
- (3) 養老保険増額特約
- (4) 終身保険増額特約
- (5) 特定疾病保障終身保険増額特約
- (6) 逓減定期保険特約
- (7) 長期生活保障特約
- (8) 特定疾病保障定期保険特約
- (9) 介護・特定疾病定期保険特約
- (10) 介護・特定疾病終身保険特約
- (11) 5年ごと利差配当付定期保険特約
- (12) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約
- (13) 5年ごと利差配当付養老保険増額特約
- (14) 5年ごと利差配当付終身保険増額特約
- (15) 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険増額特約
- (16) 5年ごと利差配当付逓減定期保険特約
- (17) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約
- (18) 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
- (19) 5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約
- (20) 5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約
- (21) 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約

* 2 各特約の保険期間満了の時

次の(1)および(2)のとおり取り扱

第21条 主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則

主契約に定期保険特約等*1が付加されているときは、次のとおり取り扱います。ただし、付加された定期保険特約等*1について各特約の保険期間満了の時*2前1年間は、この特則を適用しません。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）の1.、2. - (3)、第16条（社員配当金の特別取扱い）の2. - (1)、3. および第19条（主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則）の主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期保険特約等*1の特約死亡保険金額*3を加えた額とします。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の1. の指定保険金額は、特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額および定期保険特約等*1の特約死亡保険金額*3のそれぞれの割合に応じて、主契約の死亡保険金額および定期保険特約等*1の特約死亡保険金額*3から指定されたものとします。
- (3) この特則による特約保険金の支払いについては、第2条（特約保険金の支払い）の規定を準用して取り扱います。
- (4) 第2条（特約保険金の支払い）の2. - (3)の規定によって遡減定期保険特約等*4の全部または一部が消滅するときは、遡減定期保険特約等*4は、指定保険金額の(1)に定める主契約の死亡保険金額に対する割合で消滅します。

第22条 主契約に災害入院特約（06）等が付加されている場合の特則

1. 主契約に付加されている災害入院特約（06）等*1にあっては、各特約の被保険者が、各特約の保険期間中に各特約に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約の全部が消滅したことにより各特約が消滅する日を含んで継続したときは、その継続した入院について、各特約の消滅後も各特約の保険期間中の入院とみなします。
2. 主契約に付加されている通院特約（06）または無配当通院特約にあっては、各特約の被保険者が、主契約の全部が消滅したことにより各特約が消滅する日を含む通院期間中に通院をしたときは、その通院期間中の通院について、各特約の消滅後も各特約の保険期間中の通院とみなします。また、各特約の被保険者が、各特約の保険期間中に各特約に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約の全部が消滅したことにより各特約が消滅する日を含んで継続したときは、その継続した入院の退院後の通院期間中の通院について、各特約の消滅後も各特約の保険期間中の通院とみなします。
3. 主契約に付加されている5年ごと利差配当付健康支援特約にあっては、その特約の被保険者が、その特約の保険期間中にその特約に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約の全部が消滅したことによりその特約が消滅する日を含んで継続したときは、その継続した入院およびその入院に対する退院について、その特約の消滅後もその特約の保険期間中の入院および退院とみなします。
4. 本条の1. から3. に定める特約のほか、会社の定める他の特約についても、本条の1. から3. の規定を準用します。

第23条 保険契約の保険料が前納または予納されている場合の特則

この特約が付加された保険契約の保険料が前納または予納されている場合で、特約保険金を支払うときは、消滅した部分について保険料の前納金または予納保険料の残額があれば、特約保険金とともにその受取人に支払います。

第24条 主契約が更新または変更される場合の特則

主契約が更新または変更されるときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は、引き続きその主契約に付加されます。

第25条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

います。

- (1) 特約の規定により更新される場合には、更新後特約の保険期間満了の時とします。
- (2) 特約の規定により変更される場合には、変更後特約の保険期間満了の時とします。

*** 3 定期保険特約等の特約死亡保険金額**

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 遡減定期保険特約または5年ごと利差配当付遡減定期保険特約については、特約保険金の請求日の6か月後の応当日の特約死亡保険金額とします。
- (2) 長期生活保障特約、5年ごと利差配当付長期生活保障特約または5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約については、特約保険金の請求日の6か月後の応当日の特約一時金額とします。

*** 4 遡減定期保険特約等**

次の(1)から(5)をいいます。

- (1) 遡減定期保険特約
- (2) 長期生活保障特約
- (3) 5年ごと利差配当付遡減定期保険特約
- (4) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約
- (5) 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約

第22条 補足説明*** 1 災害入院特約（06）等**

次の(1)から(14)をいいます。

- (1) 災害入院特約（06）
- (2) 手術給付金付疾病入院特約（06）
- (3) 成人病入院特約（06）
- (4) 女性入院特約（06）
- (5) 長期入院特約（07）
- (6) 新女性医療特約
- (7) 入院初期給付特約
- (8) 無配当災害入院特約
- (9) 無配当手術給付金付疾病入院特約
- (10) 無配当成人病入院特約
- (11) 無配当女性入院特約
- (12) 無配当長期入院特約
- (13) 無配当新女性医療特約
- (14) 無配当入院初期給付特約

- (1) 主契約に定期保険特約等*1を付加することを必要とします。ただし、この特約の責任開始の日において、第1被保険者もしくは第2被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払っていた場合を除きます。
- (2) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「主契約の第1被保険者（この特約の責任開始の日において、第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払っていたときは第2被保険者）」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約保険金の支払い）の2. ー(2)の規定にかかわらず、特約保険金受取人は被保険者に限るものとし、第11条（特約の消滅）の(5)、第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）、第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）および第15条（特約保険金受取人の死亡）の規定は適用しません。
- (4) 第1被保険者もしくは第2被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払っていた場合に限り、主契約の死亡保険金額を指定保険金額の対象とし、第21条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）の適用にあたって連生終身保険増額特約を含んで取り扱います。
- (5) 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - ① 主契約の第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったとき
 - ② (1)により付加を必要とする定期保険特約等*1のすべてが消滅したとき

第26条 特定疾病保障終身保険契約または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障終身保険契約または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加するときは、第11条（特約の消滅）の(3)中、「延長保険」とあるのを「延長特定疾病保障保険」と読み替えます。

第27条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約に定期保険特約等*1を付加することを必要とします。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の2. ー(2)、第11条（特約の消滅）の(5)、第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. および第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第11条（特約の消滅）の(3)中、「延長保険」とあるのを「払済年金保険」と読み替えます。
- (4) 第21条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）の適用にあたって、主契約の死亡給付金額は指定保険金額の対象とはしません。
- (5) (1)の定期保険特約等*1のすべてが消滅したときは、この特約は消滅します。

第28条 就業不能保障保険に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険に付加するときは、次のとおり取り扱います。

第25条 補足説明

* 1 定期保険特約等

次の(1)から(10)をいいます。

- (1) 定期保険特約
- (2) 生存給付金付定期保険特約
- (3) 養老保険増額特約
- (4) 終身保険増額特約
- (5) 特定疾病保障終身保険増額特約
- (6) 逓減定期保険特約
- (7) 長期生活保障特約
- (8) 特定疾病保障定期保険特約
- (9) 介護・特定疾病定期保険特約
- (10) 介護・特定疾病終身保険特約

第27条 補足説明

* 1 定期保険特約等

次の(1)から(9)をいいます。

- (1) 定期保険特約
- (2) 生存給付金付定期保険特約
- (3) 養老保険増額特約
- (4) 特定疾病保障終身保険増額特約
- (5) 逓減定期保険特約
- (6) 長期生活保障特約
- (7) 特定疾病保障定期保険特約
- (8) 介護・特定疾病定期保険特約
- (9) 介護・特定疾病終身保険特約

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)および(4)中、「普通保険約款に定める保険金」とあるのをすべて「普通保険約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」と読み替えます。
- (2) 第20条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「特別条件特約」とあるのをすべて「就業不能保障保険特別条件特約」と読み替えます。
- (3) 被保険者が、主契約の保険期間中に就業不能状態に該当し、主契約の全部が消滅する日を含んで引き続いて就業不能状態にあるときは、その日以後の就業不能状態を、主契約の保険期間中の就業不能状態とみなします。
- (4) 主契約に保険料の一部一時払の特則が適用されている場合で、特約保険金が支払われるときは、主契約の一時払保険部分および平準払保険部分の死亡保険金額のそれぞれの割合に応じて、指定保険金額が指定されます。

第29条 主契約に中途一時払特約が付加されている場合の特則

主契約に中途一時払特約が付加されている場合で、特約保険金が支払われるときは、その特約による取扱いを受ける主契約および主契約に付加された特約それぞれの一時払部分および分割払部分の死亡保険金額のそれぞれの割合に応じて、指定保険金額が指定されます。

第30条 長期生活保障保険契約等に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約、5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約、5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約、5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約、5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険契約または5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）契約に付加するときは、この特約中の主契約の死亡保険金額は、特約保険金の請求日の6か月後の応当日の一時金額とし、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) この特約の特色中、「死亡保険金」とあるのを「死亡年金」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(2)、第11条（特約の消滅）の(5)、第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. および第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-①中、「指定保険金額の部分について」とあるのを「指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合で」と読み替えます。
- (5) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-②中、「保険金」とあるのを「一時金」と読み替えます。
- (6) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-③中、「保険金の支払事由」とあるのを「第1回年金の支払事由」と、「保険金」とあるのを「第1回年金または一時金」とそれぞれ読み替えます。
- (7) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(4)中、「保険金」とあるのをすべて「第1回年金」と読み替えます。
- (8) 第11条（特約の消滅）の(2)を次のとおり読み替えます。
 - (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき。ただし、第1回年金が支払われる場合を含みます。
- (9) 第20条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と読み替えます。

第31条 介護・特定疾病終身保険契約または5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を介護・特定疾病終身保険契約または5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加するときは、第11条（特約の消滅）の(3)中、「延長保険」とあるのを「延長介護・特定疾病保険」と読み替えます。

第32条 5年ごと利差配当付逡減定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付逡減定期保険契約に付加するときは、この特約中の主契約の死亡保険金額は、特約保険金の請求日の6か月後の応当日の保険金額とします。

第33条 5年ごと利差配当付介護終身年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護終身年金保険契約に付加する場合には、次のとおり読み替えます。

- (1) この特約の特色中、「死亡保険金」とあるのを「死亡給付金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の1. 中、「死亡保険金額」とあるのを「死亡給付金の金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約保険金の支払い）の2. ー(2)、第11条（特約の消滅）の(5)、第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. および第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の介護年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約保険金の支払い）の2. ー(3)中、「主契約の死亡保険金額」とあるのを「主契約の死亡給付金の金額」と読み替えます。
- (5) 第2条（特約保険金の支払い）の2. ー(3)ー①中、「主契約は、指定保険金額の部分について」とあるのを「第1回介護年金額について、主契約は、指定保険金額の主契約の死亡給付金の金額に対する割合で」と読み替えます。
- (6) 第2条（特約保険金の支払い）の2. ー(3)ー②中、「主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。」とあるのを「主契約の死亡給付金が支払われたものとして取り扱います。」と読み替えます。
- (7) 第2条（特約保険金の支払い）の2. ー(3)ー③中、「保険金」とあるのをすべて「第1回介護年金または死亡給付金」と読み替えます。
- (8) 第2条（特約保険金の支払い）の2. ー(4)中、「保険金」とあるのをすべて「第1回介護年金または死亡給付金」と読み替えます。
- (9) 第20条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「特別条件特約が付加」とあるのをすべて「特別条件特則*1が適用」と、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回介護年金または死亡給付金の削減」と、「特別条件特約に定める」とあるのを「特別条件特則*1に定める」とそれぞれ読み替えます。

第33条 補足説明

*1 特別条件特則

普通保険約款に定める特別条件をつける場合の特則をいいます。

第34条 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護一時金保険契約に付加する場合には、次のとおり読み替えます。

- (1) この特約の特色中、「死亡保険金」とあるのを「死亡給付金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の1. 中、「死亡保険金額」とあるのを「死亡給付金の金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(2)、第11条（特約の消滅）の(5)、第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. および第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の介護保険金受取人」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)中、「主契約の死亡保険金額」とあるのを「主契約の死亡給付金の金額」と読み替えます。
- (5) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-①中、「主契約は、指定保険金額の部分について」とあるのを「介護保険金額について、主契約は、指定保険金額の主契約の死亡給付金の金額に対する割合で」と読み替えます。
- (6) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-②中、「主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。」とあるのを「主契約の死亡給付金が支払われたものとして取り扱います。」と読み替えます。
- (7) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-③中、「保険金」とあるのをすべて「介護保険金または死亡給付金」と読み替えます。
- (8) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(4)中、「保険金」とあるのをすべて「介護保険金または死亡給付金」と読み替えます。
- (9) 第20条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「特別条件特約が付加」とあるのをすべて「特別条件特則*1が適用」と、「保険金の削減」とあるのをすべて「介護保険金等*2の削減」と、「特別条件特約に定める」とあるのを「特別条件特則*1に定める」とそれぞれ読み替えます。

第34条 補足説明

* 1 特別条件特則

普通保険約款に定める特別条件をつける場合の特則をいいます。

* 2 介護保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 介護保険金
- (2) 介護見舞金
- (3) 死亡給付金

第35条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(8)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 特約保険金受取人が被保険者の場合で、特約保険金受取人が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が特約保険金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

- (2) (1)の規定により、指定代理請求人が特約保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② 指定代理請求人の印鑑証明書
- ③ 指定代理請求人の住民票
- ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

- (3) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(1)に規定する者に限ります。
- (4) (3)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続して

いる情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)を受けることを必要とします。

- (5) 指定代理請求人は、主契約および付加特約を通じて同一人であることを必要とします。
- (6) (1)の規定により会社が特約保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (7) 特約保険金を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。
- (8) この特約が付加された保険契約が普通保険約款もしくは主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定によって解除される場合で、通知すべき保険契約者またはその住所や居所が不明のとき、その他正当な事由によって保険契約者に通知できないときは、会社は、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人に通知します。

★別表 (P.1059参照)

第36条 5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約または5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約または5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）契約に付加するときは、次の(1)から(4)のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）の2. を次のとおり読み替えます。
2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 特約保険金の支払い	次のとおり取り扱います。 ① 必要書類（別表★）が会社に到着しない限り、特約保険金を支払いません。 ② 特約保険金の請求日が次のいずれかの期間にあるときは、特約保険金を支払いません。 ア. 主契約に定める第1保険年度中 イ. 主契約の保険期間満了の時前1年以内
(2) 特約保険金受取人	被保険者または保険契約者に限ります。ただし、保険契約者とするときは、保険契約者は、被保険者の同意を得ることを必要とします。
(3) 主契約の死亡保険金額の全部または一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われたとき	① 主契約は、指定保険金額の部分について、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。 ② ①の場合、主契約の消滅した部分は、主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。 ③ ①の場合、普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じても、会社は、特約保険金を支払ったことにより消滅した部分については、普通保険約款に定める保険金を支払いません。 ④ 特約保険金を支払ったことにより、主契約の一部が消滅したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第35条 補足説明

*** 1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき**

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

項 目	内 容
(4) 特約保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、その支払請求があったとき	特約保険金の支払事由は生じないで普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
(5) 普通保険約款に規定する貸付金があるとき	支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。

- (2) 第11条（特約の消滅）を次のとおり読み替えます。
 第11条（特約の消滅）
 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金を支払ったとき
 (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

- (3) 第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. を次のとおり読み替えます。
 1. 保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。
- (4) 第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. を次のとおり読み替えます。
 1. 第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。

★別表（P.1059参照）

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.160参照）。

第37条 5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険契約に付加するときは、次の(1)から(4)のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）の2. を次のとおり読み替えます。
 2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
(1) 特約保険金の支払い	次のとおり取り扱います。 ① 必要書類（別表★）が会社に到着しない限り、特約保険金を支払いません。 ② 特約保険金の請求日が次のいずれかの期間にあるときは、特約保険金を支払いません。 ア. 主契約に定める第1保険期間中 イ. 主契約の保険期間満了の時前1年以内
(2) 特約保険金受取人	被保険者または保険契約者に限ります。ただし、保険契約者とするときは、保険契約者は、被保険者の同意を得ることを必要とします。

項 目	内 容
(3) 主契約の死亡保険金額の全部または一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われたとき	① 主契約は、指定保険金額の部分について、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。 ② ①の場合、主契約の消滅した部分は、主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。 ③ ①の場合、普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、会社は、特約保険金を支払ったことにより消滅した部分については、普通保険約款に定める保険金を支払いません。 ④ 特約保険金を支払ったことにより、主契約の一部が消滅したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
(4) 特約保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、その支払請求があったとき	特約保険金の支払事由は生じないで普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
(5) 普通保険約款に規定する貸付金があるとき	支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。

(2) 第11条（特約の消滅）を次のとおり読み替えます。

第11条（特約の消滅）

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- | |
|--|
| (1) 特約保険金を支払ったとき
(2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき |
|--|

(3) 第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. を次のとおり読み替えます。

1. 保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。

(4) 第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. を次のとおり読み替えます。

1. 第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。

★別表（P.1059参照）

第38条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則

主契約に保険契約者代理特約が付加されているときは、第3条（免責事由）の1. を次のとおり読み替えます。

1. 支払事由（第2条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じて特約保険金を支払わない場合）
特約保険金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 保険契約者代理人の故意 (4) 指定代理請求人の故意 (5) 被保険者の自殺行為 (6) 被保険者の犯罪行為 (7) 戦争その他の変乱

別表 特約保険金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
特約保険金の支払い	(1) 特約保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

特

約

リビング・ニーズ特約

別

表

指定代理請求特約（2016）目次

1 特約の付加について	6 その他
第1条 特約の付加……………1067	第8条 この特約が付加された主契約または付加特約の代理請求に関する規定の不適用……………1069
2 保険金等の請求について	第9条 普通保険約款の規定の準用……………1069
第2条 特約の対象となる保険金等……………1067	第10条 連生終身保険契約に付加する場合の特則……………1069
第3条 指定代理請求人による保険金等の請求手続き……………1067	第11条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則……………1070
3 指定代理請求人の変更等について	第12条 新こども保険契約に付加する場合の特則……………1070
第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し……………1068	第13条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……………1070
4 保険契約等の解除に関する取扱いについて	第14条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則……………1070
第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い……………1068	第15条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則……………1071
第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知……………1069	
5 特約の消滅について	
第7条 この特約の消滅……………1069	
別表 指定代理請求人による保険金等の請求に必要な書類……………1072	

指定代理請求特約（2016）

（実施 2016.4.4 / 改正 2023.4.1）

1 特約の付加について

第1条 特約の付加

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約の締結の際または主契約の締結後、会社が承諾したときに主契約に付加します。
- 本条の1. にかかわらず、主契約または主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「付加特約」といいます。）に、第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等がないときは、この特約を付加することはできません。
- この特約を付加するときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を1人指定することを必要とします。
- この特約の効力は、次のいずれかの日から開始します。

付加の時期	この特約の効力が開始する日
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任開始の日
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した日

- 主契約の締結後にこの特約を付加したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金等の請求について

第2条 特約の対象となる保険金等

この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとします。

- 被保険者が受け取ることとなる次の給付*1
 - 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - 社員配当金
 - すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条 指定代理請求人による保険金等の請求手続き

- 保険金等の受取人となる被保険者に次のいずれかの事情があるため、被保険者が保険金等を自ら請求できないと会社が認めたときは、指定代理請求人が被保険者に代わって保険金等を請求することができます。

- 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができないこと
- 治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていないこと
- その他(1)または(2)に準じた状態であること

第2条 補足説明

* 1 被保険者が受け取ることとなる次の給付

被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を含みます。また、給付とともに支払われる金銭を含みます。

特約

指定代理請求特約（2016）

2. 指定代理請求人が本条の1. の請求を行う場合には、指定代理請求人は請求時において、次のいずれかに該当することを必要とします。

- (1) 次の範囲内の者
- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の血族
 - ④ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (2) 次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認める者
- ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている(1)以外の範囲の者
 - ② 被保険者との財産管理契約により財産管理を行っている者

3. 本条の1. にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、指定代理請求人は保険金等を請求することができません。

- (1) 被保険者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき
- (2) 指定代理請求人が故意に保険金等の支払事由*1を生じさせたとき
- (3) 指定代理請求人が故意に保険金等の受取人を本条の1. -(1)から(3)の状態に該当させたとき

4. 指定代理請求人は、保険金等の請求をする際に、次のすべての書類を提出することを必要とします。

- (1) 被保険者が保険金等を請求できない事情があることを証明する書類
- (2) 別表★に定める必要書類

5. 普通保険約款に規定する保険金等を支払うための確認を行うときは、会社は、指定代理請求人に通知します。
6. 普通保険約款に規定する保険金等を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*2は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。
7. 本条の1. から6. の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★別表 (P.1072参照)

第3条 補足説明

*1 保険金等の支払事由

保険料の払込免除事由を含みます。

*2 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

3 指定代理請求人の変更等について

第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができます。
2. 本条の1. の規定により指定代理請求人の変更等を行うときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
3. 本条の1. および2. の規定による指定代理請求人の変更等を行った後は、変更等を行う前に請求可能な保険金等があっても、変更等を行う前の指定代理請求人はその保険金等を請求することはできません。

4 保険契約等の解除に関する取扱いについて

第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い

主契約または付加特約に定める告知義務違反による解除の規定によって、この特

約が付加された主契約または付加特約を解除する場合でも、保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人が証明したときは、会社は、保険金等の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知

主契約または付加特約に定める告知義務違反または重大事由による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次の場合には、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその居所もしくは住所が不明の場合
- (2) (1)の他、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5 特約の消滅について

第7条 この特約の消滅

次のいずれかのときは、この特約は消滅します。

- (1) 第4条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の規定により指定代理請求人の指定を取り消したとき
- (2) 保険金等の受取人の変更により、この特約の対象となる保険金等がなくなったとき

6 その他

第8条 この特約が付加された主契約または付加特約の代理請求に関する規定の不適用

この特約が付加された主契約の普通保険約款または付加特約に定める次の規定は、第7条（この特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅した後も含めて、適用しません。

- (1) 指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人としてその支払いを請求することができる旨の規定
- (2) 死亡保険金等の受取人が、高度障害保険金・介護保険金等の受取人の代理人としてその支払いを請求することができる旨の規定

第9条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

第10条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

2. 本条の1. にかかわらず、第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払った時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第2被保険者」と読み替えます。

第11条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、被保険者が変更されたときは、指定代理請求人の指定は取り消され、この特約は消滅します。

- (1) 生存給付金付定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約

第12条 新こども保険契約に付加する場合の特則

この特約を新こども保険契約に付加するときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）中、(1)および(2)について、次のとおり読み替えます。

- (1) 保険契約者が受け取ることとなる次の給付
 - ① 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - ② 社員配当金
 - ③ すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- (2) 保険料の払込免除

- (2) 第3条（指定代理請求人による保険金等の請求手続き）の1. から4. および別表★中、「被保険者」とあるのをすべて「保険契約者」と読み替えます。
- (3) 第1条（特約の付加）の規定にかかわらず、指定代理請求人は保険契約者の死亡時以後の教育資金受取人とします。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、第1条（特約の付加）の3. の規定により指定代理請求人を指定することを必要とします。
- (4) 第4条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の1. 中、「被保険者の同意と会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができます」とあるのを「指定代理請求人の指定を取り消すことができます」と読み替えます。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合を除きます。
- (5) 普通保険約款の規定により保険契約者の権利義務が承継されたときは、この特約は消滅します。

★別表（P.1072参照）

第13条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約

第14条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された主契約に次の特約が付加されている場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障特約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約

第15条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則

1. 第2条（特約の対象となる保険金等）中、(1)および(2)について、次のとおり読み替えます。

被保険者が受け取ることとなる次の給付*1

- (1) 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
- (2) 社員配当金
- (3) すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）

2. 主契約が新こども保険の場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) 新こども保険に保険契約者代理特約を付加するときは、この特約を付加することはできません。
- (2) この特約が付加されている主契約に保険契約者代理特約が付加されたときは、この特約は消滅します。

第15条 補足説明*** 1 被保険者が受け取ることとなる次の給付**

給付とともに支払われる金銭を含みます。ただし、被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を除きます。

別表 指定代理請求人による保険金等の請求に必要な書類

項 目	必要書類
保険金等の代理請求	(1) 普通保険約款および各特約に定める保険金等の請求書類 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の印鑑証明書 (5) 指定代理請求人の住民票 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証明する書類 (8) 最終の保険料の払込みを証明する書類 (9) 被保険者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記がないことを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金等の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

特別条件特約目次

第1条	特約の付加	1074	第10条	指定契約にこの特約を付加する場合の特則	1078
第2条	特別条件	1074	第11条	5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	1078
第3条	この特約を付加した保険契約および特約の取扱い	1074	第12条	5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険契約または5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）契約に付加する場合の特則	1078
第4条	この特約を付加した保険契約の失効・復活	1076	第13条	無配当普通定期保険（低解約返戻金型）契約、5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約または5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約に付加する場合の特則	1079
第5条	この特約を付加した保険契約の減額	1076			
第6条	長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	1076			
第7条	5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	1077			
第8条	長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約に付加する場合の特則	1077			
第9条	5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約に付加する場合の特則	1077			
別表	感染症	1080			

特

約

特別条件特約

特別条件特約

(実施 1956.4.1 /改正 2022.4.4)

第1条 特約の付加

保険契約申込みの際の被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、保険契約締結の際にこの特約を主たる保険契約または特約に付加することがあります。

第2条 特別条件

この特約により付加する特別条件は、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の併用とします。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 保険金の削減支払

契約成立日から会社の定める削減期間中に、被保険者が死亡したとき、普通保険約款に定める高度障害状態になったとき、または介護保険金、特定疾病保険金、7大疾病保険金もしくは軽度介護保険金の支払事由に該当したときは、その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表★）によって、死亡したとき、普通保険約款に定める高度障害状態になったとき、または介護保険金もしくは軽度介護保険金の支払事由に該当したときは、保険金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態（普通保険約款に定める高度障害状態のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。以下同じ。）になったときは、高度障害保険金を支払いません。ただし、感染症（別表★）によって、特定高度障害状態になったときは、高度障害保険金を支払います。

★別表（P.1080参照）

第3条 この特約を付加した保険契約および特約の取扱い

1. この特約を付加した保険契約および特約については、次の(1)から(6)の取扱いを行います。

(1) 保険契約の更新または5年ごと利差配当付通減定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付新長期生活保障保険普通保険約款もしくは5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険普通保険約款に定める5年ごと利差配当付普通定期保険契約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱いません。

(2) 定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、通減定期保険特約、長期生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約、介護・特定疾病定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付通減定期保険特約、5年ごと利差配当付長期生活保障特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約または5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約の更新。た

第1条 補足説明

*1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

だし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

- (3) 定期保険特約から生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約、逓減定期保険特約もしくは長期生活保障特約への変更または5年ごと利差配当付定期保険特約から5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約、5年ごと利差配当付逓減定期保険特約もしくは5年ごと利差配当付長期生活保障特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (4) 逓減定期保険特約から定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは長期生活保障特約への変更または5年ごと利差配当付逓減定期保険特約から5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは5年ごと利差配当付長期生活保障特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (5) 長期生活保障特約から定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは逓減定期保険特約への変更または5年ごと利差配当付長期生活保障特約から5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは5年ごと利差配当付逓減定期保険特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (6) 特定疾病保障定期保険特約から生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは特定疾病保障終身保険増額特約への変更または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約から5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険増額特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (7) 介護・特定疾病定期保険特約から生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは介護・特定疾病終身保険特約への変更または5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約から5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (8) 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約から5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約または5年ごと利差配当付終身保険増額特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (9) 保険契約の契約成立日後の定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約、連生終身保険増額特約、特定疾病保障終身保険増額特約、逓減定期保険特約、長期生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約、介護・特定疾病定期保険特約、介護・特定疾病終身保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険増額特約、5年ごと利差配当付逓減定期保険特約、5年ごと利差配当付長期生活保障特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約、5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約または5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約の付加。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保期間経過後は取り扱いません。
- (10) 普通定期保険普通保険約款、特定疾病保障定期保険普通保険約款、長期生活保障保険普通保険約款、介護・特定疾病定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付長期生活保障保険普通保険約款、5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険普通保険約款、5年ごと利差配当付逓減定期保険

普通保険約款、5年ごと利差配当付新長期生活保障保険普通保険約款、5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険普通保険約款、5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）普通保険約款、定期保険特約、逓減定期保険特約、長期生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約、介護・特定疾病定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付逓減定期保険特約、5年ごと利差配当付長期生活保障特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約および5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約に定める他の保険契約への加入。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

- (11) 5年ごと利差配当付軽度介護定期保険普通保険約款に定める5年ごと利差配当付軽度介護終身保険（低解約返戻金型）への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱いません。
 - (12) 普通終身保険普通保険約款または5年ごと利差配当付普通終身保険普通保険約款に定める保険料をステップ払込方式で払い込む方式への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
 - (13) 延長保険、延長特定疾病保障保険、延長介護・特定疾病保険、払済保険、払済養老保険、払済終身保険、払済介護定期保険（名称の如何を問いません。）への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
 - (14) 保険期間または保険料払込期間の延長。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
 - (15) 年金支払期間の延長。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
 - (16) 介護保障移行特約または5年ごと利差配当付介護保障移行特約の付加。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
2. 本条の1. -(1)の場合、更新後契約または変更後契約には更新前契約または変更前契約に付加されていた保険金の削減支払の条件は適用されません。また、保険期間満了の時までに特定高度障害状態についての不担保期間が満了しているときは、更新後契約または変更後契約には更新前契約または変更前契約に付加されていた特定高度障害状態についての不担保の条件は適用されず、不担保期間が満了していないときは、更新後契約または変更後契約には更新前契約または変更前契約に付加されていた特定高度障害状態についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。
3. 本条の1. -(2)から(8)および(10)の場合、本条の2. の規定を準用します。

第4条 この特約を付加した保険契約の失効・復活

1. この特約を付加した保険契約が効力を失ったときは、失効後2年以内に限り復活の申込みができます。
2. 会社が保険契約の復活を承諾したときは、この特約は、契約成立日にさかのぼって適用されます。

第5条 この特約を付加した保険契約の減額

この特約を付加した保険契約の保険金額が減額されたときは、その減額後2年以内に限り、会社は、第4条（この特約を付加した保険契約の失効・復活）に準じて、保険契約の復旧を取り扱います。

第6条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回年金の削減期間」と読み替えます。

第7条 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と、「介護保険金」とあるのをすべて「第1回介護年金」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回年金の削減期間」と読み替えます。

第8条 長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回特約年金の削減」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回特約年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回特約年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「特約年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回特約年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回特約年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回特約年金の削減期間」と読み替えます。

第9条 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回特約年金の削減」と、「介護保険金」とあるのをすべて「第1回特約介護年金」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回特約年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回特約年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「特約高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回特約年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回特約年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回特約年金の削減期間」と読み替えます。

第10条 指定契約にこの特約を付加する場合の特則

保険契約指定特約に定める指定契約にこの特約を付加するときは、保険契約者は、保険契約指定特約に定める被指定契約の第2保険期間が開始する場合の無選択限度額に加える保険金額としてその指定契約を指定することはできません。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保（被指定契約に特定高度障害状態についての不担保の条件が付加されている場合に限ります。）のときは、保険契約者は、その指定契約を指定することができます。

第11条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回年金の削減期間」と読み替えます。

第12条 5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険契約または5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）契約に付加する場合の特則

1. この特約を5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険契約または5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と、「介護保険金もしくは特定疾病保険金」とあるのを「第1回特定生活障害年金」と、「介護保険金の支払事由」とあるのを「第1回特定生活障害年金の支払事由」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回年金の削減期間」と読み替えます。

第13条 無配当普通定期保険（低解約返戻金型）契約、5年ごと利差配当付普通
終身保険（低解約返戻金型）契約または5年ごと利差配当付7大疾病終
身保険（低解約返戻金型）契約に付加する場合の特則

低解約返戻金期間中、割増保険料については、返戻金の払戻しはありません。

特

約

特別
条件
特約

別表 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ベスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

保険契約転換特約目次

1 用語の意義について	6 特則について
第1条 用語の意義……………1082	第8条 転換後契約の特別取扱いの特則……………1084
2 特約の適用について	第9条 転換後契約が利率変動積立型終身保険契約 等の場合の特則……………1084
第2条 特約の適用……………1082	第10条 転換時の貸付特則……………1085
3 被転換契約の転換価格および転換後契約の構成について	第11条 被転換契約に指定代理請求特約または指定 代理請求特約（2016）が付加されている 場合の特則……………1086
第3条 被転換契約の転換価格……………1082	第12条 被転換契約に指定代理請求特約または指定 代理請求特約（2016）が付加されてい ない場合の特則……………1086
第4条 転換後契約の構成……………1082	第13条 被転換契約が5年ごと利差配当付普通終身 保険（低解約返戻金型）契約または5年ご と利差配当付7大疾病終身保険（低解約返 戻金型）契約の場合の特則……………1086
4 転換日および被転換契約の取扱いについて	第14条 被転換契約に保険契約者代理特約が付加さ れている場合の特則……………1087
第5条 転換日……………1083	第15条 被転換契約に保険契約者代理特約が付加さ れていない場合の特則……………1087
第6条 被転換契約の取扱い……………1083	
5 転換後契約の特別取扱いについて	
第7条 転換後契約の特別取扱い……………1083	

保険契約転換特約

(実施 1976.9.27 / 改正 2021.4.2)

1 用語の意義について

第1条 用語の意義

この特約において使用する用語は、次に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 被転換契約	すでに締結されている会社の定める要件を満たした保険契約（付加特約を含みます。）をいいます。
(2) 転換後契約	転換の取扱いにより新たに締結する保険契約（付加特約を含みます。）をいいます。
(3) 保険料払込部分	転換後契約のうち、保険契約者から払い込まれる保険料に対応する部分をいいます。
(4) 転換部分	転換後契約のうち、保険料の払込みを必要としない部分をいいます。

2 特約の適用について

第2条 特約の適用

この特約は、被保険者の同意を得て、被転換契約について転換の取扱いをする場合に適用します。

3 被転換契約の転換価格および転換後契約の構成について

第3条 被転換契約の転換価格

1. 会社は、転換時に、本条の2. に規定する被転換契約の転換価格のうち、「(1) および「(2)を一時払保険料に振り替えて算出して得た金額」を転換部分の責任準備金に充当します。
2. 被転換契約の転換価格は、次の(1)および(2)の合計額とします。ただし、被転換契約において保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われているときは、その元利合計額を(2)から差し引き、差し引けない金額があれば、それを(1)から差し引きます。

- | |
|---|
| (1) 被転換契約の転換時の責任準備金の額 |
| (2) 次の金額の合計額 |
| ① 転換時までの経過期間に応じて計算した被転換契約の社員配当金相当額 |
| ② 被転換契約において積み立てられた社員配当金またはすえ置かれた社員配当金があるときは、その元利合計額 |
| ③ 被転換契約において保険料の前納または予納が行われているときは、その残金の元利合計額 |
| ④ 被転換契約においてすえ置かれた生存給付金、教育資金、進学資金、特約保険金、特約生存給付金、健康支援給付金、無事故給付金、健康祝金、生存祝金または積立金があるときは、その元利合計額 |
| ⑤ 被転換契約において保険料の未経過分に相当する返還金があるときは、その金額 |

第4条 転換後契約の構成

1. 転換後契約は保険料払込部分および転換部分により構成されます。
2. 転換後契約の保険料払込部分と転換部分の保険種類は同一とします。

4 転換日および被転換契約の取扱いについて

第5条 転換日

転換日は、転換後契約の契約成立日とします。

第6条 被転換契約の取扱い

被転換契約は、転換後契約の契約成立時に消滅したものととして取り扱います。

5 転換後契約の特別取扱いについて

第7条 転換後契約の特別取扱い

1. 転換後契約について、次の(1)から(4)のいずれかの事由が生じた場合で、保険契約者から請求があったときは、転換は行われず、被転換契約は消滅しなかったものとして取り扱います。ただし、(2)から(4)にあつては、転換後契約の死亡保険金額*1が被転換契約の死亡保険金額*1を超える場合に限り、本条の取扱いを行います。
 - (1) 転換後契約が無効のとき。ただし、普通保険約款に定める保険契約者もしくは被保険者の詐欺による取消しの場合または保険契約者の不法取得目的による無効の場合を除きます。
 - (2) 転換後契約の締結の際の告知義務違反により、転換後契約またはそのうちの付加特約のみが解除されるとき
 - (3) 被保険者が、転換後契約の保険金等*2の支払事由または保険料の払込免除事由に規定する状態に該当したが、転換後契約の責任開始の時前の原因によるため、転換後契約による保険金等*2の支払いまたは保険料の払込免除が行われなとき
 - (4) 被保険者が、転換後契約の自殺免責期間*3中に自殺したため、転換後契約の死亡保険金*4が支払われないとき
次の①および②の場合には、それぞれ次のとおり取り扱います。なお、被転換契約については、被転換契約への転換が行われなかったものとする取扱いはありません。
 - ① 被保険者が、保険期間満了前の被転換契約*5の自殺免責期間*3経過後に自殺した場合で、被転換契約の普通保険約款の規定（付加特約の規定を含みます。以下同じ。）により被転換契約の死亡保険金*4が支払われることとなるとき
被転換契約の死亡保険金*4を支払います。
 - ② 被保険者が、被転換契約の自殺免責期間*3中に自殺した場合で、被転換契約を転換後契約とする保険期間満了前の被転換契約等*6があり、その普通保険約款の規定により被転換契約の被転換契約等*6の死亡保険金*4が支払われることとなるとき
「被転換契約の死亡保険金*4の金額」および「被転換契約の被転換契約等*6の死亡保険金*4の金額」のうち、いずれか低い金額を被転換契約において支払います。
2. 本条の1. の取扱いを行うときは、会社は請求がなされた日までの、保険料、前納保険料、予納保険料、社員配当金、保険料の振替貸付金および保険契約者に対する貸付金を精算して払い戻すべき金額を保険契約者（死亡保険金等*7が支払われるときは、その受取人）に支払い、不足額があるときは保険契約者はその不足額を払い込むことを必要とします。ただし、被転換契約により死亡保険金等*7が支払われるときは、死亡保険金等*7から不足額を差し引きます。
3. 本条の1. により消滅しなかったものとして取り扱う被転換契約については、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。
 - (1) 被転換契約の保険金受取人*8と転換後契約の保険金受取人*8とが異なるときは、被転換契約の保険金受取人*8は転換後契約の保険金受取人*8に変更されたものとみなします。
 - (2) 転換後契約において保険契約者の権利義務の承継がなされたときは、被転換契約についても、同じ承継がなされたものとみなします。ただし、被転換契

第7条 補足説明

* 1 死亡保険金額

死亡給付金額、死亡年金額および未払いの年金現価を含みます。

* 2 保険金等

保険金・給付金・見舞金・年金をいいます。

* 3 自殺免責期間

被保険者が自殺した場合で、普通保険約款または付加特約の規定により免責事由に該当し、死亡保険金*4が支払われない期間をいいます。

* 4 死亡保険金

被保険者の死亡に対して支払われる保険金や給付金をいい、その名称の如何を問いません。

* 5 保険期間満了前の被転換契約

更新または変更可能な場合には、更新または変更後の保険契約を含みます。

* 6 被転換契約を転換後契約とする保険期間満了前の被転換契約等

「被転換契約を転換後契約とする保険期間満了前の被転換契約」または「被転換契約を転換後契約とする保険期間満了前の保険契約一部転換特約に定める被転換部分」をいい（被転換契約について復活があった場合を除きます。）、更新または変更可能な場合には、更新または変更後の保険契約を含みます。本条において「被転換契約の被転換契約等」といいます。

* 7 死亡保険金等

約の普通保険約款で保険契約者の範囲が限定されているときは、その範囲内で承継された場合に限ります。

4. 転換後契約が次の(1)から(7)のいずれかに該当するときは、本条の1. から3. による取扱いはいりません。
- (1) 本条の1. -(1)から(4)のいずれかに該当したが、会社の指定する日までに保険契約者が本条の1. による請求をしなかったとき
 - (2) 保険金等*2の金額の変更または払済保険、払済養老保険、払済終身保険、払済7大疾病終身保険、払済年金保険もしくは延長保険への変更等、保険種類の変更が行われたとき
 - (3) すでに保険金、給付金、年金、見舞金または祝金が支払われたとき
 - (4) 保険料の払込みが免除されているとき
 - (5) 被転換契約が生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約の場合で、転換と同時に被保険者の変更が行われたとき
 - (6) 転換後契約が生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約の場合で、転換後に被保険者の変更が行われたとき
 - (7) 転換後契約の復活が行われたとき

6 特則について

第8条 転換後契約の特別取扱いの特則

転換後契約の死亡保険金額*1が被転換契約の死亡保険金額*1と同額以下の場合で、転換後契約について、次の(1)から(3)のいずれかの事由が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 転換後契約の締結の際の告知義務違反により、転換後契約またはそのうちの付加特約のみが解除に相当するとき
転換後契約の締結の際の告知義務違反による解除の取扱いをいたしません。ただし、転換後契約の保険金等*2の金額が、被転換契約の同種の保険金等*2の金額を超えるときは、会社は、その超える部分を解除することができます。
- (2) 被保険者が、転換後契約の保険金等*2の支払事由または保険料の払込免除事由に規定する状態に該当したが、転換後契約の責任開始の時前の原因によるため、転換後契約による保険金等*2の支払いまたは保険料の払込免除が行われないこととなるとき
保険契約者から請求があったときは、その原因は転換後契約の責任開始の時以後に生じたものとみなします。ただし、転換後契約の保険金等*2の金額が、被転換契約の同種の保険金等*2の金額を超えるときは、会社は、その超える部分を支払いません。
- (3) 被保険者が、転換後契約の自殺免責期間*3中に自殺したため、転換後契約の死亡保険金*4が支払われないこととなるとき
次の①または②の場合には、それぞれ次のとおり取り扱います。
 - ① 被保険者が、保険期間満了前の被転換契約*5の自殺免責期間*3経過後に自殺したとき
転換後契約の普通保険約款の規定にかかわらず、転換後契約の死亡保険金*4を支払います。
 - ② 被保険者が、被転換契約の自殺免責期間*3中に自殺したとき
ア. 転換後契約の死亡保険金*4は支払いません。
イ. 被転換契約を転換後契約とする保険期間満了前の被転換契約等*6があるときは、ア. の規定は適用せず、「転換後契約の死亡保険金*4の金額」および「被転換契約の被転換契約等*6の死亡保険金*4の金額」のうち、いずれか低い金額を、転換後契約の普通保険約款の規定にかかわらず、転換後契約において支払います。

第9条 転換後契約が利率変動積立型終身保険契約等の場合の特則

転換後契約が利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の場合には、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（被転換契約の転換価格）を次のとおり読み替えます。
第3条（被転換契約の転換価格）
 1. 会社は、転換時に、本条の2. に規定する被転換契約の転換価格を

次の(1)から(19)をいいます。

- (1) 死亡保険金
- (2) 高度障害保険金
- (3) 介護保険金
- (4) 特定疾病保険金
- (5) 災害死亡保険金
- (6) 災害高度障害保険金
- (7) 死亡給付金
- (8) 災害死亡給付金
- (9) 高度障害給付金
- (10) 死亡見舞金
- (11) 高度障害見舞金
- (12) 死亡年金
- (13) 高度障害年金
- (14) 介護年金
- (15) 育英年金
- (16) 特定生活障害年金
- (17) 特約年金
- (18) 一時金
- (19) 7大疾病保険金

* 8 保険金受取人

給付金受取人および年金受取人を含みます。

第8条 補足説明

* 1 死亡保険金額

死亡給付金額、死亡年金額および未払いの年金現価を含みます。

* 2 保険金等

保険金・給付金・見舞金・年金をいいます。

* 3 自殺免責期間

被保険者が自殺した場合で、普通保険約款または付加特約の規定により免責事由に該当し、死亡保険金*4が支払われない期間をいいます。

* 4 死亡保険金

被保険者の死亡に対して支払われる保険金や給付金をいい、その名称の如何を問いません。

* 5 保険期間満了前の被転換契約

更新または変更可能な場合には、更新または変更後の保険契約を含みます。

* 6 被転換契約を転換後契約とする保険期間満了前の被転換契約等

「被転換契約を転換後契約とする保険期間満了前の被転換契約」または「被転換契約を転換

転換後契約の積立金に充当します。

2. 被転換契約の転換価格は、次の(1)および(2)の合計額とします。ただし、被転換契約において保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われているときは、その元利合計額を(2)から差し引き、差し引けない金額があれば、それを(1)から差し引きます。

- (1) 被転換契約の転換時の責任準備金の額
- (2) 次の金額の合計額
 - ① 転換時までの経過期間に応じて計算した被転換契約の社員配当金相当額
 - ② 被転換契約において積み立てられた社員配当金またはすえ置かれた社員配当金があるときは、その元利合計額
 - ③ 被転換契約において保険料の前納または予納が行われているときは、その残金の元利合計額
 - ④ 被転換契約においてすえ置かれた生存給付金、教育資金、進学資金、特約保険金、特約生存給付金、健康支援給付金、無事故給付金、健康祝金、生存祝金または積立金があるときは、その元利合計額
 - ⑤ 被転換契約において社員配当金特殊支払特則による買増保険の返戻金額があるときは、その金額
 - ⑥ 被転換契約において保険料の未経過分に相当する返還金があるときは、その金額

- (2) 転換後契約の締結の際に、指定契約*1を同時に締結するときは、次の①および②のとおり取り扱います。

- ① 第7条（転換後契約の特別取扱い）または第8条（転換後契約の特別取扱いの特則）の適用については、転換後契約と指定契約*1をあわせて取り扱います。
- ② 指定契約*1が無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約の場合で、被転換契約が成人病入院特約(06)（会社の定める同種の特約を含みます。）が付加されている保険契約のときは、指定契約*1の給付金の額のうち、被転換契約において指定契約*1と同種の給付金の額を超えない部分については、会社は、次のア、およびイ、のとおり取り扱うことができます。ただし、指定契約*1について保険契約の復活があったときは、この取扱いを行いません。
 - ア. 指定契約*1の保険期間開始の日からその日を含めて90日の間にがんと診断確定された場合でも、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した後にがんと診断確定されたものとみなして取り扱います。
 - イ. 指定契約*1の保険期間開始の前日にがんと診断確定されていた場合でも、指定契約*1の「がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効の取扱い」は行いません。また、指定契約*1の給付金の支払いにおいて、がん給付の責任開始の時前にがんと診断確定されていないことおよびがん給付の責任開始の時以後に診断確定されたがんであることを必要としません。

第10条 転換時の貸付特則

1. 保険契約者は、転換の申出の際に、会社の取扱いの範囲内で、転換後契約の第1回保険料*1を払い込むため、被転換契約の責任準備金等の額を限度として、転換後契約の第1回保険料*1と同額の貸付を受ける取扱いを申し出ることができます。
2. 本条の1.の申出後、転換後契約の第1回保険料*1が増額され、その額が被転換契約の責任準備金等の額以上となるときは、会社は、本条の取扱いを行いません。
3. 本条の1.の場合、保険契約者が転換後契約の申込みをした時または会社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時に転換後契約の第1回保険料*1の払込みがあったものとみなします。
4. 本条の取扱いによる貸付金の利息はありません。
5. 会社は、本条の取扱いによる貸付時に、転換後契約の転換部分の責任準備金または転換後契約の積立金となるべき金額から本条の取扱いによる貸付金を差し引きます。

後契約とする保険期間満了前の保険契約一部転換特約に定める被転換部分」をいい（被転換契約について復活があった場合を除きます。）、更新または変更可能な場合には、更新または変更後の保険契約を含みます。本条において「被転換契約の被転換契約等」といいます。

第9条 補足説明

*1 指定契約

転換後契約を保険契約指定特約に定める被指定契約とし、かつ、被保険者が転換後契約の被保険者と同一である保険契約（付加特約を含みます。）をいいます。

第10条 補足説明

*1 第1回保険料

第1回保険料相当額を含みます。

6. 本条の取扱いにより払い込まれた転換後契約の第1回保険料*¹については、保険料領収証を発行しません。
7. 本条による取扱いを行うときは、次の(1)から(3)のとおり読み替えます。
- (1) 第3条（被転換契約の転換価格）の2. のただし書きを次のとおり読み替えます。
- ただし、被転換契約において保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われているときは、その元利合計額（第10条（転換時の貸付特則）の1. による貸付金額を含みます。）を(2)から差し引き、差し引けない金額があれば、それを(1)から差し引きます。
- (2) 第7条（転換後契約の特別取扱い）の2. を次のとおり読み替えます。
2. 本条の1. の取扱いを行うときは、第10条（転換時の貸付特則）の1. による転換後契約の第1回保険料*¹と同額の貸付を受ける取扱いは行われなかったものとし、会社は請求がなされた日までの、保険料、前納保険料、予納保険料、社員配当金、保険料の振替貸付金および保険契約者に対する貸付金を精算して払い戻すべき金額を保険契約者（死亡保険金等*²が支払われるときは、その受取人）に支払い、不足額があるときは保険契約者はその不足額を払い込むことを必要とします。ただし、被転換契約により死亡保険金等*²が支払われるときは、死亡保険金等*²から不足額を差し引きます。
- (3) 第9条（転換後契約が利率変動積立型終身保険契約等の場合の特則）の(1)中、第3条（被転換契約の転換価格）の2. のただし書きを次のとおり読み替えます。
- ただし、被転換契約において保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われているときは、その元利合計額（第10条（転換時の貸付特則）の1. による貸付金額を含みます。）を(2)から差し引き、差し引けない金額があれば、それを(1)から差し引きます。

第10条 補足説明

* 2 死亡保険金等

次の(1)から(19)をいいます。

- (1) 死亡保険金
- (2) 高度障害保険金
- (3) 介護保険金
- (4) 特定疾病保険金
- (5) 災害死亡保険金
- (6) 災害高度障害保険金
- (7) 死亡給付金
- (8) 災害死亡給付金
- (9) 高度障害給付金
- (10) 死亡見舞金
- (11) 高度障害見舞金
- (12) 死亡年金
- (13) 高度障害年金
- (14) 介護年金
- (15) 育英年金
- (16) 特定生活障害年金
- (17) 特約年金
- (18) 一時金
- (19) 7大疾病保険金

第11条 被転換契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されている場合の特則

被転換契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されている場合で、第7条（転換後契約の特別取扱い）の1. により消滅しなかったものとして取り扱う被転換契約には、指定代理請求特約（2016）が付加されます。この場合、被転換契約の指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）による指定代理請求人は、転換後契約の指定代理請求特約（2016）による指定代理請求人と同一人に変更されます。なお、被転換契約の指定代理請求特約は消滅します。また、転換後契約に指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、被転換契約の指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）は消滅します。

第12条 被転換契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

第7条（転換後契約の特別取扱い）の1. により消滅しなかったものとして取り扱う被転換契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合で、転換後契約に指定代理請求特約（2016）が付加されているときは、被転換契約に指定代理請求特約（2016）が付加されます。この場合、指定代理請求人は転換後契約の指定代理請求特約（2016）による指定代理請求人と同一人が指定されます。ただし、被転換契約に普通保険約款または付加特約による指定代理請求人が指定されている場合で、転換後契約に指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、被転換契約の指定代理請求人の指定は消滅します。

第13条 被転換契約が5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約または5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約の場合の特則

被転換契約が5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約または5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約の場合には、第3条（被転換契約の転換価格）の2. 一(1)を次のとおり読み替えます。

- (1) 被転換契約の転換時の返戻金の額（付加特約については、責任準備金の額）

第14条 被転換契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則

被転換契約に保険契約者代理特約が付加されている場合で、第7条（転換後契約の特別取扱い）の1.により消滅しなかったものとして取り扱う被転換契約の保険契約者代理特約による保険契約者代理人と、転換後特約の保険契約者代理特約による保険契約者代理人が異なるときは、被転換契約の保険契約者代理特約による保険契約者代理人は、転換後契約の保険契約者代理特約による保険契約者代理人と同一人に変更されます。ただし、転換後契約に保険契約者代理特約が付加されていないときは、被転換契約の保険契約者代理特約は消滅します。

第15条 被転換契約に保険契約者代理特約が付加されていない場合の特則

第7条（転換後契約の特別取扱い）の1.により消滅しなかったものとして取り扱う被転換契約に保険契約者代理特約が付加されていない場合で、転換後契約に保険契約者代理特約が付加されているときは、被転換契約に保険契約者代理特約が付加されます。この場合、保険契約者代理人は転換後契約の保険契約者代理特約による保険契約者代理人と同一人が指定されます。

保険契約一部転換特約目次

1 用語の意義について	8 特則について
第1条 用語の意義……………1089	第10条 転換後契約が利率変動積立型終身保険契約 等の特則……………1091
2 特約の適用について	第11条 転換時の貸付特則……………1092
第2条 特約の適用……………1089	第12条 対象契約が個人年金保険料税制適格特約 (60)が付加された個人年金保険契約等の場 合の特則……………1093
3 存続部分の構成について	第13条 対象契約が個人年金保険料税制適格特約 (59)が付加された個人年金保険契約の場合 の特則……………1093
第3条 存続部分の構成……………1089	第14条 存続部分の生存給付金の支払いに関する特則……………1093
4 被転換部分の構成について	第15条 対象契約が5年ごと利差配当付普通終身保 険（低解約返戻金型）契約または5年ごと 利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻 金型）契約の場合の特則……………1093
第4条 被転換部分の構成……………1090	第16条 入院給付金等のある特約を存続部分とする 特則（入院関係特約存続特則）……………1094
5 被転換部分の転換価格および転換後契約の構成について	
第5条 被転換部分の転換価格……………1090	
第6条 転換後契約の構成……………1090	
6 転換日および被転換部分の取扱いについて	
第7条 転換日……………1090	
第8条 被転換部分の取扱い……………1090	
7 転換後契約の特別取扱いについて	
第9条 転換後契約の特別取扱い……………1090	

保険契約一部転換特約

(実施 2005.9.2 / 改正 2015.4.2)

1 用語の意義について

第1条 用語の意義

この特約において使用する用語は、次に定めるとおりとします。

用 語	意 義
(1) 対象契約	すでに締結されている会社の定める要件を満たした保険契約（付加特約を含みます。）をいいます。
(2) 存続部分	対象契約のうち、転換の取扱いを行わない部分の保険契約（付加特約を含みます。）をいいます。
(3) 被転換部分	対象契約のうち、転換の取扱いを行う部分の保険契約（付加特約を含みます。）をいいます。
(4) 転換後契約	転換の取扱いにより新たに締結する保険契約（付加特約を含みます。）をいいます。
(5) 保険料払込部分	転換後契約のうち、保険契約者から払い込まれる保険料に対応する部分をいいます。
(6) 転換部分	転換後契約のうち、保険料の払込みを必要としない部分をいいます。

特

約

保険契約一部転換特約

2 特約の適用について

第2条 特約の適用

この特約は、被保険者の同意を得て、被転換部分について転換の取扱いをする場合に適用します。

3 存続部分の構成について

第3条 存続部分の構成

1. 存続部分は、次の(1)から(4)の部分により構成されます。

- (1) 対象契約の主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）のうち、会社の取扱いの範囲内で、保険契約者が指定した保険金額等（以下「指定保険金額」といいます。）に対応する保険契約
- (2) 対象契約の主契約に付加された特約のうち、対象契約の主契約と同種の特約で、対象契約の主契約の保険金額等に対する指定保険金額の割合に対応する各特約
- (3) 対象契約の主契約に付加された特約のうち、(2)に定める特約を除き、被保険者の普通死亡または災害死亡を支払事由とする各特約
- (4) 対象契約に付加された特約のうち、会社が定める保険料の払込方法（経路）等に関する各特約

2. 対象契約が転換後契約の場合には、対象契約における保険料払込部分および転換部分の割合と存続部分における保険料払込部分および転換部分の割合は同一とします。
3. 会社は、存続部分の構成に基づいて、将来に向かって存続部分の保険料を定めます。
4. 存続部分には、対象契約の普通保険約款および特約のうち対応する普通保険約款および特約が適用されます。

4 被転換部分の構成について

第4条 被転換部分の構成

被転換部分は、次の(1)および(2)の部分により構成されます。

- (1) 対象契約の主契約のうち、存続部分を構成しない保険契約
- (2) 対象契約の主契約に付加された特約のうち、存続部分を構成しない各特約*1

5 被転換部分の転換価格および転換後契約の構成について

第5条 被転換部分の転換価格

1. 会社は、転換時に、本条の2. に規定する被転換部分の転換価格のうち、「(1) および「(2)を一時払保険料に振り替えて算出して得た金額」を転換部分の責任準備金に充当します。
2. 被転換部分の転換価格は、次の(1)および(2)の合計額とします。ただし、被転換部分において保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われているときは、その元利合計額を(2)から差し引き、差し引けない金額があれば、それを(1)から差し引きます。

- (1) 被転換部分の転換時の責任準備金の額
- (2) 次の金額の合計額
 - ① 転換時までの経過期間に応じて計算した被転換部分の社員配当金相当額
 - ② 対象契約において積み立てられた社員配当金またはすえ置かれた社員配当金があるときは、その元利合計額
 - ③ 対象契約において保険料の前納または予納が行われているときは、その残金の元利合計額（存続部分の保険料の前納または予納に必要とする金額を除きます。）
 - ④ 対象契約においてすえ置かれた生存給付金、教育資金、進学資金、特約保険金、特約生存給付金、健康支援給付金、生存祝金または積立金があるときは、その元利合計額
 - ⑤ 被転換部分において保険料の未経過分に相当する返還金があるときは、その金額

第6条 転換後契約の構成

1. 転換後契約は保険料払込部分および転換部分により構成されます。
2. 転換後契約の保険料払込部分と転換部分の保険種類は同一とします。

6 転換日および被転換部分の取扱いについて

第7条 転換日

転換日は、転換後契約の契約成立日とします。

第8条 被転換部分の取扱い

被転換部分は、転換後契約の契約成立時に消滅したものと取り扱います。

7 転換後契約の特別取扱いについて

第9条 転換後契約の特別取扱い

1. 転換後契約について、次の(1)から(4)のいずれかの事由が生じた場合で、保険契約者から請求があったときは、次のとおり取り扱います。

第4条 補足説明

* 1 存続部分を構成しない各特約

存続部分を構成しない主契約と同種の各特約または入院給付金、手術給付金、入院初期給付金、通院給付金、特定損傷給付金、重度疾病給付金もしくは健康支援給付金のある各特約をいいます。

- (1) 転換後契約が無効に相当するとき。ただし、普通保険約款に定める保険契約者もしくは被保険者の詐欺による取消しの場合または保険契約者の不法取得目的による無効の場合を除きます。
転換後契約を会社の定める内容に変更します。ただし、転換後契約の保険金等*1の金額が、被転換部分の同種の保険金等*1の金額を超えるときは、会社は、その超える部分を無効とします。
 - (2) 転換後契約の締結の際の告知義務違反により、転換後契約またはそのうちの付加特約のみが解除に相当するとき
転換後契約の締結の際の告知義務違反による解除の取扱いを行いません。ただし、転換後契約の保険金等*1の金額が、被転換部分の同種の保険金等*1の金額を超えるときは、会社は、その超える部分を解除することができます。
 - (3) 被保険者が、転換後契約の保険金等*1の支払事由または保険料の払込免除事由に規定する状態に該当したが、転換後契約の責任開始の時前の原因によるため、転換後契約による保険金等*1の支払いまたは保険料の払込免除が行われないこととなるとき
その原因は転換後契約の責任開始の時以後に生じたものとみなします。ただし、転換後契約の保険金等*1の金額が、被転換部分の同種の保険金等*1の金額を超えるときは、会社は、その超える部分を支払いません。また、転換後契約の保険金等*1の金額のうち被転換部分の同種の保険金等*1の金額と同額以下の部分について保険料の払込みを免除し、その超える部分を無効とします。
 - (4) 被保険者が、転換後契約の自殺免責期間*2中に自殺したため、転換後契約の死亡保険金*3が支払われないこととなるとき
次の①または②の場合には、それぞれ次のとおり取り扱います。
 - ① 被保険者が、保険期間満了前の被転換部分*4の自殺免責期間*2経過後に自殺したとき
転換後契約の普通保険約款の規定にかかわらず、転換後契約の死亡保険金*3を支払います。ただし、転換後契約の死亡保険金*3の金額が、被転換部分の死亡保険金*3の金額を超えるときは、会社は、その超える部分を支払いません。
 - ② 被保険者が、被転換部分の自殺免責期間*2中に自殺したとき
ア. 転換後契約の死亡保険金*3は支払いません。
イ. 対象契約を転換後契約とする保険期間満了前の被転換契約*5があるときは、ア.の規定は適用せず、「転換後契約の死亡保険金*3の金額」、「被転換部分の死亡保険金*3の金額」および「被転換部分に対応する対象契約の被転換契約*5の死亡保険金*3の金額」のうち、いずれか低い金額を、転換後契約の普通保険約款の規定にかかわらず、転換後契約において支払います。
2. 転換後契約が本条の1. -(1)から(4)のいずれかに該当したが、会社の指定する日までに保険契約者が本条の1. による請求をしなかったときは、本条の1. による取扱いは行いません。

8 特則について

第10条 転換後契約が利率変動積立型終身保険契約等の場合の特則

転換後契約が利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の場合には、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 第5条（被転換部分の転換価格）を次のとおり読み替えます。
第5条（被転換部分の転換価格）
 1. 会社は、転換時に、本条の2. に規定する被転換部分の転換価格を転換後契約の積立金に充当します。
 2. 被転換部分の転換価格は、次の(1)および(2)の合計額とします。ただし、被転換部分において保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われているときは、その元利合計額を(2)から差し引き、差し引けない金額があれば、それを(1)から差し引きます。

第9条 補足説明

* 1 保険金等

保険金・給付金・見舞金・年金をいいます。

* 2 自殺免責期間

被保険者が自殺した場合で、普通保険約款または付加特約の規定により免責事由に該当し、死亡保険金*3が支払われない期間をいいます。

* 3 死亡保険金

被保険者の死亡に対して支払われる保険金や給付金をいい、その名称の如何を問いません。

* 4 保険期間満了前の被転換部分

更新または変更可能な場合には、更新または変更後の保険契約を含みます。

* 5 対象契約を転換後契約とする保険期間満了前の被転換契約

被転換部分を含む対象契約を転換後契約とする保険期間満了前の保険契約転換特約に定める被転換契約をいい（対象契約について復活があった場合を除きます。）、更新または変更可能な場合には、更新または変更後の保険契約を含みます。本条において「対象契約の被転換契約」といいます。

- (1) 被転換部分の転換時の責任準備金の額
- (2) 次の金額の合計額
 - ① 転換時までの経過期間に応じて計算した被転換部分の社員配当金相当額
 - ② 対象契約において積み立てられた社員配当金またはすえ置かれた社員配当金があるときは、その元利合計額
 - ③ 対象契約において保険料の前納または予納が行われているときは、その残金の元利合計額（存続部分の保険料の前納または予納に必要とする金額を除きます。）
 - ④ 対象契約においてすえ置かれた生存給付金、教育資金、進学資金、特約保険金、特約生存給付金、健康支援給付金、生存祝金または積立金があるときは、その元利合計額
 - ⑤ 対象契約において社員配当金特殊支払特則による買増保険の返戻金額があるときは、その返戻金額のうち被転換部分に対応する返戻金額として計算した金額
 - ⑥ 被転換部分において保険料の未経過分に相当する返還金があるときは、その金額

- (2) 転換後契約の締結の際に、指定契約*1を同時に締結するときは、次の①および②のとおり取り扱います。
 - ① 第9条（転換後契約の特別取扱い）の適用については、転換後契約と指定契約*1をあわせて取り扱い、会社の取扱いの範囲内で、各指定契約*1の保険金等*2の金額のそれぞれの割合に応じて、無効とし、解除しまたは支払いません。
 - ② 指定契約*1が無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約の場合で、被転換部分が成人病入院特約(06)（会社の定める同種の特約を含みます。）が付加されている保険契約のときは、指定契約*1の給付金の額のうち、被転換部分において指定契約*1と同種の給付金の額を超えない部分については、会社は、次のア、およびイ、のとおり取り扱うことができます。ただし、指定契約*1について保険契約の復活があったときは、この取扱いを行いません。
 - ア. 指定契約*1の保険期間開始の日からその日を含めて90日の間にがんと診断確定された場合でも、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した後にがんと診断確定されたものとみなして取り扱います。
 - イ. 指定契約*1の保険期間開始の前日にがんと診断確定されていた場合でも、指定契約*1の「がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効の取扱い」は行いません。また、指定契約*1の給付金の支払いにおいて、がん給付の責任開始の時前にがんと診断確定されていないことおよびがん給付の責任開始の時以後に診断確定されたがんであることを必要としません。

第11条 転換時の貸付特則

1. 保険契約者は、転換の申出の際に、会社の取扱いの範囲内で、転換後契約の第1回保険料*1を払い込むため、被転換部分の責任準備金等の額を限度として、転換後契約の第1回保険料*1と同額の貸付を受ける取扱いを申し出ることができます。
2. 本条の1.の申出後、転換後契約の第1回保険料*1が増額され、その額が被転換部分の責任準備金等の額以上となるときは、会社は、本条の取扱いを行いません。
3. 本条の1.の場合、保険契約者が転換後契約の申込みをした時または会社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時に転換後契約の第1回保険料*1の払込みがあったものとみなします。
4. 本条の取扱いによる貸付金の利息はありません。
5. 会社は、本条の取扱いによる貸付時に、転換後契約の転換部分の責任準備金または転換後契約の積立金となるべき金額から本条の取扱いによる貸付金を差し引きます。
6. 本条の取扱いにより払い込まれた転換後契約の第1回保険料*1については、保険料領収証を発行しません。
7. 本条による取扱いを行うときは、次の(1)および(2)のとおり読み替えます。

第10条 補足説明

* 1 指定契約

転換後契約を保険契約指定特約に定める被指定契約とし、かつ、被保険者が転換後契約の被保険者と同一である保険契約（付加特約を含みます。）をいいます。

* 2 保険金等

保険金・給付金・見舞金・年金をいいます。

第11条 補足説明

* 1 第1回保険料

第1回保険料相当額を含みます。

- (1) 第5条（被転換部分の転換価格）の2. のただし書きを次のとおり読み替えます。
ただし、被転換部分において保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われているときは、その元利合計額（第11条（転換時の貸付特則）の1. による貸付金額を含みます。）を(2)から差し引き、差し引けない金額があれば、それを(1)から差し引きます。
- (2) 第10条（転換後契約が利率変動積立型終身保険契約等の場合の特則）の(1)中、第5条（被転換部分の転換価格）の2. のただし書きを次のとおり読み替えます。
ただし、被転換部分において保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われているときは、その元利合計額（第11条（転換時の貸付特則）の1. による貸付金額を含みます。）を(2)から差し引き、差し引けない金額があれば、それを(1)から差し引きます。

第12条 対象契約が個人年金保険料税制適格特約(60)が付加された個人年金保険契約等の場合の特則

1. 対象契約が個人年金保険料税制適格特約(60)が付加された個人年金保険契約、新個人年金保険契約または5年ごと利差配当付個人年金保険（2015）契約の場合には、第5条（被転換部分の転換価格）および第10条（転換後契約が利率変動積立型終身保険契約の場合の特則）の(1)の規定にかかわらず、次の金額については、転換後契約に引き継ぎません。
- (1) 対象契約において積み立てられた社員配当金またはすえ置かれた社員配当金があるときは、その元利合計額

(2) 対象契約において保険料の前納または予納が行われているときは、その残金の元利合計額

(3) 対象契約においてすえ置かれた積立金があるときは、その元利合計額

(4) 被転換部分において保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われているときは、その元利合計額

(5) 被転換部分において保険料の未経過分に相当する返還金があるときは、その金額
2. 本条の1. -(4)の取扱いにより、存続部分において貸付元利金が返戻金額を超えることとなるときは、この特約による転換の取扱いを行いません。

第13条 対象契約が個人年金保険料税制適格特約(59)が付加された個人年金保険契約の場合の特則

対象契約が個人年金保険料税制適格特約(59)が付加された個人年金保険契約の場合には、第5条（被転換部分の転換価格）および第10条（転換後契約が利率変動積立型終身保険契約の場合の特則）の(1)の規定にかかわらず、対象契約において積み立てられた社員配当金またはすえ置かれた社員配当金の元利合計額については、転換後契約に引き継ぎません。

第14条 存続部分の生存給付金の支払いに関する特則

1. 転換後契約の申込みが行われた日から会社が承諾する日までの間に存続部分の生存給付金の支払日が到来するときは、会社の取扱いの範囲内で、転換後契約が成立した後に、存続部分の普通保険約款に定める方法でその生存給付金を支払います。
2. 本条の1. の規定は、教育資金、進学資金、特約生存給付金、健康支援給付金または社員配当金の支払いについて準用します。

第15条 対象契約が5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約または5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約の場合の特則

- 対象契約が5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約または5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約の場合には、第5条（被転換部分の転換価格）の2. -(1)を次のとおり読み替えます。
- (1) 被転換部分の転換時の返戻金の額（付加特約については、責任準備金の額）

第16条 入院給付金等のある特約を存続部分とする特則（入院関係特約
存続特則）

1. 保険契約者は、一部転換の申出の際に、会社の取扱いの範囲内で、対象契約の主契約に付加された特約のうち、入院給付金等のある各特約*1を存続部分とする取扱いを申し出ることができます。
2. 本条による取扱いを行うときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。
 - (1) 第3条（存続部分の構成）の1. を次のとおり読み替えます。
 1. 存続部分は、次の(1)から(5)の部分により構成されます。

- (1) 対象契約の主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）のうち、会社の取扱いの範囲内で、保険契約者が指定した保険金額等（以下「指定保険金額」といいます。）に対応する保険契約
- (2) 対象契約の主契約に付加された特約のうち、対象契約の主契約と同種の特約で、対象契約の主契約の保険金額等に対する指定保険金額の割合に対応する各特約
- (3) 対象契約の主契約に付加された特約のうち、(2)に定める特約を除き、被保険者の普通死亡または災害死亡を支払事由とする各特約
- (4) 対象契約の主契約に付加された特約のうち、入院関係特約*1
- (5) 対象契約に付加された特約のうち、会社が定める保険料の払込方法（経路）等に関する各特約

- (2) 第4条を次のとおり読み替えます。

第4条（被転換部分の構成）

被転換部分は、次の(1)および(2)の部分により構成されます。

- (1) 対象契約の主契約のうち、存続部分を構成しない保険契約
- (2) 対象契約の主契約に付加された特約のうち、存続部分を構成しない主契約と同種の各特約

第16条 補足説明

*** 1 入院給付金等のある各特約**

入院給付金、手術給付金、入院初期給付金、通院給付金、特定損傷給付金、重度疾病給付金または健康支援給付金のある各特約をいいます。本条において入院関係特約といいます。

保険契約指定特約目次

第1条	特約の付加および適用	1096	第10条	指定契約が無配当特定状態給付保険契約である場合の特則	1100
第2条	用語の意義	1096	第11条	複数の指定契約を同時に締結する場合または被指定契約と指定契約を同時に締結する場合の特則	1100
第3条	この特約による取扱い	1096	第12条	新たな指定契約を締結する際の指定代理請求特約（2016）の取扱いに関する特則	1101
第4条	この特約による取扱いを行わない場合	1098	第13条	新たな指定契約を締結する際の受取人の取扱いに関する特則	1101
第5条	指定契約の保険料額が増額となる場合の特則	1099	第14条	責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則	1101
第6条	被指定契約の第2保険期間が開始する場合の特則	1099	第15条	新たな指定契約を締結する際の保険契約者代理特約の取扱いに関する特則	1102
第7条	被指定契約の積立金からの払込みに関する特則	1099			
第8条	指定契約が更新または変更される場合の特則	1099			
第9条	被指定契約に積立金定期払出特約が付加された場合の特則	1099			

特

約

保険契約指定特約

保険契約指定特約

(実施 2001.4.2 / 改正 2023.4.1)

第1条 特約の付加および適用

- この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加します。
- この特約による取扱いを行うときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、主契約と保険契約者を同一とする利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約を指定することを必要とします。

第2条 用語の意義

この特約において使用する用語は、次に定めるとおりとします。

用 語	意 義
(1) 指定契約	この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）をいいます。
(2) 被指定契約	保険契約者により指定された、指定契約と保険契約者を同一とする利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

第3条 この特約による取扱い

第1条（特約の付加および適用）の2. に定める指定が行われたときは、指定契約について、次の(1)から(11)のとおり取り扱います。

- 指定契約の保険料は、普通保険約款の規定にかかわらず、被指定契約の積立金から払い込むことを必要とします。なお、被指定契約の積立金は、被指定契約の保険料として払い込まれた「指定契約に払い込むべき保険料」を含みます。
- (1)の保険料が払い込まれる場合には、次の時をもって保険料の払込みがあったものとみなします。

- 被指定契約の締結の際に指定契約を締結する場合の指定契約の第1回保険料*1は、被指定契約の第1回保険料*1を会社が受け取った時
- 被指定契約の締結後に指定契約を締結する場合の指定契約の第1回保険料*1は、その指定契約の締結の際に、被指定契約の不定期払保険料を会社が受け取った時
- 指定契約の第2回以後の保険料は、指定契約の払込期月の末日
- 普通保険約款の失効取消の規定における指定契約の延滞保険料*2は、その指定契約に払い込むべき延滞保険料*2として、被指定契約の不定期払保険料を会社が受け取った時
- 普通保険約款の復活の規定における指定契約の延滞保険料*2は、その指定契約に払い込むべき延滞保険料*2として、被指定契約の不定期払保険料を会社が受け取った時

- (1)および(2)の規定により第1回保険料*1を払い込んだ指定契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*3を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- (3)の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*3からその月の末日までの間に、次のいずれかの事由によって保険金、給付金、年金もしくは一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*3を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 補足説明

*1 第1回保険料

第1回保険料相当額を含みます。

*2 延滞保険料

延滞保険料とともに払い込むべき保険料があるときはこれを含みます。

*3 普通保険約款に規定する責任開始の時

指定契約が次の(1)から(7)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- 無配当がん医療保険契約
- 無配当新がん医療保険契約
- 無配当生活習慣病保険契約
- 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

- ① 被保険者が死亡したこと
- ② 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったこと
- ③ 被保険者が普通保険約款に定める介護保険金、介護年金、介護一時金、特定疾病保険金、7大疾病保険金、特定状態給付金、特定生活障害年金、収入サポート年金または軽度介護保険金の支払事由に該当したこと

- (5) 指定契約の第2回以後の保険料については、払込期月の末日における被指定契約の積立金の額が払い込むべき指定契約*4の保険料の合計額に満たないときは、(1)による保険料の払込みを行いません。
- (6) (5)の規定により保険料の払込みが行われなかったときは、その払込期月の翌月の末日に、次のとおり取り扱います。

- ① 被指定契約の積立金の額が2か月分の保険料の額以上のときは、2か月分の保険料を被指定契約の積立金から払い込むものとし、その保険料が払い込まれたときは、(2)の規定にかかわらず、その日に払込みがあったものとしします。
- ② 被指定契約の積立金の額が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、1か月分の保険料を被指定契約の積立金から払い込むものとし、その保険料が払い込まれたときは、(2)の規定にかかわらず、その日に払込みがあったものとしします。

- (7) この特約の取扱いにより払い込まれた指定契約の保険料については、保険料領収証は発行しません。
- (8) 指定契約の保険料の払込方法（回数）は、一時払の場合を除き、普通保険約款の規定にかかわらず、月払のみとします。
- (9) 指定契約の保険料率は、指定契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、積立金払込保険料率（一時払）とし、月払の場合には、次のとおりとします。

被指定契約の保険料の 払込方法（回数）等	指定契約の保険料率
① 被指定契約が年払契約 の場合	積立金払込保険料率（年払）とします。
② 被指定契約が半年払契 約の場合	積立金払込保険料率（半年払）とします。

第3条 補足説明

* 4 指定契約

被指定契約を同一とする他の指定契約があるときは、他の指定契約を含みます。

被指定契約の保険料の 払込方法（回数）等	指定契約の保険料率
③ 被指定契約が月払契約 の場合	ア. 被指定契約に保険料口座振替特約が付加されているときは、積立金払込保険料率（口座振替払）とします。 イ. 被指定契約にクレジットカード特約が付加されているときは、積立金払込保険料率（クレジットカード払）とします。 ウ. 被指定契約に団体特約が付加されているときは、次のとおりとします。 （ア） 団体に所属して団体特約による取扱いを受けている保険契約者が20名以上の場合には、積立金払込保険料率（団体払A）とします。ただし、積立金払込保険料率（団体払A）の適用を受けている場合でも、保険契約者が20名未満となり、その後6か月を経過しても20名以上にならないときは、積立金払込保険料率（団体払B）を適用します。 （イ） 団体に所属して団体特約による取扱いを受けている保険契約者が20名未満の場合には、積立金払込保険料率（団体払B）とします。 エ. 被指定契約に集団特約が付加されているときは、積立金払込保険料率（集団払）とします。 オ. ア. からエ. のいずれにも該当しないときは、積立金払込保険料率（普通払）とします。
④ 被指定契約の普通保険 約款の規定により、被 指定契約の保険料の払 込みが停止されている 場合	積立金払込保険料率（払込停止）とします。

- (10) 指定契約の普通保険約款の規定にかかわらず、指定契約の保険料の予納、保険料の振替貸付、保険契約者に対する貸付および払済養老保険、払済終身保険（名称の如何を問いません。）への変更は取り扱いません。
- (11) 支払うべき指定契約の社員配当金の取扱いについては、指定契約の普通保険約款の規定にかかわらず、被指定契約の社員配当金の支払いに関する取扱いを準用します。ただし、指定契約の保険期間が満了するとき*5は、保険契約者に支払います。

第4条 この特約による取扱いを行わない場合

1. 次のいずれかに該当したとき以後は、被指定契約の指定は効力を失い、この特約による取扱いは行いません。

- (1) 指定契約の保険契約者が被指定契約の保険契約者と異なる者となったとき
- (2) 指定契約の普通保険約款の規定により、保険料の振替貸付が行われたとき
- (3) 被指定契約が消滅したとき
- (4) 被指定契約の第2保険期間が開始するとき
- (5) 保険契約者からこの特約による取扱いを行わない旨の申出があったとき

2. 本条の1. の規定によりこの特約による取扱いを行わないときは、保険契約者は、指定契約の普通保険約款の規定により、保険料払込方法（経路）および社員配当金の支払方法を選択することを必要とします。ただし、保険契約者により、社員配当金の支払方法が選択されないときは、会社は、社員配当金の支払いについて、利息をつけて積み立てる方法を選択したものとして取り扱います。なお、利息をつけて積み立てる方法を取り扱わない指定契約については、普通保険約款の規定により取り扱います。
3. 保険契約者が本条の2. の保険料払込方法（経路）の選択を行うまでの間の指定契約の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むこと

第3条 補足説明

* 5 指定契約の保険期間が満了するとき

指定契約が更新または変更されるときを除きます。

を必要とします。

第5条 指定契約の保険料額が増額となる場合の特則

指定契約が更新されること等により指定契約の保険料額が増額となるときは、会社は、指定契約の保険料額が増額となる日を含む月以降の被指定契約の保険料額を増額することがあります。

第6条 被指定契約の第2保険期間が開始する場合の特則

1. 被指定契約の普通保険約款の規定により、被指定契約の第2保険期間が開始するときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、被指定契約と被保険者を同一とする指定契約の一部または全部を指定することにより、その指定された部分に相当する保険金額*1を被指定契約に定める無選択限度額に加えて取り扱うことができます。この場合、指定された部分は、被指定契約の第1保険期間満了時に消滅するものとし、消滅分に対応する返戻金があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。
2. 本条の1. の場合、被指定契約の保険金受取人と、一部または全部が消滅する指定契約の保険金受取人*2が異なるときは、保険契約者は、被保険者の同意を得ることを必要とします。
3. 本条の1. の取扱いを行わない指定契約の一部または全部について、保険契約者から別段の申出がない限り、会社は、第4条（この特約による取扱いを行わない場合）の2. の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

- (1) 第1保険期間満了時に被指定契約に付加されている保険料払込方法（経路）に関する特約が付加されます。ただし、その特約の効力が失われている場合または払い込むべき被指定契約の保険料がない場合を除きます。
- (2) (1)の規定が適用されるときは、第1保険期間満了時の被指定契約の保険料払込方法（回数）が選択されます。

第7条 被指定契約の積立金からの払込みに関する特則

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、指定契約の第1回保険料*1、普通保険約款の失効取消の規定における指定契約の延滞保険料*2、または普通保険約款の復活の規定における指定契約の延滞保険料*2の払込みについて、第3条（この特約による取扱い）の(2)に定める被指定契約の第1回保険料*1または不定期払保険料を払い込まずに、被指定契約の積立金から払い込むことができます。
2. 本条の1. の場合、次の時に払込みがあったものとみなします。
 - (1) 第1回保険料*1は、指定契約の申込みをした時または被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時
 - (2) 普通保険約款の失効取消の規定における指定契約の延滞保険料*2は、会社が指定契約の効力が失われなかったものとして取り扱った時
 - (3) 普通保険約款の復活の規定における指定契約の延滞保険料*2は、会社が指定契約の復活の申込みを承諾した時
3. 指定契約の契約内容の変更等により、その変更等に必要な金額を払い込む必要があるときは、本条の1. および2. に定めるほか、保険契約者は会社の承諾を得て、被指定契約の積立金から払い込むことができます。

第8条 指定契約が更新または変更される場合の特則

指定契約が更新または変更されるときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は、引き続きその主契約に付加されます。

第9条 被指定契約に積立金定期払出特約が付加された場合の特則

被指定契約に積立金定期払出特約が付加された場合で、被指定契約の積立金から指定契約の保険料が払い込まれる日と積立金定期払出特約に定める払出日が同一となるときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（この特約による取扱い）の(5)を次のとおり読み替えます。

第6条 補足説明

***1 保険金額**
一時金額、特約保険金額および特約一時金額を含みます。

***2 保険金受取人**
年金受取人を含みます。

第7条 補足説明

***1 第1回保険料**
第1回保険料相当額を含みます。

***2 延滞保険料**
延滞保険料とともに払い込むべき保険料があるときはこれを含みます。

第9条 補足説明

***1 指定契約**
被指定契約を同一とする他の指定契約があるときは、他の指定契約を含みます。

***2 積立金定期払出特約に定める対象保険契約の保険料相当額**
本条において「対象保険契約の保険料相当額」といいます。

- (5) 指定契約の第2回以後の保険料については、払込期月の末日における被指定契約の積立金の額が払い込むべき指定契約*1の保険料と払い出すべき積立金定期払出特約に定める対象保険契約の保険料相当額*2の合計額に満たないときは、(1)による保険料の払込みを行いません。
- (2) 第3条（この特約による取扱い）の(6)を次のとおり読み替えます。
- (6) (5)の規定により保険料の払込みが行われなかったときは、その払込期月の翌月の末日に、次のとおり取り扱います。

- ① 被指定契約の積立金の額が2か月分の保険料の額と2か月分の対象保険契約の保険料相当額*2の合計額以上のときは、2か月分の保険料を被指定契約の積立金から払い込むものとし、その保険料が払い込まれたときは、(2)の規定にかかわらず、その日に払込みがあったものとしします。
- ② 被指定契約の積立金の額が2か月分の保険料の額と2か月分の対象保険契約の保険料相当額*2の合計額未満で、かつ、1か月分の保険料の額と1か月分の対象保険契約の保険料相当額*2の合計額以上のときは、1か月分の保険料を被指定契約の積立金から払い込むものとし、その保険料が払い込まれたときは、(2)の規定にかかわらず、その日に払込みがあったものとしします。

第10条 指定契約が無配当特定状態給付保険契約である場合の特則

指定契約が無配当特定状態給付保険契約であるときは、第4条（この特約による取扱いを行わない場合）を次のとおり読み替えます。

第4条（この特約による取扱いを行わない場合）

次のいずれかに該当したとき以後は、被指定契約の指定は効力を失い、この特約による取扱いはいきません。

- (1) 指定契約の保険契約者が被指定契約の保険契約者と異なる者となったとき
- (2) 被指定契約が消滅したとき
- (3) 被指定契約の第2保険期間が開始するとき
- (4) 保険契約者からこの特約による取扱いを行わない旨の申出があったとき。ただし、指定契約の第1回特定状態給付金の支払事由が生じた後はこの申出を行うことはできません。

第11条 複数の指定契約を同時に締結する場合または被指定契約と指定契約を同時に締結する場合の特則

複数の指定契約を同時に締結するとき、または被指定契約と指定契約を同時に締結するときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) リビング・ニーズ特約を付加するときは、同時に締結する指定契約および被指定契約*1すべてに付加します。ただし、指定契約が無配当総合医療保険等*2である場合を除きます。
- (2) 保険契約者は、次に定める受取人について、それぞれ、同時に締結する指定契約および被指定契約を通じて同一の受取人を指定することを必要とします。

- ① 死亡保険金・死亡年金・死亡給付金の受取人
- ② 高度障害保険金・高度障害年金・介護保険金・介護年金・介護一時金・就業不能給付金・収入サポート年金・軽度介護保険金・収入保障給付金の受取人および入院給付金受取人

- (3) 指定代理請求特約（2016）を付加するときは、同時に締結する指定契約および被指定契約*1すべてに付加します。この場合、保険契約者は、同時に締結する指定契約および被指定契約*1を通じて同一の指定代理請求人を指定することを必要とします。
- (4) 保険契約者代理特約を付加するときは、同時に締結する指定契約および被指定契約すべてに付加します。この場合、保険契約者は、同時に締結する指定契約および被指定契約を通じて同一の保険契約者代理人を指定することを必要とします。

第11条 補足説明

*1 被指定契約

本条の(1)および(3)に規定する被指定契約は、利率変動型積立保険契約を除きます。

*2 無配当総合医療保険等

次の(1)から(25)をいいます。

- (1) 無配当総合医療保険
- (2) 無配当がん医療保険
- (3) 無配当新総合医療保険
- (4) 無配当新がん医療保険
- (5) 無配当特定状態給付保険
- (6) 無配当介護保障保険
- (7) 無配当生活習慣病保険
- (8) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）
- (9) 無配当こども医療保険Ⅰ（返戻金なし型）（2011）
- (10) 5年ごと利差配当付新医療保険
- (11) 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）
- (12) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）
- (13) 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）
- (14) 5年ごと利差配当付医療保険Ⅰ（返戻金なし型）（2011）
- (15) 5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）
- (16) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）
- (17) 5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）（2012）
- (18) 5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）
- (19) 5年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険（返戻金なし型）
- (20) 5年ごと利差配当付認知症介護一時金保険（返戻金なし型）
- (21) 5年ごと利差配当付所得保障保険（返戻金なし型）
- (22) 5年ごと利差配当付継続入院時収入保障保険
- (23) 災害倍額物価スライド定期保険
- (24) 新こども保険
- (25) 貯蓄保険

第12条 新たな指定契約を締結する際の指定代理請求特約（2016）の取扱いに関する特則

1. 新たな指定契約*1を締結する際に指定代理請求特約（2016）を付加するときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。
 - (1) 被指定契約*2および他の指定契約*3に、指定代理請求特約および指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、被指定契約*2および他の指定契約*3に指定代理請求特約（2016）が付加されます。この場合、指定代理請求人は、新たな指定契約*1の指定代理請求特約（2016）による指定代理請求人と同一人が指定されます。
 - (2) 被指定契約*2および他の指定契約*3には、指定代理請求特約（2016）が付加されます。この場合、被指定契約*2および他の指定契約*3の指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）による指定代理請求人は、新たな指定契約*1の指定代理請求特約（2016）による指定代理請求人に変更されます。なお、指定代理請求特約は消滅します。
 - (3) (1)および(2)に規定する指定代理請求特約（2016）の付加または指定代理請求人の変更の効力は、新たな指定契約*1の責任開始の時から生じます。
2. 新たな指定契約*1を締結する際に指定代理請求特約（2016）を付加しない場合で、被指定契約*2および他の指定契約*3に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されているときまたは普通保険約款もしくは付加特約による指定代理請求人が指定されているときは、被指定契約*2および他の指定契約*3に付加されている指定代理請求特約、指定代理請求特約（2016）または普通保険約款もしくは付加特約による指定代理請求人の指定は消滅します。

第13条 新たな指定契約を締結する際の受取人の取扱いに関する特則

新たな指定契約*1を締結する際に、死亡保険金・死亡年金・死亡給付金の受取人*2または高度障害保険金・高度障害年金・介護保険金・介護年金・介護一時金・就業不能給付金・収入サポート年金・軽度介護保険金・収入保障給付金の受取人および入院給付金受取人*3を指定するときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約および他の指定契約*4の死亡保険金等の受取人*2と新たな指定契約*1の死亡保険金等の受取人*2が異なるときは、被指定契約および他の指定契約*4の死亡保険金等の受取人*2は、新たな指定契約*1の死亡保険金等の受取人*2にそれぞれ変更されます。この場合、新たな指定契約*1の死亡保険金等の受取人*2が2人以上であるときは、その受取割合は、被指定契約および他の指定契約*4においても同一とします。
- (2) 被指定契約および他の指定契約*4の高度障害保険金等の受取人*3と新たな指定契約*1の高度障害保険金等の受取人*3が異なるときは、被指定契約および他の指定契約*4の高度障害保険金等の受取人*3は、新たな指定契約*1の高度障害保険金等の受取人*3にそれぞれ変更されます。
- (3) (1)または(2)に規定する死亡保険金等の受取人*2または高度障害保険金等の受取人*3の変更の効力は、新たな指定契約*1の責任開始の時から生じます。

第14条 責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（この特約による取扱い）の(1)から(6)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 指定契約の保険料は、普通保険約款の規定にかかわらず、被指定契約の積立金から払い込むことを必要とします。なお、被指定契約の積立金は、被指定契約の保険料として払い込まれた「指定契約に払い込むべき保険料」を含みます。
 - (2) (1)の保険料が払い込まれる場合には、次の時をもって保険料の払込みがあったものとみなします。

第12条 補足説明*** 1 新たな指定契約**

既に締結された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約を被指定契約*2として新たに締結する指定契約をいいます。

*** 2 被指定契約**

利率変動型積立保険契約を除きます。

*** 3 他の指定契約**

新たな指定契約*1と被指定契約を同一とする、既に締結された指定契約をいいます。

第13条 補足説明*** 1 新たな指定契約**

既に締結された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約を被指定契約として新たに締結する指定契約をいいます。ただし、この指定契約の締結と同時に、既に締結された利率変動積立型終身保険契約を利率変動型積立保険契約に変更するときは、変更後の利率変動型積立保険契約を含みます。

*** 2 死亡保険金・死亡年金・死亡給付金の受取人**

本条において「死亡保険金等の受取人」といいます。

*** 3 高度障害保険金・高度障害年金・介護保険金・介護年金・介護一時金・就業不能給付金・収入サポート年金・軽度介護保険金・収入保障給付金の受取人および入院給付金受取人**

本条において「高度障害保険金等の受取人」といいます。

*** 4 他の指定契約**

新たな指定契約*1と被指定契約を同一とする、既に締結された指定契約をいいます。

- ① 被指定契約の締結の際に指定契約を締結する場合の指定契約の第1回保険料は、被指定契約の第1回保険料*1を会社が受け取った時
- ② 指定契約の第2回以後の保険料は、指定契約の払込期月の末日
- ③ 指定契約を復活する際の指定契約の延滞保険料*2は、その指定契約に払い込むべき延滞保険料*2として、被指定契約の不定期払保険料を会社が受け取った時

- (3) 責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*3を含む月の翌月1日を指定契約の契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*3からその月の末日までの間に、次のいずれかの事由によって保険金、給付金、年金もしくは一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*3を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

- ① 被保険者が死亡したこと
- ② 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったこと
- ③ 被保険者が普通保険約款に定める介護保険金、介護年金、介護一時金、特定疾病保険金、7大疾病保険金、特定状態給付金、特定生活障害年金、収入サポート年金または軽度介護保険金の支払事由に該当したこと

- (5) 指定契約の第1回保険料については、保険料口座振替特約に規定する振替日における被指定契約の積立金の額が払い込むべき指定契約*4の第1回保険料の合計額に満たないときは、(1)による保険料の払込みを行いません。また、指定契約の第2回以後の保険料については、払込期月の末日における被指定契約の積立金の額が払い込むべき指定契約*4の保険料の合計額に満たないときは、(1)による保険料の払込みを行いません。
- (6) (5)の規定により保険料の払込みが行われなかったときは、その猶予期間の末日に、次のとおり取り扱います。

- ① 被指定契約の積立金の額が2か月分の保険料の額以上のときは、2か月分の保険料を被指定契約の積立金から払い込むものとし、その保険料が払い込まれたときは、(2)の規定にかかわらず、その日に払込みがあったものとしします。
- ② 被指定契約の積立金の額が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、1か月分の保険料を被指定契約の積立金から払い込むものとし、その保険料が払い込まれたときは、(2)の規定にかかわらず、その日に払込みがあったものとしします。

- (2) 指定契約の第1回保険料の払込前においては、第4条（この特約による取扱いを行わない場合）の1. -(5)は適用しません。
- (3) 第7条（被指定契約の積立金からの払込みに関する特則）は適用しません。
- (4) 指定契約の第1回保険料の払込前に、保険契約者が指定契約または被指定契約を解約するときは、すべての指定契約および被指定契約を解約することを必要とし、一部の指定契約または被指定契約のみを解約することはできません。

第15条 新たな指定契約を締結する際の保険契約者代理特約の取扱いに関する特則

1. 新たな指定契約*1を締結する際に保険契約者代理特約を付加するときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。
 - (1) 被指定契約*2および他の指定契約*3に、保険契約者代理特約が付加されていないときは、被指定契約*2および他の指定契約*3に保険契約者代理特約が付加されます。この場合、保険契約者代理人は、新たな指定契約*1の保険

第14条 補足説明

*1 第1回保険料

利率変動型積立保険約款に基づき、第1回保険料とともに払込むべき不定期払込保険料があるときは、これを含みます。

*2 延滞保険料

延滞保険料とともに払い込むべき復活後の保険料があるときはこれを含みます。

*3 責任開始の時

次の(1)から(4)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (3) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (4) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

*4 指定契約

被指定契約を同一とする他の指定契約があるときは、他の指定契約を含みます。

第15条 補足説明

*1 新たな指定契約

既に締結された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約を被指定契約*2として新たに締結する指定契約をいいます。

*2 被指定契約

利率変動積立型終身保険契約および利率変動型積立保険契約をいいます。

*3 他の指定契約

新たな指定契約*1と被指定契約*2を同一とする、既に締結された指定契約をいいます。

- 契約者代理特約による保険契約者代理人と同一人が指定されます。
- (2) 被指定契約*²および他の指定契約*³の保険契約者代理特約による保険契約者代理人と、新たな指定契約*¹の保険契約者代理特約による保険契約者代理人が異なるときは、被指定契約*²および他の指定契約*³の保険契約者代理特約による保険契約者代理人は、新たな指定契約*¹の保険契約者代理特約による保険契約者代理人に変更されます。
- (3) (1)および(2)に規定する保険契約者代理特約の付加または保険契約者代理人の変更の効力は、新たな指定契約*¹の責任開始の時*⁴から生じます。
2. 新たな指定契約*¹を締結する際に保険契約者代理特約を付加しない場合で、被指定契約*²および他の指定契約*³に保険契約者代理特約が付加されているときは、被指定契約*²および他の指定契約*³に付加されている保険契約者代理特約は消滅します。

第15条 補足説明

* 4 責任開始の時

次の(1)および(2)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約

特

約

保険契約指定特約

保障内容変更特約目次

1 用語の意義について

第1条 用語の意義	1105

2 特約の適用について

第2条 特約の適用	1105

3 変更前契約の保障内容変更価格について

第3条 変更前契約の保障内容変更価格	1105

4 変更前契約の保険料の払込みについて

第4条 変更前契約の保険料の払込み	1106

5 保障内容変更日および変更前契約の取扱いについて

第5条 保障内容変更日	1106
第6条 変更前契約の取扱い	1106

6 変更後契約の特別取扱いについて

第7条 変更後契約の特別取扱い	1106

7 特則について

第8条 変更後契約の特別取扱いの特則	1108
第9条 変更後契約に告知義務違反がなく、変更前契約に告知義務違反がある場合の特則	1109
第10条 変更後契約を構成する保険契約が複数ある場合の特則	1109
第11条 変更前契約が長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約の場合の特則	1109
第12条 変更後契約が無配当総合医療保険契約等の場合の特則	1109
第13条 変更前契約が無配当がん医療保険契約等の場合の特則	1109
第14条 変更前契約が無配当生活習慣病保険契約等の場合の特則	1110
第15条 変更前契約に無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）が付加されている場合の特則	1110
第16条 変更前契約が5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合の特則	1110
第17条 変更前契約が無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約または無配当こども医療保険L（返戻金なし型）（2011）契約の場合の特則	1111
第18条 変更前契約が5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約等の場合の特則	1111
第19条 社員配当金の割当ておよび支払いに関する特則	1111
第20条 変更前契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されている場合の特則	1111
第21条 変更前契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	1112
第22条 変更前契約が5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約等の場合の特則	1112
第23条 変更後契約が5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）（2012）契約または5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）契約の場合の特則	1112
第24条 変更前契約が5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約等の場合の特則	1112
第25条 変更前契約が5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約または無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）等の場合の特則	1113
第26条 変更前契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則	1113
第27条 変更前契約に保険契約者代理特約が付加されていない場合の特則	1113

保障内容変更特約

(実施 2001.4.2 / 改正 2025.4.2)

1 用語の意義について

第1条 用語の意義

この特約において使用する用語は、次に定めるとおりとします。

用 語	意 義
(1) 保障内容変更	会社の定める要件を満たした保険契約の消滅および新たな保険契約の締結を伴う取扱いをいいます。この場合、消滅する保険契約および新たに締結する保険契約について、同一の利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約を保険契約指定特約に定める被指定契約とすることを必要とします。
(2) 変更前契約	保障内容変更の取扱いにより消滅する、被保険者を同一とする保険契約（付加特約を含みます。）をいいます。
(3) 変更後契約	保障内容変更の取扱いにより新たに締結する、被保険者を同一とする保険契約（付加特約を含みます。）をいいます。
(4) 変更元契約	次のいずれかの保険契約（付加特約を含みます。）をいいます。ただし、(2)に定める変更前契約について復活があった場合を除きます。 ① (2)に定める変更前契約が保障内容変更の取扱いにより締結された変更後契約の場合には、その変更後契約に対する変更前契約 ② (2)に定める変更前契約が保険契約転換特約に定める転換の取扱いにより締結された転換後契約の場合には、その転換後契約に対する被転換契約 ③ (2)に定める変更前契約が保険契約一部転換特約に定める転換の取扱いにより締結された転換後契約の場合には、その転換後契約に対する被転換部分

特
約
保
障
内
容
変
更
特
約

2 特約の適用について

第2条 特約の適用

この特約は、被保険者の同意を得て、変更前契約について保障内容変更の取扱いをする場合に適用します。

3 変更前契約の保障内容変更価格について

第3条 変更前契約の保障内容変更価格

1. 会社は、保障内容変更時に、本条の2. に規定する変更前契約の保障内容変更価格を変更前契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の積立金に充当します。
2. 変更前契約の保障内容変更価格は、次の(1)および(2)の合計額とします。ただし、変更前契約において保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われているときは、その元利合計額を(2)から差し引き、差し引けない金額があれば、それを(1)から差し引きます。

- (1) 変更前契約の保障内容変更時の責任準備金の額
- (2) 次の金額の合計額
 - ① 保障内容変更時までの経過期間に応じて計算した変更前契約の社員配当金相当額
 - ② 変更前契約において積み立てられた社員配当金またはすえ置かれた社員配当金があるときは、その元利合計額
 - ③ 変更前契約においてすえ置かれた生存給付金、教育資金、進学資金、特約保険金、特約生存給付金、健康支援給付金、無事故給付金、健康祝金、生存祝金、満了祝金、がん健康支援金、女性応援給付金または積立金があるときは、その元利合計額
 - ④ 変更前契約の保障内容変更時において社員配当金特殊支払特別による買増保険の返戻金額があるときは、その金額

4 変更前契約の保険料の払込みについて

第4条 変更前契約の保険料の払込み

1. 保険契約者は、変更後契約の契約成立日となるべき日の前日までに、変更後契約の契約成立日となるべき日の前日までに払い込むべき変更前契約の保険料*1を保険契約指定特約の規定により払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に定める払い込むべき変更前契約の保険料*1が払い込まれないときは、変更後契約は成立しません。この場合、変更前契約の規定が適用されます。
3. 本条の1. および2. の規定にかかわらず、変更後契約の責任開始の日からその月の末日までの間に変更後契約の保険金等*2の支払事由または保険料の払込免除事由が生じ、以後の変更後契約の保険料の払込みを必要としない場合で、払い込むべき変更前契約の保険料*1が払い込まれないときは、会社は、変更後契約の保険金等*2の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。

5 保障内容変更日および変更前契約の取扱いについて

第5条 保障内容変更日

保障内容変更日は、変更後契約の契約成立日とします。

第6条 変更前契約の取扱い

変更前契約は、変更後契約の契約成立時*に消滅したものと取り扱います。

★「契約成立時」⇒変更後契約の責任開始の時（または保険期間開始の時）をいいます。＜詳しくは、「ご契約のしおり」の「保障見直し制度について」に掲載しています（P.139参照）。＞

6 変更後契約の特別取扱いについて

第7条 変更後契約の特別取扱い

1. 変更後契約について、次の(1)から(4)のいずれかの事由が生じた場合で、保険契約者から請求があったときは、保障内容変更は行われず、変更前契約は消滅しなかったものとして取り扱います。ただし、(2)から(4)にあつては、変更後契約の死亡保険金額*1が変更前契約の死亡保険金額*1を超える場合に限り、本条の取扱いを行います。
 - (1) 変更後契約が無効のとき。ただし、普通保険約款に定める保険契約者もしくは被保険者の詐欺による取消しの場合または保険契約者の不法取得目的による無効の場合を除きます。
 - (2) 変更後契約の締結の際の告知義務違反により、変更後契約またはそのうちの付加特約のみが解除されるとき
 - (3) 被保険者が、変更後契約の保険金等*2の支払事由または保険料の払込免除事由に規定する状態に該当したが、変更後契約の責任開始の時前の原因によ

第4条 補足説明

*** 1 変更後契約の契約成立日となるべき日の前日までに払い込むべき変更前契約の保険料**

本条において「払い込むべき変更前契約の保険料」といいます。

*** 2 保険金等**

保険金・給付金・年金・一時金をいいます。

第7条 補足説明

*** 1 死亡保険金額**

死亡給付金額、死亡年金額および未払いの年金現価を含みます。

*** 2 保険金等**

保険金・給付金・見舞金・年金・一時金をいいます。

るため、変更後契約による保険金等*2の支払いまたは保険料の払込免除が行われないとき

- (4) 被保険者が、変更後契約の自殺免責期間*3中に自殺したため、変更後契約の死亡保険金*4が支払われないとき
次の①から③の場合には、それぞれ次のとおり取り扱います。なお、変更前契約については、変更元契約から変更前契約への保障内容変更または転換が行われなかったものとする取扱いはありません。

- ① 被保険者が、保険期間満了前の変更前契約*5の自殺免責期間*3経過後に自殺した場合で、変更前契約の普通保険約款の規定（付加特約の規定を含みます。以下同じ。）により変更前契約の死亡保険金*4が支払われることとなるとき
変更前契約の死亡保険金*4を支払います。
- ② 被保険者が、変更前契約の自殺免責期間*3中に自殺した場合で、保険期間満了前の変更元契約*6があり、その普通保険約款の規定により変更元契約の死亡保険金*4が支払われることとなるとき
「変更前契約の死亡保険金*4の金額」および「変更元契約の死亡保険金*4の金額」のうち、いずれか低い金額を変更前契約において支払います。
- ③ 被保険者が、変更前契約および変更元契約の自殺免責期間*3中に自殺した場合で、変更元契約を変更後契約または転換後契約とする保険期間満了前の変更前契約等*7があり、その普通保険約款の規定により変更元契約の変更前契約等*7の死亡保険金*4が支払われることとなるとき
「変更前契約の死亡保険金*4の金額」、「変更元契約の死亡保険金*4の金額」および「変更元契約の変更前契約等*7の死亡保険金*4の金額*8」のうち、いずれか最も低い金額を変更前契約において支払います。

2. 本条の1. の規定が適用される場合、変更前契約の締結の際の告知義務違反により、変更前契約またはそのうちの付加特約のみが解除されるときは、変更前契約については、変更元契約から変更前契約への保障内容変更または転換が行われなかったものとする取扱いはありません。この場合、告知義務違反による解除に相当しない変更元契約があるときは、変更前契約の締結の際の告知義務違反による解除の取扱いを行いません。ただし、変更前契約の保険金等*2の金額が、変更後契約または変更元契約の同種の保険金等*2の金額を超えるときは、会社は、その超える部分を解除することができます。
3. 本条の1. および2. の取扱いを行うときは、会社は請求がなされた日までの、保険料、社員配当金、保険料の振替貸付金および保険契約者に対する貸付金を精算して払い戻すべき金額を保険契約者（死亡保険金等*9が支払われるときは、その受取人）に支払い、不足額があるときは保険契約者はその不足額を払い込むことを必要とします。ただし、変更前契約により死亡保険金等*9が支払われるときは、死亡保険金等*9から不足額を差し引きします。
4. 本条の1. により消滅しなかったものとして取り扱う変更前契約については、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。
 - (1) 変更前契約の保険金受取人*10と変更後契約の保険金受取人*10とが異なるときは、変更前契約の保険金受取人*10は変更後契約の保険金受取人*10に変更されたものとみなします。
 - (2) 変更後契約において保険契約者の権利義務の承継がなされたときは、変更前契約についても、同じ承継がなされたものとみなします。ただし、変更前契約の普通保険約款で保険契約者の範囲が限定されているときは、その範囲内で承継された場合に限りします。
5. 変更後契約が次の(1)から(7)のいずれかに該当するときは、本条の1. から4. による取扱いは行いません。
 - (1) 本条の1. -(1)から(4)のいずれかに該当したが、会社の指定する日までに保険契約者が本条の1. による請求をしなかったとき
 - (2) 保険金等*2の金額の変更または払済保険、払済養老保険、払済終身保険（名称の如何を問いません。）、払済年金保険もしくは延長保険への変更等、保険種類の変更が行われたとき
 - (3) すでに保険金、給付金、年金、見舞金、祝金または一時金が支払われたとき
 - (4) 保険料の払込みが免除されているとき
 - (5) 変更前契約が生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約の場合で、保障内容変更と同時に被保険者の変更が行われたとき

第7条 補足説明

* 3 自殺免責期間

被保険者が自殺した場合で、普通保険約款または付加特約の規定により免責事由に該当し、死亡保険金*4が支払われない期間をいいます。

* 4 死亡保険金

被保険者の死亡に対して支払われる保険金や給付金をいい、その名称の如何を問いません。

* 5 保険期間満了前の変更前契約

更新または変更可能な場合には、更新または変更後の保険契約を含みます。

* 6 保険期間満了前の変更元契約

更新または変更可能な場合には、更新または変更後の保険契約を含みます。

* 7 変更元契約を変更後契約または転換後契約とする保険期間満了前の変更前契約等

「変更元契約を変更後契約とする保険期間満了前の変更前契約」、「変更元契約を転換後契約とする保険期間満了前の保険契約転換特約に定める被転換契約」または「変更元契約を転換後契約とする保険期間満了前の保険契約一部転換特約に定める被転換部分」をいい（変更元契約について復活があった場合を除きます。）、更新または変更可能な場合には、更新または変更後の保険契約を含みます。本条において「変更元契約の変更前契約等」といいます。

* 8 変更元契約の変更前契約等の死亡保険金の金額

変更元契約が保険契約一部転換特約に定める被転換部分の場合には、被転換部分に対応する金額とします。

* 9 死亡保険金等

次の(1)から(12)をいいます。

- (1) 死亡保険金
- (2) 高度障害保険金
- (3) 介護保険金
- (4) 特定疾病保険金
- (5) 7大疾病保険金
- (6) 災害死亡保険金
- (7) 災害高度障害保険金
- (8) 死亡給付金
- (9) 災害死亡給付金
- (10) 高度障害給付金
- (11) 死亡見舞金
- (12) 高度障害見舞金

- (6) 変更後契約が生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約の場合で、保障内容変更後に被保険者の変更が行われたとき
- (7) 変更後契約の復活が行われたとき

7 特則について

第8条 変更後契約の特別取扱いの特則

変更後契約の死亡保険金額*1が変更前契約の死亡保険金額*1と同額以下の場合で、変更後契約について、次の(1)から(3)のいずれかの事由が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 変更後契約の締結の際の告知義務違反により、変更後契約またはそのうちの付加特約のみが解除に相当するとき
次の①から③の場合には、それぞれ次のとおり取り扱います。
 - ① 変更前契約について告知義務違反による解除に相当しないとき
変更後契約の締結の際の告知義務違反による解除の取扱いを行いません。ただし、変更後契約の保険金等*2の金額が、変更前契約の同種の保険金等*2の金額を超えるときは、会社は、その超える部分を解除することができます。
 - ② 変更前契約について告知義務違反による解除に相当するとき
会社は、変更後契約を解除することができます。ただし、変更前契約を構成する保険契約が複数ある場合で、一部の保険契約についてのみ告知義務違反による解除に相当するときは、解除に相当しない部分に関しては、①に準じて取り扱います。
 - ③ ②のうち、変更前契約の締結の際の告知義務違反により、変更前契約が解除に相当する場合で、告知義務違反による解除に相当しない変更元契約があるとき
変更後契約の締結の際の告知義務違反による解除の取扱いを行いません。ただし、変更後契約の保険金等*2の金額が、変更前契約または変更元契約の同種の保険金等*2の金額を超えるときは、会社は、その超える部分を解除することができます。
- (2) 被保険者が、変更後契約の保険金等*2の支払事由または保険料の払込免除事由に規定する状態に該当したが、変更後契約の責任開始の時前の原因によるため、変更後契約による保険金等*2の支払いまたは保険料の払込免除が行われないこととなるとき
次の①から③の場合には、それぞれ次のとおり取り扱います。
 - ① 変更前契約について告知義務違反による解除に相当しないとき
保険契約者から請求があったときは、その原因は変更後契約の責任開始の時以後に生じたものとみなします。ただし、変更後契約の保険金等*2の金額が、変更前契約の同種の保険金等*2の金額を超えるときは、会社は、その超える部分を支払いません。
 - ② 変更前契約について告知義務違反による解除に相当するとき
変更後契約を無効とします。ただし、変更前契約を構成する保険契約が複数ある場合で、一部の保険契約についてのみ告知義務違反による解除に相当するときは、解除に相当しない部分に関しては、①に準じて取り扱います。
 - ③ ②のうち、変更前契約の締結の際の告知義務違反により、変更前契約が解除に相当する場合で、告知義務違反による解除に相当しない変更元契約があるとき
保険契約者から請求があったときは、その原因は変更後契約の責任開始の時以後に生じたものとみなします。ただし、次のア、およびイ、のとおりに取り扱います。
ア. 変更後契約の死亡保険金額*1が変更元契約の死亡保険金額*1を超えるときは、その超える部分を無効とします。
イ. ア. に定めるほか、変更後契約の保険金等*2の金額が、変更前契約または変更元契約の同種の保険金等*2の金額を超えるときは、会社は、その超える部分を支払いません。
- (3) 被保険者が、変更後契約の自殺免責期間*3中に自殺したため、変更後契約

- (13) 死亡年金
- (14) 高度障害年金
- (15) 介護年金
- (16) 育英年金
- (17) 特約年金
- (18) 一時金
- (19) 軽度介護保険金

* 10 保険金受取人

給付金受取人、年金受取人および一時金受取人を含みます。

第8条 補足説明

* 1 死亡保険金額

死亡給付金額、死亡年金額および未払いの年金現価を含みます。

* 2 保険金等

保険金・給付金・見舞金・年金・一時金をいいます。

* 3 自殺免責期間

被保険者が自殺した場合で、普通保険約款または付加特約の規定により免責事由に該当し、死亡保険金*4が支払われない期間をいいます。

* 4 死亡保険金

被保険者の死亡に対して支払われる保険金や給付金をいい、その名称の如何を問いません。

* 5 保険期間満了前の変更前契約

更新または変更可能な場合には、更新または変更後の保険契約を含みます。

* 6 保険期間満了前の変更元契約

更新または変更可能な場合には、更新または変更後の保険契約を含みます。

* 7 変更元契約を変更後契約または転換後契約とする保険期間満了前の変更前契約等

「変更元契約を変更後契約とする保険期間満了前の変更前契約」、「変更元契約を転換後契約とする保険期間満了前の保険契約転換特約に定める被転換契約」または「変更元契約を転換後契約とする保険期間満了前の保険契約一部転換特約に定める被転換部分」をいい（変更元契約について復活があった場合を

の死亡保険金*4が支払われないこととなるとき 次の①から③の場合には、それぞれ次のとおり取り扱います。

- ① 被保険者が、保険期間満了前の変更前契約*5の自殺免責期間*3経過後に自殺したとき
変更後契約の普通保険約款の規定にかかわらず、変更後契約の死亡保険金*4を支払います。
- ② 被保険者が、変更前契約の自殺免責期間*3中に自殺したとき
ア. 変更後契約の死亡保険金*4は支払いません。
イ. 自殺免責期間*3経過後かつ保険期間満了前の変更元契約*6があるときは、ア. の規定は適用せず、「変更後契約の死亡保険金*4の金額」および「変更元契約の死亡保険金*4の金額」のうち、いずれか低い金額を、変更後契約の普通保険約款の規定にかかわらず、変更後契約において支払います。
- ③ 被保険者が、変更前契約および変更元契約の自殺免責期間*3中に自殺したとき
ア. 変更後契約の死亡保険金*4は支払いません。
イ. 変更元契約を変更後契約または転換後契約とする保険期間満了前の変更前契約等*7があるときは、ア. の規定は適用せず、「変更後契約の死亡保険金*4の金額」、「変更元契約の死亡保険金*4の金額」および「変更元契約の変更前契約等*7の死亡保険金*4の金額*8」のうち、いずれか最も低い金額を、変更後契約の普通保険約款の規定にかかわらず、変更後契約において支払います。

第9条 変更後契約に告知義務違反がなく、変更前契約に告知義務違反がある場合の特則

第6条（変更前契約の取扱い）の規定にかかわらず、変更後契約に告知義務違反がない場合でも、告知義務違反により変更前契約が解除に相当するときは、会社は、変更後契約について、変更前契約の告知義務違反により解除に相当する金額を解除することができます。ただし、変更前契約の締結の際の告知義務違反により変更前契約が解除に相当する場合で、告知義務違反による解除に相当しない変更元契約があるときは、変更元契約の死亡保険金額*1を超えない部分については解除の取扱いを行いません。

第10条 変更後契約を構成する保険契約が複数ある場合の特則

変更後契約を構成する保険契約が複数あるときは、第7条（変更後契約の特別取扱い）、第8条（変更後契約の特別取扱いの特則）および第9条（変更後契約に告知義務違反がなく、変更前契約に告知義務違反がある場合の特則）の適用については、変更後契約を構成する複数の保険契約をあわせて取り扱います。

第11条 変更前契約が長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約の場合の特則

変更前契約が長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約の場合で、年金の種類が保証期間付終身年金のときは、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

第12条 変更後契約が無配当総合医療保険契約等の場合の特則

1. 変更後契約が無配当総合医療保険契約等*1の場合で、変更後契約の責任開始の日からその月の末日までの間に変更後契約の給付金または保険金*2の支払事由が生じたときは、変更前契約の支払事由に基づく支払いを行いません。
2. 本条の1. の場合で、変更後契約の給付金または保険金*2の支払事由が生じた日の前日までに払い込むべき変更前契約の保険料が払い込まれないときは、会社は、変更後契約の給付金または保険金*2の支払いを行いません。

第13条 変更前契約が無配当がん医療保険契約等の場合の特則

変更前契約が無配当がん医療保険契約等*1または成人病入院特約(06)等*2が付

除きます。)、更新または変更可能な場合には、更新または変更後の保険契約を含みます。本条において「変更元契約の変更前契約等」といいます。

*8 変更元契約の変更前契約等の死亡保険金の金額

変更元契約が保険契約一部転換特約に定める被転換部分の場合には、被転換部分に対応する金額とします。

第9条 補足説明

*1 死亡保険金額

死亡給付金額、死亡年金額および未払いの年金現価を含みます。

第12条 補足説明

*1 無配当総合医療保険契約等

次の(1)から(15)をいい、それぞれ付加特約を含みます。

- (1) 無配当総合医療保険契約
- (2) 無配当がん医療保険契約
- (3) 無配当新総合医療保険契約
- (4) 無配当新がん医療保険契約
- (5) 無配当生活習慣病保険契約
- (6) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (7) 無配当こども医療保険Ⅰ（返戻金なし型）（2011）契約
- (8) 5年ごと利差配当付新医療保険契約
- (9) 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約
- (10) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (11) 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約
- (12) 5年ごと利差配当付医療保険Ⅰ（返戻金なし型）（2011）契約
- (13) 5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約
- (14) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
- (15) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

*2 変更後契約の給付金または保険金

特約給付金を含みます。また、

加されている保険契約の場合には、変更後契約の給付金、一時金または保険金の額のうち、変更前契約において変更後契約と同種の給付金、一時金または保険金の額を超えない部分については、会社は、次の(1)および(2)のとおり取り扱うことができます。ただし、変更後契約について保険契約の復活があったときは、この取扱いを行いません。

- (1) 変更後契約の保険期間開始の日からその日を含めて90日の間にがんと診断確定された場合でも、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した後にがんと診断確定されたものとみなして取り扱います。
- (2) 変更後契約の保険期間開始の前日にがんと診断確定されていた場合でも、変更後契約の「がん給付の責任開始の時の前のがん診断確定による無効の取扱い」は行いません。また、変更後契約の給付金または保険金の支払いにおいて、がん給付の責任開始の時にがんと診断確定されていないことおよびがん給付の責任開始の時以後に診断確定されたがんであることを必要としません。

第14条 変更前契約が無配当生活習慣病保険契約等の場合の特則

変更前契約が無配当生活習慣病保険契約等*1の場合で、変更後契約に無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）が付加されているときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 変更前契約の7大疾病給付金の額を超えない部分については、会社は、次のとおり取り扱うことができます。ただし、変更後契約について保険契約の復活があったときは、この取扱いを行いません。
無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）の保険期間開始の日からその日を含めて90日の間にがんと診断確定された場合でも、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した後にがんと診断確定されたものとみなして取り扱います。
- (2) (1)に該当する場合であっても、特約に定める解除の要件を満たすときは、会社は、無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）を解除することができ、7大疾病一時金を支払いません。

第15条 変更前契約に無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）が付加されている場合の特則

変更前契約に無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）が付加されている場合で、変更後契約に無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）が付加されているときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 変更前契約の軽度認知障害給付金額を超えない部分については、会社は、次のとおり取り扱うことができます。ただし、変更後契約について保険契約の復活があったときは、この取扱いを行いません。
変更後契約の保険期間開始の日からその日を含めて90日の間に軽度認知障害または器質性認知症と診断確定された場合でも、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した後に軽度認知障害または器質性認知症と診断確定されたものとみなして取り扱います。
- (2) (1)に該当する場合であっても、特約に定める解除の要件を満たすときは、会社は、無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）を解除することができ、軽度認知障害給付金を支払いません。

第16条 変更前契約が5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合の特則

変更前契約が5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、変更後契約の介護見舞金額のうち、変更前契約の介護見舞金額を超えない部分については、会社は、変更後契約の介護見舞金保障開始日前に介護見舞金の支払事由に該当したときでも、介護見舞金保障開始日以後に該当したものとみなして取り扱うことができます。ただし、変更後契約について保険契約の復活があったときは、この取扱いを行いません。

無配当総合医療保険契約等*1の死亡給付金または無配当がん医療保険契約、無配当新がん医療保険契約、無配当生活習慣病保険契約、無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約、5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約、5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約もしくは5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約のがん給付を除きます。

第13条 補足説明

*1 無配当がん医療保険契約等次の(1)から(7)をいいます。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
- (7) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

*2 成人病入院特約(06)等

次の(1)から(12)をいいます。

- (1) 成人病入院特約(06)（会社の定める同種の特約を含みます。）
- (2) 無配当がん通院特約（医療保険）
- (3) 無配当がん特定手術特約（医療保険）
- (4) 無配当がん女性特定手術特約（医療保険）
- (5) 無配当がん退院後ケア特約（医療保険）
- (6) 5年ごと利差配当付がん治療給付特約（医療保険）（返戻金なし型）
- (7) 5年ごと利差配当付がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）
- (8) 5年ごと利差配当付女性がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）
- (9) 無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）
- (10) 5年ごと利差配当付新がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）
- (11) 5年ごと利差配当付新女性

第17条 変更前契約が無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約または無配当こども医療保険（返戻金なし型）（2011）契約の場合の特則

変更前契約が無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約または無配当こども医療保険（返戻金なし型）（2011）契約の場合には、第3条（変更前契約の保障内容変更価格）の2. を次のとおり読み替えます。

2. 変更前契約の保障内容変更価格は、変更前契約の保障内容変更時の返戻金の額（付加特約*1については、責任準備金の額）とします。

第18条 変更前契約が5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約等の場合の特則

変更前契約が5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約等*1の場合には、次の(1)および(2)のとおり読み替えます。

- (1) 第3条（変更前契約の保障内容変更価格）の2. を次のとおり読み替えます。
2. 変更前契約の保障内容変更価格は、次の(1)および(2)の合計額とします。

- (1) 変更前契約の保障内容変更時の返戻金の額（付加特約*2については、責任準備金の額）
(2) 次の金額の合計額
- ① 保障内容変更時までの経過期間に応じて計算した変更前契約の社員配当金相当額
 - ② 変更前契約において積み立てられた社員配当金またはすえ置かれた社員配当金があるときは、その元利合計額
 - ③ 変更前契約においてすえ置かれた健康祝金、無事故給付金、がん健康支援金、女性応援給付金または満了一時金があるときは、その元利合計額

- (2) 第19条（社員配当金の割当ておよび支払いに関する特則）の3. 中、「責任準備金」とあるのを「返戻金」と読み替えます。

第19条 社員配当金の割当ておよび支払いに関する特則

1. 5年ごと利差配当付保険契約および無配当保険契約を除き、変更前契約の普通保険約款の規定にかかわらず、会社は、事業年度末に定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから社員配当金を割り当てて、分配を行う前に保障内容変更された変更前契約の社員配当金については、保障内容変更の際に変更前契約の責任準備金に加えて取り扱うことがあります。
2. 5年ごと利差配当付保険契約および無配当保険契約を除き、変更前契約の普通保険約款の規定にかかわらず、会社は、契約成立日の応当日（年単位）以後その日を含む事業年度の末日までの間に保障内容変更された変更前契約について、直前の事業年度末に定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから社員配当金を割り当てて、保障内容変更の際に変更前契約の責任準備金に加えて取り扱うことがあります。
3. 5年ごと利差配当付保険契約について、変更前契約の普通保険約款の規定にかかわらず、会社は、変更前契約について、直前の事業年度末に定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、利差配当を社員配当金として割り当てて、保障内容変更の際に変更前契約の責任準備金に加えて取り扱うことがあります。

第20条 変更前契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されている場合の特則

変更前契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されている場合で、第7条（変更後契約の特別取扱い）の1. により消滅しなかったものとして取り扱う変更前契約には、指定代理請求特約（2016）が付加されます。この場合、変更前契約の指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）による指定代理請求人は、変更後契約の指定代理請求特約（2016）による指定代理請求人と同一人に変更されます。なお、変更前契約の指定代理請求特約は消滅します。また、変更後契約に指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、変更前契約の指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）は消滅します。

がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）

- (12) 無配当がん自由診療特約（医療保険）（返戻金なし型）

第14条 補足説明***1 無配当生活習慣病保険契約等**

次の(1)または(2)をいいます。

- (1) 無配当生活習慣病保険契約
- (2) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約

第17条 補足説明***1 付加特約**

返戻金なし型の特約を除きます。

第18条 補足説明***1 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約等**

次の(1)から(11)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約
- (2) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (3) 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約
- (4) 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2011）契約
- (5) 5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
- (7) 5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）（2012）契約
- (8) 5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）契約
- (9) 5年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険（返戻金なし型）契約
- (10) 5年ごと利差配当付認知症介護一時金保険（返戻金なし型）契約
- (11) 5年ごと利差配当付所得保障保険（返戻金なし型）契約

***2 付加特約**

返戻金なし型の特約を除きます。

第21条 変更前契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

第7条（変更後契約の特別取扱い）の1.により消滅しなかったものとして取り扱う変更前契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合で、変更後契約に指定代理請求特約（2016）が付加されているときは、変更前契約に指定代理請求特約（2016）が付加されます。この場合、指定代理請求人は変更後契約の指定代理請求特約（2016）による指定代理請求人と同一人が指定されます。ただし、変更前契約に普通保険約款または付加特約による指定代理請求人が指定されている場合で、変更後契約に指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、変更前契約の指定代理請求人の指定は消滅します。

第22条 変更前契約が5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約等の場合の特則

変更前契約が5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約、5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）契約、5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約または5年ごと利差配当付軽度介護終身保険（低解約返戻金型）の場合には、次の(1)および(2)のとおり読み替えます。

- (1) 第3条（変更前契約の保障内容変更価格）の2.を次のとおり読み替えます。
2. 変更前契約の保障内容変更価格は、次の(1)および(2)の合計額とします。

- (1) 変更前契約の保障内容変更時の返戻金の額（付加特約については、責任準備金の額）
(2) 次の金額の合計額
① 保障内容変更時までの経過期間に応じて計算した変更前契約の社員配当金相当額
② 変更前契約において積み立てられた社員配当金またはすえ置かれた社員配当金があるときは、その元利合計額

- (2) 第19条（社員配当金の割当ておよび支払いに関する特則）の3.中、「責任準備金」とあるのを「返戻金」と読み替えます。

第23条 変更後契約が5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）（2012）契約または5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）契約の場合の特則

変更後契約が5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）（2012）契約または5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）契約の場合で、保障内容変更時までに変更後契約の年金の支払事由または保険料の払込免除事由に規定する公的介護保険制度に基づく要介護1の状態*1に該当していると認定されたことがあるときは、第8条（変更後契約の特別取扱いの特則）にかかわらず、その原因と同一の原因により要介護1の状態*1に該当していると認定されたことによる変更後契約の年金の支払いまたは保険料の払込免除は行いません。

第24条 変更前契約が5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約等の場合の特則

変更前契約が5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約等*1の場合には、変更後契約の保険金の額のうち、変更前契約において変更後契約と同種の保険金の額を超えない部分については、会社は、変更後契約の第1保険年度に死亡保険金の支払事由が生じた場合でも、第2保険年度以降に死亡保険金の支払事由が生じたものとみなして取り扱うことができます。

第23条 補足説明

- *1 変更後契約の年金の支払事由または保険料の払込免除事由に規定する公的介護保険制度に基づく要介護1の状態

本条において「要介護1の状態」といいます。

第24条 補足説明

- *1 5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約等

次の(1)または(2)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約
(2) 5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）契約

第25条 変更前契約が5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約または無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）等の場合の特則

変更前契約が5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約または無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）等*1が付加されている保険契約の場合には、変更後契約の給付金、一時金または保険金の額のうち、変更前契約において変更後契約と同種の給付金、一時金または保険金の額を超えない部分については、会社は、変更後契約の第1保険年度に給付金、一時金または保険金の支払事由が生じた場合でも、第2保険年度以降に給付金、一時金または保険金の支払事由が生じたものとみなして取り扱うことができます。

第26条 変更前契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則

変更前契約に保険契約者代理特約が付加されている場合で、第7条（変更後契約の特別取扱い）の1.により消滅しなかったものとして取り扱う変更前契約の保険契約者代理特約による保険契約者代理人と、変更後契約の保険契約者代理特約による保険契約者代理人とが異なるときは、変更前契約の保険契約者代理特約による保険契約者代理人は、変更後契約の保険契約者代理特約による保険契約者代理人と同一人に変更されます。ただし、変更後契約に保険契約者代理特約が付加されていないときは、変更前契約の保険契約者代理特約は消滅します。

第27条 変更前契約に保険契約者代理特約が付加されていない場合の特則

第7条（変更後契約の特別取扱い）の1.により消滅しなかったものとして取り扱う変更前契約に保険契約者代理特約が付加されていない場合で、変更後契約に保険契約者代理特約が付加されているときは、変更前契約に保険契約者代理特約が付加されます。この場合、保険契約者代理人は変更後契約の保険契約者代理特約による保険契約者代理人と同一人が指定されます。

第25条 補足説明

* 1 無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）等

次の(1)または(2)をいいます。

- (1) 無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）
- (2) 無配当引受基準緩和型手術サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）

第1回保険料クレジットカード払込特約

(実施 2010.10.4 / 改正 2019.10.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険契約者から主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の第1回保険料または第1回保険料相当額（保険契約指定特約に定める被指定契約の不定期払保険料*1を含み、以下「第1回保険料等」といいます。）を保険契約者の指定するクレジットカード（以下「指定クレジットカード」といいます。）で払い込む場合に、主契約に付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 指定クレジットカードが会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「取扱カード会社」といいます。）から貸与されたクレジットカードであること
- (2) 指定クレジットカードが有効であること（以下「指定クレジットカードの有効性」といいます。）
- (3) 指定クレジットカードの名義人は、取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人*2と同一人であること

第2条 第1回保険料等の払込み

会社は、この特約が付加された主契約の第1回保険料等について、指定クレジットカードによる払込みを取り扱います。この場合、会社が指定クレジットカードの有効性を確認した時に会社が第1回保険料等を受け取ったものとしします。

第3条 第1回保険料等の払込みがなかったものとする場合

第2条（第1回保険料等の払込み）にかかわらず、次のすべてに該当するときは、第1回保険料等の払込みはなかったものとしします。

- (1) 会社が指定クレジットカードの発行会社から第1回保険料等に相当する金額を受け取ることができないとき
- (2) 指定クレジットカードの発行会社が指定クレジットカードの名義人（会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みます。）から第1回保険料等に相当する金額を受け取ることができないとき

第4条 第1回保険料等の領収証

第2条（第1回保険料等の払込み）に定める方法により払い込まれた第1回保険料等については、保険契約者からの申出がない限り、領収証は発行しません。

第5条 主契約の保険金額等を増額する場合等の取扱い

主契約の保険金額等の増額または主契約への特約の付加の際にこの特約を主契約に付加するときは、その際に払い込むべき金額の払込みについて、第2条（第1回保険料等の払込み）から第4条（第1回保険料等の領収証）の規定を準用します。

第1条 補足説明

*1 被指定契約の不定期払保険料

被指定契約の締結後に指定契約を締結する場合の被指定契約の不定期払保険料をいいます。

*2 取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人

取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みます。

第1回保険料電子決済扱特約

(実施 2019.10.2)

第1条 特約の付加

この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険契約者から主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の第1回保険料または第1回保険料相当額（保険契約指定特約に定める被指定契約の不定期払保険料*1を含み、以下「第1回保険料等」といいます。）を会社の指定する電子決済で払い込む場合に、主契約に付加します。

第2条 第1回保険料等の払込み

会社は、この特約が付加された主契約の第1回保険料等について、会社の指定する電子決済による払込みを取り扱います。この場合、会社が実際に第1回保険料等を受け取る前の所定の時を第1回保険料等を受け取った時とみなして取り扱うことがあります。この取扱いを行った場合は、保険契約者に責任開始の日を通知します。

第3条 第1回保険料等の領収証

第2条（第1回保険料等の払込み）に定める方法により払い込まれた第1回保険料等については、保険契約者からの申出がない限り、領収証は発行しません。

第4条 主契約の保険金額等を増額する場合等の取扱い

主契約の保険金額等の増額または主契約への特約の付加の際にこの特約を主契約に付加するときは、その際に払い込むべき金額の払込みについて、第2条（第1回保険料等の払込み）から第3条（第1回保険料等の領収証）の規定を準用します。

第1条 補足説明

*1 被指定契約の不定期払保険料

被指定契約の締結後に指定契約を締結する場合の被指定契約の不定期払保険料をいいます。

特
約

第1回保険料電子決済扱特約

保険料口座振替特約

(実施 1983.4.2 / 改正 2015.4.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が会社の指定する金融機関等（以下「取扱金融機関」といいます。）に設置してあること
- (2) 保険契約者が取扱金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。ただし、普通保険約款の規定により保険料の予納が行われるときは、普通保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、払込期月中の会社の定めの日（その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とし、以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
4. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

第5条 保険料の口座振替が不能の場合の取扱い

1. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため第4条（保険料の払込み）の1. の規定による保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 年払契約および半年払契約にあつては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあつては、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。

2. 本条の1. の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を会社の本社または会社

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (7) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015) 契約
- (8) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

*2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

- (1) 次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
- ② 無配当新がん医療保険契約
- ③ 無配当生活習慣病保険契約
- ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015) 契約
- ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第6条 指定口座の変更

1. 保険契約者が指定口座を同一の取扱金融機関の他の口座に変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社およびその取扱金融機関に申し出ることを必要とします。
2. 保険契約者が指定口座を他の取扱金融機関の口座に変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社および変更後の取扱金融機関に申し出ることを必要とします。
3. 取扱金融機関が保険料の口座振替を停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の取扱金融機関に変更することを必要とします。

第7条 振替日の変更

会社および取扱金融機関の事情により、会社は、将来に向かって振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第8条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率により割引きます。

第9条 保険料の前納

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納に関する規定は適用しません。

第10条 社員配当金の支払い

保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日*1を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

- (1) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の第7月目の保険料と社員配当金の全額を相殺します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、支払うべき社員配当額がその保険年度の第7月目の保険料の額を超えるときは、その差額を指定口座に振り込むことにより支払います。

第11条 特約の失効

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) この特約による保険契約が月払の場合で、保険料の振替貸付が行われたとき
- (2) 第1条（特約の付加）の2. に規定する条件に該当しなくなったとき
- (3) 第6条（指定口座の変更）に規定する諸変更の際し、その変更手続が行われないまま保険料の口座振替が不能となったとき
- (4) 保険契約者が、第7条（振替日の変更）の振替日の変更を承諾しないとき
- (5) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (6) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

2. 本条の1. -(1)から(5)の規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第10条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

第12条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第13条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第14条 医療保障保険（個人型）契約に付加する場合の特則

この特約による取扱いを行う医療保障保険（個人型）の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。

第15条 就業不能保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険契約に付加するときは、第10条（社員配当金の支払い）中、「事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」とあるのを「事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」と読み替えます。

第16条 第1回保険料から口座振替を行う場合の特則

この特約を付加し、第1回保険料*1から口座振替を行うときは、次の(1)および(2)のとおり読み替えます。

(1) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

1. 第1回保険料*1および第2回以後の保険料は、指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替える日として会社の定めた日（第2回以後の保険料については、払込期月中の会社の定めた日とし、その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の場合、会社は、第1回保険料*1の振替日をあらかじめ保険契約者に通知します。
3. 本条の1. に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
4. 2月末日が取扱金融機関の休業日に該当するために、第1回保険料*1の振替日が3月1日となる月払契約の場合で、かつ、その振替日が責任開始の日*2となる場合には、第2条（契約成立日）の1. の規定にかかわらず、その日を契約成立日とします。
5. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
6. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

(2) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）

1. 振替日に第1回保険料*1の口座振替が不能のときは、保険契約者は、振替日を含む月の末日までに第1回保険料*1を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。この場合、第4条（保険料の払込み）の3. の規定にかかわらず、保険契約者が第1回保険料*1を払い込んだ時をもって、第1回保険料*1の払込みがあったものとみなします。
2. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため第4条（保険料の払込み）の1. の規定による第2回以後の保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

第16条 補足説明

*1 第1回保険料

第1回保険料相当額を含みます。

*2 責任開始の日

次の(1)から(7)の保険契約の場合には、保険期間開始の日とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (7) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

- (1) 年払契約および半年払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。

3. 本条の2. の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。
4. 2月末日が取扱金融機関の休業日に該当するために、第1回保険料*1の振替日が3月1日となる保険契約の場合には、本条の1. の規定は適用しません。

第17条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
3. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第11条（特約の失効）の1. ー(1)の規定は適用しません。
4. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いは行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
5. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第11条（特約の失効）の1. ー(5)を次のとおり読み替えます。
 - (5) 第2保険期間が開始するとき

第18条 利率変動積立型終身保険契約の第1保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則

1. この特約を複数の指定契約*1に同時に付加する場合で、次のすべての要件を満たすときは、会社は、各指定契約*1の保険料のうち同一の払込期月の保険料について、指定口座から各指定契約*1の保険料相当額の合計を振り替える取扱いを行います。

- (1) 各指定契約*1に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約*2が同一であること
- (2) (1)の被指定契約*2の第1保険期間満了に伴いこの特約を各指定契約*1に付加すること
- (3) 各指定契約*1の保険料払込方法（回数）が月払であること
- (4) 各指定契約*1の保険契約者が同一であること
- (5) 各指定契約*1の指定口座が同一であること

第18条 補足説明

* 1 複数の指定契約

保険契約指定特約が付加された主たる保険契約をいい、本条において、それぞれの指定契約を「各指定契約」といいます。

* 2 保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約

本条の1. において「被指定契約」といいます。

2. 本条の1. の取扱いを行うときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込方法（回数）が年払または半年払に変更された各指定契約*1については、以後、本条の1. の取扱いは行いません。
- (2) 各指定契約*1について保険契約者の権利義務の承継または指定口座の変更があったときは、以後、本条の1. -(4)および(5)の要件を満たす範囲内で本条の1. の取扱いを継続します。
- (3) 第4条（保険料の払込み）の3. を次のとおり読み替えます。
 3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約*3の保険料相当額を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
- (4) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）の1. -(2)を次のとおり読み替えます。
 - (2) 月払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に各指定契約*1の2か月分の保険料の合計の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が各指定契約*1の2か月分の保険料の合計額未満で、かつ、各指定契約*1の1か月分の保険料の合計保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた各指定契約*1の1か月分の保険料の合計の口座振替を行います。

第19条 責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

 1. この特約による取扱いを行う保険契約では、責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
 2. 本条の1. の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- (2) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

 1. 第1回保険料*3および第2回以後の保険料は、払込期間中または払込期月中の会社の定めた日（その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
 2. 本条の1. に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
 3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
 4. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。
- (3) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）

 1. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第1回保険料*3の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

第18条 補足説明

* 3 2件以上の保険契約

第18条（利率変動積立型終身保険契約の第1保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則）の1. の取扱いを行う各指定契約*1については、合わせて1件の保険契約とみなします。

第19条 補足説明

* 1 責任開始の時

次の(1)から(5)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (3) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (4) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

* 2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

次の(1)から(5)の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (3) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (4) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

* 3 第1回保険料

利率変動型積立保険約款に基づき、第1回保険料とともに払込むべき不定期払保険料があるときは、これを含みます。

- (1) 年払契約および半年払契約にあっては、責任開始に関する特約に規定する第1回保険料*³の猶予期間中の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあっては、責任開始に関する特約に規定する第1回保険料*³の猶予期間中の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた第1回保険料*³の口座振替を行います。

2. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第2回以後の保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 年払契約および半年払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。

3. 本条の1. または2. の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、責任開始に関する特約または普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

(4) 第16条（第1回保険料から口座振替を行う場合の特則）は適用しません。

第20条 責任開始に関する特約とあわせて利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて利率変動型積立保険契約に付加する場合には、第17条（利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則）の1. および第19条（責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則）の(1)は適用せず、第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

団 体 特 約

(実施 1981.4.2 / 改正 2015.4.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者は、会社と団体協約を締結した官公署・会社・工場等の団体に所属し、その団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払いを受ける者であること
- (2) 保険契約者、被保険者のいずれかの数が10名以上あること。ただし、保険契約者の人数の計算にあたっては、その団体との間に事業保険特約付保険契約があるときは、同一事業所に所属する保険契約者と事業保険特約付保険契約の被保険者とを名寄せのうえ、それぞれの数を合算します。

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

1. この特約による取扱いを行う半年払契約および月払契約の保険料率は、次のとおりとします。

- (1) 団体に所属してこの特約による取扱いを受けている保険契約者が20名以上の場合には、団体保険料率A
- (2) 団体に所属してこの特約による取扱いを受けている保険契約者が20名未満の場合には、普通保険料率。ただし、月払契約*1の保険料率については団体保険料率Bとします。

2. 団体との間に事業保険特約付保険契約があるときは、本条の1. に規定する保険契約者の人数の計算にあたっては、同一事業所に所属する保険契約者と事業保険特約付保険契約の被保険者とを名寄せのうえ、それぞれの数を合算します。
3. 本条の1. -(1)の団体保険料率Aの適用を受けている場合でも、本条の1. に規定する保険契約者の人数が20名未満となり、その後6か月を経過しても20名以上にならないときは、本条の1. -(2)の保険料率を適用します。

第4条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、団体代表者を經由して払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、団体代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

第5条 保険料領収証

第2回以後の保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、団体代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (7) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015) 契約
- (8) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

*2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

- (1) 次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
- ② 無配当新がん医療保険契約
- ③ 無配当生活習慣病保険契約
- ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015) 契約
- ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

第6条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、それぞれの保険料率に応じて会社の定める率により割り引きます。

第7条 保険料の前納および保険料の振替貸付

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納および保険料の振替貸付に関する規定は適用しません。

第8条 社員配当金の支払い

1. 保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日*1を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

- (1) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の初日から社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、その事業年度の終わりに一括して団体代表者を通じて保険契約者に支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、社員配当金を積み立てた日以後その事業年度の終わりにまでに保険契約が消滅した場合には、その保険契約が消滅したときに、保険金または給付金を支払うときはその受取人に、その他の事由で消滅したときは保険契約者に支払います。

2. 本条の1. の規定にかかわらず、特に団体との取決めがあるときは、その方法によります。

第9条 特約の失効

次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) この特約による保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないとき
- (2) 会社と団体代表者との間に締結された団体協約が解除されたとき
- (3) 保険契約者が死亡し、または団体を脱退したとき
- (4) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (5) 第1条（特約の付加）の2. -(2)に規定する保険契約者および被保険者の人数がともに10名未満となり、その後3か月（年払契約、半年払契約の場合には6か月）を経過してもそのいずれも10名以上にならないとき
- (6) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

第10条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第11条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、第1条（特約の付加）および第9条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

第12条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第3条 補足説明

* 1 月払契約

普通保険約款の規定により保険料の予納が行われる場合を除きます。

第8条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

第13条 医療保障保険（個人型）契約に付加する場合の特則

この特約による取扱いを行う医療保障保険（個人型）の半年払契約および月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の1. および3. の規定にかかわらず、普通保険料率とします。

第14条 就業不能保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険契約に付加するときは、第8条（社員配当金の支払い）の1. 中、「事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」とあるのを「事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」と、「保険金または給付金」とあるのを「死亡保険金または高度障害保険金」とそれぞれ読み替えます。

第15条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、第1条（特約の付加）、第3条（保険料率）および第9条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第8条（社員配当金の支払い）の1. ー(2)を次のとおり読み替えます。
 - (2) (1)の規定にかかわらず、社員配当金を積み立てた日以後その事業年度の終わりまでに第1回年金の支払事由が生じた場合または保険契約が消滅した場合には、第1回年金の支払事由が生じたときまたは保険契約が消滅したときに、年金または一時金を支払うときはその受取人に、その他の事由で消滅したときは保険契約者に支払います。

第16条 第1回保険料から団体代表者を經由して払い込む場合の特則

この特約を付加し、第1回保険料*1から団体代表者を經由して払い込むときは、次の(1)および(2)のとおり読み替えます。

- (1) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

 1. 第1回保険料*1は、団体代表者を經由して払い込むことを必要とします。この場合、団体代表者が、団体に所属してこの特約の取扱いを受ける保険契約者から第1回保険料*1に相当する金額を受け取った時をもって、第1回保険料*1の払込みがあったものとみなします。
 2. 第2回以後の保険料は、団体代表者を經由して払い込むことを必要とします。
 3. 本条の2. に規定する保険料は、団体代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。
- (2) 第5条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、団体代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第16条 補足説明

- *1 第1回保険料
第1回保険料相当額を含みます。

第17条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の半年払契約および月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の1. および3. の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
3. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第9条（特約の失効）の(1)の規定は適用しません。

4. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いを行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
5. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第9条（特約の失効）の(4)を次のとおり読み替えます。
 - (4) 第2保険期間が開始するとき

第18条 家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等に付加する場合の特則

この特約を家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等*1に付加するときは、第1条（特約の付加）、第3条（保険料率）および第9条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「主たる被保険者」と読み替えます。

第19条 退職者に関する特則

保険契約者が、団体を退職した場合で、会社の定める条件を満たしているときは、第1条（特約の付加）および第9条（特約の失効）の(3)の規定にかかわらず、この退職者を保険契約者とする保険契約について、団体特約を付加することができます。

第18条 補足説明

* 1 無配当総合医療保険契約等
次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 無配当総合医療保険契約
- (2) 無配当新総合医療保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付新医療保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約

クレジットカード特約

(実施 2001.3.1 / 改正 2019.10.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者の指定するクレジットカード（以下「指定クレジットカード」といいます。）が会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「取扱カード会社」といいます。）から貸与されたクレジットカードであること
- (2) 指定クレジットカードが有効であり、かつ保険料が指定クレジットカードの利用限度額以下であること（以下「指定クレジットカードの有効性等」といいます。）
- (3) 指定クレジットカードの名義人は、取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人*1と同一人であること

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、クレジットカード保険料率とします。ただし、普通保険約款の規定により保険料の予納が行われるときは、普通保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、指定クレジットカードにより払い込むことを必要とします。この場合、会社が指定クレジットカードの有効性等を確認し、取扱カード会社に保険料を請求した時をもって、保険料の払込みがあったものとみなします。
2. 同一の指定クレジットカードから2件以上の保険契約の保険料を払い込むときは、保険契約者は、会社に対しその払込みの順序を指定できません。
3. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

第5条 指定クレジットカードの有効性等が確認できない場合の取扱い

1. 指定クレジットカードの有効性等が確認できなかった場合には、保険契約者は、指定クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、または会社の取扱いの範囲内で他の保険料の払込方法（経路）に変更することを必要とします。
2. 本条の1. の場合、保険契約者は、指定クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、または他の保険料の払込方法（経路）に変更するまでの未払込保険料を普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第1条 補足説明

* 1 取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人

取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みません。

第2条 補足説明

* 1 責任開始の時

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (7) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (8) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

* 2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

- (1) 次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
- ② 無配当新がん医療保険契約
- ③ 無配当生活習慣病保険契約
- ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約

第6条 指定クレジットカードの変更

1. 保険契約者が指定クレジットカードを第1条（特約の付加）の2. の条件を満たす他のクレジットカードに変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社に申し出ることを必要とします。
2. 取扱カード会社が保険料の指定クレジットカードによる支払いの取扱いを停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定クレジットカードを第1条（特約の付加）の2. の条件を満たす他のクレジットカードに変更するか、または会社の取扱いの範囲内で他の保険料の払込方法（経路）に変更することを必要とします。

第7条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率により割引きます。

第8条 保険料の前納

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納に関する規定は適用しません。

第9条 社員配当金の支払い

保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日*1を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

- (1) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の第7月目の保険料と社員配当金の全額を相殺します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、支払うべき社員配当金額がその保険年度の第7月目の保険料の額を超えるときは、その差額を保険契約者に支払います。

第10条 特約の失効

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。
 - (1) この特約による保険契約が月払の場合で、保険料の振替貸付が行われたとき
 - (2) 第1条（特約の付加）の2. に規定する条件に該当しなくなったとき
 - (3) 第6条（指定クレジットカードの変更）に規定する諸変更の際に、その変更手続が行われないまま指定クレジットカードの有効性等の確認ができなかったとき
 - (4) 払い込むべき保険料がなくなったとき
 - (5) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき
2. 本条の1. -(1)から(4)の規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第11条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第12条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第9条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

- ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
- ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

第13条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
3. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第10条（特約の失効）の1. ー(1)の規定は適用しません。
4. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いは行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
5. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第10条（特約の失効）の1. ー(4)を次のとおり読み替えます。
(4) 第2保険期間が開始するとき

第14条 利率変動積立型終身保険契約の第1保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則

1. この特約を複数の指定契約*1に同時に付加する場合で、次のすべての要件を満たすときは、会社は、各指定契約*1の保険料のうち同一の払込期月の保険料について、指定クレジットカードから各指定契約*1の保険料相当額の合計を払い込む取扱いを行います。

- (1) 各指定契約*1に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約*2が同一であること
- (2) (1)の被指定契約*2の第1保険期間満了に伴いこの特約を各指定契約*1に付加すること
- (3) 各指定契約*1の保険料払込方法（回数）が月払であること
- (4) 各指定契約*1の保険契約者が同一であること
- (5) 各指定契約*1の指定クレジットカードが同一であること

2. 本条の1. の取扱いを行うときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込方法（回数）が年払または半年払に変更された各指定契約*1については、以後、本条の1. の取扱いは行いません。
- (2) 各指定契約*1について指定クレジットカードの変更があったときは、以後、本条の1. ー(4)および(5)の要件を満たす範囲内で本条の1. の取扱いを継続します。
- (3) 第4条（保険料の払込み）の2. を次のとおり読み替えます。
2. 同一の指定クレジットカードから2件以上の保険契約*3の保険料相当額を払い込むときは、保険契約者は、会社に対しその払込みの順序を指定できません。

第14条 補足説明

*1 複数の指定契約

保険契約指定特約が付加された主たる保険契約をいい、本条において、それぞれの指定契約を「各指定契約」といいます。

*2 保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約

本条の1. において「被指定契約」といいます。

*3 2件以上の保険契約

第14条（利率変動積立型終身保険契約の第1保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則）の1. の取扱いを行う各指定契約*1については、合わせて1件の保険契約とみなします。

集 団 特 約

(実施 1981.4.2 / 改正 2015.4.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者は、会社と集団協約を締結した組合・連合会・同業団体等、その集団において保険料の一括集金のできる集団の構成員であること
- (2) 保険契約者、被保険者のいずれかの数が10名以上あること

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、集団保険料率とします。ただし、普通保険約款の規定により保険料の予納が行われるときは、普通保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、集団代表者を經由して払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

第5条 保険料領収証

第2回以後の保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、集団代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第6条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率により割引きます。

第7条 特約の失効

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (7) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (8) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

*2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

- (1) 次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
- ② 無配当新がん医療保険契約
- ③ 無配当生活習慣病保険契約
- ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

- (1) この特約による保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないとき
- (2) 会社と集団代表者との間に締結された集団協約が解除されたとき
- (3) 保険契約者が死亡し、または集団を脱退したとき
- (4) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (5) 第1条（特約の付加）の2. - (2)に規定する保険契約者および被保険者の人数がともに10名未満となり、その後3か月（年払契約、半年払契約の場合には6か月）を経過してもそのいずれも10名以上にならないとき
- (6) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

2. 本条の1. - (1)から(5)までの規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第8条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第9条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、第1条（特約の付加）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

第10条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第11条 医療保障保険（個人型）契約に付加する場合の特則

この特約による取扱いを行う医療保障保険（個人型）の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。

第12条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合で、年金の種類が保証期間付終身年金のときは、第1条（特約の付加）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

第13条 第1回保険料から集団代表者を經由して払い込む場合の特則

この特約を付加し、第1回保険料*1から集団代表者を經由して払い込むときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

1. 第1回保険料*1は、集団代表者を經由して払い込むことを必要とします。この場合、集団代表者が、集団に所属してこの特約の取扱いを受ける保険契約者から第1回保険料*1に相当する金額を受け取った時をもって、第1回保険料*1の払込みがあったものとみなします。
2. 第2回以後の保険料は、集団代表者を經由して払い込むことを必要とします。
3. 本条の2. に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

- (2) 第5条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収

第13条 補足説明

* 1 第1回保険料

第1回保険料相当額を含みます。

第14条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の半年払契約および月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
3. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第7条（特約の失効）の1. - (1)の規定は適用しません。
4. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いを行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
5. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第7条（特約の失効）の1. - (4)を次のとおり読み替えます。
(4) 第2保険期間が開始するとき

第15条 家族特約が適用された無配当総合医療保険契約等に付加する場合の特則

この特約を家族特約が適用された無配当総合医療保険契約等*1に付加するときは、第1条（特約の付加）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「主たる被保険者」と読み替えます。

第16条 責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。
第2条（契約成立日）
 1. この特約による取扱いを行う月払契約では、責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
 2. 本条の1. の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- (2) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。
第4条（保険料の払込み）
 1. 保険料は、集団代表者を經由して払い込むことを必要とします。
 2. 本条の1. に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。
- (3) 第5条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。
第5条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、集団代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。
- (4) 第13条（第1回保険料から集団代表者を經由して払い込む場合の特則）は適用しません。

第15条 補足説明

* 1 無配当総合医療保険契約等
次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 無配当総合医療保険契約
- (2) 無配当新総合医療保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付新医療保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約

第16条 補足説明

* 1 責任開始の時

次の(1)から(5)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (3) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (4) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

* 2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

次の(1)から(5)の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (3) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (4) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

第17条 責任開始に関する特約とあわせて積立保険に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて積立保険に付加する場合には、第14条（利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則）の1. および第16条（責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則）の(1)は適用せず、第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

事業保険特約

(実施 1981.4.2 / 改正 2015.4.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1) 保険契約者は、会社と事業保険協約を締結した事業団体であること
- (2) 被保険者は、その団体に所属する者であること
- (3) 被保険者の数が20名以上あること。ただし、被保険者の人数の計算にあたっては、その団体に所属する者との間に団体特約付保険契約があるときは、同一事業所に所属する事業保険の被保険者と団体特約付保険契約の保険契約者とを名寄せのうえ、それぞれの数を合算します。

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料領収証

第2回以後の保険料の払込みについては、被保険者別に個々の保険料領収証を発行せず、一括領収証を発行します。

第4条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率により割り引きます。

第5条 保険料の前納および保険料の振替貸付

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納および保険料の振替貸付に関する規定は適用しません。

第6条 社員配当金の支払い

1. 保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日*1を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (7) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (8) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

*2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

- (1) 次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
- ② 無配当新がん医療保険契約
- ③ 無配当生活習慣病保険契約
- ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

- (1) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の初日から社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、その事業年度の終わりに保険契約者に支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、社員配当金を積み立てた日以後その事業年度の終わりにまでに保険契約が消滅した場合には、その保険契約が消滅したときに、保険金または給付金を支払うときはその受取人に、その他の事由で消滅したときは保険契約者に支払います。

2. 本条の1. の規定にかかわらず、特に保険契約者との取決めがあるときは、その方法によります。

第7条 特約の失効

この特約が付加された保険契約が次のいずれかに該当したときは、その保険契約については、この特約は効力を失います。

- (1) 保険料が猶予期間内に払い込まれないとき
- (2) 被保険者が団体を脱退したとき
- (3) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (4) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

第8条 特約の解除

この特約を解除して、引き続き保険契約を継続させようとするときは、会社の承諾を得て団体特約の取扱いを受けるか、または第7条（特約の失効）に準じて個々の年払、半年払または月払契約とすることができます。

第9条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第10条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第11条 就業不能保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険契約に付加するときは、第6条（社員配当金の支払い）の1. 中、「事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」とあるのを「事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」と、「保険金または給付金」とあるのを「死亡保険金または高度障害保険金」とそれぞれ読み替えます。

第12条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、第1条（特約の付加）、第3条（保険料領収証）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第6条（社員配当金の支払い）の1. ー(2)を次のとおり読み替えます。
 - (2) (1)の規定にかかわらず、社員配当金を積み立てた日以後その事業年度の終わりにまでに第1回年金の支払事由が生じた場合または保険契約が消滅した場合には、第1回年金の支払事由が生じたときまたは保険契約が消滅したときに、年金または一時金を支払うときはその受取人に、その他の事由で消滅したときは保険契約者に支払います。

第6条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

第13条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第7条（特約の失効）の(1)の規定は適用しません。
3. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いを行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
4. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第7条（特約の失効）の(3)を次のとおり読み替えます。
(3) 第2保険期間が開始するとき

第14条 家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等に付加する場合の特則

この特約を家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等*1に付加するときは、第1条（特約の付加）、第3条（保険料領収証）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「主たる被保険者」と読み替えます。

第14条 補足説明

- * 1 無配当総合医療保険契約等
次の(1)から(4)をいいます。
- (1) 無配当総合医療保険契約
 - (2) 無配当新総合医療保険契約
 - (3) 5年ごと利差配当付新医療保険契約
 - (4) 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約

責任開始に関する特約

(実施 2013.4.2 / 改正 2015.4.2)

第1条 特約の付加

この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加します。

第2条 責任開始の時

1. 主契約の締結の際に、この特約を付加するときは、主契約の普通保険約款の責任開始の時の規定にかかわらず、保険契約者が主契約の申込みをした時または会社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時を責任開始の時とし、責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 特約の中途付加の際に、この特約を付加するときは、中途付加する特約の責任開始の時の規定にかかわらず、保険契約者が特約の申込みをした時または会社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時を特約の責任開始の時とし、特約の責任開始の時を含む日を特約の責任開始の日とします。

第3条 第1回保険料の払込みおよび猶予期間

1. 第1回保険料（特約の中途付加の際に、この特約を付加するときは、中途付加する特約の第1回保険料に相当する金額とします。また、利率変動型積立保険普通保険約款に基づき、第1回保険料とともに払い込むべき不定期払保険料があるときは、これを含みます。以下同じ。）は、払込期間中に払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の払込期間は、責任開始の日からその日を含めて責任開始の日を含む月の翌月末日までの期間とします。
3. 第1回保険料の払込みについては、本条の2. に定める払込期間の翌月1日から末日までの猶予期間があります。

第4条 第1回保険料の払込み前に支払事由等が生じた場合の取扱い

第1回保険料が払い込まれないまま、第1回保険料の猶予期間満了日（第3条）までに、保険金等*1の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、次のとおり取扱います。

項 目	内 容
(1) 保険金等*1を支払うとき	第1回保険料*2を差し引いて支払います。ただし、会社が支払うべき金額が第1回保険料*2に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに第1回保険料*2を払い込むことを必要とします。第1回保険料*2の払込みがないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、第1回保険料*2をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。第1回保険料*2が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第5条 第1回保険料の払込みがない場合の取扱い

1. 第1回保険料の猶予期間満了日（第3条）までに第1回保険料の払込みがないときは、主契約およびこれに付加された特約*1は無効とします。ただし、第4条の(1)に該当する場合は無効としません。
2. 本条の1. の規定によって主契約およびこれに付加された特約*1を無効とした場

第4条 補足説明

*1 保険金等

主契約の普通保険約款および主契約に付加された特約の規定に基づいて支払われる保険金・給付金・見舞金・年金をいい、その名称の如何を問いません。

*2 第1回保険料

第2回以後の保険料について、主契約の普通保険約款または主契約に付加された特約の規定に基づいて差引くべき未払込保険料があるときは第2回以後の払込保険料を含みます。

第5条 補足説明

*1 主契約およびこれに付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

合、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

第6条 特約の解約

この特約のみの解約は取扱いません。

第7条 第1回保険料の払込み前の保険契約の返戻金

第1回保険料の払込み前の主契約およびこれに付加された特約*1には返戻金はありません。

第8条 第1回保険料の払込み前の保険契約の減額

普通保険約款の減額の規定にかかわらず、第1回保険料の払込み前の主契約およびこれに付加された特約*1は減額できません。

第9条 第1回保険料の払込み前の主契約に付加された特約の解約

主契約に付加された特約*1の解約の規定にかかわらず、第1回保険料の払込み前に、主契約に付加された特約*1を解約するときは、主契約と合わせて解約することを必要とし、主契約に付加された特約*1のみを解約することはできません。

第10条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

第11条 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等*1に付加するときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（責任開始の時）中、「責任開始の時」とあるのを「保険期間開始の時」に、「責任開始の日」とあるのを「保険期間開始の日」に、それぞれ読み替えます。
- (2) 第3条（第1回保険料の払込みおよび猶予期間）の2. 中、「責任開始の日」とあるのを「保険期間開始の日」と読み替えます。

第12条 新こども保険契約に付加する場合の特則

この特約を新こども保険契約に付加するときは、第2条（責任開始の時）中、「被保険者」とあるのを「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

第13条 利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

この特約を利率変動型積立保険契約に付加するときは、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料の払込み前の保険契約の保険料の変更はできません。

第7条 補足説明

*1 主契約およびこれに付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

第8条 補足説明

*1 主契約およびこれに付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

第9条 補足説明

*1 主契約に付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

第11条 補足説明

*1 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等

次の(1)から(5)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (2) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
- (3) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (4) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

インターネットによる保険契約申込みに関する特約

(実施 2021.4.2)

第1条 特約の適用

保険契約者から、電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器（以下、この特約において「電子計算機」といいます。）上に設けられた画面表示により、保険契約の申込み（復活の申込みを含みます。以下同じ。）があり、かつ、会社がこれを承諾した場合には、この特約を適用します。なお、この特約における電子計算機上に設けられた画面表示とは、以下に掲げる場合に応じて、それぞれに定める方法を指します。

(1) 会社から保険契約者または被保険者（以下、「保険契約者等」といいます。）に対して、通知、表示または意思表示（以下、「通知等」といいます。）を行う場合

- ① 会社の使用に係る電子計算機と、保険契約者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて通知等を行うべき事項を送信し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録する方法
- ② 会社の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に当該事項を記録する方法
- ③ 保険契約者等ファイル（会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルで、もっぱら当該保険契約者等の用に供せられるファイルをいいます。以下同じとします。）に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法
- ④ 会社の閲覧ファイル（会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の保険契約者等の閲覧に供するための通知等を行うべき事項を記録させるファイルをいいます。）に記録された内容中、通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法

(2) 保険契約者等から会社に対して通知等を行う場合

- ① 保険契約者等ファイルに、保険契約者等が通知等を行うべき事項を記録する方法
- ② 保険契約者等の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続きにしたがって、保険契約者等がその使用に係る電子計算機を用いて送信する方法

第2条 保険契約の申込みに関する事項

この特約を付加するときは、保険契約者等と会社は、保険契約の申込みについて、次のとおり取扱うものとします。

- (1) 会社は、保険契約の申込みに係る事項を電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、保険契約者等に対して表示することができるものとします。
- (2) 保険契約者等は、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、(1)で表示された事項を入力し、会社へ送信することができるものとします。ただし、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者が意思表示すべき事項については被保険者本人が入力することを必要とします。
- (3) 会社は、(2)により保険契約者等から送信された事項の受信をもって、保険契約の申込みがあったものとして取扱うものとします。この場合、会社は、保険契約者等から送信された事項の受信を確認したうえで、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）より、保険契約の申込みを受け付けた旨を表示します。
- (4) 会社は、保険契約の申込みに対する諾否について、保険契約者に対し、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、通知できるものとします。ただし、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）による通知が困難な場合には、その他の方法を用いる場合があります。

第3条 告知に関する事項

主たる保険契約の普通保険約款または特約の規定にかかわらず、告知について、次のとおり取扱うものとします。

- (1) 会社は、保険契約の申込みを受けたときは、保険契約者等に対して、会社所定の告知書等（保険契約復活告知書を含みます。以下同じ。）に代えて、被保険者に関する告知（以下、「告知事項」といいます。）を、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、表示することができるものとします。
- (2) 保険契約者等は、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、(1)で表示された告知事項を入力し、会社に送信することにより、告知することができるものとします。ただし、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者が告知すべき事項については被保険者本人が入力することを必要とします。
- (3) 会社は、(2)で送信された告知事項を受信したときは、保険契約者等から告知があったものとして取扱うことができるものとします。この場合、会社は、送信された告知事項の受信を確認したうえで、告知を受けた旨を、電子計算機上に設けられた画面表示（第1条）により、表示します。

第4条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

特

約

インターネットによる保険契約申込みに関する特約

金 額 例 表 等 に つ い て

以下の例表を、次のページ以降に掲載しています。

5 年ごと利差配当付長期生活保障保険

- 例表 1 一時金額表
- 例表 2 年金現価表
- 例表 3 返戻金額例表（年金支払開始日以後）

5 年ごと利差配当付新長期生活保障保険

- 例表 1 一時金額表
- 例表 2 年金現価表
- 例表 3 返戻金額例表（年金支払開始日以後）

5年ごと利差配当付長期生活保障保険

例表 1

一時金額表

一時金額は第1回年金額に下記の率を乗じた金額とします。

確定年金

年金の支払回数	第1回年金額に乘する率
15回	14.7310

年金の支払回数	第1回年金額に乘する率
10回	9.8931

例表 2

年金現価表

年金支払期間中に、年金の受取人の死亡があった場合、年金の支払残存回数に応じて、下記の率を年金額に乘じた金額を支払います。

年金の支払残存回数	第1回年金額に乘する率
15回	14.7310
14回	13.7692
13回	12.8045
12回	11.8370
11回	10.8665
10回	9.8931
9回	8.9168
8回	7.9375

年金の支払残存回数	第1回年金額に乘する率
7回	6.9553
6回	5.9702
5回	4.9821
4回	3.9910
3回	2.9970
2回	2.0000
1回	1.0000

(注) 年金の受取人の死亡が年金支払日前にあった場合は、本表の率により求めた金額より若干割り引いた額になります。

例表 3

返戻金額例表 (第1回年金額1万円につき) 確定年金 (年金支払開始日以後)

〈単位：円〉

年金の支払残存回数	返戻金額
15回	147,310
14回	137,692
13回	128,045
12回	118,370
11回	108,665
10回	98,931
9回	89,168
8回	79,375

年金の支払残存回数	返戻金額
7回	69,553
6回	59,702
5回	49,821
4回	39,910
3回	29,970
2回	20,000
1回	10,000

(注) 保険契約の解約が年金支払日前にあった場合は、本表により求めた金額より若干割り引いた額になります。

5年ごと利差配当付新長期生活保障保険

例表 1

一時金額表

一時金額は第1回年金額に下記の率を乗じた金額とします。

確定年金

年金の支払回数	第1回年金額に乘する率
55回	50.9335
54回	50.0803
53回	49.2246
52回	48.3662
51回	47.5053
50回	46.6419
49回	45.7758
48回	44.9071
47回	44.0358
46回	43.1619
45回	42.2854
44回	41.4063
43回	40.5245
42回	39.6401
41回	38.7530
40回	37.8633
39回	36.9708
38回	36.0758
37回	35.1780
36回	34.2775
35回	33.3743
34回	32.4685
33回	31.5599
32回	30.6486
31回	29.7345
30回	28.8177

年金の支払回数	第1回年金額に乘する率
29回	27.8982
28回	26.9759
27回	26.0508
26回	25.1229
25回	24.1923
24回	23.2589
23回	22.3227
22回	21.3836
21回	20.4418
20回	19.4971
19回	18.5496
18回	17.5992
17回	16.6460
16回	15.6900
15回	14.7310
14回	13.7692
13回	12.8045
12回	11.8370
11回	10.8665
10回	9.8931
9回	8.9168
8回	7.9375
7回	6.9553
6回	5.9702
5回	4.9821

年金現価表

年金支払期間中に、年金の受取人の死亡があった場合、年金の支払残存回数に応じて、下記の率を年金額に乗じた金額を支払います。

年金の支払残存回数	第 1 回年金額に乗ずる率	年金の支払残存回数	第 1 回年金額に乗ずる率
55回	50.9335	27回	26.0508
54回	50.0803	26回	25.1229
53回	49.2246	25回	24.1923
52回	48.3662	24回	23.2589
51回	47.5053	23回	22.3227
50回	46.6419	22回	21.3836
49回	45.7758	21回	20.4418
48回	44.9071	20回	19.4971
47回	44.0358	19回	18.5496
46回	43.1619	18回	17.5992
45回	42.2854	17回	16.6460
44回	41.4063	16回	15.6900
43回	40.5245	15回	14.7310
42回	39.6401	14回	13.7692
41回	38.7530	13回	12.8045
40回	37.8633	12回	11.8370
39回	36.9708	11回	10.8665
38回	36.0758	10回	9.8931
37回	35.1780	9回	8.9168
36回	34.2775	8回	7.9375
35回	33.3743	7回	6.9553
34回	32.4685	6回	5.9702
33回	31.5599	5回	4.9821
32回	30.6486	4回	3.9910
31回	29.7345	3回	2.9970
30回	28.8177	2回	2.0000
29回	27.8982	1回	1.0000
28回	26.9759		

(注) 年金の受取人の死亡が年金支払日前にあった場合は、本表の率により求めた金額より若干割り引いた額になります。

返戻金額例表（第 1 回年金額 1 万円につき）
確定年金（年金支払開始日以後）

〈単位：円〉

年金の支払残存回数	返戻金額	年金の支払残存回数	返戻金額
55回	509,335	27回	260,508
54回	500,803	26回	251,229
53回	492,246	25回	241,923
52回	483,662	24回	232,589
51回	475,053	23回	223,227
50回	466,419	22回	213,836
49回	457,758	21回	204,418
48回	449,071	20回	194,971
47回	440,358	19回	185,496
46回	431,619	18回	175,992
45回	422,854	17回	166,460
44回	414,063	16回	156,900
43回	405,245	15回	147,310
42回	396,401	14回	137,692
41回	387,530	13回	128,045
40回	378,633	12回	118,370
39回	369,708	11回	108,665
38回	360,758	10回	98,931
37回	351,780	9回	89,168
36回	342,775	8回	79,375
35回	333,743	7回	69,553
34回	324,685	6回	59,702
33回	315,599	5回	49,821
32回	306,486	4回	39,910
31回	297,345	3回	29,970
30回	288,177	2回	20,000
29回	278,982	1回	10,000
28回	269,759		

（注） 保険契約の解約が年金支払日前にあった場合は、本表の率により求めた金額より若干割り引いた額になります。